

高松市危険物規制審査基準

高松市消防局

令和6年4月

目次

第1章 総則

第1節 通則

第1 趣旨	1
第2 凡例	1

第2節 危険物規制

第1 危険物の規制範囲	4
第2 危険物規制に係る適用除外事項	9
第3 製造所等の区分	9
第4 製造所等における危険物の最大貯蔵数量及び最大取扱数量の算定方法	15
第5 製造所等ごとの申請区分	18
第6 各製造所等に附属する配管の範囲	23
第7 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの容量	31

第2章 危険物規制事務手続基準

第1節 設置又は変更の許可申請等

第1 設置又は変更の許可申請に係る対象及び範囲	37
第2 設置又は変更の許可申請書の記入方法、添付書類等	41
第3 基準の特例	76
第4 軽微な変更工事	77
第5 仮使用承認の申請	83
第6 消防用設備等の着工の届出	91
第7 中間検査	92
第8 完成検査前検査の申請	97
第9 完成検査の申請	105
第10 完成検査済証等の再交付申請	108
第11 仮貯蔵・仮取扱いの承認の申請	108
第12 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認の申請	114

第 13	保安検査の申請	130
第 14	保安検査の時期変更の承認の申請	131
第 15	保安検査の時期延長の承認の申請	132
第 16	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間延長の申請	136
第 17	休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設 配管の漏れの点検期間延長の申請	137
第 18	予防規程の制定・変更の認可の申請	138

第 3 章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第 1 節 総則

第 1	趣旨	147
第 2	共通基準	147

第 2 節 製造所及び一般取扱所に係る技術上の基準

製造所及び一般取扱所	209
------------	-----

第 3 節 貯蔵所に係る技術上の基準

第 1	屋内貯蔵所	231
第 2	屋外タンク貯蔵所	241
第 3	屋内タンク貯蔵所	269
第 4	地下タンク貯蔵所	270
第 5	簡易タンク貯蔵所	290
第 6	移動タンク貯蔵所	291
第 7	屋外貯蔵所	302

第 4 節 取扱所に係る技術上の基準

第 1	給油取扱所	307
第 2	販売取扱所	380
第 3	移送取扱所	382

第 5 節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第 1	消火設備	395
第 2	警報設備	405

第3 避難設備	406
附則	407
別表第1	408
別表第2	423
様式第1号	

第1章 総則

第1節 通則

第1 趣旨

この審査基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号）第34条の規定に基づき、高松市消防局の所管する許認可等事務（高松市消防局許認可等事務の標準処理期間に関する要綱第2条第1号の許認可等事務をいう。）のうち消防法第3章の規定に係るものを行うに当たって必要な事項（指導に係るものを含む。）を定めるものとする。

第2 凡例

1 法令等の略称

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）は、以下「法」という。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）は、以下「施行令」という。
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）は、以下「施行規則」という。
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）は、「危令」という。
- (5) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）は、以下「危則」という。
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）は、以下「危告示」という。
- (7) 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）は、以下「不活性ガス告示」という。
- (8) 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号）は、以下「ハロゲン化物告示」という。
- (9) 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）は、以下「泡告示」という。
- (10) 高松市火災予防条例（昭和37年高松市条例第11号）は、以下「市条例」という。
- (11) 高松市危険物規制の手続に関する規則（昭和41年高松市規則第11号）は、以下「市規則」という。
- (12) 高松市消防手数料条例（昭和27年高松市条例第6号）は、以下「市手数料条例」という。
- (13) 高松市消防手数料条例施行規則（平成29年高松市規則第30号）は、以下「市手数料条例規則」という。
- (14) 建築基準法（昭和25年法律第201号）は、以下「建基法」とい

う。

(15) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）は、以下「建基令」という。

(16) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、以下「高保法」という。

(17) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、以下「車両法」という。

(18) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、以下「労安法」という。

(19) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格は、以下「JIS」という。

(20) 法第11条の3の危険物保安技術協会は、以下「KHK」という。

(21) 法第10条第1項の製造所、貯蔵所及び取扱所は、以下「製造所等」という。

(22) 「通知」とは、総務省消防庁からの通知をいう。

(23) 「質疑」とは、総務省消防庁の質疑に対する回答をいう。

2 用語の定義

この基準における用語については、前項第1号から第19号までに掲げる法令及び電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）において使用する用語の例による。

3 運用上の留意事項

この基準は、国からの通知等を踏まえた各関係法令の運用解釈及び取扱いに加え、製造所等における安全対策の向上のため、事故事例及び技術的背景をもとに本市が独自に付加した行政指導（行政手続法第2条第6号の行政指導をいう。）を含むものであり、通知等には、文末に発信年月日及び文書番号を、本市独自の行政指導には、文末に黒ひし形（◆）を記載している。また、表中及び図中の単位については、単位記号を用いているものがある。なお、通知、質疑等に取り上げられた事案に類似した事案がある場合には、当該通知、質疑等に示された基準を当該類似した事案に類推適用するものとする。

4 SI単位

SI単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正に伴い、平成11年10月1日から危険物規制事務に係る技術上の基準における計量単位の一部が国際単位系に係る単位（SI単位）に移行しているため、同日前に発せられた通知及び質疑については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。また、JISに規定する材質等の読替え等については、平成11年9月24日付け消防危第86号通知によるものとする。

	従来単位	S I 単位	換算
力	kgf	N	1kgf=9.8N
モーメント	kgf・m	N・m	1kgf・m=9.8N・m
圧力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1mmAq =0.01kPa 1kgf/cm ² =0.098MPa
応力	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0.098 N/mm ²
熱量	cal	J	1cal =4.2J
時間	sec	S	読替えのみ

5 危険物関係法令以外の法令による制限

製造所等の設置又は変更の許可を与えるか否かの判断には無関係ではあるが、建基法等の危険物関係法令以外の法令により、法第10条第4項の技術上の基準の一部が制限される場合があるため、当該制限の有無について確認すること。（◆）

第2節 危険物規制

第1 危険物の規制範囲

1 危険物の判定

危険物の判定については、平成元年7月4日付け消防危第64号、平成元年12月21日付け消防危第114号、平成2年3月31日付け消防危第57号、平成2年10月31日付け消防危第105号、平成7年5月31日付け消防危第50号、平成14年2月26日付け消防危第29号、平成14年3月27日付け消防危第46号、平成22年12月28日付け消防危第297号の各質疑及び平成23年12月に総務省消防庁危険物保安室が作成した「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」によること。なお、主な内容を次に示す。

- (1) 法別表第1備考第12号のガソリンとは、JIS K 2201に適合する工業ガソリン（4号のミネラルスピリット及び5号のクリーニングソルベントを除く。）及びJIS K 2202に適合する自動車ガソリンをいうものとする。これらの物品のうち、液体であり、かつ、法別表第1備考第10号に定める引火性を示すものが第4類の危険物に該当するものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (2) 法別表第1備考第14号の灯油とは、JIS K 2203に適合する灯油をいうものとし、同号の軽油とは、JIS K 2204に適合する軽油をいうものとする。これらの物品のうち、液体であり、かつ、法別表第1備考第10号に定める引火性を示すものが第4類の危険物に該当するものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (3) 法別表第1備考第15号の重油とは、JIS K 2205に適合する重油をいうものとする。このうち、1気圧において温度20度で液状であり、かつ、法別表第1備考第10号に定める引火性を示すものが第4類の危険物に該当するものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (4) 危令第1条の5第6項の規定による発生するガスが可燃性の成分を含有するか否かの判断については、可燃性の成分の含有率は問わないものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (5) 引火点が摂氏100度以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定する場合において、水が沸騰し、気化した後に、当該水溶液が引火するときは、当該水溶液には引火点がないものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (6) 危令別表第3備考第10号の均一な外観とは、純水と物品が複数の層に分離して存しないこと（懸濁液（純水中に0.1から10マイクロメートル程度の固体微粒子が均一に分散した状態をいい、コロイド溶液ともいう。）となる場合を含む。）及び混合液の色が均一であることが目視により確認できる状態をいうものであり、当該状態が数時間維持さ

れない物品は、同号に規定する水溶性液体に該当しないものとする。

(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑、平成元年12月21日付け消防危第114号質疑)

- (7) 水と混合すると、加水分解して溶解し、更に放置すると縮合しゲル化して沈殿する物品のように、水と反応する物品は、危令別表第3備考第10号の水溶性液体に該当しないものとする。(平成元年12月21日付け消防危第114号質疑)
- (8) 危令第9条第1項第12号後段括弧書き及び危令第11条第1項第10号の2ル後段括弧書きの水に溶けないものとは、温度20度の水100グラムに溶解する量が1グラム未満であるものをいい、危令別表第3備考第9号に規定する非水溶性液体とは異なるものであると解するものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)
- (9) 成分組成が明らかな物品は、危則第1条の3第4項第2号、第5項及び第6項の可燃性液体量についての測定を省略することができる。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)
- (10) 危則第1条の3第7項第1号に規定する常温での貯蔵保管には、40度未満の温度で保温された動植物油類の貯蔵保管を含むものとし、同号に規定する加圧しない貯蔵保管には、危則第20条第1項第2号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクによる動植物油類の貯蔵保管を含むと解するものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)
- (11) 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、危険物の性状確認は、資料提出により確認するものである。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)
- (12) 文献その他これらに類するものに記載している数値が、危令及び危険物の試験及び性状に関する省令(平成元年自治省令第1号)に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、当該数値をもって確認試験の結果とすることができるものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)
- (13) 除菌用ウェットティッシュその他の第4類アルコール類が染み込んだ紙(常温常圧において、第4類アルコール類が紙からにじみ出ないものに限る。)は、非危険物として取り扱うものとする。(平成22年12月28日付け消防危第297号質疑)
- (14) リチウムイオン蓄電池の電解液には引火性有機溶媒が使用されており、石油製品等と同様に引火点(40度程度)を持つため、当該電解液は、第4類第2石油類に該当する。(平成23年12月に総務省消防庁危険物保安室が作成したリチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書)
- 2 データベースに関しては、次の通知を参照すること。
- (1) 危険物データベースの運用について(平成元年11月20日付け消

- 防危第107号通知)
- (2) 危険物データベースの運用の変更について(平成5年3月25日付け消防危第22号通知)
- (3) 危険物の範囲変更に伴う危険物データベースの運用について(平成14年4月15日付け消防危第53号通知)
- 3 一定の安全対策が講じられ発火危険性が低減されている第4類の危険物を電解液として収納するリチウムイオン蓄電池(以下この項において「蓄電池」という。)の貯蔵及び取扱いに係る運用については、次によること。(平成23年12月27日付け消防危第303号通知)
- (1) 運用の適用対象となる蓄電池は、次のア又はイに掲げるものとする。
- ア 「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」(20130605商局第3号)別表第9に規定する技術的内容に適合している蓄電池で、電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号)に規定する技術基準に適合していることを、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第10条に基づく表示(PSEマーク)により確認したもの
- イ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池で、当該技術基準に適合していることを、事業者が実施している当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの(電気用品安全法の適用を受けない蓄電池に限る。)
- (2) 自家発電設備(指定数量未満の危険物を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。)の付近に蓄電池を用いたリチウムイオン蓄電池設備(蓄電池及び電気配線等から構成される設備をいう。以下この項において「蓄電池設備」という。)を設置する場合は、当該蓄電池設備の電解液量が指定数量未満であって、かつ、当該蓄電池設備を、出入口(厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られたものに限る。)以外の開口部を有しない厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られた箱(以下この項において単に「箱」という。)に収納するとき限り、当該自家発電設備と当該蓄電池設備の指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を取り扱う場所として扱うことができるものとする。この場合において、当該蓄電池設備を収納した箱を複数設置するときは、全ての箱の電解液量を合算し、当該電解液量を指定数量未満とすること。なお、箱には出入口以外の開口部を設けることは原則として認められないが、機能上開口部を設ける必要がある場合は、箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するとともに、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置を講じた必要最小限の開口部に限り設けることができるものとする。
- (3) 箱に電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池(蓄電池設備、電気製

品等を含む。)を収納し、当該箱を複数置く場合は、箱ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として取り扱うことができるものとする。

- 4 キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板で造られたキュービクルで、その開口部を「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」(令和4年4月27日付け消防危第96号通知)第1項に掲げる必要な耐火性(通常の火災時における火炎を有効に遮るために特定防火設備に必要とされる遮炎性能をいう。)を有する布により当該通知第3項に掲げる方法で覆ったものについては、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(平成23年12月27日付け消防危第303号通知)第2第3項に掲げる取扱いができるものとする。(令和4年4月27日付け消防危第96号通知)
- 5 「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」(令和4年12月26日付け消防危第295号通知)に規定する車載用リチウムイオン蓄電池(電気自動車の動力源となるリチウムイオン蓄電池をいう。以下同じ。)を直接床に置く貯蔵方法(パレット等に載せて置く場合を含む。)により、前項に規定する必要な耐火性を有する布(以下この項において「布」という。)で、次のとおり指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を覆う措置を講じたものを複数置く場合にあっては、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として取り扱うことができるものとする。なお、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの離隔距離は不要とする。(令和4年12月26日付け消防危第295号通知、令和6年3月28日付け消防危第55号通知)
 - (1) 火災時に車載用リチウムイオン蓄電池の内部及び外部からの延焼を防止するよう^{きょう}筐体の全体を布で覆う措置を講ずること。ただし、鋼板製の^{きょう}筐体で覆われているものであって^{きょう}筐体の一部に開口部等がないものについては、火災時に火炎が噴出するおそれのある接合部等を布で十分に覆う措置とすることができる。
 - (2) 車載用リチウムイオン蓄電池は、ラック等により鉛直方向に積み重ねないこと。ただし、個別に^{きょう}筐体の全体を布で覆う措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池を、不燃材料で造られた架台に、高さ3メートル以下となるように積み重ねる場合は、この限りでない。
 - (3) 布を加工する場合は、耐火性を有する糸及び金具により行うとともに、火災時に加工を行った箇所から布の内部及び外部への延焼を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 通常の保管時に想定される重力や外力により車載用リチウムイオン

蓄電池が露出しないよう耐火性を有するボルト、押さえ枠（金属）又はワイヤー等を使用し、布を固定すること。

6 工事現場その他の屋外の場所において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合において、可搬形発電設備相互間に2メートル以上の間隔を保有する、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じたときは、複数設置した可搬形発電設備をそれぞれ一の取扱場所として取り扱うことができるものとする。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）

7 電気自動車の製造等に伴い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池の状況が次に掲げる要件に該当する場合は、当該車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物については、指定数量の倍数の合算に含めないものとして取り扱うことができるものとする。なお、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防危第303号通知）の第2に適合する車載用リチウムイオン蓄電池並びに「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」（令和4年12月26日付け消防危第295号通知）の第1項の規定に適合する車載用リチウムイオン蓄電池については、この項の規定によらず、それぞれ本審査基準の該当する部分の規定の例によること。（令和5年7月7日付け消防危第214号通知）

(1) 車載用リチウムイオン蓄電池は、次によること。

ア 鋼板製の^{きょう}筐体で覆われているものであること。なお、鋼板製の^{きょう}筐体で覆われているものとは、内部セル電池が全て鋼板性の^{きょう}筐体で覆われ、密閉されているものをいうものとし、当該^{きょう}筐体の接合部等のシール剤の素材が樹脂材料であるものを含むものとする。

イ 一の車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物の量は、指定数量未満であること。

ウ 充電率が30パーセントを超えないものであること。

(2) 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵方法は、次によること。

ア 車載用リチウムイオン蓄電池の相互の間隔は、水平方向に640ミリメートル以上、鉛直方向に2,000ミリメートル以上であること。

イ 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の壁との間隔は、400ミリメートル以上であること。

ウ 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の天井（天井がない場合にあっては、屋根又は上階の床。以下この項において同じ。）との間隔は、鉛直方向に2,000ミリメートル以上であること。

エ 車載用リチウムイオン蓄電池と他の可燃物とは、当該可燃物の性状等に応じた十分な離隔距離を設ける等、相互の延焼を防止するための措置が講じられていること。

(3) 車載用リチウムイオン蓄電池を置く建築物は、当該建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたものであること。

第2 危険物規制に係る適用除外事項

1 適用除外

法第16条の9の規定により、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には、法第3章の規定が適用されず、当該危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、航空法（昭和27年法律第231号）、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、鉄道営業法（明治33年法律第65号）若しくは軌道法（大正10年法律第76号）又はこれらに基づく命令により規制されている。ただし、航空機、船舶又は鉄道若しくは軌道によって運航する車両へ給油等を行う場合についてまで適用を除外するものではない。なお、自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。（昭和49年7月30日付け消防予第102号質疑）

2 発電所、変電所等の取扱い

発電所、変電所、開閉所その他これらに類する場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びに変圧器油を冷却するための別置型冷却器、油入ケーブル用のヘッドタンクその他機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用する附属設備（以下「変圧器等」という。）については、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規制の対象とする（昭和40年9月10日付け自消丙予発第148号通知）。また、危険物関係法令の規制の対象としていない変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、法第10条第1項ただし書の規定に基づく仮取扱いの承認を要するものとする。

3 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについて（平成31年4月19日付け消防危第81号質疑）

当該エンジンバルブの貯蔵及び取扱いにあつては危険物関係法令の規制の対象とならないと解するが、当該エンジンバルブの運搬にあつては法第16条に定めるところによる危険物の運搬に関する基準が適用されると解する。なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は、危険物の取扱いに該当し、及び危険物関係法令の規制の対象となると解する。

第3 製造所等の区分

1 製造所の区分

(1) 製造所とは、危険物を製造するため、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であつて、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいうものであること。（昭和34年10月10日付け

国消甲予発第17号通知)

- (2) 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、攪拌、分離、調合、添加、溶解、希釈等の物理変化を行い、製造される最終製品が危険物である施設をいう。なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工（化学変化を伴わないものに限る。）を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所として取り扱うものとする。
- (3) 製造所において、当該製造所の設備を用いて、危険物に該当しない物品の製造を行うことは、当該物品の性状が次のアからエまでに適合する場合にのみ認められる。（平成24年8月28日付け消防危第199号質疑）
- ア 当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
- イ 当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
- ウ 当該物品に起因する火災が発生した際に、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- エ 消防活動等に支障を与えないものであること。
- (4) 製造所において当該製造所の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰め替え又は充填（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして扱う。（平成24年8月28日付け消防危第199号質疑）
- (5) 規制の範囲は、次のアからエまでによるものとする。
- ア 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制する。なお、1棟の中に2以上の製造工程が存する場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制する。
- イ 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、原則としてその棟ごとに一の製造所として規制する。ただし、同一敷地内で製造工程上不可分のつながりがあり、かつ、いずれの棟においても危険物の貯蔵又は取扱いがある場合は、一の製造所として規制することができるものとする。
- ウ 建築物のない製造施設にあつては、一の製造工程をもって、一の製造所として規制する。
- エ 製造した危険物をドラム缶等の容器へ詰め替える一連の工程において、当該容器が製造所内に滞留することなく速やかに貯蔵所等へ運搬される場合に限り、一の製造所として規制することができる。（令和2年3月16日付け消防危第67号通知）

2 貯蔵所の区分

(1) 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいうものであること。（昭和34年10月10日付け国消甲予発第17号通知）

(2) 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設又は容器等に収納されている危険物を貯蔵する施設等をいう。なお、貯蔵所において、タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとし、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、1日当たりの取扱数量が指定数量未満である場合に限り、貯蔵に伴う取扱いとする。

(3) 規制の範囲

法令に定めるものを除き、原則として危険物の貯蔵のために設けられた一群の施設を一の貯蔵所とする。なお、貯蔵所ごとの取扱いは、次のとおりとする。

ア 屋内貯蔵所

(ア) 屋外に上屋を設けた施設において、危険物運搬用トラックに積み込むために危険物製造所等で製造された危険物を一時的に貯蔵する場合は、当該施設は業務の形態から判断して貯蔵所として規制する。（昭和56年4月28日付け消防危第52号質疑）

(イ) ドライコンテナにより危険物を屋内貯蔵所に貯蔵する場合は、次の要件を全て満たすこと。なお、危告示第68条の2の2第4号の鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器として取り扱うため、令和4年12月13日付け消防危第283号通知によらず、屋内貯蔵所に貯蔵することができることに留意すること。（令和4年12月13日付け消防危第283号通知）

a ドライコンテナは、輸送するために危険物を収納したもので、輸送途上（貯蔵及び運搬の間）であって、かつ、常時施錠されており、容易に解錠して危険物を出し入れすることができないものであること。

b ドライコンテナ内に収納している危険物について、危則第44条第1項各号に定める表示を当該ドライコンテナの外側の見やすい箇所に行ったものであること。

イ 屋外タンク貯蔵所

(ア) 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成27年4月24日付け消防危第91号質疑）別紙第1項から第4項まで（第2項のうち屋外貯蔵タンクの設置目的に係る部分を除く。）に掲げる要件に適合する屋外貯蔵タンクを有し、かつ、同質疑別紙第5項に掲げる要件を満たす屋外タンク貯蔵所を設置することがで

きるものとする。

(イ) ニートSAF（バイオマス、廃食油、都市ごみ等を原料とした合成炭化水素を含む燃料をいう。以下同じ。）がASTMD 7566規格のAnnexesに適合するものである場合は、当該ニートSAFとASTMD 7566規格で混合が認められている石油由来の航空タービン燃料類（Jet A、Jet A-1及びConventional Blending Components）とを同一の屋外貯蔵タンクに受け入れ、当該屋外貯蔵タンクにSAF（ニートSAFと石油由来の航空タービン燃料類とを混合した航空燃料をいう。）として貯蔵することができるものとする。（令和5年9月25日付け消防危第274号通知）

ウ 簡易タンク貯蔵所

危令第14条第9号の規定により、危令第17条第1項第10号の規定の例により給油のための設備を設けた簡易貯蔵タンクで、自動車等の燃料タンクへの給油のために使用するものは、それによる1日当たりの給油量が指定数量未満である場合に限り、簡易タンク貯蔵所として取り扱うものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

エ 移動タンク貯蔵所

(ア) 車両法上の検査を要さない同法第2条第6項に規定する道路を通行しない移動タンク貯蔵所にあつては、法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置に係る許可（以下「設置許可」という。）を必要とすると解するものとする。（昭和55年2月21日付け消防危第24号質疑）

(イ) 容量4,000リットル以下のタンクに受台、脚、ステー等を溶接し、又はボルト締めによって強固に取り付け、これらの受台、脚、ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合、移動タンク貯蔵所と認められる。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

(ウ) 灯油専用のタンクを、直径14ミリメートル以上のUボルトで4箇所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは、移動タンク貯蔵所として認められる。また、その設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管（20メートル）を使用して直接家庭用等の燃料タンク等に緊結の上注油することができるものとする。（昭和45年10月2日付け消防予第198号質疑）

オ 屋外貯蔵所

(ア) 屋外貯蔵所に屋根を設けた場合は、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることとなる。（昭和51年11月24日付け消防危第100号質疑）

(イ) ドライコンテナにより危険物を屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、ア(イ) a 及び b に掲げる要件を満たすこと。なお、危告示第 68 条の 2 の 2 第 4 号の鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器として取り扱うため、令和 4 年 1 2 月 1 3 日付け消防危第 283 号通知によらず、屋外貯蔵所に貯蔵することができることに留意すること。(令和 4 年 1 2 月 1 3 日付け消防危第 283 号通知)

(4) その他

ア 危険物運搬用トラックに積み込むために製造所等で製造された危険物を一時的に貯蔵する場所は、業務の形態から判断して貯蔵所として規制する。(昭和 56 年 4 月 28 日付け消防危第 52 号質疑)

イ 岸壁に接して係留された台船内部に塗料倉庫を設けることは、法第 3 章の規定の適用を受けるものであるが、その位置、構造及び設備が法第 10 条第 4 項に規定する技術上の基準に適合するものとならないため、その設置を認めることはできない。(昭和 51 年 7 月 12 日付け消防危第 23-19 号質疑)

3 取扱所の区分

(1) 取扱所とは、1 日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第 11 条第 2 項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいうものであること。(昭和 34 年 10 月 10 日付け国消甲予発第 17 号通知)

(2) 規制の範囲

取扱所ごとの取扱いは、次のとおりとする。

ア 給油取扱所

(ア) 簡易タンクにより 1 日当たり指定数量以上の量の危険物を取り扱う場合において、危令第 14 条第 9 号の規定により、危令第 17 条第 1 項第 10 号の規定の例により設けた給油のための設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的であるときは、当該簡易タンクは給油取扱所の簡易タンクであると解するものとする。

(イ) 第 4 類の危険物のうちエタノール又はこれ含有するものを取り扱う給油取扱所において、ガソリン及びエタノールを混合して、エタノール含有するものを製造する行為は、危令第 3 条第 1 号に規定する危険物の取扱いには含まれず、給油取扱所で行うことは認められないと解するものとする。(平成 24 年 1 月 11 日付け消防危第 2 号通知)

(ウ) 給油取扱所における給油並びに危令第 3 条第 1 号イ及びロに掲げる作業以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満の数量である場合に限り、認められるものとする。(昭和 62 年 4 月

28日付け消防危第38号通知)

- (エ) 危令第3条第1号の「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。(令和5年3月24日付け消防危第63号質疑)
- (オ) 給油取扱所においては、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両によりけん引された状態の自動車等(危令第3条第1号の自動車等をいう。)の燃料タンクに直接給油することができるものと解する。(令和5年3月24日付け消防危第63号質疑)

イ 一般取扱所

- (ア) 危令第19条第2項(第4号及び第5号を除く。)の規定により建築物の一部(当該建築物内に設ける危険物を取り扱う設備を含む。)を一般取扱所として規制するもの(第3章第2節において「部分規制の一般取扱所」という。)以外は、原則として屋内に設置するものにあつては1棟、屋外に設置するものにあつては一の工程をもって、一の一般取扱所として規制するものとする。
- (イ) 前(ア)の規定によるほか、一般取扱所に係る取扱いについては、次によるものとする。
 - a 簡易タンクにより1日当たり指定数量以上の量の危険物を取り扱う場合において、危令第14条第9号の規定により、危令第17条第1項第10号の規定の例により設けた注油のための設備により危険物を容器に詰め替えること等が主な目的であるときは、当該簡易タンクは一般取扱所の簡易タンクであると解するものとする。
 - b 危険物を取り扱うタンク又は設備を設置した場所以外の場所における危険物の貯蔵又は取扱いについては、一般取扱所に設けた区画内で当該貯蔵又は取扱いが行われ、かつ、当該貯蔵又は取扱いに係る数量が指定数量未満であるときに限り、認められるものとする。この場合において、当該区画の構造及び当該区画に設ける設備の基準は、危令第17条第1項第17号(危則で定める自動車等の出入口に係る部分及び危則で定める部分の構造に係る部分を除く。)及び第20号の規定を準用する。(◆)
 - c 1日に指定数量以上の危険物を消費するボイラー、自家発電設備その他危険物を消費する設備を設ける室(以下このc及びdにおいて「危険物消費設備室」という。)は、一般取扱所として規制するものとする。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)
 - d 指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(危令第

9条第1項第20号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）に規定するタンク（以下「20号タンク」という。）を除く。）を設け、当該タンクが存する場所以外の場所（危険物消費設備室等）に送油して、1日に指定数量以上の危険物を消費する場合は、当該タンクの存する場所にあつては設置するタンクに応じた貯蔵所として、危険物消費設備室等の存する場所にあつては、一般取扱所としてそれぞれ規制するものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

e 屋外貯蔵タンクから指定数量以上の危険物をドラム缶等の容器に詰め替える場合は、一般取扱所として規制するものとする。

（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

f 船舶等への危険物の払出し又は船舶等からの危険物の受入れをするための栈橋、岸壁等の施設のうち移送取扱所以外の施設は、一般取扱所として規制するものとする。

g 危令第27条第6項第4号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点が40度以上の第4類の危険物を詰め替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場所は、一般取扱所として規制するものとする。

h 非危険物を製造する施設において、製造工程の副産物として危険物が生成されることは非危険物の製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は、一般取扱所として取り扱うものとする。（平成28年3月1日付け消防危第37号質疑）

i 第4類の危険物のうち動植物油類が、法別表第1備考第17号の規定に基づく危則第1条の3第7項に定めるところにより貯蔵保管されている場合は、同備考第17号の規定により、当該動植物油類は危険物には該当せず、指定可燃物に該当する。この場合において、当該貯蔵保管に係るタンクの注入口等で1日当たりの取扱量が指定数量以上となる動植物油類の取扱いが行われるときは、当該注入口等は一般取扱所として取り扱うものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

第4 製造所等における危険物の最大貯蔵数量及び最大取扱数量の算定方法

貯蔵所で貯蔵する危険物の最大の数量（以下「最大貯蔵数量」という。）及び製造所等で取り扱う危険物の最大の数量（以下「最大取扱数量」という。）の算定は、次により行うものとする。

1 製造所

危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合は、1日における原料に係る危険物の数量と製品に係る危険物の数量を比較し、いずれか大きいものを製造所における最大取扱数量とする。

2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所（「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和4年12月13日付け消防危第283号通知）に規定するドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所を含む。）で貯蔵することが想定される危険物の最大の数量を当該屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所における最大貯蔵数量とする。

3 屋外タンク貯蔵所

危令第5条各項に定めるところにより算出した、屋外タンク貯蔵所での危険物の貯蔵に用いるタンクの容量を当該屋外タンク貯蔵所における最大貯蔵数量とする。

4 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所

前項の規定の例によること。ただし、2以上のタンクを用いる貯蔵所にあつては、タンクごとに算定したタンクの容量を合算したものを当該貯蔵所における最大貯蔵数量とする。

5 移動タンク貯蔵所

次の各号に定めるところによること。

(1) 第3項の規定の例によること。

(2) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（危令第15条第2項に規定する移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有する移動タンク貯蔵所（以下「積載式移動タンク貯蔵所」という。）を除く。）のうち、貯蔵し、又は取り扱う危険物のうち最も比重の小さいもの（以下「最小比重危険物」という。）を最大量貯蔵できるように設計されたタンク（最小比重危険物を貯蔵する場合において、空間容積が内容積の5パーセント以上10パーセント以下の範囲に入るように設計されたものをいう。以下同じ。）を用いるものに係る許可の申請がなされた場合において、当該移動タンク貯蔵所で最小比重危険物より比重の大きな危険物を貯蔵するときは、車両法上の最大積載量の観点（危則第3条の計算方法により算出された空間容積となるように危険物を貯蔵した場合に、車両法に規定する最大積載量を超えるため。）から空間容積が10パーセントを超えるタンク室（危令第15条第1項第3号の間仕切により仕切られた移動貯蔵タンクの部分をいい、空室となる場合を含む。）が生じても差し支えないと解するものとする。この場合において、当該許可に係る指定数量の倍数は、当該移動タンクにおける指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態から算定した値とする。

（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）

6 給油取扱所

危令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク、簡易タンク等のタンクごとに第4項の規定の例によりタンクの容量を算定し、これらのタンクの容量を合算したものを給油取扱所における最大取扱数量

とする。この場合において、油庫、整備室等に貯蔵する危険物の数量及び同項第22号の自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備（以下「附随設備」という。）に収納する危険物の数量は、給油取扱所における最大取扱数量には合算しない。

7 販売取扱所

販売取扱所において保有することが想定される危険物の最大の数量を当該販売取扱所における最大取扱数量とする。

8 移送取扱所

移送取扱所で1日当たり取り扱える危険物の最大の数量を当該移送取扱所における最大取扱数量とする。

9 一般取扱所

1日を単位とする最大取扱数量を一般取扱所における最大取扱数量とする。この場合において、一の工程が2日以上にわたって行われるときは、消費量が最大となる日の危険物の消費量を一般取扱所における最大取扱数量とする。ただし、次の各号に掲げる一般取扱所にあつては、それぞれ当該各号掲げる算定方法によるものとする。

(1) 危険物を原料として非危険物を製造する一般取扱所にあつては、1日に取り扱う原料に係る危険物の数量を当該一般取扱所における最大取扱数量とする。

(2) 洗浄を行う一般取扱所（危令第19条第2項第1号の2に規定する専ら洗浄を行う一般取扱所を含む。）にあつては、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる量を当該一般取扱所における最大取扱数量とする。

ア 洗浄後に危険物を回収し、同一工程内で再使用する装置等を用いるもの 当該装置等内における洗浄時に使用する危険物の最大数量

イ 危険物を使い捨てるもの及び工程外に排出するもの 1日当たりの危険物の使用量が最大となる日の危険物の使用量

ウ 洗浄後に一部の危険物を工程外に排出するもの ア及びイに規定する数量を合算して得た量

(3) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を取り扱う一般取扱所（危令第19条第2項第3号に規定する危険物を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を含む。）にあつては、1日における危険物の消費量と20号タンクに貯蔵する危険物の数量を比較し、いずれか大きいものを当該一般取扱所における最大取扱数量とする。この場合において、当該装置を使用する時間が一定でないときは、1日当たりの消費量が最大となる日の危険物の消費量を当該一般取扱所における最大取扱数量とする。ただし、非常用の発電設備（公的機関等に設置したもので、24時間連続して運転するものを除く。）で危険物を取り扱う一般取扱所にあつて

は、当該発電設備が実際に運転する時間に基づいて算出した1日当たりの消費量を当該一般取扱所の最大取扱数量とすることができるものとする。（平成30年11月27日付け消防災第181号通知）（◆）

- (4) 危令第19条第2項第5号に規定する専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所にあつては、専用タンクに貯蔵される危険物の数量又は取り扱われる危険物の数量を比較し、大きいものを当該一般取扱所における最大取扱数量とする。
- (5) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置で危険物を取り扱う一般取扱所（危令第19条第2項第6号に規定する危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を含む。）にあつては、これらの装置内の危険物の瞬間最大停滞量（危険物に係るリザーバタンク、配管等の容量の総量）を当該一般取扱所における最大取扱数量とする。
- (6) 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置で危険物を取り扱う一般取扱所（危令第19条第2項第7号に規定する切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を含む。）にあつては、第2号の規定の例により算出した数量を当該一般取扱所における最大取扱数量とする。
- (7) 危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置で危険物を取り扱う一般取扱所（危令第19条第2項第8号に規定する危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を含む。）にあつては、熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量を当該一般取扱所における最大取扱数量とする。

第5 製造所等ごとの申請区分

危令第6条第1項又は第7条第1項に規定する申請書の提出を要する製造所等の単位（以下この第5において「申請区分」という。）については、次に定めるところによるものとする。

1 製造所

原則として1棟又は一連の工程をもって一の申請区分とする。この場合において、一の申請区分には、当該製造所に附属する20号タンク、配管その他設備等が含まれる。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

2 屋内貯蔵所

次の各号に定めるところによる。

- (1) 1棟の貯蔵倉庫を一の申請区分とする。
- (2) 一の建築物に危令第10条第3項の規定に適合する屋内貯蔵所を隣接して設置することができるものであると解する。この場合において、隣接することにより2つの屋内貯蔵所で共有することとなる壁及び当該

壁に設ける出入口（当該壁が出入口を有する場合に限る。）に設置する特定防火設備は、両方の屋内貯蔵所の規制範囲に含まれるものと解する。

3 屋外タンク貯蔵所

次の各号に定めるところによる。

(1) 申請区分

タンク1基及び当該タンクに付随する配管、通気管、ポンプ設備その他設備等を一の申請区分とする。

(2) 複数の屋外タンク貯蔵所が一の防油堤を兼用する場合の当該防油堤が付随する屋外タンク貯蔵所については、次のアからオまでに定めるところによること。

ア 当該防油堤内にその容量が異なる屋外貯蔵タンク（以下この号において「タンク」という。）が存する場合にあっては、当該防油堤内のタンクのうち、その容量が最大となるものに係る屋外タンク貯蔵所に付随するものとする。

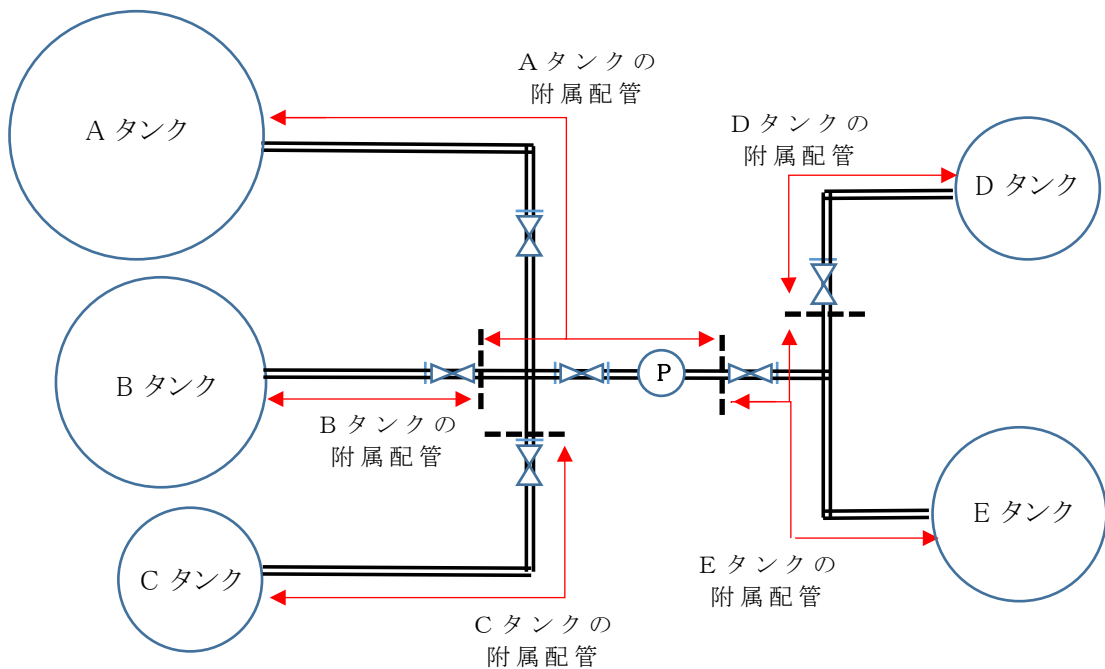
イ 当該防油堤内にその容量が最大となるタンクが複数存する場合にあっては、当該防油堤内の屋外タンク貯蔵所のうち、指定数量の倍数が最大となるもの（容量が最大となるタンク以外のタンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）に付随するものとする。

ウ 当該防油堤内にその容量が最大となるタンクが複数存し、かつ、その容量が最大となるタンクに係る複数の屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数が等しい場合にあっては、当該複数の屋外タンク貯蔵所のうち、そのタンクに貯蔵する危険物の引火点が最も低いものに付随するものとする。

エ 当該防油堤内にその容量が最大となるタンクが複数存し、かつ、その容量が最大となるタンクに係る複数の屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数が等しく、かつ、当該複数の屋外タンク貯蔵所のタンクに貯蔵する危険物の引火点が等しい場合にあっては、当該複数の屋外タンク貯蔵所のうち、設置許可年月日が最も古いものに付随するものとする。

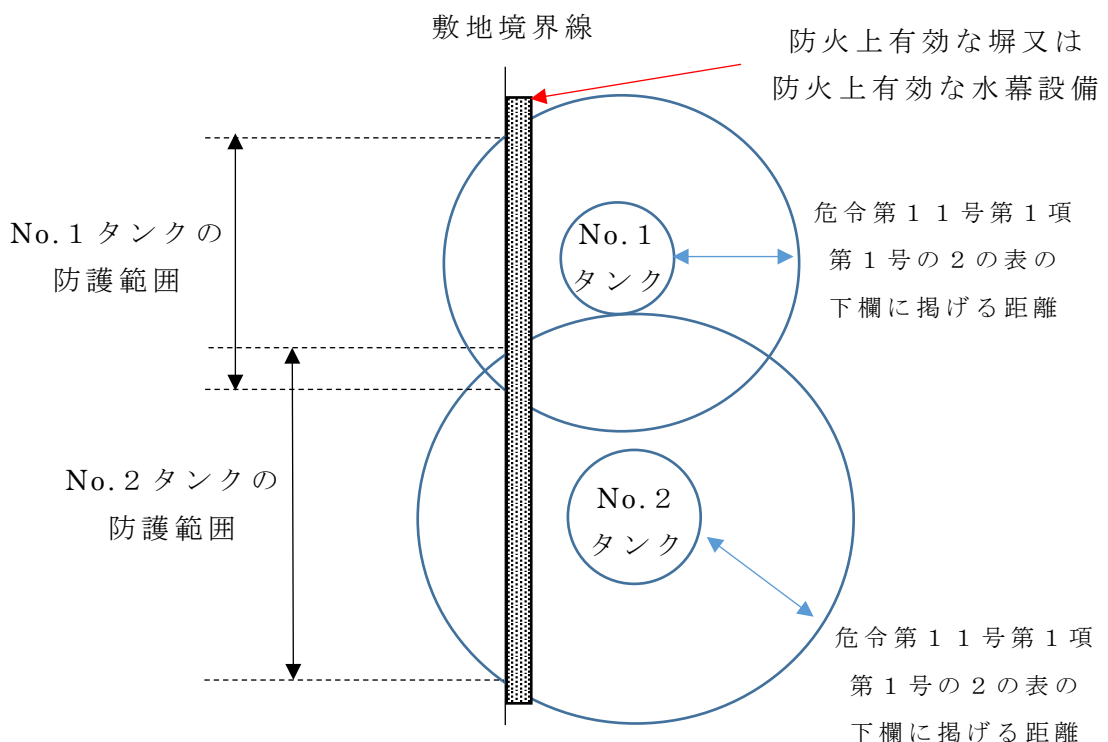
オ 当該防油堤内にその容量が最大となるタンクが複数存し、かつ、その容量が最大となるタンクに係る複数の屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数が等しく、かつ、当該複数の屋外タンク貯蔵所のタンクに貯蔵する危険物の引火点が等しく、かつ、当該複数の屋外タンク貯蔵所の設置許可年月日が同じである場合にあっては、当該複数の屋外タンク貯蔵所のうち、設置許可番号が最も古いものに付随するものとする。

(3) 複数の屋外タンク貯蔵所が一の配管、ポンプ、消火設備等を兼用する場合の当該一の配管、ポンプ、消火設備等が付随する屋外タンク貯蔵所については、前号の規定の例により決定するものとする。



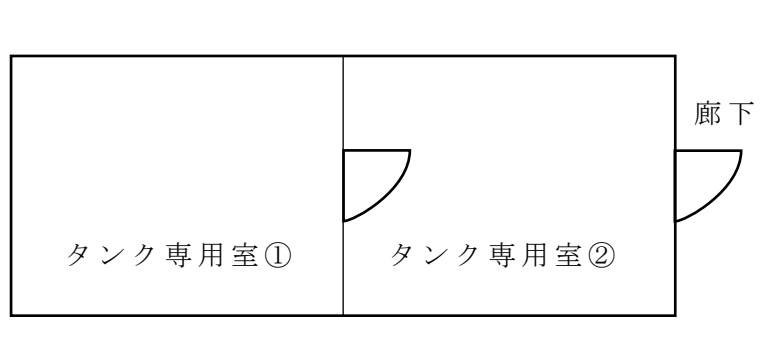
備考 A・B・Cが一の防油堤内のタンク群 D・Eが一の防油堤内のタンク群

(4) 複数の屋外タンク貯蔵所が一の防火上有効な塀又は水幕設備（危則第19条の2に規定する塀又は水幕設備をいう。）を兼用する場合において、当該塀又は水幕設備による各屋外タンク貯蔵所の防護範囲に重複する部分があるときは、当該塀又は水幕設備は、当該塀又は水幕設備による防護範囲が最長となる屋外タンク貯蔵所に付随するものとする。



4 屋内タンク貯蔵所

- (1) 一のタンク専用室並びに当該タンク専用室に設置するタンク及び当該タンクに附属する配管、通気管、ポンプ設備その他設備等を一の申請区分とする。
- (2) 次の図のように、片方のタンク専用室を経由しなければもう片方のタンク専用室に入出入りすることができないようにタンク専用室を隣接して設ける場合は、それぞれのタンク専用室を一の屋内タンク貯蔵所として取り扱うことはできないものとする。（昭和40年5月4日付け自消丙予発第83号質疑）



5 地下タンク貯蔵所

タンク1基及び当該タンクに附属する配管、通気管、ポンプ設備その他設備等を一の申請区分とする。ただし、2以上のタンクが同一のタンク室に設置されている場合、同一の基礎上に設置されている場合又は同一の蓋で覆われている場合にあつては、当該同一のタンク室に設置されているもの、同一の基礎上に設置されているもの又は同一の蓋で覆われているものをタンク1基とみなして申請区分を決定するものとする。（昭和54年12月6日付け消防危第147号質疑）

6 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク1基及び当該簡易タンクに附属する配管、通気管その他設備等を一の申請区分とする。ただし、危令第14条第2号の規定により、複数の簡易タンクを設ける場合は、当該複数の簡易タンクを一の申請区分とする。

7 移動タンク貯蔵所

タンクを固定する車両1台（積載式タンクコンテナを用いるものにあつては交換タンクを、被けん引車形式のものにあつてはけん引車（複数ある場合を含む。）を含む。）につき一の申請区分とする。（平成9年3月26日付け消防危第33号通知）

8 屋外貯蔵所

柵等で区画された一の部分を一の申請区分とする。なお、危則第24条の13第2号の規定により設ける排水溝及び貯留設備を複数の屋外貯蔵所で兼用する場合における当該複数の屋外貯蔵所で兼用する排水溝及び貯留

設備は、指定数量の倍数が最大となる屋外貯蔵所に附属するものとする。

9 給油取扱所

次の各号に定めるところによる。

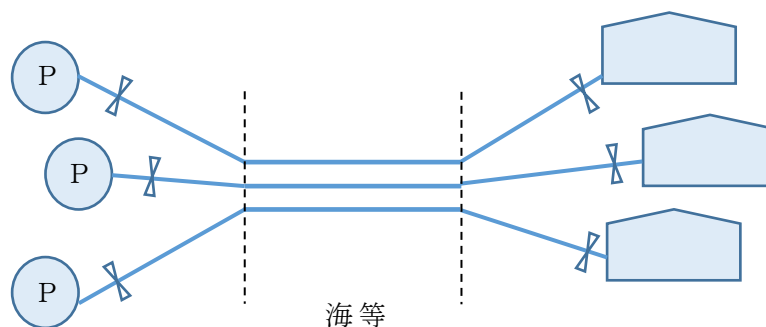
- (1) 一の給油取扱所を一の申請区分とする。
- (2) 前号の一の給油取扱所とは、道路又は危令第17条第1項第19号に規定する塀若しくは壁（以下「防火塀等」という。）で囲まれた場所とし、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクを含むものとする。

10 販売取扱所

一の販売取扱所（危令第18条第1項第9号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の危険物を配合する室を含む。）を一の申請区分とする。なお、一の建築物に販売取扱所の用に供する部分が離れて存するときは、離れて存する当該部分を合わせて一の販売取扱所として取り扱うことはできないものとする。

11 移送取扱所

- (1) 起点、終点、危険物の移送配管のほか、移送取扱所として必要な施設（ポンプ等、ピグ取扱い装置、栈橋、シーバース等）を含めて一の申請区分とする。
- (2) 複数の配管が海等に一団となって敷設される場合は、当該複数の配管を一の移送取扱所に係る配管として取り扱うことができるものとする。



12 一般取扱所

第1項の規定を準用するほか、次によるものとする。

- (1) 充填場、ボイラー設備、発電設備、変電設備等の施設で、危険物の取扱いに独立性があり、かつ、他の危険物の貯蔵又は取扱いに係る部分と一体であるとみなされないものは、当該施設を一の申請区分とする。
- (2) 危令第19条第2項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁等で区画された部分等を一の申請区分とする。この場合において、一の建築物の中に危令第19条第2項に規定する技術上の基準に適合した一般取扱

所を複数設置することができるものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

- (3) 危則第28条の54第9号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定すること。（令和5年9月19日付け消防危第251号通知）

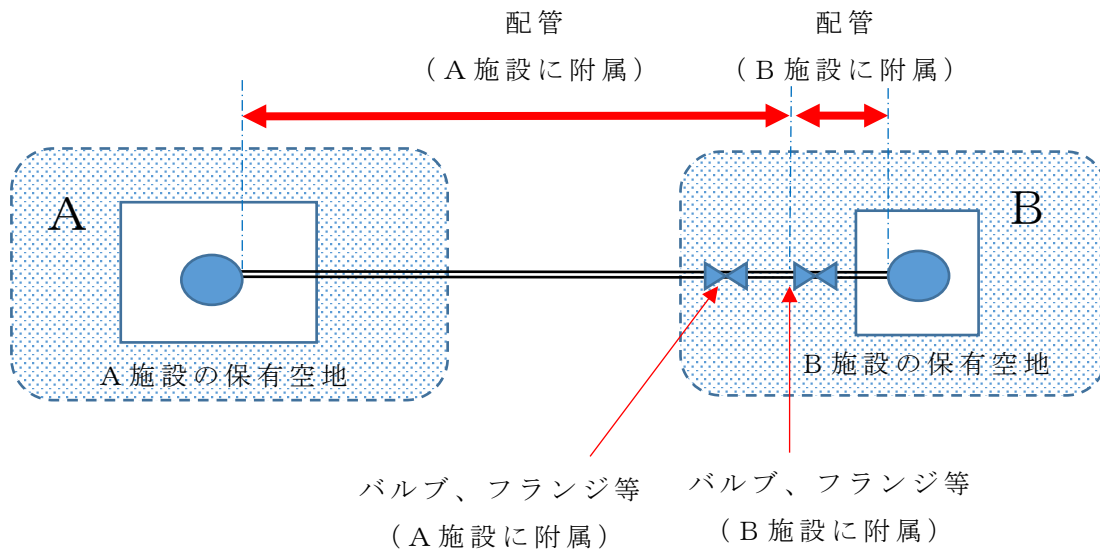
1.3 消火設備

危令第20条第1項第1号の第1種、第2種又は第3種の消火設備を複数の製造所等で共有する場合における当該消火設備の水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー、幹線配管等は、最も消火薬剤等を必要とする製造所等に附属するものとして一の申請区分を決定するものとする。

第6 各製造所等に附属する配管の範囲

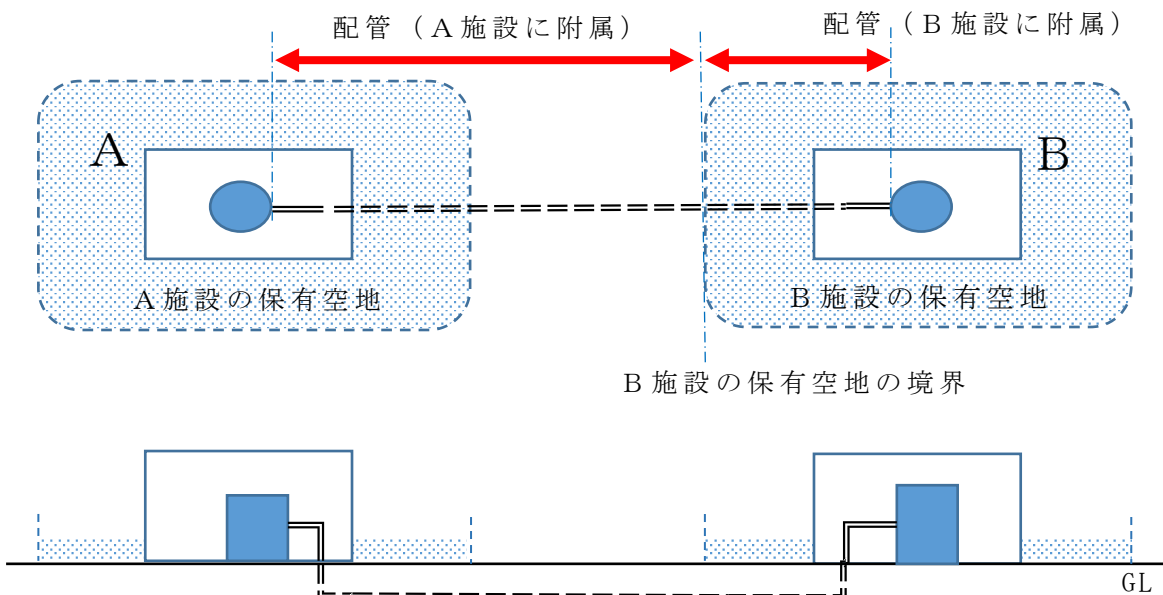
製造所等相互に配管が接続される場合において、当該配管がいずれの製造所等に附属するかの判断は、次の例により行うこと。

- 1 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所（以下この第6において「A施設」という。）に附属する配管の範囲は、A施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所（以下この第6において「B施設」という。）に最も近い位置（B施設の保有空地（危令第9条第1項第2号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第2号、危令第11条第1項第2号、危令第14条第4号又は危令第16条第1項第4号に規定する空地をいう。以下同じ。）内を含む。）にあるバルブ、フランジその他の配管に附属する器具（以下この第6において「バルブ、フランジ等」という。）までとする。この場合において、B施設に最も近い位置にあるバルブ、フランジ等は、B施設に附属するものとする。



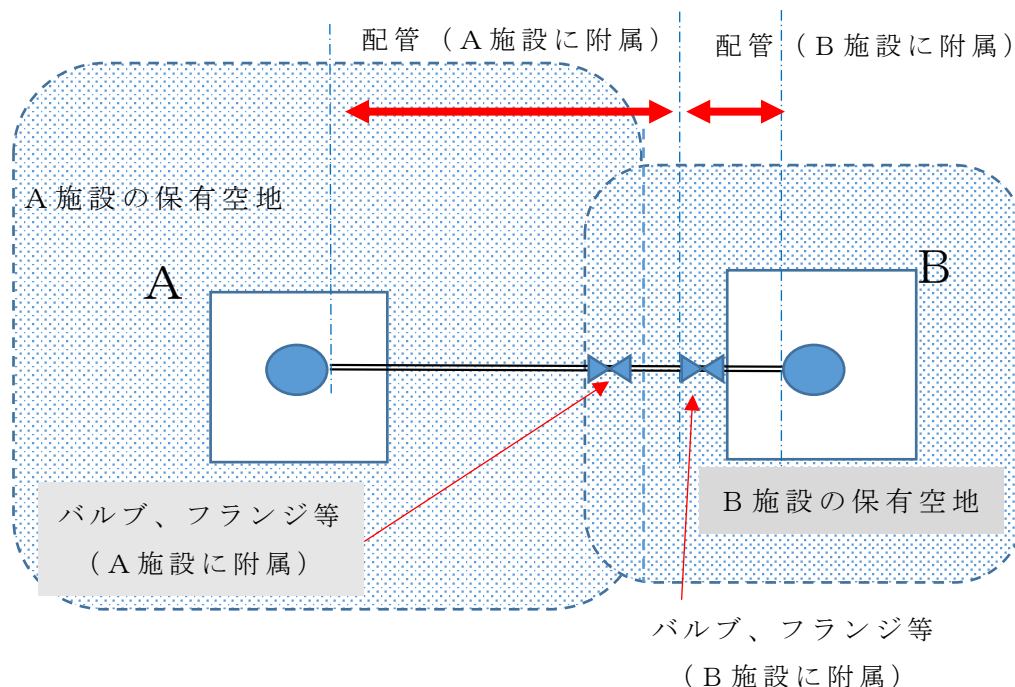
- 凡例：
- A 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所
 - B 指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所
 - == 配管
 - ⋈ バルブ、フランジ等
 - 製造所又は一般取扱所の建築物等
 - ⋯ 保有空地

2 A施設とB施設との間に埋設された配管が溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものである場合その他A施設とB施設との間にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合にあっては、A施設からB施設の保有空地の境界までの配管をA施設に附属する配管とする。

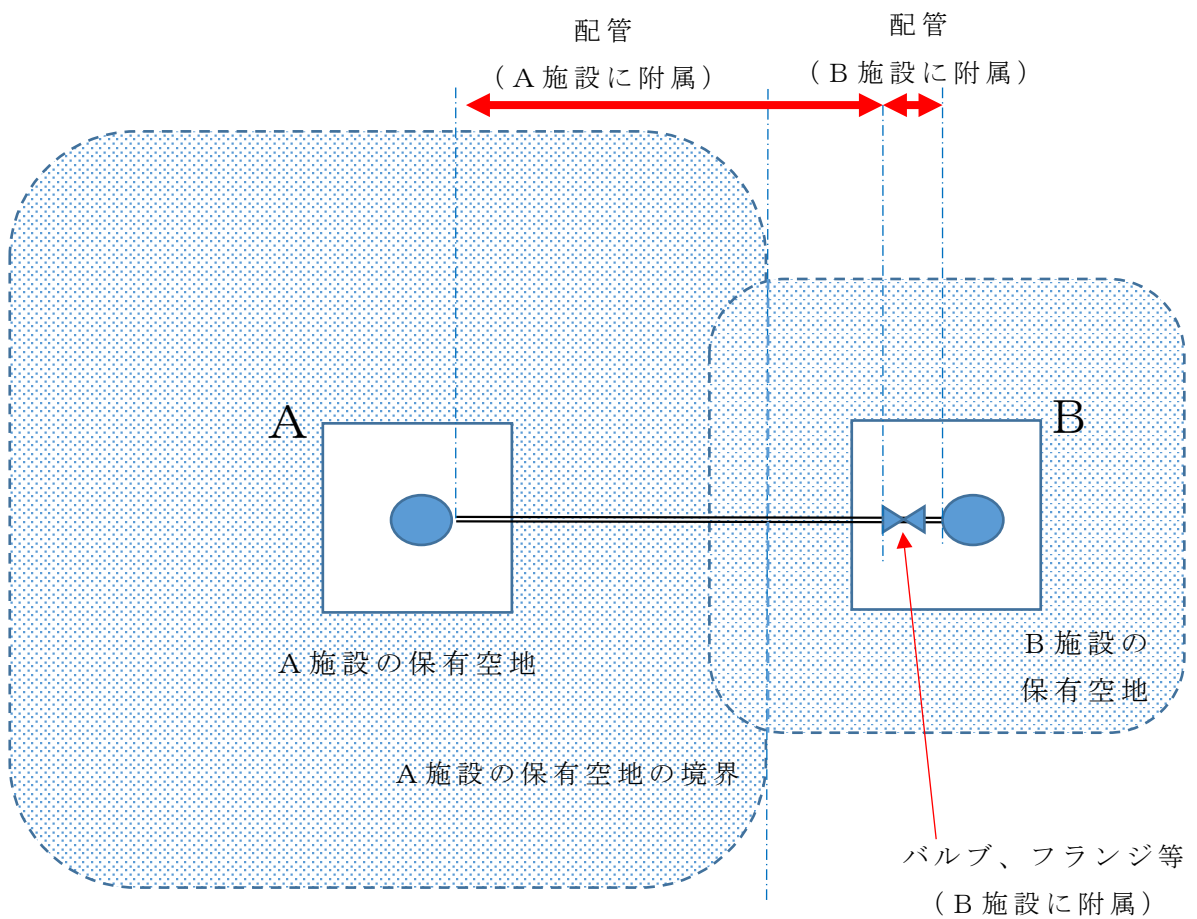
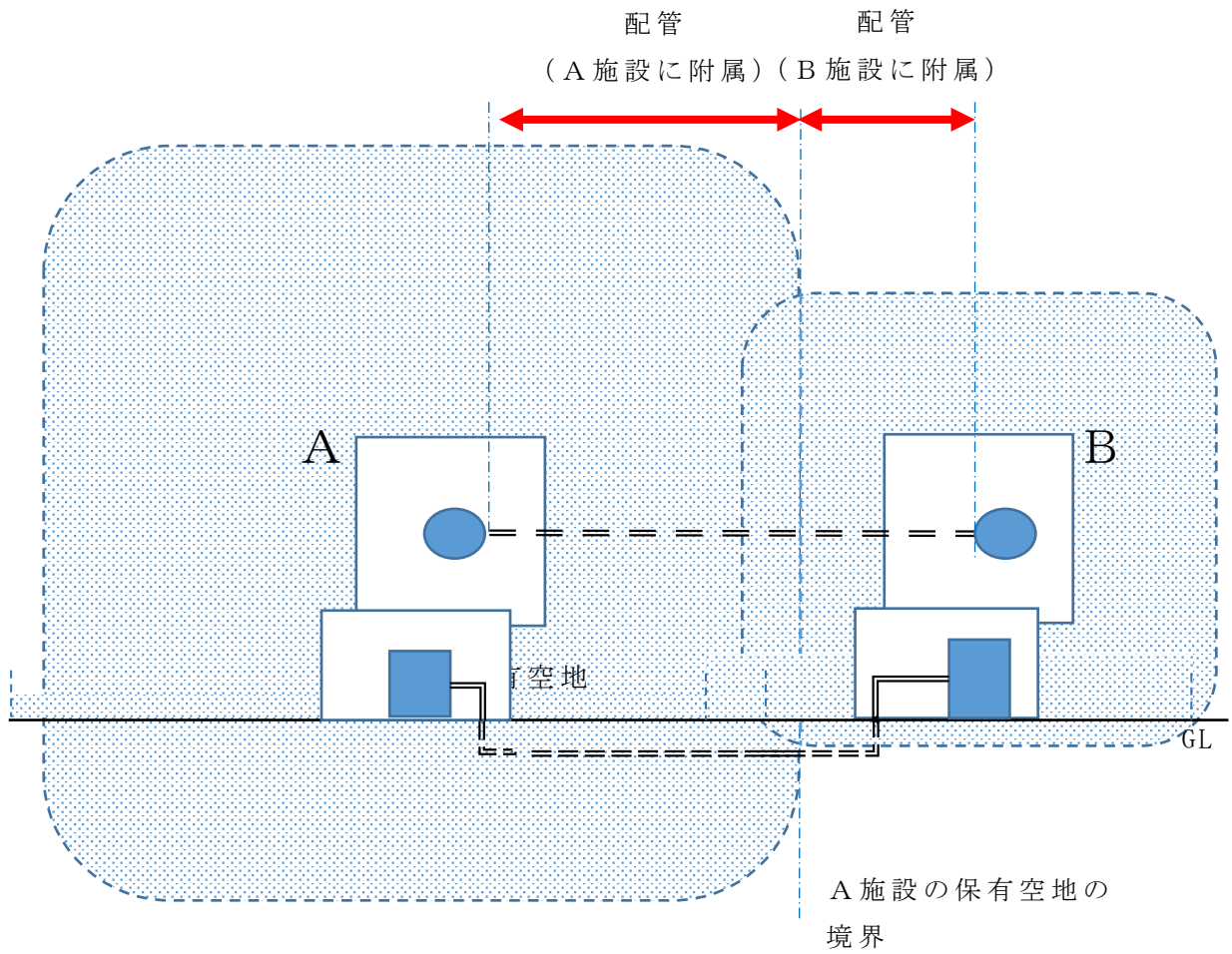


- 凡例： === 配管 (地下埋設部)

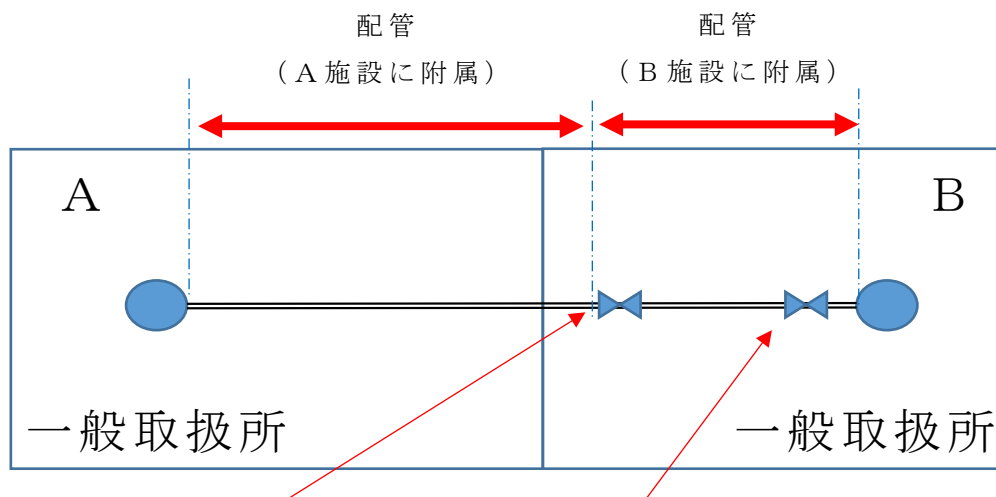
- 3 保有空地が重複している場合（次項に規定するときを除く。）にあっては、A施設からB施設に最も近い位置（B施設の保有空地内を含む。）にあるバルブ、フランジ等までの配管をA施設に附属する配管とする。この場合において、B施設に最も近い位置にあるバルブ、フランジ等は、B施設に附属するものとする



- 4 保有空地が重複している場合で、A施設とB施設との間に埋設された配管が溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものであるときその他A施設とB施設との間にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがないときにおいては、A施設からA施設の保有空地の境界まで又はA施設からB施設内のバルブ、フランジ等のうち最もA施設に近い位置にあるものまでの配管をA施設に附属する配管とする。この場合において、B施設に最も近い位置にあるバルブ、フランジ等は、B施設に附属するものとする。

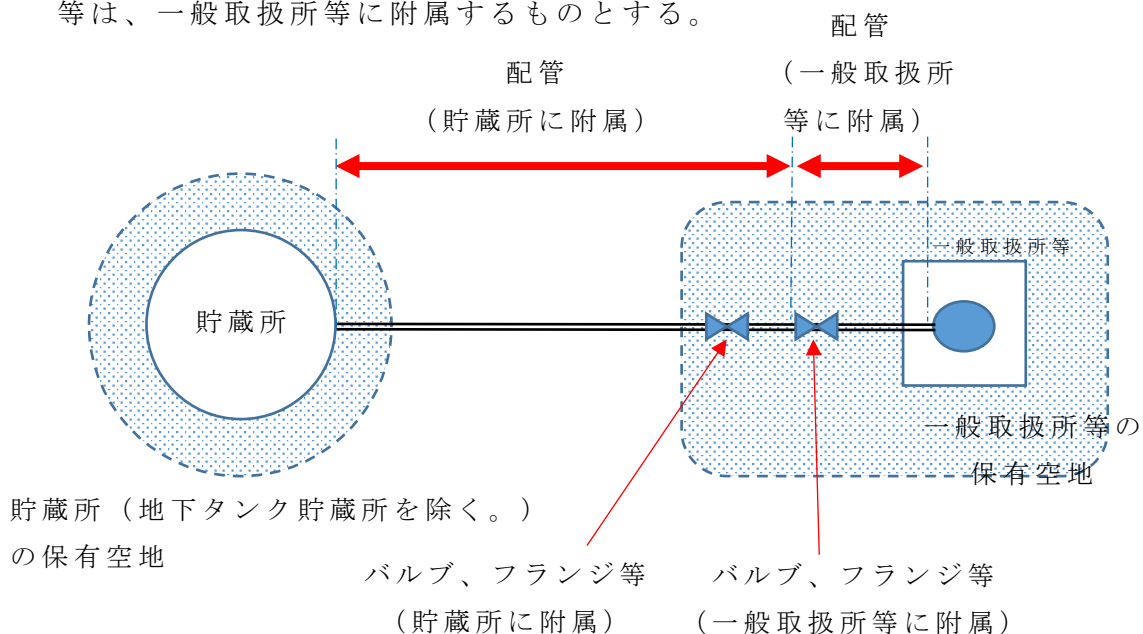


- 5 建築物の一部に設置される一般取扱所の間配管が存する場合にあっては、A施設からB施設内のバルブ、フランジ等のうち最もA施設に近い位置にあるものまでの配管をA施設に附属する配管とする。この場合において、B施設内のバルブ、フランジ等のうち最もA施設に近い位置にあるものは、B施設に附属するものとする。



バルブ、フランジ等 (B施設に附属) バルブ、フランジ等 (B施設に附属)

- 6 貯蔵所と一般取扱所等の間に配管が存する場合（次項から第9項までに規定する場合を除く。）における貯蔵所に附属する配管の範囲は、貯蔵所から一般取扱所等に最も近い位置（一般取扱所等が保有空地を有する場合には、保有空地内を含む。）にあるバルブ、フランジ等までとする。この場合において、一般取扱所等に最も近い位置にあるバルブ、フランジ等は、一般取扱所等に附属するものとする。



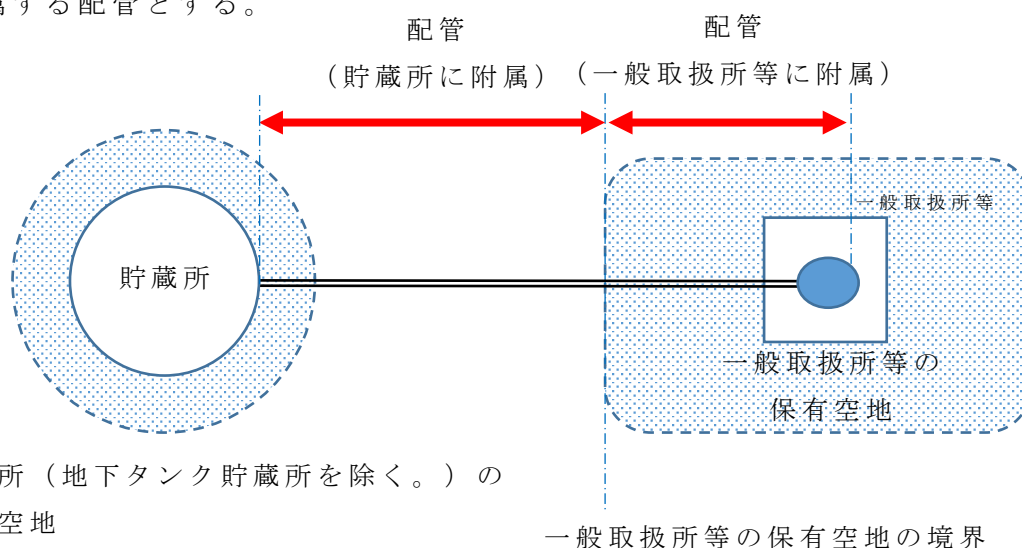
貯蔵所 (地下タンク貯蔵所を除く。) の保有空地

バルブ、フランジ等 (貯蔵所に附属)

バルブ、フランジ等 (一般取扱所等に附属)

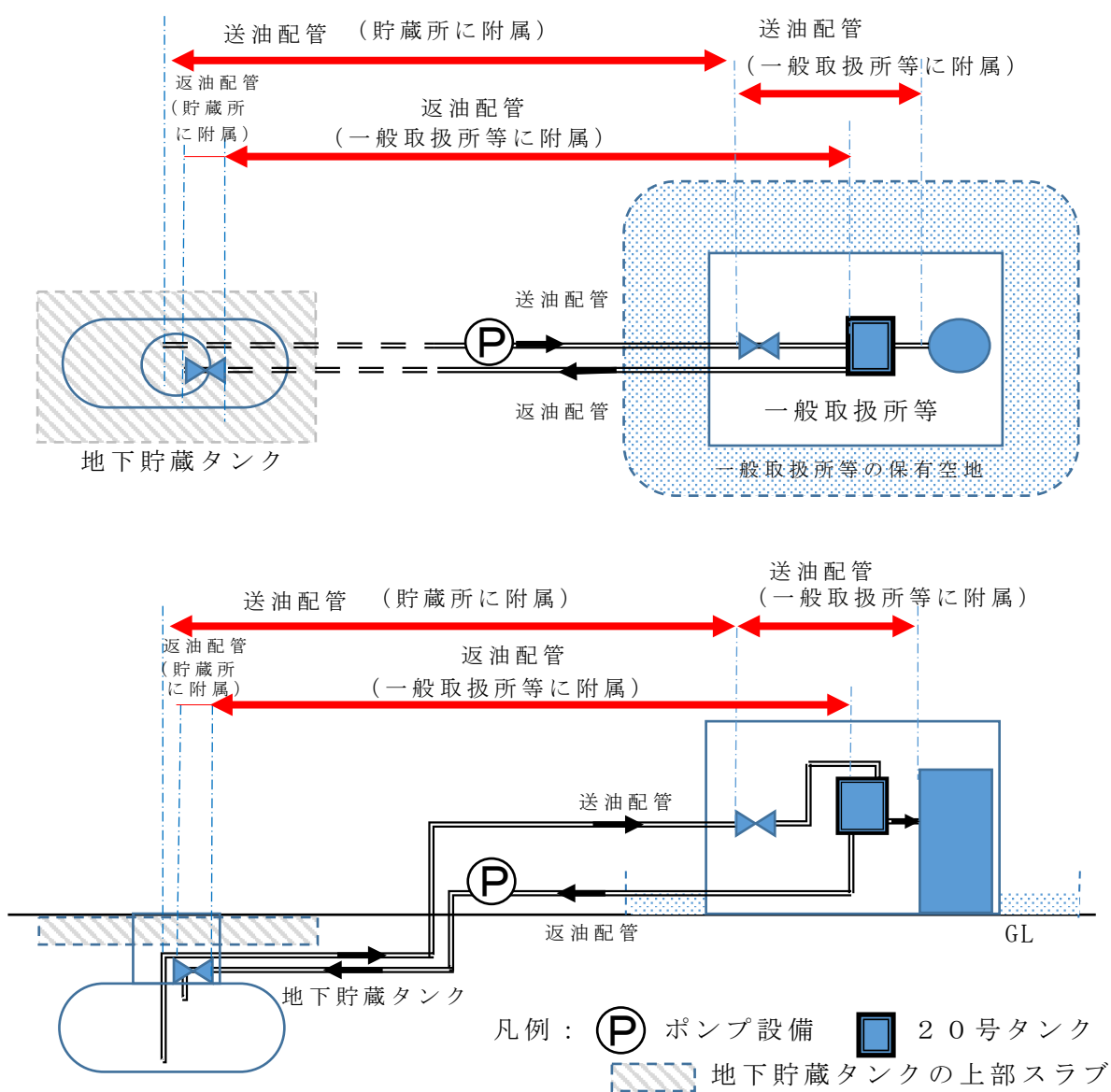
凡例： ○ 貯蔵所 (タンク)

- 7 貯蔵所と一般取扱所等の間に配管が存する場合（次項及び第9項に規定する場合を除く。）において、当該貯蔵所と当該一般取扱所等との間に埋設された配管が溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものである場合その他当該貯蔵所と当該一般取扱所等との間にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがないときにあつては、当該貯蔵所から当該一般取扱所等の保有空地の境界までの配管を貯蔵所に附属する配管とする。

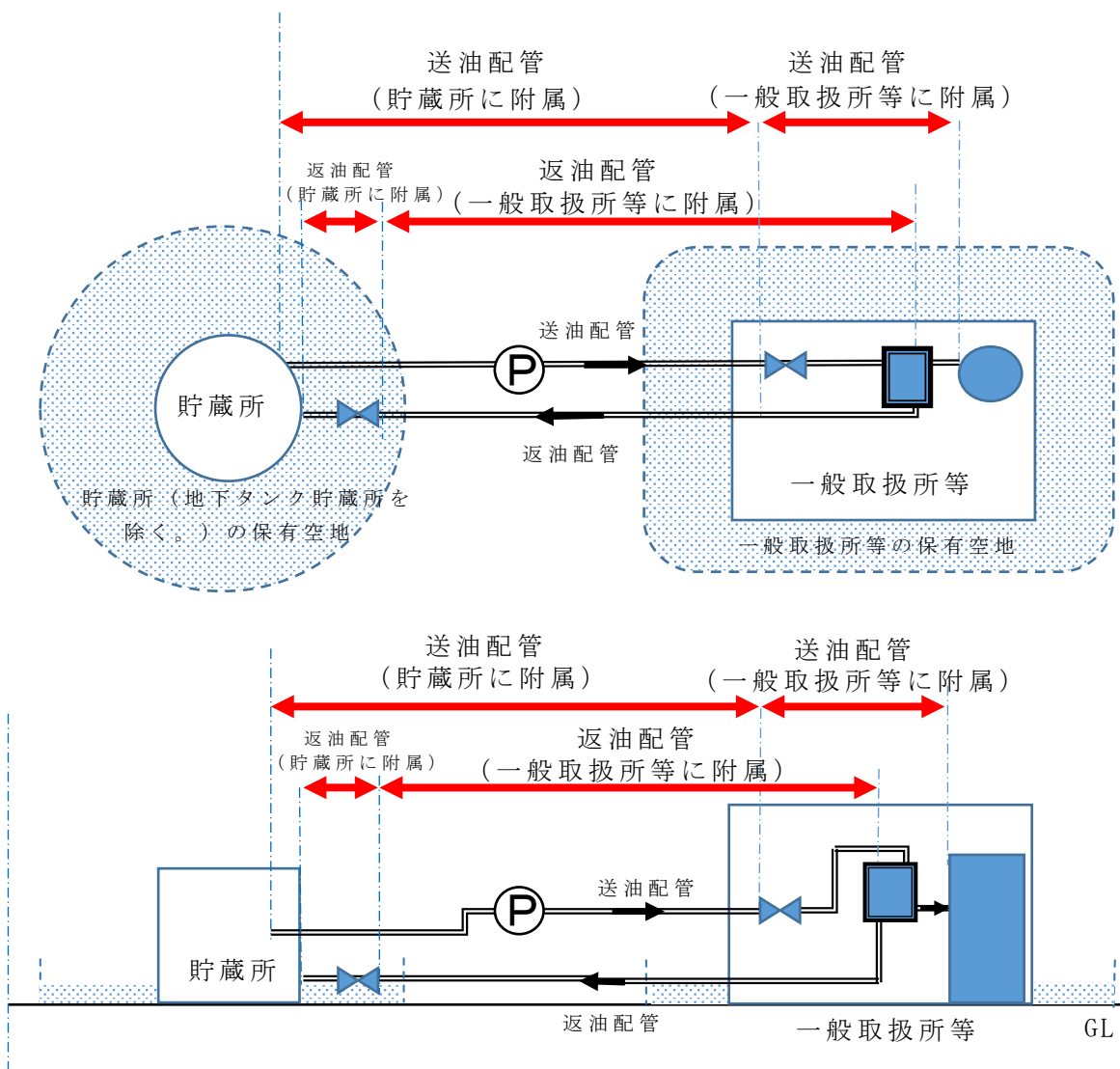


- 8 保有空地を有しない貯蔵所と一般取扱所等において危険物を消費する設備等との間に配管及び20号タンクが存する場合にあつては、次によること。

- (1) 貯蔵タンクから20号タンクまでの送油配管（ポンプ設備を含む。）のうち、当該貯蔵タンクから最も20号タンクに近い位置にあるバルブ、フランジ等までのものにあつては、貯蔵所に附属する配管とする。この場合において、当該送油配管（ポンプ設備を含む。）に設けられたバルブ、フランジ等のうち最も20号タンクに近い位置にあるものは、一般取扱所等に附属するものとする。
- (2) 20号タンクから貯蔵タンクまでの返油配管のうち、当該20号タンクから最も貯蔵タンクに近い位置にあるバルブ、フランジ等までのものにあつては、一般取扱所等に附属する配管とする。この場合において、当該返油配管に設けられたバルブ、フランジ等のうち最も貯蔵タンクに近い位置にあるものは、貯蔵所に附属するものとする。

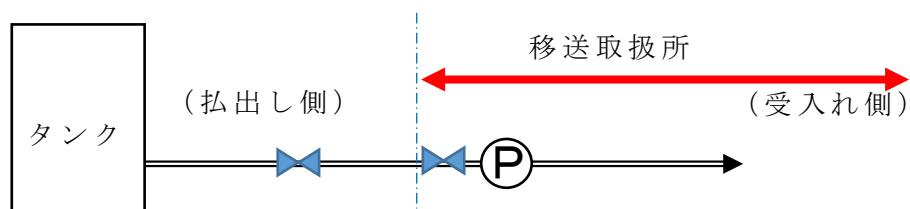


- 9 保有空地を有する貯蔵所と一般取扱所等において危険物を消費する設備等との間に配管及び20号タンクが存する場合にあっては、前項の規定の例によること。



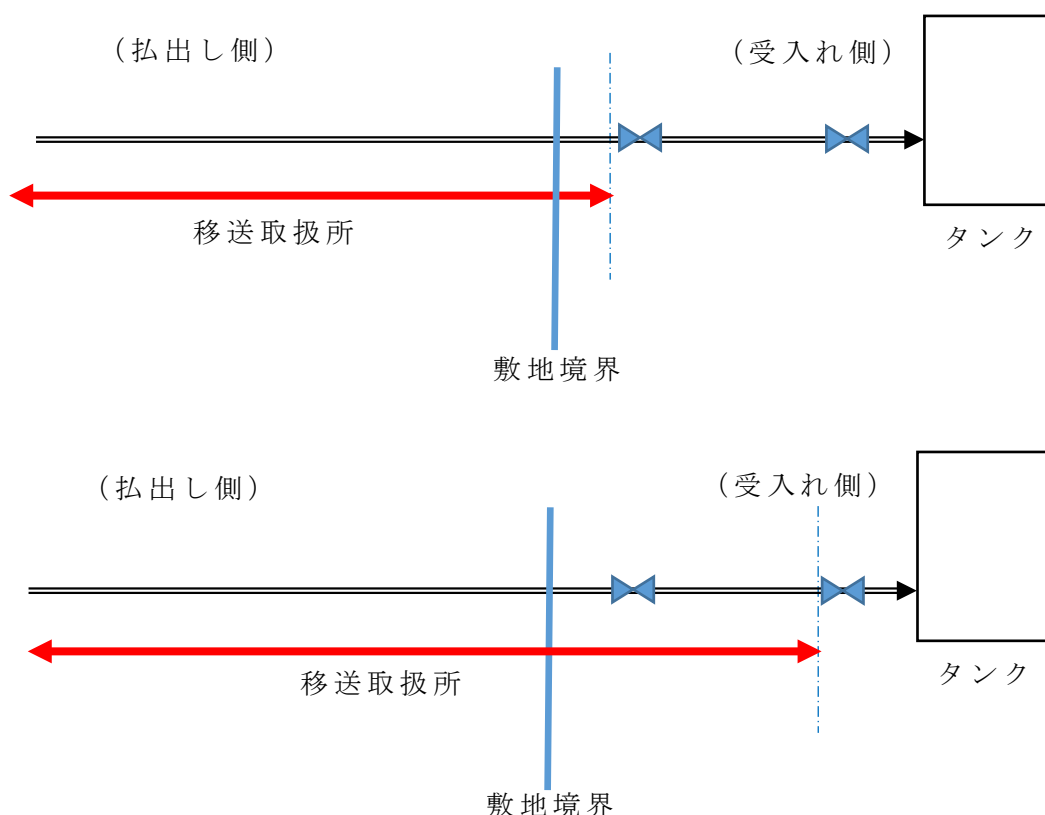
10 移送取扱所に附属する配管の範囲は、当該移送取扱所の起点から終点までとする。この場合において、起点及び終点については、次に定めるところによるものとする。

(1) 移送取扱所に危険物の払出しを行うための製造所等（移送取扱所を除く。）と移送取扱所が接続されているときにあっては、移送取扱所の配管に附属するバルブ、フランジ等のうち、最も移送取扱所のポンプに近い位置（吸入側に限る。）にあるものを起点とする。



(2) 移送取扱所からの危険物の受入れを行うための製造所等（移送取扱所を除く。）と移送取扱所が接続されているときにあっては、当該受入れを行うための製造所等（移送取扱所を除く。）の敷地内の移送取扱所

の配管に附随するバルブ、フランジ等のうち、最も敷地境界に近い位置にあるもの又は最も移送取扱所からの危険物の受入れを行うための製造所等（移送取扱所を除く。）に近い位置にあるものを終点とする。



(3) 船舶から移送取扱所に危険物を払い出すときは、ローディングアームの先端又は注入口を起点とする。

(4) 移送取扱所から船舶に危険物を受け入れるときは、ローディングアームの先端又はホース接続口等を終点とする。

第7 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの容量

1 縦置円筒型の屋外貯蔵タンクで、危令第11条第1項第6号（第9条第1項第20号イ（第19条第1項において準用する場合を含む。）においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する構造になっているもの（屋根に該当しない鏡板形状を有するもの（縦置円筒型ベッセルタンク）を除く。）の内容積の算出に当たっては、当該構造を有するタンクが屋根を有するタンクに相当するため、危則第2条括弧書きの規定を適用するものとする。（第15回全国消防長会危険物委員会結果）

2 タンクの内容積の算定方法については、次によること。（平成13年3月30日付け消防危第42号通知）


(1) タンクの内容積として計算する部分は、次によること。

ア 固定屋根を有するタンクにあっては、当該固定屋根の部分を除いた

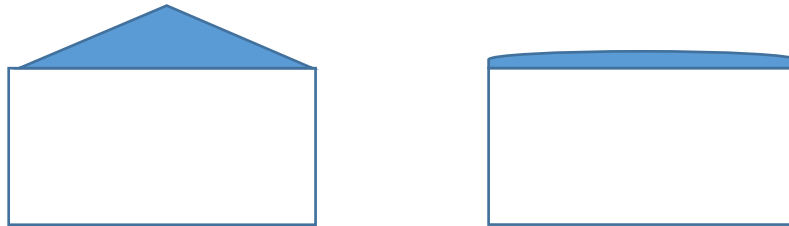
タンクの部分とする。

イ 浮き屋根を有するものにあつては、当該浮き屋根が最高位に上昇し、かつ、浮き屋根としての機能を維持できる位置にあるときの液面から上の部分（液面を当該液面以下に設定した場合は当該液面から上の部分）を除いたタンクの部分とする。

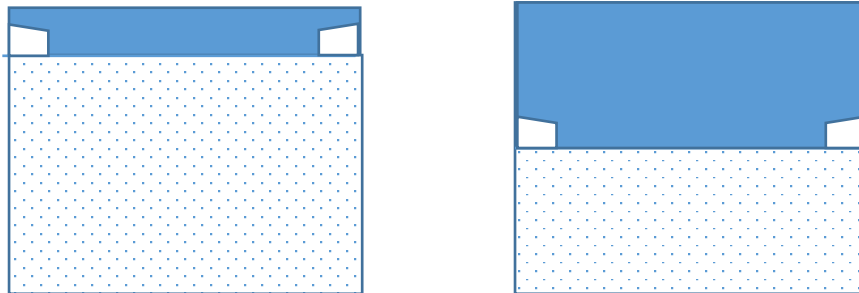
ウ ア及びイのタンク以外のものにあつては、タンクの全体とする。

内容積として計算する部分は、塗りつぶし部分（）以外の部分とする。）

固定屋根



浮き屋根



浮き屋根の位置

最高位に上昇し、かつ、浮き屋根としての機能を維持できる位置

浮き屋根の位置

特定の液面（左図の液面より下方）に浮き屋根の位置が管理される。

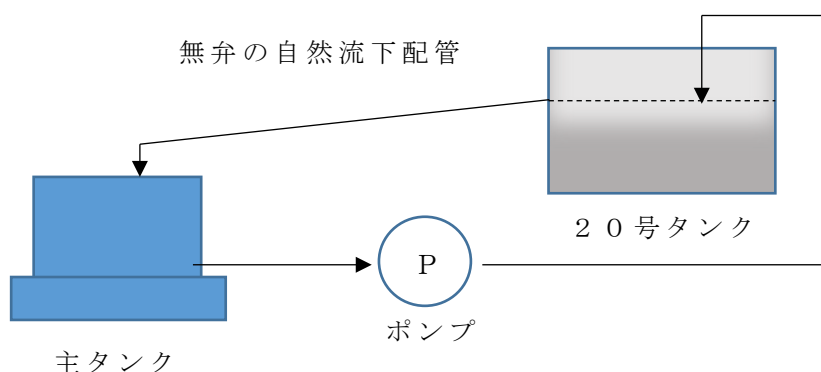
(2) 内容積の算定方法

内容積は、タンクを胴、鏡板等に分けて、各部分の形状に応じた計算方法により各部分ごとに容積を算定し、当該各部分の容積を合計して算出すること。なお、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第45号）の施行の日（平成13年5月1日）以前の危則第2条第1号イ及びロ並びに第2号イに定めるところにより求められた値、CAD等により計算された値又は実測値を活用して内容積を計算することができるものとする。

- 3 内部に間仕切を設けて一のタンクを2室以上で使用するタンク（以下「分割タンク」という。）については、各室の容量の合計をタンクの容量とする。なお、空間容積は、各室ごとに確保すること。（◆）
- 4 タンクの容量は、空間容積を調整すること等により、原則として整数となるようにすること。（◆）
- 5 内部に加熱用配管等の装置類を設ける移動貯蔵タンクにあっては、当該装置類に係る容積を除き、内容積を算出すること。（昭和48年3月12日付け消防予第45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知、平成13年4月11日付け消防危第51号通知。6及び7において「45号通知」という。））
- 6 内容積を計算するに当たり、移動貯蔵タンクの内部に設ける防波板、間仕切等の容積については、内容積から除かないこと。（45号通知）
- 7 タンク内において、貯蔵する危険物の上部に水を満たして移送する部分が存する場合は、当該部分はタンクの空間部分とみなす。（45号通知）
- 8 特殊の構造又は設備を用いることによりタンク内の危険物の量が一定量以下に保たれ、当該一定量が危令第5条第2項の規定により算出されたタンクの容量を超えることがない20号タンクについては、当該一定量をタンクの容量とすることとなるが、このことについては次のことに留意すること。（平成10年3月16日付け消防危第29号通知）
 - (1) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成10年政令第31号）の施行の際（平成10年3月16日）、現に存する20号タンクにあっては、同令による危令第5条の改正に伴い、改めて法第11条第1項の規定による許可又は法第11条の4第1項の規定による届出の手続を行う必要はないものであること。
 - (2) 大量生産されたタンクその他の完成検査前検査（危令第8条第3項に規定する完成検査前検査をいう。以下同じ。）を受ける場合において、その容量について危令第5条第2項及び第3項の規定のいずれが適用されるか未定であるタンクについては、完成検査前検査申請書（危則別記様式第13）の中の容量の欄に危令第5条第2項の規定の例により算出されたタンクの容量を記載すること。なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合は、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。
 - (3) 危令第5条第3項の特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されること

を防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当するものであり、これらの例は、次によること。

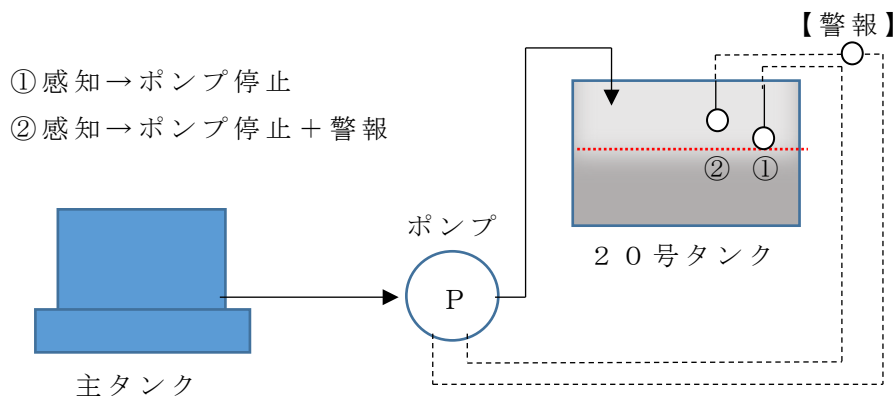
ア 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する20号タンクの例としては、自然流下配管が設けられているものがあること。この場合において、自然流下配管が設けられているものとは、20号タンクに一定量以上の危険物が注入されたときに、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク（供給元タンク）に危険物が返油され、20号タンクの最高液面が自然流下配管の設定位置を超えることのない構造のものをいうこと。なお、返油管の断面積は送油管の断面積のおおむね1.5倍以上とすること。（◆）



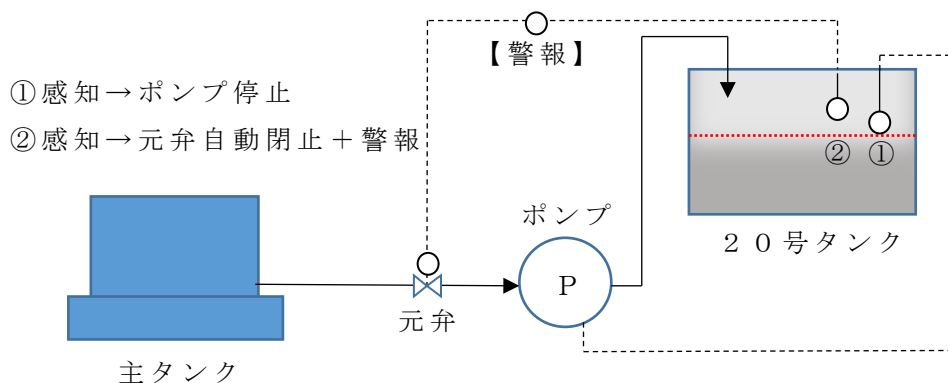
イ 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する20号タンクの例としては、次に掲げるものがあること。

(ア) 複数の液面感知センサーを設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの

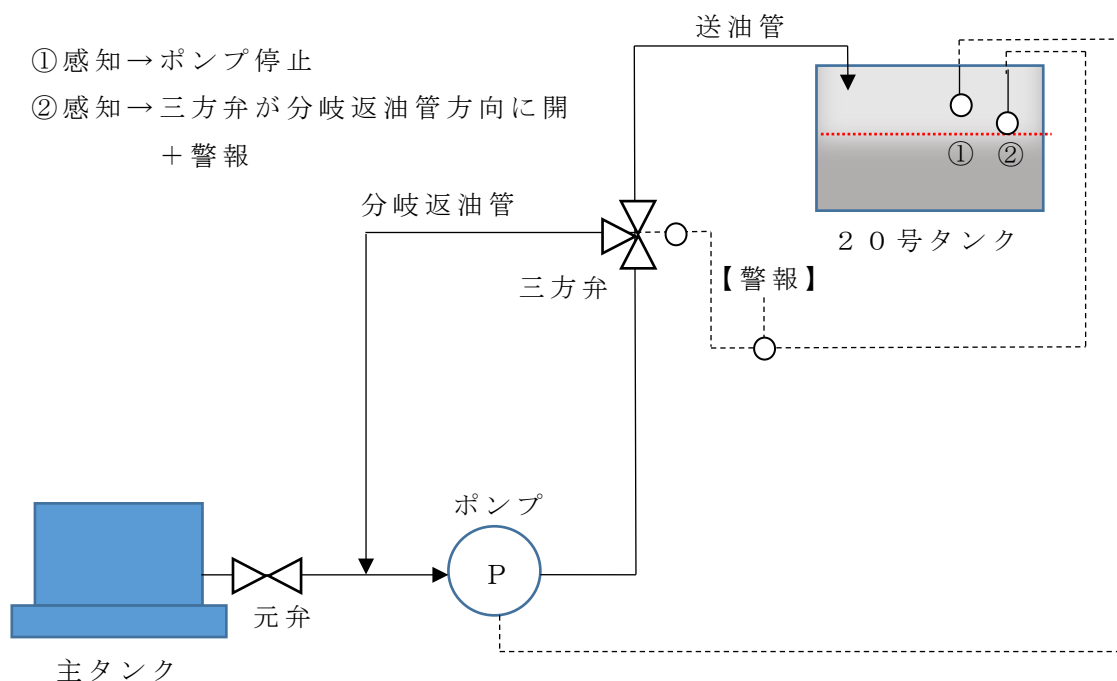
[危険物注入用ポンプを停止させる複数の設備が設けられているもの]



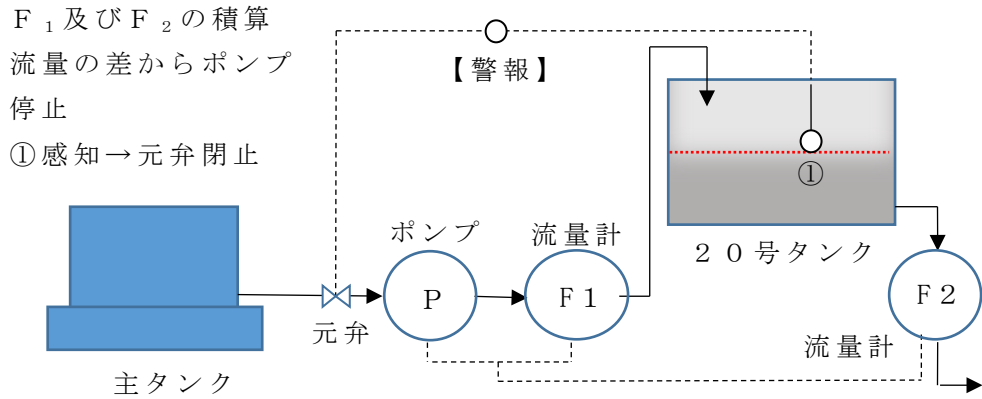
[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]



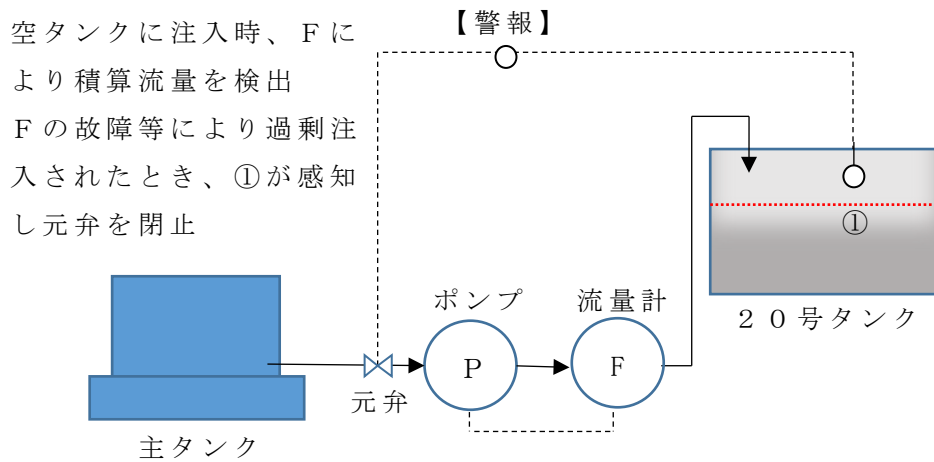
[危険物注入用ポンプを停止させる設備と三方弁を制御することにより、一定量以上の危険物の注入を防止する設備がそれぞれ設けられているもの]



(イ) 20号タンクへの注入量と当該20号タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、算出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの



(ウ) 20号タンクへの危険物の注入が当該20号タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの



第2章 危険物規制事務手続基準

第1節 設置又は変更の許可申請等

第1 設置又は変更の許可申請に係る対象及び範囲

- 1 申請の手続については、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 設置許可の申請（以下「設置許可申請」という。）又は法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更に係る許可（以下「変更許可」という。）の申請（以下「変更許可申請」という。）は、製造所等ごとに行うこと。
 - (2) 変更許可申請を必要とする最低の基準は、事例により異なるが、原則として製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る変更をするときは、当該変更に係る変更許可申請を要する。ただし、第4に定めるところによる軽微な変更工事に該当する変更については、変更許可申請を要しないものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）
 - (3) 市町村の境界上に設置される製造所等（移送取扱所を除く。）の許可は、事務所の位置及び面積並びに危険物の貯蔵又は取扱数量、敷地面積その他許可に係る施設実態を鑑みて、いずれかの市町村長の権限により行うものとする。この場合において、当該権限の決定については、市町村長間で事前協議を実施し、決定すること。（昭和43年9月27日付け消防予第213号質疑）
 - (4) 製造所、貯蔵所又は取扱所において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危令第2条及び第3条に掲げる施設区分（第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、法第12条の6に定めるところによる製造所等の用途の廃止に係る手続を経てから設置許可を必要とすると解する。（昭和52年12月19日付け消防危第182号質疑）
 - (5) 移動タンク貯蔵所の定期点検（水圧試験）を実施するに当たり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続を要しないものとする。（平成2年5月22日付け消防危第57号質疑）
 - (6) 製造所等で設置又は変更の許可に係る危険物以外に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする場合は、当該製造所等以外の場所において設置許可を要するものとする。
 - (7) 設置許可申請又は変更許可申請を行った後で、かつ、当該設置許可申請又は変更許可申請に係る完成検査を行う前に申請内容を変更し、又は当該設置許可申請若しくは変更許可申請に係る許可を受けた施設を変更する場合の手続については、次によること。（昭和39年3月2日付け自消丙予発第15号通知）
 - ア 設置許可申請又は変更許可申請が行われた後であって、当該設置許可申請又は変更許可申請に係る許可が行われる前に申請内容を変更す

- る場合は、当該申請内容の訂正として取り扱うものとする。
- イ 製造所等の設置許可を受けた後であって、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する完成検査を行う前に当該許可に係る製造所等の位置、構造又は設備の変更をする場合は、変更許可申請を要するものとして取り扱うものとする。なお、当該完成検査は、当該変更許可に係るものとしては取り扱わず、当該設置許可に係るものとして取り扱うことに留意すること。
- ウ 前イに定めるところにより変更許可申請を行い、当該変更許可申請に係る許可を受けた後において、当該許可に係る完成検査を受けるまでの間に更に当該製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合は、変更許可申請を要するものとして取り扱うものとする。
- 2 申請を必要とする場合については、次に定めるところによるものとする。
- (1) 設置許可申請を必要とする場合は、次に掲げる場合とする。
- ア 製造所等を新たに設置する場合
- イ 前項第4号に規定する場合（製造所から取扱所に変更する場合、屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所に変更する場合等）（昭和52年12月19日付け消防危第182号質疑）
- ウ 屋外タンク貯蔵所を当該製造所等が設置されていた敷地と別の敷地に移設する場合（昭和52年10月12日付け消防危第149号質疑）
- エ 火災等の災害により全面的に破損した製造所等の構造又は設備を改修する場合及び老朽化等により製造所等の全面的な改修（給油取扱所において行う危令第19条第1項第19号に規定する塀のみを残した変更等）を行う場合（昭和37年9月17日付け自消丙予発第91号質疑）
- オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、全てのタンクを取り替える場合
- カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替え及び基礎・地盤の造り替えを同時に行う場合
- キ 地下タンク貯蔵所のタンク本体（配管等を含む。）とタンク室を同時に造り替える場合、タンク本体（配管等を含む。）と蓋、支柱及び基礎を同時に造り替える場合等
- ク アからキまでに掲げるもののほか、設置許可申請を行うことが適当であると認められる場合
- (2) 変更許可申請を必要とする場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第4に定めるところによる軽微な変更工事に該当する製造所等の変更を行うときを除く。
- ア 製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合（設置許可申請を要する変更を行う場合を除く。）
- イ 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更により、製造所

- 等に適用される位置、構造及び設備の技術上の基準が異なることになる場合（昭和52年12月9日付け消防危第182号質疑）
- ウ 貯蔵所又は取扱所において危令第2条及び第3条に掲げる施設区分（第3条第2号イ及びロを含む。）の変更を行わず、業務形態の変更等により、当該貯蔵所又は取扱所に適用される位置、構造及び設備の技術上の基準が異なることになる場合（危令第17条第3項第6号に規定する自家用の給油取扱所（以下「自家用給油取扱所」という。）から危令第17条第1項に規定する給油取扱所（以下「屋外給油取扱所」という。）に変更する場合等）（昭和51年7月12日付け消防危第23-3号質疑）
- エ 火災等の災害により破損した製造所等の構造又は設備を部分的な修理により復旧させる場合（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）
- オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合
- カ 移動タンク貯蔵所の車両（台車）を更新する場合
- キ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、タンクの一部の取替え又は増設を行う場合
- ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）
- ケ 既に許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所の車両に、当該許可に係る数以上の数のタンクコンテナ（国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（以下「IMDGコード」という。）に適合している旨を示す表示板が貼付されている国際間を流通するタンクコンテナ（以下「国際輸送用コンテナ」という。）を除く。）を保有し、かつ、積載しようとする場合（平成4年6月18日付け消防危第54号通知）
- コ 既に許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（国際輸送用コンテナを積載する移動タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）の車両に、当該許可に係る数以上の数の国際輸送用コンテナを保有し、かつ、積載しようとする場合（車両及び国際輸送用コンテナの緊結装置に適合性がない場合に限る。）。なお、車両及び国際輸送用コンテナの緊結装置に適合性がある場合は、第4に規定する軽微な変更工事として取り扱うことができるものとする。（平成13年4月9日付け消防危第50号通知）
- サ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあっては、縦及び横の長さ。以下このサにおいて同じ。）及び高さが建替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下であるとき。（平成11年6月15日付け

消防危第58号質疑)

シ 既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策として、その内面に腐食を防止するためのコーティングを講ずる場合。この場合において、マンホールの取付工事の有無は問わない。

ス 「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」（令和4年3月30日付け消防危第63号通知）別紙「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」に記載される津波・水害対策工法を施工する場合で、当該津波・水害対策工法の施工に伴い、危令第11条第1項第5号の規定に基づき屋外貯蔵タンクを基礎に固定するアンカーボルトを撤去するとき。（令和4年3月30日付け消防危第63号通知）

セ AI（人工知能のことをいう。以下同じ。）システムの導入に伴い、新たに監視カメラ等の機器を設置するなど、危令第17条第5項の顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令で定めるもの（以下「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」という。）の位置、構造又は設備に変更を生じる場合（令和5年5月15日付け消防危第124号通知）

ソ アからセまでに掲げる場合のほか、変更許可申請を行うことが適当であると認められる場合

3 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、次によること。
（平成4年6月18日付け消防危第54号通知、平成7年3月14日付け消防危第23号通知）

(1) 積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前に当該積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時にその容量の合計が3万リットルを超える数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合にあつては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けること。なお、積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受けた後に当該積載式移動タンク貯蔵所の車両に交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合にあつては、前項第2号ケに定めるとおりとする。

(2) 前号の規定による許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性を持つものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができるものとする。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

(3) 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名又は最大の数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、

次によること。

ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵することが予想される全ての危険物の品名及び最大の数量について設置許可を受けるものとする。

イ 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受けた後にあっては、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵することが予想される全ての危険物の品名及び最大の数量について、法第11条の4第1項に規定する届出を必要とするものであること。

(4) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み若しくは荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解するものとする。

(5) 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に規定する用途の廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものと解するものとする。

(6) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合において、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がないときは、当該タンクコンテナと当該他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査（危令第8条第1項に規定する完成検査をいう。以下同じ。）については、タンクコンテナを当該他の車両に固定した状態での外観検査により行うことができるものとする。

4 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（平成13年4月9日付け消防危第50号通知）によること。

5 特定屋外タンク及び準特定屋外タンクに係る変更工事のうち、当該変更工事による重量の増加等により、側板に生じる応力、底部板の保有水平耐力等の確認を要するものについては、屋根の敷設やウインドガーダーの増設等を含め、タンク本体の変更に該当するものと解するものとする。
(令和2年3月27日付け消防危第89号通知)

第2 設置又は変更の許可申請書の記入方法、添付書類等

1 法第11条第1項の許可に係る申請についての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）のうち、最小比重危険物を最大量貯蔵できるように設計されたタンクを用いたものに係る許可の申請がなされた場

合に、当該タンクの危則第24条の3第1号イに定める角度の計算において用いる貯蔵物重量は、車両法上の最大積載量とすることができるものとする。（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）

(2) 危令第17条第3項第4号の圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」という。）を設置する場合は、法第11条第1項の許可のほかに、高保法第5条第1項又は第14条第1項に規定する許可（以下この号において「高保法の許可」という。）を受ける必要があるが、この場合は、高保法の許可を受けた後に法第11条第1項の許可に係る申請を受理する必要があること。なお、危則第27条の3第6項第4号から第6号までに規定する設備が、高保法の規定に適合していることの確認は、高保法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。（平成10年3月11日付け消防危第22号通知、平成29年1月26日付け消防危第31号通知）

(3) 配管が2以上の事業所にわたる移送取扱所の法第11条第1項の許可に係る申請者については、配管の起点となる側の事業所と配管の終点となる側の事業所で協議の上、決定すること。（◆）

2 設置許可又は変更許可の申請書（以下「許可申請書」という。）の記入方法等は、次のとおりとする。

(1) 危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書（危則別記様式第2の記入方法は、次によること。

ア 申請の名宛人は、「高松市長 ○○○○」と記入すること。

イ 申請者は、原則として設置者と同一であること。ただし、設置者の代理権又は製造所等の管理運営の権限を有する者が申請者となる場合は、この限りでない。

ウ 申請者又は設置者の住所の欄には、申請者又は設置者の住所を記入すること。ただし、申請者又は設置者が法人等である場合にあっては、当該法人等の主たる事務所の所在地を記入すること。

エ 申請者又は設置者の氏名の欄には、申請者又は設置者の氏名を記入すること。ただし、申請者又は設置者が法人等である場合にあっては、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。なお、申請者又は設置者が法人等である場合における当該法人等の代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいう。

オ 設置場所の欄には、製造所等を設置する場所（移動タンク貯蔵所にあつては、移動タンク貯蔵所の常置場所）で登記簿に記載されている所在、地番等（埋立地等で地番等が確定していない場合にあっては、既に登記されている地番の地先）を記入すること。なお、記入に際し

て、通称又は略称を使用しないこと（例えば、「三丁目15番2号」を「3-15-2」と略さないこと。）。

カ 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。

キ 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄には、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。なお、防火地域及び準防火地域以外の区域のうち、建基法第22条の規定に基づき高松市、綾川町又は三木町が指定するものに該当するときは、「指定なし（建築基準法第22条指定区域）」と記入すること。
（◆）

ク 製造所等の別の欄には、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

ケ 貯蔵所又は取扱所の区分の欄には、危令第2条及び第3条に掲げる区分（第3条第2号イ及びロを含む。）を記入すること。

コ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄には、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名、化学名又は通称名（◆）、危令別表第3に定める指定数量（危則別記様式第2備考4に該当する場合に限る。）及び前章第2節第4に定めるところにより算定した最大貯蔵数量又は最大取扱数量を記入すること。なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物が複数である等の理由により所定の欄内に記入できない場合は、「別紙のとおり」と記入し、このコ前段に定める事項及び危令別表第3の品名又は性質ごとの指定数量の倍数を記載した用紙（別紙）を添付すること。例えば、貯蔵所において第4類の危険物のうち第1石油類のガソリン（非水溶性液体）2,000リットル、第1石油類のアセトン（水溶性液体）100リットル、アルコール類のメタノール500リットル及び第2石油類の灯油（非水溶性液体）2,000リットルを貯蔵する場合は、次のように記入すること。

第4類

第1石油類	ガソリン	(200L)	2,000L
第1石油類	アセトン	(400L)	100L
アルコール類	メタノール	(400L)	500L
第2石油類	灯油	(1,000L)	2,000L

サ 指定数量の倍数の欄は、次によること。

(ア) 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの指定数量で除して得た値を小数点第4位まで求め、その合計値の小数点第3位を切り捨て、小数点第2位までを指定数量の倍数の欄に記入すること。

なお、それぞれの危険物の数量をそれぞれの指定数量で除した時に小数点第5位に数字がある値が得られた場合は、小数点第5位を切り捨てることにより小数点第4位までの値を求めてから、前段の計算を行うこと（◆）。例えば、貯蔵所において第4類の危険物のうち第1石油類（非水溶性液体）のガソリン2万リットル、第1石油類（水溶性液体）のアセトン150リットル、第2石油類（非水溶性液体）の軽油5,200リットル及び第4石油類の潤滑油1,000リットルを貯蔵する場合は、次のように計算すること。

ガソリン 20,000 ÷ 200 = 100.0000

アセトン 150 ÷ 400 = 0.3750

軽油 5,200 ÷ 1,000 = 5.2000

潤滑油 1,000 ÷ 6,000 = 0.1666

計 105.7416

指定数量の倍数は、105.74となり、この数字を記入すること。

(イ) 前(ア)に掲げる場合以外の場合は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を指定数量で除して得た値の小数点第3位を切り捨て、小数点第2位までを指定数量の倍数の欄に記入すること。（◆）

シ 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、製造所等に適用される基準を規定した危令及び危則の条項を記入すること。例えば、危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で建築物の屋上に設置するもの場合は、「令第19条第2項（規則第28条の57第4項）」と記入すること。

ス 位置、構造、設備の概要の欄には、製造所等の位置、主要な構造、主要な設備等を記入すること。

セ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄には、製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

ソ 着工予定期日の欄には、着工予定年月日を記入するものとするが、許可後直ちに着工する場合は「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を記載すること。また、完成予定期日の欄には、完成予定年月日を記入すること。

タ その他必要な事項の欄の記入方法は、次によること。

(ア) 危令第23条による基準の特例承認の申請を行う場合にあつては、その旨を記入すること。

(イ) 既存の製造所等の建替え等による廃止を伴う設置許可申請を行う場合にあつては、廃止する製造所等が設置許可を受けた年月日及び当該設置許可に係る許可番号を記入すること。この場合において、廃止届出が受理されているときは、当該廃止届出が受理された年月日及び届出の受付番号を記入すること。

チ 申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙にその内容を記入すること。

(2) 移送取扱所設置許可申請書（危則別記様式第3）の記入方法は、前号アからエまで、サ及びソからチまでの例によるほか、次によること。

ア 設置場所のうち起点及び終点の欄には、当該移送取扱所のうち最も距離の長い配管の起点及び終点の設置場所を記入すること。なお、記入に際して、通称又は略称を使用しないこと。

イ 設置場所のうち経過地の欄には、危則別記様式第3備考4の内容を記載するほか、移送取扱所が事業所（事業所に接続する栈橋を含む。）構内のみに設置される場合にあつては、「製油所構内」、「油槽所構内」、「事業所構内」等と記入すること。（◆）

ウ 配管のうち延長の欄には、移送取扱所の配管のうち起点から終点までの距離が最も長いものに係る距離を記入すること。

エ 配管のうち外径の欄には、移送取扱所の配管の外径を全て記入すること。例えば、外径318.5ミリメートル（12B）の配管が2条、外径216.3ミリメートル（8B）の配管が5条、外径165.2ミリメートル（6B）の配管が3条、計10条の配管が設置される移送取扱所の場合は、「318.5mm×2条、216.3mm×5条、165.2mm×3条」と記入すること。ただし、異なる外径の配管を接合することにより、1本の配管が複数の外径の配管から構成される場合は、接合された配管のうち最も距離が長いものに係る外径を記入すること。

オ 配管のうち条数の欄には、移送取扱所における配管の本数を記入すること。ただし、起点から終点までの間で配管が分岐している場合は、それらの間の配管のうち最も距離が長いものの本数を当該配管の本数とすること。例えば、総延長300メートルの配管が起点から100メートルの位置で2本に分岐し、分岐した位置から終点までの2本の配管の長さがそれぞれ200メートルである場合の配管の本数は2本とすること。

カ 危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄には、移送取扱所において取り扱う危険物の類、品名、化学名又は通称名及び危令別表第3に定める指定数量（危則別記様式第3備考5に該当する場合に限る。）を記入すること。

キ 危険物の移送量の欄には、前章第2節第4に定めるところにより算定した危険物の最大取扱数量を記入すること。

ク ポンプの種類等のうち種類・型式、全揚程、吐出量、基数の欄には、移送取扱所に設置されている全てのポンプについてこれらの情報を記入すること。なお、船舶に設置されているポンプ及び当該移送取扱所において危険物の移送を行う屋外タンク貯蔵所等に附属するポンプに

については、記入する必要はない。

ケ 危険物の取扱方法の概要の欄には、移送取扱所における危険物の取扱いの目的及び概要を記入すること。

(3) 製造所等変更許可申請書（移送取扱所を除く。）（危則別記様式第5）の記入方法は、第1号アからシまで及びソからチまでの例によるほか、次によること。

ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄には、製造所等が設置許可を受けた年月日及び当該設置許可に係る許可番号を記入すること。

イ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄には、製造所等の変更に伴い、危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の変更がある場合にあっては変更後の内容を、これらの変更がない場合にあっては変更前の内容を記入すること。

ウ 変更の内容の欄には、製造所等の変更に係る内容を簡潔に記入すること。

エ 変更の理由の欄には、製造所等の変更を行う理由を簡潔に記入すること。

オ その他必要な事項の欄には、製造所等の変更に伴い、危令第23条による基準の特例承認の申請を行う場合にあっては、その旨を記入すること。

(4) 移送取扱所変更許可申請書（危則別記様式第6）の記入方法は、第2号並びに前号ア及びオの例によるほか、次によること。

ア 設置場所の欄、配管の欄、危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄、指定数量の倍数の欄、危険物の移送量の欄及びポンプの種類等の欄（以下この号において「移送取扱所の概要欄」という。）のうち変更前の欄には、当該移送取扱所の設置許可申請又は前回の変更許可申請の際に移送取扱所設置許可申請書又は移送取扱所変更許可申請書に記入した情報を記入すること。

イ 移送取扱所の概要欄のうち変更後の欄には、今回の変更許可により変更された後の移送取扱所に係る情報を記入すること。ただし、変更後の欄のうち今回の変更許可により変更しない部分に係る欄にあっては、空欄とすることができる。

ウ 移送取扱所の概要欄のうち変更の理由の欄には、今回の変更許可により変更する部分に係る欄にのみ変更の理由を記入すること。

3 許可申請書に係る委任状の作成については、次によること。（◆）

(1) 設置者と申請者が異なる場合又は設置者の代理人により申請を行う場合は、許可申請書に当該申請に係る権限を委任する旨を証する書面（以下「委任状」という。）を添えなければならない。ただし、設置者の代理権又は製造所等の管理運営の権限を有する者が申請者であり、かつ、これらの者からあらかじめ委任状が予防課危険物係に提出されてい

るときは、この限りでない。

(2) 委任状及びその内容については、次によること。なお、作成に当たっては、記載例を参考にすること。

ア 用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

イ 製造所等の設置場所、施設区分及び名称を明記すること。

ウ 委任する事項の例としては、記載例中第1項から第7項までに掲げるものがあるので、参考にすること。

エ 委任者の住所、氏名及び委任年月日を明記するとともに、押印をすること。

オ 受任者の住所及び氏名を明記すること。

カ 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を明記すること。

委任状（例）

私は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地、〇〇株式会社〇〇〇〇を代理人と定め、香川県高松市〇〇町（綾歌郡綾川町・木田郡三木町大字〇〇）〇〇〇番地に〇〇〇〇〇（製造所・貯蔵所・取扱所）を設置すること（香川県高松市〇〇町（綾歌郡綾川町・木田郡三木町大字〇〇）〇〇〇番地の〇〇〇〇〇（製造所・貯蔵所・取扱所）を変更すること）について、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 消防法（昭和23年法律第186号（以下「法」という。））第11条第1項の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号（以下「政令」という。））第6条及び第7条に定める設置（変更）許可申請書の提出及び訂正並びに設置（変更）許可申請書及び設置（変更）許可書の受領に関する事。
- 2 法第11条第5項の規定に基づき政令第8条第1項に定める完成検査申請書の提出及び訂正並びに完成検査申請書及び政令第8条第3項の完成検査済証の受領に関する事。
- 3 法第11条の2第1項の規定に基づき政令第8条の2第6項に定める完成検査前検査申請書の提出及び訂正並びに完成検査前検査申請書及び政令第8条の2第7項のタンク検査済証の受領に関する事。
- 4 法第11条第5項の完成検査及び法第11条の2第1項の検査（完成検査前検査）の立会いに関する事。
- 5 完成検査済証が交付されるまでの間の〇〇〇〇〇における工事の監督に関する事。
- 6 〇〇〇〇〇の設置（変更）に係る申請に必要な書類の閲覧に関する事。
- 7 その他〇〇〇〇〇の設置（変更）に係る申請に関する一切の事。

年 月 日

委任者

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

印

受任者

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇株式会社

（職名） 〇〇〇〇

- 4 設置許可申請及び変更許可申請に必要な図面及び添付書類（以下「添付書類等」という。）については、危則第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項に定めるところによるほか、次によること。（平成9年3月26日付け消防危第35号通知）
- (1) 添付書類等に係る基本的な留意事項は、次のとおりとする。（平成9年3月26日付け消防危第35号通知）
- ア 添付書類等は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。
- イ 複数の製造工程を有する製造所（以下「大型製造プラント等」という。）にあっては、当該大型製造プラント等における全工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）を添付すること。
- ウ 複数の製造所等で共用する配管、消火設備、防油堤等にある場合は代表する一の製造所等に付随するものとして申請するものとし、その他の製造所等への引込配管、放出口等にある場合はその他の製造所等に付随するものとして申請するものとする。
- エ 危令第23条の規定の適用を受ける設備を設置する場合は、添付資料等について消防と協議すること。
- オ 製造所等における危険物の最大貯蔵数量又は最大取扱数量及び指定数量の倍数の算定根拠となる資料を添付すること。（◆）
- カ 許可申請書には、製造所等の付近見取図を添付すること。
- キ 図書には、その表題名を記載すること。
- ク 図書の文字は原則として日本語表記とし、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に係る図書その他の日本語以外の言語で記された図書については、日本語に翻訳して添付すること。また、アルファベット等による略語（機器番号等を除く。）を使用するときは、注意書き又は凡例を明示すること。
- ケ 図面には方位を表す記号を表記するとともに、各図面上の方位が同一の向きとなるように作成すること。また、図面には縮尺を記載すること。なお、可能な限り複写後の図面に記載された縮尺が複写前の図面に記載した縮尺と異なることとなるような図面の複写を行わないこと。
- コ 添付書類等が他の製造所等の設置許可申請若しくは変更許可申請の添付書類等と全部又は一部が関連し兼用する場合は、色分けて着色すること等により、他の製造所等の設置許可申請又は変更の許可申請の部分とを明確に明示すること。
- サ 前コの規定により、添付書類等に記載されている内容の一部について、着色し、又は色を分ける場合は、おおむね次によること。（◆）
- (ア) フロー図、付近見取図、配置図（建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示され

た図面をいう。以下第3号において同じ。) 、構造図及び設備図は、設置許可申請又は変更許可申請に係る部分が分かりやすいように着色すること。ただし、構造図及び設備図については、図面の全部が設置又は変更に係る部分に該当するときは、着色を省略することができる。

(イ) 図面ごとに色の付け方が異なることがないように、極力一貫性のある着色を行うこと。

シ 変更許可申請の添付書類等で、一の図面に変更前の状況及び変更後の状況を記入するとこれらを区別しにくくなるおそれがあるものについては、変更前の状況及び変更後の状況についてそれぞれ図面を作成し、変更に係る部分にそれぞれ着色すること。この場合において、変更前の状況の図面及び変更後の状況の図面の着色には異なる色を用いること。

ス 完成検査前検査を要するタンクを有する製造所等にあつては、タンク検査済証の正本の写しを添付すること。ただし、許可申請時にタンク検査済証が交付されていない場合は、タンク検査済証が交付された後に添付することができるものとする。

(2) 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更に係る変更許可申請を行う際に提出を要する添付書類等は、次に掲げるものとする。(平成9年3月26日付け消防危第33号通知)

ア 変更後の常置場所の位置を示す図面

イ 次に掲げる書類の原本若しくは正本又は写し。この場合において、当該書類の原本又は正本の添付があつたときは、許可書又は不許可通知書の交付と併せて申請書の副本と当該書類の原本又は正本を申請者に返却するものとする。(◆)

(ア) 変更前の最新の許可書(設置に係るものを含む。)及びこれに添付されて返却された申請図書

(イ) タンク検査済証

(ウ) 変更前の最新の完成検査済証

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる書類のほか、必要に応じて添付を要する次に掲げる書類

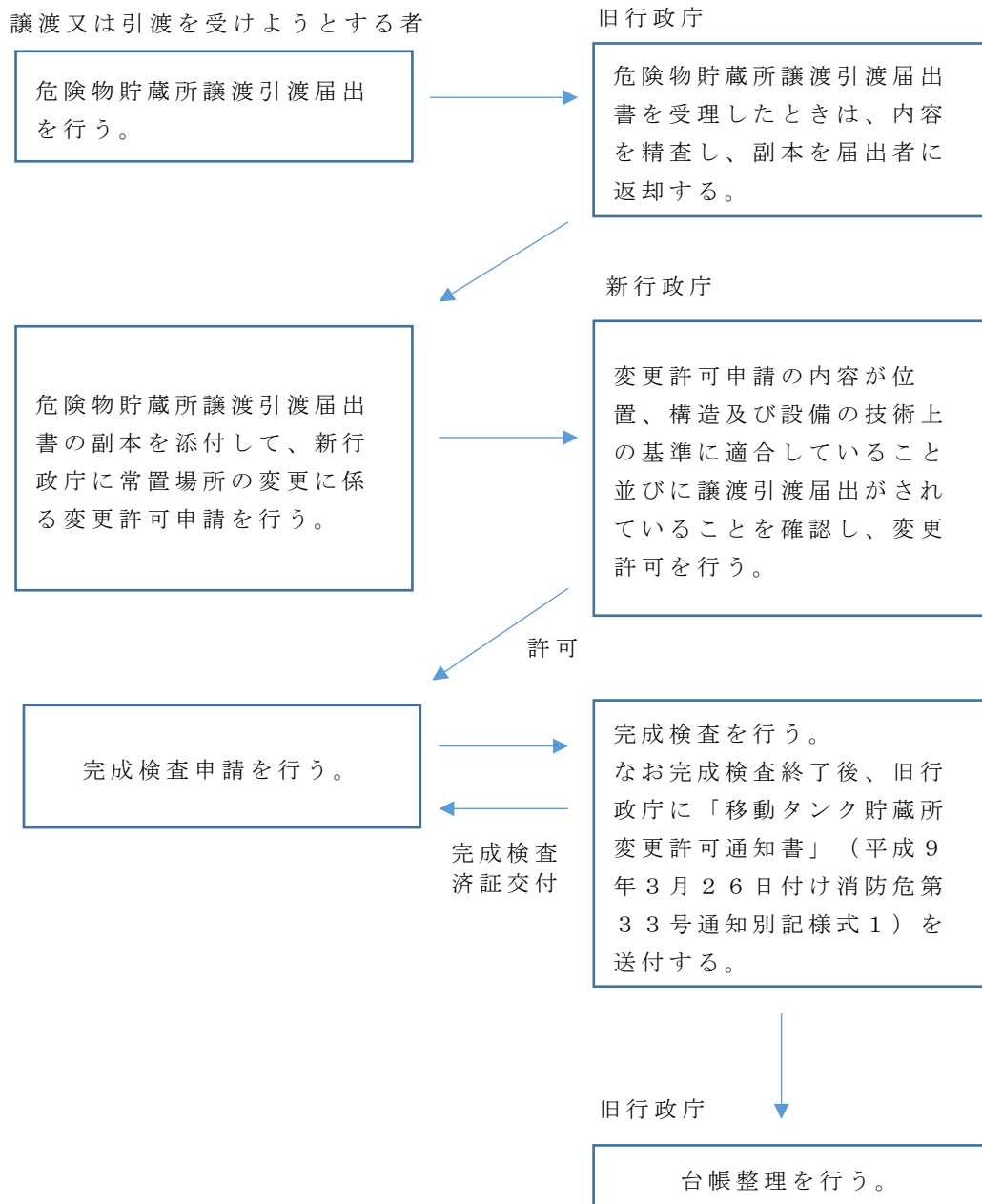
a 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書(以下このaにおいて「倍数変更届出書」といい、常置場所の変更に係る変更許可申請の前に倍数変更届出書が提出されたことがある場合に限る。)

b 譲渡又は引渡に関する委任状等(申請者が、直接新行政庁(変更後の常置場所を管轄する市町村長等をいう。)に対し、常置場所の変更に係る変更許可申請書と危険物製造所等譲渡引渡届出書(以下この(エ)において「譲渡届出書」という。)を同時に提出

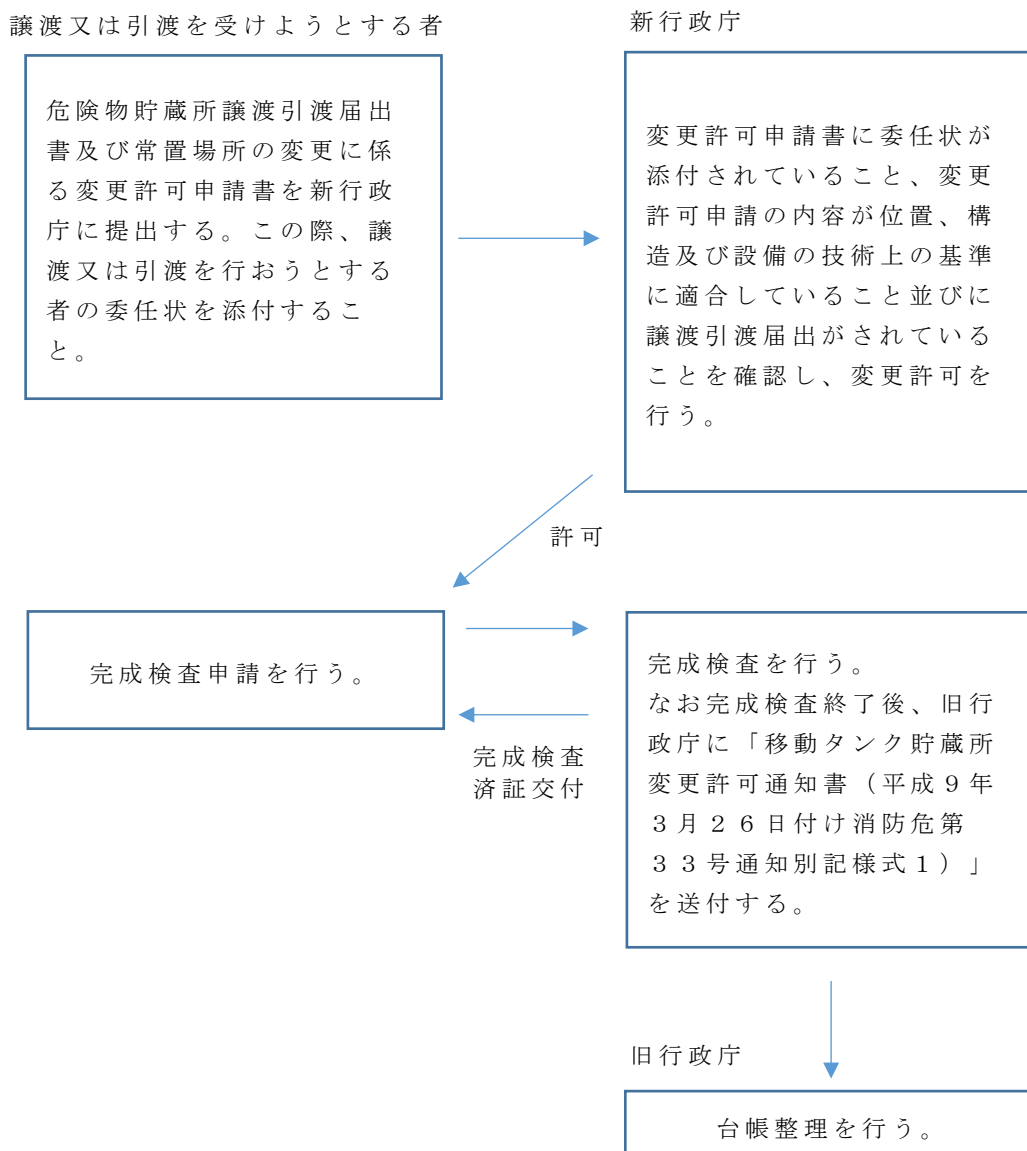
する場合に限る。)

- c 譲渡届出書（申請者が、旧行政庁（変更前の常置場所を管轄する市町村長等をいう。）に譲渡届出書を提出している場合に限る。）
- d 常置場所の賃貸借契約書等（賃貸借契約を伴う場合に限る。）（◆）
- e 移動貯蔵タンク定期点検実施結果報告書（常置場所の変更に係る変更許可申請の前に移動貯蔵タンクの漏れの点検を実施している場合に限る。）（◆）

旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合の流れ



新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合の流れ



(3) 添付書類等の標準的な記載内容は、次のとおりとする。ただし、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化することができるものとし、添付書類等は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することができるものとする。

ア 危則第4条第2項第1号及び第2号並びに第5条第2項第1号及び第2号に規定する添付資料等については、次によること。（当該製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置、当該製造所等の周囲の状況）

(ア) 配置図が添付され、審査上必要な距離等が記載されていること。
ただし、保安距離（次章第1節第2第1項の保安距離をいう。）に

については、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合は、その旨を記載することにより距離を図示しないことができるものとする。

(イ) 延焼のおそれのある部分に製造所等が存する場合にあっては、当該部分を図示すること。また、延焼のおそれのある部分に製造所が存しない場合であっても、延焼のおそれのある部分に近接して製造所等が存する場合は、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線から当該製造所等までの距離を記載することにより、当該製造所等が延焼のおそれのある部分に存しないことを示すこと。

イ 危則第4条第2項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号に規定する添付資料等については、次によること。(当該製造所を構成する建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置並びに当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造)

(ア) 建築物を設ける場合は、次によること。

a 建築物の壁、柱、床、はり、屋根及び階段(以下このa及び第5号ア(カ)dにおいて「主要構造部」という。)については、平面図(建築物等内の設備等の配置を示したものに限る。以下この号及び次号において同じ。)、立面図及び断面図(代表的な断面を記載した図面をいう。以下この(ア)において同じ。)にその構造等を記載するとともに、それらの構造図を添付すること。ただし、主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で、国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、主要構造部の構造等及び認定番号を記載することをもって足りるものとする。

b 窓及び出入口については、平面図、立面図等に位置、寸法、構造等を記載するとともに、それらの構造図を添付すること。ただし、窓及び出入口に設ける防火設備又は特定防火設備に国土交通大臣の認定品を使用する場合は、位置、寸法、構造等及び認定番号を記載することをもって足りるものとする。

c 排水溝、貯留設備(ためます等)については、平面図、断面図等に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図を添付することを要しないものとする。

(イ) 工作物(建築物に類似する架構等)を設ける場合にあっては架構図(架構等の姿図)及び構造図を、防火塀、隔壁等を設ける場合にあってはその位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

(ウ) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等(以下この(ウ)において「タンク等」という。)を設ける場合は、次によること。

- a タンク等を設ける場合は、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図を添付することを要しないものとする。
 - b タンク等の支柱等については、前 a の構造図に当該支柱等の構造等を記載することにより別途構造図を添付することを要しないものとする。
 - c 液面計等の附属設備については、a の構造図に取付位置、材質等を記載することにより別途構造図を添付すること要しないものとする。
- (エ) 計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。以下同じ。）を設ける場合は、配置図等にその位置、機能等を記載することにより、別途構造図を添付することを要しないものとする。なお、大型製造プラントその他多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することができるものとする。
- (オ) 危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響する非対象設備を設ける場合及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。以下この号において同じ。）に危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しない非対象設備を設ける場合は、配置図等に当該非対象設備の名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図を添付することを要しないものとする。なお、大型製造プラントその他多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（材質、防爆構造等）を記載することができるものとする。
- (カ) 危険範囲以外の場所に危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しない非対象設備を設ける場合は、配置図等に当該非対象設備の名称を記載することにより、別途構造図等を添付することを要しないものとする。なお、大型製造プラントその他多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（位置等）を記載することができるものとする。
- (キ) 配管を設ける場合は、次によること。
- a 製造所及び一般取扱所に多数の地上配管を設置する場合は、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等への配管ルート等の記載を省略することができるものとする。ただし、保有空地内に敷設する配管については、b に規定する製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。
 - b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に地上配管を敷設する場合は、配管ルートを配置図等に記

載すること。この場合において、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下このbにおいて同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図を添付すること要しないものとする。なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に設置に係る設計条件（保有空地、他の危険物施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができるものとする。

c 地下配管を敷設する場合は、配管ルートを配置図等に記載すること。この場合において、敷設断面、腐食防止措置（電気防食の措置を講ずる場合にあっては、当該措置を講ずる位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図を添付することを要しないものとする。

d 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した配置図及び配管構造図については、審査に当たって具体的な必要性が認められる場合に限り、提出を要するものとし、その判断に当たっては、「申請・届出書類の合理化について」（平成13年3月29日付け消防危第39号通知）を参考にすること。

(ク) 構造計算書等にあっては、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができるものとする。なお、提出を要する構造計算書等の例としては、次に掲げるものがある。

a タンク容量の計算書（危令第5条並びに危則第2条及び第3条）

b タンクの材料の強度等計算書（鋼板以外の材料で屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は移動貯蔵タンクを造る場合に限る。）

c 屋内貯蔵所の架台の構造に関する計算書（屋内貯蔵所に架台を設ける場合に限る。）（危則第16条の2の2及び平成8年10月15日付け消防危第125号通知）

d 特定屋外貯蔵タンクのタンク荷重に対する支持力及び沈下量の計算書（危則第20条の2並びに危告示第4条の13及び第4条の14）

e 準特定屋外貯蔵タンクのタンク荷重に対する支持力及び沈下量の計算書（危則第20条の3の2並びに危告示第4条の22の4及び第4条の22の5）

f 特定屋外貯蔵タンクの構造に関する計算書（危則第20条の4及び危告示第4条の18）

g 特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力及び地震の影響による必要保有水平耐力の計算書（危則第20条の4及び危告示第79条）

h 準特定屋外貯蔵タンクの構造に関する計算書（危則第20条の

- 4の2及び危告示第4条の22の10)
- i 準特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力及び地震の影響による必要保有水平耐力の計算書（危則第20条の4の2及び危告示第79条）
 - j 屋外貯蔵タンクに係る地震動による慣性力及び風荷重の計算書（危則第21条及び危告示第4条の23）
 - k 防油堤の容量に関する計算書（危則第22条及び危告示第4条の2）
 - l 防油堤の構造に関する計算書（危則第22条及び「防油堤の構造等に関する運用基準について」（昭和52年11月14日付け消防危第162号通知、平成10年3月20日付け消防危第32号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知）別記1「防油堤の構造指針」）
 - m 強化プラスチック製二重殻タンクの構造に関する計算書（危則第24条の2の4）
 - n 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で造った地下貯蔵タンクに、危則第24条の2の2第1項で定めるところにより鋼板を間隙を有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知するための同条第2項に定める設備を設けたもの（以下「SSタンク」という。）（平成3年4月30日付け消防危第37号通知の図1-1から図5-2までに掲げるものを除く。）の各部分に発生する応力及び許容応力に関する計算書（平成3年4月30日付け消防危第37号通知、平成5年12月9日付け消防危第95号通知）
 - o 屋外貯蔵所の架台の構造に関する計算書（屋外貯蔵所に架台を設ける場合に限る。）（危則第24条の10及び平成8年10月15日付け消防危第125号通知）
 - p 給油取扱所において発生した火災による輻射熱に関する計算書（危則第25条の4の2及び危告示第4条の52）
 - q 移送取扱所の配管、菅継手及び弁の構造に関する計算書（危則第28条の5及び危告示第10条から第17条まで）
 - r サイトガラスの強度計算書（タンク、配管等にサイトガラスを設ける場合に限る。）（◆）
- ウ 危則第4条第2項第5号及び第5条第2項第5号に規定する添付資料等については、次によること。（当該製造所等に設ける電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要）
- (ア) 電気設備の概要を記載した図面については、次によること。
 - a 危険範囲内に電気設備を設ける場合は、配置図等に位置を記載し、及び配置図等に防爆構造の記号等を記載すること又は防爆構造を有することを確認するための資料を提出することにより、別

途構造図を添付することを要しないものとする。また、当該電気設備に係る電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

- b 危険範囲以外の部分に電気設備を設ける場合（太陽光発電システム、非常用発電機、顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器等を設ける場合を除く。）は、配置図等への当該電気設備に係る記載を要しないものとする。また、電気配線については、主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを配置図等に記載するものとし、その他の電気配線のルートにあっては記載することを要しないものとする。

(イ) 避雷設備の概要を記載した図面は、避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況（平面図及び立面図）、引下げ導線システムの敷設状況、接地システム等の状況を記載したものとすること。

(ウ) 消火設備の概要を記載した図面については、次によること。

- a 複数の製造所等で消火設備を共用する場合にあっては、消火系統図にそれぞれの製造所等に附属する消火設備の範囲を明示すること。
- b 第1種、第2種又は第3種の消火設備を設置する場合は、平面図（消火栓、スプリンクラーヘッド等が包含する範囲並びに各配線系統及び配管のルート及び構造（施工方法等）を明示したものに限る。）、系統図及び機器構造図を添付すること。この場合において、危険範囲内に第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けるときは、平面図に防爆構造の記号等を記載する、又は防爆構造を有することを確認するための資料を提出すること。
- c 第4種又は第5種の消火設備を設置する場合は、当該消火設備の設置位置を明示した平面図及び機器構造図を添付すること。

(エ) 警報設備の概要を記載した図面については、次によること。

- a 自動火災報知設備を設置する場合は、平面図（発信機及び地区音響装置が包含する範囲並びに各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を明示したものに限る。）、系統図及び機器構造図を添付すること。この場合において、危険範囲内に自動火災報知設備を設けるときは、平面図に防爆構造の記号等を記載する、又は防爆構造を有することを確認するための資料を提出すること。
- b 自動火災報知設備以外の警報設備を設置する場合は、平面図（配線を有する警報設備にあっては、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を明示したものに限る。）及び機器構造図を添付すること。この場合において、危険範囲内に自動火災報知設備以外の警報設備（警鐘を除く。）を設けるときは、平面図に防爆

構造の記号等を記載する、又は防爆構造を有することを確認するための資料を提出すること。

(オ) 避難設備を設置する場合は、避難設備の概要を記載した図面として、避難設備の設置位置を明示した平面図及び機器構造図を提出すること。この場合において、当該平面図には、避難設備の非常電源（避難設備に内蔵されているものを除く。）に係る電気配線を明示すること。

エ 規則第4条第2項第6号及び第5条第2項第6号に規定する添付資料等（緊急時対策に係る機械器具その他の設備を設ける製造所等における当該設備の概要については、イ(エ)の例によること。）

オ 設備、機器等を多数設置する場合は、危則第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号に規定する製造所等に係る構造及び設備明細書（以下「構造設備明細書」という。）に設備、機器等のリストを別紙として添付することができるものとする。また、構造設備明細書に記載すべき事項のうち、図面中に記載したものについては、構造設備明細書への記載を省略することができるものとする。

カ 危則第4条第3項第2号及び第3号並びに第5条第3項第2号及び第3号に規定する第1種、第2種又は第3種の消火設備の設計書及び火災報知設備の設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができる。

(4) 前号の規定によるほか、製造所等の区分に応じて提出を要する添付資料等については、次のとおりとする。

ア 標準貫入試験、平板積荷試験等及び放射線透過試験等を実施する屋外貯蔵タンクを有する屋外タンク貯蔵所にあつては、これらの試験要領を添付するものとする。

イ 地下タンク貯蔵所に係る添付資料等は、次のとおりとする。

(ア) 浮力に対する検討に係る書類

(イ) KHKの試験確認を受けた二重殻タンク及び油中ポンプ設備にあつては、型式試験確認結果通知書又は試験確認証明書の写し

ウ 移動タンク貯蔵所に係る添付資料等は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日付け消防危第33号通知）第2によること。

エ 屋外貯蔵所に係る添付資料等は、屋外貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物（第2類の危険物のうち引火性固体又は第4類の危険物のうち第1石油類に限る。）の引火点に関する資料とする。

オ 給油取扱所に係る添付資料等は、次のとおりとする。

(ア) 給油取扱所の敷地面積、建築物の水平投影面積及び床又は壁で区画された建築物の部分の床面積の求積図

- (イ) 平面図（危令第17条第1項第2号の給油空地（以下「給油空地」という。）、同項第3号の注油空地（以下「注油空地」という。）、航空機又は船舶に直接給油するための空地（航空機給油取扱所（危令第17条第3項第1号の飛行場で航空機に給油する給油取扱所をいう。以下同じ。）又は船舶給油取扱所（危令第17条第3項第2号の船舶に給油する給油取扱所をいう。以下同じ。）の給油設備が給油タンク車であるときは、予定されている給油タンク車の大きさを含む。）等を記入したものに限る。）
- (ウ) 防火塀の構造図。なお、次のaからcまでに掲げる場合にあっては、それぞれ当該aからcまでに定めるところによること。
- a 防火塀等に危告示第4条の52第3項に定める輻射熱の値を満たすための措置を講ずる場合 当該措置を講じた部分を図示したものであること。
- b 防火塀等にはめごろし戸を設ける場合 当該はめごろし戸の設置位置を図示したものであること。（平成18年5月10日付け消防危第113号通知）
- c 輻射熱を低減する性能を見込んだ網入りガラス等を設ける場合 当該性能を証明する書類を添付すること。（平成18年5月10日付け消防危第113号通知）
- (エ) KHKの試験確認を受けた固定給油設備等、二重殻タンク、過剰注入防止設備及びパッケージ型固定泡消火設備にあっては、型式試験確認結果通知書又は試験確認証明書の写し
- (5) 構造設備明細書の記入方法は、次によること。なお、構造設備明細書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には「別紙参照」と記入し、別紙に記入すること。なお、該当しない欄には斜線を引くこと。
- ア 製造所・一般取扱所構造設備明細書（危則別記様式第4のイ）の記入方法は、次によること。
- (ア) 「事業の概要」の欄には、製造所又は一般取扱所を設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。
- (イ) 「危険物の取扱作業の内容」の欄には、危険物の取扱い及び当該取扱いに伴う危険物の貯蔵の概要を記入すること。
- (ウ) 「製造所（一般取扱所）の敷地面積」の欄には、建築物を有しない製造所又は一般取扱所にあつては当該製造所又は一般取扱所の敷地面積を記入するとともに、括弧書きで当該製造所又は一般取扱所が存する事業所全体の敷地面積を記入し、建築物を有する製造所又は一般取扱所にあつては当該製造所又は一般取扱所が存する事業所全体の敷地面積を記入すること。
- (エ) 1棟の建築物の全てが製造所又は一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

- a 「階数」の欄には、当該建築物の建基令第2条第8号に規定する階数（以下単に「階数」という。）を記入すること。この場合において、地階があるときは、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。なお、建基法第2条第8号の規定により階数に算入しない建築物の屋上部分又は地階の建築物の部分がある場合は、当該部分に関する情報を「PH〇階」のように記入すること。
- b 「建築面積」の欄には、当該建築物の建築面積（建基令第2条第2号に規定する建築面積をいう。以下同じ。）を記入すること。
- c 「延べ面積」の欄には、当該建築物の延べ面積（建基令第2条第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）を記入すること。
- d 「壁」の欄中、「延焼のおそれのある外壁」の欄には、建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分内に存する当該建築物の外壁の材料を記入すること。
- e 「壁」の欄中、「その他の壁」の欄には、当該建築物の壁のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、間仕切壁等の材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。例えば、壁が石こうボードで造られている場合にあっては「石こうボード（不燃材料）」と記入し、厚さ70ミリメートルの鉄筋コンクリートで造られている場合にあっては「鉄筋コンクリート（70ミリメートル）（耐火構造）」と記入すること。
- f 「柱」、「床」、「はり」及び「屋根」の欄には、それぞれの部分の材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。
- g 「窓」の欄には、外壁部分にある窓の仕様（網入りガラス、普通ガラス等）を記入するとともに、括弧書きで危令第9条第1項第7号に規定する防火設備の区分（防火設備、特定防火設備）を記入すること。例えば、防火設備である網入りガラスを使用する場合は、「網入りガラス（防火設備）」と記入すること。
- h 「出入口」の欄には、外壁部分に存する出入口に設ける防火設備の区分（防火設備、特定防火設備又は自閉式特定防火設備）を記入すること。この場合において、出入口にガラスを用いるときは、当該ガラスの仕様（網入りガラス、普通ガラス等）を併せて記入すること。
- i 「階段」の欄には、建築物に設ける階段について、その数量及び材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入し、併せて屋内階段又は屋外階段の別、階段室の有無を記入すること。例えば、鋼製の屋外階段が1箇所、階段室を有する鉄筋コンクリート造の屋内階

段が2箇所にある場合は、「屋外階段 鋼製（不燃材料） 1箇所、屋内階段 鉄筋コンクリート造（耐火構造） 階段室有 2箇所」と記入すること。

(オ) 1棟の建築物の一部に一般取扱所を設ける場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

a 「階数」の欄には、一般取扱所が設置されている階を記入すること。例えば、建築物の地上1階及び地下1階の一部に一般取扱所が設置されている場合にあつては「地上1階、地下1階」と記入し、建築物の地上2階の一部に一般取扱所が設置されている場合にあつては「地上2階」と記入すること。

b 「建築面積」の欄には、一般取扱所が設置されている部分の水平投影面積を記入すること。この場合において、一般取扱所が建築物の複数の部分に設置されるときは、次によること。

(a) 複数の一般取扱所が同一の階に存しない場合は、最も水平投影面積が大きい一般取扱所に係る水平投影面積を記入すること。例えば、一般取扱所が建築物の地上2階部分の一部（50平方メートル）及び地上3階部分の一部（100平方メートル）に設置される場合にあつては、地上3階部分の「100平方メートル」と記入すること。

(b) 複数の一般取扱所が同一の階に存する場合は、それぞれの一般取扱所の水平投影面積の合計を記入すること。例えば、一般取扱所が建築物の地下1階の複数の部分（100平方メートル及び50平方メートル）に設置される場合にあつては、「150平方メートル」と記入すること。

c 「延べ面積」の欄には、一般取扱所が設置されている部分の床面積を記入すること。この場合において、一般取扱所が建築物の複数の部分に設置されるときは、当該複数の部分の床面積の合計を記入すること。

d 「壁」の欄中、「延焼のおそれのある外壁」の欄には、延焼のおそれのある部分内に存する一般取扱所の用に供する部分の外壁の材料を記入すること。

e 「壁」の欄中、「その他の壁」の欄には、一般取扱所の用に供する部分の壁（外壁及び他用途部分（建築物の部分のうち、一般取扱所の用に供する部分以外の部分をいう。以下この(オ)において同じ。）との隔壁を含む。）のうち延焼のおそれのある外壁以外のものの材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。この場合において、一般取扱所の用に供する部分と他用途部分との隔壁を鉄筋コンクリート造とするとときにあつては、併せて当該隔壁

の厚さを記入すること。

f 「柱」、「床」及び「はり」の欄には、一般取扱所の用に供する部分の柱、床及びはりの材料について、前(エ) f の例により記入すること。この場合において、一般取扱所の用に供する部分と他用途部分とを隔てる床を鉄筋コンクリート造とするときにあつては、併せて当該床の厚さを記入すること。

g 「屋根」の欄には、一般取扱所の用に供する部分の屋根（上階がある場合には、上階の床）の材料について、前(エ) f の例により記入すること。なお、上階の床の材料を記入する際は、当該欄に「（上階の床）」と併せて記入すること。

h 「窓」の欄には、一般取扱所の用に供する部分に設ける窓について、前(エ) g の例により記入すること。

i 「出入口」の欄には、一般取扱所の用に供する部分に存する出入口に設ける防火設備の区分（防火設備、特定防火設備又は自閉式特定防火設備）を記入すること。

j 「階段」の欄には、一般取扱所の用に供する部分に設ける階段について、その数量及び材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入し、併せて屋内階段又は屋外階段の別、階段室の有無を記入すること。

(カ) 1棟の建築物の全てが製造所又は一般取扱所として規制される場合にあつては、「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄には、記入せず斜線を引くこと。なお、1棟の建築物の一部に一般取扱所を設ける場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

a 「階数」の欄は、(エ) a の例によること。

b 「建築面積」の欄は、(エ) b の例によること。

c 「延べ面積」の欄は、(エ) c の例によること。

d 「建築物の構造概要」の欄には、一般取扱所が設置されている建築物の主要構造部の構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）を記入すること。

(キ) 「製造（取扱）設備の概要」の欄には、蒸留塔、反応槽、熱交換器その他これらに類する20号タンクに該当しない設備、危険物を取り扱うポンプ、危則第28条の54各号に掲げる危険物を取り扱う設備等の型式、仕様（防爆構造の種別、燃料消費量等を含む。）、数量を記入すること。この場合において、危則第28条の54第5号に掲げる固定した注油設備がKHKによる型式試験確認を行い、試験の基準に適合していると認められたものであるときは、確認番号を記入すること。

- (ク) 「令第9条第1項第20号のタンクの概要」の欄には、20号タンクの数量及び容量を記入すること。なお、20号タンクが屋外に設置されている場合は、防油堤の構造及び容量を併せて記入すること。
- (ケ) 「配管」の欄には、危険物を取り扱う配管の材質、口径、危則第13条の4に定める配管の腐食防止措置を記入すること。なお、配管の材質については、JISの規格番号とすることができるものとする。
- (コ) 「加圧設備」の欄には、危険物を加圧する設備等の種類（防爆構造の種別を含む。）、加圧される危険物の化学名又は通称、危険物に加える圧力、加圧に用いる物質の名称等を記入すること。例えば、20号タンクにおいて取り扱う植物油を窒素を用いて200キロパスカルの圧力で加圧する場合は、「植物油20号タンク、200キロパスカル加圧（窒素）」と記入すること。なお、加圧設備とは、取り扱う危険物に外部から圧力を加える設備又は取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備をいうものとする。
- (サ) 「加熱設備」の欄には、危険物を加熱する設備等の種類（防爆構造の種別を含む。）、加熱される危険物の化学名又は通称、加熱時の最高温度等を記入すること。例えば、重油を加熱炉で200度まで加熱する場合は、「加熱炉、重油、200度」と記入すること。なお、加熱設備とは、危険物を直接的又は間接的に加熱する設備等（危険物を一定の温度に維持又は保温するためのものを除く。）をいうものとする。
- (シ) 「乾燥設備」の欄には、危険物を乾燥する設備等の種類（防爆構造の種別を含む。）、乾燥する危険物の化学名又は通称、乾燥時の最高温度等を記入すること。なお、乾燥設備とは、危険物を乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいうものとする。
- (ス) 「貯留設備」の欄には、ためます、油分離装置等の数量及び大きさ（油分離装置にあつては、槽数）を記入すること。
- (セ) 「電気設備」の欄には、配線、スイッチ、照明設備、電動機等の仕様（防爆構造の種別を含む。）を記入すること。
- (ソ) 「換気、排出の設備」の欄には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるものをいう。）により換気を行う場合にあつては「自然換気」と、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等をいう。）により換気を行う場合にあつては「強制換気」と、自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等をいう。）により換気を行う場合にあつては「自動強制換気」と、強制排出設備（回転式ベンチレー

ター、排出ダクト、フード等により構成されるものをいう。)により可燃性の蒸気を排出する場合にあっては「強制排出設備」と、自動強制排出設備(自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されるものをいう。)により可燃性の蒸気を排出する場合にあっては「自動強制排出設備」と記入するものとする。この場合において、強制排出設備又は自動強制排出設備を換気設備と兼ねるときは、「強制排出設備(換気設備兼用)」又は「自動強制排出設備(換気設備兼用)」と記入すること。

(タ) 「静電気除去設備」の欄には、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第17条第1項から第4項までに規定する接地工事の種類、静電気を除去する設備の種類等を記入すること。なお、静電気除去設備とは、危険物が流動する際等に発生する静電気を除去する設備をいうものとする。

(チ) 「避雷設備」の欄には、受雷部システムの種類(「突針」、
「水平導体」、「メッシュ導体」、「構造体利用」等)及び受雷部システムの保護方法(「保護角法」、「回転球体法」、「メッシュ法」等)を記入すること。なお、製造所又は一般取扱所が他の製造所等の避雷設備の保護角内にあるため、当該製造所又は一般取扱所に避雷設備を設置しない場合は、当該他の製造所等の避雷設備の設置状況を記入すること。

(ツ) 「警報設備」の欄には、危則第37条各号に掲げる警報設備のうち、製造所又は一般取扱所に設置したもの(当該製造所又は一般取扱所と同一の敷地内に存する事務所等に設置した自動火災報知設備の受信機その他の当該製造所又は一般取扱所に設置した警報設備に関連する設備を含む。)を記入すること。

(テ) 「消火設備」の欄には、危令別表第5に掲げる消火設備のうち、製造所又は一般取扱所に設置したものを記入すること。

(ト) 「工事請負者住所氏名」の欄には、工事を請け負った法人又は個人の住所、名称及び代表者氏名(法人の場合に限る。)又は氏名(個人の場合に限る。)並びに電話番号を記入すること。

イ 屋内貯蔵所構造設備明細書(危則別記様式第4のロ)の記入方法は、次によること。

(ア) 「事業の概要」の欄は、前ア(ア)の例によること。

(イ) 1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の構造」の欄には、「軒高・階高」の欄を除き、前ア(エ)(地階に関する部分を除く。)の例により記入すること。この場合において、「上階の床」については、前ア(エ)fの例により記入するものとし、及び「軒高・階高」の欄の記入方法は、次によること。

a 危令第10条第1項に規定する屋内貯蔵所にあつては、軒高

- (危令第10条第1項第4号に規定する軒高をいう。以下この(イ)において同じ。)を記入すること。
- b 危令第10条第2項又は第3項に規定する屋内貯蔵所にあつては、階高(危令第10条第2項第1号に規定する階高をいう。以下このイにおいて同じ。)を記入すること。
- c 危令第10条第4項から第6項までに規定する屋内貯蔵所にあつては、危則に定めるそれぞれの屋内貯蔵所の特例に基づき、軒高又は階高を記入すること。
- (ウ) 1棟の建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合の「建築物の構造」の欄には、「軒高・階高」の欄を除き、前ア(オ)の例により記入すること。なお、「軒高・階高」の欄には、屋内貯蔵所の階高を記入すること。
- (エ) 1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合にあつては、「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄には、記入せず斜線を引くこと。なお、1棟の建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、前ア(カ)の例によること。
- (オ) 「架台の構造」の欄には、架台の材質、段数、寸法、設置台数及び固定方法並びに容器が落下しない措置を記入すること。
- (カ) 「採光、照明設備」の欄には、採光及び照明設備の種類(防爆構造の種別を含む。)、数量等を記入すること。
- (キ) 「換気、排出の設備」の欄、「電気設備」の欄及び「避雷設備」の欄は、それぞれ前ア(ソ)、(セ)及び(チ)の例によること。
- (ク) 「通風、冷房装置等の設備」の欄には、通風装置、冷房装置等の型式、仕様(防爆構造の種別を含む。)を記入すること。
- (ケ) 「消火設備」の欄、「警報設備」の欄及び「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前ア(テ)、(ツ)及び(ト)の例によること。
- ウ 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書(危則別記様式第4のハ)の記入方法は、次によること。
- (ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。
- (イ) 「貯蔵する危険物の概要」の欄中「引火点」の欄には、貯蔵する危険物の引火点(分割タンクに貯蔵する場合は、最も低い引火点を有する危険物に係る引火点)を、「貯蔵温度」の欄には、常温以外の状態で貯蔵する場合に、貯蔵する危険物の最高温度をそれぞれ記入すること。
- (ウ) 「基礎、据付方法の概要」の欄には、屋外貯蔵タンクの地盤の改良方法、基礎型式(盛り土型式、^{くい}杭基礎、リング基礎等)、底板の外面の腐食を防止するための措置及びタンクの固定方法を記入すること。なお、^{くい}杭基礎及びリング基礎とは、「^{くい}杭又はリングを用

いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」
(昭和57年2月22日付け消防危第17号通知、平成元年9月
22日付け消防危第90号通知、平成11年9月24日付け消防危
第86号通知)に示す基準に適合する基礎をいうものとする。

- (エ) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
- a 「形状」の欄には、タンク及び屋根等の形状により次に掲げる形状のうち該当するものを記入すること。
 - (a) 縦置円筒型(コーンルーフ)
 - (b) 縦置円筒型(ドームルーフ)
 - (c) 縦置円筒型(フローティングルーフ又は浮き屋根)
 - (d) 縦置円筒型(インナーフローティング又は浮き蓋付き)
 - (e) 横置円筒型
 - (f) 角型
 - b 「常圧・加圧(kPa)」の欄には、危険物の貯蔵状態のうち該当する項目を丸印で囲むとともに、危険物を加圧して貯蔵する場合は、圧力を記入すること。なお、常圧とは、正圧又は負圧で5キロパスカルを超えないものをいうものとする。
 - c 「寸法」の欄は、次によること。
 - (a) 縦置円筒型タンクにあっては、タンクの内径及び高さを記入すること。
 - (b) 横置円筒型タンクにあっては、タンクの内径、胴長(円筒部分の長さをいう。)、鏡出の長さ及び全長を記入すること。
 - (c) 角型タンクにあっては、タンクの縦及び横の長さ並びに高さを記入すること。
 - d 「容量」の欄には、危令第5条第1項のタンクの内容積及び空間容積並びに同条第2項のタンクの容量を記入すること。
 - e 「材質、板厚」の欄には、タンク本体を構成する各部分の材料及び板厚を記入すること。なお、当該材料については、JISの規格番号とすることができるものとする。
 - f 「通気管」の欄には、通気管の種別(無弁通気管又は大気弁付通気管)、数量、内径及び作動圧(大気弁付通気管を設置する場合に限る。)を記入すること。
 - g 「安全装置」の欄には、危則第19条第1項各号に掲げる安全装置の種別、数量及び作動圧を記入すること。
 - h 「液量表示装置」の欄には、液面計の種別(フロート式液面計、エアパーズ式液面計等)及び型式を記入すること。
 - i 「引火防止装置」の欄は、通気管に設ける引火防止装置について、該当する項目を丸印で囲むこと。
 - j 「不活性気体の封入設備」の欄には、タンクに不活性ガスを充

填する設備の概要を記入すること。

k 「タンク保温材の概要」の欄には、タンクの外面に設ける保温材の材質、固定方法等を記入すること。

(オ) 「注入口の位置」の欄には、移動タンク貯蔵所等から危険物を受け入れる注入口の設置位置を記入すること。この場合において、屋外貯蔵タンクの周囲に防油堤があるときは、防油堤との位置関係（防油堤内又は防油堤外）を併せて記入すること。

(カ) 「注入口付近の接地電極」の欄は、注入口付近に設ける接地電極について、該当する項目を丸印で囲むこと。

(キ) 「防油堤」の欄は、次によること。

a 「構造」の欄には、防油堤の構造（鉄筋コンクリート造、高さ1メートル等）を記入すること。

b 「容量」の欄には、防油堤の容量を記入すること。この場合において、複数の屋外タンク貯蔵所が一の防油堤を兼用するときは、当該防油堤内の容量が最大であるタンクの番号、名称を併記すること。

c 「排水設備」の欄には、防油堤内の水抜口の数量、雨水等の排水システムを記入すること。

(ク) 「ポンプ設備の概要」の欄には、危険物を取り扱うポンプの型式、仕様及び数量並びに原動機の型式及び仕様（防爆構造の種別を含む。）を記入すること。なお、ポンプ設備をポンプ室に設ける場合は、ポンプ室の構造を併記すること。

(ケ) 「避雷設備」の欄は、ア(チ)の例によること。

(コ) 「配管」の欄及び「消火設備」の欄は、それぞれア(ケ)及びア(テ)の例によること。

(サ) 「タンクの加熱設備」の欄は、ア(サ)の例によること。

(シ) 「工事請負者住所氏名」の欄は、ア(ト)の例によること。

エ 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（危則別記様式第4のニ）の記入方法は、次によること。

(ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。

(イ) 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。

a 「壁」の欄は、建築物がタンク専用室以外の部分を有しない場合にあってはア(エ) d 及び e の例により、建築物がタンク専用室以外の部分を有する場合にあってはア(オ) d 及び e（他用途部分との隔壁に関する部分を除く。）の例によること。

b 「床」の欄は、建築物がタンク専用室以外の部分を有しない場合にあってはア(エ) f の例により、建築物がタンク専用室以外の部分を有する場合にあってはア(オ) f（他用途部分を隔てる床に関する部分を除く。）の例によること。

- c 「出入口」の欄は、建築物がタンク専用室以外の部分を有しない場合にあつてはア(エ)hの例により、建築物がタンク専用室以外の部分を有する場合にあつてはア(オ)iの例によること。なお、しきい高さの括弧書き内には、敷居又は流出防止措置の高さを記入すること。
- d 「屋根」の欄は、建築物がタンク専用室以外の部分を有しない場合にあつてはア(エ)fの例により、建築物がタンク専用室以外の部分を有する場合にあつてはア(オ)gの例によること。
- e 「その他」の欄には、タンク専用室の建築面積及び危令第12条第2項第8号に規定する構造により流出を防止することができる危険物の量を記入すること。
- (ウ) 建築物がタンク専用室以外の部分を有しない場合にあつては、「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄には、記入せず斜線を引くこと。なお、建築物がタンク専用室以外の部分を有する場合の「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、ア(カ)の例によるものとし、「設置階」の欄には、当該タンク専用室が設けられる階を記入すること。
- (エ) 「タンクの構造、設備」の欄は、前ウ(エ)(aのうち屋根等の形状に関する部分並びにj及びkを除く。)の例によること。
- (オ) 「注入口の位置」の欄、「注入口付近の接地電極」の欄及び「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前ウ(オ)(防油堤に関する部分を除く。)、(カ)及び(ク)の例によること。
- (カ) 「採光、照明設備」の欄及び「換気、排出の設備」の欄は、それぞれイ(オ)及びア(ソ)の例によること。
- (キ) 「配管」の欄、「消火設備」の欄、「警報設備」の欄及び「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれア(ケ)、(テ)、(ツ)及び(ト)の例によること。
- オ 地下タンク貯蔵所構造設備明細書(危則別記様式第4のホ)の記入方法は、次によること。
- (ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。
- (イ) 「タンクの設置方法」の欄は、該当する項目を丸印で囲むこと。この場合において、「漏れ防止」とは、危則第24条の2の5に規定する構造によるタンクの設置方法をいう。
- (ウ) 「タンクの種類」の欄は、該当する項目を丸印で囲むこと。
- (エ) 「タンクの構造、設備」の欄は、「外面の保護」の欄、「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄及び「可燃性蒸気回収設備」の欄を除き、ウ(エ)(aのうち屋根等の形状に関する部分並びにj及びkを除く。)の例によるほか、次によること。
- a 「外面の保護」の欄には、危則第23条の2第1項から第3項

までに規定する方法のうち用いたものを記入すること。

b 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄には、危令第13条第1項に掲げる地下タンク貯蔵所にあつては危則第23条の3各号に掲げる設備のうちタンクに設置したものの概要を、危令第13条第2項に掲げる地下タンク貯蔵所にあつては危則第24条の2の2第2項又は第4項に掲げる設備のうちタンクに設置したものの概要を、危令第13条第3項に掲げる地下タンク貯蔵所にあつては危則第23条の3第2号に掲げる設備（同条第1号に掲げるものを除く。）の概要及び危則第24条の2の5に規定する構造の概要を記入すること。

c 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、通気管に設ける可燃性蒸気回収装置について、該当する項目を丸印で囲むこと。この場合において、可燃性蒸気回収装置があるときは、括弧内にその概要を記入すること。

(オ) 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。

a タンク室にタンクを設置する場合は、タンク室の頂板、底板及び側壁の構造、内部の仕上げ方法等を記入すること。

b タンク室以外にタンクを設置する場合は、タンクの基礎の構造及び当該基礎へのタンクの固定方法を記入すること。

(カ) 「注入口の位置」の欄、「注入口付近の接地電極」の欄及び「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれウ(オ)、(カ)及び(ク)の例によるほか、ポンプ設備を地下貯蔵タンク内に設置する場合は、その旨を「ポンプ設備の概要」の欄に記入すること。

(キ) 「配管」の欄、「電気設備」の欄、「消火設備」の欄及び「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれア(ケ)、(セ)、(テ)及び(ト)の例によること。

カ 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書（危則別記様式第4のへ）の記入方法は、次によること。

(ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。

(イ) 「専用室の構造」の欄は、簡易貯蔵タンクを専用室に設置する場合に、次により記入すること。

a 「壁」の欄、「床」の欄及び「屋根」の欄は、それぞれア(エ) dからfまでの例によること。

b 「出入口」の欄は、ア(エ) hの例によるほか、敷居を設ける場合には、その高さを括弧の中に記入すること。

c 「その他」の欄には、専用室を設置する建築物の建築面積を記入すること。

(ウ) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。

- a 「形状」の欄、「寸法」の欄、「容量」の欄及び「材質、板厚」の欄は、それぞれウ(エ) a (屋根等の形状に関する部分を除く。)及び c から e までの例によること。
 - b 「通気管」の欄には、通気管の内径を記入すること。
 - c 「給油、注油設備」の欄には、給油又は注油設備の型式及び概要を記入すること。
- (エ) 「タンクの固定方法」の欄には、地盤面、架台等への簡易貯蔵タンクの固定方法を記入すること。
- (オ) 「採光、照明設備」の欄は、イ(カ)の例によること。
- (カ) 「換気、排気の設備」の欄、「消火設備」の欄及び「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれア(ソ)、(テ)及び(ト)の例によること。
- キ 移動タンク貯蔵所構造設備明細書（危則別記様式第4のト）の記入方法は、「移動タンク貯蔵所の設置許可申請書に添付する図書について」（平成2年7月9日付け消防危第77号通知）別紙の第2によること。
- ク 屋外貯蔵所構造設備明細書（危則別記様式第4のチ）の記入方法は、次によること。
- (ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。
 - (イ) 「区画内面積」の欄には、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に設けられた柵等により区画された部分の面積を記入すること。
 - (ウ) 「さく等の構造」の欄には、柵の材質及び高さ並びに柵等の構造の概要を記入すること。
 - (エ) 「地盤面の状況」の欄には、地盤面の構造等を記入すること。
例えば、地盤面をコンクリートで舗装している場合は、「コンクリート舗装」と記入すること。
 - (オ) 「架台の構造」の欄は、イ(オ)の例によること。
 - (カ) 「消火設備」の欄及び「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれア(テ)及び(ト)の例によること。
- ケ 給油取扱所構造設備明細書（危則別記様式第4のリ）の記入方法は、次によること。
- (ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。
 - (イ) 「敷地面積」の欄には、給油取扱所として規制される敷地に係る面積を記入すること。
 - (ウ) 「給油空地」の欄は、次によること。
 - a 間口の部分には、給油空地を形成する矩形の辺の長さのうち自動車等が出入りする側の長さを記入すること。
 - b 奥行の部分には、給油空地の間口を底辺とした矩形の側辺の

長さを記入すること。

- (エ) 「注油空地」の欄は、有又は無のいずれかを丸印で囲むとともに、有を丸印で囲んだ場合は、括弧内の該当する項目を丸印で囲むこと。
- (オ) 「空地の舗装」の欄は、給油空地及び注油空地をコンクリートで舗装する場合にあってはコンクリートを丸印で囲み、コンクリート以外の材料で舗装する場合にあってはその他を丸印で囲むとともに、使用する材料及び舗装の仕様を括弧内に記入すること。
- (カ) 建築物の全ての部分が給油取扱所として規制される場合の「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄の記入方法は、次によること。
- a 「階数」の欄、「柱」の欄、「床」の欄、「はり」の欄、「屋根」の欄及び「窓」の欄は、それぞれア(エ) a 及び f 及び g の例によること。
 - b 「建築面積」の欄は、ア(エ) b の例によること。
 - c 「水平投影面積」の欄には、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。
 - d 「壁」の欄には、外壁の材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。
 - e 「出入口」の欄には、外壁部分に存する出入口（危則第25条の4第1項第1号、第3号及び第4号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口を除く。）に設ける防火設備の区分（防火設備、特定防火設備又は自閉式特定防火設備）を記入すること。この場合において、出入口にガラスを用いるときは、当該ガラスの仕様（網入りガラス、普通ガラス等）を記入すること。
- (キ) 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄の記入方法は、次によること。
- a 「階数」の欄は、のア(オ) a の例によること。
 - b 「建築面積」の欄は、ア(オ) b の例によること。
 - c 「水平投影面積」の欄は、前(カ) c の例によること。
 - d 「壁」の欄は、給油取扱所の用に供する部分に存する壁の材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。
 - e 「柱」、「床」及び「はり」の欄は、給油取扱所の用に供する部分に存する柱、床及びはりの構造について、ア(オ) f（床の厚さに係る部分を除く。）の例により記入すること。
 - f 「屋根」の欄は、ア(オ) g の例によること。
 - g 「窓」の欄は、ア(オ) h の例によること。

- h 「出入口」の欄には、給油取扱所の用に供する部分に存する出入口（危則第25条の4第1項第1号、第3号及び第4号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口を除く。）に設ける防火設備の区分（防火設備、特定防火設備又は自閉式特定防火設備）を記入すること。この場合において、出入口にガラスを用いるときは、当該ガラスの仕様（網入りガラス、普通ガラス等）を記入すること。
- (ク) 1棟の建築物の全てが給油取扱所として規制される場合にあつては、「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄には、記入せず斜線を引くこと。なお、1棟の建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。
- a 「階数」の欄、「延べ面積」の欄及び「建築面積」の欄は、ア(カ)a、c及びbの例によること。
- b 「壁」の欄は、(カ)dの例によること。
- c 「柱」の欄、「床」の欄及び「はり」の欄は、ア(エ)fの例によること。
- (ケ) 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の上部の階（給油取扱所以外の用に供する部分を有する階に限る。）の有無について、該当する項目を丸印で囲むこと。この場合において、当該階があるときは、括弧内にその用途を記入するとともに、危則第25条の10第3号に規定する屋根又はひさしの有無について、該当する項目を丸印で囲むこと。また、当該屋根又はひさしがある場合には、括弧内に当該屋根又はひさしの先端から危則第25条の10第4号に規定する上階の開口部までの距離を記入すること。
- (コ) 「建築物の用途別面積」の欄には、危令第17条第1項第16号前段（同条第2項においてその例による場合を含む。）に規定する危則第25条の4第1項各号に定める用途又は危則第27条の3第3項各号に定める用途ごとの床又は壁で区画された部分の床面積を記入するものとし、次によること。
- a 「第1号」の欄には、危則第25条の4第1項第1号の給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場又は危則第27条の3第3項第1号の給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充填のための作業場の床面積を記入すること。この場合において、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室（その内部に設置したコンプレッサーを自動車等の点検及び整備を行う作業場で用いないものに限る。）及び給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整

備を行う作業場（壁等で区画されていないものに限る。）は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場に含まれるものであること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

b 「第2号」の欄には、危則第25条の4第1項第2号又は危則第27条の3第3項第2号の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入すること。この場合において、更衣室、階段室、風呂場、シャワー室、便所等は、給油取扱所の業務を行うための事務所に含まれるものであること。

c 「第3号」の欄には、リフト室、コンプレッサー室（その内部に設置したコンプレッサーを自動車等の点検及び整備を行う作業場で用いるものに限る。）その他の危則第25条の4第1項第3号又は危則第27条の3第3項第3号の自動車等の点検・整備を行う作業場の床面積を記入すること。

d 「第4号」の欄には、危則第25条の4第1項第4号又は危則第27条の3第3項第4号の自動車等の洗浄を行う作業場の床面積を記入すること。

e 「第5号」の欄には、危則第25条の4第1項第5号又は危則第27条の3第3項第5号の給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（本社機能を有する事務所等）の床面積を記入すること。

f 「第6号」の欄には、危則第25条の4第1項第6号又は危則第27条の3第3項第6号に規定する施行令別表第1（1）項、（3）項、（4）項、（8）項、（11）項から（13）項イまで、（14）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途（aからeまでに掲げるものを除く。）に係る部分及びこれに付随する階段室、便所等の部分の床面積を記入すること。

g 「計」の欄には、「床又は壁で区画された部分の1階の床面積」に係るものにあつては「第1号」の欄から「第6号」の欄までに記入された床面積の合計を、「床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）」に係るものにあつては係員のみが出入りする部分を除いた「第2号」、「第3号」及び「第6号」の欄に記入された床面積の合計を記入すること。

(サ) 「周囲の塀又は壁」の欄には、防火塀等の構造等及び高さを記入するとともに、当該防火塀等に設けるはめごろし戸である防火設備の有無について、該当する項目を丸印で囲むこと。この場合において、はめごろし戸である防火設備にガラスを用いるときは「網入りガラス」を丸印で囲み、ガラスを用いないときは「その他」を丸

- 印で囲むとともに、括弧内にその仕様を記入すること。
- (シ) 「固定給油設備等」の欄は、次によること。
- a 「型式」の欄には、固定給油設備等の製造会社における型式を記入すること。
 - b 「数」の欄には、固定給油設備等の型式ごとに設置数を記入すること。
 - c 「道路境界線からの間隔」の欄及び「敷地境界線からの間隔」の欄には、固定給油設備に接続される給油ホース又は固定注油設備に接続される注油ホースの接続部分（以下このcにおいて、「ホース接続部分」という。）から道路境界線及び敷地境界線までの距離をそれぞれ記入すること。この場合において、複数の固定給油設備又は固定注油設備を設置するときは、当該複数の固定給油設備又は固定注油設備のホース接続部分うち、最も道路境界線及び敷地境界線までの距離が短いものに係る距離をそれぞれ記入すること。
- (ス) 「固定給油設備以外の給油設備」の欄は、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所又は鉄道給油取扱所（危令第17条第3項第3号の鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所をいう。以下同じ。）に設置する給油設備のうち該当するものを丸印で囲むこと。この場合において、給油配管及び給油ホース車を設置するときは、括弧内に給油ホース車の台数を記入すること。
- (セ) 「附随設備の概要」の欄には、危則第25条の5に規定する設備の種類、型式、数量等を記入すること。
- (ソ) 「電気設備」の欄、「消火設備」の欄及び「警報設備」の欄は、それぞれア(セ)、(テ)及び(ツ)の例によること。
- (タ) 「避難設備」の欄には、避難設備の種類及び数量を記入すること。
- (チ) 事務所等その他火気使用設備」の欄には、建築物内で使用するボイラーその他の火気を使用する設備の種類、数量及び設置場所を記入すること。
- (ツ) 「滞留防止措置」の欄は、該当する措置を丸印で囲むこと。この場合において、地盤面を高くし傾斜を設ける措置以外の措置を講ずるときは、括弧内に当該措置の内容を記入すること。
- (テ) 「流出防止措置」の欄は、該当する措置を丸印で囲むこと。この場合において、排水溝及び油分離装置を設ける措置以外の措置を講ずるときは、括弧内に当該措置の内容を記入すること。
- (ト) 「タンク設備」の欄は、次によること。
- a 「専用タンク」及び「廃油タンク等」の欄には、タンクの種類、容量及び数量並びにタンクに貯蔵する危険物の化学名又は通称名

をそれぞれ記入すること。この場合において、分割タンクを設置するときには、室ごとに容量及び貯蔵する危険物の化学名又は通称名を記入すること。例えば、軽油を貯蔵し、又は取り扱う容量が30キロリットルのSFタンク（厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で造った地下貯蔵タンクに、危則第24条の2の2第3項に定めるところにより強化プラスチックを間隙を有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための同条第4項で定める設備を設けたものをいう。以下同じ。）を1基設置する場合にあっては「SFタンク30kL（軽油）×1基」と、灯油を貯蔵し、又は取り扱う容量が20キロリットルの鋼製タンクをタンク室に1基設置する場合にあっては「タンク室 鋼製タンク20kL（灯油）×1基」と、4キロリットルのガソリン及び6キロリットルの軽油を貯蔵し、又は取り扱う内部に間仕切を設けた容量が10キロリットルのSFタンクを1基設置する場合にあっては「SFタンク10kL（4kL（ガソリン）：6kL（軽油））×1基」と記入すること。

b 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目を丸印で囲むこと。

c 「簡易タンク」の欄には、簡易タンクの製造会社における型式及び簡易タンクの数量を記入すること。

(ナ) 「工事請負者住所氏名」の欄は、ア(ト)の例によること。

コ 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書（危則別記様式第4のヌ）の記入方法は、次によること。

(ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。

(イ) 「建築物の構造」の欄は、販売取扱所が設置される建築物全体について記入するものとし、記入方法は次によること。

a 「階数」の欄、「建築面積」の欄及び「延べ面積」の欄は、それぞれア(エ) a から c までの例によること。

b 「構造概要」の欄は、ア(カ) d の例によること。

(ウ) 「店舗部分の構造」の欄には、販売取扱所の用に供する部分の構造等を記入するものとし、記入方法は次によること。

a 「面積」の欄には、販売取扱所の用に供する部分の床面積を記入すること。

b 「壁」の欄、「床」の欄、「柱」の欄、「はり」の欄、「窓」の欄及び「出入口」の欄は、それぞれア(エ) d から h までの例によること。

c 「天井」の欄には、天井の材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。

- d 「屋根又は上階の床」の欄は、ア(オ)gの例によること。
- (エ) 「配合室」の欄は、販売取扱所内に色調の調整等のために危険物を取り扱う室がある場合に記入するものとし、記入方法は次によること。
 - a 「面積」の欄には、配合室の床面積を記入すること。
 - b 「排出の設備」の欄は、ア(ソ)（換気設備に関する部分を除く。）の例によること。
- (オ) 「電気設備」の欄、「消火設備」の欄及び「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれア(セ)、(テ)及び(ト)の例によること。
- サ 移送取扱所構造設備明細書（危則別記様式第4のル）の記入方法は、次によること。
 - (ア) 「事業の概要」の欄は、ア(ア)の例によること。
 - (イ) 「配管の設置」の欄は、配管の設置に関するそれぞれの項目の有無について、該当するものを丸印で囲むこと。
 - (ウ) 「配管の諸元」の欄及び「保安設備」の欄には、それぞれの項目に必要な事項を記入し、及び該当する項目を丸印で囲むこと。この場合において、「配管の諸元」の欄には、J I Sの規格番号を記入することができるものとする。
 - (エ) 「ポンプ等」の欄中、「ポンプ」の欄は、次によること。
 - a 「種類・型式」の欄には、移送取扱所に設置する全てのポンプの種類（防爆構造の種別を含む。）及び型式を記入すること。
 - b 「全揚程」の欄及び「吐出量」の欄には、移送取扱所に設置する全てのポンプの全揚程及び吐出量を記入すること。
 - c 「基数」の欄には、移送取扱所に設置するポンプの数量を記入すること。
 - (オ) 「ポンプ等」の欄中、「ポンプ室の構造」の欄は、ア(エ)（d、e及びiを除く。）の例によるほか、「壁」の欄は、ポンプ室の外壁の材料を記入するとともに、括弧書きで建基法に規定する構造又は材料（耐火構造、不燃材料等）を記入すること。
 - (カ) 「ポンプ等」の欄中、「ピグ取扱い装置」の欄は、該当する項目を丸印で囲むこと。
 - (キ) 「消火設備」の欄は、ア(テ)の例によること。

第3 基準の特例

- 1 原則として設置許可申請又は変更許可申請を行う際に併せて申請すること。
- 2 特例申請に係る留意事項については、次によること。（◆）
 - (1) 法第10条第4項に規定する技術上の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができるときは、そのことを証する資料等を添

付すること。

(2) 予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、法第10条第4項に規定する技術上の基準による場合と同等以上の効力があるときは、そのことを証する資料等を添付すること。

3 例えば、危令第19条第1項に掲げる基準の特例を定めた一般取扱所は、危令第19条第1項の一般取扱所の構造を強化すること等により設置が可能となるものであるため、危令第23条の規定を適用し、危則に掲げる基準を著しく緩和することはできないものとする。(◆)

第4 軽微な変更工事

1 軽微な変更工事（製造所等において行われる工事のうち、変更許可を要しない工事をいう。以下この第4において同じ。）として取り扱うことができる工事に係る運用については、次項から第8項までに定めるところによること。なお、変更許可を要するか要しないかの判断について併せて記載しているため留意すること。（平成14年3月29日付け消防危第49号通知、令和6年3月18日付け消防危第48号通知）

2 この第4及び別表第1において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 増設 製造所等に新たに機器、装置等を設置することをいう。

(2) 移設 製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。

(3) 改造 現に存する製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換し、又は造り直し等を行い、当該機器、装置等の構成、機能、性能等を変えることをいう。

(4) 取替え 製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいう（改造に該当するものを除く。）。

(5) 補修 製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等を修復し、現状に復することをいう（改造に該当するものを除く。）。

(6) 撤去 製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し、当該製造所等外に搬出することをいう。

(7) 基準 法第10条第4項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準をいう。

(8) 非対象設備 製造所等を構成する部分（設備を含む。）のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（設備を含む。）をいう。

3 次の各号に掲げる工事は、軽微な変更工事に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 非対象設備のみの変更を行う工事（位置又は消火設備若しくは警報設備の変更を生じないものに限る。）等基準の内容と関係が生じないことが明らかであるもの

- (2) 保安上の問題を生じさせないことが明らかである工事
 - (3) 別表第1の「構造、設備等の名称」の欄に掲げる構造、設備等に応じ、それぞれ同表の「変更の届出を要しない工事」の欄に掲げる工事
 - (4) 別表第1に掲げる工事以外の変更の工事で、変更の程度が同表の「変更の届出を要しない工事」の欄に掲げる工事と類似する、又は同等であると認められるもの
 - (5) 次項第2号アからクまでに掲げる工事で、当該工事を行うに当たり市規則第20条第2項の危険物製造所等変更工事届出書（以下この第4において「変更の届出」という。）を要しないものとされているもの
 - (6) 別表第1の「構造、設備等の名称」の欄に掲げる構造、設備等に応じ、それぞれ同表の「変更の届出を要する工事」の欄に掲げる工事で、変更の届出の内容を確認した結果、基準の内容と関係が生じない、又は第5項各号に掲げる要件を満たすことにより保安上の問題を生じさせないと判断できるもの
 - (7) 別表第1に掲げる工事以外の変更の工事のうち、変更の程度が同表の「変更の届出を要する工事」の欄に掲げる工事と類似する、又は同等であると認められるもので、変更の届出の内容を確認した結果、基準の内容と関係が生じない、又は第5項各号に掲げる要件を満たすことにより保安上の問題を生じさせないと判断できるもの
 - (8) 次項第2号アからクまでに掲げる工事で、変更の届出の内容を確認した結果、基準の内容と関係が生じない、又は第5項各号に掲げる要件を満たすことにより保安上の問題を生じさせないと判断できるもの
- 4 製造所等において変更の工事を行うことに伴い変更の届出の提出を要するか要しないかの判断については、次により行うものとする。
- (1) 次のアからウまでに掲げる工事は、市規則第20条第1項第4号に規定する危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のためその内容を確認する必要があるものとして市長が定める要件に該当する変更に係る工事に該当するものとする。
 - ア 別表第1の構造、設備等の名称の欄に掲げる構造、設備等の区分に応じ、それぞれ同表の「変更の届出を要する工事」の欄に掲げる工事
 - イ 別表第1に掲げる工事以外の変更に係る工事で、当該変更の程度が同表の「変更の届出を要する工事」の欄に掲げる工事と類似する、又は同等であると認められるもの
 - ウ 次号アからクまでに掲げる工事のうち、当該工事を行うに当たり変更の届出を要しないもの以外のもの
 - (2) 次のアからクまでに掲げる工事を行う場合は、それぞれ当該アからクまでに定めるところによること。
 - ア 危令第2条第6号に規定する移動タンク貯蔵所に係るけん引自動車の新設又は廃止（増設又は減少）を行う場合は、変更の届出を要しな

- いものとする。（平成9年3月26日付け消防危第33号通知）
- イ 一の敷地内において、移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更を行う場合は、変更の届出を要する軽微な変更工事として取り扱うことができるものとする。（平成9年3月26日付け消防危第33号通知）
- ウ 現に危令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所（以下「屋内給油取扱所」という。）として許可を受けている給油取扱所のうち、令和3年総務省令第71号による改正後の危則第25条の6の規定により屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、危令第17条第1項に規定する屋外給油取扱所として許可を受けたものとして取り扱う場合は、次によること。（令和3年7月21日付け消防危第172号通知）
- （ア） 変更時に給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場等の上屋（以下「キャノピー」という。）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、この第4の規定により手続を行うこと。
- （イ） 変更時にキャノピー、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、変更の届出を要する変更工事として取り扱うものとする。
- エ 「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」（令和4年3月30日付け消防危第63号通知）別紙「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」に記載される津波・水害対策工法を施工する場合で、当該津波・水害対策工法の施工に伴い、危令第11条第1項第5号の規定に基づき屋外貯蔵タンクを基礎に固定するアンカーボルトを撤去するときは変更許可を要するものとするが、それ以外の工事をを行うときは変更の届出を要するものとする。（令和4年3月30日付け消防危第63号通知）
- オ AIシステムを導入した顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における監視カメラ等の機器やそのソフトウェアの変更に係る工事を行う場合において、当該工事に伴い新たに監視カメラ等の機器を設置するなど、当該給油取扱所の位置、構造又は設備に変更を生じるときは変更許可を要するものとし、当該工事が別表第1の「施設別事項」のうち第8項給油取扱所の「セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具」欄の「取替え」若しくは「補修」又は「改造」のいずれに該当するかの別が明確に判断できないときは原則として変更の届出を要するものとし、当該工事が基準の内容と関係が生じないものであること又は次項各号に掲げる要件を満たすことにより保安上の問題を生じさせないものであることが判断できるときは変更の届出を要しないものとする。この場合において、次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件に該当するときは、保安上の問題を生じさせない工事であると判

断できるものとする。（令和5年5月15日付け消防危第124号通知）

(ア) 監視カメラ等の機器の位置及び構成に変更がないこと。

(イ) 給油の許可及び監視の支援を行うA Iシステムのうち、「セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するA Iシステム」（以下「情報提供型A Iシステム」という。）として「セルフSSにおけるA Iによる給油許可監視の実装に向けたA Iシステム評価方法等に係るガイドラインV e r . 1」（2023年4月石油連盟給油所技術専門委員会）（以下「ガイドライン（V e r . 1）」という。）4「A Iシステムの試験方法」又はこれと同等以上の方法により信頼性評価が実施されたものに関する評価結果が引き続き有効であること。

(ウ) 令和5年5月15日付け消防危第124号通知第1項第2号の要件に係る変更がないこと。

カ 製造所等にエアーコンプレッサー用の電動機を設置する工事を行う場合は、変更の届出を要するものとする。この場合において、当該電動機を危険場所の範囲内に設置するときは変更許可を要するものとし、当該電動機を危険場所の範囲外の火災予防上支障がない位置に設置するときは軽微な変更工事として取り扱うことができるものとする。（平成9年10月22日付け消防危第104号通知）

キ 門型洗車機を取替工事に併せ、次の(ア)又は(イ)に掲げる工事を行う場合は変更の届出を要するものとし、(ウ)に掲げる工事を行う場合は変更の届出を要しないものとする。（平成9年10月22日付け消防危第104号通知）

(ア) レールの更新等により洗車機の可動範囲が変更となる工事

(イ) 洗車機に電光看板を設置する工事（電光看板を危険場所の範囲外に設けるものに限る。）

(ウ) 洗車機の洗車用ブラシの更新工事

ク 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しない地下貯蔵タンクに対し、その内面の腐食を防止するためのコーティングを講ずる場合は、マンホールの取付け等の工事が必要なときを除き、変更の届出を要する軽微な変更工事として取り扱うことができるものとする。（平成22年7月8日付け消防危第144号通知）

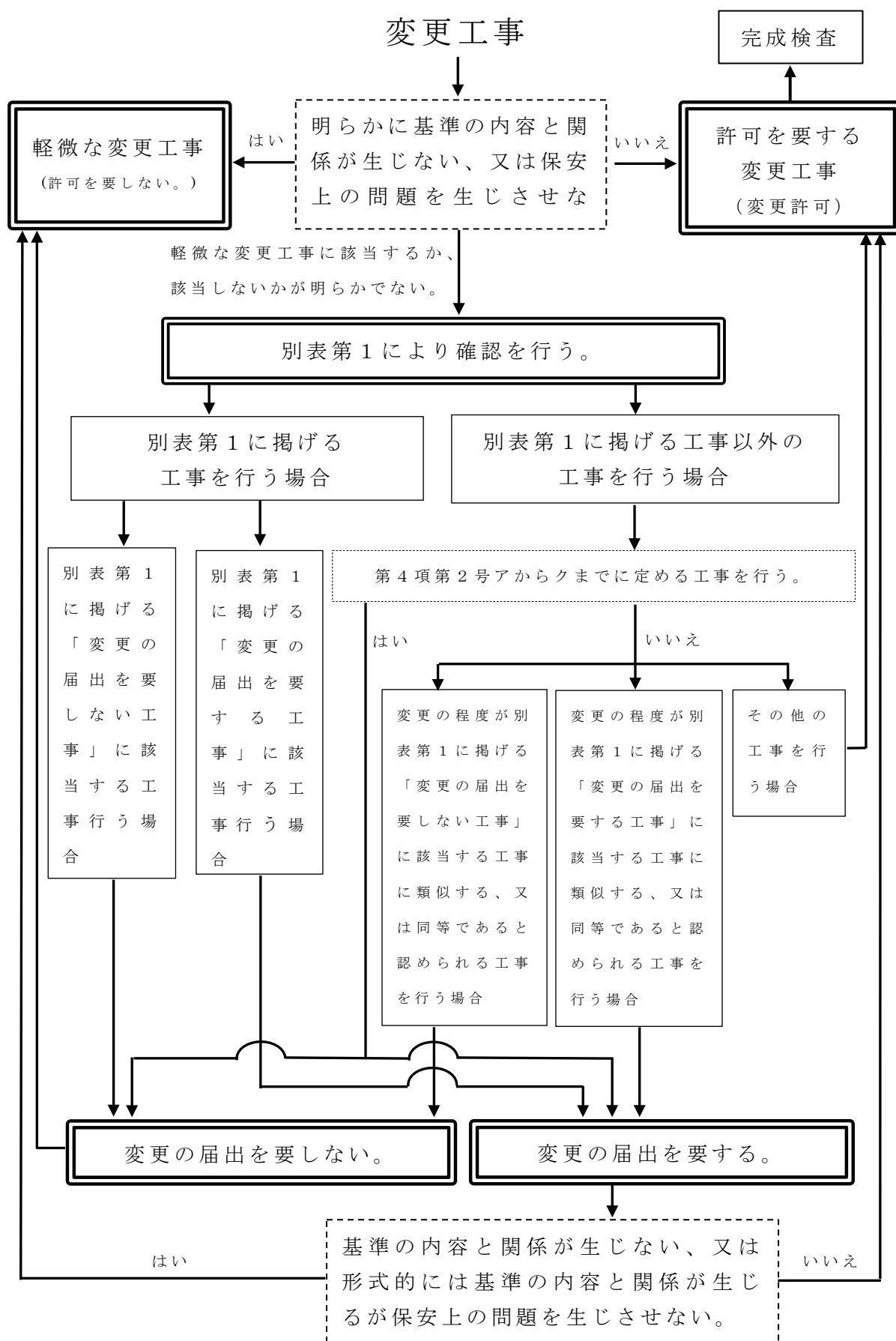
(3) 前項第1号から第5号までに掲げる工事を行う場合にあっては、変更の届出を要しないものとする。

5 変更の届出が提出された場合において、当該変更の届出に係る工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するためには、次の各号に掲げる要件を満たす必要があるものとする。

(1) 変更の工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は

- 指定数量の倍数に変更がないこと。
- (2) 変更の工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
 - (3) 変更の工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
 - (4) 変更の工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。
- 6 変更の工事に伴い変更許可を要する場合は、次に掲げる工事を行う場合とする。
- (1) 基準の内容と関係が生じることが明らかである工事。なお、非対象設備のみの変更に係る工事を行う場合であっても、位置又は消火設備若しくは警報設備の変更を生じるものが含まれるときは、変更許可を要することがあるため留意すること。
 - (2) 保安上の問題が生じることが明らかであること。

製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



- 7 届出等の手続については、次に定めるところによるものとする。
- (1) 変更の届出を要する工事を行う場合は、変更の届出に付近見取図、平面図、断面図その他の図面、変更に係る設備等に関する資料（機器リスト、配置図、仕様書等）、工事の概要（工法を含む。）を示す資料、工事中の安全管理に関する計画、委任状（製造所等の所有者、管理者又は占有者以外の者が届出を行う場合に限る。）等を添付して届出を行うものとする。
 - (2) 変更の届出を要する工事を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。
 - (3) 同一の製造所等において変更の届出を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、変更許可申請の内容に変更の届出を要する工事に係る部分の内容を含めて変更許可申請を行い、変更の届出を省略することができるものとする。
 - (4) 前3号に定めるところによるほか、変更の届出を要することとされた別表第2第1項から第4項までの特定屋外貯蔵タンクに係る小規模な溶接工事を行う場合にあっては、その品質の確認を行うため、変更の届出を行う時に次の事項に係る資料を添付すること。（平成9年3月26日付け消防危第36号通知）（◆）

ア 溶接工事を行う溶接作業者の資格。なお、次に掲げる者が溶接工事を行うことが望ましい。

(ア) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第9条の特別ボイラー溶接士免許を受けた者

(イ) 一般社団法人日本溶接協会が認定する特別級、1級若しくは2級溶接管理技術者又は溶接作業指導者の適格性証明書の交付を受けている者

イ 溶接施工場所、施工方法及び作業者名

- 8 軽微な変更工事を行う場合における消防機関の検査等については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 前項第3号の規定により、変更の届出を要する工事の内容を変更許可申請の内容に含めた場合において、当該変更の届出を要する工事を軽微な変更工事として取り扱うこととなったときは、当該変更の届出を要する工事に該当する部分については、当該変更許可に係る完成検査を要しないものとする。
- (2) 軽微な変更工事に係る検査については自主検査（申請者自らが製造所等の位置、構造又は設備が基準に適合しているかどうかについて検査することをいう。以下同じ。）とし、当該自主検査の結果にあっては、事業所において保存すること。（◆）

第5 仮使用承認の申請

- 1 法第11条第5項ただし書に規定する承認（以下この第5において「仮

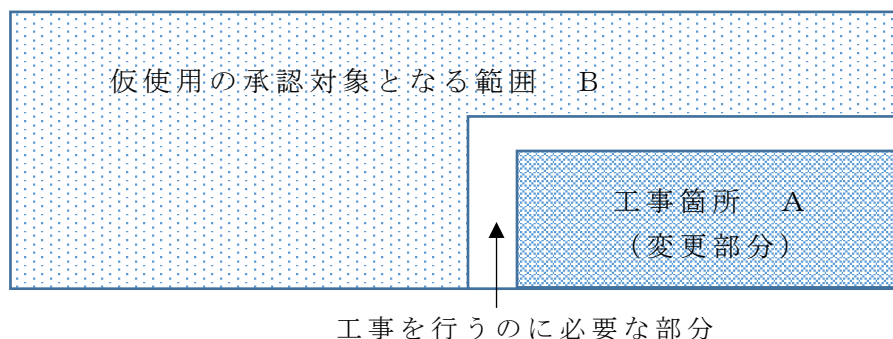
使用の承認」という。)の対象となり得る部分、仮使用の承認を受けるための申請(以下この第5において「仮使用承認申請」という。)及び仮使用の承認を受けられる範囲については、次に定めるところによるものとする。

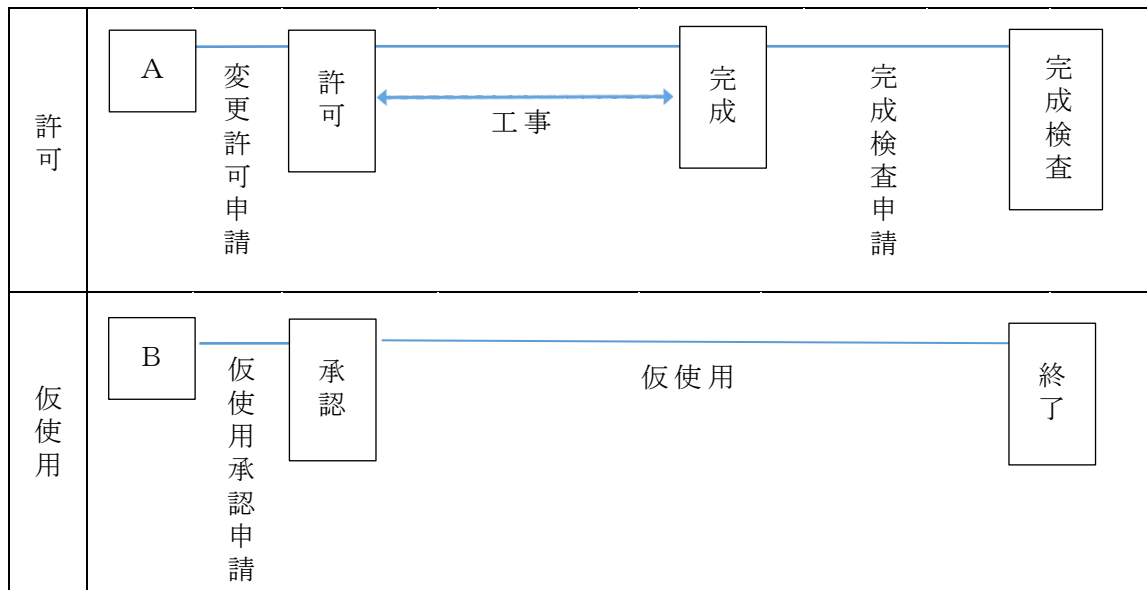
- (1) 仮使用の承認を受けられる部分は、変更許可を要する工事が行われる部分以外の製造所等の部分で、当該変更許可を要する工事が行われる場合においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。(昭和46年7月27日付け消防予第105号通知)
- (2) 変更許可を要する工事が行われる製造所及び取扱所において危険物を製造し、若しくは取り扱っている場合若しくは20号タンク、専用タンクその他のタンクに危険物が貯蔵されている場合又は変更許可を要する工事が行われる貯蔵所において危険物を貯蔵している場合には、仮使用承認申請を要するものとする。
- (3) 仮使用の承認を受けられる範囲は、実際に工事を行う部分及び当該工事を行うのに必要な部分以外の部分の全部又は一部とする。なお、仮使用の承認を受けるに当たっての手続の手順の例を次の例1及び例2に示す。

例1 一の変更許可で一の変更工事を行い、当該変更工事が終了する前に当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を使用する場合にあっては、次のア及びイによること。

ア A部分について一の変更許可申請を行い、当該変更許可申請に係る許可を受けるとともに、変更部分以外のB部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

イ A部分の工事終了後、A部分の完成検査を申請し、A部分に係る完成検査済証の交付を受けること。



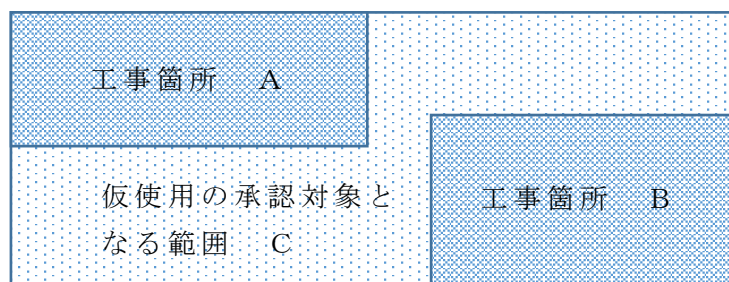


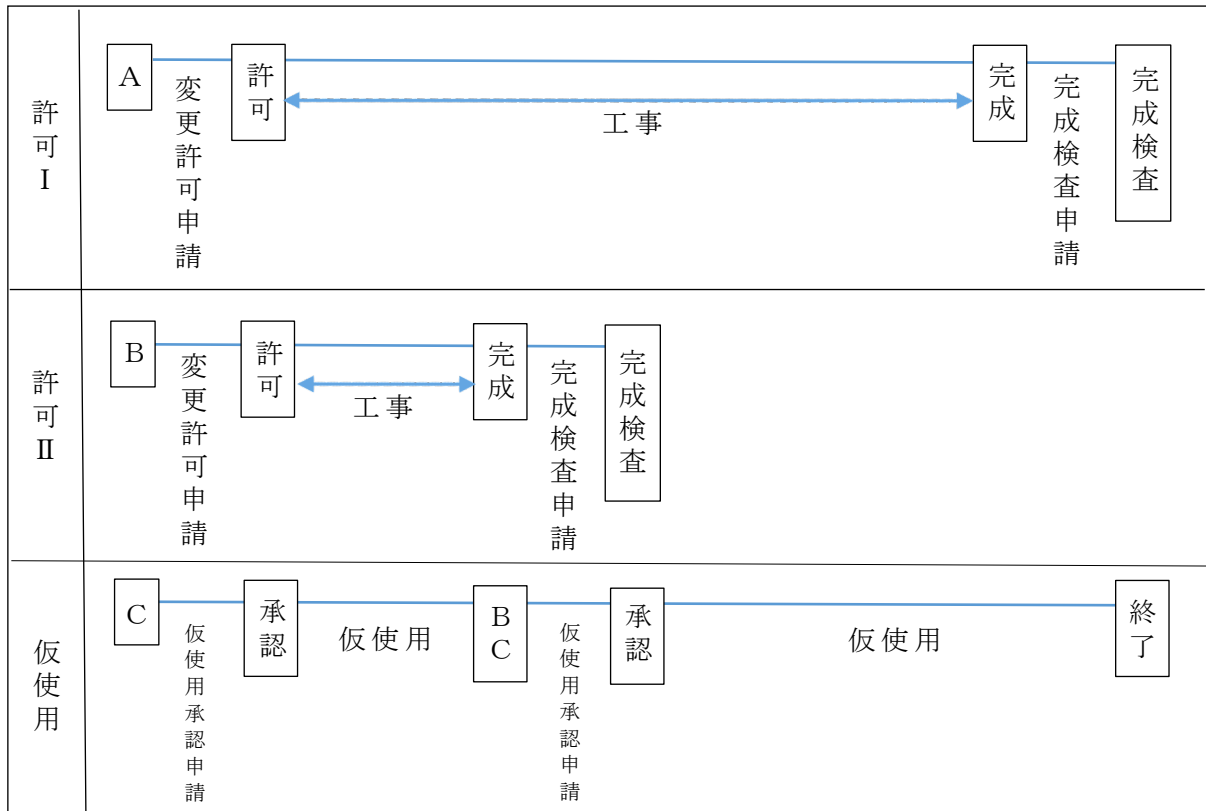
例 2 一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し工事の箇所が相互に区分される場合において、複数の部分で変更工事を同時期に行うことができ、かつ、変更工事が終了した部分の完成検査をすることにより、工事が終了した部分から使用するときにあつては、次によること。（平成11年3月23日付け消防危第24号通知）

ア 複数の変更工事についてそれぞれ変更許可を行う場合にあつては、次によること。

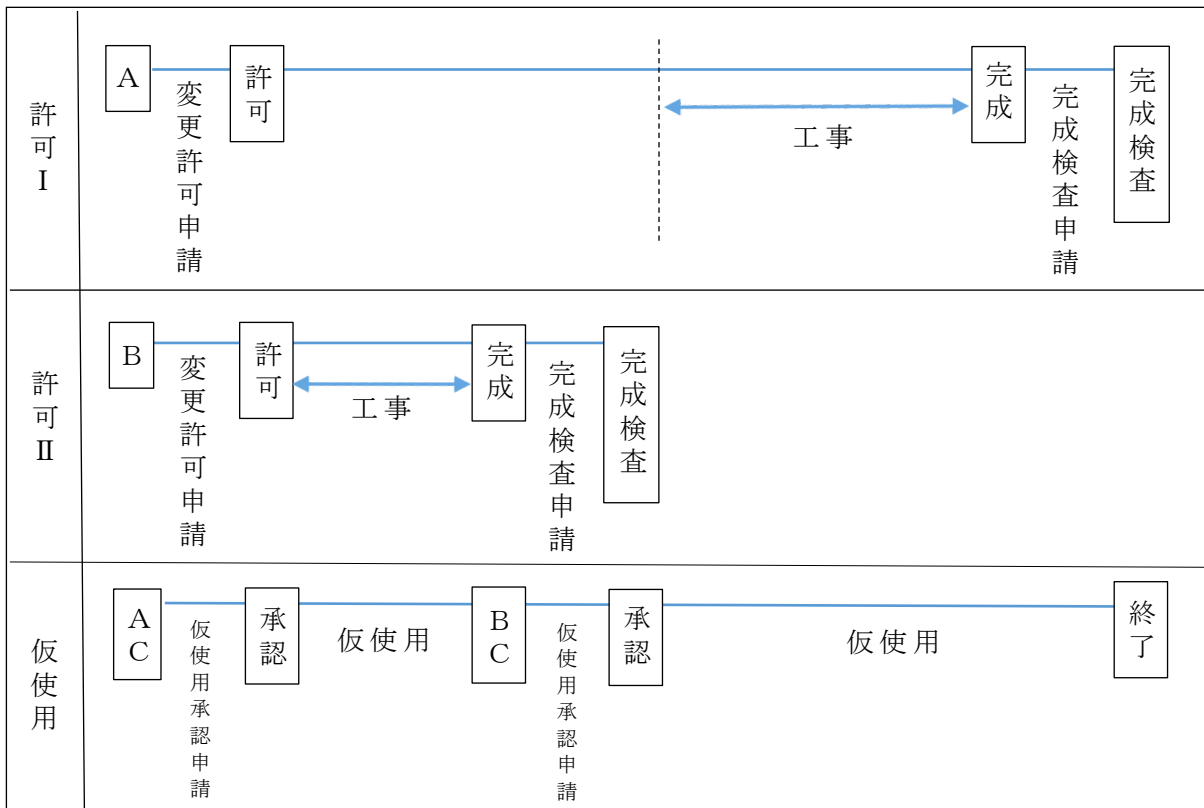
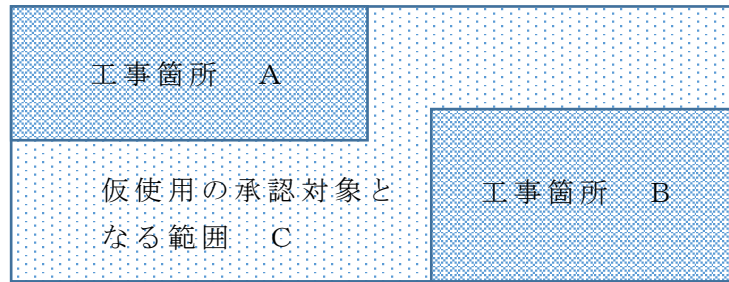
(ア) 工期が重複する複数の変更工事を行う場合にあつては、次の a から c までによること。

- a A部分とB部分についてそれぞれ行われる変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを受けるとともに、変更部分以外の部分であるC部分の仮使用承認申請を行う。この場合において、A部分とB部分についてそれぞれ行われる変更許可申請の時期は同時期である必要はないが、A部分及びB部分の変更工事の工程等を明確にした工事計画書を添付すること。
- b B部分の工事終了後、B部分の完成検査を申請し、B部分に係る完成検査済証の交付を受けること。
- c B部分及びC部分の仮使用承認申請を行い、仮使用の承認を受けること。





- (イ) 工期が重複しない複数の変更工事を行う場合にあっては、次の a から d までによること。
- a A 部分と B 部分についてそれぞれ行われる変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を受けるとともに、許可 II の変更部分以外の部分である A 部分及び C 部分の仮使用承認申請を行う。この場合において、A 部分と B 部分についてそれぞれ行われる変更許可申請の時期は同時期である必要はない。
 - b B 部分の工事終了後、B 部分の完成検査を申請し、B 部分に係る完成検査済証の交付を受けること。
 - c A 部分の工事を開始する前に、B 部分及び C 部分の仮使用承認申請を行い、仮使用の承認を受けること。
 - d A 部分の工事終了後、A 部分の完成検査を申請し、A 部分に係る完成検査済証の交付を受けること。



イ 変更許可を受けた後、工期の途中で、当該変更許可に係る工事が行われる部分のうち先に完成した部分を使用する必要が生じた場合（完成した部分と当該完成した部分以外の部分が明確に区分できるときに限る。）にあつては、次の（ア）から（エ）までによること。

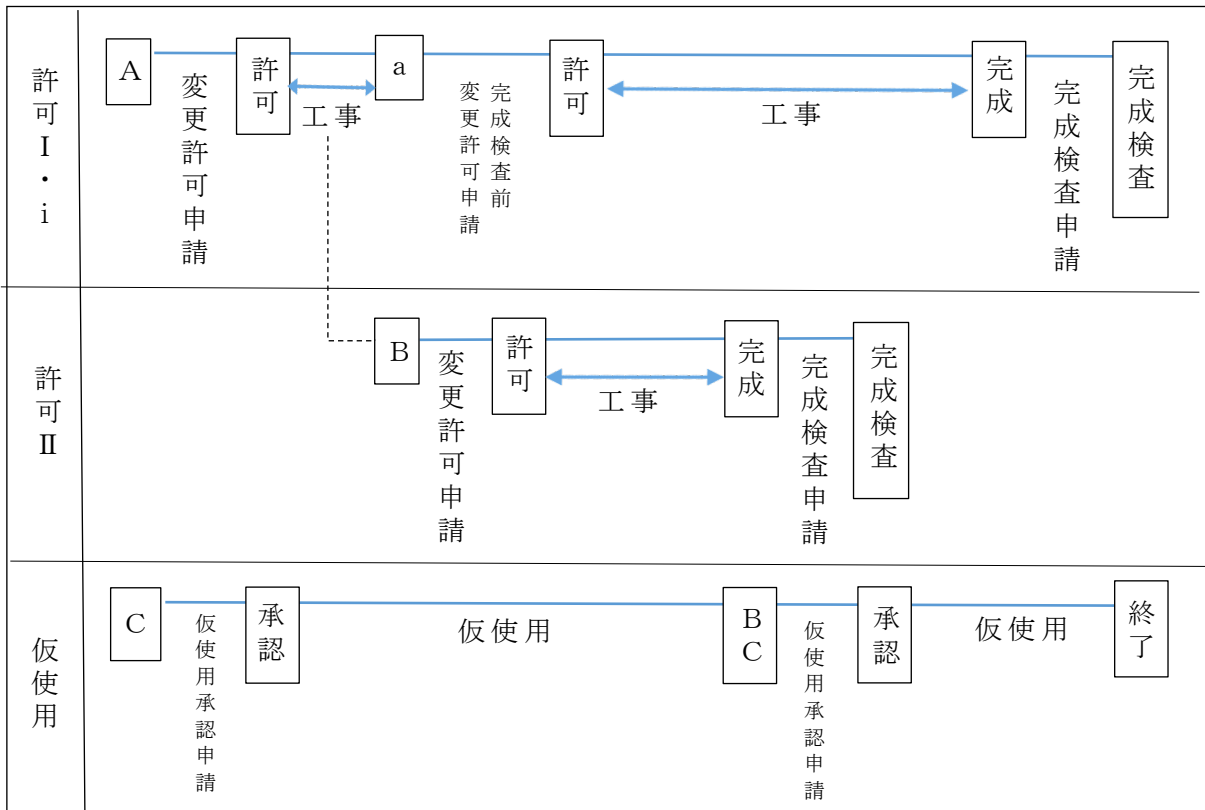
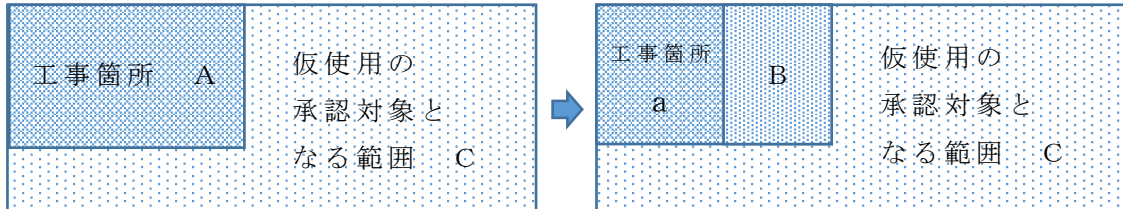
（ア） A部分について一の変更許可申請を行い、当該変更許可申請に係る許可 I を受けるとともに、変更部分以外の部分である C 部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

（イ） A部分のうち B部分の工事が先に終了することになり、B部分を先に使用する必要性が生じた場合は、許可 I の工事範囲を a 部分に縮小するための、完成検査を行う前における変更許可申請を行い、a 部分に係る許可 i を受けるとともに、B部分について新たな変更許可申請を行い、B部分に係る許可 II を受けること。この場合にお

いて、B部分の工事終了後、B部分の完成検査を申請し、B部分に係る完成検査済証の交付を受けること。

(ウ) B部分及びC部分の仮使用承認申請を行い、承認を受けること。

(エ) a部分の工事終了後、a部分の完成検査を申請し、a部分に係る完成検査済証の交付を受けること。



2 仮使用の承認を受けるための要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合することとする。

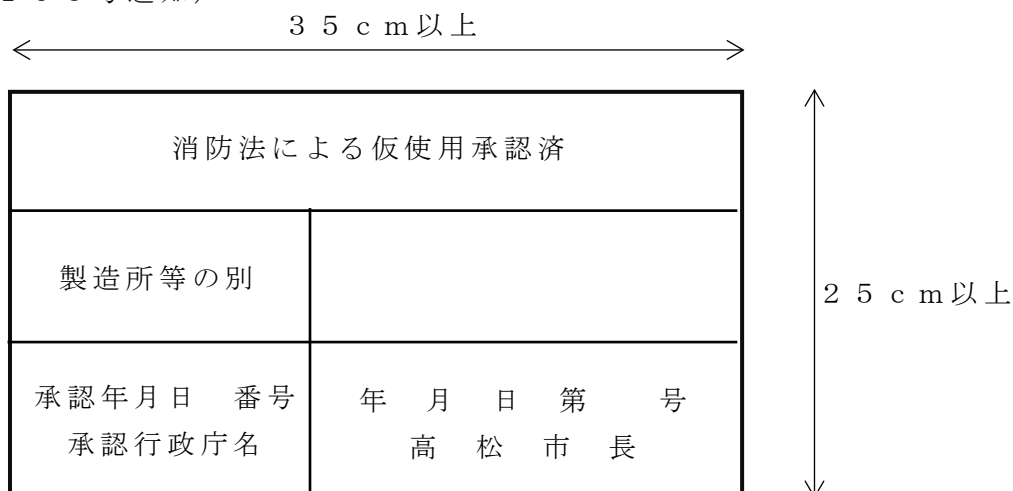
(1) 工事計画については、災害防止のため無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理に関する組織の体制が次に適合していること。

ア 製造所等の管理運営を行う事業所及び工事関係者を対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

- イ 製造所等の管理運営を行う事業所と工事関係者との間で、工事の開始及び終了の報告、工事の進捗状況の報告等について事前に協議が行われ、当該協議で決定した事項が明確にされていること。
 - ウ 災害の発生防止又は早期発見のための巡回、点検等の体制が明確にされていること。
 - エ 災害の発生、製造所等における異常の発生その他の緊急を要する事態への対応策が確立されていること。
- (3) 工事中の安全対策のため、次の措置が講じられていること。
- ア 工事部分と仮使用部分とが明確に区分され、かつ、工事部分と仮使用部分との間に必要に応じて工事の内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
 - イ 仮使用部分の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
 - ウ 仮使用部分から危険物又は可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが工事部分に流入しないための措置が講じられていること。
 - エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等の有効な措置が講じられていること。
 - オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。この場合において、給油取扱所の仮使用部分については、給油等に支障とならない広さの空地が確保されていること。
- (4) 火気又は火花を発する器具等（以下この号において「火気等」という。）を使用する工事及び火花を発するおそれのある工事は、やむを得ない場合に限り必要最小限度で行うものとし、及びこれらの工事に当たり次のアからウまでに掲げる措置が講じられていること。
- ア 火気等の使用範囲、使用方法及び使用に伴う制限事項を明確にすること。
 - イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又は可燃性のガスの確認を行うこと。
 - ウ 火気使用場所の直近には、10型粉末消火器2本又はこれと同等以上の消火能力を有する消火設備を配置すること。
- (5) 工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものとする。
- (6) 工事部分では、必要に応じ換気が十分に行われていること。
- (7) 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、製造所等に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。
- (8) 危令により設置を要する設備を撤去し、又は当該設備の機能を阻害する工事を行う場合には、当該設備に代わる仮設の設備が設置されていること。なお、この場合に設置する仮設の設備は、仮使用の承認を受けるための要件に係る設備として取り扱うものとする。

- (9) 危険物の抜取作業等を行う場合にあっては、次の措置が講じられていること。
- ア 可燃性の蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の可燃性の蒸気等の有無を確認する体制が確保されていること。
 - イ 多量の危険物を抜き取る場合は、空気圧等による圧送以外の方法により行うこと。なお、抜取作業が申請に係る製造所等での危険物の取扱い又は貯蔵に伴う取扱い以外のものであり、かつ、抜き取る危険物の数量が指定数量以上となる場合は、第11に定めるところによること。
 - ウ 危険物の抜取り後、設備又は配管内の可燃性の蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等により置換されること。
 - エ 静電気が発生するおそれのある危険物を容器等に詰め替える場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気による災害を防止するための措置が講じられていること。
- (10) 溶接又は溶断作業を行う場合にあっては、次の措置が講じられていること。
- ア 溶接又は溶断を行う部分とその他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接又は溶断を行う部分に存する危険物、配管の保温材その他の可燃性の物品を完全に除去すること。
 - イ 溶接又は溶断を行う際、火花、溶滴等の飛散、落下により溶接又は溶断を行う部分の周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、火災予防のために必要な措置を講ずること。
- (11) 前各号に定めるもののほか、保安のために次の措置が講じられていること。
- ア 建設用重機を用いる場合は、当該建設用重機による作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。
 - イ 仮使用を開始する際には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に次に掲げる掲示板を設けること。（昭和46年7月27日付け消防予第105号通知）



ウ その他工事の内容に応じた保安のための措置を講ずること。

3 仮使用承認申請に係る手続については、次によること。

(1) 危則第5条の2の規定に基づく仮使用承認申請書（危則別記様式第7）に添付する火災予防上の措置について記載した書類は、次に掲げるものとする。

ア 付近見取図

イ 工事計画書及び工事仕様書

ウ 配置図（変更の工事を行う部分と仮使用の承認を受けようとする部分が色分けされ、かつ、変更の工事のために設置する消火設備の位置及び種類が記入されたもの）

エ 火気及び火花を発するおそれのある機器の位置図

オ 工事の内容に応じて工事部分と仮使用部分との間に設ける防火区画等の位置及び構造に関する図面

カ 危令により設置を要する設備を撤去し、又は当該設備の機能を阻害する工事を行う場合に設ける当該設備に代わる仮設の設備の位置、構造及び仕様に関する図面

キ その他必要な事項を記載した図書

(2) 仮使用の承認を受けた製造所等で完成検査を受ける前に追加の変更工事に係る変更許可申請をした場合は、原則として仮使用承認申請を要しないものとする。ただし、仮使用部分の範囲又は前項に規定する仮使用の承認を受けるための要件が変更となる場合は、仮使用承認申請を要するものとする。

(3) 仮使用承認申請が必要な場合は、原則として当該仮使用承認申請に係る製造所等の変更許可申請と同時に仮使用承認申請を行うものとする。

4 仮使用の期間は、製造所等の変更許可申請に係る許可を受けた後に変更工事に着手したときから当該変更許可申請に係る完成検査済証が交付されるまでの間とする。

5 仮使用承認申請と変更許可申請を併せて申請しようとする者は、危則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書（危則別記様式第7の2又は第7の3）」により申請することができるものとする。この場合において、添付書類については、第3項の規定を準用するものとするが、当該変更許可申請に係る添付書類と重複する付近見取図等については省略することができるものとする。なお、仮使用承認申請に係る添付書類は、変更許可申請に係る添付書類の末尾に添付すること。

第6 消防用設備等の着工の届出

1 法第17条の14の規定により、製造所等に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、当該工事に着手しようとする日の10日前までに当該工事に係る消防用設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防局長に届け出なければならない。この場合において、設置許可申請又は変更

許可申請と同時に届け出ることができるものとする。ただし、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付け消防予第192号通知）別紙1第2項から第4項までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち別紙2に掲げる軽微な工事を行う場合（異なる工事区分の軽微な工事を同時に行う場合を含む。）には、前項の規定による届出を行わないことができるものとする。（令和6年3月1日付け消防予防第108号通知）

- 3 施行規則第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書（施行規則別記様式第1号の7）に添付する当該消防用設備等の工事の設計に関する図書とは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める図書をいうものとする。ただし、設置許可申請又は変更許可申請において、当該各号に定める図書と同一の図書が提出されている場合は、当該各号に定める図書を工事整備対象設備等着工届出書に添付しないことができるものとする。（平成5年10月26日付け消防予第285号・消防危第81号通知、平成10年8月4日付け消防予第125号・消防危第72号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知、平成16年9月14日付け消防予第167号・消防危第102号通知）

(1) 消火設備 次のアからケまでに掲げる図書

ア 製造所等の概要表

イ 消防用設備等の概要表

ウ 付近見取図及び建物配置図

エ 平面図

オ 断面図

カ 配管系統図

キ 配線系統図及び展開図

ク 次の(ア)から(オ)までに掲げる事項を明記した計算書

(ア) 所要の水量又は消火薬剤等の算出方法

(イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

(ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

(エ) 電動機等の所要容量の算出方法

(オ) 非常電源の容量の算出方法

ケ 使用機器図

(2) 警報設備 次のア及びイに掲げる図書

ア 前号アからオまでに掲げる図書

イ 配線図

第7 中間検査

- 1 中間検査とは、完成検査の実施の際に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査を行う前に確認する必要があると認められる項目

について、許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査（提出された写真その他資料による確認を含む。）をいう。

2 中間検査の項目及びその内容は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 配管検査

配管の構造、強度及び施工状況等について、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに定めるところにより確認する行為をいう。

ア 配管耐圧検査

配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等において、漏えい、変形等の有無を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第21号イ（危令第11条第1項第12号（危令第9条第1項第20号イにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第11条第2項においてその例による場合、危令第22条の3の2第2項において同号の規定を適用する場合及び危令第22条の3の3第3項第6号においてその例による場合を含む。）、危令第12条第1項第11号（危令第9条第1項第20号ロにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第12条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第10号（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第13条第2項（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）、危令第13条第3項（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。））においてその例による場合並びに危令第19条第1項において準用する場合（以下この号及び次号において「危令第9条第1項第21号の規定の準用等を行う場合」という。）を含む。）及び危令第18条の2（危令第22条の3第3項第8号においてその例による場合を含む。）の規定に基づく危令第28条の28）

イ 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に設置する配管の外面の塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第21号ニ（危令第9条第1項第21号の規定の準用等を行う場合を含

む。)の規定に基づく危則第13条の4及び危則第28条の9第1項)
ウ 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に設置する配管の電気防食措置について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。(危令第9条第1項第21号ニ(危令第9条第1項第21号の規定の準用等を行う場合を含む。))の規定に基づく危則第13条の4及び危則第28条の10)

エ 配管据付検査

地下に設置する配管(容易に確認することのできる海底又は河川底に設置する配管を含む。)について、管路の位置、管路床の構造、配管据付状況、配管の埋設深さ、配管防護構造物の構造、漏えい検知口が接続する漏えい検知用の管の据付状況等を確認する行為をいう。

(危令第9条第1項第21号ト(危令第9条第1項第21号の規定の準用等を行う場合を含む。))の規定に基づく危則第13条の5第3号並びに危則第28条の12(危則第28条の13(危則第28条の19第4項において準用する場合を含む。))においてその例による場合並びに危則第28条の14(規則第28条の20において準用する場合を含む。)、危則第28条の15及び危則第28条の21第4項において準用する場合を含む。)から第28条の15まで、危則第28条の17、危則第28条の19(第3項を除く。)(危則第28条の20において準用する場合を含む。)、危則第28条の21及び危則第28条の32)

オ 配管埋戻し検査

地下に設置する配管(容易に確認することのできる海底又は河川底に設置する配管を含む。)を敷設した後の埋戻しについて、埋戻しに用いられる材料、施工状況、防護工又は注意標示の位置、材質、構造等を確認する行為をいう。(危則第28条の12第7号(危則第28条の14(危則第28条の20において準用する場合を含む。))及び危則第28条の15において準用する場合を含む。))及び危則第44条第2項)

(2) 配筋検査

製造所等の部分のうち、タンクを固定する基礎、タンクを覆う蓋、タンクの防油堤その他の鉄筋コンクリート造のものの配筋の施工状況について、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定めるところにより確認する行為をいう。

ア タンク基礎・支柱配筋検査

屋外貯蔵タンク又は屋外にある20号タンクの鉄筋コンクリート造の基礎(特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクの基礎を補強するための鉄筋コンクリートリングを含む。))又は支柱の配筋構造及

び杭支持方式の基礎杭頭処理の施工状況並びに地下貯蔵タンク又は地下にある20号タンクの鉄筋コンクリート造の基礎又は支柱の配筋構造を確認する行為をいう。（危令第11条第1項第3号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）、第3号の3及び第5号（危令第9条第1項第20号イ（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）並びに危令第13条第2項第2号ハ（危令第9条第1項第20号ハ（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第13条第3項、危令第17条第1項第8号及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。））

イ 防油提配筋検査

屋外貯蔵タンク又は屋外にある20号タンクの周囲に設ける鉄筋コンクリート造の防油提について、その配筋構造を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第20号イの規定に基づく危則第13条の3第2項第2号及び危令第11条第1項第15号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定に基づく危則第22条第2項第9号（同条第3項、危則第22条の2の3第6号において準用する場合を含む。））

ウ タンクピット配筋検査

危令第11条第1項第17号の二硫化炭素の屋外貯蔵タンクを入れる鉄筋コンクリート造の水槽又は地下貯蔵タンク若しくは地下にある20号タンクを設置する鉄筋コンクリート造等のタンク室について、その配筋構造を確認する行為をいう。（危令第11条第1項第17号（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第14号（危令第9条第1項第20号ハ、危令第13条第2項、危令第17条第1項第8号及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）の規定に基づく危則第23条の4）

エ スラブ配筋検査

地下貯蔵タンク又は地下にある20号タンクを覆う鉄筋コンクリート造の蓋及び地下に設置するこれらのタンクに付随する配管（通気管のうち地下に設置される部分を含む。）を保護する鉄筋コンクリート等の配筋構造を確認する行為をいう。（危令第9条第1項第21号ト（危令第9条第1項第21号の規定の準用等を行う場合を含む。）の規定に基づく危則第13条の5第3号、危令第13条第1項第8号（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第13条第2項（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イにおいてその例による場合を含む。）、危令第13条第3項

(危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イにおいてその例による場合を含む。)及び危令第17条第1項第8号イにおいてその例による場合を含む。)の規定に基づく危令第20条第3項第2号(同条第5項において準用する場合を含む。)並びに危令第13条第2項第2号イ及びロ(危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第13条第3項、危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。))

(3) タンク底板防食検査

屋外貯蔵タンク又は屋外にある20号タンクのうち、その底板を地盤面に接して設けるものについて、底板の防食措置の構造及び施工状況を確認する行為をいう。(危令第11条第1項第7号の2(危令第9条第1項第20号イにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第11条第2項においてその例による場合を含む。))

(4) 地下貯蔵タンク検査

地下貯蔵タンク又は地下にある20号タンクについて、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定めるところにより確認する行為をいう。

ア 二重殻タンク検知層検査

地下貯蔵タンク本体又は地下にある20号タンク本体に取り付けた鋼板又は被覆した強化プラスチックの構造等、これらのタンクと当該鋼板又は強化プラスチックとの間に有する間隙の状況等、タンク検査済証の正と副の整合性、試験確認済証の取付状況(KHKによる試験確認済証が取り付けられている場合に限る。)等を確認する行為をいう。(危令第13条第2項第1号(危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。))

イ 地下貯蔵タンク据付検査

地下貯蔵タンク又は地下にある20号タンクについて、これらのタンクとタンク室の内側との間の間隔(タンク室に設置する場合に限る。)、タンク相互間の間隔(タンクを2以上隣接して設置する場合に限る。)、基礎への据付け等の施工状況を確認する行為をいう。(危令第13条第1項第1号、第2号及び第4号(危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。))並びに危令第13条

第2項第2号ハ（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第13条第3項、危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。））

ウ 地下貯蔵タンク防食被覆検査

地下貯蔵タンク又は地下にある20号タンクについて、その外面を保護する方法（腐食を防止するための塗覆装等の材料、施工方法等）を確認する行為をいう。（危令第13条第1項第7号（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）の規定に基づく危則第23条の2第1項、危令第13条第2項第5号（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）の規定に基づく危則第23条の2第2項及び危令第13条第3項（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）の規定に基づく危則第23条の2第3項）

エ 地下貯蔵タンク埋戻し検査

地下貯蔵タンク又は地下にある20号タンクについて、埋戻しの材料及び施工状況を確認する行為をいう。（危令第13条第1項第1号（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）及び第2号（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第13条第2項、危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）並びに危令第13条第2項第2号（同条第3項、危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。））

- 3 中間検査は、現地において実施するものとする。ただし、消防局予防課と協議した上で、設置者が事前に実施した自主検査結果、写真その他の資料を消防局予防課に提出する場合は、現地における検査を省略することができるものとする。

第8 完成検査前検査の申請

- 1 危令第8条の2第5項に規定する水張検査（以下この第8及び第9において「水張検査」という。）とは、水又は水以外の不燃性の液体（危険物

- であるものを除く。)をタンクに満たし、当該タンクからの漏れ、変形等の有無を確かめる検査をいう。ただし、油圧用タンク等で既に危険物が封入されているものに係る水張検査を行う際には、既に封入されている危険物を用いることができるものとする。
- 2 危令第8条の2第5項に規定する水圧検査（以下この第8及び第9において「水圧検査」という。）とは、タンクに水を満たし、一定の圧力を加えて、当該タンクからの漏れ、変形等の有無を確かめる検査をいう。
 - 3 危令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下この第8及び第10において「溶接部検査」という。）とは、屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンク（岩盤タンクを除く。）で、その容量が1,000キロリットル以上のもののタンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部に対し放射線透過試験、磁粉探傷試験、浸透波探傷試験等を行い、各試験の合格の基準に適合しているかどうかを確かめる検査をいう。
 - 4 完成検査前検査の受検に係る申請（以下この第8及び第9において「完成検査前検査申請」という。）は、タンク（分割タンクを含む。）1基ごとに行うものとする。この場合において、分割タンクの水張検査又は水圧検査にあつては、当該分割タンクの全ての室に同時に水を張り、又は所定の圧力をかけた状態で実施し、当該分割タンクからの漏れ、変形等の有無を確かめることをもって足りるものとする。
 - 5 タンクの最大常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力より高い圧力の水圧検査が必要となる場合は、新たに完成検査前検査が必要となる。
 - 6 地下貯蔵タンクに係る水圧検査を行わず工事を完了した場合は、当該地下貯蔵タンクを掘り起こし、水圧検査を行わなければならない。（昭和39年11月13日付け自消丙予発第127号質疑）
 - 7 容量が指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査を受ける必要はないが、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る市条例で定める技術上の基準（水張試験又は水圧試験に関する部分に限る。）については、完成検査の際に、市条例第47条の規定により消防局長が行った水張検査若しくは水圧試験の結果又は設置者等が実施した水張試験又は水圧試験のデータを基に、その適合性を判断するものとする。（平成7年2月3日付け消防危第5号通知）
 - 8 20号タンクに係る指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについては、次に定めるところによること。（平成10年3月16日付け消防危第29号通知）
 - (1) 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクに係る指定数量の倍数が、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の5分の1以上に変更される場合は、次によること。
 - ア 当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更許可

の手續により行われるときにあっては、当該変更許可及びこれに伴う完成検査に係る手續を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術上の基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）に適合するか否かを確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準に適合するか否かを確認していないものであるときは、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

イ 当該変更が当該タンクで取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により行われるときにあっては、当該タンクの構造及び設備に関する技術上の基準に適合するか否かを提出された資料により確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準に適合するか否かを確認していないものであるときは、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を併せて確認するものとする。

(2) 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクに係る指定数量の倍数が、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名の変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合において、当該変更の工事が変更許可の手續により行われるときは、当該変更許可から完成検査に至るまでの手續を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術上の基準に適合するか否かを確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準に適合するか否かを確認していないものであるときは、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定めるところにより、当該タンクが水張試験等に係る基準に適合するか否かを併せて確認するものとする。

ア 容量が指定数量以上に変更される場合 完成検査前検査により当該タンクが水張試験等の基準に適合するか否かを確認するものとする。

イ 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合 完成検査の際に、設置者等が実施した水張試験等のデータを基に、当該タンクが水張試験等の基準に適合するか否かを確認するものとする。

9 危令第8条の2第7項のタンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する（昭和56年2月3日付け消防危第10号質疑）。ただし、給油取扱所から車両に固定されたタンクに危険物を充填するための一般取扱所への用途の変更その他の製造所等の施設区分の変更に伴う製造所等の廃止・設置が行われ、既存の地下貯蔵タン

クを継続して使用する場合（鋼製一重殻の地下貯蔵タンクを地盤面下に直接埋設して使用しない場合に限る。）において、当該地下貯蔵タンクの維持管理状況等から、当該地下貯蔵タンクを埋設した状態において、水張試験（水以外の不燃性の液体を張って行う試験を含む。）、不燃性のガスの封入による気密試験等を行うことによって危令第13条第1項第6号の水圧試験に代えることができる」と判断できるときは、危令第23条の規定を適用し、タンクを埋設した状態においてこれらの試験を行うことができるものとする。この場合において、これらの試験に係る圧力は、危令第13条第1項第6号に規定する圧力とする。（昭和59年3月30日付け消防危第27号質疑）

- 1 0 製造所又は一般取扱所に設置されている20号タンク（完成検査前検査が行われているものに限る。）を別の製造所又は一般取扱所に移設する場合において、当該20号タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所又は一般取扱所においてタンク本体の変更工事を伴うことがないときは、既に交付されたタンク検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないことができるものとする。（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）
- 1 1 設置予定の製造所等に埋設する地下貯蔵タンクの完成検査前検査申請が当該製造所等の設置許可申請の前になされた場合は、当該完成検査前検査申請を受け付け、完成検査前検査を実施することができるものとする。（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）
- 1 2 海外で製作された液体危険物タンクが複数の機器等が連結された一まとまりの設備に組み込まれた状態で輸入され、かつ、当該タンクが製造所又は一般取扱所において20号タンクとして使用される場合において、当該状態では当該タンクに係る水張試験等（危令第9条第1項第20号イにおいてその例によるものとされる危令第11条第1項第4号（危令第9条第1項第20号ロにおいてその例によるものとされる危令第12条第1項第5号においてその例による場合を含む。）の水張試験又は水圧試験及び危令第9条第1項第20号ハにおいてその例によるものとされる危令第13条第1項第6号の水圧試験をいう。以下この項において同じ。）を実施することが困難であり、かつ、当該タンクについて行われる海外の公正かつ中立な検査機関（水張試験等と同等以上の試験を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものに限る。）による水張試験等と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが当該検査機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているものに限る。）により確認できるときは、当該タンクに係る水張検査又は水圧検査を行わないことができるものとする。（平成13年3月23日

付け消防危第35号通知)

[海外における検査機関の例]

- ・ L l o y d ' s R e g i s t e r (ロイド・レジスター)
- ・ G e r m a n i s h e r L l o y d (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・ U n d e r w r i t e r s L a b o r a t o r i e s I n c . (ユー・エル)
- ・ S G S (エス・ジー・エス)
- ・ T U V (テュフ)
- ・ B u r e a u V e r i t a s (ビューロ・ベリタス)

- 1 3 廃止された製造所等に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の製造所等に埋設し再利用する場合は、水圧検査の代替として、危告示第71条第1項第1号口中「20キロパスカル」とあるのを「70キロパスカル」と読み替えた方法による検査を当該タンクについて実施することをもって完成検査前検査とすることができるものとする。この場合において、タンク検査済証の「水張又は水圧検査の別」欄中に、当該検査の方法を記載するものとする。また、当該検査を受けて設置されていたタンクを他の市町村へ移設する場合は、移設先の市町村の判断によるが、当該市町村が認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付するものとする。(平成10年10月13日付け消防危第90号質疑)
- 1 4 地下貯蔵タンクのマンホールの取付けを行う場合には、完成検査前検査を要するものとする。この場合において、水圧検査の代替として、危告示第71条第1項第1号口に規定するガス加圧法による検査を当該タンクについて実施することをもって完成検査前検査とすることができるものとする。(平成22年7月8日付け消防危第144号通知)
- 1 5 完成検査前検査申請に必要な書類については、次のとおりとする。
- (1) タンクの完成検査前検査(水張検査又は水圧検査に限る。)を受けようとする場合に提出する危則第6条の4第1項の規定に基づく完成検査前検査申請書(危則別記様式第13。以下この第8及び第9において「完成検査前検査申請書」という。)」の記入については、次によること。
- ア 完成検査前検査申請書の「製造所等の別」の欄には、製造所、貯蔵所又は取扱所の区分のうち該当するものを記入するとともに、「貯蔵所又は取扱所の区分」の欄には、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所その他の該当する危令第2条各号及び危令第3条各号の区分を記入すること。
- イ 本市で設置許可又は変更許可を受けた一の製造所又は一般取扱所において複数の20号タンクの新設又は変更の工事を行う場合で、20

号タンクに係る完成検査前検査を受けようとするときは、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に、検査の対象となる20号タンクが明確に特定できるように記載すること。（平成9年3月26日付け消防危第35号通知）

- (2) タンクの完成検査前検査（水張検査又は水圧検査に限る。）を受けようとする場合に提出する完成検査前検査申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、本市で設置許可又は変更許可を受けた製造所等に設置するタンクを本市において検査するときは、次に掲げる書類を添付しないことができる。

ア タンクの容量の計算書

イ タンク本体の設計図書（タンクの平面図、断面図及び詳細図にタンクの寸法、使用する材料及び板厚、溶接部の位置、溶接の方法、ノズルの名称及び口径等の必要な事項が記載されたもの）

ウ その他必要な資料

- (3) 他の市町村で廃止された製造所等のタンクの完成検査前検査（水張検査又は水圧検査に限る。）を本市で受けようとする場合は、廃止の有無の確認のため、当該他の市町村で受理された廃止届出書（写しを含む。）を完成検査前検査申請書に添付して提出すること。（◆）

- (4) 完成検査前検査のうち危令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査で、新設のタンクに係るものを受けるときは、次のアからオまで及びキに掲げる書類を、新基準（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）第2条の規定による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号）附則第3項各号に掲げる基準（以下この号において「新基準」という。））に適合するための変更を行うタンクに係るものを受けるときは、次のアからエまで、カ及びキに掲げる書類を提出すること。この場合において、次のアからエまでに掲げる書類にあっては完成検査前検査申請を行う時に、次のオからキまでに掲げる書類にあっては完成検査前検査が実施される時にそれぞれ提出するものとするものとし、次のイからエまでに掲げる書類は設置許可申請又は変更許可申請についての審査がKHKに委託されたときは、提出を要しないものとする。

ア 完成検査前検査申請書

イ 工事工程表

ウ 構内配置図

エ 地質調査資料その他基礎及び地盤に関する必要な資料

オ 新設のタンクに係る書類で、次の(ア)から(オ)までに掲げるもの

(ア) 標準貫入試験（JIS A 1219）に係る試験位置図

(イ) 圧密度試験に係る次の書類

a 盛り土形状測定の結果が示された書類

- b 現場における砂置換法による土の密度試験方法（J I S A 1 2 1 4）に係る記録が示された書類
- c 圧密度が90パーセント以上であることを確認できる次の(a)又は(b)のいずれかの試験結果が示された書類
 - (a) 沈下量測定結果
 - (b) 双曲線法による圧密度の測定結果
- (ウ) 平板載荷試験に係る次の書類
 - a 試験位置図
 - b 圧力計の検定書（校正係数が確認できるもの）
 - c 道路の平板載荷試験（J I S A 1 2 1 5）に係る記録が示された書類
- (エ) 杭^{くい}打ち試験に係る次の書類
 - a 試験位置図
 - b 杭^{くい}の打設に係る記録（杭^{くい}打ち機械の諸元、根入長、打設位置、支持力等の記録）が示された書類
 - c 杭^{くい}の打設後の偏心量の測定記録が示された書類
- (オ) 深層混合処理を行う地盤の一軸圧縮試験に係る次の書類
 - a コア採取位置図
 - b 採取コアの詳細が示された書類
 - c 一軸圧縮試験（J I S A 1 2 1 6）に係る記録が示された書類
- カ 新基準に適合するための変更を行うタンクに係る書類で、次の(ア)から(エ)までに掲げるもののうち必要なもの
 - (ア) 鋼矢板によるせん断変形抑制工法に係る書類で、次のaからcまでに掲げるもの
 - a 標準貫入試験（J I S A 1 2 1 9）に係る試験位置図
 - b 鋼矢板のミルシート
 - c 鋼矢板の打設に係る記録（根入長、打設位置等）が示された書類
 - (イ) グラベルドレーン工法、パイプドレーン工法等に係る書類で、次のaからcまでに掲げるもの
 - a 標準貫入試験（J I S A 1 2 1 9）に係る試験位置図
 - b ドレーン材の品質証明書
 - c ドレーン材の打設に係る記録（根入長、打設位置等）が示された書類
 - (ウ) 地下水位低下工法に係る書類で、次のa及びbに掲げるもの
 - a 標準貫入試験（J I S A 1 2 1 9）に係る試験位置図
 - b 止水壁の施工図
 - (エ) 注入固化工法に係る書類で、次のa及びbに掲げるもの

- a 標準貫入試験（J I S A 1 2 1 9）に係る試験位置図
- b 固結材の注入に関する記録（注入位置、注入量等）が示された書類

キ アからカまでに掲げるもののほか、完成検査前検査を円滑に実施するために必要な資料

(5) 溶接部検査を受ける場合は、次に掲げる書類を提出すること。この場合において、次のアからエまでに掲げる書類にあっては完成検査前検査申請を行う時に、次のオからキまでに掲げる書類にあっては完成検査前検査が実施される時にそれぞれ提出するものとし、次のイからエまでに掲げる書類は、設置許可申請又は変更許可申請についての審査がKHKに委託されたときは、提出を要しないものとする。ただし、次のオ及びカに掲げる書類は、完成検査前検査が実施される時に提示することをもって、提出に代えることができる。

ア 完成検査前検査申請書

イ 工事工程表

ウ 構内配置図

エ タンク本体の設計図書（タンクの平面図、断面図及び詳細図にタンクの寸法、使用する材料及び板厚、溶接部の位置、溶接の方法、ノズルの名称及び口径等の必要な事項が記載されたもの）

オ 開放検査（保安検査又は定期点検（内部点検）によるタンクの内部の検査をいう。）の記録に係る次の書類

(ア) 目視検査の記録（底部）が示された書類

(イ) 磁粉探傷試験の記録（底部）が示された書類

(ウ) 浸透探傷試験の記録（底部）が示された書類

(エ) 板厚測定の記録（底部）が示された書類

(オ) 側板とアニュラ板の溶接部の脚長測定の記録が示された書類

(カ) 側板とアニュラ板の溶接部の角度測定の記録が示された書類

(キ) 底部の不等沈下の測定の記録が示された書類

(ク) 底部の凹凸状態の測定の記録が示された書類

(ケ) 非破壊試験技術者の資格証明書等の写し

(コ) コーティング上からの板厚測定に使用する機器の型式試験確認証明書の写し

カ これまでなされた補修その他の変更工事に関する記録に係る次の書類のうち、完成検査前検査の実施に伴い確認することが望ましいもの

(ア) 天候の記録が示された書類

(イ) 加工（切断、板厚）検査の記録が示された書類

(ウ) 開先、組立検査の記録が示された書類

(エ) 溶接材料の入庫に係る記録が示された書類

- (オ) 溶接材料の乾燥に係る記録が示された書類
- (カ) ミルシート
- (キ) 溶接施工管理の記録又は溶接部補修の記録が示された書類
- (ク) 磁粉探傷試験の記録（底部及び側部）が示された書類
- (ケ) 浸透探傷試験の記録（底部及び側部）が示された書類
- (コ) 放射線透過試験の記録（側部）が示された書類
- (サ) 溶接補修後の側板とアニュラ板の溶接部の角度測定の記録が示された書類
- (シ) 溶接補修後の底部の凹凸状態の測定の記録が示された書類
- (ス) 補修後の底部の不等沈下の測定の記録が示された書類
- (セ) 非破壊試験技術者の資格証明書等の写し

キ アからカまでに掲げるもののほか、完成検査前検査を円滑に実施するために必要な資料

- 1 6 危令第8条の2の2の規定による水張検査又は水圧検査を行うことができる行政機関は、消防本部及び消防署を置く市町村（以下この項において「消防本部等所在市町村」という。）の長又は消防本部等所在市町村以外の市町村の区域を管轄する都道府県知事に限られており、消防本部等所在市町村以外の市町村の長を含まないことに留意すること。（昭和47年1月7日付け消防予第10号質疑）

第9 完成検査の申請

- 1 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおりに設置され、又は製造所等の位置、構造又は設備が許可どおりに変更されているかどうかを確認するためのものである。（昭和43年10月14日付け消防予第224号質疑）
- 2 完成検査を受けようとする者は、当該完成検査を行う日の前日までに、危則第6条第1項の規定に基づく完成検査申請書（危則別記様式第8又は第9）を提出すること。（◆）
- 3 完成検査時に提出する書類

完成検査当日には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出すること。

- (1) 危令第8条の2第4項第1号の規定により、完成検査前検査のうち水張検査又は水圧検査を要しないものとされた場合 高保法による検査に合格したタンクについて交付される特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証、労安法による検査に合格した特定機械等について交付される検査証の写し等
- (2) 危令第8条の2第4項第2号の規定により、完成検査前検査のうち溶接部検査を要しないものとされた場合（完成検査を行う日と保安検査が終了する日が異なるときに限る。） 保安検査に係る保安検査済証の写し

- (3) 危令第8条の2第4項第3号の規定により、完成検査前検査のうち水圧検査を要しないものとされた場合 IMDGコードに定める基準に適合している旨の危則第6条の2の9に定める表示（IMDGコードに従い必要な事項が記載されたもの）の写し
 - (4) 危令第8条の2の2の規定により、本市以外の行政機関で完成検査前検査のうち水張検査又は水圧検査を受けた液体危険物タンクに係る完成検査を本市で受検する場合 当該他の行政機関で交付されたタンク検査済証の正本の写し
 - (5) 避雷設備等で接地極の設置又は変更に係る工事を行う製造所等についての完成検査を受検する場合 接地極の施工状況及び接地抵抗値を記載した書類。なお、当該書類を提出したときは、完成検査のうち当該書類に係る事項についての確認を省略することができる。
 - (6) 電気防食の設置又は変更に係る工事を行う製造所等についての完成検査を受検する場合 電気防食の防食電位等の測定結果を記載した書類。なお、当該書類を提出したときは、完成検査のうち当該書類に係る事項についての確認を省略することができる。
 - (7) 次のいずれかの試験、測定等を行った屋外貯蔵タンクに係る屋外タンク貯蔵所の完成検査を受検する場合 当該試験、測定等に係る結果が示された書類
 - ア 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験
 - イ 放射線透過試験
 - ウ 漏れ試験
 - エ 板厚測定
 - オ 底部の形状測定
 - (8) SSタンクを埋設した地下タンク貯蔵所の完成検査を受検する場合 SSタンクが有する間隙に対し70キロパスカル以上の圧力で行った水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）の結果が示された書類
 - (9) 移送取扱所における配管の設置又は変更に係る工事が行われる場合 配管に係る非破壊試験の結果が示された書類
 - (10) 消防用設備等の設置又は変更に係る工事（消火設備のうち第4種及び第5種のもの並びに警報設備のうち消防機関に報知ができる電話、拡声装置及び警鐘に係る工事を除く。）を行う場合 当該消防用設備等の試験結果報告書
- 4 完成検査が行われた後、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合においては、当該工事用架台等について次のとおり取り扱うものとする。（平成9年3月26日付け消防危第35号通知）
- (1) 保有空地内の工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査を行う時まで撤去すること。

- (2) 完成検査が行われた後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認をする際に必要となる工事用架台等は、完成検査を行う時までには当該工事用架台等の撤去に係る予定が明確にされており、かつ、当該工事用架台等の残置が必要最小限で行われるものであると認められるときに限り、完成検査を行う時に設置されていてもやむを得ないものとする。
- 5 灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載してUボルトで固定し、積替えをしないもの。）については、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（昭和63年政令第358号）の施行日（平成2年5月23日）より前には、運用上、積載式の移動タンク貯蔵所として取り扱っていたが、当該施行日以降は、積載式以外の移動タンク貯蔵所として取り扱うものとする。なお、当該灯油専用の移動タンク貯蔵所のうち、完成検査済証に積載式として区分されているものに係る完成検査済証については、改めて書き換える必要はない。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- 6 SFタンクのうち、KHKの行うSFタンクの強化プラスチックの被覆及び検知管（以下「SFタンクの被覆等」という。）並びに漏えい検知装置に係る構造等に関する試験確認済証が貼付されたものに係る完成検査にあつては当該型式試験確認済証が貼付されていることを確認することをもって足りることとし、当該試験確認済証が貼付されていないものに係る完成検査にあつては「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成5年9月2日付け消防危第66号通知）第5項各号に掲げる事項について、設置者に所要の試験を実施させること等により行うものとする。（平成6年2月18日付け消防危第11号通知）
- 7 FFタンク（貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて危則第24条の2の3に定める強化プラスチックで造った地下貯蔵タンクに、危則第24条の2の2第3項に定めるところにより強化プラスチックを間隙を有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための同条第4項に定める設備を設けたものをいう。以下同じ。）のうち、KHKの行うFFタンクの本体及びFFタンクの本体に漏えい検知設備を設けたもの（以下「FFタンクの本体等」という。）並びに漏えい検知設備の構造等に関する試験確認済証が貼付されているものに係る完成検査にあつては設置許可申請書又は変更許可申請書に添付する認定情報（KHKがFFタンクの本体等及び漏えい検知設備について認定を行った場合に提供する情報）によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる仕様書、図面等と設置されるFFタンクの本体の寸法、構造等及び設置される漏えい検知設備の構造等が相違ないことを確認すれば足りるものとし、当該試験確認済証が貼付されていないものに係る完成検査にあつては「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成7年3月28日付け消防危第28号通知）第5項第3号（ただし書に係る部分を除く。）に定める

ところにより行うものとする。（平成8年10月18日付け消防危第129号通知）

8 完成検査を受けた日とは、完成検査済証の交付日を指すものと解する。

第10 完成検査済証等の再交付申請

1 完成検査済証の再交付に係る留意事項については、次によること。（昭和57年1月19日付け消防危第10号通知）

(1) 完成検査済証の再交付を行う市町村長は、当該完成検査済証の交付を行った市町村長であること。この場合において、牟礼町、庵治町、香川町及び香南町の編入の日前に解散前の讃岐地区広域消防組合の管理者により交付された完成検査済証の再交付を行うときは、解散前の讃岐地区広域消防組合の管理者により交付された完成検査済証は、高松市長により交付された完成検査済証とみなすものとする。

(2) 再交付する完成検査済証の表面に「再交付」と朱書きで記載するとともに、再交付年月日を記載すること。

(3) 設置者等の変更があった場合においても、再交付する完成検査済証の内容は、当該変更が行われる前の内容（従来の内容）とすること。

2 完成検査済証の再交付に当たっては、手数料を徴収しないものとする。（昭和57年1月19日付け消防危第10号通知）

3 前2項（第1項第3号の規定を除く。）の規定は、危令第8条の2第7項のタンク検査済証の再交付を行う場合について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、市規則第3条の危険物製造所等設置・変更許可書の再交付を行う場合について準用する。

第11 仮貯蔵・仮取扱いの承認の申請

1 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）（第12の規定の適用を受けるものを除く。）に係る申請、その申請の単位及び承認については、次により取り扱うものとする。

(1) モーターショー等において、燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1棟の建築物内におけるこれらの危険物の量の合計が指定数量以上となる場合であっても、仮貯蔵等の承認を要するものとはならないと解する。（昭和49年7月30日付け消防予第102号質疑）

(2) 災害時に危険物の流出防止対策を施した場所において、第三者機関による性能評価を受けた可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者が当該給油設備を用いて自動車等への給油又は容器への注油を行う場合（当該給油又は注油に係る1日当たりの数量が指定数量以上となる場合に限る。）は、仮貯蔵等の承認を必要とするものと解する。（平成30年12月18日付け消防危第226号質疑）

(3) 同一敷地内において、同時に複数の場所で仮貯蔵等を行う場合は、

- 一の場所ごとに仮貯蔵等の承認に係る申請を要するものとする。ただし、第5号アに規定するときには、この限りでない。
- (4) 定期点検等に伴う危険物の抜き取り等に係る仮貯蔵等の承認については、次によるものとする。
- ア 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所において、当該屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合にあっては仮取扱いの承認を、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合にあっては仮貯蔵の承認を要するものとする。この場合において、危険物の抜き取りと危険物の一時的な貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の仮貯蔵等の承認に係る申請をもって足りるものとする。
- イ 危険物を取り扱うタンク（給油取扱所に設ける専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクを含む。）を有する製造所又は取扱所において、当該タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合又は当該タンクから抜き取った指定数量以上の危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認を要しないものとする。ただし、当該危険物を当該製造所又は取扱所以外の場所で一時的に貯蔵する場合は、この限りでない。
- (5) タンクコンテナ等（タンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）をいう。以下この号並びに次項、第3項及び第5項において同じ。）による危険物の仮貯蔵については、次のとおり取り扱うものとする。（平成4年6月18日付け消防危第52号通知、令和4年12月13日付け消防危第275号通知）
- ア 申請者が同一であり、かつ、同一の時期に同一の場所で複数のタンクコンテナ等により危険物の仮貯蔵が行われる場合において、消防局長が適当と認めるときは、一の仮貯蔵とすることができる。
- イ 次に掲げる場合においては、仮貯蔵等の承認は要しないものとする。
- (ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一の敷地又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合
- (イ) コンテナ船又は貨車の到着前に設置許可又は変更許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所に係るタンクコンテナをコンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるために、ふ頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
- (ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない移動タンク貯蔵所に係るタンクコンテナを完成検査を受けるため車両に積載して、当該コン

テナヤード内の駐停車が可能な場所又は当該テナヤードに隣接した場所に移動する場合

ウ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないものとする。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものとする。

2 仮貯蔵等（タンクテナ等によるものを除く。）の承認の基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 仮貯蔵等は、同一の場所において反復して行われているものでないこと。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

ア 工事現場、ふ頭等の特殊な場所において仮貯蔵等が行われる場合

イ 事故又は災害からの復旧その他の緊急時の措置のために仮貯蔵等を反復して行うことがやむを得ないと認められる場合

ウ 前後の承認の間に連続性がないと認められる場合その他正当な理由がある場合

(2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危令第9条第1項第1号の規定におおむね適合するものであること。

(3) 屋外において仮貯蔵等を行う場合は、次に適合すること。

ア 仮貯蔵等を行うことができる危険物は、危令第2条第1項第7号に定める危険物に限るものとする。

イ 仮貯蔵等を行う場所は、次によること。

(ア) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造った柵等を設けて明確に区分すること。

(イ) 危険物が直接事業所の敷地外に流出するおそれがない場所又は流出しないよう適当な措置が講じられた場所であること。

ウ 前イ(ア)の柵等の周囲には、危令第16条第1項第4号の表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物（危令第9条第2項の引火点が100度以上の第4類の危険物をいう。次項において同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危令第24条の12第2項第2号の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

エ タンクにおいて仮貯蔵等を行う場合の空地の幅は、3メートル以上とすること。

(4) 屋内において仮貯蔵等を行う場合は、次に適合すること。

ア 仮貯蔵等が行われる建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根の各部分

が耐火構造である、又は不燃材料で造られるとともに、出入口（仮貯蔵等を当該建築物の室において行う場合にあっては、当該室の出入口）に防火設備が設けられたものであること。

イ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定に適合するものであること。

(5) 仮貯蔵等を行う場所には、当該仮貯蔵等に係る危険物の性質、数量等に応じて危令別表第5においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第4種又は第5種の消火設備が設けられていること。この場合において、当該第4種又は第5種の消火設備の能力単位（危則第29条第2項に規定する能力単位をいう。以下同じ。）の数値が、危険物の所要単位（危則第29条第1項に規定する所要単位をいう。以下同じ。）の数値に達するように当該第4種又は第5種の消火設備が設けられていること。

(6) 仮貯蔵等は、危令第4章の規定に適合するものであること。

(7) 仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に、次の標識及び掲示板を設けること。

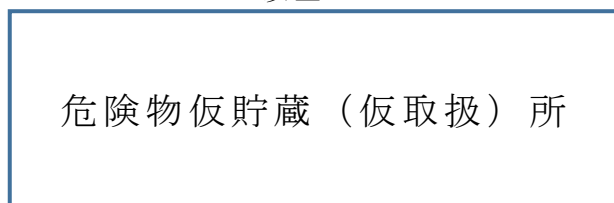
ア 危則第17条第1項第1号及び第2号の規定に準じた標識で、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」と表示したもの

イ 危則第18条第1項第1号及び第3号の規定に準じた掲示板で、仮貯蔵等の期間、仮貯蔵等に係る危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数、危険物取扱者又は管理責任者の氏名並びに緊急時の連絡先を表示したもの

ウ 危則第18条第1項第1号及び第4号から第6号までの規定に準じた掲示板

標識の例

0.6 m 以上



0.3 m 以上

地は白色、文字は黒色

掲示板の例

承認番号	高消▽ 第 号
期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
貯蔵(取扱)危険物 類、品名 貯蔵(取扱)最大数量 指定数量の倍数	第4類 第1石油類 300リットル (非水溶性) 第2石油類 1,000リットル (非水溶性) 2.5倍
管理責任者 (危険物取扱者)	
緊急時の連絡先 (電話番号等)	

(8) 仮貯蔵等は、関係者の適切な立会いの下で行われるものであること。

この場合において、当該仮貯蔵等に係る危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者を立ち合わせるものとする。(◆)

3 タンクコンテナ等による仮貯蔵の承認の基準については、原則として次のとおりとする。(平成4年6月18日付け消防危第52号通知、令和4年12月13日付け消防危第275号通知)

(1) 仮貯蔵を行う場所は、次のア又はイのいずれか並びにウ及びエに適合するものであること。

ア 屋外において仮貯蔵を行う場合は、次によること。

(ア) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所であること。

(イ) 仮貯蔵を行う場所の周囲に3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防局長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

(ウ) 仮貯蔵を行う場所は、ロープ等で区画され、又は白線等で表示されたものであること。

イ 屋内において仮貯蔵を行う場合は、次によること。

(ア) 仮貯蔵を行う場所は、壁、柱、床、はり及び屋根の各部分が耐火構造であり、又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火戸が設けられた専用の室であること。

(イ) 前(ア)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスと

すること。

ウ 「関係者以外立入禁止」の表示を掲げることその他の関係のない者をみだりに出入りさせない措置が講じられていること。

エ みだりに空箱その他の不必要な物件が置かれていないこと。

(2) 消火設備が前項第5号の規定の例により設けられていること。

(3) 標識及び掲示板が前項第7号の規定の例により設けられていること。

(4) 仮貯蔵が行われている際は、危険物以外の物品の貯蔵がされないものであること。

(5) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までが6メートル以下とされていること。

(6) タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔が設けられていること。

(7) 仮貯蔵の管理責任者により巡回がなされ、タンクコンテナ等の異常の有無並びに第1号ウ及びエ並びに第4号から前号までの規定に適合しているか否かを適宜確認するための体制が確保されていること。

4 仮貯蔵等の承認に係る申請を行う場合は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 危則第1条の6に規定する申請書（別記様式第1の2）

(2) 付近見取図及び敷地見取図

(3) 配置図（危険物を取り扱う機器、設備等、消火設備等の配置及び仮貯蔵を行う場所の周囲に保有する空地が記入されたもの）

(4) 構造図（仮貯蔵等を行う建築物及びタンク並びに危険物を取り扱う機器、設備等の構造等が記入されたもの）

(5) 危険物取扱者免状の写し（◆）

(6) その他必要な書類

5 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵の承認に係る申請に添付する書類については、前項の規定によるほか、次によるものとする。

(1) 屋外での仮貯蔵が行われるときにあっては、当該仮貯蔵が行われる場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図を添付すること。

(2) 屋内での仮貯蔵が行われるときにあっては、前号の規定によるほか、建築物の仮貯蔵の用に供する部分の構造を表した図を添付すること。

6 仮貯蔵等の承認に係る申請書の記載要領は、次のとおりとする。なお、各欄の記載事項が書き切れない場合は、「別紙のとおり」と記入した上で対応する別紙を添付すること。（平成31年2月14日付け消防危第34号通知）

(1) 仮貯蔵、仮取扱いのいずれか一方しか行わない場合は、実施しないものを二重線で抹消すること。

- (2) 宛先は、高松市消防局長と記入すること。
 - (3) 申請日は、申請書の提出日を記入すること。
 - (4) 「申請者」は、申請者が法人の場合にあってはその名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を記入し、申請者が個人の場合にあってはその氏名、所在地及び電話番号をすること。
 - (5) 「危険物の所有者、管理者又は占有者」の欄には、仮貯蔵等を行う危険物の所有者、管理者又は占有者を記入すること。
 - (6) 「仮貯蔵・仮取扱いの場所」の欄には、仮貯蔵等を行う場所の所在地及び名称を記入すること。
 - (7) 「危険物の類、品名及び最大数量」の欄には、仮貯蔵等を行う危険物の類、品名及び最大数量を記入すること。
 - (8) 「仮貯蔵・仮取扱いの方法」の欄には、仮貯蔵等の方法及び静電気対策、流出防止措置その他の安全対策を具体的に記入すること。
 - (9) 「仮貯蔵・仮取扱いの期間」の欄には、仮貯蔵等を行う期間が10日以内になるよう年月日及び期間を記入すること。
 - (10) 「管理の状況（消火設備の設置状況を含む）」の欄には、標識及び掲示板、バリケード、消火設備及び警報設備の設置状況、危険物の管理方法並びに仮貯蔵等の状況の監視体制及び火災時の消火体制を具体的に記入すること。
 - (11) 「現場管理責任者」の欄には、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入するとともに、危険物取扱者免状の保有状況のうち該当するものを丸印で囲むこと。この場合において、危険物取扱者免状を保有するときは、括弧内にその種類を記入すること。なお、危険物取扱者免状を保有するときにあっては、その写しを申請書に添えること。（◆）
 - (12) 「仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理」の欄には、仮貯蔵等を行う理由及び仮貯蔵等の期間経過後の危険物の処理方法を記入すること。
- 7 第2項及び第3項の規定は、当該仮貯蔵等について、消防局長が危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲の地形その他の状況から判断して、第2項及び第3項に規定する基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、第2項及び第3項に規定する基準と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第12 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認の申請

- 1 震災時等における危険物の仮貯蔵等及び臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全対策及び手続の運用（以下この第12において「震災時等における仮貯蔵等に係る運用」という。）については、次の各項に定めると

ころによること。（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号通知）

2 震災時等における仮貯蔵等に係る運用において、「震災時等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害により高松市消防局管内に甚大な被害が発生し、当該災害からの復旧のために仮貯蔵等を行う必要があると消防局長が認めたときをいうものとする。

3 震災時等に仮貯蔵等を行う場合は、次によること。

(1) 震災時等に想定される危険物の仮貯蔵等の形態には、次に掲げるものがある。

ア 移動タンク貯蔵所、ドラム缶等からの自動車、重機等へ給油

イ 変圧器等の修繕、点検等を行うための当該変圧器等内の絶縁油の抜き取り等

ウ 施設の改修、点検、解体等を行うための当該施設内の残油の抜き取り等

エ ドラム缶その他の容器による車両等の燃料の貯蔵

オ 非常用発電機、仮設発電機等への燃料の供給

カ 高松市地域防災計画に定める防災拠点及び各種資機材の備蓄倉庫等における危険物の貯蔵

(2) 震災時等においても、一の仮貯蔵等の期間は10日以内であることに留意すること。

(3) 震災時等に仮貯蔵等を行おうとする者は、原則として震災等が発生する前に、危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書（様式第1号。以下「実施計画届出書」という。）2部を消防局長に提出すること。この場合において、実施計画届出書には、第9号に定める仮貯蔵等の形態に応じた安全対策、必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画について事前に各消防署、各分署又は各出張所（以下この第12において「消防署等」といい、特異な形態の仮貯蔵等を行う場合にあっては、予防課危険物係）と協議した上で作成した仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）を添えなければならないものとする。

(4) 実施計画書の作成に係る留意事項については、次のとおりとする。

ア 実施計画書には、付近見取図、仮貯蔵等を行おうとする敷地の配置図及び仮貯蔵等を行おうとする場所において講ずる安全対策に関する図面等を添付すること。

イ 実施計画書は、第9号に定める安全対策を踏まえて作成すること。

ウ 実施計画書は、次に示す実施計画書作成例を活用し、作成すること。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）
（ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に、災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いを行う場所

高松市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約360平方メートル（15メートル×24メートル）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いを行う危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン）3,000リットル

6 指定数量の倍数

1.5倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 200リットルの金属製容器（ドラム缶）で貯蔵する。
- (2) 保有空地を6メートル確保する。
- (3) 貯蔵場所と詰替場所との間に6メートルの距離を確保する。
- (4) 高温になることを避けるため、通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下において直射日光にさらされないようにする。
- (5) 第5種の消火設備（10型粉末消火器）を3本設置する。
- (6) 標識及び掲示板を設置し、関係者に注意喚起を行う。

8 安全対策

- (1) ドラム本体及び給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

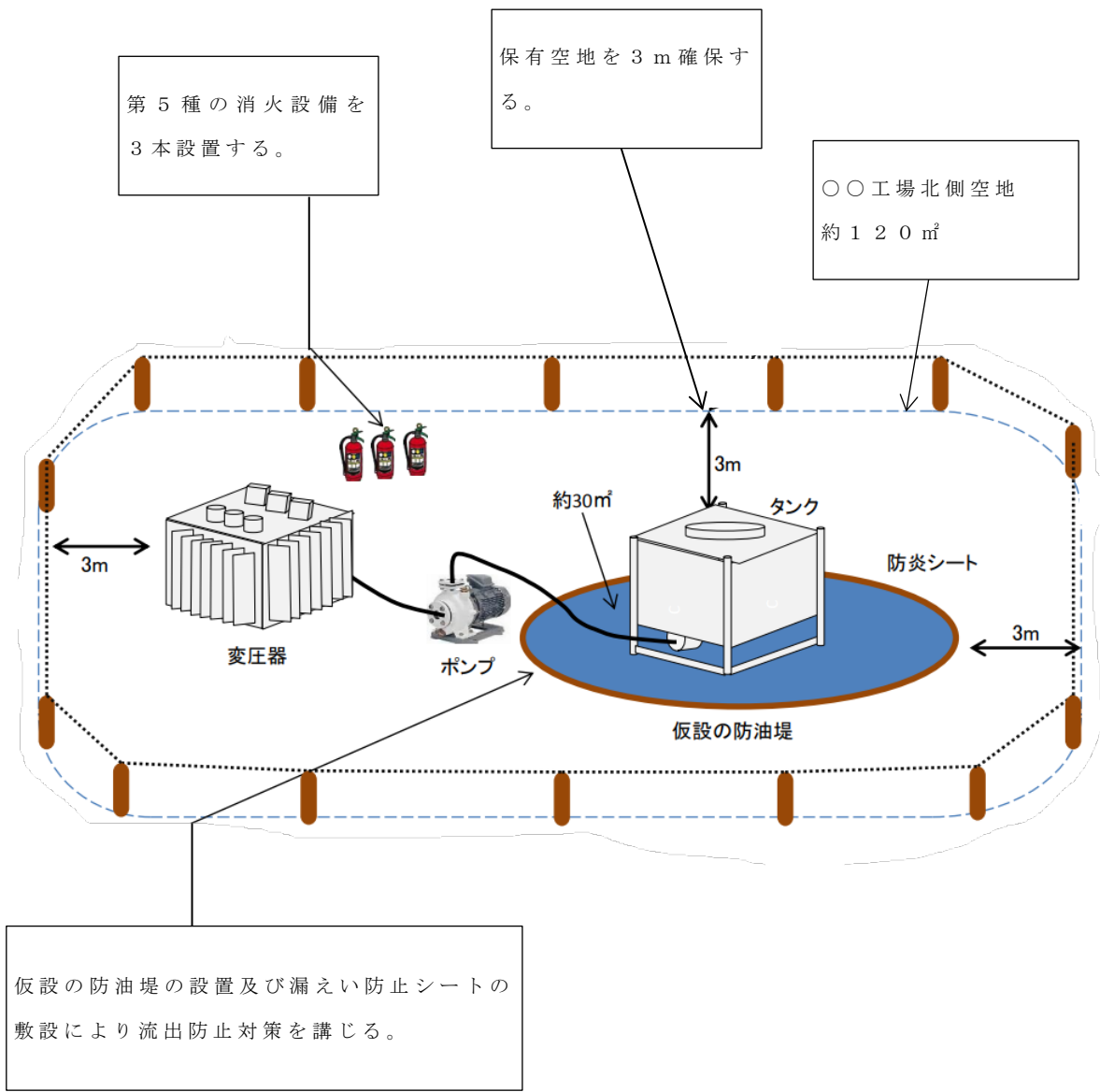
- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地に入出入りする者の管理を徹底し、いたずら、盗難等を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）
（危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り）

- 1 目的
震災等によって被災した変圧器等の修繕、点検等のために必要な事項をあらかじめ計画するものである。
- 2 仮貯蔵・仮取扱いを行う場所
高松市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇工場北側空地
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積
約 120 平方メートル（12メートル×10メートル）
- 4 詳細レイアウト
別紙のとおり
- 5 仮貯蔵・仮取扱いを行う危険物の類、品名、数量
第4類第3石油類（絶縁油）1万リットル
- 6 指定数量の倍数
5倍
- 7 貯蔵及び取扱いの方法
 - （1）変圧器の修繕及び点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、修繕及び点検が終了した後に変圧器内に再度注油する。
 - （2）保有空地を3メートル確保する。
 - （3）第5種の消火設備（10型粉末消火器）を3本設置する。
 - （4）標識及び掲示板を設置し、関係者に注意喚起を行う。
- 8 安全対策
 - （1）変圧器等、ポンプ及び仮設タンクのアースを確保する。
 - （2）仮設の防油堤を設置し、当該防油堤に漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずるとともに、配管の結合部からの流出防止対策としてオイルパンを設置する。
 - （3）一の取扱場所で同時に複数の設備からの危険物の抜取りを行わない。
 - （4）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者が行う。
- 9 管理状況
 - （1）保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
 - （2）敷地に入出入りする者の管理を徹底し、いたずら、盗難等を防止する。
 - （3）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。
- 10 その他必要な事項
危険物の抜取り等を行った変圧器の数及び抜き取った危険物の数量を記録し、事後速やかに報告する。



火気厳禁

危険物仮貯蔵・仮取扱所

品名	: 第4類第3石油類(絶縁油)
数量	: 10,000リットル
倍数	: 5倍
管理者	: 〇〇 〇〇

標識及び掲示板を設置し、関係者に注意喚起を行う。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）
（移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いを行う場所

高松市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2, 0 0 0 平方メートル

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いを行う危険物の類、品名、数量

第 4 類第 2 石油類（軽油） 1 日最大 2 万リットル

6 指定数量の倍数

2 0 倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

(1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰め替えを行い、詰め替えたドラム缶は、別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる。

(2) 保有空地进行を 6 メートル確保する。

(3) 高温になることを避けるため、通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。

(4) 第 5 種の消火設備（1 0 型粉末消火器）を 3 本設置する。

(5) 標識及び掲示板を設置し、関係者に注意喚起を行う。

8 安全対策

(1) ドラム本体のアースを確保する。

(2) 吸着マット等危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための資機材を準備する。

(3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者が行う。

9 管理状況

(1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地进行を確保する。

(2) 敷地に入出入りする者の管理を徹底し、いたずら、盗難等を防止する。

(3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

1 0 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への危険物の注入は、仮貯蔵等を行う場所とは別の場所で行う。

(5) 実施計画届出書（実施計画書を含む。以下同じ。）を提出している事業所等（以下「届出済事業所等」という。）が仮貯蔵等を行う場合は、次によること。

ア 原則として当該仮貯蔵等を行う前に危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（危則様式第1号の2。以下この第12において「申請書」という。）を消防局長に提出すること。ただし、通信手段、交通手段等を確保することが困難であること等により申請書を提出することができないときは、仮貯蔵等を行う前に電話等により申請することができるものとする。この場合において、申請書については、届出済事業所等（口頭による承認の前に申請書を提出していない届出済事業所等に限る。）が消防署等において手続を行うことができることとなった時点で提出しなければならない。

イ 電話等により仮貯蔵等の承認申請があった場合又は申請書が提出された場合において、実施される仮貯蔵等の内容と実施計画届出書の内容に相違がないことが確認されたときは、届出済事業所等に対し、口頭により承認を与えるものとする。

ウ 口頭により承認を与えた届出済事業所等が行う仮貯蔵等の状況について、原則として消防が現場調査を実施するものとする。この場合において、消防からの指導があったときは、当該指導に対応すること。なお、口頭により承認を与えた場合であっても、行われる仮貯蔵等が承認の要件に適合しておらず、消防が火災の予防に危険であると認めるとき又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるときは、当該仮貯蔵等を制限することがある。

エ 口頭により承認を与えた届出済事業所等（口頭による承認の前に申請書を提出していない届出済事業所等に限る。）が消防署等において手続を行うことができることとなったときは、速やかに市規則第2条第1項の規定に基づき、申請書を消防局長に提出すること。

(6) 実施計画届出書を提出していない事業所等（以下「未届事業所等」という。）が仮貯蔵等を行う場合は、次によること。

ア 原則として当該仮貯蔵等を行う前に申請書及び第9号に定める仮貯蔵等の形態に応じた安全対策、仮貯蔵等に使用する資機材等に関する資料（以下「添付資料」という。）を消防局長に提出すること。ただし、通信手段、交通手段等を確保することが困難であること等により仮貯蔵等に係る申請書及び添付資料を提出することができないときは、仮貯蔵等を行う前に電話等により申請することができるものとする。なお、承認申請に係る仮貯蔵等の内容は、第4号ウの実施計画書作成例に記載する定型的なものであることが望ましい。

イ 未届事業所等から電話等により仮貯蔵等の承認申請があった場合又は申請書及び添付資料が提出された場合は、第9号に定める安全対策

を講ずることを条件として、未届事業所等に対し、口頭により承認を与えることができるものとする。この場合において、口頭による承認の前に申請書及び添付資料を提出していないときは、未届事業所等が消防署等において手続を行うことができることとなった時点で申請書及び添付資料を提出しなければならない。

ウ 口頭により承認を与えた未届事業所等が行う仮貯蔵等の状況について、原則として消防が現場調査を実施するものとする。この場合において、消防からの指導があったときは、当該指導に対応すること。なお、口頭により承認を与えた場合であっても、行われる仮貯蔵等が承認の要件に適合しておらず、消防が火災の予防に危険であると認めたとき又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めたときは、当該仮貯蔵等を制限することがある。

エ 口頭により承認を与えた未届事業所等（口頭による承認の前に申請書及び添付資料を提出していない未届事業所等に限る。）が消防署等において手続を行うことができることとなったときは、速やかに市規則第2条第1項の規定に基づき、申請書及び添付資料を消防局長に提出すること。

(7) 震災時等に通信手段、交通手段等を確保することが困難であること等を理由とした仮貯蔵等を行う場合に必要の手続を経ずに行われる緊急的な仮貯蔵等を消防が覚知した場合は、次によること。

ア 仮貯蔵等の状況について、消防が現場調査を実施し、必要に応じて当該仮貯蔵等を実施する者（以下「仮貯蔵等実施事業所等」）に対し指導を行った上で、第9号に定める安全対策を講ずることを条件として、仮貯蔵等実施事業所等に対し、口頭により承認を与えることができるものとする。この場合において、申請書及び添付資料については、仮貯蔵等実施事業所等が消防署等において手続を行うことができることとなった時点で提出しなければならない。

イ 口頭により承認を与えた仮貯蔵等実施事業所等が消防署等において手続を行うことができることとなったときは、速やかに市規則第2条第1項の規定に基づき、申請書及び添付資料を消防局長に提出すること。

(8) 仮貯蔵等の承認を受けた事業所等が行う危険物の貯蔵又は取扱いの期間が10日を超える場合は、次によること。

ア 当該場合には、再度の仮貯蔵等の承認を要することに留意すること。

イ 原則として再度の仮貯蔵等を行おうとする者（以下「再承認申請事業所等」という）は、再度の仮貯蔵等を行う前に再度の仮貯蔵等に係る申請書（再度の仮貯蔵等を行う前に実施計画書を提出していない場合にあつては、再度の仮貯蔵等に係る申請書及び添付資料。以下この号において同じ。）を消防局長に提出すること。ただし、通信手段、

交通手段等を確保することが困難であること等により再度の仮貯蔵等に係る申請書を提出することができないときは、再度の仮貯蔵等を行う前に電話等により申請することができるものとする。

ウ 再承認事業所等から電話等により再度の仮貯蔵等の承認申請があった場合又は再度の仮貯蔵等に係る申請書が提出された場合は、次号に定める安全対策を引き続き講ずることを条件として、再承認申請事業所等に対し、口頭により再度の承認を与えることができるものとする。この場合において、再度の仮貯蔵等に係る申請書については、再承認申請事業所等が消防署等において手続を行うことができることとなった時点で提出しなければならない。

エ 承認を与えた再度の仮貯蔵等の状況について、原則として消防が現場調査を実施するものとする。この場合において、消防からの指導があったときは、当該指導に対応すること。なお、口頭により承認を与えた場合であっても、行われる仮貯蔵等が承認の要件に適合しておらず、消防が火災の予防に危険であると認めたとき又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めたときは、当該仮貯蔵等を制限することがある。

オ 口頭により再度の承認を与えた再承認申請事業所等（再度の口頭による承認の前に再度の仮貯蔵等に係る申請書を提出していない再承認申請事業所等に限る。）が消防署等において手続を行うことができることとなったときは、速やかに市規則第2条第1項の規定に基づき、再度の仮貯蔵等に係る申請書を消防局長に提出すること。

カ 繰り返して行う仮貯蔵等は、原則として2回までとする。ただし、消防局長が仮貯蔵等を行うことが特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(9) 仮貯蔵等を行う場合は、次のア及びイに掲げる安全対策を講ずること。

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に共通する次に掲げる安全対策

(ア) 危険物の取扱場所の選定（可燃性蒸気対策）

a 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で取り扱うこと。

b 屋内で危険物を取り扱う場合は、可燃性蒸気が滞留しないよう換気を行うこと。

(イ) 保有空地の確保

危令第16条第1項第4号の規定の例により空地を保有するとともに、当該空地の周囲には柵、ロープ等を設けること。ただし、危険物の貯蔵形態又は取扱形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さいときは、これらの危険性を踏まえた空地の幅とすることができるものとする。

(ウ) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵等を行う場所では、見やすい箇所に仮貯蔵等を行う場所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けることにより、関係者に注意喚起を行うこと。

(エ) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵又は取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの準備、簡易な防油堤の設置その他の流出防止対策を講ずること。

(オ) 火気使用の制限

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（(イ)に規定する空地を含む。）においては、火気を使用しないこと。

(カ) 静電気対策

- a ガソリンその他の第4類第1石油類の危険物を取り扱う場合は、ドラム缶その他の危険物を収納する容器のほか、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保し、確実に静電気を逃がすこと。
- b 静電誘導による帯電を防止するため、危険物の貯蔵場所又は取扱場所には可能な限り金属類を置かないこと。なお、金属類を設置しなければならない場合は、当該金属類を確実にアースし、又はボンディング（導体同士を電線で接続することをいう。）を確保すること。
- c 絶縁性素材の用具は、可能な限り使用しないこと。例えば、遮光や防風のためにビニールその他の帯電しやすい素材を用いることを避けること。
- d 危険物を取り扱う者は、静電安全靴の着用その他の静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には、アースされている金属等に触れることにより危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。
- e 危険物の取扱場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。
- f 給油、危険物の移し替え等を行う場合は、危険物の初期最大流速を毎秒1メートルとするとともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避けること。また、給油、移し替え等の後にはしばらく静置すること。
- g 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、可能な限り静電気対策を行うこと。

(キ) 消火設備の設置

貯蔵し、又は取り扱う危険物の消火に適応するものとされる消火設備（消火器等）を設置すること。

(ク) 取扱場所の管理

危険物を取り扱う場所は、明確に区分するとともに、当該場所には、危険物の取扱いに関係がない者をみだりに出入りさせないこと。

(ケ) 危険物取扱者の立会い等

危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者が取り扱い、又は立ち会うこと。また、危険物の貯蔵又は取扱いの全体的な管理にあつては、危険物取扱者その他の危険物の取扱いに関する専門的な知識を有する者が行うこと。

(コ) 二次災害の発生防止

余震が発生した場合、避難指示が行われた場合等における対応についてあらかじめ定めておくこと。

(サ) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(ア)から(コ)までに掲げる安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を仮貯蔵等を行う場所以外の場所から調達する必要がある場合は、当該資機材等の調達先、調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

イ 前アに掲げる対策に加え、次の(ア)から(ウ)までに掲げる危険物の貯蔵又は取扱いに応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める対策

(ア) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

- a 屋内において燃料の貯蔵を行う場合は、当該貯蔵を行う場所の通風及び換気を確保すること。
- b 著しく気温が上昇し、又は直射日光等によりドラム缶等に収納して貯蔵する危険物の温度が上昇するおそれのある場所においては、ガソリンその他の第4類第1石油類の危険物を貯蔵し、又は取り扱わないこと。
- c ドラム缶等から給油又は危険物の小分けを行う場合は、次によること。
 - (a) 可燃性蒸気の滞留を防止するため、可能な限り屋外で行うこと。
 - (b) 屋内で危険物を取り扱う場合は、2面以上の壁を有しない場所その他の通風及び換気の確保された場所で行うこと。
 - (c) ガソリンその他の第4類第1石油類の危険物を取り扱う場合は、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全を確保するとともに、火気の使用を制限すること。
 - (d) 危険物を取り扱う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、当該場所における危険物の取扱量は、可能な限り少なくすること。
 - (e) ドラム缶等から自動車等に給油を行う場合は、給油を行う器具が自動車等の燃料タンクが満量になったときに自動的に停

止する機能を有していなことが考えられ、また、給油中に危険物の液面の位置を把握することが困難であるため、過剰な給油により危険物が給油口からあふれ出る危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(イ) 変圧器その他その内部に危険物を収納する設備の点検、修理等を行うための危険物の抜取り

a 大量の危険物が流出することを防止するため、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずること。

b 配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

c 危険物の流出量を小さくするため、一の取扱場所で複数の設備からの危険物の抜取りを同時に行わないこと。

(ウ) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等（危令第27条第6項第4号イ及びロの規定に係るもの除く。）

a 取り扱う危険物は、原則としてガソリン以外の危険物であること。

b 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への危険物の注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側の移動タンク貯蔵所のタンクの容量が1,000リットル未満であり、かつ、注入される危険物の引火点が40度以上であるときに限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができるものとする。

c ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

d 移動タンク貯蔵所から直接給油する場合は、危険物が吹きこぼれないよう細心の注意を払って給油すること。

e 船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合については、次によること。

(a) 危険物が吹きこぼれないよう細心の注意を払うこと。

(b) 船舶を確実に係留すること。

(c) 津波警報等発令時の対応についてあらかじめ定めておくこと。

f 移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する場合は、次に掲げる危険性について十分な安全対策を講じ、二次災害の発生防止に努めること。

(a) 給油時の漏れ、あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の固定給油設備には、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のノズルの設置、安

全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時の漏れ、あふれ等を防止している。)

(b) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、ガソリンが漏れた場合においても、漏れたガソリン及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを給油空地以外の部分に流出させないための傾斜、排水溝及び貯留設備が設けられており、給油取扱所外に被害が拡大することを防止している。)

(c) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では、給油に関係ない者の立ち入りが管理されている。また、震災時には、給油を希望する者が給油場所に集中することが考えられる。)

(d) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所には、防火塀等が設けられている。また、震災時には、給油場所周辺の建物の損壊等により延焼拡大危険性が增大することが考えられる。)

(10) 震災時等における仮貯蔵等の承認申請に係る手数料（以下この号において「手数料」という。）については、次によるものとする。

ア 手数料にあっては、市手数料条例第5条の規定により免除することができるものとする。（市手数料条例規則第2条第1号）

イ 申請書を提出する際には、高松市消防手数料減免申請書（市手数料条例規則別記様式（第3条関係））2部を市長に提出すること。（◆）

4 震災時等に製造所等において臨時的に危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

(1) 臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが、許可されていない危険物に係るものである場合及び既に受けた許可に係る設備等と異なる設備等を利用して行われる場合（地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り、貯蔵所として許可を受けた場所以外の場所でのドラム缶等による貯蔵等を行う場合等）は、次によること。

ア 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の変更を伴わない場合は、前項に定めるところにより仮貯蔵等に係る手続を行うこと。

イ 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の変更を伴う場合は、変更許可申請又は市規則第20条第2項の危険物製造所等変更工事届出書の提出及び前項に定める仮貯蔵等に係る手続を要するものとする。

(2) 臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが、設備等が故障した場合に備えてあらかじめ準備された代替設備等の使用に係るものである場合及び停電時における非常用電源、手動機器の運転に係るものである場合（給油取扱所において震災時に非常用発電機、緊急用可搬式給油ポンプ等を使用する場合等）は、次によること。

- ア 代替手段として用いる設備等について、設置許可申請若しくは変更許可申請又は市規則第20条第2項の危険物製造所等変更工事届出書の内容に含めておくこと。
 - イ 予防規程を定めなければならない製造所等にあつては、発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いの手順等について、予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定しておくこと。また、従業員に対して定期的に予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定した事項について教育を行い、訓練等を実施しておくこと。
 - ウ 必要に応じて緊急用可搬式ポンプ、非常用発電機その他の緊急時対応用の資機材をあらかじめ用意しておくこと。
- (3) 発災後、事業者が前号に規定するあらかじめ取り決めていた危険物の貯蔵又は取扱いを行う場合は、二次災害を防止する観点から、次の項目に従って対応すること。
- ア 発災直後は、予防規程等に基づき、製造所等の施設を緊急停止させるとともに、従業員の安全確保に努めること。
 - イ 製造所等の施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが行える状況であるか否かを判断すること。
 - ウ 臨時的な危険物の貯蔵又は取扱中に危険物の流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵又は取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。
 - エ 臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに当該貯蔵又は取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵又は取扱いに移行すること。
- 5 震災時等に指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
- (1) 当該場合にあつては、仮貯蔵等の承認に係る手続は要しないことに留意すること。
 - (2) 原則として少量危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする事業所等（以下「少量危険物貯蔵取扱事業所等」という。）は、少量危険物の貯蔵又は取扱いを行う前に少量危険物貯蔵取扱開始届出書（高松市火災予防規則（昭和37年高松市規則第10号）様式第13号（正）及び様式第13号（副））を消防署長に提出すること。ただし、通信手段、交通手段等を確保することが困難であること等により少量危険物貯蔵取扱開始届出書を提出することができないときは、届出書の提出に代えて少量危険物の貯蔵又は取扱いを行う前にその旨を電話等により連絡すること

ができるものとする。

(3) 少量危険物貯蔵取扱事業所等から少量危険物貯蔵取扱開始届出書の提出又は電話等による少量危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする旨の連絡があった場合は、少量危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備がおおむね市条例第31条の規定に適合することを条件として、口頭により少量危険物の貯蔵又は取扱いを認めることができるものとする。この場合において、少量危険物貯蔵取扱開始届出書については、少量危険物貯蔵取扱事業所等（口頭により少量危険物の貯蔵又は取扱いを認める前に少量危険物貯蔵取扱開始届出書を提出していない少量危険物貯蔵取扱事業所等に限る。）が消防署等において手続を行うことができることとなった時点で提出しなければならない。

(4) 口頭により認められた少量危険物貯蔵取扱事業所等が行う少量危険物の貯蔵又は取扱いの状況について、原則として消防が現場調査を実施するものとする。この場合において、消防からの指導があったときは、当該指導に対応すること。なお、口頭により少量危険物の貯蔵又は取扱いを認めた場合であっても、行われる少量危険物の貯蔵又は取扱いが当該貯蔵又は取扱いを認める要件に適合しておらず、消防が火災の予防に危険であると認めたとき又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めたときは、当該貯蔵又は取扱いを制限することがある。

(5) 口頭により少量危険物の貯蔵又は取扱いを認められた少量危険物貯蔵取扱事業所等（口頭により少量危険物の貯蔵又は取扱いを認める前に少量危険物貯蔵取扱開始届出書を提出していない少量危険物貯蔵取扱事業所等に限る。）が消防署等において手続を行うことができることとなったときは、速やかに少量危険物貯蔵取扱開始届出書2部（正本及び副本）を消防署長に提出すること。

6 震災時等における仮貯蔵等に係る運用の始期及び終期については、消防局長が決定するものとする。

第13 保安検査の申請

1 法第14条の3の規定による保安に関する検査（以下「保安検査」という。）に係る申請は、タンク1基ごとに行うものとする。

2 保安検査を受ける場合は、次に掲げる書類を提出すること。この場合において、第1号から第4号までに掲げる書類にあっては保安検査に係る申請を行う時に、第5号から第7号までに掲げる書類にあっては保安検査が実施される時にそれぞれ提出するものとし、第2号から第4号までに掲げる書類は、保安検査に係る申請についての審査がKHKに委託されたときは、提出を要しないものとする。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類は、保安検査が実施される時に提示することをもって、提出に代えることができる。

- (1) 危則第62条の3第1項に規定する申請書（危則別記様式第27）
- (2) 工事工程表
- (3) 構内配置図
- (4) タンク本体の設計図書（タンクの平面図、断面図及び詳細図にタンクの寸法、使用する材料及び板厚、溶接部の位置、溶接の方法、ノズルの名称及び口径等の必要な事項が記載されたもの）
- (5) 第8第15項第5号オに掲げる書類
- (6) これまでなされた補修その他の変更工事に関する記録に係る第8第15項第5号カに掲げる書類のうち、保安検査の実施に伴い確認することが望ましいもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保安検査を円滑に実施するために必要な書類

3 KHKが示すPA探傷装置（底部溶接部の試験をコーティング上から行うことを目的として開発されたフェーズドアレイ超音波探傷法を用いた探傷装置（屋外貯蔵タンクの構造について高度な知見を有する第三者機関から装置の性能に関して評価を受けたものに限る。）をいう。）の特定屋外タンクの保安検査等における運用方法（適用可能なタンクの要件を含む。）に基づく底部溶接部に係る試験については、危規則第20条の8に規定する試験方法と同等であるものとして取り扱うことができるものとする。
（令和4年9月2日付け消防危第195号通知）

第14 保安検査の時期変更の承認の申請

1 危令第8条の4第2項ただし書の規定による保安検査の時期の変更に係る承認の申請（以下この第14において「保安検査時期変更承認申請」という。）を行う場合は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、第5号に掲げるものは、危則第62条の2第1項第3号に掲げる事由により保安検査時期変更承認申請を行う場合にのみ提出を要するものとする。

- (1) 危則第62条の3第2項に規定する申請書（危則別記様式第29）
- (2) 保安検査の時期の変更を必要とする理由を記載した書類
- (3) 設置許可に係る完成検査済証又は前回の保安検査に係る保安検査済証の写し（◆）
- (4) 敷地内配置図
- (5) 危険物の除去又は流入防止のために講じた措置について確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査を円滑に実施するために必要な書類

2 保安検査時期変更承認申請についての留意事項は、次のとおりとする。
（昭和52年3月30日付け消防危第56号通知）

- (1) 保安検査の対象となる特定屋外タンク貯蔵所又は危令第8条の3に規定する移送取扱所の所有者等（以下この項において「義務者」とい

う。)の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所又は危令第8条の3に規定する移送取扱所の保守管理の必要性が生じた場合は、危則第62条の2第1項第2号の保安上の必要性が生じたことに該当するものであること。

(2) 義務者の判断において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する必要性が生じた場合は、危則第62条の2第1項第4号の使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたことに該当するものであること。

3 休止中の特定屋外タンク貯蔵所又は危令第8条の3に規定する移送取扱所の保安検査時期変更承認申請が行われた際は、次の事項に留意すること。(平成21年10月27日付け消防危第193号通知)

(1) 危則第62条の2第1項第3号の事由による保安検査時期変更承認申請がなされた場合における承認を行うに当たっては、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第98号)の附則第3条第3項第1号及び第2号に規定する措置が講じられていることを、承認を行う要件とすること。

(2) 危則第62条の2第1項第3号の事由により保安検査の実施時期が変更された後、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所又は危令第8条の3に規定する移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める期限までに保安検査を受けなければならない。

ア 変更前の保安検査の受検期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される時 変更前の保安検査の受検期限

イ 変更前の保安検査の受検期限より後で、かつ、承認された保安検査の受検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される時 危険物の貯蔵及び取扱いが再開される日の前日

第15 保安検査の時期延長の承認の申請

1 危令第8条の4第2項第1号イ及びロの規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長に係る申請を行う場合は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 危則第62条の2の3第2項に規定する申請書(危則別記様式第26の2、危則別記様式第26の3、危則別記様式第26の4、危則別記様式第26の5又は危則別記様式第26の6)

(2) 当該特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る完成検査済証又は前回の保安検査に係る保安検査済証の写し(◆)

(3) 敷地内配置図

(4) KHKが作成する技術援助報告書(特定屋外貯蔵タンクを保有する事業者等がKHKに技術援助を依頼した場合に限る。)

(5) 保安のための措置に係る事項が示された書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、審査を円滑に実施するために必要な書類

2 前項第5号の保安のための措置に係る事項が示された書類とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。(平成6年9月1日付け消防危第73号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知、平成16年3月31日付け消防危第42号通知、平成23年2月25日付け消防危第45号通知)

(1) 危則第62条の2の2第1項第1号の特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に係るものに該当する措置 次表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる資料

項 目	資 料 内 容
コーティング	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年9月1日付け消防危第74号通知別紙1「コーティングに関する指針」又は同通知別紙2「既存コーティングに関する指針」に基づくチェックリスト コーティングを施工した者がコーティングに関して専門的技術及び経験を有することが認められる資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトサンドの場合は、施工範囲及び施工厚さを明示した図面又は資料 電気防食の場合は、防食措置を講じた位置を示した図面及び対地電位(瞬間オフ電位)測定記録を示した資料 雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面
板厚	<ul style="list-style-type: none"> 板厚測定記録を示した図面及び資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> 補修実施箇所を示した図面及び補修工事の施工要領を示した資料 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録を示した資料
不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
支持力・沈下	<ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年沈下量測定記録を示した資料
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の教育訓練実施記録を示した資料(実施日、実施場所、参加人員及び教育訓練内容を記録したもの) 過去1年間の巡視及び点検に係る計画並びにこれらに係る実施要領を記載した書類

(2) 危則第62条の2の2第1項第2号の危険物の貯蔵管理等の状況に係るものに該当する措置 次表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄

に掲げる資料

項 目	資 料 内 容
水等の成分の管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> 水等の成分の管理要領及び管理記録を示した資料
板厚	<ul style="list-style-type: none"> 板厚測定記録を示した図面及び資料
タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトサンドの場合は、施工範囲及び施工厚さを明示した図面又は資料 電気防食の場合は、防食措置を講じた位置を示した図面及び対地電位（瞬間オフ電位）測定記録を示した資料 雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> 補修実施箇所を示した図面及び補修工事の施工要領を示した資料 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録を示した資料
不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
支持力・沈下	<ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年沈下量測定記録を示した資料
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の教育訓練実施記録を示した資料（実施日、実施場所、参加人員及び教育訓練内容を記録したもの） 過去1年間の巡視及び点検に係る計画並びにこれらに係る実施要領を記載した書類

(3) 危則第62条の2の2第1項第3号の特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況に係るものに該当する措置 次表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる資料

項 目	資 料 内 容
板厚予測値	<ul style="list-style-type: none"> 腐食量予測式に基づく板厚予測値算出に関する資料
コーティング	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年9月1日付け消防危第74号通知別紙1「コーティングに関する指針」又は同通知別紙2「既存コーティングに関する指針」に基づくチェックリスト コーティングを施工した者がコーティングに関して専門的技術及び経験を有することが認められる資料

タンク底部外面の腐食防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルトサンドの場合は、施工範囲及び施工厚さを明示した図面又は資料 ・ 電気防食の場合は、防食措置を講じた位置を示した図面及び対地電位（瞬間オフ電位）測定記録を示した資料 ・ 雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補修実施箇所を示した図面及び補修工事の施工要領を示した資料 ・ 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録を示した資料
不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
支持力・沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間の教育訓練実施記録を示した資料（実施日、実施場所、参加人員及び教育訓練内容を記録したもの） ・ 過去1年間の巡視及び点検に係る計画並びにこれらに係る実施要領を記載した書類

（４） 危則第62条の2の2第2項に規定する措置のうち、同項第2号に規定するコーティングによるもの 次表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる資料

項 目	資 料 内 容
次回の保安検査の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料
コーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成6年9月1日付け消防危第74号通知別紙1「コーティングに関する指針」又は同通知別紙2「既存コーティングに関する指針」に基づくチェックリスト ・ コーティングを施工した者がコーティングに関して専門的技術及び経験を有することが認められる資料
補修・変形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補修実施箇所を示した図面及び補修工事の施工要領を示した資料 ・ 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録を示した資料
不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
支持力・沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間の教育訓練実施記録を示した資料（実施日、実施場所、参加人員及び教育訓練内容を記録した

	もの) ・ 過去1年間の巡視及び点検に係る計画並びにこれらに係る実施要領を記載した書類
--	--

(5) 危則第62条の2の2第2項に規定する措置のうち、同項第2号に規定するコーティングと同等以上の措置によるもの 次表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる資料

項 目	資 料 内 容
次回の保安検査の時期	・ タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料
水等の成分の管理の実施	・ 水等の成分の管理要領及び管理記録を示した資料
補修・変形	・ 補修実施箇所を示した図面及び補修工事の施工要領を示した資料 ・ 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録を示した資料
不等沈下	・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
支持力・沈下	・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録を示した資料
維持管理体制	・ 過去1年間の教育訓練実施記録を示した資料（実施日、実施場所、参加人員及び教育訓練内容を記録したもの） ・ 過去1年間の巡視及び点検に係る計画並びにこれらに係る実施要領を記載した書類

3 前2項の規定にかかわらず、保安検査を受検する時において確認されている危則第62条の2の2第1項及び第2項に規定する要件にあっては、申請書の備考欄にその旨を記載することにより、図書等の添付を省略することができるものとする。（平成16年3月31日付け消防危第42号通知、平成23年2月25日付け消防危第45号通知）

第16 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間延長の申請

1 危則第62条の5第3項の規定による内部点検の期間の延長に係る申請（次項において「内部点検期間延長申請」という。）を行う場合は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 危則第62条の5第4項に規定する申請書（危則別記様式第35）
- (2) 敷地内配置図
- (3) 危険物の除去又は流入防止のために講じた措置について確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査を円滑に実施するために必要な書類

- 2 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請が行われた際に留意する事項については、第14第3項の規定を準用する。この場合において、第14第3項第1号中「保安検査時期変更申請」とあるのは「内部点検期間延長申請」と、第14第3項第2号中「保安検査の実施時期」とあるのは「内部点検の実施時期」と、「保安検査の受検予定日」とあるのは「内部点検の実施予定日」と、「保安検査の受検期限」とあるのは「内部点検の実施期限」とそれぞれ読み替えるものとする。（平成21年10月27日付け消防危第193号通知）

第17 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請

- 1 危則第62条の5の2第2項ただし書又は危則第62条の5の3第2項ただし書の規定による漏れの点検の期間の延長に係る申請を行う場合は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検の期間の延長に係る申請を行う場合にあつては危則第62条の5の2第3項に規定する申請書（危則別記様式第42）、地下埋設配管の漏れの点検の期間の延長に係る申請を行う場合にあつては危則第62条の5の3第3項に規定する申請書（危則別記様式第43）

(2) 敷地内配置図

(3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないことが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査を円滑に実施するために必要な書類

- 2 危則第62条の5の2第2項ただし書又は危則第62条の5の3第2項ただし書の規定により、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検の期間の延長に係る取扱いは、次のとおりとする。（平成22年7月8日付け消防危第144号通知）

(1) 危則第62条の5の2第2項ただし書又は危則第62条の5の3第2項ただし書の危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合とは、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下埋設配管の維持管理の状況が次に適合する場合をいうものとする。

ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置することその他誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(2) 危則第62条の5の2第2項ただし書又は第62条の5の3第2項ただし書の規定により、地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下

埋設配管の漏れの点検の期間が延長された後、所有者、管理者又は占有者が申請した期間延長後の漏れの点検の実施予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

ア 期間延長前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合 期間延長前の漏れの点検の実施期限

イ 期間延長前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合 危険物の貯蔵及び取扱いが再開される日の前日

第18 予防規程の制定・変更の認可の申請

1 予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の社内規定が、法第10条第3項の技術上の基準に適合するものであるときは、その形式にかかわらず認可することができる。

2 一の敷地に2以上の予防規程を定めなければならない製造所等が存する場合は、当該製造所等ごとでははく、当該製造所等を網羅するように一の予防規程を作成すること。（昭和40年11月2日付け自消丙予発第178号通知）（◆）

3 法第14条の2第1項及び第2項の規定による予防規程の認可に係る審査等を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。（昭和40年11月2日付け自消丙予発第178号通知）

(1) 予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、法律上の要件として綿密かつ詳細なものまで要求するものでなく、具体性の程度は、関係当事者に委ねるものとする。この場合において、製造所等の様態に応じ、複雑で規模の大きいものほど、より具体的かつ詳細な内容になるように作成するよう指導するものとするが、個々の作業にわたる基準や防災計画等までの記載を要求することは、予防規程の作成を極めて繁雑なものとするおそれがあることを考慮し、従業員等に対する火災予防上指針となる事項を概括的に記載するにとどめるよう指導するものとする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、法第14条の2第1項に規定する認可を与えないものとする。

ア 危則第60条の2各項に定める事項が予防規程に明確に定められていないとき。

イ 予防規程に定められた事項に危令第4章の規定に違反するものがあるとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、火災の予防上不相当と認められる事項があるとき。

(3) 危令第37条の規定に基づく危則第61条の規定により予防規程を

定めなければならない製造所等から除外される鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等又は火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等（危令第37条に規定する規模以上の危険物施設を有するものに限る。）に対しては、法第16条の5第1項の規定に基づく市規則第20条第1項第6号の規定により、当該製造所等が定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めるものとする。

- (4) 予防規程の認可を受けようとする者は、製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法令に基づく保安に関する規程の適用の有無を示した製造所等の配置一覧表を予防規程の参考資料として提出すること。

(◆)

- 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程の審査等を行うに当たっては、前項の規定によるほか、危則第60条の2第1項第8号の6の顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次の事項を含むものとすることに留意すること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

- (1) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下この項において「危険物取扱者等」という。）の体制に関すること。
- (2) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練に関すること。
- (3) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示に関すること。
- (4) 危則第28条の2の5第2号の顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」という。）の1回の給油量及び給油時間の上限並びに危則第28条の2の5第3号の顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の1回の注油量及び注油時間の上限の設定に関すること。
- (5) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検に関すること。

- 5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所（以下この項において「ナトリウム・硫黄電池施設」という。）の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項を予防規程で明確にする必要があるものとすることに留意すること。（平成11年6月2日付け消防危第53号通知、平成24年6月7日付け消防危第154号通知）

- (1) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所に関すること（危則第60条の2第1項第6号関係）。
- (2) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制に関すること（危則第60条の2第1項第6号関係）。

- (3) ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制並びにナトリウム・硫黄電池施設の周辺にいる者に避難を行わせる体制（二酸化硫黄、硫化水素等の有毒ガスが風下へ、かつ、熱により上方へ流動することを考慮した避難経路及び避難誘導経路の策定を含む。）に関する事（危則第60条の2第1項第11号関係）。
- 6 製造所等に休憩室、事務所等（以下この項において「休憩室等」という。）が設けられている場合において、当該製造所等に係る予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項を予防規程で明確にする必要があるものとする事に留意すること。（平成14年2月26日付け消防危第30号通知）
- (1) 休憩室等を使用する者の数を必要最小限とするための措置その他の休憩室等の内部へ係員以外の者をみだりに出入りさせないための措置の適切な実施に関する事。
- (2) 火災等の災害その他非常の事態が発生した場合において、休憩室等の内部に滞在する者が消火、通報、避難その他の非常時の措置を講ずることができる適正な体制の確保に関する事。
- 7 給油取扱所、製造所及び一般取扱所で地下タンクを有するもの並びに地下タンク貯蔵所（この項において「給油取扱所等」という。）で、当該給油取扱所等の危険物取扱者の立会いを伴わず移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者のみで当該移動タンク貯蔵所から当該給油取扱所等へのガソリン、灯油、軽油及び重油の荷卸し（以下「単独荷卸し」という。）が行われるものの予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項に留意すること。（平成17年10月26日付け消防危第245号通知、平成30年3月30日付け消防危第44号通知）
- (1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。なお、予防規程を定める義務を有しない給油取扱所等で、単独荷卸しが行われるものにあつては、当該給油取扱所等に係る予防規程に準じた計画書を定め、次の項目について明らかにする必要があること。（◆）
- ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関する事。
- イ 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関する事。
- ウ 単独荷卸しの実施に関する事。
- エ 単独荷卸しの実施時において、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関する事。
- オ 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（次号において「石油供給者」という。）が実施すべ

- き事項等) に関すること。
- カ 単独荷卸しの実施時における給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員 の体制に関すること。
- (2) 給油取扱所等の予防規程(前号の予防規程に準じた計画書を含む。)には、次の書類を添付すること。
- ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
- ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類(この内容が明らかにされている契約書等を含む。)
- 8 危令第15条第3項の航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所(以下「給油タンク車」という。)を用いて給油する給油取扱所の予防規程には、給油タンク車を用いて給油する旨を明記すること。(平成18年4月25日付け消防危第106号通知)
- 9 危険物から水素を製造するための改質装置を用いる製造所等の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、当該改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る次の事項を予防規程で明確にする必要があるものとすることに留意すること。(平成24年5月23日付け消防危第140号通知)
- (1) 監視及び制御を行う場所に関すること。
- (2) 監視及び制御を行う体制に関すること。
- (3) 火災等の緊急時における連絡体制(消防機関への通報を含む。)及び対応体制に関すること。
- (4) 火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練に関すること。
- 10 予防規程のうち、製造所等の地震・津波対策に係る部分の策定については、次によるものとする。(平成24年8月21日付け消防危第197号通知)
- (1) 平成25年3月に香川県から示された南海トラフ地震(最大クラスの地震)の津波浸水想定図において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「所有者等」という。)が定める予防規程には、危則第60条の2第1項第11号の2に定める事項のうち、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること(以下この項において「津波に係る事項」という。)を記載するものとする。なお、当該津波浸水想定図が見直された場合は、対象となる製造所等についてもその都度見直すものとする。
- (2) 津波に係る事項は、次のアからキまでに掲げる事項とし、その詳細

は、当該アからキまでに定めるとおりとする。なお、予防規程の策定に当たっては、製造所等の実態に即して必要な対策を具体化しながらこれを明確に規定するよう作業を進めることが重要であることを考慮し、その詳細を予防規程とは別のマニュアルに記載し、予防規程の中で当該マニュアルを引用することも可能であるものとする。

ア 従業員等への連絡方法に関する事項 設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上で、津波警報等が発令されたこと、津波が発生するおそれのある状況であること、津波到達予想時刻、津波高さその他の津波に関する情報を津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法を明確にすること。

イ 従業員等の安全確保等に係る対応に関する事項 地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等を明確にすること。

ウ 施設の緊急停止の方法、手順等に関する事項 次に掲げる事項について、明確にすること。

(ア) 設備の破損、停電又は浸水が発生した場合の対応に関する事項

(イ) 従業員等が確実に避難を完了するための時間を考慮した津波襲来までの時間に応じた対応に関する事項

(ウ) 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災、危険物の流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵又は取扱いの工程（プロセス）に応じてとるべき対応に関する事項

(エ) 施設の緊急停止に係る設備等が作動しない場合又は操作できない場合の対応に関する事項

エ 施設の緊急停止等の実施体制 次に掲げる事項について、明確にすること。

(ア) 短時間で効果的に施設の緊急停止等を行うための判断基準、権限及び従業員の役割に関する事項

(イ) 夜間、休日その他従業員の少ない時間帯における施設の緊急停止等の実施体制に関する事項

オ 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所にあつては、これらの特性に応じた応急対策に関する事項 次の(ア)又は(イ)に掲げる事項について明確にすること。

(ア) 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所にあつては、危険物を収納した容器等の漂流を防止するための屋内貯蔵所の扉等の閉鎖や門扉の閉鎖等の措置に関する事項

(イ) 移送取扱所にあつては、ポンプの停止及び緊急遮断弁（現地で操作するものを含む。）の閉止並びに関連事業所との連絡調整等の対応に関する事項

- カ 従業員への教育及び訓練に関する事項 アからオまでに掲げる事項についての従業員への教育及び定期的な訓練について明確にすること。
- キ 入構者に対する周知に関する事項 従業員以外の入構者に対して周知すべき避難に係る事項の内容及びその周知の方法について明確にすること。
- (3) 予防規程で津波に係る事項を定める必要がある屋外タンク貯蔵所にあつては、前2号の規定によるほか、次によること。
- ア 屋外タンク貯蔵所の所有者等は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵する危険物の重量等を踏まえ、具体的な被害予測を行った上で、屋外タンク貯蔵所の津波対策に関する事項について予防規程に定めること。この場合において、消防庁ホームページにおいて提供されている屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用して予防規程を作成すること。なお、当該ツールの使用方法については、「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について」（平成24年8月1日付け消防危第184号通知）の別添「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールに係る利用マニュアル」を参照すること。
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる屋外タンク貯蔵所の予防規程には、当該(ア)又は(イ)に定める事項を盛り込むこと。この場合において、(ア)に掲げる屋外タンク貯蔵所の予防規程を作成するに当たっては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響、弁の閉止作業に要する時間等について具体的な検討を行うこと。
- (ア) タンク底板から3メートル以上の津波浸水が想定された特定屋外タンク貯蔵所（配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する弁（逆止弁）が設けられているもの、危険物の受入れ及び払出しを屋根上から行う屋外タンク貯蔵所のようにその配管が最高液面高さよりも上部に設けられているものその他津波により配管が破損した場合においてタンクに貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれがないものを除く。） 配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する次のいずれかの措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置に関する事項
- a 津波が到達する時刻及び従業員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築する措置
- b 予備動力源（地震時においても有効に機能を発揮することが推定できるものに限る。）が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を配管とタンクとの結合部分の直近に設置する措置

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所 津波被害シミュレーションの結果を踏まえた、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策に関する事項

1 1 タブレット端末その他携帯型の電子機器（以下「携帯型電子機器」という。）を使用する給油取扱所の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項を当該給油取扱所の予防規程に定める必要があり、かつ、携帯型電子機器の防爆構造又はその規格の適合性を確認するために使用する携帯型電子機器の仕様書等を予防規程に添付する必要があるものとするに留意すること。（平成30年8月20日付け消防危第154号通知）

(1) 携帯型電子機器の仕様及び当該携帯型電子機器への保護装置に関すること。

(2) 携帯型電子機器の用途及び管理体制並びに当該携帯型電子機器を使用する場所に関すること。

(3) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に講ずべき措置に関すること。

1 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、可搬式の制御機器を使用するものの予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項を予防規程に定める必要があり、かつ、可搬式の制御機器の防爆構造又はその規格の適合性を確認するために使用する可搬式の制御機器の仕様書等を予防規程に添付する必要があるものとするに留意すること。（令和2年3月27日付け消防危第87号通知）

(1) 可搬式の制御機器の仕様及び当該可搬式の制御機器の落下を防止するための措置に関すること。

(2) 可搬式の制御機器の使用時に火災等の災害が発生した場合に講ずべき措置に関すること。

(3) 火災等が発生した場合における初期消火の体制（消火設備の配置を含む。）に関すること。

(4) 火災等が発生した場合における応急対応その他可搬式の制御機器を使用する上で必要な事項についての教育及び訓練に関すること。

1 3 屋外での物品の販売等の業務を行う給油取扱所の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項を当該給油取扱所の予防規程に定める必要があるものとするに留意すること。（令和2年3月27日付け消防危第88号通知）

(1) 次に掲げる出火・延焼防止に関する事項

ア 裸火その他火気の使用の制限及び可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所での防爆構造を有しない電気機器の使用の制限に関すること。

イ 防火塀の高さ以上に物品を積み重ねることの禁止その他の防火塀の周辺において物品の展示等を行う場合における延焼拡大の危険性を増

大させないための当該物品の管理に関すること。

ウ 消火器その他消火設備の使用の妨げとなる場所での物品の展示等の禁止に関すること。

(2) 危険物の取扱作業に支障とならない物品の配置、移動その他物品の管理に関する事項

(3) 物品の配置を考慮した火災時における避難経路及び避難誘導等に関する事項

(4) 人及び車両の通行に支障を来さない物品の配置その他人及び車両の適切な動線の確保に関する事項

1 4 ドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次の事項を当該屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所の予防規程に定める必要があるものとするに留意すること。（令和4年12月13日付け消防危第283号通知）

(1) ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、倉庫として物品を出し入れする等の目的外使用はしないこと。

(2) ドライコンテナは常時施錠され、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所内で開封することがないこと。

(3) ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面から当該ドライコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。

(4) ドライコンテナ外部の見やすい箇所に、当該ドライコンテナ内に収納している危険物の品名、危険等級、化学名（第4類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては化学名及び「水溶性」）、数量及び危険物に応じた「火気厳禁」、「禁水」等の注意事項の表示が行われていること。

(5) ドライコンテナを複数置く場合は、その相互間に点検等のための間隔を設けること。

1 5 情報提供型AIシステムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、ガイドライン（Ver. 1）に基づき、次の各号に掲げる事項を予防規程で明確にする必要があるものとするに留意すること。（令和5年5月15日付け消防危第124号通知）（◆）

(1) 従業員が給油許可監視を実施する体制が確保されていること。

(2) AIシステムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、AIによる監視の事実が周知されていること。

- (3) AIシステムが正常な情報を従業員に提供できない状態にあるときは、従業員がその状態を認識し、直ちにAIシステムの使用を停止できる体制となっていること。
- 1.6 専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰め替えを行う給油取扱所の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、危則第60条の2第1項第8号の4の専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰め替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会い及び監視その他保安のための措置として、次に掲げる業務を同時に行った場合に、いずれの業務もおろそかにならないような具体的な対応方法を予防規程で明確にする必要があるものとすることに留意すること。（令和6年2月29日付け消防危第40号通知）
- (1) 専用タンクへの危険物の注入作業（単独荷卸しによるものを除く。）の立会い
- (2) 給油又は詰め替え等の危険物取扱い作業
- (3) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の顧客が行う給油又は詰め替え等の危険物取扱い作業に対する立会い又は監視
- 1.7 給油の業務が行われていないときに係員以外の者が出入りする給油取扱所の予防規程の審査等を行うに当たっては、第3項の規定によるほか、次に掲げる事項を予防規程で明確にする必要があるものとすることに留意すること。（令和6年2月29日付け消防危第40号通知）
- (1) 危則第60条の2第1項第8号の5の緊急時の対応としての緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等
- (2) 危則第60条の2第1項第8号の5の保安のための措置として危則第40条の3の6の2各号の具体的な措置のほか、次に掲げる措置（祭礼やイベント等により一時的に給油取扱所を利用する場合にあっては、あらかじめ利用目的及び利用者数を明確にした上で講じたものに限る。）
- ア 不必要な物件が放置されないようするための管理を徹底すること。
- イ 裸火（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で使用する発電機等を除く。）の使用を禁止すること。
- ウ 消火器その他の消防用設備等を適切に設置に關すること。
- エ 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保を行うこと。
- オ 給油取扱所の関係者が不在となる場合における任意の消火器等の設置、給油取扱所の関係者による緊急時の対応に係る体制の確保、給油取扱所に入出入りする係員以外の者による防火管理体制の確保、責任の所在の明確化その他火災予防上及び危険物の保安上の措置を講ずること。

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節 総則

第1 趣旨

この章は、設置許可申請、変更許可申請その他の製造所等に係る申請の審査を行うに際して当該審査の基準となる、危令第3章並びに危則第3章及び第4章に定めるところによる製造所等の位置、構造及び設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準の解釈その他これらを運用するに当たって必要な事項を定めるものとする。

第2 共通基準

危令、危則及び危告示に特に定めのある場合を除くほか、製造所等の位置、構造及び設備に関する技術上の基準のうち共通する事項については、次のとおりとする。

- 1 保安距離（危令第9条第1項第1号本文（危令第10条第1項第1号（同条第2項においてその例による場合を含む。））、危令第11条第1項第1号及び第1号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。））並びに危令第16条第1項第1号（同条第2項においてその例による場合を含む。））においてその例による場合並びに危令第19条第1項において準用する場合を含む。）及び危則第28条の16第2号（危則第28条の19第4項及び第28条の21第4項において準用する場合を含む。）に規定する距離をいう。以下同じ。）については、次によること。

（1）保安距離は、危令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物等（以下「保安物件」という。）から製造所等の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に水平距離により保つものとし、その外壁又はこれに相当する工作物の外側に係る解釈は、次によること。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑、昭和57年5月11日付け消防危第57号質疑）

ア 製造所等が建築物の場合は、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線をいうものと解するものとする。ただし、当該建築物に軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの（以下このアにおいて「軒等」という。）がある場合は、次によること。

（ア）軒等の下に当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに係る用途がある場合は、軒等の先端をいうものと解するものとする。

（イ）軒等の下に当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに係る用途がない場合は、次によること。

a 建築物の外壁から軒等の先端までの水平距離が1メートル以上である場合にあっては、軒等の先端をいうものと解するものとする。

b 建築物の外壁から軒等の先端までの水平距離が1メートル未満

である場合にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線をいうものと解するものとする。

イ 製造所等の周囲に当該製造所等に関連する附帯設備、装置等が存する場合にあっては、当該附帯設備、装置等（附帯設備、装置等の直下の地盤面の周囲に囲いが設けられている場合にあっては、当該囲い）の最も外側を外壁又はこれに相当する工作物の外側に含むものとする。ただし、当該附帯設備、装置等が危険物を取り扱うものでなく、かつ、保安物件に影響を及ぼすおそれのないものである場合は、この限りでない。（◆）

(2) 保安距離は、製造所等が保安物件に対して保たなければならないものであり、保安物件が製造所等に対して保有すべきものではないことに留意すること。（昭和41年2月12日付け自消丙予発第24号質疑）

(3) 保安物件のうち、危令第9条第1項第1号イに掲げるものについては、次によること。

ア 工作物で住居の用に供するものとは、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、作業所併用住宅等利用者が継続的に居住する建築物その他これらに類する建築物をいうものとし、これには台船、廃バスその他これらに類するもので住居の用に供されるものを含むものとする。

イ 従業員が交代で宿直する室（宿直員の自炊のための厨房、火気使用器具その他これらに類するものを常備する室を含む。）その他これに類する用途に供される室は、危令第9条第1項第1号イの住居の用に供するものとは解しないものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

ウ 住宅と同一の敷地内に存する倉庫は、危令第9条第1項第1号イの住居の用に供されるものではないと解するものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

(4) 保安物件のうち、危令第9条第1項第1号ロに掲げるものについては、次によること。

ア 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設とは、直接多数の人を収容し得る用途に供する建築物（学校にあっては教室のほか体育館、講堂等を、病院にあっては病室のほか手術室、診察室等を含む。）をいうものとし、これには当該建築物に附属する倉庫、機械室、部室その他直接多数の人を収容し得る用途に供されない施設を含まないものとする。

イ 危則第11条第3号のその他これらに類する施設には、観覧場及び集会場を含むものとし、百貨店その他これに類するものを含まないものとする。（昭和51年9月22日付け消防危第56号質疑）

(5) 保安物件のうち、危令第9条第1項第1号ニに掲げるもの又は危告示第32条第2号に掲げるもの（以下この号において「高圧ガス施設」

という。)に係る解釈については、次によること。

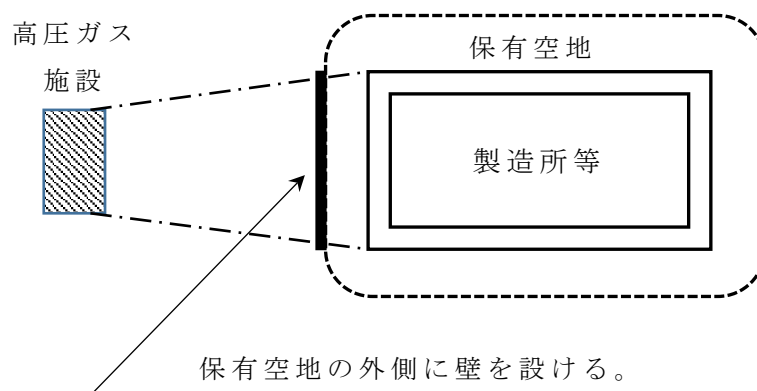
ア 製造所等と高圧ガス施設との間には、原則として保安距離を保つ必要がある。ただし、高圧ガス施設と製造所等とが不可分の工程にある場合その他危険物及び高圧ガスの種類、周囲の地形、取扱いの実態等の状況から判断して両者の間に保安距離を保たなくても火災予防上支障がないと認められる場合は、危令第23条の規定を適用し、保安距離を保たないことができるものとする。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑、昭和38年10月3日付け自消丙予発第62号質疑)

イ 前アの規定によるほか、高圧ガス施設と製造所等との間に壁を設けること等により防火上安全であると認められる場合は、危令第23条の規定を適用し、保安距離を減免することができるものとする。この場合において、高圧ガス施設と製造所等との間に設ける壁は、次の(ア)から(ウ)までに適合するものであること。(昭和37年12月20日付け自消丙予発第143号質疑)

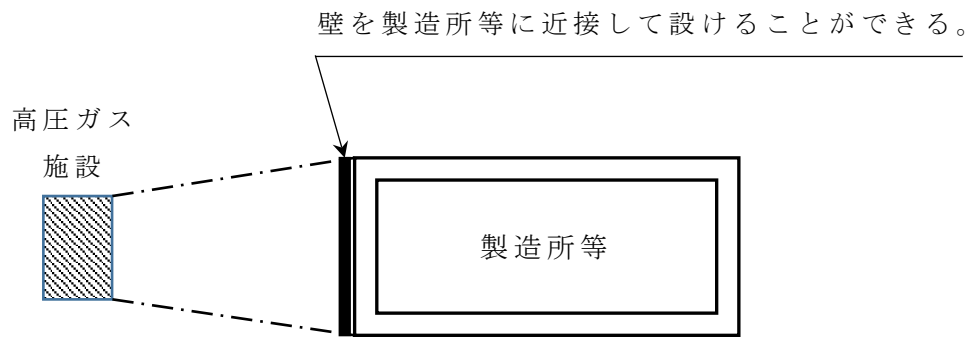
(ア) 耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁であること。

(イ) 高さは、2メートル以上とし、火災等が発生した場合に製造所等を有効に防護できるものであること。

(ウ) 製造所等の保有空地内に設けないこと。ただし、製造所等が保有空地を有しない場合は、壁を製造所等に近接して設けることができるものとする。

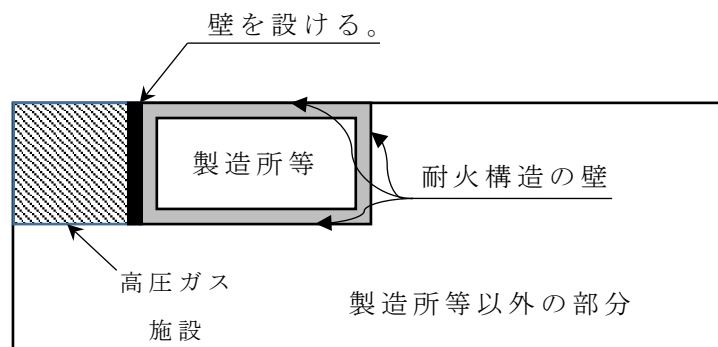


例図1



例図 2

- ウ 建築物の一部に製造所等及び高圧ガス施設が存する場合は、当該製造所等と当該高圧ガス施設との間に保安距離を有する必要はないが、当該製造所等と当該高圧ガス施設とが隣接するときは、これらの間に前イ(ア)に規定する壁を設けること。(◆)



例図 3

- イ 栈橋に設置された一般取扱所及び高圧ガス施設がそれぞれ配管による船舶に係る荷役施設であり、かつ、危険物の荷役と高圧ガスの荷役が同時に行われない場合は、危令第 23 条の規定を適用し、当該一般取扱所と高圧ガス施設との間に保つ保安距離を維持管理上必要な距離とすることができるものとする。(昭和 57 年 3 月 31 日付け消防危第 43 号質疑)

- ウ 危則第 12 条第 1 号及び危告示第 32 条第 2 号に規定する移動式製造設備が常置される施設とは、いわゆる高圧ガスのバルクローリーのように移動式製造設備及び高圧ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等をいうものとする。なお、危則第 12 条第 2 号及び危告示第 32 条第 2 号に規定する貯蔵所において、高圧

ガスの製造のための設備が移動式製造設備である高圧ガスの製造のための施設により高圧ガスの貯蔵がなされる場合には、当該貯蔵所から製造所等までの間に保安距離を保つ必要があることに留意すること。

(平成10年3月4日付け消防危第19号通知)

(6) 危令第9条第1項第1号ホ及びへに規定する特別高圧架空電線を既設の製造所等の上空に設置する場合は、当該製造所等の周囲に当該特別高圧架空電線から製造所等を保護するための措置を講ずることとしても、危令第23条の規定の適用による保安距離の特例は認められないものとする。(昭和53年4月13日付け消防危第48号質疑)

(7) 危令第9条第1項第1号ただし書(危令第10条第1項第1号(同条第2項においてその例による場合を含む。)、危令第11条第1項第1号及び第1号の2(同条第2項においてその例による場合を含む。))並びに危令第16条第1項第1号(同条第2項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに危令第19条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の取扱いについては、次によること。

ア 保安物件のうち、危令第9条第1項第1号イからハまでに掲げるもの(以下この号において「住宅等」という。)に近接して新たに製造所等を設置する場合において、保安距離の短縮を行うために危令第9条第1項第1号ただし書の規定を適用することはできないものとする。(昭和39年9月30日付け自消丙予発第107号質疑)(◆)

イ 危令第9条第1項第1号ただし書の規定は、製造所等の設置後に、当該製造所等の周辺に新たに住宅等が設置されたことにより保安距離を確保することができなくなった場合に限り、適用するものとする。(◆)

ウ 危令第9条第1項第1号ただし書の規定の適用により保安距離から減ずることのできる距離は、指定数量の倍数が10以下の製造所等にあつては当該製造所等に係る保安距離の2分の1以下、かつ、住宅等の位置が当該製造所等の保有空地内とならない距離と、指定数量の倍数が10を超える製造所等にあつては当該製造所等に係る保安距離の3分の1以下、かつ、住宅等の位置が当該製造所等の保有空地内とならない距離とする。

エ 危令第9条第1項第1号ただし書に規定する防火上有効な塀(以下この号において「塀」という。)については、次によること。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)

(ア) 塀は、原則として保有空地の外側に設けること。

(イ) 塀の高さは、次により計算すること。なお、計算に用いる記号等については、次のとおりとする。

D : 製造所等と住宅等との間隔

H : 住宅等の軒高

a : 次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる高さ

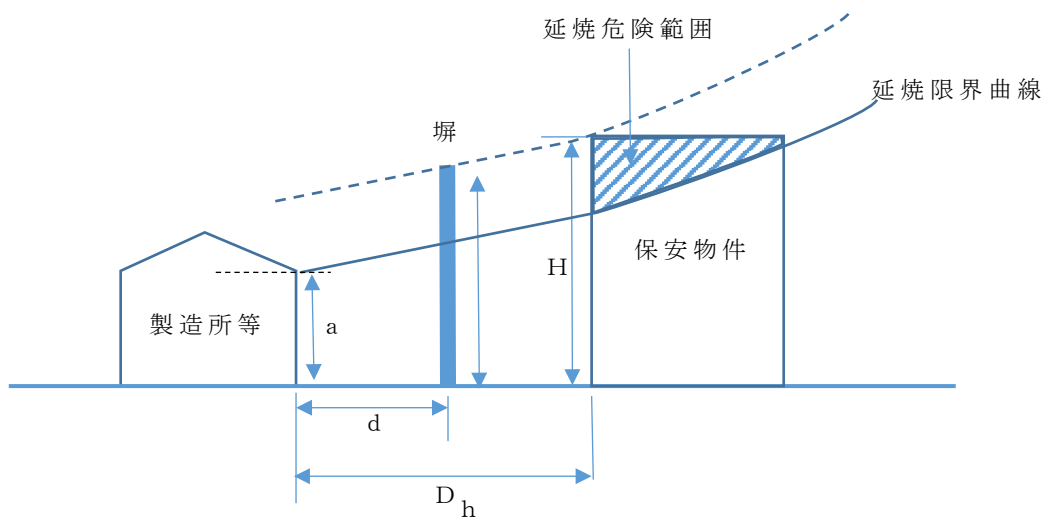
区分	高さ
住宅等に面する側の壁を耐火構造とし、かつ、当該壁に開口部を有しない、又は当該壁に存する開口部に特定防火設備が設けられている製造所、屋内貯蔵所又は一般取扱所	軒高
住宅等に面する側の壁を耐火構造とし、かつ、当該壁に存する開口部に特定防火設備が設けられていない製造所、屋内貯蔵所又は一般取扱所	地盤面から左欄の開口部の下端までの高さ
住宅等に面する側の壁を耐火構造としていない製造所、屋内貯蔵所又は一般取扱所	地盤面 (a = 0)
周囲に高さ2メートル以上の塀又は壁が設けられている一般取扱所 (容器詰め替えを行う一般取扱所)	左欄の塀又は壁の高さ
屋外にある危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクで縦置型のもの	タンクの高さ
屋外にある危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクで横置型のもの	地盤面から防油堤の上部までの高さ (タンク内部の蒸気を上部に放出する構造のものにあつては、地盤面からタンク頂部までの高さ)
屋外貯蔵所	地盤面 (a = 0)

d : 製造所等と塀との間隔

h : 塀の高さ

P : 次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる係数

区分	P の数値
住宅等のうち、木造のもの	0.04
住宅等のうち、防火構造又は耐火構造であり、かつ、製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けられていないもの	
住宅等のうち、防火構造であり、かつ、製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けられているもの	0.15
住宅等のうち、耐火構造であり、かつ、製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けられているもの	
住宅等のうち、耐火構造であり、かつ、製造所等に面する部分に開口部がないもの又は当該部分の開口部に特定防火設備が設けられているもの	∞



- a $H \leq P D^2 + a$ の関係にあるときは、住宅等が延焼限界外にあるため、塀の高さは2メートルとする。
- b $H > P D^2 + a$ の関係にあるときは、住宅等が延焼限界内にあるため、当該住宅等が延焼限界外となるように、塀の高さは2メートル以上となるようにすること。この場合において、塀の高さは、次の式により求めること。
- $$h = H - P (D^2 - d^2)$$
- c 前bに規定するところにより計算した塀の高さが2メートル未満となる場合にあつては、塀の高さは、2メートルとすること。
- d bに規定するところにより計算した塀の高さが4メートル以上となる場合にあつては、塀の高さは、4メートルとするとともに、

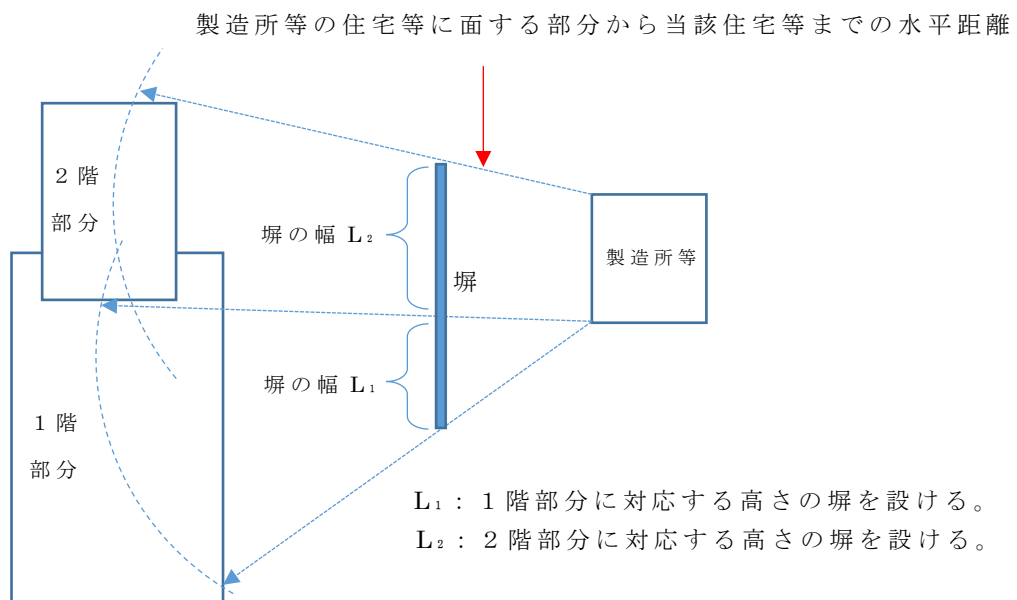
次の(a)から(c)までに定めるところによること。

(a) 第5種の消火設備を設置しなければならない製造所等に塀を設ける場合にあつては、第4種の消火設備を1個以上設けること。

(b) 第4種の消火設備を設置しなければならない製造所等に塀を設ける場合にあつては、第1種、第2種又は第3種の消火設備（以下このdにおいて「固定消火設備」という。）のうち、当該製造所等の火災の消火に適応するものとされるものを設けること。

(c) 固定消火設備を設置しなければならない製造所等に塀を設ける場合にあつては、第4種の消火設備を当該製造所等の各部分から一の第4種の消火設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けること。

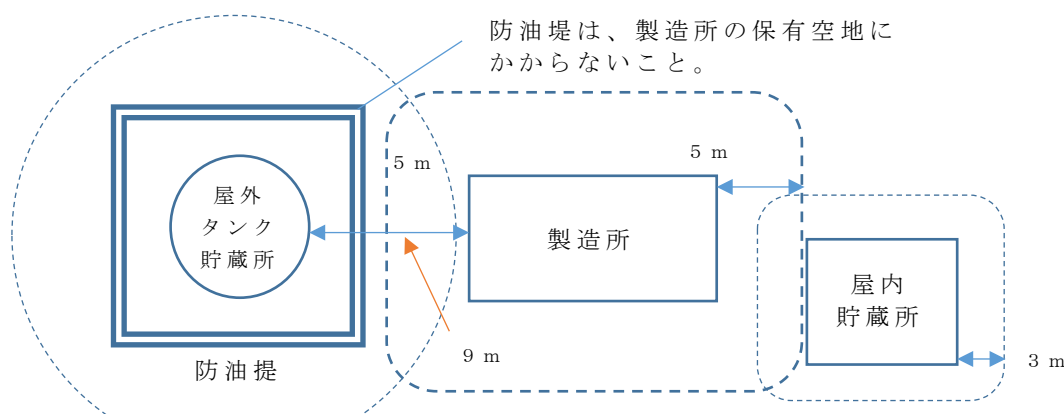
オ 塀の幅は、製造所等の住宅等に面する各部分を中心とし、危令第9条第1項第1号本文（危令第10条第1項第1号（同条第2項においてその例による場合を含む。））、危令第11条第1項第1号及び第1号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危令第16条第1項第1号（同条第2項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該部分から当該住宅等までの間に保つ必要がある保安距離を半径とした円弧を描いたときに、当該円弧内に入る当該住宅等の各部分が当該製造所等から水平で見通せないものとする。



2 保有空地については、次によること。

(1) 保有空地は、原則として設置者が所有権、地上権、賃借権、借地権

- 等を有する土地に保有するものとする。ただし、保有空地について所有権、地上権、賃借権、借地権等を取得できない場合は、契約を締結すること等により、当該保有空地に係る土地について法律上空地である状態の継続が担保されれば足りるものとする（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）。なお、分社化に伴い、保有空地の一部又は全部を自社が保有しなくなる場合であっても、関連する複数の事業所の管理が従来どおり一体となつて行われるときは、新たに保有空地に係る土地の所有権、地上権、賃借権、借地権等を得る必要はないものであること。
- (2) 保有空地の設定等については、次によること。（◆）
- ア 保有空地は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物の周囲に連続して設けるものとする。
- イ 危令第9条第1項第2号の危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）に係る解釈は、前項第1号（イただし書に係る部分を除く。）の規定の例によること。
- (3) 保有空地の状態は、消防活動の用に供される場所であることから、堅固で平坦なものであり、かつ、その範囲内には、原則として物件が存在しないものであること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、側溝等（深さ0.5メートル以下のものに限る。）及び基礎、足場等（高さ0.5メートル以下のものに限る。）のうち、消防活動上支障がないと認められるものにあつては、保有空地内に設けることができるものとする。
- (5) 同一の敷地内に2以上の製造所等を隣接して設置する場合は、その相互間の保有空地は、それぞれが保つべき空地のうち大きい空地の幅を保有することをもって足りるものとする。ただし、屋外タンク貯蔵所と屋外タンク貯蔵所以外の製造所等が隣接する場合にあつては、当該屋外タンク貯蔵所の防油堤が当該屋外タンク貯蔵所以外の製造所等の保有空地にかからないようにすること。（◆）



- (6) 保有空地は製造所等の一部であるが、危険物の貯蔵又は取扱いはできない場所であるので、留意すること。

(7) 危令第9条第1項第2号(危令第19条第1項において準用する場合を含む。)及び危令第11条第1項第2号(危令第11条第2項においてその例による場合を含む。)のその他これに準ずる工作物とは、製造所、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所に係る次に掲げるものとする。

(◆)

- ア ベルトコンベア等
- イ 消火用配管
- ウ 散水用配管
- エ 冷却用配管、加熱用配管その他ユーティリティ配管
- オ 電気設備用配管

(8) 保有空地の中に設ける危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物は、消防活動に支障を来さないものであること。(◆)

(9) 製造所及び一般取扱所において、次のア及びイのいずれにも適合している場合には、危令第23条の規定を適用し、当該製造所及び一般取扱所の保有空地内に他の施設の配管を通過させることができるものとする。(平成13年3月29日付け消防危第40号通知)

ア 次に適合しており、消防活動等に支障がないと認められること。

(ア) 他の施設の配管が配管架台に整理して設置されていること。

(イ) 他の施設の配管が設置されている配管架台は、次のa及びbに適合するものであること。

a 配管架台の支柱、ブレース(筋交い)等が消防活動の支障とならないよう考慮して配管架台を設置することその他配管架台を消防活動等に支障を来さない位置に設ける措置が講じられていること。

b 危則第13条の5第2号(ただし書を除く。以下このbにおいて同じ。)に定める措置又は保有空地内に存する配管架台全体を包含するように配管架台に散水設備を設けることその他同号に定める措置と同等以上と認められる措置が講じられていること。

(ウ) 他の施設の配管の流体は、次のaからcまでに掲げるものと接触した場合において、危険な反応を起こさないものであること。

a 当該製造所及び一般取扱所において貯蔵し、又は取り扱う物質

b 当該製造所及び一般取扱所に設置する消火設備の消火剤

c 保有空地内に存する当該製造所及び一般取扱所の配管の流体

(エ) 他の施設の配管の流体が液体の危険物(液状にして移送する固体の危険物を含む。)である場合にあっては、配管架台の外側に、消防活動に使用するための空地を確保する措置その他有効に消防活動を行うことができる措置が講じられていること。

イ 他の施設の配管の破損に伴い、当該配管に関連する施設が安全に停止するための措置その他他の施設の配管が当該製造所及び一般取扱所

で発生した災害により破損した場合において、当該他の施設に火災又は爆発等の悪影響を与えない措置が講じられていること。

- (10) 製造所等が海、川、広大な空地等に面する場合その他製造所等の外部の立地条件が防火上安全である場合にあつては、危令第23条の規定を適用し、製造所等の保有空地の幅を減少することができるものとする。

(昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号通知)

- (11) 危令第9条第1項第2号ただし書（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の防火上有効な隔壁は、次により設けること。

ア 隔壁は、耐火構造とすること。

イ 隔壁には、窓を設けないこと。

ウ 隔壁に開口部を設ける場合は、次によること。

(ア) 開口部は、作業工程上必要な最小限の大きさのものであること。

(イ) 開口部には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。ただし、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けることができない場合は、温度ヒューズにより閉鎖し、又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けることができるものとする。

- (12) 屋外タンク貯蔵所の保有空地内に新たに一般取扱所を設置しようとする場合は、当該屋外タンク貯蔵所と当該一般取扱所との間に延焼防止のための措置を講ずることとしても、危令第23条の規定を適用し、当該保有空地の幅の緩和をすることはできないものとする。（昭和40年10月22日付け自消丙予発第167号質疑、昭和44年7月17日付け消防予第194号質疑）

- (13) 保有空地内をバレーボールコート、テニスコート等に利用することは、当該バレーボールコート、テニスコート等のネットを適宜取り外すこととしても、認められないものとする。（昭和51年7月12日付け消防危第23-11号質疑）

- (14) 屋外タンク貯蔵所の保有空地内に、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条第1項第8号の防液提その他の同項第7号に規定する措置を講ずるために設けられるものを設置することは認められないものとする。（昭和52年9月9日付け消防危第136号質疑）

- (15) 保有空地内で行われる植栽は、次に掲げる基準に適合する場合に限り、保有空地の効用を妨げないものと解するものとする。なお、本審査基準の施行前に行われている植栽については、機会を捉えて次に掲げる基準に適合させるように指導するものとする。（平成8年2月13日付け消防危第27号通知）

ア 保有空地内に植栽される植物は、一年を通じて葉に多くの水分を含み、延焼を防止する効果を有すると認められる常緑の植物（常緑以外

の草本類であって、適切な植え替えその他延焼媒体とならないための維持管理が常に行われることが期待できるものを含む。)であって、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動に支障を来さない矮性の草本類又は高さがおおむね50センチメートル以下の樹木であること。ただし、防油堤内で植栽が行われる場合にあっては、消防活動に支障を来さない矮性の草本類に限るものとする。

イ 植栽の範囲は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 危険物の貯蔵、取扱いその他の製造所等で行われる作業の障害とならないものであること。

(イ) 消防隊の進入、消火活動等の妨げとならないものであること。

(ウ) 消防水利からの取水等の障害とならないものであること。

(エ) 防災用の標識等の視認に支障を来さないものであること。

(オ) 製造所等の維持管理に支障を来さないものであること。

(カ) (ア)から(オ)までの規定によるほか、事業所の形態等を考慮し、火災予防、延焼防止及び消防活動に支障を来さないものであること。

ウ 植栽の維持管理の状況が次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 植栽した植物が枯れて延焼媒体とならないように、かつ、植栽した植物の成長により前イの規定を満足しないこととならないように適正な維持管理が行われるものであること。

(イ) 延焼媒体となる落ち葉等の除去が常に行われるとともに、植え替えを必要とする草本類等にあっては、適切に植え替えが実施されるものであること。

- 3 標識（危令第9条第1項第3号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第3号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危令第11条第1項第3号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危令第12条第1項第3号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危令第13条第1項第5号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危令第14条第3号、危令第16条第1項第5号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危令第17条第1項第6号（同条第2項においてその例による場合を含む。）若しくは危令第18条第1項第2号（同条第2項においてその例による場合を含む。）（以下この項において「危令第9条第1項第3号等」という。）、危令第15条第1項第17号又は危則第28条の44第1項の標識並びに同条第2項の位置標識及び注意標識をいう。以下この項において同じ。）及び掲示板（危令第9条第1項第3号等、危則第28条の44第1項、危令第11条第1項第10号ホ（危令第9条第1項第20号イ（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第11条第2項、危令第12条第1項第9号（危令第9条第1項第20号ロ（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）及び危令

第12条第2項においてその例による場合を含む。)及び危令第13条第1項第9号(危令第9条第1項第20号ハ(危令第19条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、危令第13条第2項(危令第9条第1項第20号ハ及び危令第13条第3項(危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合を含む。))においてその例による場合を含む。))又は危令第11条第1項第10号の2ヲ(同条第2項、危令第12条第1項第9号の2(同条第2項においてその例による場合を含む。))及び危令第13条第1項第9号の2(同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の掲示板をいう。以下この項において同じ。)については、次のとおり指導するものとする。

- (1) 製造所等に出入りする者が容易に視認できる位置に設けるものとし、製造所等の規模等により必要に応じて数箇所に設けること。(◆)
- (2) 材質は、耐候性及び耐久性を有するものとし、保有空地内に設けるときにあっては、原則として難燃材料(建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。)以上のものであること。(◆)
- (3) 標識及び掲示板の文字は、雨水等により容易に汚損又は消滅しないものであること。
- (4) 堅固な塀、壁、防火設備その他これらに類するものの一部(以下この号において「塀等の一部」という。)を標識及び掲示のための板として用いる場合は、当該塀等の一部に標識及び掲示板の内容を直接記載し、又は必要な事項を記載したステッカー等を貼り付けることができるものとする。
- (5) 危則第18条第1項第4号及び第5号の規定による貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて設ける注意事項を表示した掲示板の概要は、次表のとおり。

類別	貯蔵し、又は取り扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第1類	アルカリ金属の過酸化物 又はこれを含有するもの	禁水	地－青、文字－白
	アルカリ金属の過酸化物 又はこれを含有するもの以外のもの	なし	
第2類	引火性固体	火気厳禁	地－赤、文字－白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地－赤、文字－白
第3類	自然発火性物品 (アルキルアルミニウム、	火気厳禁	地－赤、文字－白

	アルキルリチウム、黄りん等)		
	禁水性物品 (カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム等)	禁水	地－青、文字－白
第4類	全て	火気厳禁	地－赤、文字－白
第5類	全て	火気厳禁	地－赤、文字－白

(6) 製造所等に設ける標識及び掲示板の例は、次のとおりである。

ア 給油取扱所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等にあっては、次に掲げる標識及び掲示板

- (ア) 危則第17条第1項の規定による標識
- (イ) 危則第18条第1項第2号の規定による掲示板
- (ウ) 前号の掲示板

イ 給油取扱所にあつては、次に掲げる標識及び掲示板

- (ア) 危則第17条第1項の規定による標識
- (イ) 危則第18条第1項第2号の規定による掲示板
- (ウ) 前号の掲示板
- (エ) 危則第18条第1項第6号の規定による掲示板

ウ 移動タンク貯蔵所にあつては、危則第17条第2項の規定による標識。なお、危令第15条第1項第17号の規定により、移動貯蔵タンクには、当該タンクが貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備を設けなければならないことに留意すること。

エ 注入口及びポンプ設備にあつては、危則第18条第2項の規定による掲示板

オ 移送取扱所にあつては、次に掲げる標識及び掲示板

- (ア) 危告示第55条第1号の規定による標識
- (イ) 危告示第55条第2号ロの規定による掲示板
- (ウ) 危告示第55条第2号ニの規定による掲示板
- (エ) 危告示第56条第1号及び第3号の規定による位置標識及び注意標識

4 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の構造は、次によること。

(1) 不燃材料については、次によること。

ア 建基法第2条第9号に掲げる不燃材料のうちガラス以外のものとは、不燃材料を定める件(平成12年建設省告示第1400号)各号に定める建築材料のうち第11号に定めるもの以外のものをいうことに留意すること。

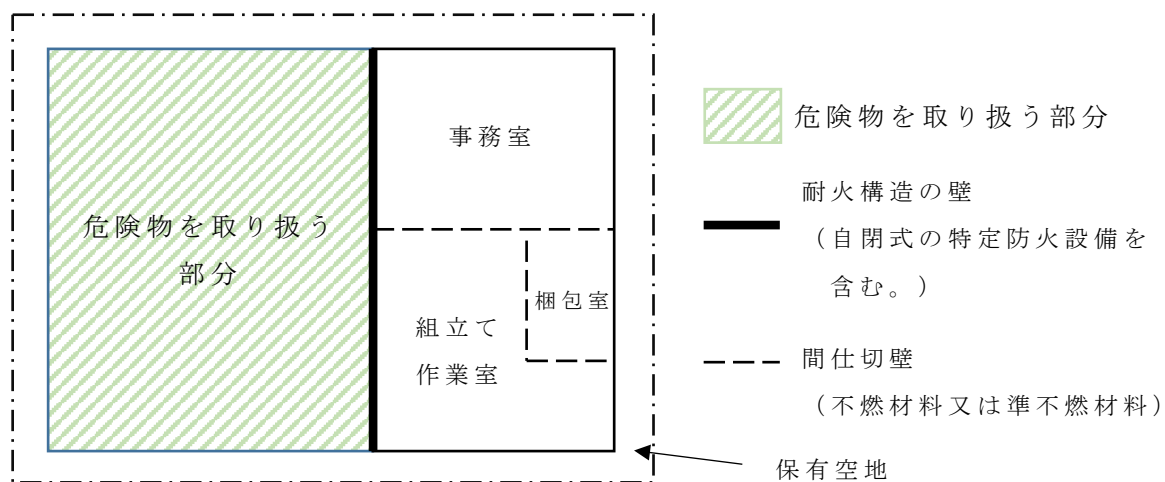
イ 不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したのみでは、不燃材料となら

ないと解するものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

ウ 材料が商品名で記入され、不燃材料か否かが判断し難いものは、当該材料に係る国土交通省の認定番号を確認し、不燃材料か否かの判断をすること。この場合において、国土交通省の認定番号が確認できず、なお判断が困難であるときは、高松市都市整備局建築指導課と協議の上、当該材料が不燃材料か否かを判断するものとする。（◆）

(2) 耐火構造については、建基法第2条第7号及び建基令第107条の規定並びに耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）によること。

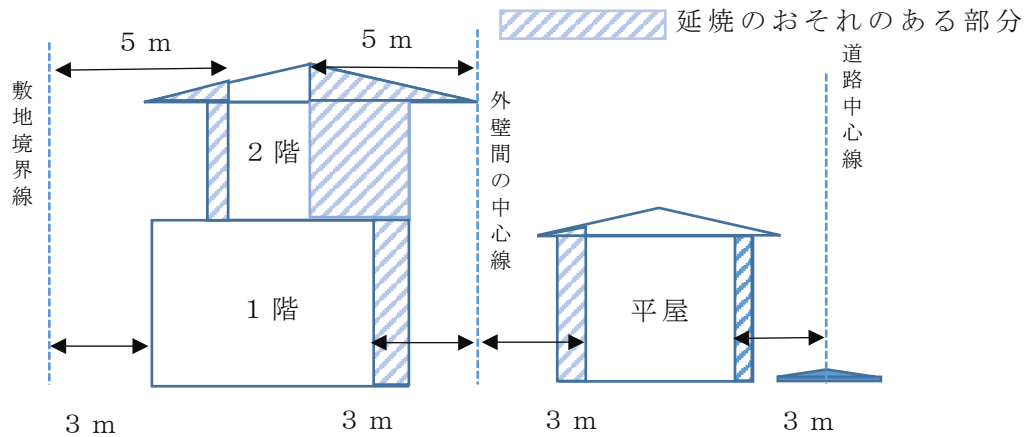
(3) 危険物を取り扱う建築物（製造所又は一般取扱所の用に供するものに限る。）の壁のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁については、危令第23条の規定を適用し、準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）を用いることができるものとする。（平成9年3月26日付け消防危第31号通知）



(4) 建築物の延焼のおそれのある範囲は、次によること。

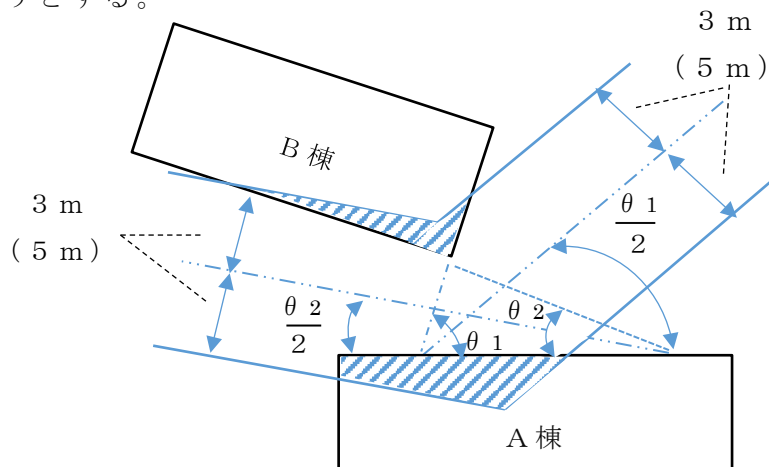
ア 延焼のおそれのある外壁（危令第9条第1項第5号若しくは第7号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第6号若しくは第8号（同条第2項においてその例による場合を含む。）若しくは同条第2項第3号、危令第12条第1項第12号若しくは第14号又は危則第13条の6第3項第4号若しくは第5号、危則第16条の2の4第2項第4号若しくは第5号、危則第16条の2の5第2項第2号、危則第16条の2の8第2項第2号、危則第22条の2の3第3項第4号ハ、危則第28条の55第2項第4号、

危則第28条の60第2項第2号若しくは第3号の延焼のおそれのある外壁をいう。以下同じ。)とは、建基法第2条第6号(同一敷地内の2以上の建築物の延べ面積の合計に係る部分を除く。)に規定する延焼のおそれのある部分に存する建築物の外壁をいうものとする。
(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)

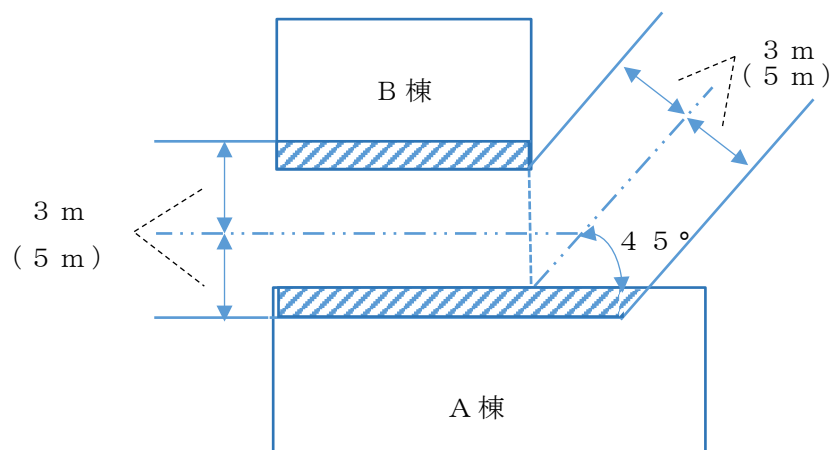


イ 建築物相互間の延焼のおそれのある部分の取扱いは、次の例によるものとする。

(ア) 建築物相互の外壁面が平行でない場合にあっては、次の図のとおりとする。



(イ) 建築物相互の外壁面の長さが異なる場合にあっては、次の図のとおりとする。



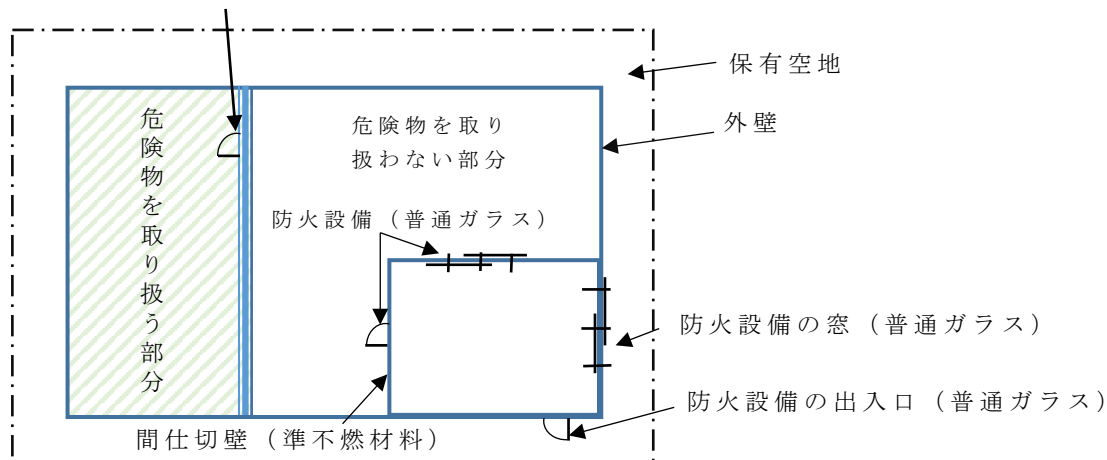
- ウ 延焼のおそれのある外壁に第6項の換気設備若しくは第7項の可燃性蒸気等排出設備が設けられる場合又は配管を貫通させる場合は、次に掲げる措置が講じられているときに限り、当該換気設備、可燃性蒸気等排出設備又は配管に係る開口部を危令第9条第1項第5号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第6号及び同条第2項第3号並びに危令第12条第1項第12号並びに危則第16条の2の5第2項第2号、危則第16条の2の8第2項第2号及び危則第28条の60第2項第2号の出入口以外の開口部に含まないものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (ア) 延焼のおそれのある外壁に当該換気設備又は可燃性蒸気等排出設備が設けられる場合にあつては、当該換気設備又は可燃性蒸気等排出設備に防火ダンパーを設けることその他これと同等以上に防火上有効と認められる措置
- (イ) 延焼のおそれのある外壁に配管を貫通させる場合にあつては、壁を貫通する配管と当該外壁の隙間をモルタルその他の不燃材料で埋め戻す措置
- (5) 屋根及び天井の構造は、次によること。
- ア 屋根は、小屋組を含めて屋根を構成する全ての材料が不燃材料である場合に限り、不燃材料で造られていると解するものとする。
- イ 危令第10条第1項第7号本文（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危令第12条第1項第13号（危令第14条第1号イにおいてその例による場合を含む。）及び同条第2項第4号の規定により天井を設けることができない貯蔵倉庫又はタンク専用室には、火災予防上安全な構造を有し、かつ、可燃性の蒸気が滞留しないための措置を講じた場合に限り、危令第23条の規定を適用し、天井設けることができるものとする。
- (6) 窓及び出入口は、次によること。
- ア 危険物を取り扱う建築物のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造

の床若しくは壁若しくは随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備より区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁又は給油取扱所等における危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁に設置される出入口の戸については、危令第23条の規定を適用し、不燃材料で造られていれば足りるものとする。（◆）

イ 製造所等が海、川、広大な空地等に面する場合その他製造所等の外部の立地条件が防火上安全である場合にあっては、危令第23条の規定を適用し、窓及び出入口に関する規定を適用しないことができるものとする。（昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号通知）

ウ 危険物を取り扱う建築物（製造所又は一般取扱所の用に供するものに限る。）の窓又は出入口のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設けるものにガラスを用いる場合の当該ガラスについては、危令第23条の規定を適用し、網入りガラス以外のガラスを用いることができるものとする。この場合において、当該ガラスを用いた窓又は出入口には、防火設備を設けなければならない。（平成9年3月26日付け消防危第31号通知）

区画（耐火構造、自閉式の特定防火設備）



(7) 危令第9条第1項第9号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第11号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）、危令第11条第1項第10号の2チ（同条第2項、危令第12条第1項第9号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第9号の2（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、危令第12条第1項第16号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、危令第17条第1項第20号イ（同

条第2項においてその例による場合を含む。)及び危令第18条第1項第9号ハ(同条第2項においてその例による場合を含む。)の規定による建築物の床の構造は、これらの規定によるほか、次によること。

ア 危険物が浸透しない構造とは、コンクリート、金属板その他これらと同等以上に危険物が浸透しない構造をいうものとする。

イ 作業環境の改善等のため床に敷物等を敷く場合は、帯電防止措置を講じた不燃性のものを使用すること。ただし、事務所等危険物を取り扱わない区画された室内においては、難燃性を有する敷物等を使用することができるものとする。(◆)

ウ 適当な傾斜とは、貯留設備に漏れた危険物が流入する100分の1以上の勾配をいうものとし、及び貯留設備とは、ためます(その縦、横及び深さがそれぞれ0.3メートル以上のもの又はこれと同等以上の容量の危険物を貯留することができるもの(縦、横及び深さが0.2メートル未満のものを除く。))に限る。)等をいうものとする。この場合において、ためますは、火災予防上又は避難上支障を来すことがない屋内の安全な場所に設け、かつ、床の周囲には、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所から危険物が流出しないよう高さが10センチメートル以上の不燃材料で造られた囲い(建築物の壁体等によるものを含む。)又は排水溝(その幅及び深さが、それぞれ10センチメートル以上のものに限る。)を設けること。なお、次の(ア)及び(イ)に掲げる場合は、当該(ア)及び(イ)に定めるところにより、漏れた危険物を貯留設備に導くこと。(◆)

(ア) 室全体の床面に適当な傾斜を設けることが困難な場合 危険物が漏れるおそれのある部分の周囲に排水溝を設け、貯留設備に向けて漏れた危険物が流れるように当該排水溝に傾斜をつけること、室の床面に目地を入れ、当該目地の一部を貯留設備につなぐこと等により漏れた危険物が当該貯留設備に流入するようにすること。

(イ) 貯留設備を設けることを要する2階以上の階に存する床面に適当な傾斜を設けることが困難な場合1階に貯留設備を設けるとともに、当該床面及び貯留設備との間に不燃材料で造られた導水管を設け、漏れた危険物が当該貯留設備に流入するようにすること。この場合において、当該床面に囲いを設けるときは、このウ柱書中段の規定にかかわらず、当該囲いの高さを5センチメートル以上とすることができる。

エ 第1章第2節第1第3項第1号の蓄電池を地上高さ3メートルからコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、当該蓄電池内部から漏液及び可燃性蒸気の漏れが確認されない場合は、当該蓄電池(第1章第2節第1第3項第2号の蓄電池設備、電気製品等を含む。)を貯蔵し、又は取り扱う場所の床について、危令第23条の規定を適用し、

当該床を危険物が浸透しない構造以外の構造とすることができ、並びに当該床に適当な傾斜を付けないことができ、及び貯留設備を設けないことができるものとする。（平成23年12月27日付け消防危第303号通知）

- 5 危令第9条第1項第10号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第12号（同条第2項及び第3項、危令第12条第1項第18号（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危令第14条第1号ニにおいてその例による場合を含む。）、危令第11条第1項第10号の2リ（同条第2項、危令第12条第1項第9号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第9号の2（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び危令第17条第1項第20号ロ（同条第2項においてその例による場合を含む。）に規定する採光の設備（以下この項において「採光設備」という。）及び照明の設備（以下この項において「照明設備」という。）に係る取扱いは、次によること。

(1) 照明設備により、危険物の取扱いに支障を来さない明るさが確保されている場合にあつては、危令第23条の規定を適用し、採光設備を設けないことができるものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(2) 屋根上に採光設備を設ける場合は、次によること。

ア 延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。

イ ガラスを使用する場合は、網入りガラス等とすること。

ウ 必要最小限の大きさとする事。

- 6 換気設備（危令第9条第1項第10号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第12号（同条第2項及び第3項、危令第12条第1項第18号（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危令第14条第1号ニにおいてその例による場合を含む。）、危令第11条第1項第10号の2リ（同条第2項、危令第12条第1項第9号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第9号の2（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び危令第17条第1項第20号ロ（同条第2項においてその例による場合を含む。）に規定する換気の設備をいう。以下同じ。）には、自然換気設備（給気口及び換気口により構成される換気設備をいう。）、強制換気設備（給気口及び回転式ベンチレーター、固定式ベンチレーター等により構成される換気設備をいう。）及び自動強制換気設備（給気口及び自動強制排風機等により構成される換気設備をいう。）があるものとし、その取扱いは、次によること。

- (1) 製造所等の通常予見される使用形態において、損傷を受けるおそれのない場所に設けること。
- (2) 危令第3章第1節から第3節までの規定により、耐火構造としなければならない壁、床、屋根又は天井に換気設備を設ける場合は、当該換気設備に防火上有効に防火ダンパー等を設けるよう指導するものとする。
(◆)
- (3) 換気設備用のダクトは、鉄板等の不燃材料で造られており、かつ、機能上支障がない強度を有するものであること。
- (4) 給気口及び換気口（回転式ベンチレーター、固定式ベンチレーター、自動強制排風機等を含む。以下この号において同じ。）を設置する場合は、次によること。(◆)
- ア 延焼のおそれのある外壁以外の部分に設けること。
- イ 給気口及び換気口が設けられる部分の水平投影面上において、当該給気口及び換気口が近接しないように設置すること。
- ウ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において危険物が漏えいした場合に、当該危険物が流出するおそれのない位置に設けること。
- エ 給気口及び換気口の大きさ（回転式ベンチレーター、固定式ベンチレーター、自動強制排風機等を設置する場合にあっては、その性能）及び数量は、それぞれ危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における換気を有効に行えるものであること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分に壁が存しない場合及び当該部分の通風が良好であると認められる場合にあっては、危令第23条の規定を適用し、換気設備を設置しないことができる。
- (6) 可燃性蒸気等排出設備を設置することにより危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分の換気を有効に行うことができる場合は、危令第23条の規定を適用し、換気設備を設置しないことができる。
- 7 可燃性蒸気等排出設備（危令第9条第1項第11号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第12号（同条第2項及び第3項、危令第12条第1項第18号（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危令第14条第1号ニにおいてその例による場合を含む。）、危令第11条第1項第10号の2又（同条第2項、危令第12条第1項第9号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第9号の2（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。））においてその例による場合を含む。）、危令第17条第1項第20号ハ（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第18条第1項第9号へに規定する設備をいう。以下同じ。）には、強制排出設備（回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの）及び自動強制排出設備（自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されるもの）があるものとし、その取扱いに

については、前項（第5号及び第6号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。

(1) 危令第9条第1項第11号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物、危令第11条第1項第10号の2又（同条第2項においてその例による場合を含む。）の可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室及び危令第17条第1項第20号ハの可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等とは、建築物のうち次のいずれかを含むもの及びポンプ室のうち次のア又はイ（危険物を加熱する室に係る部分を除く。）に該当するものをいうものとする。

ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う室

イ 危険物を引火点以上の温度に加熱する室又は貯蔵し、若しくは取り扱う危険物の引火点以上の室温となる室

ウ 相当量の粉状の硫黄、マグネシウム粉その他粉状の可燃性固体類が飛散するおそれのある室

(2) 危令第9条第1項第11号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）及び危令第11条第1項第10号の2又（同条第2項、危令第12条第1項第9号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び危令第13条第1項第9号の2（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の屋外の高所、危令第10条第1項第12号（同条第2項及び第3項、危令第12条第1項第18号（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危令第14条第1号ニにおいてその例による場合を含む。）及び危令第18条第1項第9号への屋根上並びに危令第17条第1項第20号ハ（同条第2項においてその例による場合を含む。）の屋外とは、地盤面から軒（軒がない場合にあつては、これに相当する部分）までの高さ以上の高さの部分を用いるものとする。

(3) 可燃性蒸気等排出設備のうち、自動強制排出設備については、次によること。

ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、自動強制排出設備を設置すること。

イ 危険物を大気にさらす状態で貯蔵し、又は取り扱う設備が存する場合は、当該設備から放出される可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が有効に排出できるように、当該設備ごとに自動強制排出設備を設けること。この場合において、可燃性の微粉を排出する設備にあつては、フィルターを設けることその他可燃性の微粉を有効に回収することのできる措置が講じられていること。

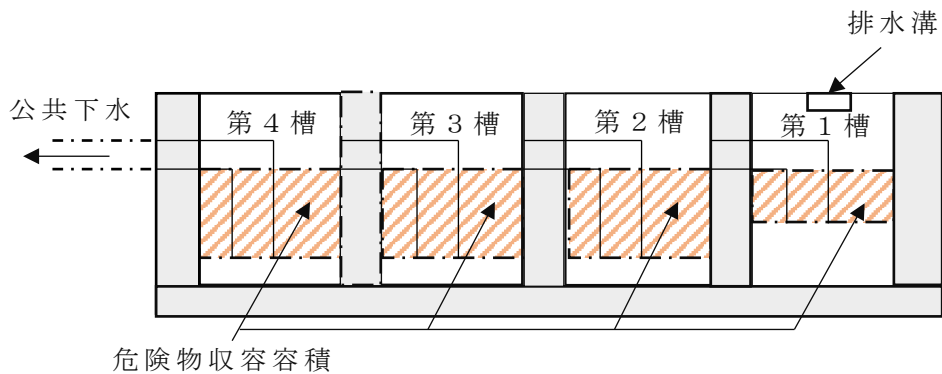
ウ 可燃性蒸気等の排出口の先端は、敷地境界線から1.5メートル以上離すこと。（◆）

- (4) 可燃性蒸気等の排出口の先端は、建築物の窓、出入口等の開口部から1メートル以上離すこと。(◆)
- (5) 排出ダクトの下端は、貯留設備の上部で、かつ、床面から15センチメートル以上離れた位置(可燃性の蒸気を有効に排出することができる位置に限る。)に設けること。
- (6) 第1章第2節第1第3項第1号の蓄電池を地上高さ3メートルからコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、当該蓄電池内部から漏液及び可燃性蒸気の漏れが確認されない場合は、危令第23条の規定を適用し、当該蓄電池(第1章第2節第1第3項第2号の蓄電池設備、電気製品等を含む。)を貯蔵し、又は取り扱う場所に可燃性蒸気等排出設備を設けないことができるものとする。(平成23年12月27日付け消防危第303号通知)
- 8 危令第9条第1項第12号(危令第19条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、危令第11条第1項第10号の2ル(同条第2項、危令第12条第1項第9号の2(同条第2項においてその例による場合を含む。))及び危令第13条第1項第9号の2(同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及びポンプ室以外の場所に設けたポンプ設備の直下の地盤面に係る囲い、危険物が浸透しない材料、適当な傾斜及び貯留設備については、第4項第7号(ウ中段及び後段((イ)に係る部分に限る。))を除く。)の規定の例によるほか、次によること。
- (1) 囲いは、不燃材料で造られ、かつ、危険物の流出を防止するための強度を有するものであること。
- (2) 危令第9条第1項第12号の屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、屋上に設けた設備を含むものとする。
- (3) 危令第9条第1項第12号の規定にかかわらず、屋外において危険物を取り扱う設備の周囲に20号タンクの防油堤が設置され、かつ、当該防油堤の内部の地盤面が次に適合する場合は、危令第23条の規定を適用し、当該設備の直下の地盤面の周囲に囲いを設けないことができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- ア コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われていること。
- イ 適当な傾斜及び貯留設備が設けられていること。
- (4) 危令第9条第1項第12号及び危令第11条第1項第10号の2ルの規定にかかわらず、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及びポンプ室以外の場所に設けたポンプ設備の直下の地盤面に囲いを設けることが作業上支障を来すと認められる場合にあっては、ためます及び排水溝を設けることにより液状の危険物の流出防止に効果があると認められるときに限り、当該囲いを設けないことができるものとする。(昭和

36年5月10日付け自消甲予発第25号通知)

(5) 危令第9条第1項第12号後段及び危令第11条第1項第10号の2ル後段の油分離装置は、次によること。

ア 油分離装置に流入することが予想される危険物又は排水の流量に応じてその容量を決定するものとし、3以上の槽を設けること。この場合において、製造所等の通常予見される使用形態において、油分離装置に土砂が流入するおそれがあるときは、当該油分離装置の上流側に砂止め槽を設けること。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)



油分離装置(例)

イ 耐油性を有し、かつ、自動車の荷重その他外部からの圧力に対する十分な強度を有する不燃材料(ガラス繊維強化ポリエステル樹脂及び硬質塩化ビニール板で、JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」の規格に準じた耐熱性試験において不燃性に該当するものを含む。)で造られているものであること。ただし、自動車の荷重その他外部からの圧力を直接受けるおそれのない箇所に設けられる油分離装置の材料については、前段に規定する強度を有しない材料とすることができる。(昭和47年5月4日付け消防予第97号質疑、昭和49年10月16日付け消防予第121号質疑)

ウ 比重が1を超える危険物が排水溝に流入するおそれのある場合は、当該危険物が槽の下部に滞留する構造とすること。

9 製造所等における電気設備については、危令第9条第1項第17号(危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第10条第1項第13号(同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。)、危令第11条第1項第13号(同条第2項においてその例による場合を含む。)、危令第12条第1項第19号(同条第2項においてその例による場合を含む。)、危令第13条第1項第12号(同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。)、危令第17条第1項第21号(同条第2項に

においてその例による場合を含む。)及び危令第18条第1項第8号(同条第2項においてその例による場合を含む。))の規定によるものにあつては「電気工作物に係る法令の規定によること。」と、危則第28条の43の規定によるものにあつては「電気工作物に係る法令の規定によらなければならない。」と定められており、これらの規定に係る解釈及び運用は、次のとおりとする。ただし、国際電気標準会議規格60079-10に基づき策定された「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」(以下「防爆ガイドライン」という。)により危険区域を設定し、及び電気機械器具を使用する場合にあつては、この限りでない。なお、防爆ガイドラインにより危険区域を設定し、及び電気機械器具を使用する場合においては、防爆ガイドラインの解説書を参考とすることができる。(平成13年3月30日付け消防危第43号通知、平成31年4月24日付け消防危第84号通知、令和2年1月23日付け消防危第21号通知、令和3年3月31日付け事務連絡)

- (1) 電気工作物とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいうものとし、電気工作物に係る法令の規定とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第68条から第73条まで、第75条及び第76条の規定をいうものとする。この場合において、電気事業法施行令(昭和40年政令第206号)第1条の規定により、同条各号に掲げるものは電気工作物には含まれないため、電圧30ボルト未満の電氣的設備であつて、電圧30ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないものは電気工作物ではないことに留意すること。
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令第69条に規定する電気設備が点火源となる爆発又は火災のおそれがないような施設及び同省令第72条に規定する可燃性のガス等に着火するおそれがないような措置とは、電気設備の技術基準の解釈(平成25年3月14日付け20130215商局第4号)第175条から第177条までの規定に適合することをいうものとする。なお、これらの規定の中には、電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号。以下「防爆構造規格」という。)を引用しているものがあることに留意すること。
- (3) 電気設備の技術基準の解釈第176条第1項に規定する場所とは、引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所及び引火点が40度以上の危険物を当該危険物の引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場所をいうものとする。
- (4) 製造所等における防爆構造規格第1条第15号の特別危険箇所(以下「特別危険箇所」という。)、同条第16号の第1類危険箇所(以下「第1類危険箇所」という。)及び同条第17号の第2類危険箇所(以下「第2類危険箇所」という。)の例は、次によること。

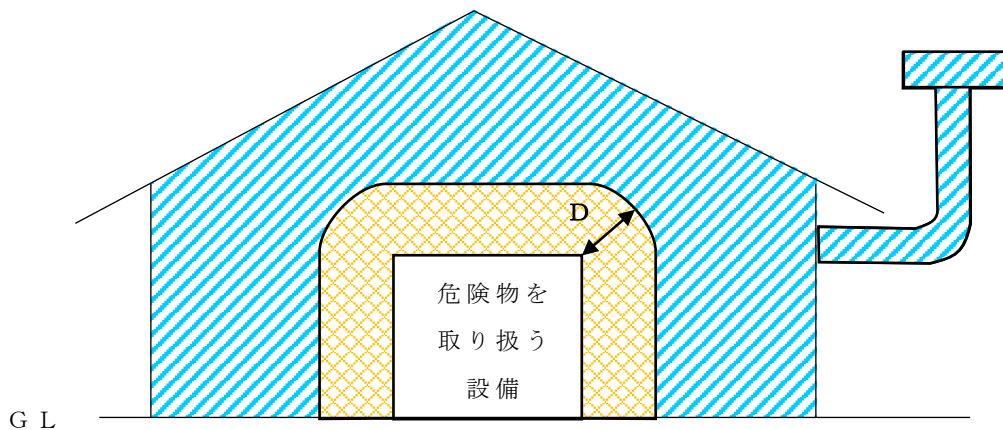
ア 特別危険箇所の例としては、次に掲げるものがある。

(ア) 可燃性蒸気等の発生する危険物を取り扱う容器又はタンクの内部

(イ) 可燃性蒸気等の発生する塗料等の塗布用オープンバット付近

イ 第1類危険箇所の例としては、次に掲げるものがある。

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が壁、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）によって区画された部分である場合は、当該区画された部分。以下この項において同じ。）の内部であって、危険物を露出した状態で取り扱う設備から蒸気が放出される開口面の直径（開口面が円形以外のものである場合は、当該開口面の長径）に相当する距離（0.9メートル未満の場合にあっては、0.9メートル）までの範囲及び当該範囲から床面までの範囲にある箇所



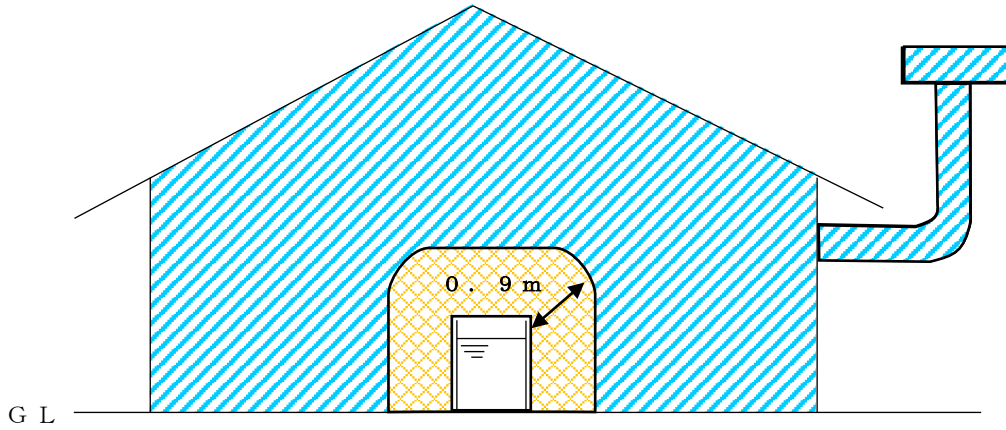
D : 開口面の直径の長さ

建築物内の設備で取り扱う場合




第1類危険箇所

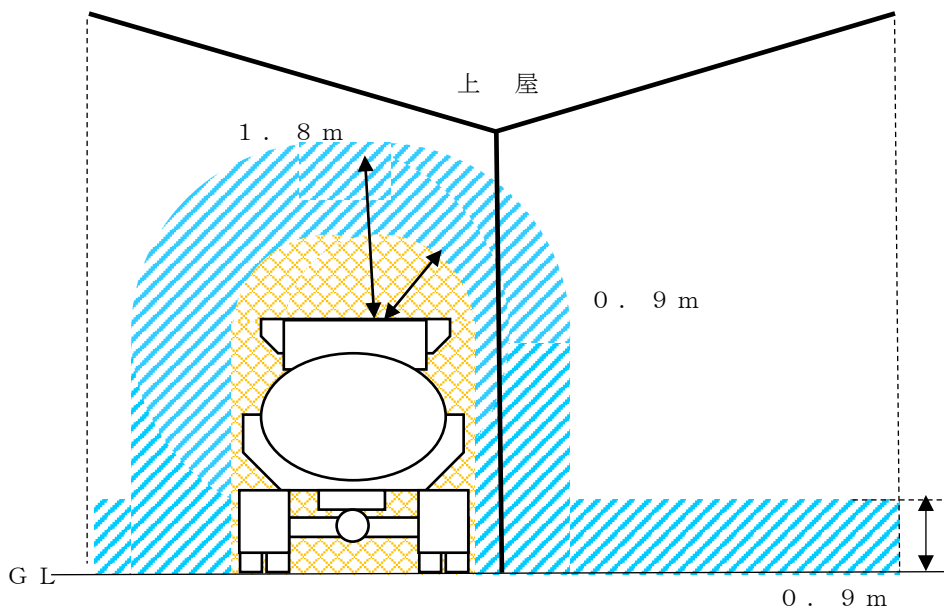
(イ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の内部であって、容器等に危険物を詰め替えるための注入口から0.9メートルまでの範囲及び当該範囲から床面までの範囲にある箇所




建築物で容器等に詰め替える場合

 第1類危険箇所

(ウ) 上屋を有する車両に固定されたタンクに危険物を注入し、又は危険物を容器に詰め替える一般取扱所のうち屋外と同等程度の換気が行われるものの内部であって、危険物の蒸気が放出される注入口等から0.9メートルまでの範囲及び当該範囲から床面までの範囲にある箇所



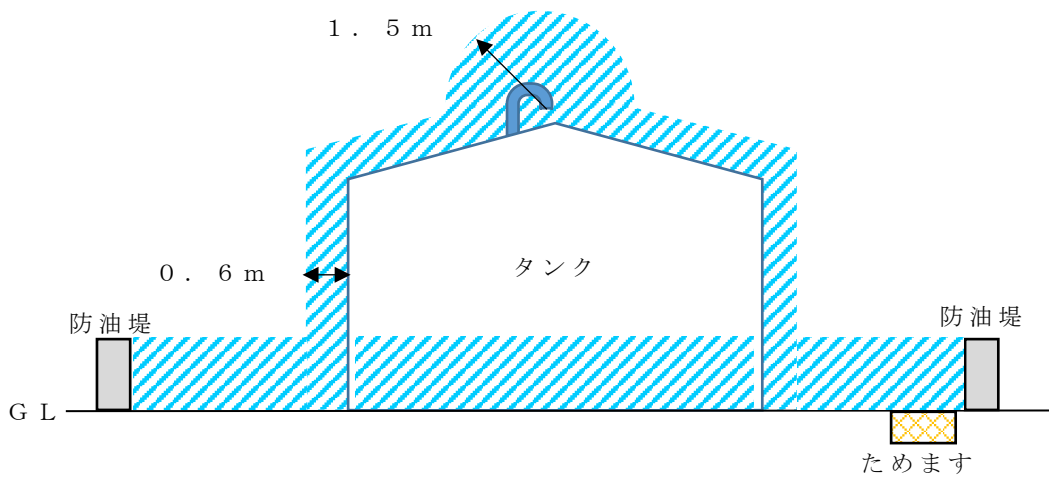
上屋を有する一般取扱所

 第1類危険箇所


(エ) 次に掲げる基準のいずれかに適合する屋外タンク貯蔵所の防油

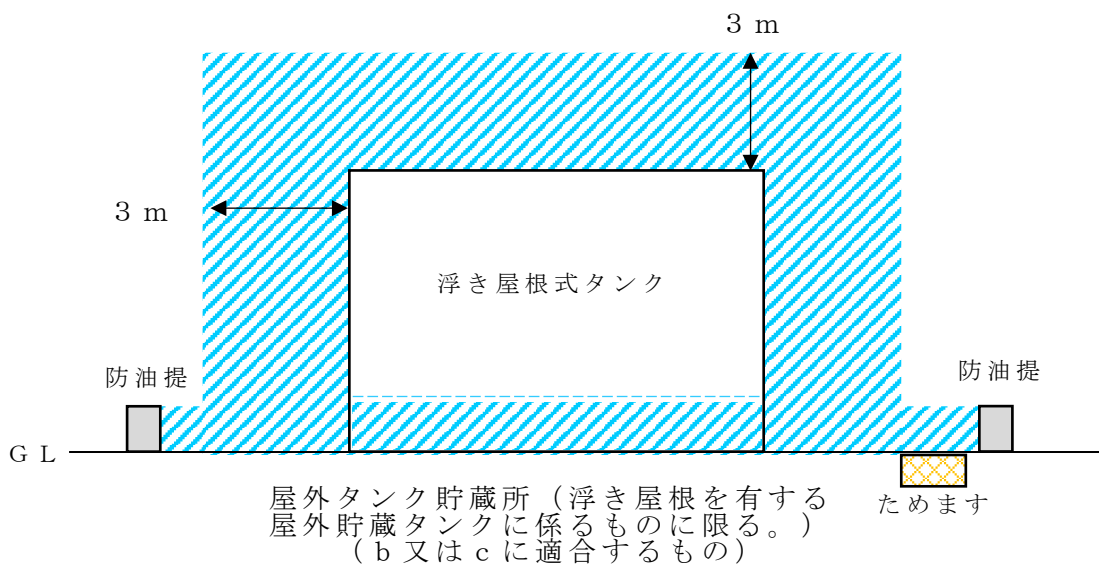
堤内のためますの内部

- a 屋外タンク貯蔵所が浮き屋根を有しない屋外貯蔵タンクを有するものであること。
- b 屋外タンク貯蔵所が浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものであり、かつ、当該屋外タンク貯蔵所でドローンその他の可搬式の電気設備、器具等を使用する場合において、危険物の受払いや水切り作業等の特別な作業が行われているものであること。
- c 屋外タンク貯蔵所が浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものであり、かつ、その周囲で実際にドローンその他の非防爆構造の電気設備、器具等を使用する場合の危険区域内における風速計等で計測した風速が2メートル毎秒未満であるものであること。




屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）

 第1類危険箇所

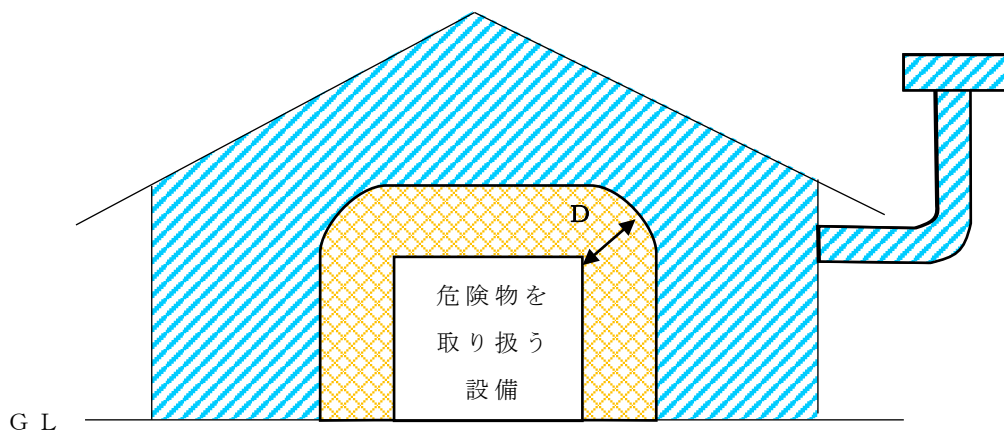


屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものに限る。）
（b又はcに適合するもの）


 第1類危険箇所

ウ 第2類危険箇所の例としては、次に掲げるものがある。

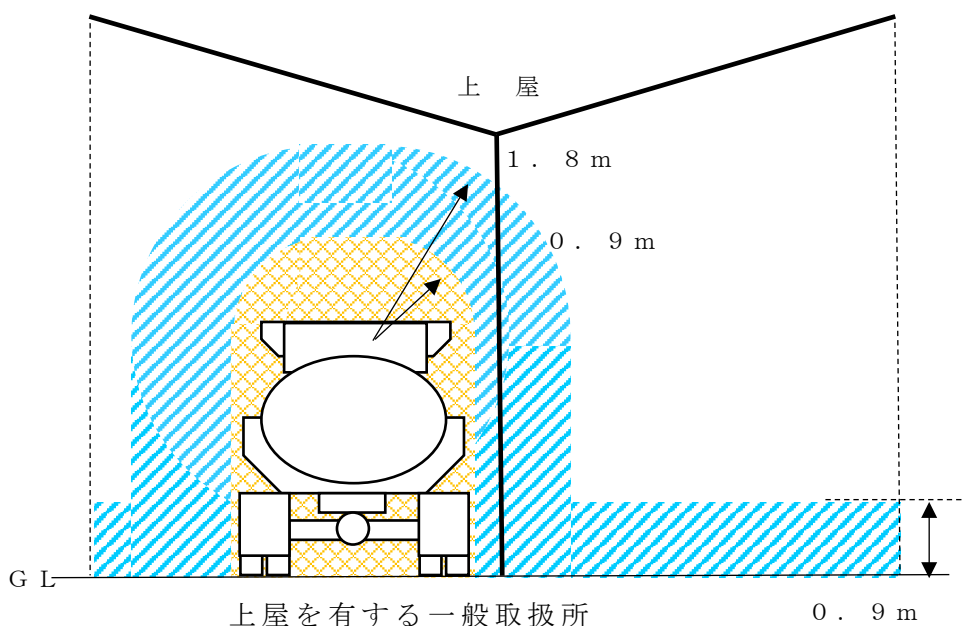
(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の内部であって、前イ(ア)及び(イ)に掲げる箇所以外の箇所。ただし、当該建築物の天井が高い位置にあり、かつ、床面積が大きい場合は、当該建築物の床面から0.9メートル以下の範囲にある箇所であって、前イ(ア)及び(イ)に掲げる箇所以外の箇所とする。




D : 開口面の直径の長さ
建築物内の設備で取り扱う場合

 第2類危険箇所

(イ) 上屋を有する車両に固定されたタンクに危険物を注入し、又は危険物を容器に詰め替える一般取扱所のうち、屋外と同等程度の換気が行われるものの内部であって、危険物の蒸気が放出される注入口等から1.8メートルまでの範囲及び当該範囲から床面までの範囲にある箇所並びに当該一般取扱所の床面から0.9メートル以下の範囲にある箇所（前イ(ウ)に掲げる箇所を除く。）

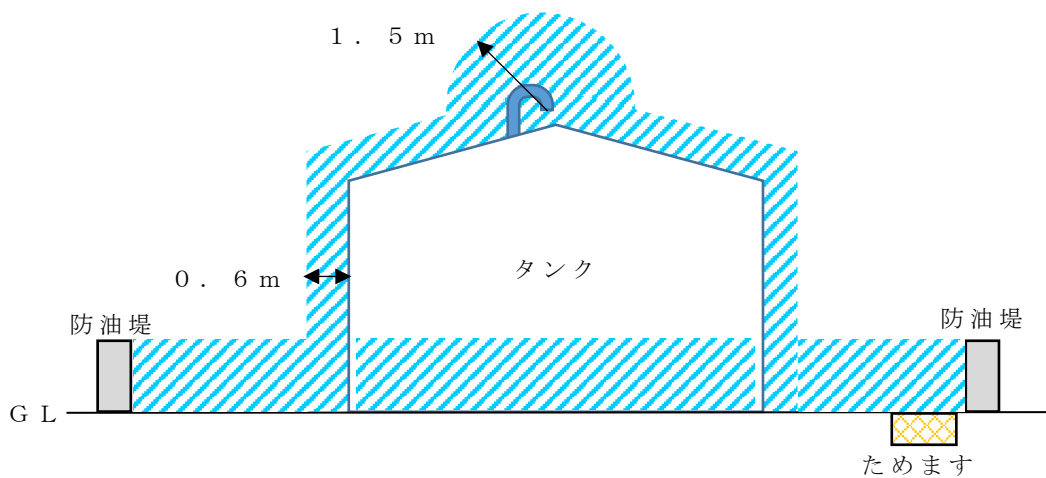


上屋を有する一般取扱所
 第2類危険箇所

(ウ) 屋外において危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、容器、継手（溶接継手を除く。）を有する配管、密閉された設備等を用いて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合のこれらに接する部分

(エ) 屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における次に掲げる箇所

a 屋外貯蔵タンク（浮き屋根を有するものを除く。）の周囲0.6メートル以内の範囲にある箇所及び当該屋外貯蔵タンクの通気管の先端の中心から周囲1.5メートル以内の範囲にある箇所並びに防油堤の内側で当該防油堤の高さより低い箇所



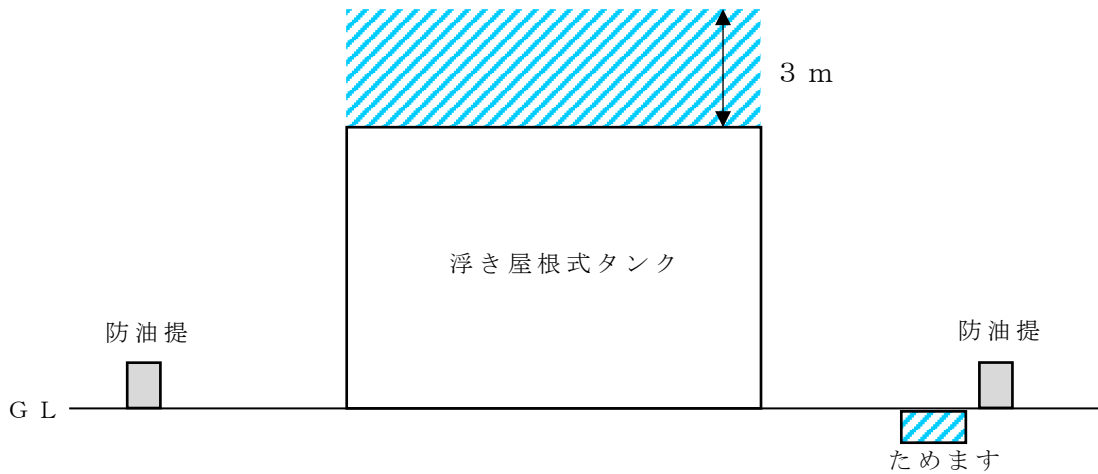
屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）




第2類危険箇所

b 浮き屋根式タンクにあつては、次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)及び(b)に定める箇所（当該浮き屋根式タンクの配管にフランジ、バルブその他放出源の疑いのある部分がある場合は、当該部分について防爆ガイドライン等により設定した箇所を含む。）（令和4年8月4日付け消防危第175通知）

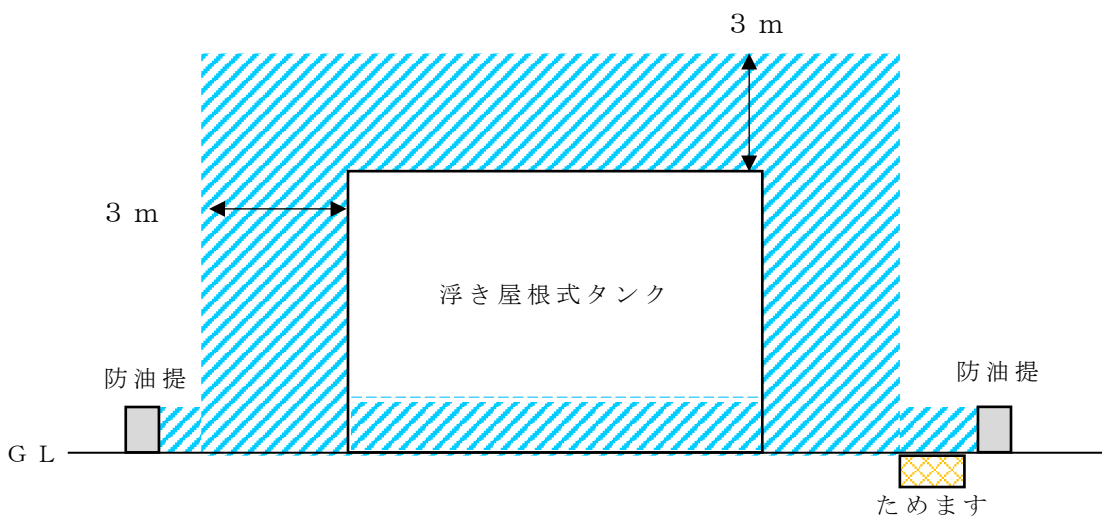
(a) ドローンその他の可搬式の電気設備、器具等を使用する場合において、危険物の受払いや水切り作業等の特別な作業が行われておらず、かつ、実際にドローンその他の非防爆構造の電気設備、器具等を使用する場合の危険区域内において、風速計等における風速が2メートル毎秒以上であるとき 屋外貯蔵タンクの上部3メートル以内の範囲にある箇所及び防油堤内のうち水切り作業時の排水が残留している可能性のあるためます内部




屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものに限る。）
 ((a)に掲げる場合)

 第2類危険箇所

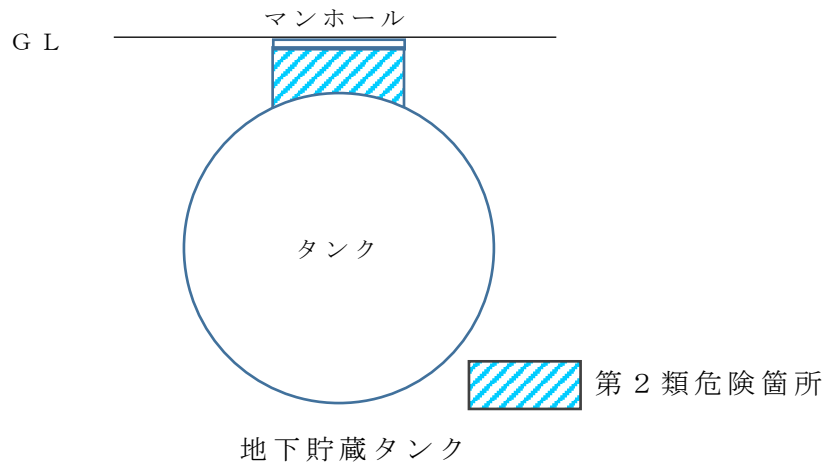
(b) ドローンその他の可搬式の電気設備、器具等を使用する場合において、危険物の受払いや水切り作業等の特別な作業が行われており、又は実際にドローンその他の非防爆構造の電気設備、器具等を使用する場合の危険区域内において、風速計等における風速が2メートル毎秒未満であるとき 屋外貯蔵タンクの周囲3メートル以内の範囲にある箇所及び防油堤の内側で当該防油堤の高さより低い箇所



屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに係るものに限る。）
 ((b)に掲げる場合)

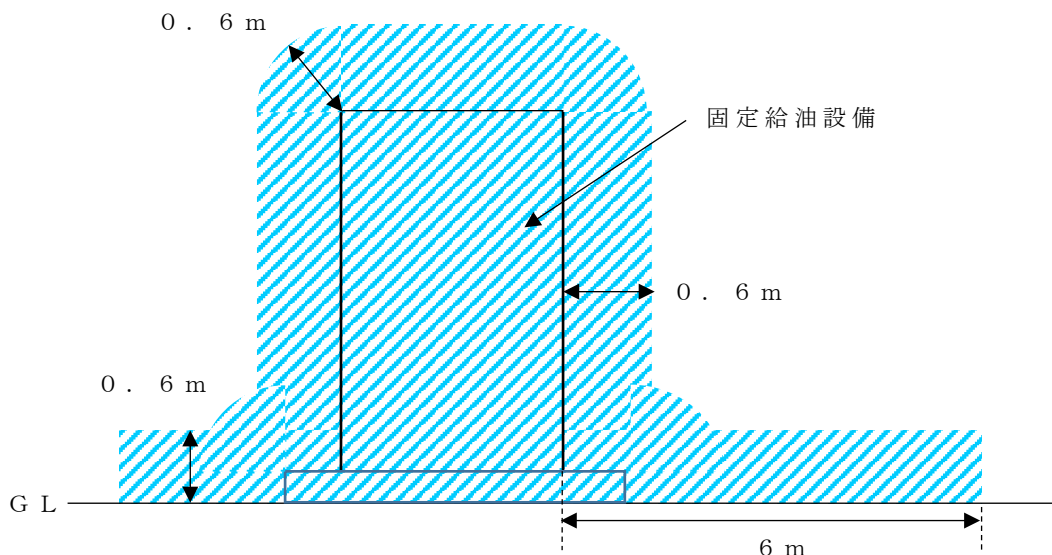
 第2類危険箇所

(オ) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下貯蔵タンクのマンホール内の箇所



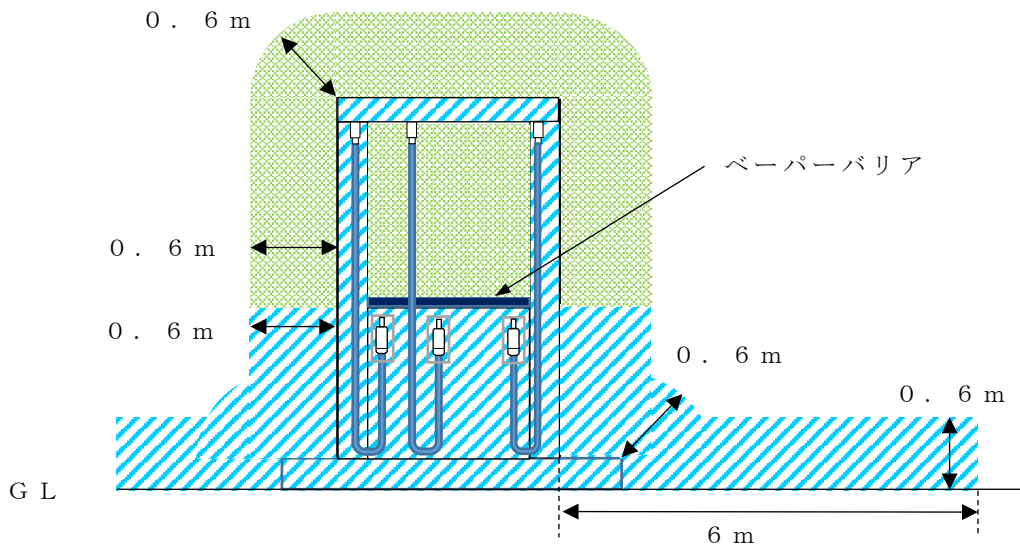
(カ) 給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある次の a 及び b に掲げる範囲（令和 6 年 2 月 29 日付け消防危第 40 号通知）

a 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平距離 6 メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが 0.6 メートル以内である箇所並びに当該固定給油設備（可燃性蒸気流入防止構造を有するものにあつては、当該可燃性蒸気流入防止構造を有する部分より下の部分）及び設置基礎の周囲 0.6 メートル以内の範囲にある箇所



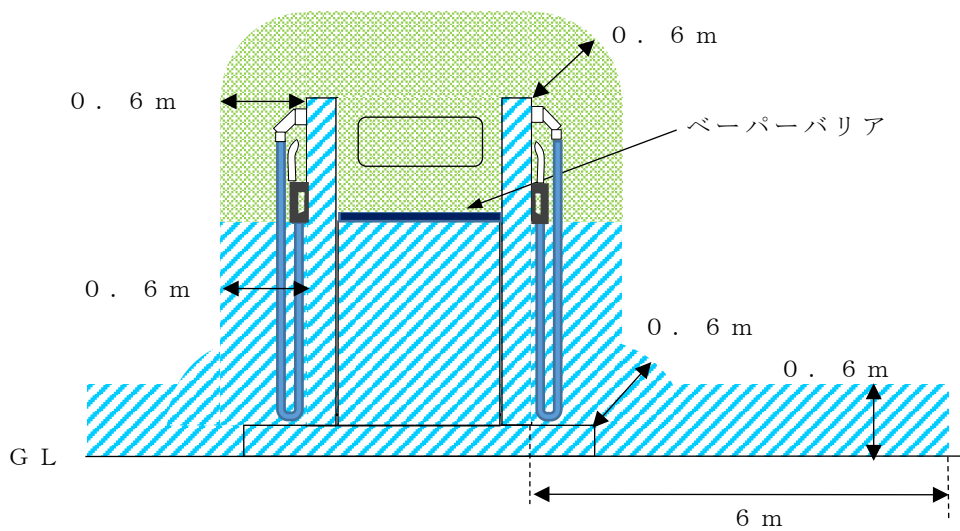
固定給油設備（可燃性蒸気流入構造以外）（給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

第 2 類危険箇所



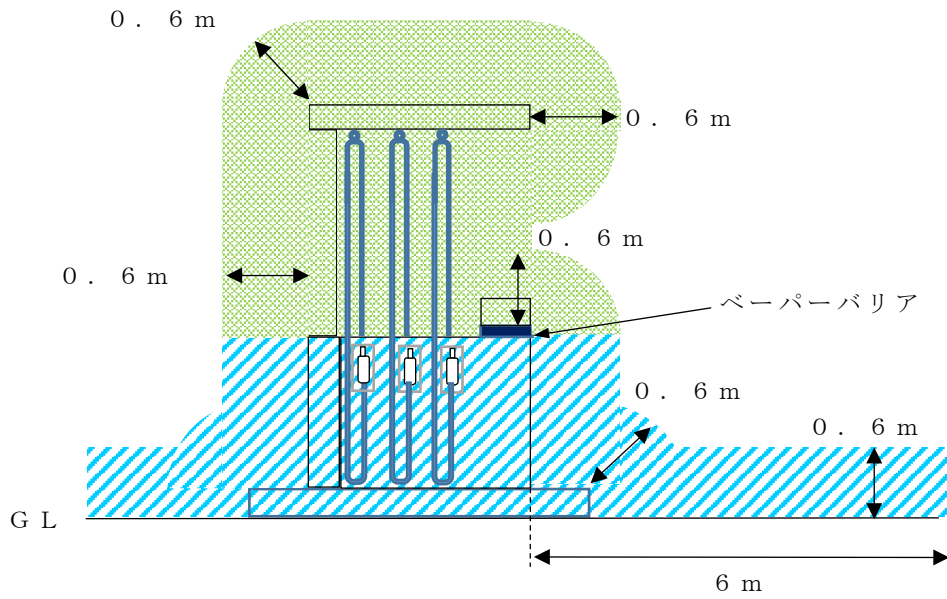
固定給油設備（可燃性蒸気流入構造）（給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

第2類危険箇所
 管理区域


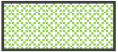


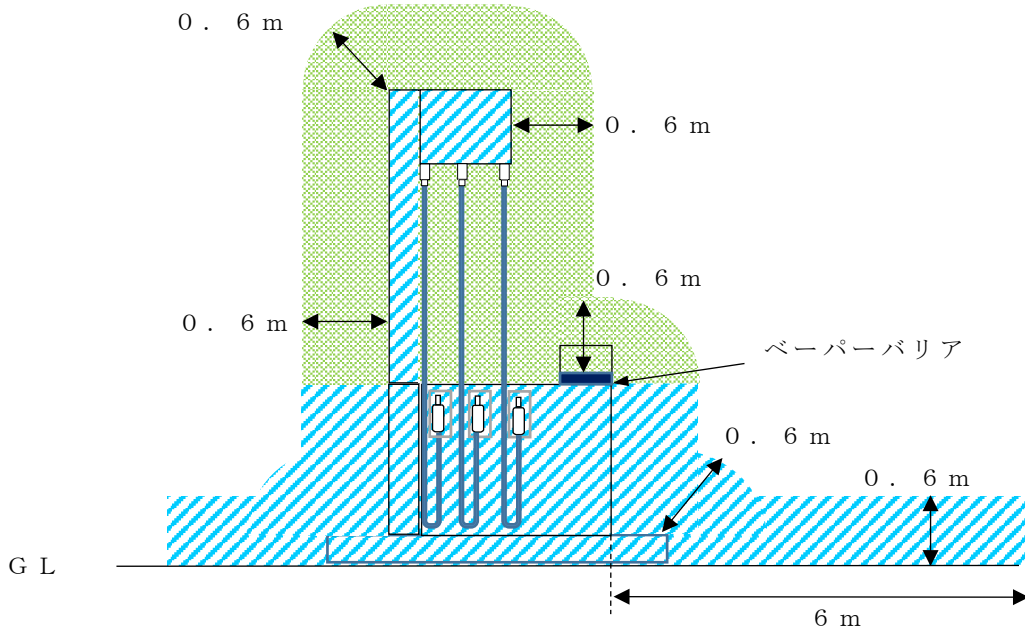
固定給油設備（可燃性蒸気流入防止構造）（給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

第2類危険箇所
 管理区域





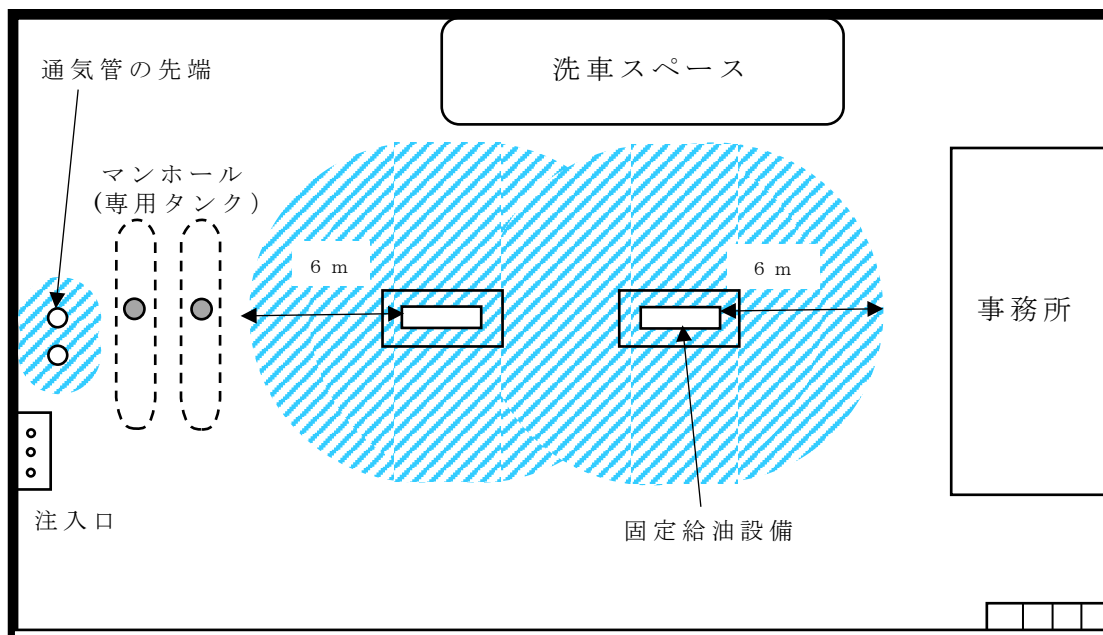
固定給油設備（可燃性蒸気流入防止構造）（給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）


 第2類危険箇所  管理区域



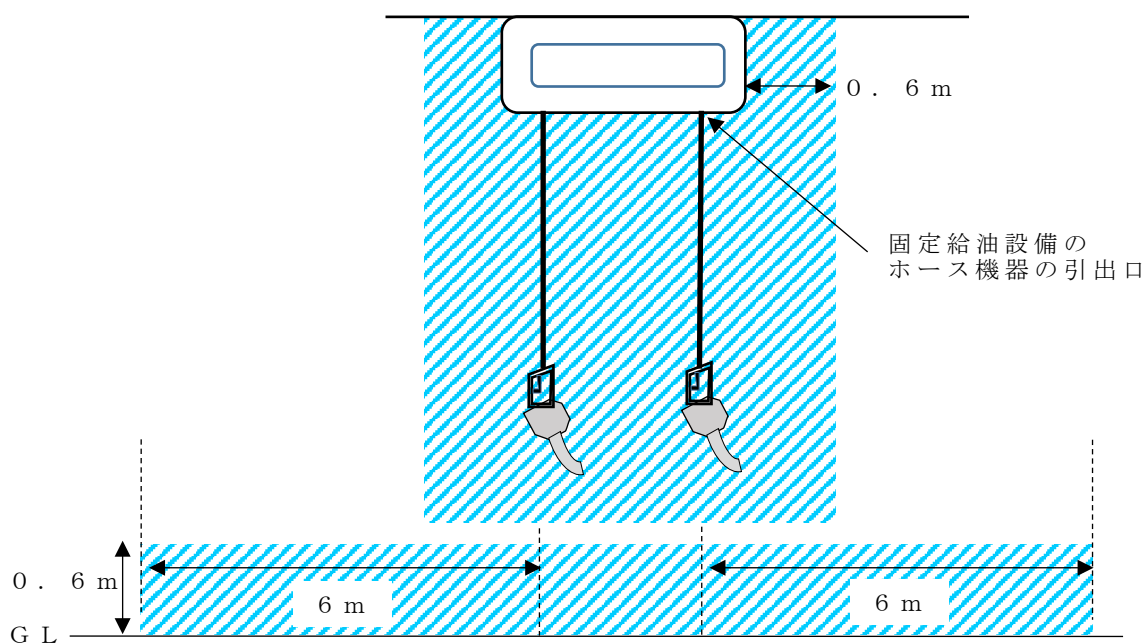
固定給油設備（可燃性蒸気流入防止構造）（給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

 第2類危険箇所  管理区域




 第2類危険箇所

b 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線）から水平距離6メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが0.6メートル以内である箇所並びに当該固定給油設備の端面から水平距離0.6メートル以内の範囲及び当該範囲から地盤面までの範囲にある箇所



懸垂式の固定給油設備（給油取扱所において危険物の流出その他の事故によらず発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

 第2類危険箇所

c a 及び(キ) a に掲げる範囲を表す図中に記載する管理区域とは、ベーパーバリアの高さより上方の固定給油設備の周囲0.6メートルの範囲にある区域で、かつ、次の(a)から(d)までに掲げる要件に適合する区域をいうものとする。(平成13年3月30日付け消防危第43号通知)

(a) 管理区域に配管及びホース機器等が存する場合は、当該配管及びホース機器等の接続をねじ込み接続、溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により行うこと。

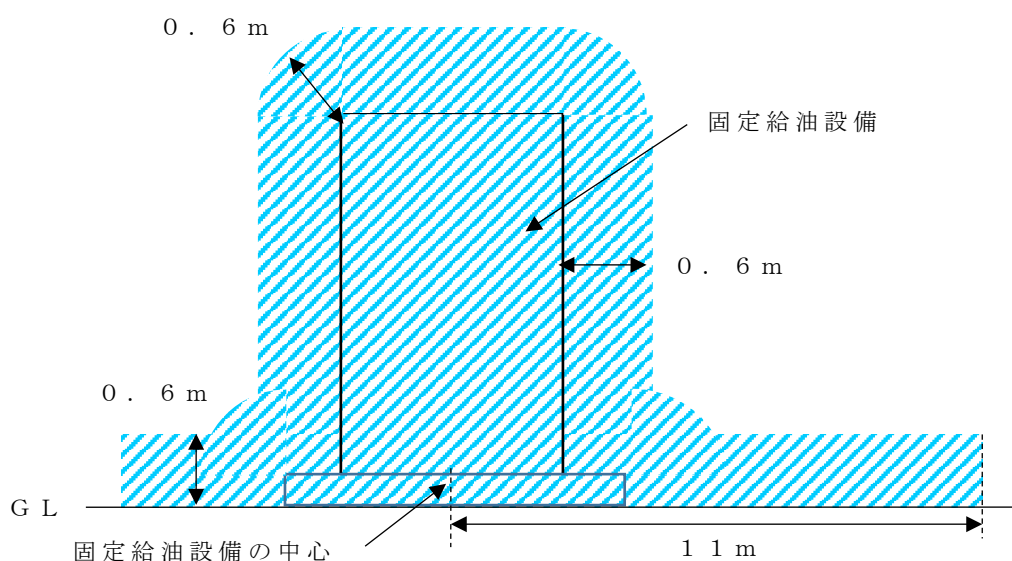
(b) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(c) 管理区域には、給油作業に係る機器以外の機器等を設置しないこと。


(d) 管理区域には、裸火等の存する可能性がある機器及び高電圧機器等を設置しないこと。

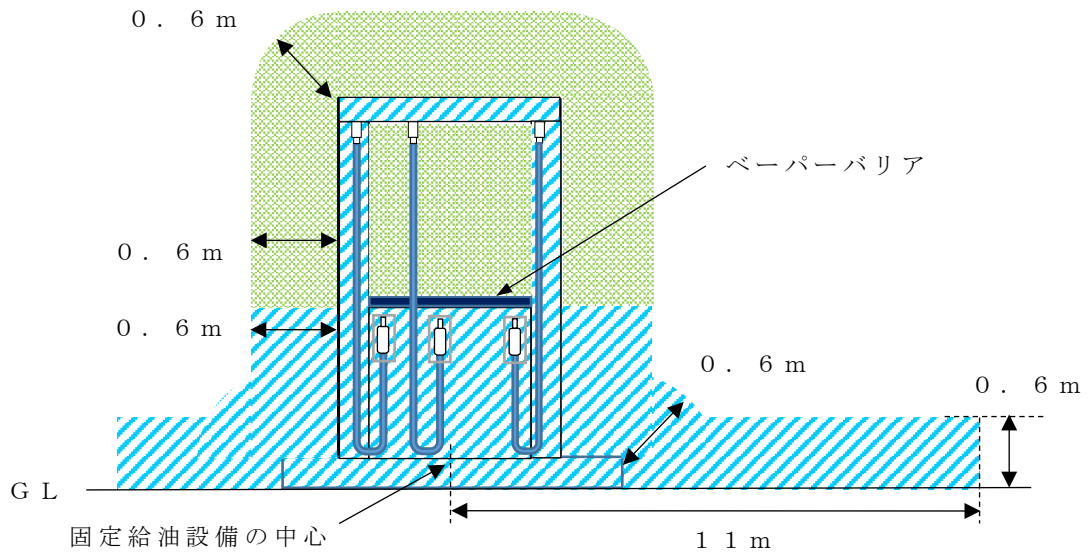
(キ) 給油取扱所において危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある次のaからeまでに掲げる範囲(令和6年2月29日付け消防危第40号通知)

a 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平距離1.1メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが0.6メートル以内である箇所並びに当該固定給油設備(可燃性蒸気流入防止構造を有するもの)にあっては、当該可燃性蒸気流入防止構造を有する部分より下の部分)及び設置基礎の周囲0.6メートル以内の範囲にある箇所

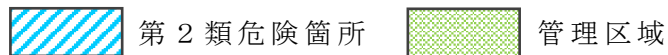


固定給油設備(可燃性蒸気流入防止構造以外)(給油取扱所において危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲)

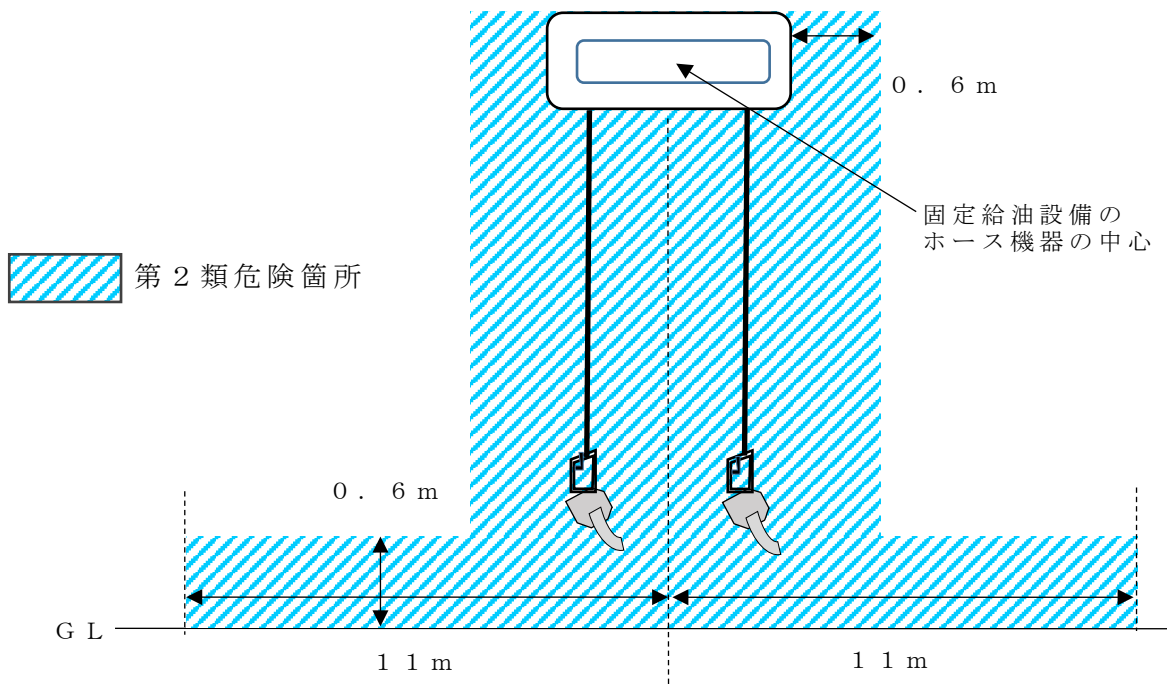
 第2類危険箇所



固定給油設備（可燃性蒸気流入構造）（給油取扱所において危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

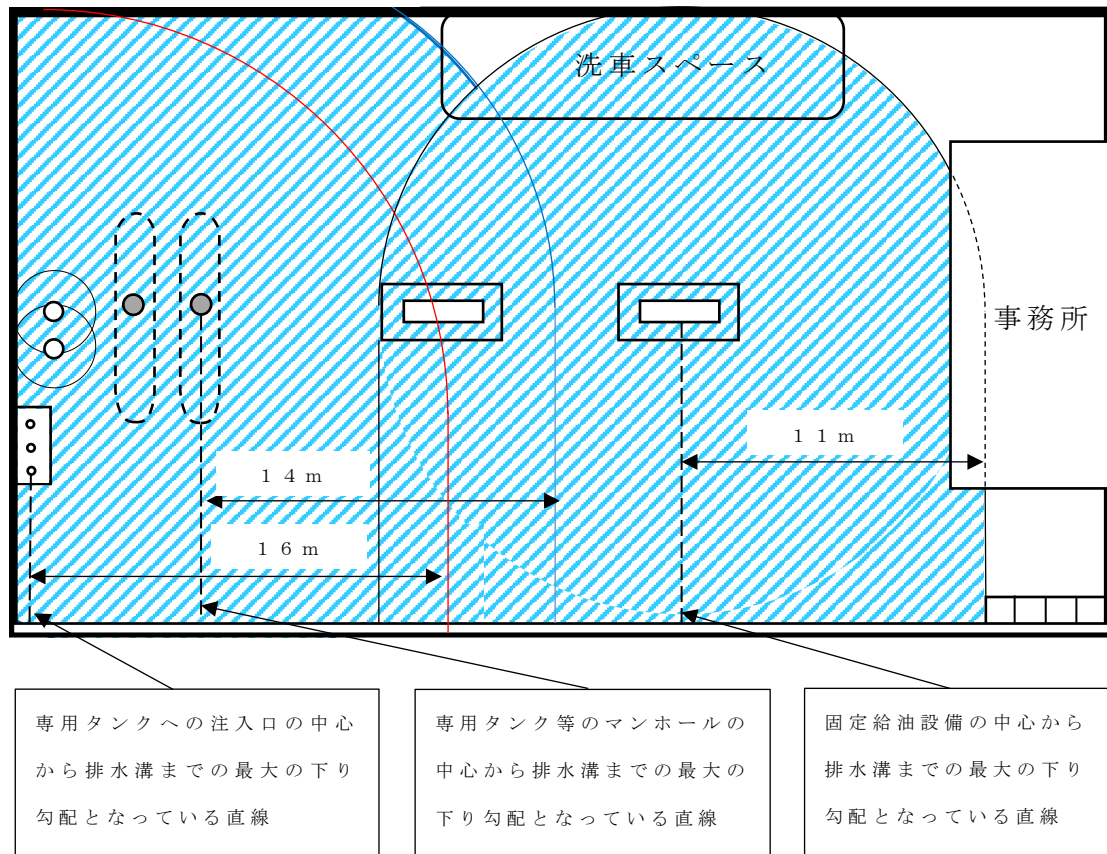


- b 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平距離1.1メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが0.6メートル以内である箇所並びに固定給油設備の端面から水平距離0.6メートル以内の範囲及び当該範囲から地盤面までの範囲にある箇所

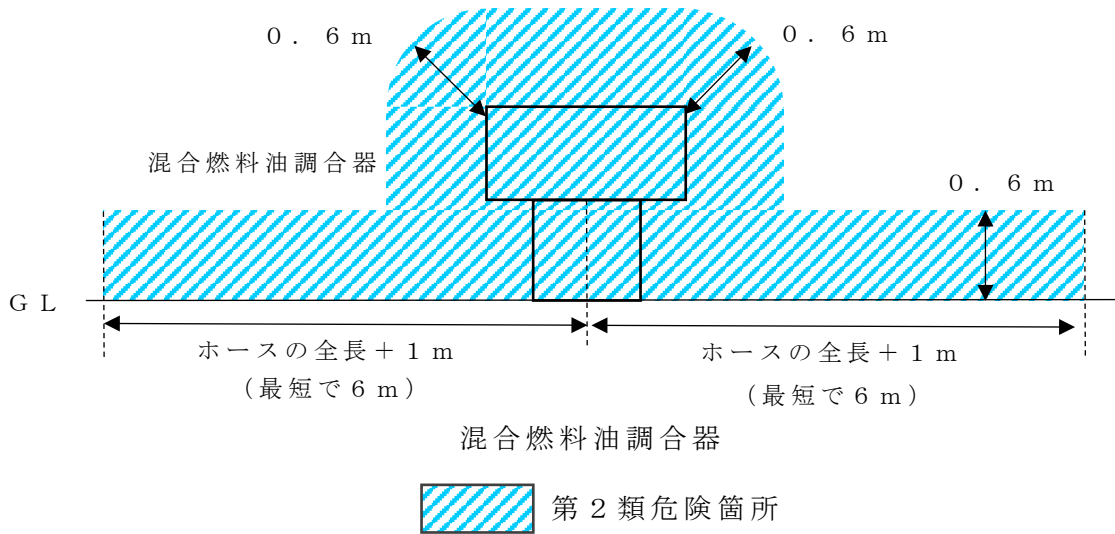


懸垂式の固定給油設備（給油取扱所において危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲）

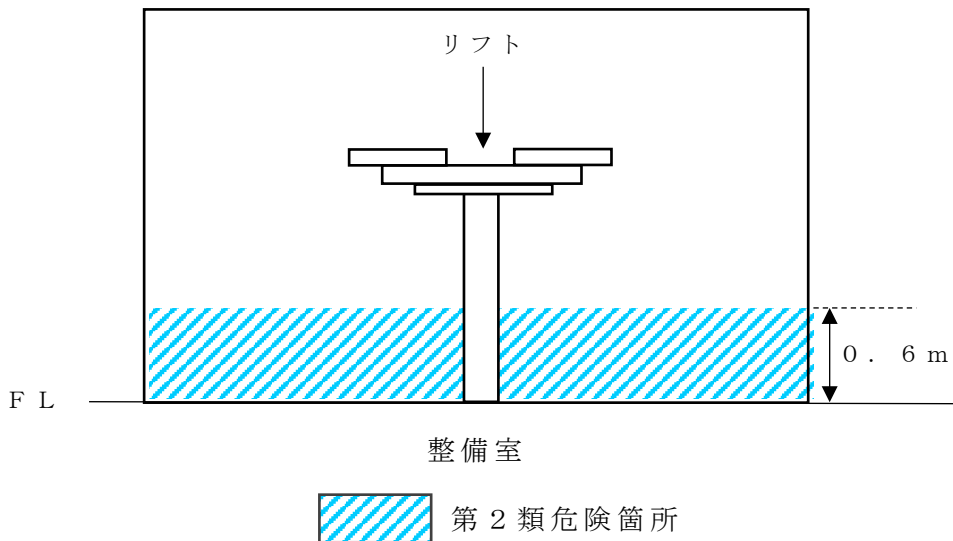
- c 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平距離14メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが0.6メートル以内である箇所
- d 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平距離16メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが0.6メートル以内である箇所



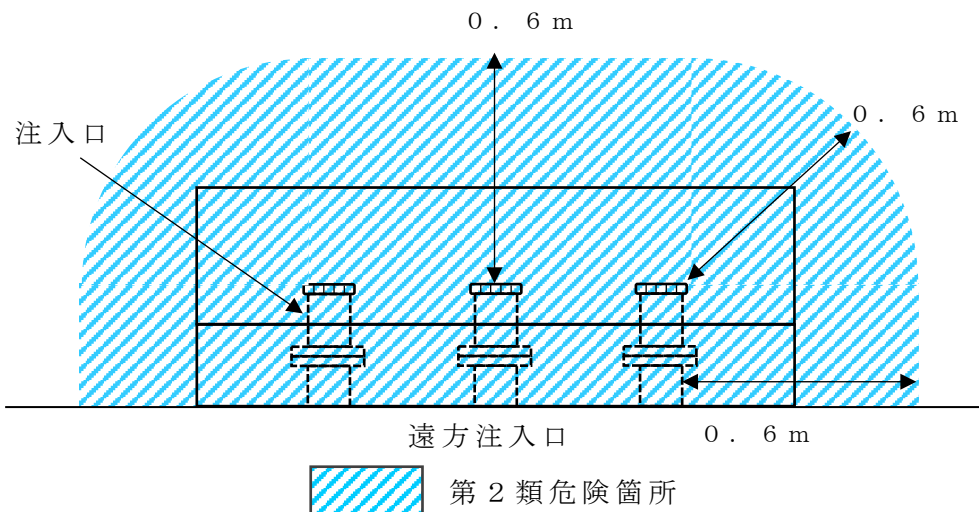
- e 屋内給油取扱所（一方又は二方のみが開放されたものに限る。）の敷地の範囲
- (ク) 混合燃料油調合器の中心から水平方向に当該混合燃料油調合器のホースの全長に1メートルを加えた距離（当該距離が6メートル未満となる場合は、6メートル）までの範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが0.6メートル以内である箇所及び当該混合燃料油調合器の周囲0.6メートル以内の範囲にある箇所



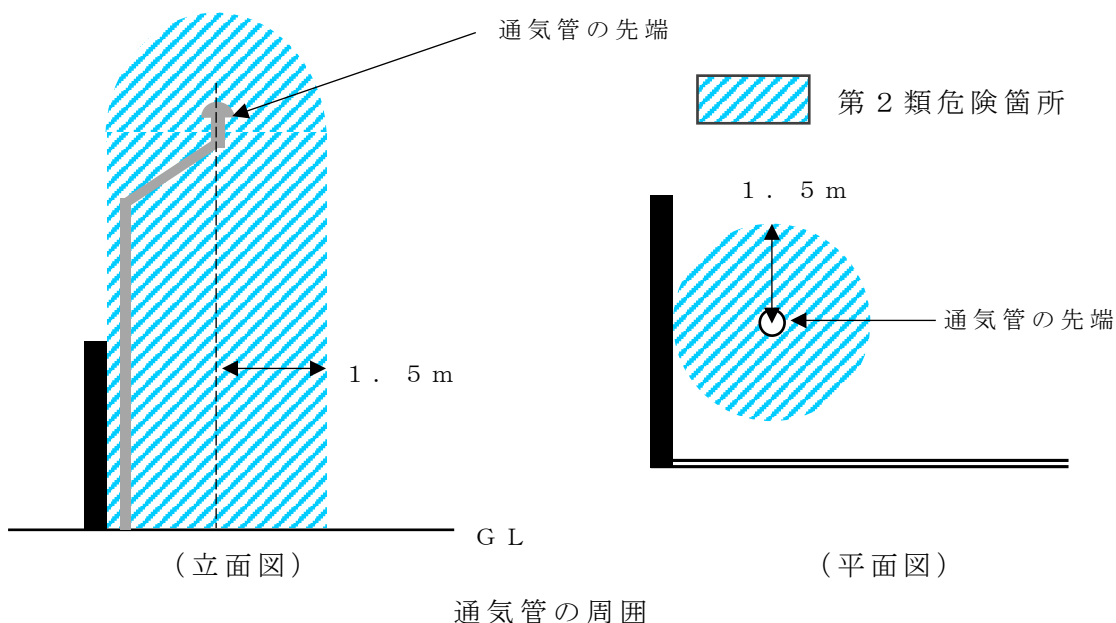
(ケ) 整備室（2面以上が開放されているもの及び1面が開放されており、かつ、室内を有効に換気することができる換気設備が設けられたものを除く。）



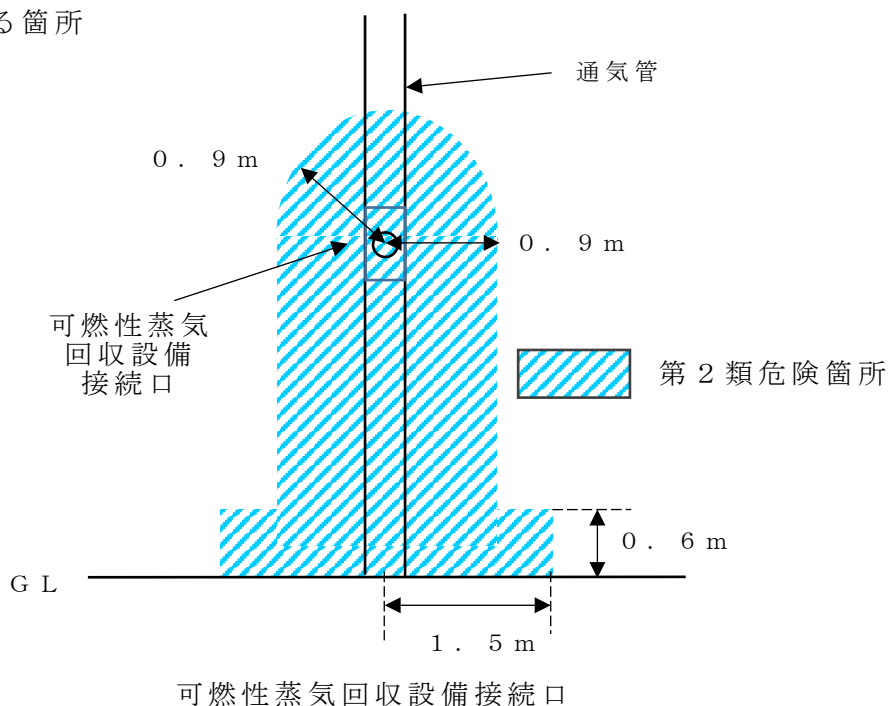
(コ) 遠方注入口の周囲0.6メートル以内の範囲にある箇所



(サ) 通気管（屋外貯蔵タンクの通気管を除く。）の先端の中心から 1.5メートル以内の範囲にある箇所及び当該先端の中心から水平方向に 1.5メートル離れた部分から地盤面に下ろした垂線で囲まれる箇所



(シ) 可燃性蒸気回収設備接続口の中心から 0.9メートル以内の範囲にある箇所、当該接続口の中心から水平方向に 0.9メートル離れた部分から地盤面に下ろした垂線で囲まれる箇所及び当該接続口の中心から地盤面に下ろした垂線から水平距離 1.5メートル以内の範囲にある箇所のうち、地盤面からの高さが 0.6メートル以内である箇所



- (5) 電気設備の技術基準の解釈第176条第1項の規定により、低圧又は高圧の電気設備は、同項第1号又は第2号のいずれかの規定により施設しなければならないことに留意すること。この場合において、同項第1号の規定により施設するときは、当該電気設備に係る電気機械器具は、電気機械器具防爆構造規格に適合するものでなければならないことに留意すること。（次号の表参照）
- (6) 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が平成27年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針」（以下「国際整合防爆指針2015」という。）の第1編（JNIO SH—TR—46—1：2015）から第9編（JNIO SH—TR—46—9：2015）まで、平成30年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針2018」（以下「国際整合防爆指針2018」という。）の第2編（JNIO SH—TR—46—2：2018）から第5編（JNIO SH—TR—46—5：2018）まで、第7編（JNIO SH—TR—46—7：2018）及び第9編（JNIO SH—TR—46—9：2018）並びに令和2年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針2020」（以下「国際整合防爆指針2020」という。）の第1編（JNIO SH—TR—46—1：2020）、第8編（JNIO SH—TR—46—8：2020）及び第11編（JNIO SH—TR—46—11：2020）については、防爆構造規格第5条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同様以上の防爆性能を有することを確認するための基準（技術的基準）となるものである。なお、当該基準への適合の確認は、令和3年8月12日付け基発0812第5号厚生労働省労働基準局長通知の記の1による改正後の平成17年局長通達（平成17年4月1日付け基発第0401035号「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」）の別紙3「型式検定に係る検定の方法等」の表3「防爆構造電気機械器具」の別添「国際整合防爆指針に基づく検定の方法」に示す判定基準により行うこと。この場合において、国際整合防爆指針2015の第6編（JNIO SH—TR—46—6：2015）及び国際整合防爆指針2020の第11編を除き、国際整合防爆指針2015、国際整合防爆指針2018又は国際整合防爆指針2020に基づく型式検定のいずれかの検定項目、型式検定の方法及び判定基準を編ごとに選択する必要がある。（令和3年8月12日付け基発0812第5号厚生労働省労働基準局長通知）（次表参照）

電気機器の防爆構造		危険箇所の分類			
準拠規格	防爆構造の種類及び記号	特別危険箇所	第1類危険箇所	第2類危険箇所	
防爆構造規格	本質安全防爆構造	i a	○	○	○
		i b	×	○	○
	樹脂充てん防爆構造	m a	○	○	○
		m b	×	○	○
	耐圧防爆構造	d	×	○	○
	内圧防爆構造	f	×	○	○
	安全増防爆構造	e	×	△	○
	油入防爆構造	o	×	△	○
	非点火防爆構造	n	×	×	○
	特殊防爆構造	s	—	—	—
技術的基準	本質安全防爆構造	E x i a	○	○	○
		E x i b	×	○	○
	樹脂充填防爆構造	E x m a	○	○	○
		E x m b	×	○	○
	耐圧防爆構造	E x d	×	○	○
	内圧防爆構造	E x p	×	○	○
	安全増防爆構造	E x e	×	○	○
	油入防爆構造	E x o	×	○	○
特殊防爆構造	E x s	—	—	—	

備考

1 表中の○、△、×、—の意味は、次のとおりとする。

○：適するもの

△：法規では容認されているが、避けたいもの

×：適さないもの

—：適用されている防爆原理によって適否を判断するもの

2 特殊防爆構造の電気機器は、その防爆構造によって使用に適する危険箇所が決定される。

(7) 機械等検定規則（昭和47年労働省令第45条）第9条に規定する新規検定に合格した型式の防爆構造電気機械器具であって、機械等検定規則第14条に規定する防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章が付されたものにあつては、電気工作物に係る法令の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(8) 海外で防爆構造を有すると認められた電気設備にあつては、日本国内で型式検定に合格し、又はこれと同等以上の安全性が確保されているものと認めた場合でなければ、危険箇所において使用することができな

いものとする。

- (9) 平成31年4月に経済産業省が策定した防爆ガイドラインによる詳細なリスク評価により精緻な危険区域を設定する場合は、次によること。

(平成31年4月24日付け消防危第84号通知)

- ア ガイドラインにおいては、製造所等の通常運転時における危険区域の設定方法が示されている。また、危険区域の種別としては、「電気機械器具防爆構造規格」や「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（安衛研）等、国内の防爆に関する基準等において示される第2類危険箇所に対応するものであること。
- イ 危険区域の設定対象となる設備、配管等の周囲において、当該危険区域外に固定式の非防爆機器を設置する場合には、危険物が流出して可燃性蒸気が滞留する事態に備え、非防爆機器への通電を緊急に遮断できる装置（緊急遮断装置）やインターロックを設ける等の措置を講ずること。
- ウ 火災や流出事故が発生した場合には、危険区域外であっても、予期しない場所に可燃性蒸気等が滞留しているおそれがあるため、可搬式の非防爆機器の使用に当たってはガス検知器等により安全を確保すること。
- エ センサーやタブレット等を用いた製造所等の点検や災害時の現場確認等は、危則第60条の2第1項第5号（危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること）及び第11号（災害その他の非常の場合に取るべき措置等に関すること）に定める事項に該当するため、これらの事項について自主行動計画が策定された場合は、予防規程の関連文書として当該自主行動計画を消防に提出すること。

- (10) 第1類危険箇所又は第2類危険箇所において使用する原動機により運転する運搬用車両（以下「フォークリフト等」という。）については、次によること。

(ア) フォークリフト等は、防爆構造を有するものであること。

(イ) フォークリフト等の使用場所は、運転操作に支障のない広さを有すること。

(ウ) 車体の接触等により火花の発生するおそれのある箇所には、緩衝材の取付けその他火花の発生を防止するための措置を講ずること。

(エ) フォークリフト等による危険物の運搬については、危険物取扱者が行うよう指導するものとするが、危険物取扱者が当該運搬を行うことができない場合は、危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会いのもとに危険物取扱者以外の者が当該運搬を行うことができるものとする。（◆）

- (11) 第1章第2節第1第3項第1号の蓄電池を地上高さ3メートルからコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、当該蓄電池内部から漏

液及び可燃性蒸気の漏れが確認されない場合は、危令第23条の規定を適用し、当該蓄電池（第1章第2節第1第3項第2号の蓄電池設備、電気製品等を含む。）を貯蔵し、又は取り扱う場所に設置する電気設備を防爆構造としないことができるものとする。（平成23年12月27日付け消防危第303号通知）

(12) 製造所等に太陽光発電設備を設置する場合は、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」（平成27年6月8日付け消防危第135号通知）によること。

10 危令第9条第1項第19号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第14号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）及び危令第11条第1項第14号（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危則第16条の2第3号及び危則第28条の42の規定により設ける避雷設備は、次によること。

(1) 避雷設備は、製造所等に係る建築物その他の工作物及びこれに付随する設備（前章第1節第4第2項第8号に規定する非対象設備を含む。）等の全てを保護範囲とするように設置すること。ただし、建築物その他の工作物の一部に製造所等を設ける場合の当該製造所等以外の部分については、保護範囲としないことができる。

(2) 危令第9条第1項第19号ただし書（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）、危令第10条第1項第14号ただし書（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）及び危令第11条第1項第14号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに危則第16条の2第3号ただし書及び危則第28条の42ただし書に規定する周囲の状況によって安全上支障がない場合とは、避雷設備の設置を要する製造所等が次のいずれかの避雷設備の保護範囲内に含まれる場合を含むものとする。（昭和56年10月1日付け消防危第126号質疑）

ア 当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内にある避雷設備

イ 当該製造所等の存する敷地と異なる敷地にあり、かつ、当該製造所等について権原を有する者が管理を行う他の製造所等、建築物その他の工作物に付随する避雷設備

ウ 当該製造所等の存する敷地と異なる敷地にあり、かつ、当該製造所等について権原を有する者以外の者が管理を行う他の製造所等、建築物その他の工作物に付随する避雷設備であって、当該避雷設備の共有を行う旨及び当該共有に当たって当該避雷設備の維持管理を適正に行う旨が使用承諾書その他の契約書によって明らかにされているもの

(3) J I S A 4201の適用に当たっては、次によること。（平成17年1月14日付け消防危第14号通知）

ア 危険物施設の保護レベル（J I S A 4201、1.2.29に

規定する保護レベルをいう。以下このアにおいて同じ。)は、原則としてⅠとすること。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあつては、保護レベルをⅡとすることができるものとする。

イ 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、可能であるものとする。

ウ 消防法令上必要とされる保安設備等は、内部雷保護システム(JIS A 4201 1. 2. 7に規定する措置をいう。)の対象とし、及び雷に対する保護を行うこと。

1 1 20号タンクについては、次によること。

(1) 20号タンクとは、製造所又は一般取扱所における危険物を取り扱う工程において、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクで、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクと類似の形態を有し、かつ、これらと類似する危険性を有するもので、次のア及びイに該当するものをいう(昭和58年3月9日付け消防危第21号通知)。この場合において、次号ア(ア)、(ウ)又は(キ)に掲げる種類の20号タンクに係る危令第5条各項に定めるところにより算出した容量は、製造所若しくは一般取扱所への危険物の供給量又は製造所若しくは一般取扱所からの危険物の回収量を超えないものであること。(◆)

ア 製造所又は一般取扱所における危険物を取り扱う工程と密接不可分の関係にあり、製造所又は一般取扱所の内部又はこれに近接して設置する必要性のあるもの

イ 危険物をその沸点を超えるような高温状態で取り扱うことがないもの(◆)

(2) 次に掲げるタンク及びこれらに類するタンクは、20号タンクに該当するものとする。

ア 危険物の量、流速、圧力等の調整を目的とするタンクとして次の(ア)から(キ)までに掲げるもの。この場合において、これらのタンクの意義は、それぞれ当該(ア)から(キ)までに定めるところによるものとする。

(ア) 回収タンク、ブローダウンタンク及び受タンク 危険物を取り扱う工程において、他の機器等から危険物を回収し、又は受け入れて一時的に貯蔵し、又は滞留させ、次の工程又は貯蔵タンク等へ転送するためのタンクをいう。

(イ) 計量タンク 危険物を取り扱う工程において、機器等に定量の危険物を供給するため、危険物の計量作業又は定量作業を行うタンクをいう。

(ウ) サービスタンク 危険物を取り扱う工程において、機器等に安定して危険物を供給するため、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、

地下貯蔵タンク等から危険物を受け入れて一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクをいう。

(エ) 油圧タンク 潤滑油等の供給装置に付随するタンクで、独立してタンクの形態を有するもの及びタンクの上蓋に機器が設置されているものの当該タンクが構造の主体をなすもの（タンクが機器の一部として組み込まれているものを除く。）をいう。

(オ) 蓄圧器（アキュムレーター） 潤滑油等の供給装置に付随するもので、当該装置が停止したときに緊急に危険物の供給を継続するため、危険物を常時圧力を有した状態で滞留させるタンクをいう。

(カ) 脈動防止器 危険物を取り扱う工程において、ポンプ等により危険物を移送する場合に生ずる脈動を防止して安定した供給を確保するため、配管の途中に設置して危険物を一時的に滞留させるタンク（配管の一部にその径を拡大した規模で設置されるものを除く。）をいう。

(キ) クッションタンク及びバッファータンク 危険物を取り扱う工程において、危険物の流量若しくは圧力の調整又は緩衝のため、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるためのタンクをいう。

イ 危険物の混合、分離等の物理的操作を目的とするタンクとして次の(ア)から(ウ)までに掲げるもの。この場合において、これらのタンクの意義は、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定めるところによるものとする。

(ア) 混合タンク及び添加タンク 危険物を取り扱う工程において、危険物に当該危険物以外の危険物若しくは物質を混合し、又は添加するためのタンクをいう。

(イ) 溶解タンク 危険物を取り扱う工程において、危険物に当該危険物以外の危険物又は物質を溶解させるためのタンクをいう。

(ウ) 静置タンク及び静置分離タンク 危険物を取り扱う工程において、危険物と当該危険物以外の物質等の混合体を静止させ、比重差、溶解度の差等を利用してこれらを分離するためのタンクをいう。

ウ 中和、熟成等の目的のため、危険物を貯蔵し、又は滞留した状態において化学的処理（著しい発熱を伴わないものに限る。）を行うタンクとして次の(ア)及び(イ)に掲げるもの。この場合において、これらのタンクの意義は、それぞれ当該(ア)及び(イ)に定めるところによるものとする。

(ア) 中和タンク 危険物を取り扱う工程において、酸性又はアルカリ性を有する危険物を中和処理するためのタンクをいう。

(イ) 熟成タンク 危険物を取り扱う工程において、反応効率、収率の向上等のために危険物を一時的に滞留させるタンクをいう。

(3) 次に掲げるもの及びこれらに類する形態のものは、20号タンクに

は該当しないものとし、及び危令第9条第1項第13号に規定する危険物を取り扱う機械器具その他の設備（以下「危険物取扱設備」という。）として規制するものとする。

ア 蒸留塔、精留塔及び分留塔

イ 反応槽

ウ 吸収塔及び抽出塔

エ 熱交換器、蒸発器及び凝縮器

オ 分離器、ろ過器及び脱水器

カ 切削油タンク、作動油タンク等で、その上部が開放しているもの及び工作機械等と一体となった構造のもの（昭和58年11月7日付け消防危第107号質疑）

キ 混合攪拌槽^{かくはん}で、その機能上、上部を開放して使用する構造のもの（昭和58年11月29日付け消防危第123号質疑）

ク 放電加工機の加工液タンクで、機器、設備等と一体となった構造のもの又は気密に造られていない構造のもの（平成9年3月25日付け消防危第27号質疑）

ケ 前号イ(ア)又は(イ)に掲げるタンクで、混合若しくは添加又は溶解後における当該タンク内の物質が非危険物であるもの

(4) 屋外又は屋内に設置する20号タンクの周囲には、その点検及び整備のため、おおむね0.5メートル以上の幅の空間を保つこと。（◆）

(5) 屋外に設置する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う20号タンクの防油堤は、次によること。

ア 危則第13条の3第2項第2号において準用する危則第22条第2項第2号の規定にかかわらず、屋外の20号タンクであって、当該20号タンクの側板から次の表のタンク容量の区分に応じてそれぞれ同表に定める距離以上の距離を有する防油堤の部分については、危令第23条の規定を適用し、その高さを0.15メートル以上とすることができるものとする。（平成10年3月16日付け消防危第29号通知）

タンク容量の区分	10 kl未満	10 kl以上50 kl未満	50 kl以上100 kl未満	100 kl以上200 kl未満	200 kl以上300 kl未満
距離	0.5 m	5.0 m	8.0 m	12.0 m	15.0 m

- イ 防油堤は、20号タンクの側板からタンクの高さの5分の1以上の距離を保つこと。(◆)
- ウ 危則第13条の3第2項第2号において準用する危則第22条第2項第13号の規定にかかわらず、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合する20号タンクの防油堤には、危令第23条の規定を適用し、同号に規定する水抜口及びこれを開閉する弁等を設けないことができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- (ア) その内部で、第4類の危険物(水に溶けないものに限る。)以外の危険物が取り扱われないものであること。
- (イ) 当該防油堤内の20号タンクのうち、その容量が最大であるものの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられているものであること。
- (6) 危令第9条第1項第20号イにおいてその例によるものとされる危令第11条第1項第7号の2に規定する底板の外面の腐食を防止するための措置は、危則第21条の2の規定によるほか、第3節第2第2項第12号の規定の例により講じるものとする。
- (7) 危令第9条第1項第20号イにおいてその例によるものとされる危令第11条第1項第5号に規定する支柱については、第3節第2第2項第9号イの規定の例により設けるものとする。この場合において、当該支柱の周囲で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備が設けられているときは、危令第23条の規定を適用し、当該支柱を鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとしなければならないことができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- (8) 第2類又は第4類の危険物を取り扱う20号タンクが次の(ア)から(ウ)までに掲げる基準に適合する場合は、危令第23条の規定を適用し、危令第9条第1項第20号イにおいてその例によるものとされる危令第11条第1項第6号に規定する構造としないことができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- (ア) 危険物等の異常な化学反応等により内部の圧力が異常に上昇しないものであること。
- (イ) 気相部に不活性ガスが常時注入されているもの(不活性ガスの供給装置等が故障した場合においても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないものに限る。)その他の気相部で可燃性混合気体が形成されない構造又は設備を有しているものであること。
- (ウ) フォームヘッド方式の第3種の固定式の泡消火設備、水噴霧消火設備その他の当該20号タンクの周囲で火災が発生した場合において当該20号タンクを有効に冷却することができる設備が設けられているものであること。

- (9) 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有する20号タンクについては、危令第23条の規定を適用し、危令第9条第1項第20号イ及びロにおいてその例によるものとされる危令第11条第1項第9号及び危令第12条第1項第8号に規定する装置を設けないことができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- (10) 次のアからカまでに掲げる基準に適合するサイトグラスにあっては、危令第23条の規定を適用し、20号タンクの一部に設置することができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- ア 外側に網、蓋等が設けられており、サイトグラスが衝撃を直接受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているものその他の外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。
- イ 外側に使用時以外は閉鎖される蓋があるものその他の外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又はタンクの屋根板部分等に設置されるものその他の外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。
- ウ 必要最小限の大きさのものであること。
- エ タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。
- オ サイトグラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けることその他のサイトグラスの熱変位を吸収することができる措置が講じられたものであること。
- カ タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあっては気密試験において、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあっては水張試験又は水圧試験において、漏れ又は変形を生じないものであること。
- (11) ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られた20号タンクについては、危令第23条の規定を適用し、危令第9条第1項第20号イ又はロにおいてその例によるものとされる危令第11条第1項第7号又は危令第12条第1項第6号の規定によらないことができるものとする。(平成10年3月16日付け消防危第29号通知)
- 12 危険物を取り扱う配管(危令第9条第1項第21号(危令第11条第1項第12号(危令第9条第1項第20号イにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第11条第2項においてその例による場合を含む。))、危令第12条第1項第11号(危令第9条第1項第20号ロにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第12条第2項においてその例による場合を含む。))及び危令第13条第1項第10号(危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第13条第2項(危令第9条第1項

第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）、危令第13条第3項（危令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを危令第19条第1項において準用する場合並びに危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）、危令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに危令第19条第1項において準用する場合（以下この項において「危令第9条第1項第21号を準用等する場合」という。）を含む。）の危険物を取り扱う配管をいう。以下この項において同じ。）は、次によること。

- (1) 危険物を取り扱う配管は、次の表に掲げる材料で造られたもの、第12号の規定に適合する強化プラスチック製のもの又は樹脂製のもの（KHKによる性能評価において適正と認められたものであり、かつ、当該性能評価に係る性能評価書に記された付帯条件及び留意事項を遵守しているものに限る。）とすること。

規格番号	種類	記号
J I S G 3 1 0 1	一般構造用圧延鋼材	S S
J I S G 3 1 0 3	ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	S B S B - M
J I S G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材	S M
J I S G 3 4 5 2	配管用炭素鋼鋼管	S G P
J I S G 3 4 5 4	圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G
J I S G 3 4 5 5	高圧配管用炭素鋼鋼管	S T S
J I S G 3 4 5 6	高温配管用炭素鋼鋼管	S T P T
J I S G 3 4 5 7	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	S T P Y
J I S G 3 4 5 8	配管用合金鋼鋼管	S T P A
J I S G 3 4 5 9	配管用ステンレス鋼鋼管	S U S - T P

J I S G 3 4 6 0	低温配管用鋼管	S T P L
J I S G 4 3 0 4	熱間圧延ステンレス鋼板 及び鋼帯	S U S - H P (板) S U S - H S (帯)
J I S G 4 3 0 5	冷間圧延ステンレス鋼板 及び鋼帯	S U S - C P (板) S U S - C S (帯)
J I S G 4 3 1 2	耐熱鋼板及び鋼帯	S U H - H P (板) S U H - C P (板) S U H - H S (帯) S U H - C S (帯)
J I S H 3 3 0 0	銅及び銅合金の継目無管	C - T (普通級) C - T S (特殊級)
J I S H 3 3 2 0	銅及び銅合金の溶接管	C - T W (普通級) C - T W S (特殊級)
J I S H 4 0 8 0	アルミニウム及びアルミ ニウム合金継目無管	A - T E (押出管・普通級) A - T E S (押出管・特殊級) A - T D (引抜管・普通級) A - T D S (引抜管・特殊級)
J I S H 4 0 9 0	アルミニウム及びアルミ ニウム合金溶接管	A - T W (溶接管・普通級) A - T W S (溶接管・特殊級) A - T W A (アーク溶接管)
J I S H 4 6 3 0	チタン及びチタン合金 継目無管	T T P - H (熱間加工) T T P - C (冷間加工) T A T P - H (熱間加工) T A T P - C (冷間加工) T A T P - H L (熱間加工・低温焼なまし) T A T P - H F (熱間加工・完全焼なまし) T A T P - C L (冷間加工・低温焼なまし) T A T P - C F (冷間加工・完全焼なまし)
J P I 7 S - 1 4	石油工業配管用アーク溶 接鋼管	P S W

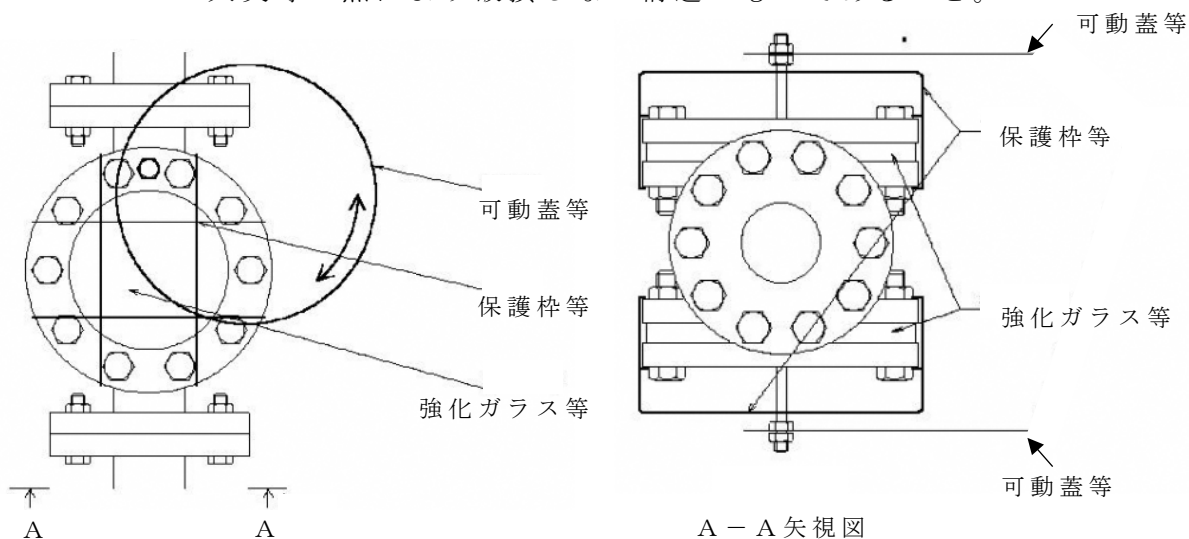
備考 J P Iとは公益社団法人石油学会の規格をいい、A P Iとは米国石油学会の規格をいう。

(2) 配管にサイトグラスを設ける場合は、次によること。(平成13年2月28日付け消防危第24号通知)

ア サイトグラスは、次の(ア)から(キ)までに適合するものであること。

(ア) 外側に保護枠、蓋等が設けられておりサイトグラスが直接衝撃を受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているものその他の外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。

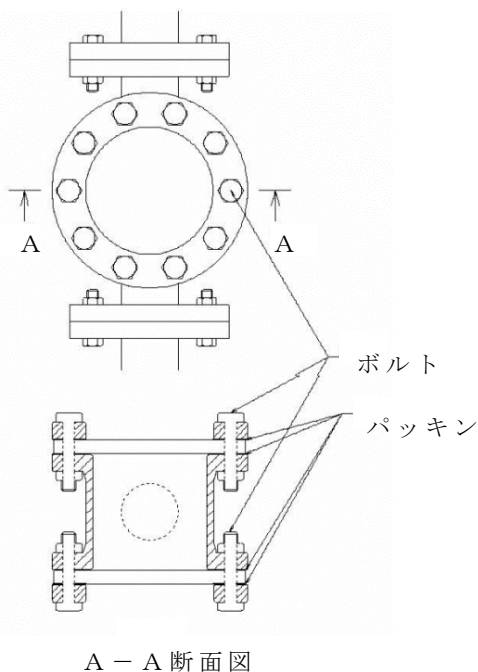
(イ) 外側に使用時以外は閉鎖される蓋があるものその他の外部からの火災等の熱により破損しない構造のものであること。



(ウ) 必要最小限の大きさのものであること。

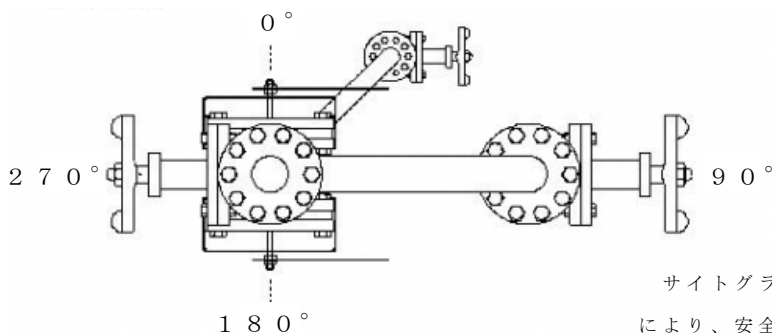
(エ) 配管で取り扱う危険物により侵されないものであること。

(オ) サイトグラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けることその他のサイトグラスの熱変位を吸収することができる措置が講じられたものであること。



(カ) 地下に設置する配管に設けるものにあつては、サイトグラスの取付部分について、当該サイトグラスの取付部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置が講じられたものであること。

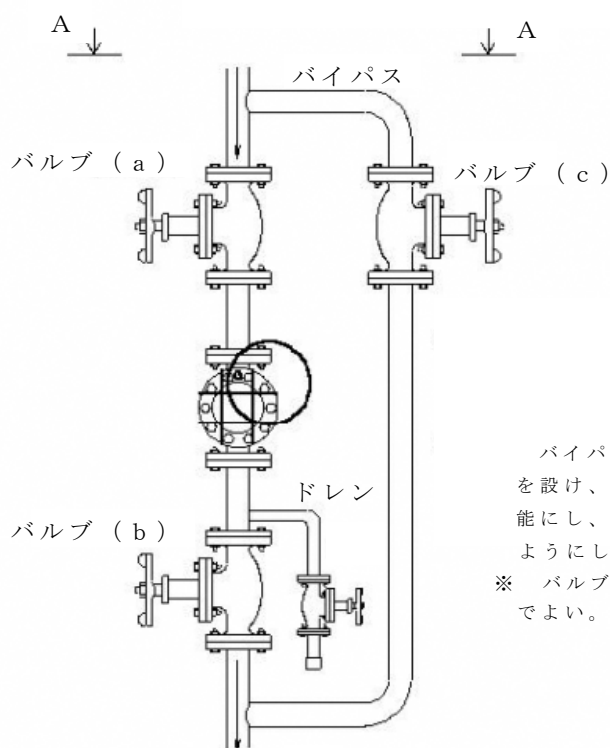
(キ) 容易に点検、整備、補修等ができる構造のものであるとともに、サイトグラスから危険物の漏えいが発生した場合に、漏えい量を最小限とすることのできる構造のものであること。(◆)



A-A 矢視図 (拡大)

サイトグラスの窓とバルブの方向を変えることにより、安全に操作が行えるようにした構造例

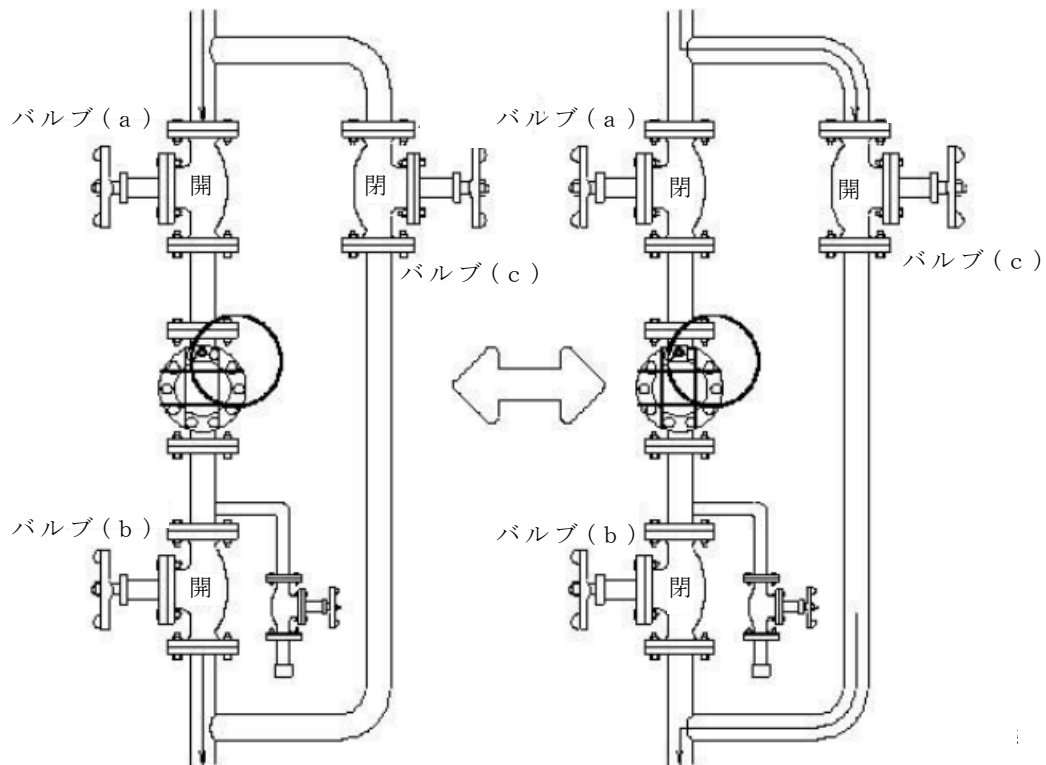
※ バルブの種類は、その設備に適應したものでよい。



のでよい。

バイパス配管及びバルブ(a)、(b)、(c)を設け、サイトグラスを孤立させることを可能にし、容易に点検、整備、補修等ができるようにした構造例

※ バルブの種類は、その設備に適應したものでよい。



※操作方法 サイトグラスがバイパス側に設置されているものについても、同様とする。

- 1 サイトグラスの使用中は、バルブ(c)は閉鎖する。
- 2 サイトグラスからの漏えい時には、初めにバルブ(a)を閉止する。
- 3 次に、バルブ(b)を閉止する。
- 4 サイトグラスの点検、整備、補修等を実施する間は、バルブ(a)及び(b)を閉止し、バルブ(c)を開ける。

イ パッキンは、配管で取り扱う危険物により侵されないもの（例えば、ガソリン、灯油、軽油、重油等を取り扱う場合にあっては耐油性パッキン、テフロン系のパッキン等、酸性又はアルカリ性の物品を取り扱う場合にあってはテフロン系のパッキン等）であること。

(3) フランジは、配管に係る常用圧力に応じ、J I S B 2 2 2 0（鋼製管フランジ）、J P I - 7 S - 1 5（石油工業用フランジ）若しくは J P I - 7 S - 6 5（フランジ及びバルブのP-Tレイティング）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものを用いること。

(4) 危令第9条第1項第21号イ（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）の最大常用圧力とは、配管の通常予見される使用形態における最高の使用圧力をいうものとする。

(5) 配管の水圧試験は、配管継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行うこと。この場合において、自然流下により危険物を移送する配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして水圧試験を行うこと。

- (6) 危令第9条第1項第21号ハ（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）に規定する火災等による熱によって容易に変形するおそれのない配管には、J I S K 7013に適合する繊維強化プラスチック管を含まないものとし、及び同号ハただし書（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）に規定する火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所には、地下ピットであってその蓋を鋼板、コンクリートその他これらと同等以上の強度を有する不燃材料で造ったものを含むものとする。（平成10年3月11日付け消防危第23号通知、平成21年6月3日付け消防危第98号通知、平成21年8月4日付け消防危第144号通知）
- (7) 危則第13条の4の配管の外面の腐食を防止するための措置については、次によること。
- ア J I S G 3452（配管用炭素鋼鋼管）（白管に限る。）、J I S G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）、J I S H 4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）、J I S H 4090（アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管）、J I S G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及びJ I S G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）で造られた配管を地上に設置する場合は、危令第9条第1項第21号ニただし書（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）に規定する場合に該当するものとし、同号ニただし書の規定により、危則第13条の4の規定による配管の外面の腐食を防止するための塗装を省略することができるものとする。（平成元年12月21日付け消防危第114号質疑）
- イ 廃止されたJ I S G 3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装は、危告示第3条第1号及び第2号の規定に適合するものとして認められるものとする。（平成23年12月21日付け消防危第302号通知）
- ウ 地下に設ける配管で次に掲げるものは、塗覆装材に危告示第3条第1号の同等以上の防食効果を有するものが用いられており、かつ、塗覆装の方法に同条第2号の同等以上の防食効果を有する方法が講じられているものに該当するものとする。
- （ア） 口径15Aから200Aまでの配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に厚さ1.6ミリメートル以上2.5ミリメートル以下の硬質塩化ビニルを被覆したもの（昭和53年5月25日付け消防危第69号質疑）
- （イ） 配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2ミリメートル以上となるように密着して巻き付け、その上に接着性を有するビニルテープを厚さ0.4ミリメートル以上となるように巻き付け保

護したもの（昭和54年3月12日付け消防危第27号質疑）

(ウ) 架橋ポリエチレンを外層材とし、その内側にゴム・アスファルト系の接着材を塗布したスリーブを配管にかぶせた後、バーナー等の加熱器具で加熱すると、2.5ミリメートル以上の厚さとなるように均一に収縮し、外層材の内側の接着剤が外層材と配管との間を隙間なく埋めるもの（昭和55年4月10日付け消防危第49号質疑）

(エ) 口径15Aから100Aまでの配管にプライマーを塗布し、その上にナイロン12（粉体塗料）を0.6ミリメートル以上の厚さになるように塗装したもの（昭和58年11月14日付け消防危第115号質疑）

エ 危則第13条の4の地下の電氣的腐食のおそれのある場所とは、直流電気鉄道の軌道又はその変電所からおおむね1キロメートルの範囲内にある場所及び電解設備その他これに類する直流電気設備の周辺のうち、次に掲げる場所をいうものとする。（昭和53年11月7日付け消防危第147号質疑）

(ア) 埋設配管の対地電位を10分以上測定した場合における最大電位変化幅が50ミリボルト以上となる場所

(イ) 埋設配管の地表面電位勾配を10分以上測定した場合における1メートル当たりの最大電位変化幅が5ミリボルト以上となる場所

オ 前エ(ア)及び(イ)に掲げる場所に係る対地電位及び地表面電位勾配の測定方法並びに当該場所における配管の電気防食の方式については、次によること。

(ア) 対地電位の測定にあつては、次によること。

a 配管の埋設予定場所の敷地内において、既存埋設配管を利用し、又はサンプル用の配管を埋設し、飽和硫酸銅電極又は飽和カロメル電極を照合電極とした測定を行うこと。この場合において、当該測定は、既存埋設配管又はサンプル用の配管の直上部の地盤面上について、おおむね10メートルごとの間隔（配管の埋設部分の長さが10メートル未満となる箇所にあつては、当該埋設部分の長さに相当する間隔）で照合電極を当てて行うこと。

b 迷走電流の影響が時間帯によって異なると予想される場合の測定は、直流電気鉄道に係る場所にあつては測定場所を電車が通過している時間帯に、その他の場所にあつては直流電気の消費されている時間帯において行うものとする。

(イ) 地表面電位勾配の測定にあつては、次によること。

a 配管の埋設予定場所の敷地の直角2方向について、飽和硫酸銅電極又は飽和カロメル電極を照合電極として測定すること。この場合において、当該照合電極の相互の間隔は、おおむね10メー

トル以上とすること。

b 迷走電流の影響が時間帯によって異なると予想される場合の測定は、前(ア) b の例によること。

(ウ) 電気防食の方式は、次の a から c までに掲げるいずれかの方式を選定するものとする。この場合において、当該方式の意義は、それぞれ当該 a から c までに定めるところによるものとする。

a 流電陽極方式 異種金属間の電位差を利用して防食電流を得る方式（流電陽極として鉄より電位の低い金属（アルミニウム、マグネシウム、亜鉛等）が使用され、かつ、防食電流の流出に伴う流電陽極の消耗の程度に応じた適切な大きさの流電陽極が埋設されたものに限る。）をいう。

b 外部電源方式 直流電源装置を設け、そのプラス極に接続された不溶性電極（高けい素鉄、黒鉛、磁性酸化鉄等）から土壌を通じてそのマイナス極に接続された埋設配管に連続して防食電流を供給する方式をいう。

c 選択排流方式 埋設配管とレールとの間に排流器を接続して、埋設配管に流れる迷走電流をレールに戻し、かつ、レールから埋設配管に流れる電流を遮断する方式をいう。

カ 電気防食は、公益社団法人腐食防食学会が策定した「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン（J S C E S 1 9 0 1 : 2 0 1 9）」に基づき施工することができるものとする。（令和2年3月27日付け消防危第89号通知）

キ 地下に設ける配管のうち、地下室内の架空配管及びピット内の配管（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。）で容易に点検することができるものについては、危令第23条の規定を適用し、これらの配管を地上に設置する配管とみなして、危則第13条の4の規定による地下の電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管及び地下のその他の配管に係る外面の腐食を防止するための措置を講じないことができるものとする。この場合において、これらの配管には、同条の規定により、地上に設置する配管に係る外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

(8) 危令第9条第1項第21号ホ（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）に規定する溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法による接合とは、次のアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる接合をいうものとする。

ア 金属製の配管同士を接合する場合 溶接による接合

イ 強化プラスチック製の配管同士を接合する場合 突き合せ接合又は重ね合せ接合による接合

ウ 金属製の配管と強化プラスチック製の配管を接合する場合 K H K

- の性能評価を受けたトランジション継手による接合
- エ 樹脂製の配管同士を接合する場合 電気融着による接合
- (9) 危令第9条第1項第21号へ（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）の火災予防上安全な構造については、おおむね次に定めるところによるものとする。なお、同号へに規定する設備には、電気加熱式保温設備（自己制御型ヒーター（オート・トレース））を含むものとする。（昭和58年12月1日付け消防危第127号質疑）
- ア 保温又は保冷のために配管に保温材を設ける場合は、不燃材料又はこれと同等以上の性能を有するものを用いるとともに、雨水等が浸入しないように鋼板その他これに類するもので被覆すること。
- イ 加熱設備を設ける配管には温度検出装置を設けるとともに、当該加熱設備の運転状況を常時人がいる場所において監視できるものとする
- ウ 二重管による加熱設備を有する配管は、前イの規定によるほか、配管の伸縮による内管と外管とのずれが起り難い材質及び構造とすること。
- オ 加熱設備又は保温設備は、配管の防食措置に悪影響を与えないように設けること。
- カ 加熱設備は局部的に異常に温度が上昇しない構造とし、かつ、その熱源は、原則として蒸気又は温水とすること。ただし、作業工程上やむを得ず熱源を電気とする場合は、次によること。
- （ア） 非常時には、警報を発するとともに、これと連動して自動的に加熱設備の運転を停止できる構造とすること。
- （イ） 取付部において容易に溶融し、又は脱落しない構造とすること。
- (10) 危則第13条の5第1号及び第2号の規定による支持物については、次によること。
- ア 危則第13条の5第2号に規定する鉄筋コンクリート造と同等以上の耐火性を有するものとは、1時間以上の耐火性能を有し、かつ、容易に脱落しないものをいうものとする。
- イ 次に掲げる場合は、危則第13条の5第2号ただし書の火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合に該当するものとする。
- （ア） 支持物の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該支持物が不燃材料で造られている場合（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- （イ） 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置されており、かつ、当該支持物が不燃材料で造られている場合であって、当該支持物に係る危険物を取り扱う配管が次のいずれかに該当する場合（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- a 高引火点危険物を100度未満の温度で取り扱う配管

- b 引火点が40度以上の危険物を取り扱う配管であって、その周囲に火気等を取り扱う設備の存しないもの
 - c 周囲に危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備及び火気等を取り扱う設備の存しない配管
- (ウ) 火災により危険物を取り扱う配管の支持物である支柱等の一部が変形した場合において、支持物のうち当該支柱等以外の部分により配管の支持が維持される場合（平成元年12月21日付け消防危第114号質疑）
- (エ) 複数の鋼製の支柱等のうち、鉄筋コンクリート造と同等以上の性能を有する材料により耐火被覆されたもののみで十分に危険物を取り扱う配管が支持される場合（平成4年2月6日付け消防危第13号質疑）
- (オ) 支持物に対して屋外消火栓設備、ドレンチャー設備その他の有効な散水設備を設けることその他の火災時において支持物の変形を防止するための措置が講じられている場合（平成2年5月22日付け消防危第57号質疑）
- (カ) 耐火構造又は不燃材料で造られた建築物の外壁（開口部に防火設備が設けられているものに限る。）により危険物を取り扱う配管が有効に支持されている場合
- (11) 危則第13条の5第3号に規定する保護とは、車両の重量その他の荷重に十分耐える構造の厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリートで地盤面を舗装すること、危険物を取り扱う配管の上面から地盤面までの距離を60センチメートル以上確保すること、堅固で耐久力を有し、かつ、配管の構造に対し支障を及ぼさない構造のコンクリート製の防護物により配管を保護することその他これらに類する方法により配管を保護することをいうものとする。
- (12) 次に適合する強化プラスチック製の配管は、危令第9条第1項第21号イからニまで（危令第9条第1項第21号を準用等する場合を含む。）に適合すると解するものとする。この場合において、設置許可申請又は変更許可申請の際に、強化プラスチック製の配管の施工者又は施工管理者に対し、強化プラスチック成形技能士の資格を有する旨を証明する書類の写しを提出するよう指導するものとする。（平成10年3月11日付け消防危第23号通知、平成21年6月3日付け消防危第98号通知、平成21年8月4日付け消防危第144号通知）（◆）
- ア 配管にあつてはJIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に規定する基準に適合する呼び径100ミリメートル以下のものが、管継手にあつてはJIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に規定する基準に適

合するものが使用されていること。

- イ 火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないように、地下に直接埋設され、又は第6号で解する火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。この場合において、地下に直接埋設するときは、次の(ア)から(カ)までに適合し、又は前号で解する危険物を取り扱う配管を保護するための措置のうち、堅固で耐久力を有し、かつ、配管の構造に対し支障を及ぼさない構造のコンクリート製の防護物により配管が保護されているものであること。
- (ア) 埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。以下この(ア)において同じ。）は、次のいずれかに適合するものであること。
- a 地盤面を無舗装、砕石敷又はアスファルト舗装とする場合にあっては、60センチメートル以上の埋設深さであること。この場合において、砕石層又はアスファルト舗装層の厚さは、埋設深さに算入するものとする。
- b 地盤面を厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合にあっては、当該舗装の厚さを含めて30センチメートル以上の埋設深さであること。
- (イ) 掘削面に厚さが15センチメートル以上となるように山砂又は6号砕石等（単粒度砕石6号又は粒の大きさが3ミリメートルから20ミリメートルまでの砕石（砂利を含む。）をいう。以下(オ)において同じ。）を敷き詰め、十分な支持力を有するように小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固められていること。
- (ウ) 強化プラスチック製の配管を並行して設ける場合又は強化プラスチック製の配管と金属製の配管とを並行して設ける場合にあっては、配管相互の間に10センチメートル以上の間隔が設けられていること。
- (エ) 強化プラスチック製の配管を他の配管（強化プラスチック製の配管を含む。）と交差させる場合にあっては、配管相互の間に3センチメートル以上の間隔が設けられていること。
- (オ) 強化プラスチック製の配管を敷設して、舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等で埋戻しした後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固められ、舗装等の構造の下面から強化プラスチック製配管の上面までの厚さが5センチメートル以上であること。
- (カ) 次に定めるところにより、応力の集中を避けるための措置が講じられていること。
- a 強化プラスチック製の配管には、枕木その他の支持材が用いられていないこと。
- b 強化プラスチック製の配管を埋設する際に芯出しに用いた仮設

材は、埋戻し前に撤去されていること。

- c 強化プラスチック製の配管がコンクリート構造物等と接触するおそれのある部分は、ゴムその他の緩衝材により保護されていること。

ウ 接続にあっては、次に適合するものであること。

- (ア) 強化プラスチック製の配管相互の接続は、J I S K 7 0 1 4「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する接着剤とガラステープを用いる突き合せ接合（施工上、突き合せ接合以外の方法では施工できない場合に限る。）、テーパソケットを用いる重ね合せ接合又はフランジを用いるフランジ継手による接合とすること。

- (イ) 強化プラスチック製の配管と金属製の配管との接合は、フランジ継手又はK H Kの性能評価を受けたF R P用トランジション継手とすること。この場合において、極力フランジ継手を用いた接合とするように指導するものとする。（◆）

- (ウ) 接合に使用する接着剤は、強化プラスチック製の配管の製造者が指定するものであること。

- (エ) 地上に露出した金属製の配管と地下に埋設された強化プラスチック製の配管を接続する場合にあっては、次のいずれかの方法によること。

- a 地下ピット内で接続し、かつ、金属製の配管の地盤面からの埋設配管長が65センチメートル以上ある位置で接続すること。ただし、K H Kの性能評価を受けたF R P用トランジション継手とする場合にあっては、地下ピットを設けないことができるものとする。

- b 金属製配管について、耐候性その他の周囲の環境に応じた性能を有する耐火板（J I S A 5 4 3 0「繊維強化セメント板」表1中の0.5けい酸カルシウム板であって25ミリメートル以上の厚さを有するもの、J I S A 6 9 0 1「せっこうボード製品」表1中のせっこうボードであって34ミリメートル以上の厚さを有するもの又はJ I S A 5 4 1 6に適合する軽量気泡コンクリートパネル（A L Cパネル）であって30ミリメートル以上の厚さを有するものその他これらと同等以上の性能を有する材質で造られたものをいい、その地表側に相当の強度を有する鋼鉄その他これと同等以上の耐久性を有する材質で造られた保護カバーが設けられたものに限る。）により地上部と区画した地下ピット内において、当該耐火板から12センチメートル以上離れた位置で強化プラスチック製の配管に接続されていること。この場合において、当該耐火板の金属製の配管が貫通する部分の隙間

が金属パテで埋められていること。

- エ 強化プラスチック製の配管と他の機器との接続部において、強化プラスチック製の配管の曲げ可とう性が地盤変位その他の変位に対して十分な変位追従性を有さず、強化プラスチック製の配管が損傷するおそれがある場合にあっては、強化プラスチック製の配管と他の機器との間に金属製の可とう管が設けられていること。
- オ 強化プラスチック製の配管に附属するバルブ、ストレーナーその他の重量物の重量を直接強化プラスチック製の配管が支えない構造であること。

第2節 製造所及び一般取扱所に係る技術上の基準

製造所及び一般取扱所

1 製造所及び一般取扱所に係る基準については、次に定めるところにより解釈し、及び運用するものとする。

(1) 危令第9条第1項第5号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、壁を設ける製造所及び一般取扱所についての規定であり、壁を設けない製造所及び一般取扱所の設置を禁止する趣旨の規定ではないと解するものとする（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）。この場合において、屋内と屋外のいずれに該当するか判断、建築物に該当するか否かの判断その他の建基法の運用又は解釈に係る判断については、建築部局又は指定確認検査機関との調整により行うものとする。

(2) 壁を設けていない製造所又は一般取扱所の部分が建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分に該当することとなった場合は、当該部分に危令第9条第1項第5号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定の例により、耐火構造の壁を設けること。

（◆）

(3) 製造所又は一般取扱所の用に供する架構形式の工作物については、製造所又は一般取扱所の用に供する建築物に係る基準に準じて設けること。

(4) 製造所又は一般取扱所の内部に休憩室等を設ける場合は、危令第9条又は第19条の技術上の基準によるほか、次によること。（平成14年2月26日付け消防危第30号通知）

ア 休憩室等の内部においては、喫煙所その他の火気を使用する場所を限定すること。

イ 休憩室等の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備を設けるとともに、当該出入口の敷居の高さを15センチメートル以上とすることその他の可燃性の蒸気及び可燃性の微粉の流入を防止するための措置を講ずること。

ウ 休憩室等の内部には、第5種の消火設備を配置することその他の初期消火を有効に行うための措置を講ずること。

(5) 危険物取扱設備に係る基準の解釈及び運用については、次によること。

ア 危令第9条第1項第13号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とは、通常の使用条件に対して十分に余裕を持った容量、強度、性能等を有するように設計された危険物取扱設備の構造をいうものとする。なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち、金属製以外のタンクにあつては、強度、耐熱性及び耐薬品性を有している

ものであること。

イ 危令第9条第1項第13号ただし書（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備とは、フロートスイッチ等の制御装置、戻り管、塗装ブース、混合装置、攪拌装置等の覆い、波返し、受皿、囲いその他これらに類する設備をいうものとする。なお、自然流下による戻り管の内径は、給油管の内径のおおむね1.5倍以上とし、かつ、当該戻り管には、弁を設けないこと。（◆）

(6) 危令第9条第1項第14号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の温度測定装置を設ける場合は、同号に規定する設備の種類、当該設備で取り扱う危険物の特性、測定温度範囲等を十分に考慮して、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものを適切な位置に設けること。

(7) 危令第19条第1項第15号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の危険物を加熱し、又は乾燥する設備については、次によること。

ア 危令第9条第1項第15号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の直火には、可燃性液体、可燃性気体等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当し、及び当該直火以外のものには、水蒸気、熱媒油、温水、熱風（加熱された空気に火粉、鉄さび、乾燥くず、煙、ガス等が混入しないものに限る。）等が該当するものとする。

イ 危令第9条第1項第15号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の防火上安全な場所とは、直火を用いる構造の危険物を加熱し、又は乾燥する設備が危険物を取り扱う場所と不燃材料で造られた床又は壁等で区画されている場所をいうものとする。

(8) 危令第9条第1項第16号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）に規定する圧力計及び安全装置については、次によること。

ア 圧力計は、危険物を取り扱う設備の種類、取り扱う危険物の性質、加圧に係る圧力の範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、圧力の変化を正確に把握することができるものを設置すること。

イ 安全装置は、危険物を取り扱う設備の種類、取り扱う危険物の性質、加圧に係る圧力の範囲等を十分に考慮し、すみやかに安全な圧力とすることができるものを設置すること。なお、破壊板にあっては、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限って用いることができることに留意すること。

(9) 危令第9条第1項第18号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定による静電気除去装置については、次によること。

- ア 危令第9条第1項第18号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）に規定する静電気が発生するおそれのある設備とは、危険物を取り扱う設備のうち、導電率が 1×10^{-8} ジーメンズ毎メートル（S/m）以下の危険物を取り扱うものをいうものとする。
- イ 危令第9条第1項第18号（危令第19条第1項において準用する場合を含む。）に規定する静電気を有効に除去する装置とは、接地による方法（接地抵抗値が1,000オーム以下のものに限る。）、湿度を調整する方法（湿度が常時75パーセント以上に保たれるものに限る。）、不活性ガスによるシール等により爆発性雰囲気形成を回避する方法、添加剤等により液体の導電率を増加させる方法、空気のイオン化等により静電気を中和させる方法、液体の流速を制限する方法その他静電気を除去することができる方法により有効に静電気を除去することができる装置をいうものとする。
- (10) 20号タンクは、その容量が指定数量の5分の1以上のタンク（地下に設置するタンクを除く。）が該当するものであり、その容量が指定数量の5分の1未満のタンクにあつては、危険物取扱設備として取り扱うものとする。（平成10年2月25日付け消防危第16号通知、平成10年3月16日付け消防危第29号通知）
- (11) 危令第27条第6項第4号への規定に基づく危則第40条の7第3号に規定する措置として、移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクに液体の危険物を注入する一般取扱所に当該移動貯蔵タンク内に滞留する可燃性の蒸気を排出する設備を設ける場合は、次によること。（昭和52年3月22日付け消防危第41号質疑、昭和56年10月6日付け消防危第129号質疑）
- ア 移動貯蔵タンク内に滞留する可燃性の蒸気が当該一般取扱所の屋根より高い位置から排出される構造とすること。
- イ 吸引ブローア―その他可燃性の蒸気を排出するために必要な機器は、電気工作物に係る法令の規定の例により設置すること。
- ウ 静電気を有効に除去することができる構造とすること。
- (12) 一般取扱所として規制される発電所、変電所、開閉所その他これらに類する場所の位置、構造及び設備については、危令第23条の規定を適用し、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第6号から第9号まで及び第12号の規定によらないことができるものとし、及び危令第20条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、次に定めるところによるものとする。（昭和40年9月10日付け自消丙予発第148号通知）
- ア 危則第33条第1項第1号に規定する一般取扱所にあつては、第1種、第2種又は第3種の消火設備に代えて第4種の消火設備を設置することができるものとする。

- イ 危則第34条第1項第1号に規定する一般取扱所にあつては、第5種の消火設備を設置しないことができるものとする。
- (13) 棧橋、岸壁等において、危険物を船舶、タンカー等へ積み込み、及び危険物を船舶、タンカー等から積み卸す一般取扱所については、次によること。
- ア 海、河川等に面する部分については、危令第23条の規定を適用し、危令第19条1項において準用する危令第9条第1項第2号の規定を適用しないことができるものとする。（昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号通知）
- イ 棧橋は、不燃材料で造るとともに、波浪、潮流等に対して安全な構造とすること。
- ウ 棧橋に設ける危険物を移送するための配管には、当該配管において取り扱う危険物の品名を表示するとともに、その先端に鋳鋼製の弁を設けること。
- エ 棧橋に設ける照明設備には、灯火を用いないこと。
- オ 指定数量の倍数が10以上の当該一般取扱所のうち、危険物を移送する配管等の部分には、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第19号の避雷設備を設けないことができるものとする。
- (14) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所のうち、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成11年6月2日付け消防危第53号通知）第1各項に定める要件に適合するものにおける危令第23条の規定の適用については、次によることができるものとする。
- ア 同通知第2第1項に規定する一般取扱所については、当該一般取扱所の位置、構造及び設備が同項各号に掲げる基準に適合する場合に限り、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第1号、第2号及び第4号並びに危令第20条第1項の規定を適用しないことができるものとする。
- イ 同通知第2第2項に規定する一般取扱所については、当該一般取扱所の位置、構造及び設備が同項各号に掲げる基準に適合する場合に限り、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第8号まで並びに危令第20条第1項の規定を適用しないことができるものとする。
- 2 危令第9条第2項及び第3項の規定による製造所の特例基準に係る解釈及び運用については、次によること。
- (1) 危令第9条第2項の規定により危則第13条の6第3項に定める危令第9条第1項に掲げる基準の特例に係る基準のうち、同項第1号ニの不活性ガスとは、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和1年政令第129号）第1条に規定する不活性ガスと同じものをいうものとする。

なお、当該不活性ガスとは、高保法第2条に規定する高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）及び空気（液化空気を除く。）をいうものである。

(2) 危令第9条第3項の規定による危則で定める危険物を取り扱う製造所についての特例基準に係る解釈及び運用は、次によること。

ア 危則第13条の8の規定によるアルキルアルミニウム等を取り扱う製造所に係る特例基準については、次によること。

(ア) 危則第13条の8第1号の漏えい範囲を局限化するための設備とは、アルキルアルミニウム等を取り扱う設備の周囲に設けるピット又は流れ止め（安全な場所に設けられた受け槽に円滑に危険物を導入できるよう、内部の床に傾斜を設けたものに限る。）をいうものとする。

(イ) 前(ア)の受け槽は、次によること。

a 耐火性及び耐水性を有するものであること。

b 雨水等の浸入しない構造とし、かつ、アルキルアルミニウム等を取り扱う設備の周囲に設けるピット又は流れ止めと暗きよで接続されたものであること。

c 取扱量が最大となるアルキルアルミニウム等を取り扱う設備に収容できるアルキルアルミニウム等の量以上の容量を有するものであること。

d アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所の出入口に面する場所以外の安全な場所に設けること。

e 受け槽は、危令第9条第1項第2号の危険物を取り扱う建築物その他の工作物に含むものと解し、受け槽の周囲には、アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所が保有することとされる幅の空地を保有すること。この場合において、受け槽を当該製造所の保有空地以外の場所に設置するときにあつては当該受け槽の周囲に保有することとされる空地と当該製造所の周囲に保有することとされる空地を重複することができるものとし、受け槽を当該製造所の保有空地内に設置するときにあつては当該受け槽と当該製造所との間の部分について、当該受け槽の周囲に保有することとされる空地の幅及び当該製造所の周囲に保有することとされる空地の幅をそれぞれ減ずることができるものとする。

イ 危則第13条の10の規定によるヒドロキシルアミン等を取り扱う製造所に係る特例基準については、次によること。（平成13年10月11日付け消防危第112号通知）

(ア) 危則第13条の10第3号に規定する温度の上昇による危険な反応を防止するための措置とは、同号に規定する設備に温度制御

装置又は緊急冷却装置の設置をすること等の措置をいい、同号に規定する設備に対して消火設備を設けることは、当該措置に該当しないものとする。

(イ) 危則第13条の10第3号に規定する濃度の上昇による危険な反応を防止するための措置とは、同号に規定する設備にヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置又はヒドロキシルアミン等の濃度が一定以上となった場合に緊急に爆発のおそれがないと判別される濃度まで当該ヒドロキシルアミン等の希釈を行う装置を設けること等の措置をいうものとする。この場合において、ヒドロキシルアミンを含有するものと第4類の危険物とを反応釜に投入し、おおむね半日以上の間をかけて両者を混合することでヒドロキシルアミンを含有する非危険物の製品を製造する一般取扱所において、当該製品を定期的に採取することができるように当該反応釜にサンプル採取口を設け、かつ、当該製品中のヒドロキシルアミンの濃度を測定できるようにしたものは、ヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置が設置されているものとする。(平成14年3月27日付け消防危第46号質疑)

(ウ) 危則第13条の10第4号の鉄イオン等の混入による危険な反応を防止するための措置とは、ヒドロキシルアミン等が接触する場所をゴム、ガラスその他の絶縁体によりコーティングすること、繊維強化プラスチック等の非金属とすること若しくはステンレス鋼等の鉄イオン等が溶出しにくい金属材料として鉄イオン等の溶出を防止するとともに鉄イオン等の濃度を定期的に測定する装置を同号に規定する設備に設けること又はヒドロキシルアミン等に鉄イオン等との反応を抑制する物質を添加することをいうものとする。この場合において、鉄イオン等には、鉄、銅等の金属イオンを含むものとする。

3 一の一般取扱所として規制する範囲は、製造所と同様に、危険物の取扱いが客観的に一連の行為であるか否か、他の施設からの独立性があるか否か及び災害時の影響等を考慮して総合的に判断し、決定するものとする。この場合において、次の例を参考として当該範囲を決定するものとする。

(1) 内部がA室、B室及びC室の3室に区画されている工場で、A室及びB室においてはそれぞれ危険物を取り扱い、C室においては危険物の取扱いを行わないものは、A室及びB室における1日当たりの最大取扱数量の合計が指定数量以上となる場合にあっては、当該工場の全体を一の一般取扱所として規制するものとする。(昭和39年7月9日付け自消丙予発第65号質疑)

(2) 製油所又は油槽所の構内において、危険物をドラム缶に充填した後に、当該ドラム缶を出荷するまで野積み状態で取り扱っている場合は、

当該ドラム缶の充填作業を行う場所と当該ドラム缶の野積みを行う場所（貯蔵を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）をそれぞれ別個の一般取扱所として規制するものとする。この場合において、当該ドラム缶の野積みを行う場所の周囲に確保する空地の幅は、危令第16条第1項第4号に規定する屋外貯蔵所に係る空地の幅の例によること（◆）。なお、貯蔵を目的とする場合は、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制するものとする。（昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号通知、昭和40年1月19日付け自消丙予発第8号質疑、昭和40年4月15日付け自消丙予発第71号質疑）

(3) 船舶のバラスト水に含まれる廃油を処理するための施設については、次によること。（昭和48年8月2日付け消防予第120号質疑）

ア バラストタンク、オイルセパレーター、ガードベースンその他バラスト水に含まれる油分を分離するための設備が設けられている場所は、一般取扱所として規制する。この場合において、危令第20条第1項第1号の規定により当該場所に第1種、第2種又は第3種の消火設備の設置を要するときは、当該一般取扱所で取り扱うバラスト水に含まれる油分の量が十分に少なく、かつ、火災が生じたとしても分離した油分が短時間で燃え尽きると推定できるときに限り、危令第23条の規定を適用し、当該消火設備の設置を省略することができるものとする。

イ 分離された油を貯蔵するスロップオイルタンクは、屋外タンク貯蔵所として規制するものとする。

ウ バラストタンクは、20号タンクとして取り扱うものとする。この場合において、バラストタンクの通常予見される使用状況において油分の溢流及び突沸現象のおそれがないと認められるときは、危令第23条の規定を適用し、当該バラストタンクに防油堤を設置しないことができるものとする。

(4) 建築物内のオイルポンプにより建築物内のオイルタンクに貯蔵する危険物が送り出され、屋外のプレス機並びに建築物内のオイル清浄機及びオイルクーラーを経てオイルタンクに戻る一連の工程において、1日当たり指定数量以上の危険物が取り扱われる場合は、当該一連の工程に係る場所を一の一般取扱所として規制するものとする。（昭和56年10月7日付け消防危第134号質疑）

(5) 鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を運搬する場合は、危険物を運搬するタンクに危険物を受け入れる場所から自給式ポンプにより危険物を払い出す場所までを一の一般取扱所として規制するものとする。この場合において、危険物を運搬するタンクについては、当該一般取扱所における危険物を取り扱う容器として取り扱うことができるものとする。（昭和58年11月30日付け消防危第

126号質疑)

- (6) 一般取扱所として規制される印刷工場に印刷工程において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理施設として溶剤回収装置を設置した場合は、当該排ガスの回収工程を印刷に係る一連の工程として取り扱い、当該溶剤回収装置を含めた当該印刷工場全体を一の一般取扱所として規制するものとする。なお、有機溶剤を回収して液化させることは、危険物の製造には該当しないものとして取り扱うことに留意すること。(昭和59年6月8日付け消防危第54号質疑)
- (7) 移動タンク貯蔵所により危険物を鉄道貨物駅に移送し、当該鉄道貨物駅の操車場内で別の危険物運搬車に詰め替えを行う場合は、軌道敷の存する場所を保有空地の一部とした一般取扱所として許可することができるものとする。この場合において、危令第20条第1項第1号の規定に基づき危則第33条第1項第1号に定める一般取扱所に第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けることができないときは、危令第23条の規定を適用し、第4種の消火設備(毎秒0.6キログラム以上の消火粉末を60秒以上連続して放射できるものに限る。)及び危則第33条第2項第2号の規定による第5種の消火設備を設ける場合に限り、第3種の消火設備を設置しないことができるものとする。(昭和58年11月16日付け消防危第118号質疑)
- (8) 運搬容器に収納した危険物の荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みを行うトラックターミナルにおいては、これらの取扱いを行う荷扱場及びこれと一体的な構造となっている事務所並びに車両の停留所及び発着所の存する場所を一の一般取扱所として許可することができるものとする(昭和57年8月11日付け消防危第82号質疑)。なお、同質疑に示された東京都内のトラックターミナルにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物並びに当該トラックターミナルの位置、構造及び設備については、次のとおりである。
- ア 取り扱う危険物は、第4類の危険物(特殊引火物を除き、第1石油類及び第2石油類にあっては、塗料及び塗料溶剤に限る。)とする。
- イ 一般取扱所における危険物の最大取扱数量は、指定数量の50倍以下とする。
- ウ 危険物を一時的に保管する場所にはその旨を明示し、一般貨物を保管する場所と明確に区分するものとする。
- エ 危険物を取り扱う建築物が壁体を有しないため、危令第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を設けるものとする。
- オ 建築物の屋根は不燃材料で造るとともに、軽量な不燃材料でふくものとする。ただし、屋根の一部に採光のために網入りガラスを設けるものとする。
- カ 荷扱場の床にあっては、コンクリートにより舗装を行うが、当該

床には貯留設備を設けないものとする。この場合において、貯留設備に代えて油吸着剤又は乾燥砂を設けるものとする。

キ 車両の停留所及び発着所の地盤面にあっては、コンクリートにより舗装を行うとともに、これらに係る範囲を白線等により明示するものとする。

ク 前キの地盤面に設けた排水溝には、油分離装置を設けるものとする。

ケ 消火設備にあっては、屋外消火栓設備を設置するほか、荷役場内に第4種の消火設備（荷役場で取り扱う危険物の消火に適応するものとされるものに限る。）を半径30メートルの円の面積に対して1個以上設置し、及び危険物を取り扱う運送業者の占有場所ごとに第5種の消火設備を1個以上設置するものとする。

コ 警報設備にあっては、自動火災報知設備を設置するものとする。

(9) 灯油又は重油を貯蔵する燃料タンクを設け、当該燃料タンクから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油又は重油を供給する施設を有する共同住宅（その一部に貸事務所又は店舗を有するものを含む。）、学校、ホテル等における一の一般取扱所の範囲については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号通知）によること。

(10) エチルアルコールを水で希釈することにより非危険物を製造する設備について、移動タンク貯蔵所に貯蔵するエチルアルコールを地下貯蔵タンクに注入し、ポンプ設備を使用して配管の中でエチルアルコールと水とを混合する場合は、当該ポンプ設備を一般取扱所として取り扱い、及び地下貯蔵タンクを20号タンクとして取り扱うものとする。（昭和56年7月3日付け消防危第83号質疑）

(11) 法別表第1備考第17号の規定に基づく危則第1条の3第7項第1号の規定により危険物から除かれる動植物油類を貯蔵するタンクに附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の部分において、1日当たり指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は、当該注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等を一般取扱所として取り扱うものとする。この場合において、当該一般取扱所の範囲は、当該注入口から当該タンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管と当該タンクの接合部）までとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

4 危令第19条第2項の規定による一般取扱所の基準の特例に係る解釈及び運用は、次によること。

(1) 部分規制の一般取扱所には、次のア及びイにそれぞれ掲げる区画室単位で規制する一般取扱所（区画された室内全体が一般取扱所として規制されるものをいう。以下同じ。）及び設備単位で規制する一般取扱所（平家建の建築物に設けられた危険物を取り扱う設備（空地がある場合にあっては、空地を含む。）が一般取扱所として規制されるもの及び

建築物の屋上に設置された危険物を取り扱う設備（囲いの周囲の空地を含む。）が一般取扱所として規制されるものをいう。以下同じ。）があり、これらにはそれぞれ当該ア及びイに掲げるものがある。なお、危令第19条第1項及び第2項のいずれの基準も満足する場合は、いずれの基準により一般取扱所を設置するかは、当該一般取扱所の設置者の意思により選択できるものである。

ア 区画室単位で規制する一般取扱所 次に掲げるもの

- (ア) 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第1号、危則第28条の55第2項）
- (イ) 専ら洗浄作業を行う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第1号の2、危則第28条の55の2第2項）
- (ウ) 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第2号、危則第28条の56第2項）
- (エ) 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第3号、危則第28条の57第2項）
- (オ) 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が50未満のもの（危則第28条の54第6号、危則第28条の60第2項及び第3項）
- (カ) 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第7号、危則第28条の60の2第2項）
- (キ) 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第8号、危則第28条の60の3第2項）
- (ク) 蓄電池以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危則第28条の54第9号、危則第28条の60の4第2項）

イ 設備単位で規制する一般取扱所 次に掲げるもの

- (ア) 専ら洗浄作業を行う一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危則第28条の54第1号の2、危則第28条の55の2第3項）
- (イ) 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危則第28条の54第2号、危則第28条の56第3項）
- (ウ) 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危則第28条の54

第3号、危則第28条の57第3項及び第4項)

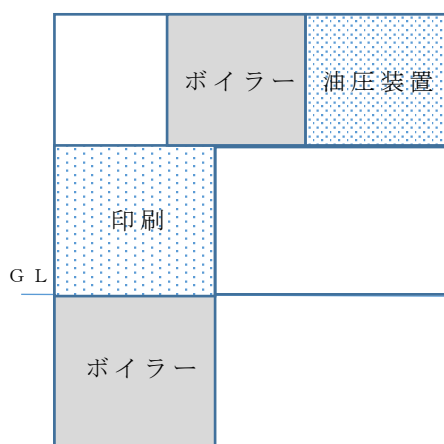
(エ) 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危則第28条の54第6号、危則第28条の60第4項)

(オ) 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危則第28条の54第7号、危則第28条の60の2第3項)

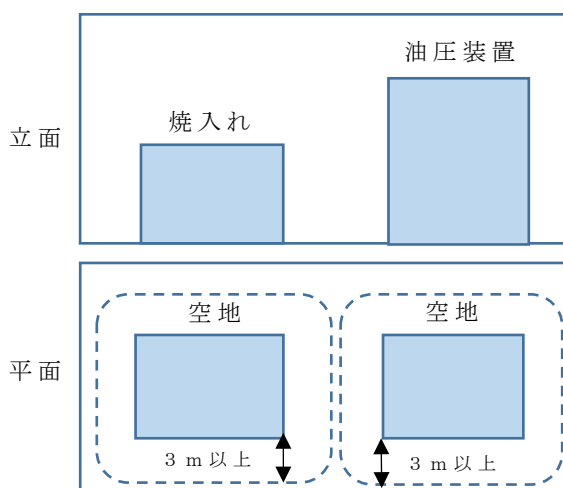
(カ) 蓄電池以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危則第28条の54第9号、危則第28条の60の4第3項)

(2) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合は、当該危険物を取り扱わない工程を含めて一の部分規制の一般取扱所とすることができるものとする。
(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)

(3) 1棟の建築物の中に複数の部分規制の一般取扱所を設置することができるものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)

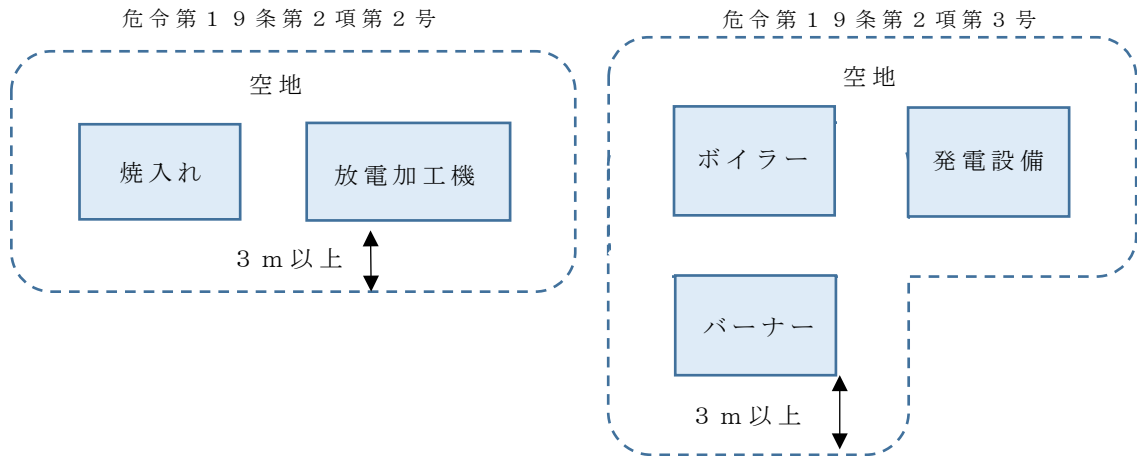


区画室単位で規制する
一般取扱所の複数設置例



設備単位で規制する
一般取扱所の複数設置例

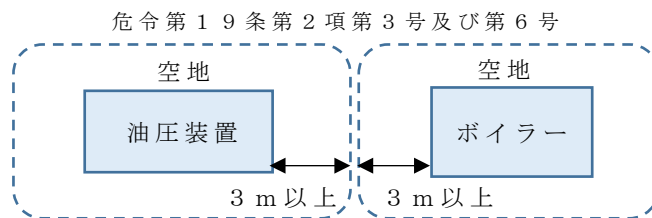
(4) 複数の危険物を取り扱う設備(一の建築物に設けられた複数の設備単位で規制する一般取扱所に設置されたものであり、かつ、当該複数の設備単位で規制する一般取扱所におけるそれぞれの設備による危険物の取扱いの形態が同じであるものに限る。以下この号において同じ。)の周囲に保有する空地にあっては、次の図のように、複数の危険物を取り扱う設備を一の設備とみなして、当該複数の危険物を取り扱う設備の周囲に幅3メートル以上の空地を保有することをもって足りるものとする。
(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)



複数の危険物を取り扱う設備を一の設備とみなして空地を保有する例

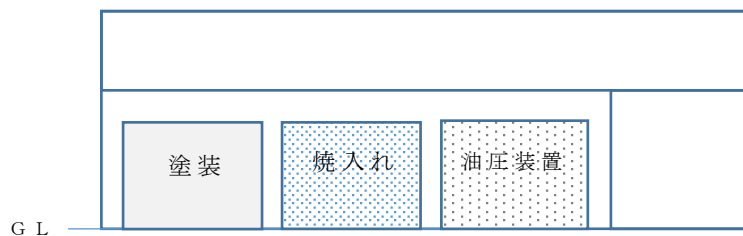
(5) 同一の室に設ける複数の危険物を取り扱う設備における危険物の取扱いの形態が異なるときの取扱いについては、次によること。

ア 当該設備の周囲に保有する幅3メートル以上の空地は、相互に重なってはならないものとする。(平成元年3月1日付け消防危第14号・消防特第34号通知)



同一の室内に設けられた複数の設備の周囲に保有する空地の例

イ 複数の危険物を取り扱う設備が設けられた室にあっては、区画室単位で規制する一般取扱所とすることはできないものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)



区画室単位で規制する一般取扱所とすることができない例

複数の危険物を取り扱う設備(図では、危令第19条第2項第1号、第2号及び第6号に係るもの)が同一の室内に混在している。

(6) 危令第23条の規定の適用により、危令第19条第1項の規定の適用について特例を受けている小口詰め替え専用の一般取扱所の取扱いについては、次によること。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)

ア 平成2年5月23日以前に設置している当該小口詰め替え専用の一般取扱所は、危令及び危則の改正に伴い、改めて危則第28条の54第5号に定める一般取扱所としての許可を受ける必要はないものとする。この場合において、当該小口詰め替え専用の一般取扱所は、危則第28条の54第5号に定める一般取扱所として許可を受けたものとはみなせないものとする。

イ 前アに該当する小口詰め替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設その他の一般取扱所の規模を拡大する変更を行う場合は、原則として当該一般取扱所を危則第28条の54第5号に定める一般取扱所に変更しなければならないものとする。

(7) 内部に区画のない作業所内において、指定数量以上、かつ、指定数量の10倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の危険物を消費するボイラー設備とを離れた場所に設置する場合(それぞれのボイラー設備における危険物の消費量の合計が指定数量の10倍未満の場合に限る。)は、次の全てによることが出来るものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)

ア 当該作業所の存する建築物全体を危令第19条第1項の一般取扱所とする。

イ 当該作業所の存する建築物全体を区画室単位で規制する一般取扱所とし、危則第28条の57第2項に規定する基準を適用する。

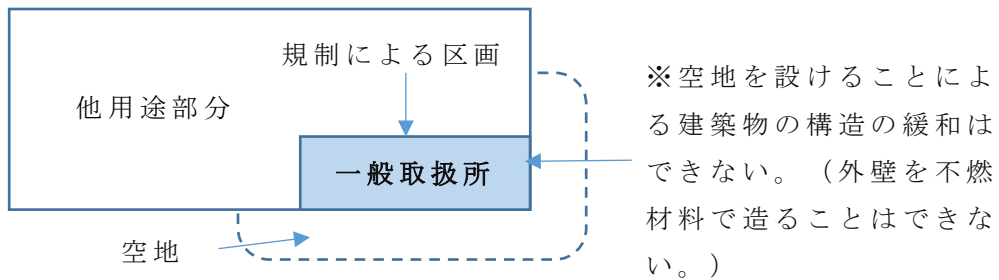
ウ それぞれのボイラー設備を併せて、設備単位で規制する一般取扱所とし、危則第28条の57第3項に規定する基準を適用する。

エ 危険物の消費量が指定数量以上、かつ、指定数量の10倍未満のボイラー設備のみを設備単位で規制する一般取扱所とし、危則第28条の57第3項に規定する基準を適用する。

5 危令第19条第2項の規定による一般取扱所に係る解釈及び運用については、次によること。

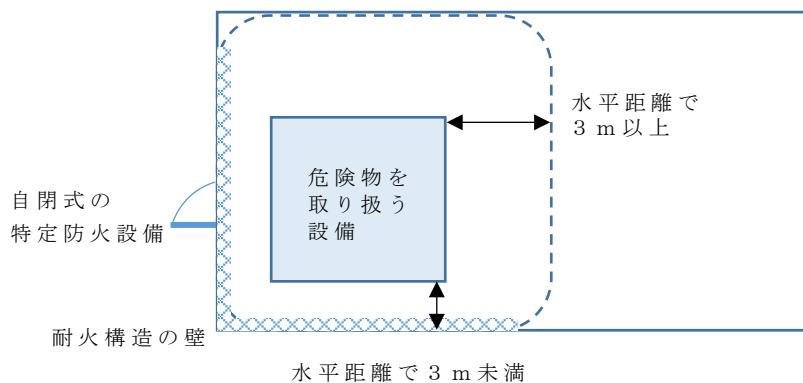
(1) 当該一般取扱所に共通する事項は、次によること。

ア 壁を耐火構造で造ることが必要な区画室単位で規制する一般取扱所は、当該一般取扱所の外壁の周囲に十分な空地が保有されており、かつ、延焼のおそれのある部分を有する建築物が存在しない場合であっても、危令第23条の規定を適用して、当該外壁を不燃材料で造ることができないものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)



外壁を不燃材料で造ることができない例

イ 危則第28条の55の2第3項第2号ただし書、危則第28条の56第3項第1号ただし書、危則第28条の57第3項第1号ただし書及び第4項第7号ただし書、危則第28条の60第4項第1号ただし書、危則第28条の60の2第3項第1号ただし書並びに危則第28条の60の4第3項第4号ただし書に規定する3メートル未満とは、危険物を取り扱う設備から水平距離で3メートル未満の範囲をいうものと解する。(平成2年3月31日付け消防危第28号質疑)



ウ 「耐火構造の構造方法を定める件」第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床は、それぞれ危則第28条の55第2項第2号及び危則第28条の56第2項第1号(危則第28条の55の2第2項第3号、危則第28条の57第2項第1号、危則第28条の60の3第2項第2号及び危則第28条の60の4第2項において引用する場合を含む。)に規定するこれと同等以上の強度を有する構造の壁及び床として取り扱うことができるものとする。(令和5年3月24日付け消防危第63号質疑)

エ 建基法第2条第7号並びに建基令第107条第1号及び第2号(第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定

を受けた耐力壁である間仕切壁及び床は、それぞれ危則第28条の55第2項第2号及び危則第28条の56第2項第1号（危則第28条の55の2第2項第3号、危則第28条の57第2項第1号、危則第28条の60の3第2項第2号及び危則第28条の60の4第2項において引用する場合を含む。）に規定するこれと同等以上の強度を有する構造の壁及び床として取り扱うことができるものとする。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）

オ 危則第28条の55第2項第2号及び危則第28条の56第2項第1号（危則第28条の55の2第2項第3号、危則第28条の57第2項第1号、危則第28条の60の3第2項第2号及び危則第28条の60の4第2項において引用する場合を含む。以下このオにおいて同じ。）の規定にかかわらず、危令第23条の規定を適用し、防火上有効にダンパー等が設けられた換気設備又は可燃性蒸気等排出設備の風道並びに周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆したボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（区画外の部分に存するものに限る。）（以下このオにおいて「排気筒」という。）及び耐火構造の煙道内に設置した排気筒を危則第28条の55第2項第2号及び危則第28条の56第2項第1号の出入口以外の開口部に含まないことができるものとする。（平成2年3月31日付け消防危第28号質疑、平成29年10月30日付け消防危第216号質疑）

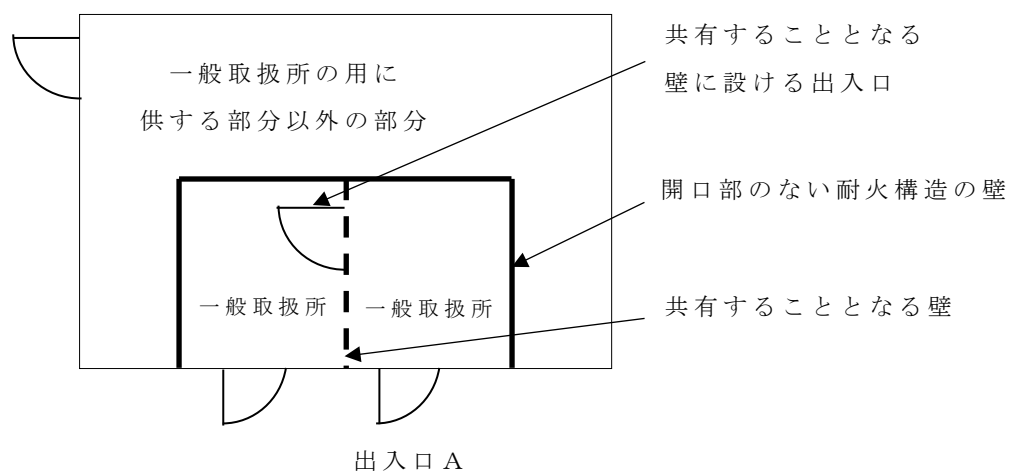
カ 危則第28条の55の2第3項第3号、危則第28条の56第3項第2号、危則第28条の57第3項第2号、危則第28条の60第4項第2号及び危則第28条の60の2第3項第2号の規定により設ける排水溝は、配管ピットと兼用することができるものとする。

キ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において、危令第19条第2項の規定により適用される位置、構造及び設備の技術上の基準（危則第28条の58及び第28条の59に係るものを除く。）に適合する2つの一般取扱所を次の図のように隣接して設置する場合は、次によること。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）

（ア） 隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁及び当該壁に設ける出入口の戸は、当該2つの一般取扱所の規制範囲に含まれるものと解するものとする。

（イ） 一方又は両方の一般取扱所について、危則第28条の55第2項第2号又は第28条の56第2項第1号の基準に適合させる必要がある場合において、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁とする必要がある。

- (ウ) 一方又は両方の一般取扱所について、危則第28条の55第2項第4号の基準に適合させる必要がある場合において、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける必要がある。
- (エ) 例えば、出入口Aを設けないなど、一方の一般取扱所が、もう一方の一般取扱所を経なければ出入りできないような構造とすることができるものとする。
- (オ) どちらの一般取扱所についても、一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の壁で区画されていることから、危則第33条第1項第1号括弧書の当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものに該当するものと解するものとする。



- (2) 危則第28条の54第1号に定める専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所で行われる吹付塗装作業等に該当する作業形態には、次のようなものがあるものとする。
- ア 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- イ 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- ウ 光沢加工及びゴムのり、接着剤等の塗布作業
- (3) 危則第28条の55の2第2項第2号の危険物の過熱を防止することができる装置とは、危険物が一定温度以上になった場合に、危険物を加熱する設備を停止させるための温度制御装置、水冷、空冷等によるオイルクーラー、低温の液体又は気体内にコイル配管を挿入し、危険物の温度を低下させる装置等をいうものとする。
- (4) 危則第28条の54第2号に定める専ら焼入れ作業等を行う一般取

扱所に設置する放電加工機については、次によること。（昭和61年1月31日付け消防危第19号通知）

ア 次に掲げる安全装置等が設けられたものであること。

(ア) 加工液（放電加工における加工部の除去、冷却及び加工くずの排出のために使用される液体をいう。以下この(ア)及び(イ)において同じ。）の温度が最高許容液温（加工槽（放電部分において適量の加工液を満たすための槽をいう。）内の放電加工部分以外における加工液の温度で、使用最高限度の温度をいう。）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

(イ) 加工液の液面が設定液面高さ（工作物の放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つための液面高さをいう。）より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

(ウ) 工具電極（工作物に対向し、工作物を放電加工するための電極をいう。）と工作物との間に炭化生成物（放電によって両極間に生じる高熱により加工液が熱分解した結果発生する炭素を主体とする物質をいう。）が発生し、又は成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

(エ) 加工中に火災を感知した場合に、直ちに加工を停止し、警報を發し、並びに自動及び手動で消火剤を放射することができる消火装置

イ KHKによる放電加工機型式試験確認済証が貼付されたものであること。

(5) 危則第28条の54第3号に定める危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に係る事項については、次によること。

ア 危則第28条の54第3号に規定するボイラー、バーナーその他これらに類する装置（以下この号において「ボイラー等」という。）には、ディーゼル発電設備を含むものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

イ 危則第28条の57第2項第2号の非常用電源に係るものとは、地震時又は停電時等の緊急時の消防用設備等の非常電源として使用する自家用発電設備、病院その他の電力供給を停止することにより重大な支障が生じるおそれのある施設の非常用電源として使用する自家用発電設備等をいうものとする。

ウ 危則第28条の57第2項第2号に規定する地震時に危険物の供給を自動的に遮断する装置とは、地震動を有効に検出し、及び当該地震動によりボイラー等が危険な状態になった場合に、ボイラー等への危険物の供給の遮断を自動で行う装置（手動で復旧するまで当該遮断を継続するものに限る。）をいうものとする。

- エ 危則第28条の57第2項第2号に規定する停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置とは、次に適合する装置（複数の装置を組み合わせることにより、次に適合するものを含む。）をいうものとする。
- (ア) 停電時その他のボイラー等の作動中に電源が遮断された場合に、当該ボイラー等への危険物の供給の遮断を自動的に行うことができ、かつ、当該遮断を手動で復旧するまで継続することその他の再度ボイラー等へ電源が供給された際に危険がない措置を講じられるものであること。
- (イ) ボイラー等の起動時にバーナーに着火しなかった場合又はボイラー等の作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、当該ボイラー等への危険物の供給の遮断を自動的に行うことができ、かつ、当該遮断を手動で復旧するまで継続できるものであること。
- (ウ) ボイラー等に水を入れずに運転した場合又はボイラー等への給水が停止した場合に、当該ボイラー等への危険物の供給を自動的に遮断できるものであること。
- (エ) ボイラー等の温度調節装置（平常運転時において、水若しくは蒸気の温度又は蒸気の圧力を調節する装置をいう。）の機能の停止又はボイラー等の異常燃焼等により過熱した場合に、当該ボイラー等への危険物の供給の遮断を自動的に行うことができ、かつ、当該遮断を手動で復旧するまで継続できるものであること。
- オ ボイラー等の排気筒は、危則第28条の57第2項第1号及び第3項第3号において引用する危則第28条の55第2項第8号並びに危則第28条の57第4項第10号の換気の設備には該当しないものとする。（平成29年10月30日付け消防危第216号質疑）
- カ 危則第28条の57第4項第7号に規定する空地には、架台等（延焼の媒体となるおそれがないものに限る。）により段差（50センチメートル以下のものに限る。）が生じている場所を含むものとする。（平成29年10月30日付け消防危第216号質疑）
- キ 危則第28条の57第4項第3号の規定にかかわらず、同号に規定するキュービクル式の設備の外箱をもって、同号に規定する囲いに代えることができるものとする。
- ク 前キの規定によりキュービクル式の設備の外箱をもって、危則第28条の57第4項第3号に規定する囲いに代える場合において、当該外箱から危険物が外部に漏れるおそれがないときは、危則第28条の57第4項第8号の規定にかかわらず、同号に規定する適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けないことができるものとする。
- (6) 危則第28条の54第4号に定める専ら充填作業を行う一般取扱所に係る事項は、次によること。

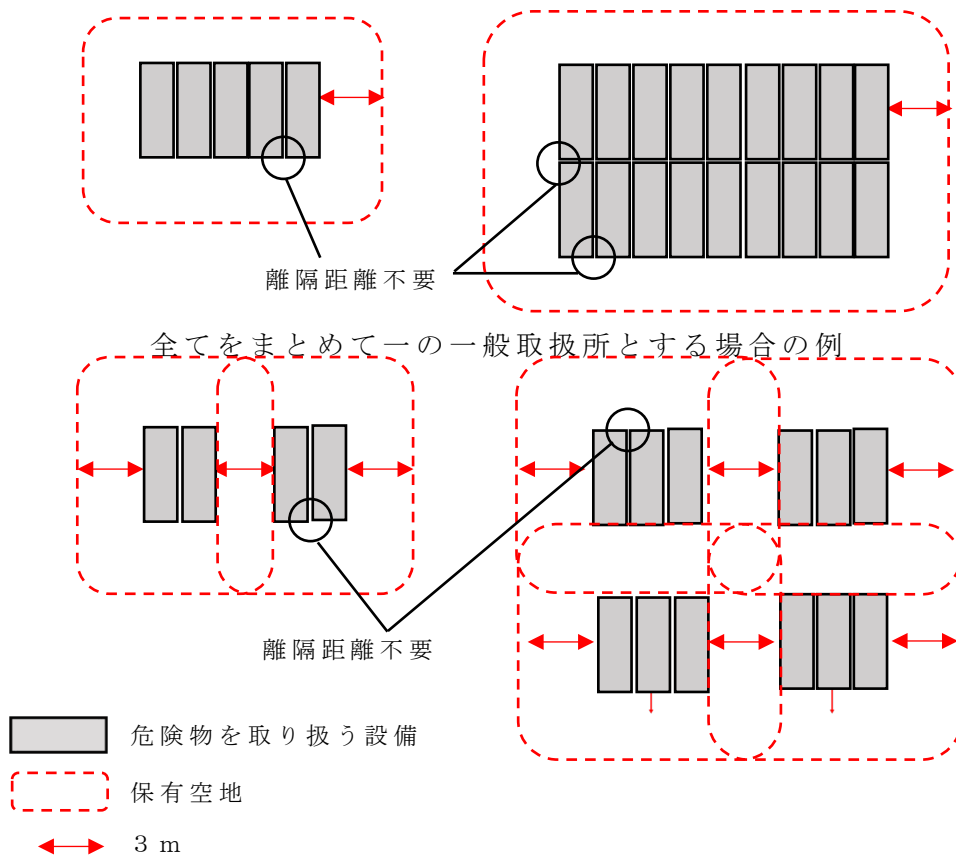
- ア 一の設備を、危則第28条の58第2項第4号に規定する危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下この号において「充填設備」という。）の用と同項第5号に規定する危険物を容器に詰め替えるための設備（以下この号において「詰替設備」という。）の用の両者に供することができるものとする。この場合において、当該一の設備は、車両に固定されたタンクに注入するためのホースと容器に詰め替えるためのホースをそれぞれ別に有するものとするよう指導するものとし（◆）、及びその周囲に同項第4号に規定する空地と同項第5号に規定する空地をそれぞれ別に有していること。
- イ 危則第28条の58第2項第7号においてその例によることとされる危則第24の17第2号及び第3号の規定により、危則第28条の58第2項第4号及び第5号の空地に設ける貯留設備（油分離装置が設けられたものを含む。）及び排水溝は、当該一般取扱所に存する全ての空地で共有できるものとする。
- ウ 危則第28条の58第2項第5号の規定により、詰替設備の周囲に保有する空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものとする。
- エ 充填設備の周囲の空地及び詰替設備の周囲の空地は、相互に重なってはならないものとする。
- オ 充填設備又は詰替設備として固定給油設備又は固定注油設備を設ける場合は、危則第25条の2の規定の例によること。この場合において、危則第25条の2第1号二中「専用タンク内」とあるのは、「危令第9条第1項第20号ハに規定する地下にあるタンク内」と読み替えるものとする。（◆）
- (7) 危則第28条の54第5号に定める専ら詰め替え作業を行う一般取扱所を、耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供されており、かつ、当該一般取扱所の管理について権原を有する者が所有する建築物に限る。）の外壁（当該一般取扱所に隣接し、又は近接して存し、かつ、当該一般取扱所の地盤面から高さ2メートルの範囲内にある部分に開口部がないものであって、当該部分以外の部分に設ける開口部が防火設備であるものに限る。）に接して設ける場合は、危令第23条の規定を適用し、当該外壁を危則第28条の59第2項第10号の規定による塀又は壁とみなすことができるものとする。この場合において、当該外壁については、同号口に掲げる要件を満たす必要はないものとする。
- (8) 危則第28条の54第6号に定める油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所は、危険物を取り扱う設備及び配管その他閉鎖系の一連の設備全体を一の一般取扱所としたものであると解する。
- (9) 危則第28条の54第9号に定める蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に係る事項は、次によること。（令和5年9月

19日付け消防危第251号通知)

ア 当該一般取扱所に設ける危険物を用いた蓄電池設備について、危告示第68条の2の2に規定するこれらと同等以上の出火又は類焼に対する安全性を有するものには、IEC（国際電気標準会議）62619又は62933-5-2並びにUL（米国保険業者安全試験所）9540A又は1973に適合するもの。

イ 危則第28条の60の4第5項第5号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備（危険物を取り扱う設備を屋外に設けた一般取扱所をいう。以下このイにおいて同じ。）を適切に冷却できるように、第1種の消火設備である屋外消火栓設備の設置の基準の例により設けること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該屋外消火栓設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備として取り扱うことができるものとする。

ウ 危則第28条の60の4第5項の一般取扱所について、各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等に複数のコンテナ等をまとめて一の一般取扱所とするときは、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要とする。



複数の一般取扱所とする場合の例

- 6 危令第19条第2項各号のうち一の号に掲げる危険物の取扱いの形態を有し、かつ、当該一の号以外の危険物の取扱いの形態を有する建築物に設けられた一般取扱所（指定数量の倍数が30未満であるものに限る。）であって、次に適合するものについては、危令第23条の規定を適用し、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（第1号才及びカに掲げる危険物の取扱いの形態以外の危険物の取扱いの形態を有しない一般取扱所にあつては、これらの規定並びに同項第18号及び第19号の規定）を適用しないことができるものとする。（平成10年3月16日付け消防危第28号通知）
- (1) 存する危険物の取扱いの形態の全てが次のいずれかに該当するものであること。
- ア 塗装、印刷又は塗布のために、第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）のみを取り扱う形態
 - イ 洗浄のために、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱う形態
 - ウ 焼入れ又は放電加工のために、引火点が70度以上の第4類の危険物のみを取り扱う形態
 - エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で引火点が40度以上の第4類の危険物のみを消費する形態
 - オ 油圧装置又は潤滑油循環装置において、高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う形態
 - カ 切削装置、研削装置その他これらに類する装置において、切削油として高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う形態
 - キ 危険物以外の物を加熱するために、熱媒体油循環装置において危険物（高引火点危険物に限る。）を取り扱う形態
- (2) その位置、構造及び設備が次の基準に適合するものであること。
- ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。ただし、前号エ及びオに掲げる危険物の取扱いの形態のみを有する一般取扱所にあつては、この限りでない。
 - イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造としたものであること。
 - ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、前号才及びカに掲げる危険物の取扱いの形態のみを有する一般取扱所にあつては、この限りでない。
 - エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあつては、上階の床。以下このエにおいて同じ。）を耐火構造としたものであること。ただし、前号ア又はイに掲げる危険物の取扱いの形

- 態を有しない一般取扱所にあつては、屋根を不燃材料で造つたものとすることができる。
- オ 前号エに掲げる危険物の取扱いの形態を有する一般取扱所にあつては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計が指定数量未満であること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満であるものを除く。）の周囲には、危則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いが設けられていること。ただし、前号オ及びカに掲げる危険物の取扱いの形態のみを有する一般取扱所にあつては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることをもって当該囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号ウに掲げる危険物の取扱いの形態を有するものに限る。）には、前号ウに掲げる危険物の取扱いの形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報を発することができる装置が設けられていること。
- ク 危険物を加熱する設備（前号イ又はキに掲げる危険物の取扱いの形態を有する設備に係るものに限る。）は、危険物の過熱を防止することができる装置が設けられているものであること。
- ケ 前号キに掲げる危険物の取扱いの形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものであること。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下このコにおいて同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備が併設されたものでないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合にあつては、この限りでない。
- サ 危則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときのあつては、当該消火設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。
- シ 危則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。
- 7 危令第19条第4項の規定により危則第28条の64に定めるアルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に係る特例基準については、第2項第2号アの規定の例によるものとする。

第3節 貯蔵所に係る技術上の基準

第1 屋内貯蔵所

1 危令第10条第1項に規定する独立した専用の平家建の貯蔵倉庫において危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る事項は、次によること。

(1) 貯蔵倉庫の位置、構造及び設備に係る解釈及び運用については、次によること。

ア 危令第10条第1項第4号の軒高とは、屋内貯蔵所の周囲の地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいうものと解するものとする。(平成元年3月1日付け消防危第14号・消防特第34号通知)

イ 危令第10条第1項第4号の床を地盤面以上に設けるとは、床を5センチメートル以上地盤面より高い位置に設けることをいうものと解するものとする。

ウ 外壁を有しない貯蔵倉庫を設置することは、認められないものとする。

エ 危令第10条第1項第10号の床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とは、床が降雨時における滞水等により浸水するおそれのない高さにあること等をいうものとする。

オ 危令第10条第1項第11号の2の架台の構造及び設備については、危則第16条の2の2の規定によるほか、次によること。

(ア) 架台を新たに設置する場合にあっては、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。この場合において、設計水平震度(K_h)は、静的震度法により、次の式により求めるものとし、及び設計鉛直震度は、設計水平震度の2分の1とすること。ただし、高さが6メートル以上の架台にあっては、応答を考慮し、修正震度法によるものとする。なお、軒高が6メートル以上の貯蔵倉庫に設ける架台その他の建築物と一体の構造となっている架台の構造については、建基法によることができるものとする。(平成8年10月15日付け消防危第125号通知)

$$(K_h) = 0.15 \cdot v_1 \cdot v_2$$

v_1 は、危告示第4条の20第2項第1号の地域別補正係数

v_2 は、危告示第4条の20第2項第1号の地盤別補正係数

(イ) 指定数量の50倍以上の危険物を貯蔵する既設の屋内貯蔵所に現に設置されている架台のうち、前(ア)の規定に適合しないものにあつては、更新、補修等の機会を捉え、前(ア)の規定に適合させること。(平成8年10月15日付け消防危第125号通知)

(ウ) 引火点が低い危険物をできるだけ低い位置に貯蔵することができるものであること。(平成8年10月15日付け消防危第125号通知) (◆)

(エ) 危則第16条の2の2第1項第3号の危険物を収納した容器が容易に落下しない措置とは、当該架台に不燃材料の柵等を設けることその他地震動等による容器の落下を防止するための措置をいうものとする。この場合において、容器の落下試験高さ（危告示第68条の5第2項第1号ニの表の上欄に掲げる危険等級に応じ、同表下欄に掲げる落下高さをいう。）を超える高さの架台で容器を貯蔵するときは、荷崩れ防止バンドによる容器の結束、かご状の柵付きパレット（架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付けたものに限る。）での容器の貯蔵等により容器の一体化を図り、又は架台の開口部に容器の落下防止に有効な柵、綱等を取り付けること。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑、平成8年10月15日付け消防危第125号通知）

カ 危令第10条第1項第15号の規定により通風装置、冷房装置等（電気設備であるもののうち、防爆構造を有しないものに限る。）を設置する場合は、危険箇所以外の場所に設けること。この場合において、貯蔵倉庫に室を設け、当該室内に当該通風装置、冷房装置等を設置するときは、当該室の壁を不燃材料で造るとともに、当該室の出入口（敷居の高さを15センチメートル以上としたものに限る。）には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備を設けること。

キ 貯蔵倉庫内に通路、荷役のための場所又は作業用台車設備を設ける場合は、次によること。（昭和57年5月11日付け消防危第57号質疑）

(ア) 通路を有する屋内貯蔵所については、次によること。

a 図1のような形態の屋内貯蔵所のaからa'までの間及びbからb'までの間について、危令第23条の規定を適用し、危令第10条第1項第6号及び第8号の規定によらないことができるものとする。

b 屋内貯蔵所には、危険物の積卸しのために貨物自動車（積卸し作業中には、原動機を停止するものに限る。）が進入するための通路を設けることができるものとする。

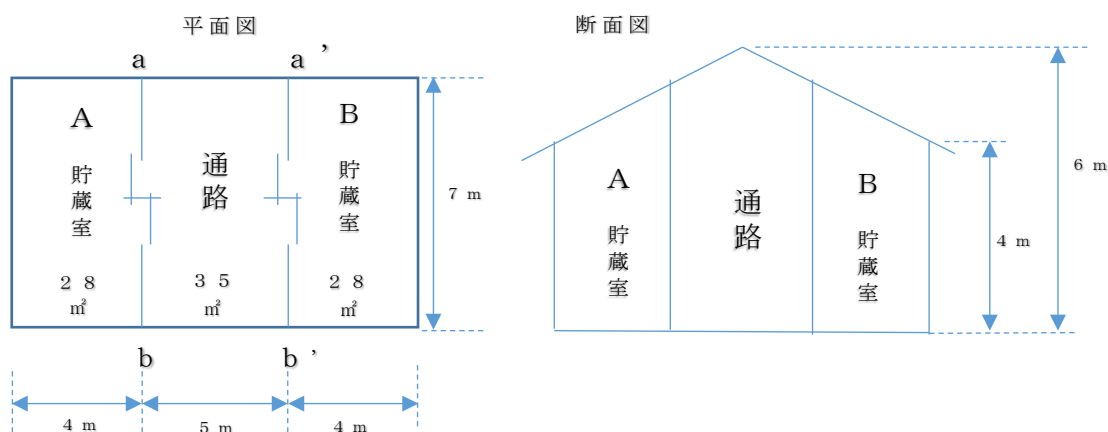


図1

- ・ 通路はコンクリート造である。
- ・ 通路を危険物の積卸し以外の用途に使用することはない。
- ・ a から a' までの間及び b から b' までの間には壁を設けない。
- ・ 貯蔵倉庫の壁にあつては鉄筋コンクリートブロック、はりにあつては軽量鉄骨、屋根にあつては石綿スレートで造られており、かつ、出入口には防火設備又は特定防火設備が設けられている。

(イ) 貨物自動車による危険物の積卸しのために、図 2 のようなひさしを設けた屋内貯蔵所及び図 3 のような荷役のための場所を設けた屋内貯蔵所を設置することができるものとする。なお、当該ひさし及び当該荷役場所については、屋内貯蔵所の一部として規制されることに留意すること。

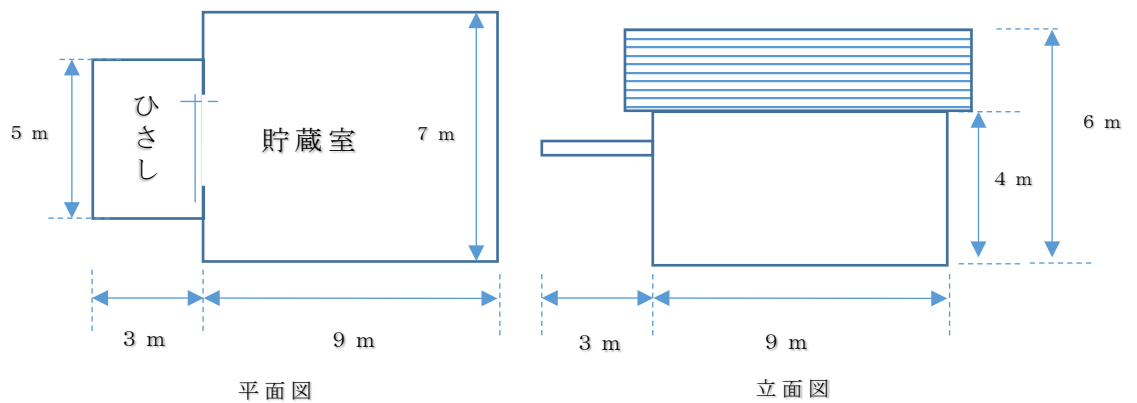


図 2

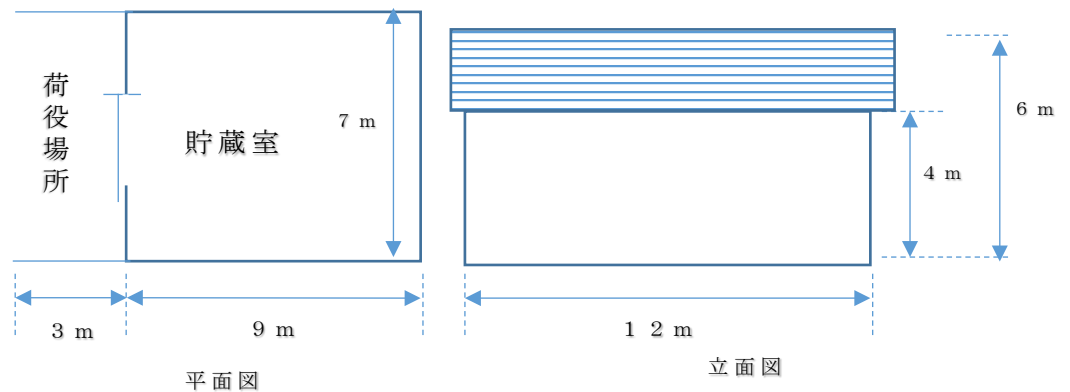


図 3

- ・ 図 2 及び図 3 において、貯蔵倉庫の壁にあつては鉄筋コンクリートブロック、はりにあつては軽量鉄骨、屋根及びひさしにあつては石綿スレートで造られており、かつ、出入口には防火設備又は特定防火設備が設けられている。
- ・ 図 3 の荷役場所の前面には、壁を設けない。

(ウ) 屋内貯蔵所には、危険物の貯蔵場所まで危険物を積載して移動する台車設備を設けることができるものとする。この場合において、図4のように、床に段差を設ける構造としないように留意すること。

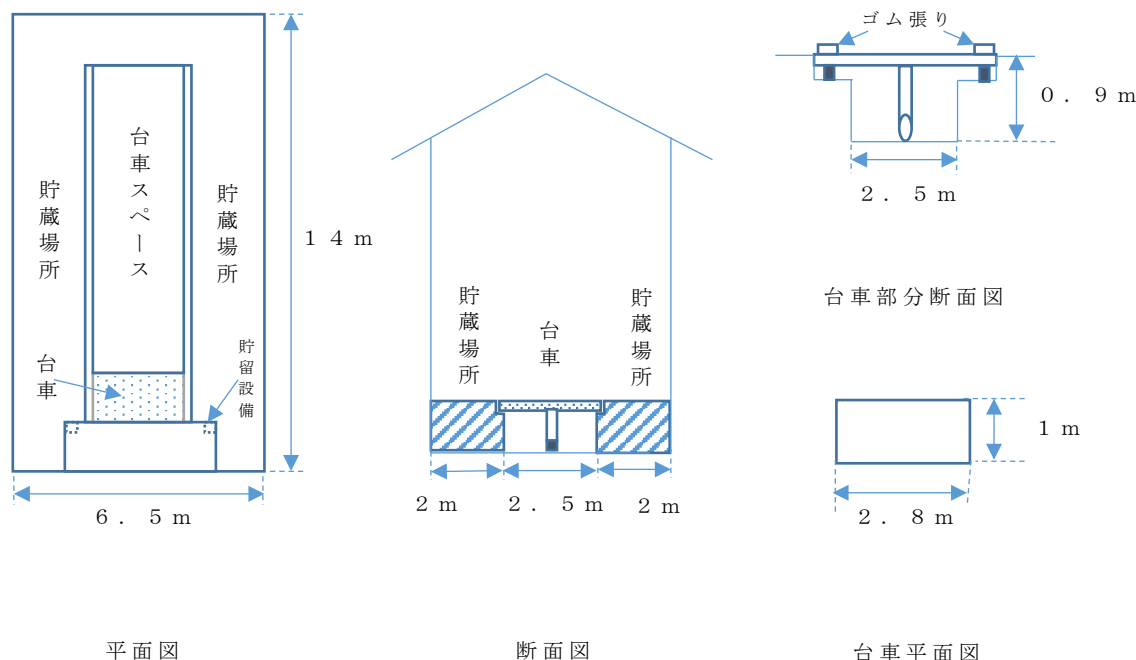


図4

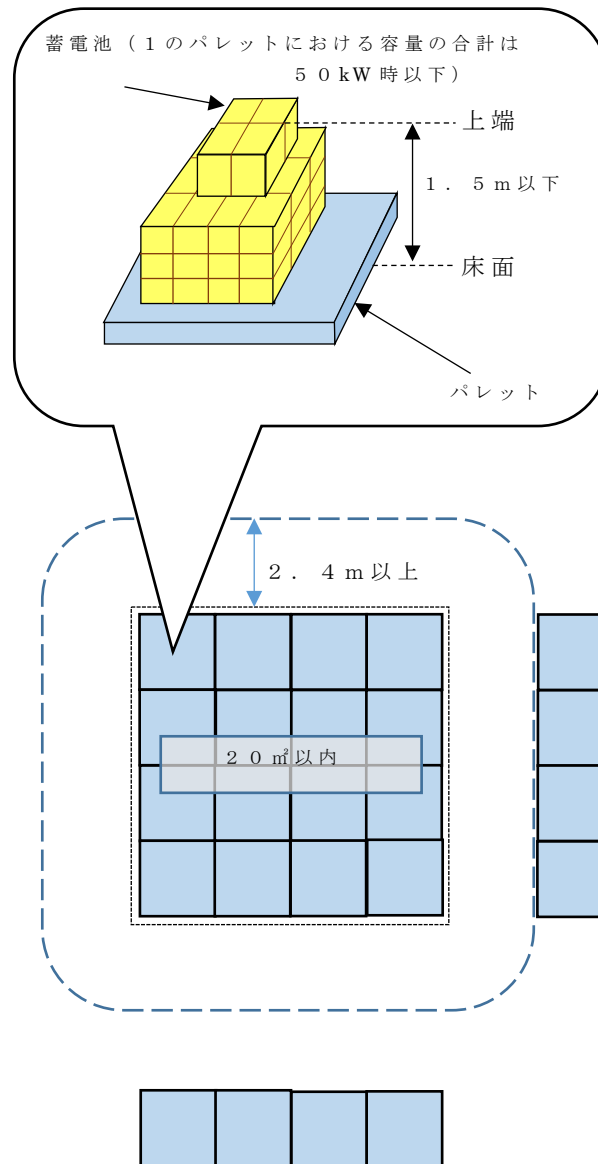
- ・ 屋内貯蔵所の中央に設置した台車に危険物を積載して、移動しながら貯蔵場所に運搬する設備である。
- ・ 台車は、不燃材料で造られており、車輪はゴム製で、火花等の発生する危険性はない。
- ・ 台車は、取外しが可能である。
- ・ 貯蔵倉庫の壁にあっては鉄筋コンクリートブロック、はりにあっては軽量鉄骨、屋根にあっては石綿スレートで造られており、かつ、出入口には防火設備又は特定防火設備が設けられている。

(2) すのこ、パレットその他危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な物品（容易に移動することができるものであって、かつ、必要最小限のものに限る。）にあっては、貯蔵倉庫内に置くことができるものとする。（平成10年3月16日付け消防危第26号通知）

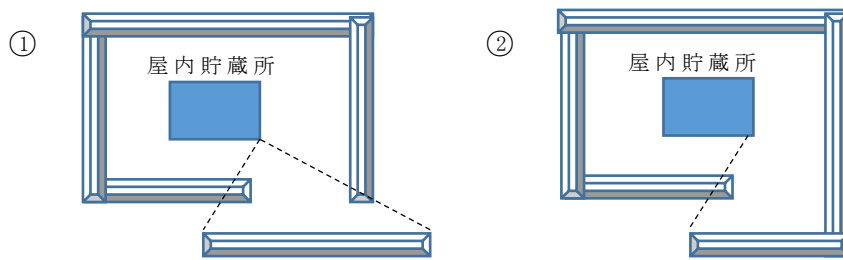
2 危令第10条第2項に規定する貯蔵倉庫が平家建以外の建築物である屋内貯蔵所については、次によること。

(1) 貯蔵倉庫の階に上階がない場合の軒までの高さとは、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいうものと解するものとする。（平成元年3月1日付け消防

- 危第14号・消防特第34号通知)
- (2) 貯蔵倉庫に階段を設ける場合（危令第10条第2項第4号ただし書の規定により階段室を設ける場合を除く。）は、屋外に設けること。
 - (3) 危令第10条第2項第4号ただし書に規定する階段室には、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）は含まないと解するものとする。
 - (4) 換気設備は、階ごとに設けること。ただし、複数の階の換気を有効に行うことができる換気設備を設ける場合は、当該複数の階で換気設備を共有することができるものとする。
- 3 危令第10条第3項に規定する屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所については、次によること。
- (1) 屋内貯蔵所の用に供する部分以外の用途については、問わないものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
 - (2) 「耐火構造の構造方法を定める件」第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床は、それぞれ危令第10条第3項第4号に規定するこれと同等以上の強度を有する構造の壁及び床として取り扱うことができるものとする。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）
 - (3) 建基法第2条第7号並びに建基令第107条第1号及び第2号（第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床は、それぞれ危令第10条第3項第4号に規定するこれと同等以上の強度を有する構造の壁及び床として取り扱うことができるものとする。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）
 - (4) 危令第10条第3項第5号の建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口は、屋外に面すること要しない。この場合において、出入口を屋外に面しない位置に設けた屋内貯蔵所は、危則第33条第1項第2号に定める屋内貯蔵所に該当することに留意すること。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- 4 危令第10条第6項に規定する屋内貯蔵所については、次によること。（令和5年12月28日付け消防危第361号通知）
- (1) 危則第16条の2の8第2項第5号に規定する水が浸透する素材とは、段ボール箱等をいうものとする。
 - (2) 危則第16条の2の8第2項第5号ロ及びハのパレットの材質は、樹脂製以外のものとする。（◆）
 - (3) 危則第16条の2の8第2項第5号ハによる貯蔵方法の例は、次の図を参考にすること。



- (4) 危則第35条の2第3項の消火設備に係る運用は、第5節第1第6項の規定の例によること。なお、危則第35条の2第3項の消火設備については、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成元年3月22日付け消防危第24号通知）の規定を適用しない。
- 5 危令第10条第7項に規定する屋内貯蔵所については、次によること。
- (1) 危則第16条の4第4項に規定する塀又は土盛りについては、次によること。
- ア 堀又は土盛りに切通しの出入口を設ける場合は、次に示す図の例によること。



土盛りに設ける切通しの出入口の例

- イ 屋内貯蔵所の周囲に設ける塀又は土盛りを複数の屋内貯蔵所で共有する場合は、当該塀又は土盛りの部分のうち複数の屋内貯蔵所で共有する部分に通路及び出入口を設けることはできないものとする。
- (2) 危則第16条の6第2項の漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入することができる設備については、前節第2項第2号アの規定の例によること。この場合において、同号ア(ア)及び(イ)中「アルキルアルミニウム等を取り扱う設備の周囲」とあるのは「アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所」と、同号ア(イ)中「取扱量が最大となるアルキルアルミニウム等を取り扱う設備に収容できるアルキルアルミニウム等」とあるのは「屋内貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱うアルキルアルミニウム等」と、「アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所」とあるのは「アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所」と、「当該製造所」とあるのは「当該屋内貯蔵所」と読み替えるものとする。
- (3) 危則第16条の7のヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置については、前節第2項第2号イ(ア)の規定の例によるほか、次によること。(平成14年3月27日付け消防危第46号質疑)
- ア 温度制御装置は、換気設備、可燃性蒸気等排出設備等(ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものに限る。)と兼用したものとすることができるものとする。
- イ 貯蔵し、又は取り扱うヒドロキシルアミン等の熱分析試験により求められる発熱開始温度を、温度制御装置により制御する温度の目標とすることができるものとする。
- 6 危険物をコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所については、次によること。

(1) 危険物を収納するコンテナがタンクコンテナである場合にあっては、次によること。(平成10年3月27日付け消防危第36号通知)

ア 屋内貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるタンクコンテナは、危令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク並びに「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(平成13年4月9日付け消防危第50号通知)に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナとすること。

イ 当該屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準については、次によること。

(ア) アルキルアルミニウム等(危則第6条の2の8に規定するアルキルアルミニウム等をいう。以下この号において同じ。)以外の危険物(危則第16条の3に規定する指定過酸化物を除く。以下この号において同じ。)をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合は、危令第10条(第7項を除く。)、第20条及び第21条の規定の例によること。

(イ) アルキルアルミニウム等をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合は、危令第10条第1項(第8号及び第11号の2を除く。)及び第7項、第20条(第1項第1号を除く。)並びに第21条の規定の例によるほか、次によること。

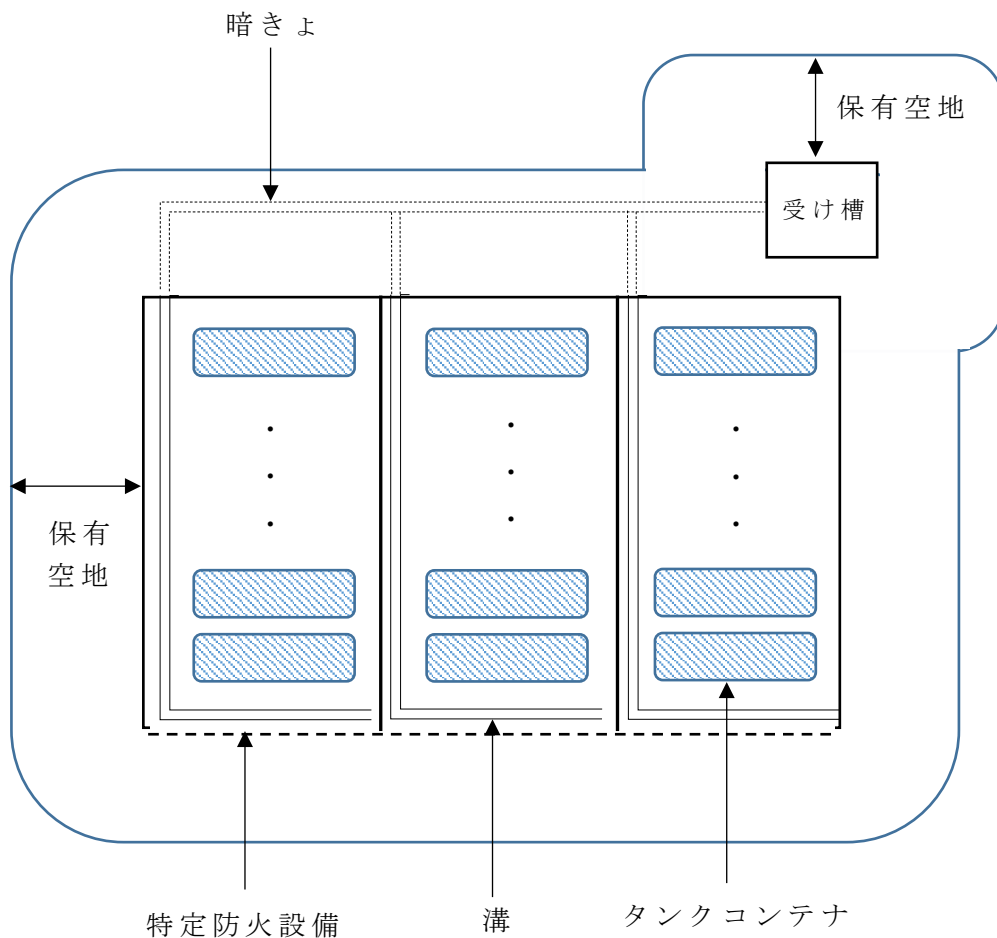
a 貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

b 外壁には、窓を設けないこと。

c アルキルアルミニウム等を収納したタンクコンテナは、架台を設けず直接床に置くこと。

d 危則第16条の6第2項の漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入することができる設備については、前節第2項第2号アの規定の例によること。この場合において、同号ア(ア)及び(イ)中「アルキルアルミニウム等を取り扱う設備の周囲」とあるのは「アルキルアルミニウム等を貯蔵する屋内貯蔵所」と、同号ア(イ)中「取扱量が最大となるアルキルアルミニウム等を取り扱う設備に収容できるアルキルアルミニウム等」とあるのは「屋内貯蔵所において貯蔵するタンクコンテナのうち最も容量が大きいものに収容できるアルキルアルミニウム等」と、「アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所」とあるのは「アルキルアルミニウム等を貯蔵する屋内貯蔵所」と、「当該製造所」とあるのは「当該

屋内貯蔵所」と読み替えるものとする。



- e タンクコンテナに収納したアルキルアルミニウム等を貯蔵する屋内貯蔵所のうち危則第33条第1項第2号に規定する屋内貯蔵所に該当するものにあつては、同条第2項の規定にかかわらず、炭酸水素塩類等の消火粉末を放射する第4種の消火設備をその放射能力範囲が受け槽及び危険物を包含するように設けるとともに、第5種の消火設備を、その能力単位の数値が次に掲げる所要単位の数値に達するように設けること。

(a) 指定数量の倍数が最大となる一のタンクコンテナに収納した危険物の所要単位の数値

(b) 当該屋内貯蔵所の建築物としての所要単位の数値

- ウ 危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危令第24条、第25条及び第26条（第1項第3号、第3号の2、第4号から第6号まで及び第7号から第12号までを除く。）の規定の例によるほか、次によること。この場合において、これらの規定中「容器」とあるのは「タンクコンテ

ナ」と読み替えるものとする。

(ア) アルキルアルミニウム等以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

- a タンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵することができる危険物は、指定過酸化物以外の危険物とすること。
- b 貯蔵倉庫の1階部分で貯蔵すること。
- c タンクコンテナと壁との間及びタンクコンテナ相互間には、危険物の漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。
- d タンクコンテナの積み重ねは2段までとし、かつ、床面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6メートル未満とすること。なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。
- e タンクコンテナのマンホール、注入口、計量口、弁等を閉鎖し、危険物の払出し及び受入れを行わないこと。
- f タンクコンテナ及びその安全装置並びにタンクコンテナに附属する配管は、裂け目、結合不良、極端な変形等による危険物の漏れが起こらないようにすること。
- g タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵室において貯蔵する場合は、それぞれを取りまとめて貯蔵するとともに、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。なお、タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、床面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

(イ) アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前

(ア)c、e及びfの規定によるほか、次によること。

- a アルキルアルミニウム等をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所においては、アルキルアルミニウム等以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱わないこと。ただし、第4類の危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。
- b アルキルアルミニウム等を収納したタンクコンテナ（第4類の危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するものを同時に貯蔵する場合にあっては、当該タンクコンテナを含む。）の容量の総計は、指定数量の1,000倍以下とすること。ただし、開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁で屋内貯蔵所の他の部分と区画されたものにおいて、一の区画ごとのタンクコンテナの容量の総計を指定数量の1,000倍以下とすること。

- c タンクコンテナは、積み重ねないこと。
- d タンクコンテナに収納したアルキルアルミニウム等と容器に収納したアルキルアルミニウム等は、同一の屋内貯蔵所（bただし書に規定する壁で完全に区画された室が2以上ある屋内貯蔵所においては、同一の室）において貯蔵しないこと。
- e 漏れたアルキルアルミニウム等を導入するための受け槽に滞水がないことを1日に1回以上確認すること。ただし、滞水を検知し、及び警報することができる装置が設けられている場合は、この限りでない。
- f 危則第40条の2の4第2項に規定する用具を備え付けておくこと。

(2) 危険物を収納するコンテナがドライコンテナである場合にあつては、次によること。（令和4年12月13日付け消防危第283号通知）

ア 屋内貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるドライコンテナは、第1章第2節第3第2項第3号ア(イ)a及びbの規定に適合するものであること。

イ ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、床面からドライコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。

ウ ドライコンテナの外側に行う表示は、収納する危険物が同一の品名のものである場合にあつては、重複した表示とすることを要せず、その数量については、当該ドライコンテナ内の数量の内訳を記載した上で合算した表示とすることができるものとする。

第2 屋外タンク貯蔵所

1 屋外タンク貯蔵所に係る一般的事項については、次によること。

(1) 昭和51年政令第153号及び昭和51年省令第18号（昭和51年6月16日施行。以下「153号政令等」という。）の施行前に許可を受け、153号政令等の施行後の危令第11条第1項第2号及び第15号の基準に適合しなくなった既設の屋外タンク貯蔵所を廃止して、引き続きその位置に新たに屋外タンク貯蔵所を設置しようとする場合で、次に適合するときは、危令第23条の規定を適用し、危令第11条第1項第2号及び第15号（危則第22条第2項第4号から第8号まで及び第11号に係るものに限る。）の規定によらないことができる。（昭和51年10月30日付け消防危第77号通知）

(ア) 新設の屋外貯蔵タンクの直径（横置きの場合の屋外貯蔵タンクにあつては、縦及び横の長さをいう。以下この(ア)において同じ。）及び高さが既設の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下のものであること。

(イ) 新設の屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵する危険物は、既設の屋外

貯蔵タンクにおいて貯蔵していた危険物の引火点以上の引火点を有すること。

(ウ) 屋外貯蔵タンクには、「「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準について」」（昭和55年7月1日付け消防危第80号通知）別添1「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」による冷却用散水設備を設けること。ただし、引火点が70度以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、延焼防止上有効な放水銃等を設けることができるものとする。

(エ) 新設の屋外貯蔵タンクの位置は、153号政令等の施行前の危令第11条第1項第2号の規定に適合するものであること。

(2) 屋外貯蔵タンクの高さは、可能な限り20メートル以内とすること。

(昭和39年10月1日付け自消丙予発第109号質疑) (◆)

(3) 原則として新設の屋外貯蔵タンクに係る屋外貯蔵タンク間の連絡歩廊（以下「歩廊橋」という。）を設置することはできないものとする。ただし、屋外貯蔵タンクと歩廊橋が独立している場合は、この限りでない。

(3) 既設の屋外貯蔵タンクに係る歩廊橋については、次によること。

(平成8年10月15日付け消防危第125号通知)

ア 地震動によるタンク間相互の変位によりタンク本体を損傷するおそれがない構造であるとともに、落下防止を図るため変位に対し追従できる可動性を有するものであること。この場合において、歩廊橋が持つべき最小余裕代は、歩廊橋が取り付けられているタンクにおいて、それぞれの歩廊橋の地盤を起点とした取り付け高さの和に0.03を乗じた値以上であること。

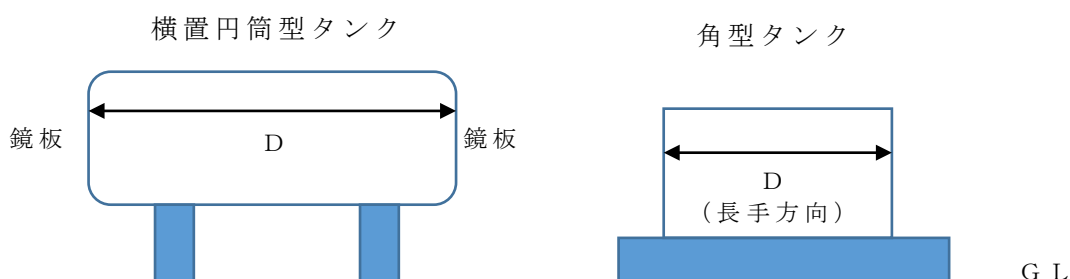
イ 歩廊橋には、想定変位量を超える変位を考慮し、落下防止のためのチェーン等を取り付ける等の措置を講ずること。

2 危令第11条第1項の屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準については、によること。

(1) 保安距離については、第1節第2第1項の規定によるほか、保安距離を計測する際は、屋外貯蔵タンクの側板（当該屋外貯蔵タンクの側板に取り付けたマンホール、保温材等を含まない。）の外面を起点とすること。ただし、屋外タンク貯蔵所のうち「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成27年4月24日付け消防危第91号質疑）別紙に定める屋外貯蔵タンクを設置するものにあつては、当該屋外貯蔵タンク等の外側を被覆する鉄筋コンクリートの外面を起点とすること。

(2) 危令第11条第1項第1号の2に規定する距離（以下この号において「敷地内距離」という。）については、次によること。

- ア 危令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 の表の下欄のタンクの高さとは、当該タンクの固定方法にかかわらず、屋外貯蔵タンクに係る防油堤内の地盤面から次に掲げる部分までの高さをいうものとする。
- (ア) 縦置円筒型、横置円筒型及び角型の屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの側板の最上段の上端
- (イ) 球型の屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクを形成する板（球殻板）の最上部（昭和 40 年 5 月 6 日付け自消丙予発第 86 号質疑）
- (ウ) 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 27 年 4 月 24 日付け消防危第 91 号質疑）別紙に定める屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンク等の外側を被覆する鉄筋コンクリートの部分のうち当該屋外貯蔵タンクの上部にあるものの外面
- イ 危令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 の表の下欄のタンクの水平断面の最大直径とは、当該タンクの内径をいうものとする。
- ウ 危令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 の表の下欄に規定するタンクの横の長さとは、横型のタンクの長手方向の内寸をいうものとする。



- エ 敷地内距離を計測する際は、屋外貯蔵タンクの側板（当該屋外貯蔵タンクの側板に取り付けたマンホール、保温材等を含まない。）の外面を起点とすること。ただし、屋外タンク貯蔵所のうち「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 27 年 4 月 24 日付け消防危第 91 号質疑）別紙に定める屋外貯蔵タンクを設置するものにあつては、当該屋外貯蔵タンク等の外側を被覆する鉄筋コンクリートの外面を起点とすること。
- オ 危則第 19 条の 2 第 1 号の不燃材料で造った防火上有効なへい及び同条第 3 号の防火上有効な水幕設備については、次によること。
- (ア) 不燃材料で造った防火上有効なへいは、原則として敷地境界線の位置に設けること。
- (イ) 不燃材料で造った防火上有効なへい及び防火上有効な水幕設備の構造及び防護範囲は、「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に

関する運用基準」について」（昭和55年7月1日付け消防危第80号通知）によること。

カ 危則第19条の2第2号に規定する地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないとき及び同条第4号に規定する敷地境界線の外縁に、危告示で定める施設が存在するときにあっては、何らの措置を講じなくても、市町村長等が定めた距離を敷地内距離とすることができるものとする。ただし、当該敷地境界線の外縁に存する道路であって、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、危則第19条の2第4号に規定する危告示で定める施設には該当しないものとして取り扱うものとする。（昭和51年7月8日付け消防危第22号通知）

キ 危則第19条の2第2号の地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこととは、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して海、湖沼、河川若しくは水路又は都市計画法第9条第13項の工業専用地域内の空地若しくは工業専用地域となることが確実である埋立中の土地が存在すること等をいうものとする。なお、これらのものが2以上連続して存する場合も、同様とする。（昭和51年7月8日付け消防危第22号通知）

ク 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地、公園、危告示第4条の2の2第3号に掲げる道路以外の道路等が屋外タンク貯蔵所の存する事業所に隣接する場合は、不燃材料で造った防火上有効な塀又は防火上有効な水幕設備を設置しなければ、市町村長等が定めた距離を敷地内距離とすることができないものとする。（昭和51年7月8日付け消防危第22号通知）

(3) 保有空地については、第1節第2第2項の規定によるほか、次によること。

ア 保有空地を計測する際は、屋外貯蔵タンクの側板（当該屋外貯蔵タンクの側板に取り付けたマンホール、保温材等を含まない。）の外側を起点とすること。ただし、屋外タンク貯蔵所のうち「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成27年4月24日付け消防危第91号質疑）別紙に定める屋外貯蔵タンクを設置するものにあつては、当該屋外貯蔵タンク等の外側を被覆する鉄筋コンクリートの外側を起点とすること。

イ 屋外タンク貯蔵所（「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成27年4月24日付け消防危第91号質疑）別紙に定める屋外貯蔵タンクを設置する屋外タンク貯蔵所を除く。）の防油堤内に保有空地を設けることは必ずしも必要でないとして、防油堤内に保有空地を設けた場合においても、当該防油堤の周囲には、

消火活動に必要な1メートル以上の幅の空地を確保するよう指導するものとする。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)
(◆)

ウ 屋外貯蔵タンク相互間の空地に係る危令第11条第1項第2号ただし書の規定は、同一敷地内で隣接するタンク相互間の空地のみについて適用されるものであり、タンク周囲の全ての空地について適用されるものではないことに留意すること。(昭和39年5月18日付け自消丙予発第41号質疑)

(4) 危令第11条第1項第3号に規定する標識及び掲示板については、第1節第2第3項の規定によるほか、次によること。

ア 標識及び掲示板を屋外貯蔵タンクに直接表示することはできないものとする。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)

イ 屋外タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量及び品名又は名称をそれぞれの屋外貯蔵タンクに記載した場合は、危令第23条の規定を適用し、見やすい箇所にタンク群ごと一括して標識及びタンク群に属する屋外タンク貯蔵所に係る掲示板を設けることができるものとする。この場合において、一括して設ける各掲示板には、当該各掲示板に係る屋外タンク貯蔵所を特定するための措置を講ずること。(昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号通知)

(5) 危令第11条第1項第3号の2の特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤については、次によること。

ア 特定屋外貯蔵タンクの地盤については、次によること。

(ア) 地盤に係る試験については、次によること。(昭和52年3月30日付け消防危第56号通知)

a 危則第20条の2第2項第2号イに規定する試験を行う箇所は、基礎の外縁が地盤面と接する線で囲まれた範囲内で、かつ、地盤の性状から判断して試験が必要であると認められる箇所とする。この場合において、平板載荷試験は、3箇所以上で行うこと。

b 危則第20条の2第2項第2号ロ(3)に規定する試験については、次によること。

(a) 圧密度試験は、沈下板測定法(地盤に埋設した沈下板の沈下を測定する方法をいう。以下同じ。)により行うこと。ただし、沈下板測定法により圧密度試験を行っている場合において、当該圧密度試験によって圧密度の測定を継続することが困難であると認められるときは、当該圧密度試験を行った地盤の試料を採取し、これについて圧密度を測定するに足る試験を行うことにより、圧密度を推定することができるものとする。

(b) 圧密度試験を行う箇所は、地盤の表面及び地盤の改良深さの底部について行う試験を一の箇所(以下「部分試験箇所」と

いう。)とし、部分試験箇所数は、地盤の設計条件、工事経過、施工管理等から判断して、試験を行うことが必要であると認められる数とすること。この場合において、部分試験箇所における地盤の表面及び地盤の改良深さの底部は、相互に近接した箇所とすること。

(c) 標準貫入試験を行う箇所は、地盤の設計条件、工事経過、施工管理等から判断して、試験を行うことが必要であると認められる箇所とすること。

(イ) 深層混合処理工法（原地盤にセメント等による安定剤の攪拌混合処理を行い、固化作用により地盤の堅固さを確保する工法をいう。）を用いた地盤は、危則第20条の2第2項第2号ハに規定するイ又はハと同等以上の堅固さを有する地盤に該当するものとして取り扱うことができるものとする。（平成7年11月2日付け消防危第150号通知）

イ 特定屋外貯蔵タンクの基礎については、次によること。

(ア) 危則第20条の2第2項第4号に規定する平板載荷試験を行う箇所については、次によること。（昭和52年3月30日付け消防危第56号通知）

a 屋外貯蔵タンク側板の直下の基礎の表面（屋外貯蔵タンク側板の直下に基礎を補強するための措置を講じたものを除く。）については、当該屋外貯蔵タンクの円周上におおむね30メートルの等間隔にとった点とすること。

b 前aの規定によるほか、基礎の表面を1辺がおおむね10メートルから20メートルまでの正方形で覆われるように分割し、当該正方形で囲まれた範囲ごとに任意の1点とすること。

c a又はbの点の数がそれぞれ3未満である場合は、それぞれ3箇所とすること。

(イ) 危告示第4条の11第3項第3号に規定する基礎を補強する砕石リングの堅固さを確認するための平板載荷試験を行う箇所は、当該砕石リングの天端上におおむね30メートルの等間隔にとった点とすること。この場合において、当該点の数が3未満であるときは、3箇所とすること。（昭和52年3月30日付け消防危第56号通知）

ウ 危則第20条の2第2項第2号ハ及び第4号に規定する同等以上の堅固さを有するものとしての杭くわいに関する基準並びに同条同項第4号に規定する同等以上の堅固さを有するものとしてのリング（鉄筋コンクリート環状構造物）に関する基準については、「杭くわい又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」（昭和57年2月22日付け消防危第17号通知、平成元年9月22

日付け消防危第90号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知)によること。

(6) 危令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤については、次によること。

ア 調査に関する事項については、次によること。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知、平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)

(ア) 地盤の支持力、沈下量及び液状化判定を行うための土質定数を求める場合は、原則として屋外貯蔵タンク1基当たり地盤内(危告示第4条の22の3に規定する範囲内)の1箇所以上のボーリングデータに基づき土質定数の決定を行うこと。ただし、地盤層序が明らかなきときは、屋外貯蔵タンクを包含する地盤外の3箇所以上のボーリングデータに基づき土質定数の決定を行うことができるものとする。この場合において、屋外貯蔵タンクを包含するとは、屋外貯蔵タンク全体又は屋外貯蔵タンクがボーリング箇所を結んだ図形の内側にある状態をいうものとする。なお、当該ボーリング箇所の間隔は、最大で70メートル程度とすること。

(イ) 前(ア)に規定する土質定数の決定に当たっては、既存の土質調査結果の活用ができるものとする。

(ウ) ボーリング調査の深度は、地盤の支持力及び沈下量を検討するために必要な深度まで行うものとする。ただし、液状化の判定を目的として調査を行う場合は、当該液状化の判定に必要な深さまで行うことをもって足りるものとする。なお、地盤が液状化しないことが確認できる資料を提出することにより、液状化判定のためのボーリング調査を省略することができるものとする。

(エ) 局部すべりの検討のための土質試験を行う場合は、原則として局部すべりを検討する範囲内の土質定数(内部摩擦角、粘着力)を求めることとし、屋外貯蔵タンク1基当たり1箇所以上の試験を行うこと。なお、基礎の施工条件が同一と認められる範囲を3箇所以上の試験結果から想定し、当該試験結果を複数の屋外貯蔵タンクへ適用することができるものとする。

イ 基礎に関する事項については、次によること。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知、平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)

(ア) 危告示第4条の22の9に規定する基礎(以下「盛り土形式の基礎」という。)の構造については、次によること。

a 締固めが完了した後に盛り土形式の基礎を掘削しないこと。ただし、危告示第4条の22の7に規定する液状化のおそれのある地盤(砂質土であって、危告示第4条の22の6各号のいずれか

に該当する地質の地盤をいう。以下同じ。)に設置することができる基礎の構造に変更する場合は、この限りでない。この場合において、当該盛り土形式の基礎の埋め戻し部分は、粒調碎石、ソイルセメント等により盛り土部分が部分的に沈下しないよう締め固めること。

b 盛り土形式の基礎の表面は、側板の外部にあり、かつ、側板の近傍にある基礎表面を等間隔に4等分し、4箇所に分けられた基礎表面のうち一の基礎表面と当該一の基礎表面に隣接する基礎表面との高低差が10ミリメートル以下となるように仕上げること。

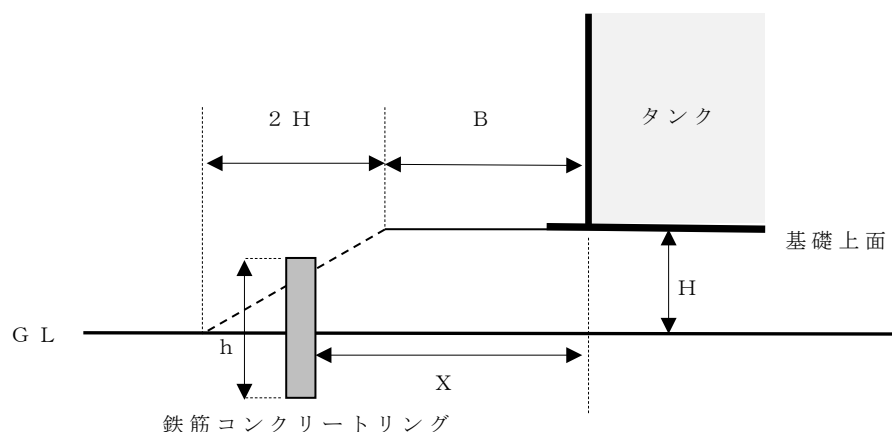
(イ) 液状化のおそれのある地盤に設置することができる基礎の構造については、次によること。

a 使用する鉄筋コンクリートの設計基準強度は、21ニュートン毎平方ミリメートル以上、許容圧縮応力度は7ニュートン毎平方ミリメートル以上のものであること。また、鉄筋の許容応力度は、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」(SR235、SD295に係る規格に限る。)のうちSR235を用いる場合にあつては140ニュートン毎平方ミリメートル、SD295を用いる場合にあつては180ニュートン毎平方ミリメートルとすること。

b 常時及び地震時のタンク荷重により生ずる鉄筋コンクリート部材応力が、前aに定める鉄筋及びコンクリートの許容応力度以内であること。なお、鉄筋コンクリート製のスラブは当該スラブに生ずる曲げモーメントによる部材応力に対して、鉄筋コンクリートリングは土圧その他の当該コンクリートリングに作用する荷重によって生ずる円周方向引張力に対して、それぞれ安全なものであること。

c 次の(a)から(c)までに掲げる基礎の構造ごとに、それぞれ当該(a)から(c)までに掲げる規定に適合すること。なお、既設の準特定屋外タンク貯蔵所のうち、(a)に掲げる基礎を有するものにあつては当該(a)に掲げる規定のうちiに掲げる規定に適合することが図面等で確認できれば、当該(a)に掲げる基礎であるものと、(b)に掲げる基礎を有するものにあつては当該(b)に掲げる規定のうちiに掲げる規定に適合することが図面等で確認できれば、当該(b)に掲げる基礎であるものと、(c)に掲げる基礎を有するものにあつては当該(c)に掲げる規定のうちiからiiiまでに掲げる規定に適合することが図面等で確認できれば、当該(c)に掲げる基礎であるものとして取り扱うことができるものとする。
(a) 鉄筋コンクリートスラブ基礎(危告示第4条の22の7第1号)

- i スラブ厚さは、25センチメートル以上であること。
 - ii 厚さ25センチメートル以上の砕石層を設置すること。
 - iii 砕石層の法止めを設置すること。
 - iv スラブ表面に雨水を排水するための勾配を付けること。
 - v 砕石層の排水のための排水口を3メートル以内の間隔に設置すること。
 - vi 犬走りの勾配は、20分の1以下とするとともに、当該犬走りは、アスファルト等により保護すること。
- (b) 側板の直下に設置された一体構造（円周方向の鉄筋が連続した鉄筋コンクリート構造をいい、ブロック構造を除く。）の鉄筋コンクリートリング基礎（危告示第4条の22の7第2号）
- i 鉄筋コンクリートリングの寸法は、幅30センチメートル以上で、かつ、高さ40センチメートル以上であること。
 - ii リング頭部とタンク底板との間に、適切な緩衝材を設置すること。
 - iii 引張鉄筋の継手位置は、一断面にそろわないように相互にずらすこと。
 - iv 排水口は、3メートル以内の間隔で設置すること。
 - v 砕石リングは、コンクリートリングの内側から1メートルの幅で設置すること。
 - vi 盛り土部分の掘削及び表面仕上げは、前(ア) a 及び b の規定の例によること。
- (c) タンク外傍に設置された一体構造（円周方向の鉄筋が連続した鉄筋コンクリート構造をいい、ブロック構造を除く。）の鉄筋コンクリートリング基礎（危告示第4条の22の7第3号）
- i 鉄筋コンクリートリングの設置箇所は、原則として次の範囲にあること。
- $$B \leq X \leq 2H + B$$
- B : 1.0メートル以下
 - H : 地表面から基礎上面までの高さ（単位：メートル）
 - X : 側板からリング内面までの距離（単位：メートル）



- ii 鉄筋コンクリートリングの高さは、70センチメートル以上であること。ただし、危告示第4条の15の式を準用して計算し、局部的なすべりの安全率が1.1以上である場合は、鉄筋コンクリートリングの高さを70センチメートル未満とすることができるものとする。なお、局部的なすべりの計算においては、土質試験結果によらず、次表の値を用いることができるものとする。

	砂質土	砕石
粘着力 (KN/m ²)	5	20
内部摩擦角 (度)	35	45

- iii 鉄筋コンクリートリングの天端幅が、20センチメートル以上あること。
 iv 引張鉄筋の継手位置は、一断面にそろわないように相互にずらすこと。
 v 排水口は、3メートル以内の間隔で設置すること。
 vi 砕石リングは、鉄筋コンクリートリングから側板より内面側1メートルの位置まで設置すること。
 vii 犬走りの勾配は、10分の1以下とするとともに、犬走りは、アスファルトサンド等で保護すること。
 viii 盛り土の掘削及び表面仕上げは、前(ア) a 及び b の規定の例によること。

ウ 地盤に関する事項については、次によること。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知、平成11年6月15日付け消防危第58号質疑、平成20年7月8日付け消防危第290号質疑)

- (ア) 危則第20条の3の2第2項第2号イに規定する岩盤その他堅固な地盤とは、基礎接地面に岩盤が表出していることが地質図等により確認される地盤又は支持力・沈下に対する影響範囲内での標準貫入試験値が20以上の地盤をいうものとする。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知)
- (イ) 次のa又はbに該当する場合は、危則第20条の3の2第2項第2号ロ(2)に規定する液状化の可能性が低い地盤と同等の堅固さを有するものとして取り扱うことができるものとする。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知、平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)
- a 地盤があらかじめ、次の地盤改良工法により地表面から3メートル以上改良されていることが図面等で確認できる場合
- (a) 置き換え工法(原地盤を砂又は碎石等で置き換え、振動ローラーなどによって十分に転圧(締め)を行う工法をいう。この場合において、十分に転圧(締め)を行うとは、平板載荷試験値が、碎石にあつては200メガニュートン毎立方メートル程度に、砂にあつては100メガニュートン毎立方メートル程度になるように転圧(締め)を行うことをいうものとする。)
- (b) サンドコンパクション工法(砂杭を締め固めることにより、砂地盤の密度を増大する工法をいう。)。なお、粘性土地盤の圧密沈下を促進させるためのサンドドレーン工法とは異なることに留意すること。
- (c) バイブロフローテーション工法(緩い砂地盤に対して、水締め及び振動締め効果を利用して、砂柱を形成する工法をいう。)
- b 地盤が、公的機関等で作成した地域ごとの液状化判定資料(「液状化地域ゾーニングマニュアル(平成10年度版)(国土庁)」に定めるグレード3により作成した判定資料で、原則として2万5,000分の1以上の液状化判定図又はメッシュ図(一辺が500メートル以下のものに限る。))によって屋外貯蔵タンクの位置が明確に特定できるもの等をいう。)によって、液状化の可能性が低いと判定された地域に存している場合。なお、当該地盤の液状化の判定については、液状化判定資料の想定地震、想定震度(当該屋外貯蔵タンクの地盤条件から決まる設計水平震度に相当するものを含むものとし、地盤の種別が不明なときにあつては、200ガルとする。)を照査し、屋外貯蔵タンクの評価に使用できるか確認した上で、当該地盤を含む地域の判定結果を確認し、地表面から3メートル以内の地盤が液状化しない、又は地

盤の液状化指数が5以下と定められている場合に、当該地盤は、液状化の可能性が低いものとして取り扱うことができるものとする。

- (ウ) 危則第20条の3の2第2項第2号ハに規定する同等以上の堅固さを有する地盤については、次によること。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知)
- a 危則第20条の3の2第2項第2号ハ及び第4号に規定する同等以上の堅固さを有するものとは、「準特定屋外タンク貯蔵所の杭基礎の技術指針」(平成11年3月30日付け消防危第27号通知別添1第1)に適合する杭基礎をいうものとする。なお、既設の準特定屋外タンク貯蔵所については、当該通知別添1第1第1項から第5項までに掲げる項目の全てに適合することが図面等で確認できた場合に、当該同等以上の堅固さを有するものとして取り扱うことができるものとする。
- b 「深層混合処理工法を用いた準特定屋外タンク貯蔵所の地盤の技術指針」(平成11年3月30日付け消防危第27号通知別添1第2)により改良された準特定屋外タンク貯蔵所の地盤は、危則第20条の3の2第2項第2号ハに規定するロと同等以上の堅固さを有する地盤に該当するものとして取り扱うことができるものとする。
- (エ) 危告示第74条に規定する地盤の液状化指数を求めるための有効上載圧及び地震時せん断応力比の算出については、「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」(平成11年3月30日付け消防危第27号通知)第1第3項第2号の規定によること。
- (オ) 既設の準特定屋外タンク貯蔵所(危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)の施行の際、現に設置許可を受け、又は設置許可の申請がされていた準特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下この(オ)及び(カ)において同じ。)のうち基礎に杭が用いられているものの地盤が、危則第20条の3の2第2項第2号ロ(2)の規定に適合する場合には、杭の種類、支持の状況等にかかわらず、同号の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。なお、既設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成11年自治省令第10号)附則第3項の規定により、危則第20条の3の2第2項第1号、第2号ロ(1)又は第3号から第5号までの規定に適合することを要しないことに留意すること。(平成20年7月8日付け消防危第290号質疑)
- (カ) 既設の準特定屋外タンク貯蔵所のうち基礎に杭が用いられてい

るものにあつては、当該基礎のスラブ部分が危告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものである場合に限り、当該準特定屋外タンク貯蔵所の地盤は、危則第20条の3の2第2項第2号の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。この場合において、基礎のスラブ部分が鉄筋コンクリート構造であること及び前イ(イ)c(a)iの規定に適合することが図面等で確認できるときは、当該基礎は、危告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。(平成20年7月8日付け消防危第290号質疑)

(キ) 新設の準特定屋外タンク貯蔵所((オ)に規定する既設の準特定屋外タンク貯蔵所以外の準特定屋外タンク貯蔵所をいう。)のうち基礎に杭^{くい}が用いられるもので、かつ、当該準特定屋外タンク貯蔵所の地盤が危則第20条の3の2第2項第2号ロ(1)の規定に適合するものにあつては、当該基礎のスラブ部分が危告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものである場合に限り、当該地盤は危則第20条の3の2第2項第2号の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。この場合において、基礎のスラブ部分が、前イ(イ)a、b及びc(a)の規定に適合するものであるときは、当該基礎は、危告示第4条の22の7第1号の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。(平成20年7月8日付け消防危第290号質疑)

エ 厚さが1メートル以上、かつ、平板載荷試験値が200メガニュートン毎立方メートル以上である砕石層を設ける場合は、危則第20条の3の2第2項第5号の規定にかかわらず、同号に規定する基礎の上面と準特定屋外貯蔵タンクを設置する場所の地下水位との間隔は、1メートル以上確保すれば足りるものとする。(平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)

オ 危則第20条の3の2第2項第2号ロ(1)に規定する沈下量を計算する際は、屋外貯蔵タンク側板下端部での沈下量を算出すること。(平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)

カ 危則第20条の3の2第2項第2号ロ(1)に規定する地盤上に設置する準特定屋外貯蔵タンク荷重に対する支持力を計算する際は、基礎構造底面における支持力を算出すること。ただし、置き換え等の地盤改良を行った場合は、改良底面における支持力を併せて算出すること。(平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)

(7) 危令第11条第1項第4号に規定する屋外貯蔵タンクの構造については、次によること。

ア 危令第11条第1項第4号に規定する厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板には、危則第20条の5第1号に規定する鋼板又はこれと同等

以上の機械的性質を有する鋼板を含むものとする。

イ 屋外貯蔵タンクにマンホールを設ける場合における当該マンホールの蓋の構造については、耐油性パッキン及びボルト締め等により、当該屋外貯蔵タンクと緊結する構造とすること。（昭和51年4月15日付け消防予第51号質疑）

ウ 圧力タンクについては、次によること。

（ア） 圧力タンクとは、最大常用圧力が正圧又は負圧で5キロパスカルを超えるタンクをいうものとする。（昭和52年3月30日付け消防危第56号通知）

（イ） 負圧タンク（減圧して使用する危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクをいう。）の水圧試験は、当該負圧タンクの最大常用圧力の絶対値の1.5倍の圧力を10分間加えることにより行うことができるものとする。（平成9年10月22日付け消防危第104号質疑）

エ 屋外貯蔵タンクを加熱し、又は保温し、若しくは保冷する設備については、次によること。

（ア） 屋外貯蔵タンクを加熱する設備については、次によること。

（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑、昭和49年1月8日付け消防予第19号質疑、昭和55年10月15日付け消防危第126号質疑）

a 屋外貯蔵タンクの加熱設備は、直火を用いない構造とし、原則としてジャケット、コイル、配管等内の蒸気、温水等を利用した加熱方法とすること。（◆）

b 屋外貯蔵タンク（内部を含む。）に加熱設備を設ける場合は、当該加熱設備により危険物が連続して加熱されても当該危険物の温度が引火点以上になることがない液量を最低液面高とし、危険物の量が当該最低液面高以下になる場合に自動的に警報を発し、又は当該加熱装置の熱源を遮断する装置を設けること。ただし、貯蔵する危険物が引火点以上に加熱されることがない場合は、この限りでない。（◆）

c 屋外貯蔵タンク（内部を含む。）に加熱設備を設ける場合は、屋外貯蔵タンク内の危険物の温度、当該加熱設備の運転状況等を監視する装置を事務所その他の常時人がいる場所に設けるとともに、過電流、異常加熱その他の事故が発生した際に警報を発し、及び当該加熱装置の熱源を遮断する装置を設けること。（◆）

d 液体又は蒸気による加熱設備を設ける場合は、屋外貯蔵タンクの付近で容易に操作することができる位置に、当該液体又は蒸気の供給を停止するための弁を設けること。（◆）

e 電気による加熱設備を設ける場合は、当該加熱設備は、危険物

の温度が異常に上昇した場合に、当該加熱装置に溶融又は脱落が生じない構造とすること。（◆）

(イ) 屋外貯蔵タンクを保温し、又は保冷する設備については、次によること。

a 保温材及び保冷材は、原則として不燃性を有する材料を使用すること。（◆）

b 次に掲げる基準に適合する場合は、保温材としてウレタンフォームを使用することができるものとする。（昭和43年4月23日付け消防予第127号質疑、昭和51年9月3日付け消防危第51号通知）（◆）

(a) ウレタンフォームは、難燃性を有するものであること。ただし、ウレタンフォームを難燃化するため、当該ウレタンフォームの原料成分をハロゲン化若しくはリン化したもの又は当該ウレタンフォームの原料に難燃化の添加剤としてハロゲン化合物若しくはりん化合物を添加したものにあっては、使用することができないものとする。（◆）

(b) 施工に当たっては、ウレタンフォームを吹き付ける前にサンドブラスト、ワイヤホイル等により適切な素地調整を行うこと。（◆）

(c) 前(b)の素地調整の後には、さび止めのための塗装を行うこと。（◆）

(d) 屋外貯蔵タンク側板下端からおおむね500ミリメートル上部までの部分については、ウレタンフォームの吹付けを行わないこと。（◆）

(e) ウレタンフォームの外表面には、次により防水等の措置を講ずること。（◆）

i ウレタンフォームの外表面には、ブチルゴム系の防水層の被膜を形成する措置を講ずること。（◆）

ii 前iの防水層の外表面には、鋼板等による被覆その他の防火被膜を形成する措置を講ずること。（◆）

iii 前iiの防火被膜の外表面には、外装塗装をすること。（◆）

c 次に掲げる基準に適合する場合は、保温材として難燃性のウレタンフォームを使用することができるものとする。（昭和43年7月23日付け消防予第174号質疑）（◆）

(a) ウレタンフォームは、屋外貯蔵タンクの外表面に厚さ30ミリメートル以上となるように吹き付けること。（◆）

(b) 前(a)のウレタンフォームの外表面に防火コート（約1,000度の炎を直接当てて行う試験において2時間継続して発炎しない性能を有するもの）を塗布して被覆すること。

(◆)

(c) 屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点は70度以上であること。(◆)

d b(b)から(d)までの規定に適合する場合は、保温材としてフェノール樹脂を使用することができるものとする。(昭和51年12月24日付け消防危第119号質疑)(◆)

e 屋外貯蔵タンクに貼り付けた保温材を保護するために取り付けた鋼板の隙間からの雨水の浸入を防止するため、当該屋外貯蔵タンクの屋根の部分に難燃性の防水シートを貼り付けることができるものとする。(昭和45年11月25日付け消防予第237号質疑)(◆)

オ 特定屋外貯蔵タンクの構造及び特定屋外貯蔵タンクにおいて行う水張試験又は水圧試験については、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日付け消防危第56号通知)第4第2項及び第4項の規定によること。

カ 準特定屋外貯蔵タンクの構造については、次によること。(平成11年3月30日付け消防危第27号通知)

(ア) 危告示第4条の22の10に規定する荷重の計算を行う場合において、油種変更等により貯蔵する危険物の実比重より大きな比重の危険物を貯蔵する可能性があるときは、当該貯蔵する危険物の実比重より大きな比重のうち最大のものをを用いて計算を実施すること。

(イ) 危則第20条の4の2第2項第4号の必要保有水平耐力を算出するための危告示第79条第2号の構造特性係数の計算については、「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」(平成11年3月30日付け消防危第27号通知)第2第2項の規定によること。

(8) 危令第11条第1項第4号の2の特定屋外貯蔵タンクの溶接部については、次によること。

ア 特定屋外貯蔵タンクの溶接は、前章第1節第4第7項第4号ア(ア)及び(イ)に掲げる者が行うこと。(昭和52年3月30日付け消防危第56号通知、平成9年3月26日付け消防危第36号通知)(◆)

イ 溶接部の試験については、次によること。(昭和52年3月30日付け消防危第56号通知)

(ア) 危則第20条の7第1項の放射線透過試験を行う箇所は、次に掲げる箇所を標準とすること。この場合において、溶接の品質から判断して、当該箇所を増減することができるものとする。(◆)

a 側板の厚さ、溶接作業員及び溶接施工方法が同一である縦継手の延長30メートル以内ごとに任意の位置から2箇所

- b 前 a に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる側板の厚さ区分ごとに、同表の右欄に掲げる側板の段数ごとに定められた縦継手の箇所

側板の厚さ	側板の段数	
	最下段	2 段目以上の段
1 0 m m 以下	1 の縦継手ごとに任意の位置から 1 箇所	1 の縦継手ごとに任意の位置から 1 箇所
1 0 m m を超え 2 5 m m 以下	(1) 1 の縦継手ごとに任意の位置から 1 箇所	(1) 1 の縦継手ごとに水平継手との接合箇所
	(2) 1 の縦継手ごとに底板に近い任意の位置から 1 箇所	(2) 1 の縦継手ごとに任意の位置から 1 箇所
2 5 m m を超える	縦継手の全ての箇所	縦継手の全ての箇所

- c 溶接作業者及び溶接施工方法が同一である水平継手の延長 6 0 メートルごとに任意の位置から 2 箇所

- (イ) 危則第 2 0 条の 8 第 1 項の磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う箇所は、次の表に掲げる箇所を標準とすること。この場合において、溶接の品質から判断して、当該箇所を増減することができるものとする。(◆)

側板及びアニュラ板（アニュラ板を設けないタンクにあっては、底板。以下この(イ)において同じ。）内側の溶接継手、アニュラ板相互の突合せ溶接継手並びにアニュラ板（側板の内面からタンクの中心部に向かって張り出しているアニュラ板の幅が 1 メートル以下のものに限る。）及び底板の溶接継手	左欄の溶接継手の全ての箇所
底板と底板との溶接継手のうち、3 枚重ね溶接継手及び 3 重点突合せ溶接継手	左欄の溶接継手の全ての箇所
アニュラ板（側板の内面からタンクの中心部に向かって張り出しているアニュラ板の幅が 1 メートルを超えるものに限る。）及び底板の溶接継手	左欄の溶接継手のうち 3 枚重ね溶接継手及び 3 重点突合せ溶接継手の全ての箇所

底板と底板との溶接継手のうち底板の横方向の溶接継手であって、溶接作業者及び溶接施工方法が同一であるもの	左欄の溶接継手のうち任意の位置から1箇所
ジグ取付け跡で試験を行うことが必要であると認められる箇所	左欄の箇所

- (ウ) 危則第20条の9の真空試験、加圧漏れ試験及び浸透液漏れ試験は、次に掲げる方法により行うこと。
- a 真空試験においては、真空度を約2分の1気圧にし、屋根外面の溶接継手にあらかじめ塗布された発泡剤が発砲するか否かにより漏れの有無を検出すること。
 - b 加圧漏れ試験においては、タンク内部に0.5キロパスカル程度の空気圧を加え、屋根外面の溶接継手にあらかじめ塗布された発泡剤が発砲するか否かにより漏れの有無を検出すること。
 - c 浸透液漏れ試験においては、浸透液（蛍光漏えい試験剤を1万倍から10万倍の水、浸透探傷剤等に溶解したものをいう。）を塗布し、当該浸透液を塗布した溶接継手の裏面に当該浸透液が浸透するか否かにより漏れの有無を検出すること。
- (エ) 溶接部の試験を実施する時期は、水張試験又は水圧試験の前とすること。ただし、高張力鋼の溶接継手にあっては、溶接が終了した後24時間以上経過した後とすること。
- (オ) アニュラ板（アニュラ板を設けないタンクにあっては、底板）と側板とのタンク内側の溶接継手の溶接部の試験については、水張試験又は水圧試験の後にも実施すること。
- (カ) 溶接部の試験は、一般財団法人日本非破壊検査協会が認証した非破壊試験技術者資格を有する者又はこれと同等以上の技能を有する者が行うこと。
- (キ) J I S Z 2 3 3 0「非破壊試験－漏れ試験方法の種類及びその選択」に規定する漏れ試験は、危則第20条の9に規定する真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等に含まれるものと解するものとする。（令和2年3月27日付け消防危第89号通知）
- (ク) 危告示第4条の21の2第1項第1号に規定する特定屋外貯蔵タンクに用いる鋼板、当該特定屋外貯蔵タンクの工事に用いる溶接材料、溶接方法等の組合せが同一となる溶接条件に準ずるとみなし得る溶接条件の区分については、「特定屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験について」（平成9年9月1日付け消防危第89号通知、令和3年3月19日付け消防危第37号通知）によること。なお、溶接施工方法確認試験については、K H Kにおいて実施してい

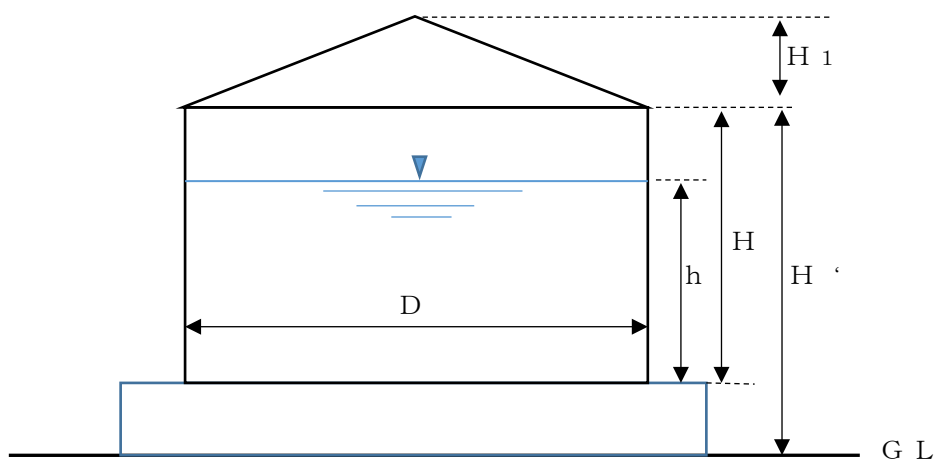
る。(平成9年9月1日付け消防危第89号通知、令和3年3月19日付け消防危第37号通知)

(9) 危令第11条第1項第5号に規定する地震及び風圧に耐えることができる構造並びに屋外貯蔵タンクの支柱については、次によること。

ア 地震及び風圧に耐えることができる構造については、次によること。

(ア) 容量が500キロリットル未満の屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算は、次に定めるところにより行うことができるものとする。(◆)

a 地震動による慣性力及び風圧力に対する屋外貯蔵タンク本体の安全性の検討は、転倒及び滑動の可能性について行うものとする。



D : タンクの内径

H : タンクの高さ

H₁ : 屋根の高さ

H' : 地盤面からの高さ (風荷重の計算に用いる。)

h : 液面の高さ

タンクの自重 : W_T

危険物の重量 : W_L

設計水平震度 : K_h

設計鉛直震度 : K_v

タンク底板と基礎上面との間の摩擦係数 : μ

b 転倒の可能性については、次に定めるところにより検討することができるものとする。

(a) 地震が発生し、かつ、その際に屋外貯蔵タンクに危険物が満たされている場合における転倒モーメント及び抵抗モーメントを次の式によりそれぞれ求め、転倒モーメントより抵抗モー

メントが大きい場合は、屋外貯蔵タンクは転倒しないものと考えることができる。

転倒モーメント（単位 $kN \cdot m$ ）

$$= \{W_T \times K_h \times (H + H_1) / 2\} + (W_L \times K_h \times h / 2)$$

抵抗モーメント（単位 $kN \cdot m$ ）

$$= (W_T + W_L) \times (1 - K_v) \times D / 2$$

- (b) 風圧が発生し、かつ、その際に屋外貯蔵タンクに危険物が貯蔵されていない場合における転倒モーメント及び抵抗モーメントを次の式によりそれぞれ求め、転倒モーメントより抵抗モーメントが大きい場合は、屋外貯蔵タンクは転倒しないものと考えることができる。

P_w （風圧力）＝（危告示第4条の19第1項の規定により算出した風荷重）×（タンクの垂直断面積）

転倒モーメント（単位 $kN \cdot m$ ）

$$= P_w \times (H + H_1) / 2$$

抵抗モーメント（単位 $kN \cdot m$ ）

$$= W_T \times D / 2$$

- c 滑動の可能性については、次に定めるところにより検討することができるものとする。

- (a) 地震が発生した場合における1から設計鉛直震度（ K_v ）を減じた値にタンク底板と基礎上面との間の摩擦係数（ μ ）を乗じた値を求め、設計水平震度（ K_h ）より当該値が大きい場合は、屋外貯蔵タンクに危険物が満たされているとき及び屋外貯蔵タンクに危険物が貯蔵されていないときのいずれにおいても滑動しないものと考えることができる。

- (b) 風圧が発生し、かつ、その際に屋外貯蔵タンクに危険物が貯蔵されていない場合における抵抗力及び滑動力（風圧力）を次の式及び危告示第4条の19第1項の規定によりそれぞれ求め、抵抗力より滑動力が大きい場合は、強風が予想される時に屋外貯蔵タンクが滑動すると考えることができる。

$$\text{抵抗力} = W_T \times \mu$$

$$\text{滑動力} = P_w \text{（風圧力）}$$

この場合において、当該屋外貯蔵タンクの滑動を防止するために必要な当該屋外貯蔵タンクに貯蔵する危険物の液面の高さ h' は、次の式により求めることができる。

$$h' = \{(\text{滑動力}) - (\text{抵抗力})\} / \{(\text{タンクの底面積}) \times (\text{貯蔵する危険物の単位体積重量}) \times \mu\}$$

- (イ) 屋外タンク貯蔵所の基礎の表面は、防油堤内の地盤面より上に

あること。(◆)

イ 屋外貯蔵タンクの支柱については、次によること。

(ア) 支柱とは、屋外貯蔵タンクの下方に設けられ、外部から屋外貯蔵タンクを支える柱をいうものとする。

(イ) 危令第11条第1項第5号のその他これらと同等以上の耐火性能を有するものには、鉄骨を次に掲げる材料で覆ったものがある。なお、当該材料で被覆する範囲は、当該鉄骨の部分のうち胴板との溶接部以外の部分とすること。(昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知)

a 塗厚さが4センチメートル(軽量骨材を覆う場合にあつては、3センチメートル)以上の鉄鋼モルタル

b 厚さが5センチメートル(軽量骨材を覆う場合にあつては、4センチメートル)以上のコンクリートブロック

c 厚さが5センチメートル以上のれんが又は石

(10) 危令第11条第1項第6号の危険物の爆発等によりタンク内の圧力が異常に上昇した場合に内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造については、次によること。

ア 当該構造の例として、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(ア)及び(イ)に掲げるものがある。

(ア) 縦置型タンク(次のa及びbに掲げるもの)

a 屋根板を側板より薄くし、補強材等を接合していないもの

b 屋根板と側板との接合を片面溶接等により側板相互及び側板と底部の接合より弱くしたもの

(イ) 横置型タンク

異常に上昇した内圧を放出するため、十分な放出面積を有する局所的な弱い接合部分を設けたもの

イ 屋外貯蔵タンクの屋根上に手摺りを設ける場合は、当該手摺りと側板に設ける階段(階段に設ける手摺りを含む。)とを接合しないこと。

ウ 屋外貯蔵タンクの屋根上に配管を設ける場合は、可とう性を有する配管を使用する等タンク内部のガス又は蒸気の放出の支障とならない方法により設置すること。

(11) ステンレス鋼材その他の腐食され難い金属で造られた屋外貯蔵タンクにあつては、危令第11条第1項第7号に規定するタンク外面のさびどめのための塗装を行わないことができるものとする。(◆)

(12) 危令第11条第1項第7号の2の底板の外面の腐食を防止するための措置については、次によること。

ア 危令第11条第1項第7号の2に規定する屋外貯蔵タンクのうち、底板を地盤面に接して設けるものとは、支柱等により底板が地盤面に直接接触しないよう保持されている屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵

タンクをいうものとする。

イ 当該措置の施工方法については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによること。

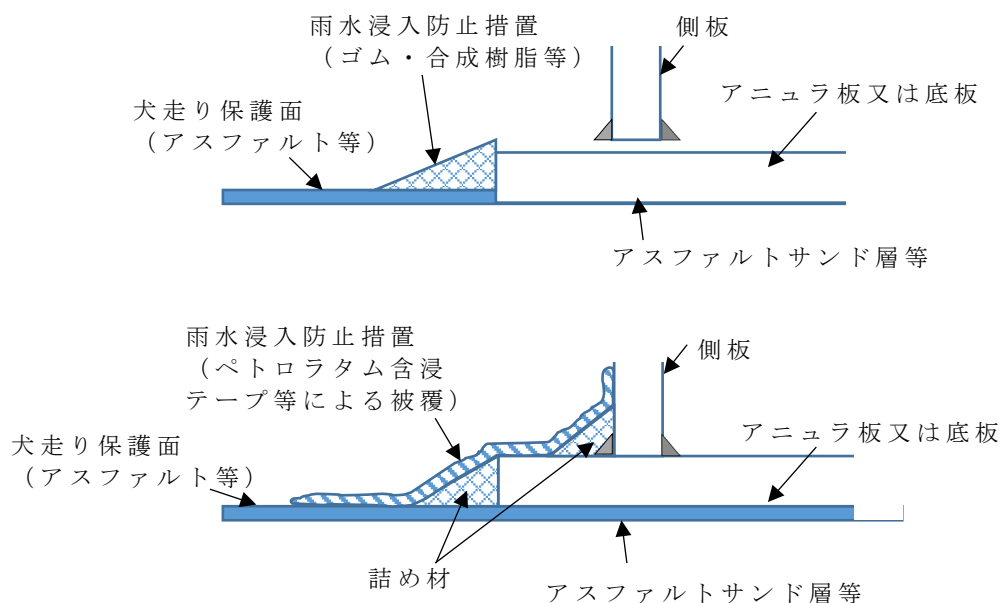
(ア) 危則第21条の2第1号のアスファルトサンドの施工方法については、次によること。

- a タンクを設置する地盤面は、アスファルトサンドを敷設する前に十分整地し、堅固に仕上げられていること。
- b アスファルトサンドは、硬化する前に転圧し、厚さが5センチメートル以上となるように仕上げること。
- c 底板の外周部は、底板の外面に水分が浸入しないようコンクリートモルタル、アスファルト等により防水の措置を講ずること。
- d 表面の仕上げは、危告示第4条の10第6号の規定に準じること。

(イ) アニュラ板又は底板の外側張出し部近傍からタンク底部の下への雨水の浸入を防止するための措置を、次に定める方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により講ずること。(昭和54年12月25日付け消防危第169号通知)

- a アニュラ板又は底板の外側張出し部上面の被覆は、側板とアニュラ板又は底板との外側すみ肉溶接部にかからないように行うこと。ただし、定期点検、保安検査等の際に、容易に当該すみ肉溶接部の確認を行うことができるように措置した場合は、この限りでない。
- b 犬走り部の被覆は、次によること。
 - (a) 被覆幅は、使用する材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができるものとする。
 - (b) 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。
- c 被覆に用いる材料は、防水性を有するとともに、適切な耐候性、防食性、接着性及び可とう性を有するものであること。
- d 被覆は、次の方法により行うこと。
 - (a) 被覆材とアニュラ板又は底板の上面及び犬走りの表面との接着部は、雨水が浸入しないよう必要な措置を講ずること。
 - (b) 屋外貯蔵タンクの沈下等によりアニュラ板又は底板と被覆材との接着部分に隙間を生じるおそれのある場合は、当該被覆材の剥離を防止するための措置を講ずること。
 - (c) 被覆厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、剥離を起こさず、かつ、雨水の浸入を防止するのに十分なものとする。
 - (d) 被覆表面は、適当な傾斜を付けるとともに、平滑に仕上げる。
 - (e) アニュラ板又は底板の外側張出し部先端等の段差を生ずる

部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものとする。



ウ 当該措置を講ずる場合において、防食材料としてオイルサンドを使用することは認められないものとする。

(13) 危令第11条第1項第8号に規定する通気管及び安全装置については、次によること。

ア 危則第20条第1項第1号ハに規定する細目の銅網等とは、40メッシュ以上の銅製、ステンレス製等の網をいうものとする。

イ 安全装置は、最大常用圧力を超え設計圧力以下の範囲の圧力で作動するものとする。

(14) 危令第11条第1項第9号の危険物の量を自動的に表示する装置には、次に掲げるものがある。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)

ア 気密に造られ、又は可燃性の蒸気が容易に発散しない構造のフロー式計量装置

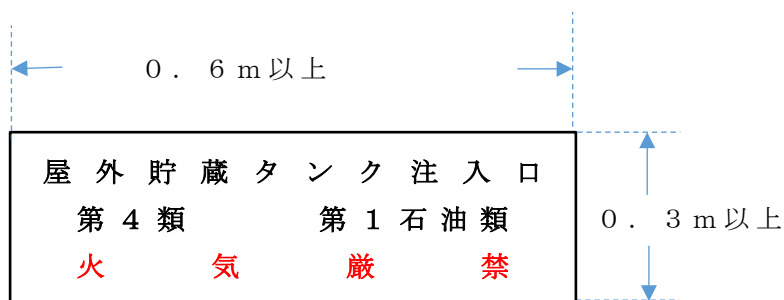
イ 電気方式による自動計量装置

ウ 圧力作動式の自動計量装置

エ ラジオアイソトープ利用方式の自動計量装置

オ 連通管式の表示装置(マグネット等を用いた間接方式のもので、かつ、ガラスゲージを使用しないものに限る。ただし、引火点が40度以上の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクに限り、ガラスゲージ(金属管で保護した硬質ガラス等で造られ、かつ、当該ガラスゲージが破損した場合に当該危険物の流出を自動的に停止することができる装置を取り付けたものに限る。)を設けることができるものとする。)

- (15) 危令第11条第1項第10号の注入口については、次によること。
- ア 注入口は、防油堤内に設けること。ただし、防油堤外に設ける場合は、漏れた危険物が飛散等しないよう、注入口の直下の地盤面等に囲い、受皿等を設けること。（◆）
- イ 注入口は、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある階段、ドライエリア等を避けた位置に設けること。
- ウ 危令第11条第1項第10号ニに規定する注入口付近に設ける静電気を有効に除去するための接地電極については、次によること。
- (ア) 危令第11条第1項第10号ニの静電気による災害が発生するおそれのある液体とは、第4類の特殊引火物、第1石油類、アルコール類及び第2石油類をいうものとする。
- (イ) 接地抵抗値は、1,000オーム以下であること。
- (ウ) 接地端子は、移動貯蔵タンクに設置する接地導線のクリップが容易に接続できる構造とするとともに、取付箇所は、可燃性の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれがある場所以外の場所とすること。
- (エ) 接地端子の材質は、銅その他の導電性及び耐食性を有する金属であること。
- (オ) 避雷設備の接地極が注入口付近にある場合は、接地電極と当該接地極を兼用することができるものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- エ 群として設ける注入口に、危令第11条第1項第10号ホの規定による掲示板を設けなければならない注入口が存する場合は、当該群として設ける注入口につき一の掲示板を設けることをもって足りるものとする。この場合において、2以上の品名を表示しなければならないときは、当該一の掲示板に、当該2以上の品名を表示すること。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）



地を白色、文字を黒色（「火気厳禁」については、赤色）とする。

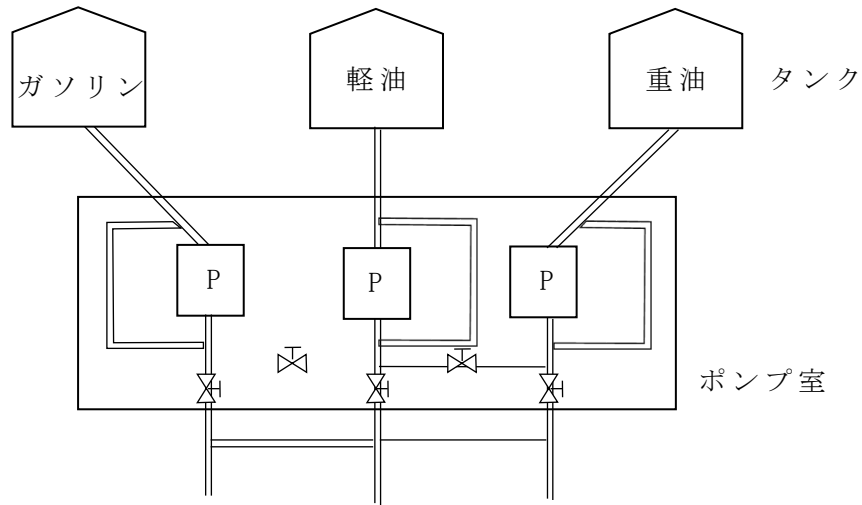
- オ 危令第11条第1項第10号ホただし書に規定する市町村長等が火災の予防上掲示板を設ける必要がないと認める場合とは、注入口が屋外貯蔵タンクの直近にあり、当該屋外貯蔵タンクの注入口であることが明らかである場合、関係者以外の者が出入りしない場所に注入口が

ある場合等をいうものとする。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）

- (16) 危令第11条第1項第10号の2のポンプ設備については、次によること。
- ア 危令第11条第1項第10号の2イただし書の防火上有効な隔壁を設ける場合には、一の建築物又は工作物においてポンプ設備の用途に供する部分とその他の用途に供する部分とが耐火構造の隔壁で屋根裏まで完全に仕切られている場合を含むものとする。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）
- イ 2以上のポンプ設備を群として設ける場合は、当該2以上のポンプ設備の群をもって一のポンプ設備とする。この場合において、当該ポンプ設備は、その属するいずれの屋外貯蔵タンクの保有空地内にも設けることができるが、全ての屋外貯蔵タンクと間に屋外貯蔵タンクの保有空地の幅の3分の1以上の距離を保つこと。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）
- ウ ポンプ設備は、防油堤内に設けないこと。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）（◆）
- エ 危令第11条第1項第10号の2ハに規定するポンプ設備を固定する基礎は、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること。
- オ 群として設けるポンプ設備に、危令第11条第1項第10号の2ヲの規定による掲示板を設けなければならないポンプ設備が存する場合は、当該群として設けるポンプ設備につき一の掲示板を設けることをもって足りるものとする。この場合において、2以上の品名を表示しなければならないときは、当該一の掲示板に、当該2以上の品名を表示すること。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）
- カ 危令第11条第1項第10号の2ヲただし書に規定する市町村長等が火災の予防上掲示板を設ける必要がないと認める場合は、前号オの規定の例によること。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）
- キ ポンプ設備を平家建の建築物（危令第11条第1項第10号の2ニに規定するポンプ室を除く。）内に設ける場合にあっては、危則第22条の5第1号に規定する屋内タンク貯蔵所のタンク専用室以外の場所に設けるポンプ設備の例により設けること。（◆）
- ク ポンプ設備（引火点が40度以上の危険物を取り扱うものに限る。）を平家建以外の建築物内に設ける場合にあっては、危則第22条の6第1号に規定する屋内タンク貯蔵所のタンク専用室以外の場所に設けるポンプ設備の例により設けること。（◆）
- (17) 危令第11条第1項第11号の弁については、次によること。

- ア 危令第11条第1項第11号の弁とは、屋外貯蔵タンクに取り付ける元弁を含む全ての弁をいうものとする。（昭和56年6月19日付け消防危第71号質疑）
- イ 次に掲げる材料は、危令第11条第1項第11号に規定する鋳鋼と同等以上の機械的性質を有する材料として取り扱うことができるものとする。
- (ア) J I S G 5 7 0 5 可鍛鋳鉄品
(黒心可鍛鋳鉄品 (F C M B 3 4 0 — 1 0))
- (イ) J I S G 5 5 0 2 球状黒鉛鋳鉄品
(F C D 4 0 0 — 〇 〇)
- (ウ) J I S G 5 5 0 2 球状黒鉛鋳鉄品
(F C D 4 5 0 — 〇 〇)
- (エ) J I S G 5 1 2 1 ステンレス鋼鋳鋼品
(S C S 〇 〇 〇)
- (オ) J I S G 3 2 0 1 炭素鋼鍛鋼品
(S F 〇 〇 〇 〇)
- ウ 屋外貯蔵タンクの弁のうち耐酸性を要するものには、陶磁製品を使用することができるものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）
- (18) 危令第11条第1項第11号の2の水抜管については、次によること。
- ア 水抜管は、屋外貯蔵タンクの定期点検等の支障とならないようフランジ接合その他の容易に取り外すことができる方法により取り付けること。
- イ 危則第21条の4に規定するタンクと水抜管との結合部分が地震等により損傷を受けるおそれのない方法とは、次に掲げる方法をいうものとする。（昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号通知）
- (ア) 水抜管と屋外貯蔵タンクとの結合部分及び当該結合部分の直近の水抜管の部分が、地震等の際、当該屋外貯蔵タンクの基礎部分に触れないよう、当該水抜管と当該屋外貯蔵タンクの基礎との間に当該水抜管の直径以上の間隙を保つ方法
- (イ) 屋外貯蔵タンクに架台を設けることにより当該屋外貯蔵タンクの底板と地盤面との間に適当な空間を設けるとともに、当該屋外貯蔵タンクの水抜管とその直下の地盤面との間に十分な間隙を保つ方法
- (19) 次の図のように、火災等により被災した屋外貯蔵タンクに貯蔵する危険物をポンプ室内の配管に取り付けたバルブを操作することにより品名又は化学名の異なる危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクに緊急に移送するための配管を設置することができるものとする。（昭和41年11月

1日付け自消丙予発第136号質疑)



(20) 危令第11条第1項第12号の2の規定により、可とう管継手を使用する場合は、次によること。

ア 「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和56年3月9日付け消防危第20号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知）、「可撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて」（昭和56年8月14日付け消防危第107号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知）及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」（昭和57年5月28日付け消防危第59号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知、平成13年3月30日付け消防予第103号・消防危第53号通知）によること。

イ 一般財団法人日本消防設備安全センターが認定を行った可とう管継手については、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和56年3月9日付け消防危第20号通知）別添「可撓管継手に関する技術上の指針」に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

(21) 危令第11条第1項第15号の防油堤については、次によること。

ア 防油堤は、危則第22条第2項の規定によるほか、「防油堤の構造等に関する運用基準について」（昭和52年11月14日付け消防危第162号通知）及び「防油堤の漏えい防止措置等について」（平成10年3月20日付け消防危第32号通知）によること。

イ 構内道路（その上空の部分を含む。）には工作物を設けないこと。ただし、当該上空の部分に車両等の通行の支障とならないよう必要最小限の配管等を設ける場合にあつては、この限りでない。（◆）

ウ 危則第22条第2項第6号に規定する消防活動に支障がないと認め

られる空地とは、おおむね4メートル以上の幅員を有し、かつ、道路に接する空地をいうものとする。

エ 危則第22条第2項第8号の表に規定するタンクの高さは、第2号アの規定の例によるものとし、及び同号に規定する屋外貯蔵タンクの側板と防油堤との間に保つ距離とは、屋外貯蔵タンク側板から防油堤の天端の内側までの水平距離をいうものとする。

オ 危則第22条第2項第8号ただし書に規定する引火点が200度以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクについては、当該屋外貯蔵タンクの側板と防油堤との間に当該屋外貯蔵タンクの点検等を行うための距離として、当該屋外貯蔵タンクの高さの5分の1の距離又は0.5メートルのうち大きいものに等しい距離以上の距離を保つこと。(◆)

カ 危則第22条第2項第12号の防油堤等に損傷を与えないよう必要な措置を講じた場合とは、「防油堤の構造等に関する運用基準について」(昭和52年11月14日付け消防危第162号通知)別記5「配管貫通部の保護措置に関する指針」に基づき措置を講じた場合をいうものとする。(昭和52年11月14日付け消防危第162号通知)

キ 危令第23条の規定を適用し、スイングジョイントにより排水管を操作する設備が危則第22条第2項第13号に規定する水抜口を開閉する弁等として設置されている場合において、当該設備に当該スイングジョイントを操作すると閉鎖時には起立し、及び開放時には横置の状態になる装置を設置したときは、危令第23条の規定を適用し、当該装置を危則第22条第2項第14号に規定する弁等の開閉状況を容易に確認できる装置として取り扱うことができるものとする。(昭和52年3月28日付け消防危第50号質疑)

ク 防油堤内には、水抜口に通ずるためますを設けること。この場合において、当該ためますは、その縦及び横の長さがそれぞれ0.3メートル以上で、かつ、深さが排水に支障のないものであること。(◆)

(22) 危令第11条第1項第16号に規定する固体の禁水性物品の屋外貯蔵タンクに設ける被覆設備とは、防水性を有する不燃材料で造った屋根又は上屋に類似するもの等をいうものとする。

(23) 危令第11条第1項第17号の二硫化炭素の屋外貯蔵タンクを入れる水槽には、危令第13条第1項第14号の規定によりタンク室に講ずる防水の措置と同等以上の漏水防止措置を施すとともに、当該屋外貯蔵タンクは、浮揚防止のためバンド等により基礎に固定すること。

3 危令第11条第2項の浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクの構造及び設備等については、「浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用につ

いて」(平成24年3月28日付け消防危第88号通知)によること。

4 危令第11条第3項の規定により同条第1項及び第2項に掲げる基準の特例を定めることができる屋外タンク貯蔵所の防油堤については、次によること。

(1) 屋外貯蔵タンクは、当該屋外貯蔵タンクの周囲の防油堤に直接面するように設けること。(◆)

(2) 屋外貯蔵タンクの側板と防油堤との間に当該屋外貯蔵タンクの高さの5分の1の距離又は0.5メートルのうち大きいものに等しい距離以上の距離を保つこと。(◆)

5 危令第11条第4項の規定により危則第22条の2の7第1号及び第2号に定める特例措置については、前節第2項第2号イ((イ)を除く。)の規定の例によること。(平成13年10月11日付け消防危第112号通知)

第3 屋内タンク貯蔵所

1 危令第12条第1項に定める屋内タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 危令第12条第1項第2号に定める間隔については、次によること。

ア 当該間隔は、屋内貯蔵タンクの側板(当該屋内貯蔵タンクの側板に取り付けたマンホール、保温材等を含まない。)の外面を起点として確保すること。

イ 危令第12条第1項第2号のタンク専用室の壁には、タンク専用室の柱を含むものと解する。

ウ 屋内貯蔵タンクの上部及び内部の点検を容易に行うことができるよう、屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根、はり等との間に、0.5メートル以上の間隔を保つこと。(◆)

(2) タンク専用室に設ける屋内貯蔵タンクの数量についての制限は、行わないものとする。

(3) アルコールを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵タンクの通気管には、危則第20条第1項第2号の大気弁付通気管を設けることができるものとする。この場合において、当該大気弁付通気管は、同条第2項第1号及び第2号の規定に適合するように設けること。(昭和37年10月19日付け自消丙予発第108号質疑)

(4) 危令第12条第1項第17号の規定によりタンク専用室の出入口に床面から0.2メートル以上の高さのしきいを設けた場合において、当該しきいを設けることにより当該タンク専用室に設置した屋内貯蔵タンクに貯蔵する危険物の全量を収容することができないときは、当該しきいの高さを床面から当該タンク専用室に設置した屋内貯蔵タンクに貯蔵する危険物の全量を収容することができる高さ以上とし、又は当該タンク専用室に設置した屋内貯蔵タンクに貯蔵する危険物の全量を収容する

ことができるせき（鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリートブロック造等のもので、かつ、屋内貯蔵タンクとの間に0.5メートル以上の間隔が保たれているものに限る。）を設けること。（◆）

(5) 屋内貯蔵タンクは、アンカーボルト等で堅固な基礎に固定すること。（◆）

2 危令第12条第2項に定める屋内タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 危令第12条第2項第2号に規定する屋内貯蔵タンクの危険物の量を容易に覚知することができる場合とは、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が設けられている場合をいうものとする。（昭和46年7月27日付け消防予第106号通知）

(2) 危令第12条第2項第8号の屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とは、当該タンク専用室の出入口に当該タンク専用室に設置した屋内貯蔵タンクに貯蔵する危険物の全量を収容することができる高さのしきいを設けた構造、当該タンク専用室に設置した屋内貯蔵タンクに貯蔵する危険物の全量を収容することができるよう当該タンク専用室内にせきを設けた構造等をいうものとする。この場合において、当該タンク専用室内にせきを設けるときは、当該せき（鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリートブロック造等のものに限る。）と屋内貯蔵タンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。（昭和46年7月27日付け消防予第106号通知）

3 危令第12条第3項の規定により危則第22条の10に規定する特例に係る措置については、前節第2項第2号イ（イを除く。）の規定の例によること。（平成13年10月11日付け消防危第112号通知）

第4 地下タンク貯蔵所

1 地下タンク貯蔵所に共通する位置、構造の基準については、次によること。

(1) 地下貯蔵タンクの位置については、次によること。

ア 地下貯蔵タンクは、原則として他の製造所等の保有空地以外の場所に設置すること。

イ 危令第13条第1項第1号のタンク室に設置しない地下貯蔵タンクにあつては、建築物の基礎等の地下構造物から水平距離でおおむね1メートル以上離れた位置に設置すること。（◆）

ウ 地下貯蔵タンクの直上部に当該地下貯蔵タンクの点検及び維持管理に必要な空間が確保できるように設置すること。（昭和49年5月16日付け消防予第72号質疑）

(2) マンホールプロテクタの構造については、次によること。

ア マンホールプロテクタの蓋は、当該蓋にかかる重量が直接マンホールプロテクタにかからないように設けるとともに、雨水の浸入しない構造とすること。

イ 配管がマンホールプロテクタを貫通する部分には、浸水を防止するための措置を講ずること。

- (3) 地下貯蔵タンクは、固定バンド等により固定すること。この場合において、固定バンド等は、タンクの浮力等の影響によるタンクの浮上、回転等の防止のため、基礎スラブ及び砕石床に対しおおむね80度の角度となるよう設けるものとし、SFタンク及びFFタンクを固定するときは、固定バンド等の接触部には、ゴム等の緩衝材を挟み込むこと。

(平成8年10月18日付け消防危第127号通知) (◆)

- 2 危令第13条第1項に規定する地下タンク貯蔵所については、次によること。

- (1) 危令第13条第1項第2号の乾燥砂については、次によること。

ア タンク室に充填する乾燥砂は、地下貯蔵タンクの腐食を防止するため、乾燥した山砂を用いること。

イ タンク室に充填する乾燥砂に代えて、良質の膨張性頁岩を粉碎したものを高温で焼成し、人工的に砂にした人工軽量砂、人工軽量骨材等を用いることができるものとする。(昭和44年1月6日付け消防予第1号質疑、昭和61年11月20日付け消防危第109号質疑)

- (2) 危令第13条第1項第3号の地下貯蔵タンクの頂部とは、横置円筒型タンクにあっては、地下貯蔵タンクの胴板の最上部をいうものと解するものとする。

- (3) 危令第13条第1項第6号に規定する地下貯蔵タンクの構造及び水压試験については、次によること。

ア 既設の地下貯蔵タンクに点検用マンホールを設置する場合は、ボルト締めによることができるものとする。(昭和62年10月7日付け消防危第97号質疑)

イ 地下貯蔵タンクに作用する荷重及び発生応力については、一般的に次により算出することができる。(平成17年3月24日付け消防危第55号通知)

(ア) 作用する荷重

a 主荷重

(a) 固定荷重(地下貯蔵タンク及びその附属設備の自重)

W_1 : 固定荷重 [単位 : N]

(b) 液荷重(貯蔵する危険物の重量)

$W_2 = \gamma_1 \times V$

W_2 : 液荷重 [単位 : N]

γ_1 : 液体の危険物の比重 [単位 : N / mm^3]

V : タンク容量 [単位 : mm^3]

(c) 内圧

$$P_1 = P_G + P_L$$

P_1 : 内圧 [単位 : N/mm^2]

P_G : 空間部の圧力 (無弁通気管のタンクにあっては、考慮する必要がない。) [単位 : N/mm^2]

P_L : 静液圧 [単位 : N/mm^2]

静液圧 P_L は、次の式により求める。

$$P_L = \gamma_1 \times h_1$$

γ_1 : 液体の危険物の比重量 [単位 : N/mm^3]

h_1 : 最高液面からの深さ [単位 : mm]

(d) 乾燥砂荷重

タンク室内に地下貯蔵タンクが設置されていることから、タンク室の蓋の内側から地下貯蔵タンクの頂部までの乾燥砂の上載荷重を乾燥砂荷重とし、その他の範囲に詰めた乾燥砂の荷重は、考慮しなくてよい。

$$P_2 = \gamma_2 \times h_2$$

P_2 : 乾燥砂荷重 [単位 : N/mm^2]

γ_2 : 砂の比重量 [単位 : N/mm^3]

h_2 : 砂被り深さ (タンク室の蓋の内側から地下貯蔵タンク頂部までの深さ) [単位 : mm]

b 従荷重

(a) 地震の影響

静的震度法に基づく地震動によるタンクの軸直角方向に作用する水平方向慣性力を考慮することとする。なお、地震時土圧については、タンク室に設置されていることから考慮しないものとする。

$$F_s = K h \times (W_1 + W_2 + W_3)$$

F_s : タンクの軸直角方向に作用する水平方向地震力 [単位 : N]

$K h$: 設計水平震度 (危告示第4条の23第1号の式により求める。)

W_1 : 固定荷重 [単位 : N]

W_2 : 液荷重 [単位 : N]

W_3 : タンクの軸直角方向に作用する乾燥砂の重量 [単位 : N]

(b) 試験荷重

完成検査前検査又は定期点検を行う際の荷重とする。 [単位 : N/mm^2]

(イ) 発生応力等

地下貯蔵タンクが鋼板を用いた横置円筒型である場合にあっては、次に掲げる計算方法を用いることができるものとする。

a 胴部の内圧による引張応力

$$\sigma_{s1} = P_i \times (D / 2 t_1)$$

σ_{s1} : 引張応力 [単位 : N / mm²]

P_i : 内圧 (正の試験荷重) [単位 : N / mm²]

D : 地下貯蔵タンクの直径 [単位 : mm]

t_1 : 胴の板厚 [単位 : mm]

b 胴部の外圧による圧縮応力

$$\sigma_{s2} = P_o \times (D / 2 t_1)$$

σ_{s2} : 圧縮応力 [単位 : N / mm²]

P_o : 乾燥砂荷重 (負の試験荷重) [単位 : N / mm²]

D : 地下貯蔵タンクの直径 [単位 : mm]

t_1 : 胴の板厚 [単位 : mm]

c 鏡板部の内圧による引張応力

$$\sigma_{K1} = P_i \times (R / 2 t_2)$$

σ_{K1} : 引張応力 [単位 : N / mm²]

P_i : 内圧 (正の試験荷重) [単位 : N / mm²]

R : 鏡板中央部での曲率半径 [単位 : mm]

t_2 : 鏡板の板厚 [単位 : mm]

d 鏡板部の外圧による圧縮応力

$$\sigma_{K2} = P_o \times (R / 2 t_2)$$

σ_{K2} : 圧縮応力 [単位 : N / mm²]

P_o : 乾燥砂荷重 (負の試験荷重) [単位 : N / mm²]

R : 鏡板中央部での曲率半径 [単位 : mm]

t_2 : 鏡板の板厚 [単位 : mm]

e 地下貯蔵タンク固定条件の照査

地下貯蔵タンク本体の地震時慣性力に対して、地下貯蔵タンク固定部分が必要なモーメントに耐える構造とするため、次の条件を満たすこと。

$$F_s \times L \leq R \times l$$

F_s : 地下貯蔵タンクの軸直角方向に作用する水平方向地震力 [単位 : N]

L : F_s が作用する重心から基礎までの高さ [単位 : mm]

R : 固定部分に発生する反力 [単位 : N]

l : 一の固定部分の固定点の間隔 [単位 : mm]

ウ 圧力タンクとは、最大常用圧力が 46.7 キロパスカル (70 キロパスカル / 1.5) 以上のタンクをいうものとする。

- (4) 危令第13条第1項第7号に規定する地下貯蔵タンクの外面の保護については、次によること。
- ア 危告示第4条の47の3各号の設置年数及び設計板厚については、次によること。(平成22年7月8日付け消防危第144号通知)
- (ア) 設置年数とは、当該地下貯蔵タンクの設置許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいうものとする。
- (イ) 設計板厚とは、当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいうものとする。
- イ 危則第23条の2第1号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクの内面に講じるコーティングにあっては、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(平成22年7月8日付け消防危第144号通知)別添1「内面の腐食を防止するためのコーティングについて」に基づき、適切に講ずること。
- ウ 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に講ずべき措置のうち、電気防食にあっては、公益社団法人腐食防食学会が策定した「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン(JSCE S1901:2019)」に基づき施工することができるものとする。(令和2年3月27日付け消防危第89号通知)
- エ 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに該当する地下貯蔵タンクについて、危則に基づき、当該地下貯蔵タンクに内面の腐食を防止するためのコーティングを講ずること又は電気防食により保護することが必要となるが、当該地下貯蔵タンクのうち危険物の抜取りその他事故の防止のために必要な措置を講じた上で危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものにあつては、休止に係る期間に限り、危令第23条の規定を適用し、これらの措置を講じないことができるものとする。(平成22年7月23日付け消防危第158号質疑)
- オ 危告示第4条の48第2項に規定する同条第2項各号に掲げる性能が同条第3項第2号に掲げる方法と同等以上の性能を有することの確認は、当該同等以上の性能を有することの確認を行おうとする塗覆装の試験片を用いて、同条第2項各号に掲げる性能ごとに行うものとする。(平成17年9月13日付け消防危第209号通知)
- (5) 危令第13条第1項第8号の通気管については、次によること。
- ア 危則第20条第3項第2号の当該接合部分の損傷の有無を点検することができる措置とは、点検のための鋼製、コンクリート製の蓋のある箱に納めること等をいうものとする。
- イ 通気管は、その一部が地盤面下に設置されている場合であっても、地盤面下に設置された配管として取り扱わないものとする。(平成31年4月19日付け消防危第81号質疑)
- (6) 地下貯蔵タンクの内部に設けたフロートの動きを当該地下貯蔵タンク

クの直上部に設けた量目標示機にチェーンで連絡し、タンク内部の危険物の量を自動的に示すことができる機構を有する装置は、危令第13条第1項第8号の2の危険物の量を自動的に表示する装置として取り扱うことができるものとする。（昭和43年7月30日付け消防予第178号質疑）

(7) 危令第13条第1項第9号に規定する注入口については、次によること。

ア 静電気による災害が発生するおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下貯蔵タンクに設ける注入口は、当該地下貯蔵タンクの底部又はその付近まで到達する長さのものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）（◆）

イ 地下貯蔵タンクの直上に注入口を設けない場合は、次によること。

(ア) 地下貯蔵タンクの存する敷地と同一の敷地内に注入口を設置するとともに、当該注入口を不燃材料で造った箱に収納し、又は当該注入口の直下の地盤面等に囲い、受皿等を設けること。

(イ) 1箇所に2以上の遠方注入口（地下貯蔵タンクの直上部以外の場所に設ける注入口をいう。以下同じ。）を設ける場合は、遠方注入口ごとに危険物が注入される地下貯蔵タンクの名称等を表示するとともに、遠方注入口ごとに注入する危険物が異なる場合は、当該遠方注入口ごとに注入する危険物の化学名又は通称名を表示すること。（◆）

(8) 危令第13条第1項第9号の2に規定するポンプ及び電動機を地下貯蔵タンク外に設けるポンプ設備（以下「地下貯蔵タンク外に設けるポンプ設備」という。）並びにポンプ又は電動機を地下貯蔵タンク内に設けるポンプ設備（以下「油中ポンプ設備」という。）については、次によること。

ア 地下貯蔵タンク外に設けるポンプ設備については、次によること。

(ア) ポンプ設備を平家建の建築物（危令第13条第1項第9号の2においてその例によるものとされる危令第11条第1項第10号の2ニに規定するポンプ室を除く。）内に設ける場合にあつては、第2第2項第16号キの規定の例によること。（◆）

(イ) ポンプ設備（引火点が40度以上の危険物を取り扱うものに限る。）を平家建以外の建築物内に設ける場合にあつては、第2第2項第16号クの規定の例によること。（◆）

イ 油中ポンプ設備については、次によること。

(ア) 危則第24条の2第1号の電動機の構造については、次によること。（平成5年9月2日付け消防危第67号通知）

a 危則第24条の2第1号口の運転中に固定子が冷却される構造とは、固定子の周囲にポンプから吐出された危険物を通過させる

構造又は冷却水を循環させる構造をいうものとする。

b 危則第24条の2第1号ハの電動機の内部（電動機の外装の内側をいう。以下このbにおいて同じ。）に空気が滞留しない構造とは、空気が滞留しにくい形状とし、電動機の内部にポンプから吐出された危険物を通過させて空気を排除する構造又は電動機の内部に不活性ガスを封入する構造をいうものとする。

(イ) 危則第24条の2第2号の電動機に接続される電線については、次によること。（平成5年9月2日付け消防危第67号通知）

a 危険物に侵されない電線とは、貯蔵し、又は取り扱う危険物に侵されない絶縁物で被覆された電線をいうものとする。

b 電動機に接続される電線が直接危険物に触れないよう保護する方法とは、貯蔵し、又は取り扱う危険物に侵されない金属管等の内部に電線を設ける方法をいうものとする。

(ウ) 危則第24条の2第3号の締切運転による電動機の温度の上昇を防止するための措置とは、固定子の周囲にポンプから吐出された危険物を通過させる構造により当該固定子を冷却する場合にあっては、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇したときに危険物を自動的に地下貯蔵タンクに戻すための弁及び配管をポンプ吐出管部に設ける方法をいうものとする。（平成5年9月2日付け消防危第67号通知）

(エ) 危則第24条の2第4号の電動機を停止する措置については、次によること。（平成5年9月2日付け消防危第67号通知）

a 危則第24条の2第4号イに規定する電動機の温度が著しく上昇した場合において電動機を停止する措置とは、電動機の温度を検知し、危険な温度に達する前に電動機の回路を遮断する装置を設けることをいうものとする。

b 危則第24条の2第4号ロに規定するポンプの吸引口が露出した場合において電動機を停止する措置とは、地下貯蔵タンク内の液面を検知し、当該液面がポンプの吸引口の露出する高さに達したときに電動機の回路を遮断する装置を設けることをいうものとする。

(オ) 危則第24条の2第5号に規定する油中ポンプ設備の設置方法については、次によること。（平成5年9月2日付け消防危第67号通知）

a 危則第24条の2第5号ロに規定する保護管とは、油中ポンプ設備のうち地下貯蔵タンク内に設けられる部分を危険物、外力等から保護するために設けられる地下貯蔵タンクに固定される金属製の管をいうものとする。

b 危則第24条の2第5号ハに規定する危険物の漏えいを点検す

ることができる措置が講じられた安全上必要な強度を有するピットは、地上からの作業が可能な大きさのコンクリート造又はこれと同等以上の性能を有する構造の箱とするとともに、当該ピットには、蓋が設けられていること。

(カ) (ア)から(オ)までに定める事項以外の事項については、次によること。

- a 油中ポンプ設備に制御盤又は警報装置を設ける場合は、常時人がいる場所に設けること。(◆)
- b 油中ポンプ設備の吸引口は、地下貯蔵タンク内の異物、水等の浸入によるポンプ又は電動機の故障を防止するため、地下貯蔵タンクの底面から十分離して設けること。(◆)
- c ポンプ吐出管部には、危険物の漏えいを検知し、警報を発する装置又は地下配管への危険物の吐出を停止する装置を設けること。(◆)
- d 油中ポンプ設備には、電動機の温度が著しく上昇した場合、ポンプの吸引口が露出した場合等に警報を発する装置を設けること。(◆)
- e KHKにより型式試験確認が行われ、型式試験確認済証が貼付された油中ポンプ設備にあっては、危令第13条第1項第9号の2の規定に基づき危則第24条の2に定める油中ポンプ設備に係る基準に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。(昭和63年5月30日付け消防危第74号通知)

(9) 危令第13条第1項第10号の配管については、次によること。

- ア 地下貯蔵タンク本体に設ける配管類は、当該地下貯蔵タンク本体に直接溶接すること。
- イ 地下貯蔵タンクに接続する配管の部分のうち当該地下貯蔵タンクの直近の部分には、当該地下貯蔵タンクの漏れの点検等が行えるよう、フランジの設置その他の当該地下貯蔵タンクを閉鎖又は分離できる措置を講ずること。(◆)
- ウ 点検ボックスは、防水モルタル又はエポキシ樹脂等で仕上げ、漏れ、又はあふれた危険物が容易に地中に浸透しない構造とするとともに、その大きさ及び深さは、配管が容易に点検できるものとする。
- エ 次の(ア)から(エ)までに適合する場合は、屋外において配管をトレンチ(配管溝)内に設置することができるものとする。(昭和45年2月17日付け消防予第37号質疑)
 - (ア) トレンチの本体及び蓋は、鉄筋コンクリート造等とし、当該トレンチの本体及び蓋の上部にかかる荷重に耐えることができるものとする。
 - (イ) トレンチの底部には、ピット(ためます)を設けること。(◆)

- (ウ) トレンチ内の配管の接合は、当該トレンチ内の配管と地下貯蔵タンク直近の配管の結合部分、可とう管の結合部分その他施工上フランジ接合とする必要のある部分を除き、原則として溶接によること。(◆)
- (エ) トレンチ内の配管に設ける可とう管、フランジ及びためますの上部には点検口を設けるとともに、当該点検口には、手掛け付きの蓋その他の容易に取り外せる蓋(鉄筋コンクリート製、鉄製等のものに限る。)を設けること。
- (10) 危令第13条第1項第13号に規定する地下貯蔵タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備については、次によること。
- ア 危則第23条の3第1号に規定する危険物の漏れを検知する設備については、次によること。
- (ア) 危則第23条の3第1号に規定する地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備とは、直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備をいうものとする。なお、危則第23条の3第2号に規定する地下貯蔵タンクの周囲に4箇所以上設ける管(以下「漏えい検査管」という。)内にセンサーを設けるものにあつては、同号に規定する地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備には該当しないものとして取り扱うものとする。
- (イ) 設置者等が1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの危険物の受入量、地下貯蔵タンクからの危険物の払出量及び地下貯蔵タンク内の危険物の量を継続的に記録し、これらの量の情報に基づき分析者(法人を含む。)が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる場合は、危令第23条の規定を適用し、地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備を設置しないことができるものとする。(平成22年7月23日付け消防危第158号質疑)
- (ウ) 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当する地下貯蔵タンクについて、危則に基づき、当該地下貯蔵タンクに地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備を設けることが必要となるが、当該地下貯蔵タンクのうち危険物の抜取りその他事故の防止のために必要な措置を講じた上で危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものにあつては、休止に係る期間に限り、危令第23条の規定を適用し、当該設備を設けないことができるものとする。(平成22年7月23日付け消防危第158号質疑)
- (エ) 高精度油面計、SIR(統計学的在庫管理法)等を危則第23条の3第1号に規定する地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れ

を検知するための設備として設置する場合にあっては変更許可申請を要するものとし、高精度油面計、SIR（統計学的在庫管理法）等を危告示第71条第1項第5号のその他の方法として設置する場合にあっては危険物製造所等変更工事届出書の提出を要するものとする。

イ 漏えい検査管については、次によること。

(ア) 構造については、次によること。（◆）

a 管は、二重管（内管及び外管）とすること。ただし、小孔のない部分は、単管とすることができるものとする。

b 材質は、金属管、硬質塩化ビニル管その他の地下貯蔵タンクに貯蔵する危険物に侵されないものとする。

c 長さは、地下貯蔵タンクを覆う鉄筋コンクリート等の上面から地下貯蔵タンクの基礎の上面までの長さ以上とすること。

d 漏えい検査管（内管及び外管）には、当該漏えい検査管の下端からおおむね地下貯蔵タンクの中心の位置に相当する高さまでの範囲に小孔を設けること。ただし、地下水位の高い場所に設けるものには、当該漏えい検査管の下端から当該地下水位の上方となる高さまでの範囲に小孔を設けること。

e 上端部は、水が浸入しない構造とし、かつ、蓋は、点検等の際に容易に開放できるものとする。

(イ) 設置個数は、地下貯蔵タンク1基につき4箇所以上とすること。

ただし、同一のタンク室に設ける2以上の地下貯蔵タンクの相互間の間隔が1メートル以下である場合は、2以上の地下貯蔵タンクにおいて一の漏えい検査管を兼用することができるものとする。

(11) 危令第13条第1項第14号のタンク室の構造については、次によること。

ア タンク室に作用する荷重及び発生応力については、一般的に次により算出することができる。（平成17年3月24日付け消防危第55号通知）

(ア) 作用する荷重

a 主荷重

(a) 固定荷重（タンク室の自重、地下貯蔵タンク及びその附属設備の自重）

W_4 ：固定荷重 [単位：N]

(b) 液荷重（貯蔵する危険物の重量）

$W_2 = \gamma_1 \times V$

W_2 ：液荷重 [単位：N]

γ_1 ：液体の危険物の比重量 [単位：N/mm³]

V：タンク容量 [単位：mm³]

(c) 土圧

$$P_3 = K_A \times \gamma_3 \times h_3$$

P_3 : 土圧 [単位 : N/mm^2]

K_A : 静止土圧係数 (一般的に 0.5)

γ_3 : 土の比重量 [単位 : N/mm^3]

h_3 : 地盤面下の深さ [単位 : mm]

(d) 水圧

$$P_4 = \gamma_4 \times h_4$$

P_4 : 水圧 [単位 : N/mm^2]

γ_4 : 水の比重量 [単位 : N/mm^3]

h_4 : 地下水位からの深さ (地下水位は、原則として実測値による。) [単位 : mm]

b 従荷重

(a) 上載荷重

上載荷重は、原則として想定される最大重量の車両の荷重 (例えば、250キロニュートンの車両にあっては、後輪片側で100キロニュートン) とする。

(b) 地震の影響

地震の影響は、地震時土圧について検討する。

$$P_5 = K_E \times \gamma_4 \times h_4$$

P_5 : 地震時土圧 [単位 : N/mm^2]

K_E : 地震時水平土圧係数

地震時水平土圧係数 K_E は、次の式により求めることができる。

$$K_E = \frac{\cos^2(\phi - \theta)}{\cos^2 \theta \left(1 + \sqrt{\frac{\sin \phi \cdot \sin(\phi - \theta)}{\cos \theta}} \right)^2}$$

ϕ : 周辺地盤の内部摩擦角 [単位 : 度]

θ : 地震時合成角 [単位 : 度]

$$\theta = \tan^{-1} K_h$$

K_h : 設計水平震度 (危告示第4条の23第1号の式により求める。)

γ_4 : 土の比重量 [単位 : N/mm^3]

h_4 : 地盤面下の深さ [単位 : mm]

(イ) 発生応力

発生応力は、荷重の形態、支持方法及び形状に応じ、算定され

た断面力（曲げモーメント、軸力及びせん断力）の最大値について算出すること。この場合において、支持方法として上部が蓋を有する構造であるときにあっては当該蓋の部分を単純ばり又は版とみなし、側部と底部が一体となる部分にあっては側板を片持ばりと、底部を両端固定ばりとみなして断面力を算定することができるものとする。

イ 地下貯蔵タンクの保護に必要なタンク室の強度、危険物の漏えい時の拡大防止機能、タンク室内が腐食しないための水密構造等に支障がない場合は、コンクリートパーツ組立て方法（プレキャスト工法）によるタンク室を設置することができるものとする。この場合において、パーツの接合には、防食措置を講じたボルトを用いるとともに、施工の際には、基礎コンクリート据付け時の水平度、捨てコンクリートと基礎コンクリートとの密着性、パーツ同士の接合状況、タンク室内の埋戻し等に配慮すること。（昭和58年3月14日付け消防危第29号質疑）

ウ 建築物の下部にタンク室を設ける場合は、当該建築物の最下部のスラブを当該タンク室の蓋とすることができるものとする。この場合において、当該蓋の上部には、地下タンク貯蔵所の点検に必要な空間を確保すること。

エ 地下貯蔵タンク底部の基礎台とタンク室側壁との間に隙間を設けること、当該基礎台に連通管を設けること等により当該地下貯蔵タンクからの危険物の漏えいを有効に検知することができる構造とすること。
（◆）

オ 「「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」の一部改正について」（平成30年4月27日付け消防危第73号通知）別紙に例示する地下貯蔵タンク及びタンク室の構造は、タンク室上部の土被りがなく等標準的な設置条件等において、作用する荷重により生じる応力及び変形に対する安全性が確認されているものとして取り扱うことができるものとする。

カ 危則第24条第1号の水密コンクリートとは、硬化後に水を通しにくく、水が拡散しにくいコンクリートのことであり、一般に水セメント比は55パーセント以下とし、AE剤若しくはAE減水剤又はフライアッシュ若しくは高炉スラグ粉末等の混和材を用いたコンクリートをいうものとする。（平成17年3月24日付け消防危第55号通知）

キ 危則第24条第2号に規定するタンク室を鉄筋コンクリート造とする場合の目地等の部分及び蓋との接合部分に講ずる雨水、地下水等がタンク室の内部に浸入しない措置とは、振動等による変形追従性能、危険物により劣化しない性能及び長期耐久性能を有するゴム系又はシリコン系の止水材を充填すること等をいうものとする。（平成17年

3月24日付け消防危第55号通知)

ク 縦置き型の地下貯蔵タンクをタンク室に設置する場合、タンク室の上部に地下空間を設けて地下貯蔵タンクを設置する場合その他「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」(平成18年5月9日付け消防危第112号通知、平成30年4月27日付け消防危第73号通知)別紙に示す構造例において想定されていない設置形態のタンク室に地下貯蔵タンクを設置する場合又はタンク室を建築物に近接して設置する場合は、必要に応じ第三者機関の評価資料を活用すること。

(平成18年5月9日付け消防危第112号通知、平成30年4月27日付け消防危第73号通知) (◆)

3 危令第13条第2項に規定する地下タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 次に掲げる規定に関し、距離を計測する際は、二重殻タンクの内殻ではなく、当該二重殻タンクの外殻を起点とすること。(平成7年2月3日付け消防危第5号通知)

ア ふたの大きさ

イ 地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間隔

ウ 地下貯蔵タンクの頂部の位置

エ 地下貯蔵タンク相互間の間隔

(2) SSタンクについては、次によること。

ア SSタンクの構造については、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」(平成3年4月30日付け消防危第37号通知、平成5年12月9日付け消防危第95号通知)によるほか、次によること。

(ア) 地下貯蔵タンクの材料である鋼板(以下この号において「内殻」という。)及び当該地下貯蔵タンクに間隙を有するように取り付ける鋼板(以下この号において「外殻」という。)は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料とすること。(◆)

(イ) 内殻と外殻との間に3ミリメートルの間隙を保持するため、スペーサー(間隔保持材)を円周に設置すること。

(ウ) タンク上部の空気抜き口は、危令第13条第1項第10号の規定の例により設けること。

イ スペーサーの設置については、次によること。

(ア) 材質は、原則として内殻と同等のものとする。(◆)

(イ) スペーサーと内殻との溶接は、全周すみ肉溶接又は部分溶接(一辺の溶接ビードを25ミリメートル以上としたものに限る。)とすること。

(ウ) スペーサーは、溶接線にまたがることのないように配置し、かつ、内殻に完全に密着させること。

- ウ 危則第24条の2の2第2項に規定する液体の漏れを検知することができる設備（以下「常時検知設備」という。）については、次によること。（◆）
- (ア) 鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体（以下「漏えい検知液」という。）を収納する容器（以下このウにおいて「容器」という。）は、金属製又は合成樹脂製であり、かつ、耐候性を有するものとする。
 - (イ) 容器の大きさは、漏えい検知液を7リットル以上収納できるものであること。
 - (ウ) 容器は、SSタンク本体の頂部から当該容器の下部までの高さが2メートル以上となる位置に設置すること。
 - (エ) SSタンクと常時検知設備とを接合する管は、可とう性のある樹脂製の管とすることができるものとする。ただし、地盤面下に埋設するものにあつては、土圧等を考慮し、当該樹脂製の管を金属管又はこれと同等以上の強度を有する保護管に収納すること。
 - (オ) 常時検知設備は、販売室、事務室、控室その他の容器内の漏えい検知液の異常の有無を従業員等が容易に確認できる場所に設置すること。
 - (カ) 漏えい検知液に用いる液体は、エチレングリコールの濃度が30パーセント以下となるように水で希釈したものであること。
- エ SSタンクを地盤面下に設けられたタンク室に設置しない場合は、次の(ア)から(エ)までに掲げる規定に適合すること。
- (ア) 危令第13条第2項第2号イの鉄筋コンクリート造のふたについては、次によること。
 - a 二重殻タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6メートル以上大きい蓋で覆われているとは、水平投影した二重殻タンクの両外側に縦横それぞれ0.3メートル以上ずつはみ出す大きさを蓋が有することをいうものとする。（昭和45年2月17日付け消防予第37号質疑）
 - b 蓋には、直径12ミリメートル以上の鉄筋（複配筋）を縦方向及び横方向にそれぞれ0.3メートル以下ごとの間隔で配置すること。
 - (イ) 危令第13条第2項第2号ロに規定する蓋にかかる重量が直接二重殻タンクにかからない構造とは、当該二重殻タンクの周囲に設ける鉄筋コンクリート造等の支柱により当該蓋を支える構造をいうものとし、当該支柱の構造等については、次によること。ただし、二重殻タンクを埋設する周囲の地盤が堅固であつて、蓋にかかる重量が当該地盤によって安全に支えられると認められる場合は、この限りでない。

- a 支柱を鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。
 - (a) 帯鉄筋又は螺旋鉄筋柱とすること。
 - (b) 帯鉄筋柱の最小横寸法は、0.2メートル以上とすること。
 - (c) 軸方向の鉄筋の直径は、12ミリメートル以上で、その数は、4本以上とすること。
 - (d) 帯鉄筋の直径は、6ミリメートル以上で、その間隔は、柱の最小横寸法、軸方向鉄筋の直径の1.2倍の値又は帯鉄筋の直径の4.8倍の値うち、最も小さな値以下とすること。
 - (e) 軸方向鉄筋は、基礎及び蓋の鉄筋と連結すること。
- b 支柱にヒューム管を用いる場合は、次によること。
 - (a) 外径を0.2メートル以上とすること。
 - (b) 空洞部には、基礎及び蓋の鉄筋と連結した直径9ミリメートル以上の鉄筋を4本以上入れ、コンクリートを充填すること。
- (ウ) 危令第13条第2項第2号ハの堅固な基礎については、次によること。
 - a 基礎は、鉄筋コンクリート（直径12ミリメートル以上の鉄筋（複配筋）を縦方向及び横方向にそれぞれ0.3メートル以下ごとの間隔で配置したものに限る。）で造るとともに、その厚さは、0.3メートル以上とすること。
 - b 前aの鉄筋には、タンク固定バンド用のアンカーボルトを連結すること。
 - c タンク基礎台は、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること。
 - d タンク基礎台を鉄筋コンクリート造とする場合は、当該基礎台に配置した鉄筋とaの鉄筋とを連結すること。
 - e 砕石基礎による施工を行う場合は、「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」（平成8年10月18日付け消防危第127号通知、平成12年3月30日付け消防危第38号通知、平成17年10月27日付け消防危第246号通知、平成29年12月15日付け消防危第205号通知）によること。
- (エ) 地下貯蔵タンクが受ける浮力に関する計算は、次により行うことができるものとする。
 - a 二重殻タンクが有する間隙の部分の厚さをタンクが受ける浮力の計算に用いる数値に算入すること。
 - b 浮力に関する計算の例を次に示す。
 - (a) タンクが浮上しないための条件

タンクが浮上しないためには、埋土重量及び基礎重量が当該タンクの受ける浮力より大きくなければならない。なお、タンクの受ける浮力の計算方法は、iの式によるものとする。

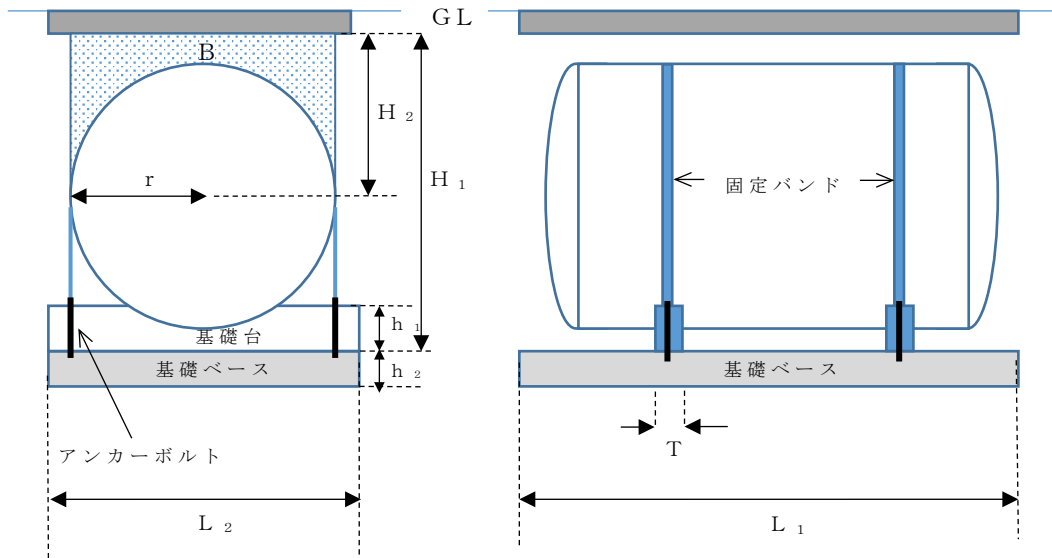


図 1

$$W_s + W_c > F$$

W_s : 埋土重量の浮力に対する有効値

W_c : 基礎重量の浮力に対する有効値

F : タンクの受ける浮力

i タンクの受ける浮力 (F)

タンクの受ける浮力は、当該タンクが排除する水の重量から当該タンクの自重を減じたものである。

$$F = V_t \times d_1 - W_t$$

$V_t \times d_1$: タンクが排除する水の重量

V_t : タンクの体積

d_1 : 水の比重 (1.0)

W_t : タンクの自重

$$V_t = \pi r^2 \{ \ell + (\ell_1 + \ell_2) / 3 \}$$

$$W_t = (2 \pi r \ell t_1 + 2 \pi r^2 t_2 + n \pi r^2 t_3) \times d_2$$

π : 円周率 (3.14)

r : タンクの半径

ℓ : タンクの胴長

ℓ_1 、 ℓ_2 : 鏡板の張出

t_1 : 胴板の厚み

t_2 : 鏡板の厚み

t_3 : 仕切板の厚み

n : 仕切板の数

d_2 : 鉄の比重 (7.8)

ii 埋土重量の浮力に対する有効値 (W_s)

埋土重量の浮力に対する有効値とは、埋土の自重から当該埋土が排除する水の重量を減じたものである。

$$W_s = V_s \times d_s - V_s \times d_1 = V_s \times (d_s - d_1)$$

V_s : 埋土の体積

d_s : 埋土の比重 (1.8)

d_1 : 水の比重 (1.0)

$$V_s = L_1 \times L_2 \times H_1 - (V_t + 0.7 n_1 \times L_2 \times h_1 \times T)$$

V_s : 埋土の体積

V_t : タンクの体積

0.7 : 基礎台の切込部分を概算するための係数

n_1 : 基礎台の数

L_1 、 L_2 、 H_1 、 h_1 及び T は、図1による。

iii 基礎重量の浮力に対する有効値 (W_c)

基礎重量の浮力に対する有効値とは、基礎重量から基礎が排除する水の重量を減じたものである。

$$W_c = V_c \times d_c - V_c \times d_1 = V_c \times (d_c - d_1)$$

$V_c \times d_c$: 基礎の重量

V_c : 基礎の体積

$$= L_1 \times L_2 \times h_2 + 0.7 n_1 \times L_2 \times h_1 \times T$$

d_c : コンクリートの比重 (2.4)

$V_c \times d_1$: 基礎が排除する水の重量

V_c : 基礎の体積

$$= L_1 \times L_2 \times h_2 + 0.7 n_1 \times L_2 \times h_1 \times T$$

d_1 : 水の比重 (1.0)

(b) バンドの所要断面積

タンクを基礎に固定するためのバンドは、当該タンクが受ける浮力によって切断されないだけの断面積を有しなければならない。

$$S \geq (F - W_B) / 2 \sigma N$$

S : バンドの所要断面積 ((バンドの幅 - バンドを固定するためのボルトの穴径) × バンドの厚さ)

F : タンクの受ける浮力

W_B : 図1に示すB部分の埋土重量の浮力に対する有効値

σ : バンドの許容引張応力度 (SS400を用いる場合は、156.8 [N/mm²])

N : バンドの本数

$$W_B = \{ 2 r H_2 (\ell + \ell_1 + \ell_2) - \pi r^2 / 2 (\ell + (\ell_1 + \ell_2) / 3) \} (d_s - d_1)$$

r : タンクの半径

H₂ : 図 1 による。

ℓ : タンクの胴長

ℓ₁、ℓ₂ : 鏡板の張出

(c) アンカーボルトの所要直径

バンドを基礎に固定するためのアンカーボルトは、当該バンドに働く力によって切断されないだけの直径を有しなければならない。

$$d \geq 1.128 \sqrt{(F - W_B) / 2 \sigma_t N}$$

d : アンカーボルトの所要直径 (谷径)

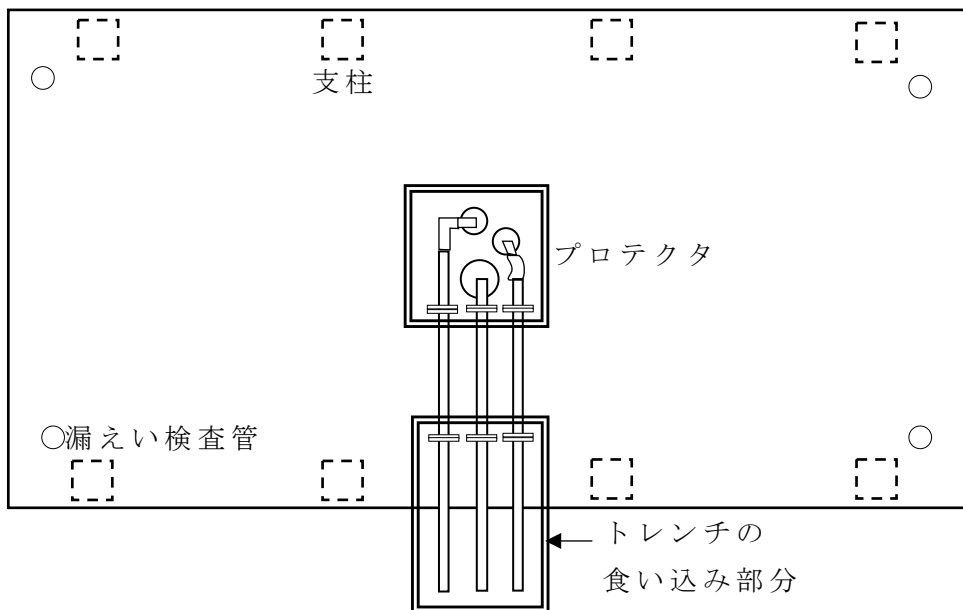
F : タンクの受ける浮力

W_B : 図 1 に示す B 部分の埋土重量の浮力に対する有効値

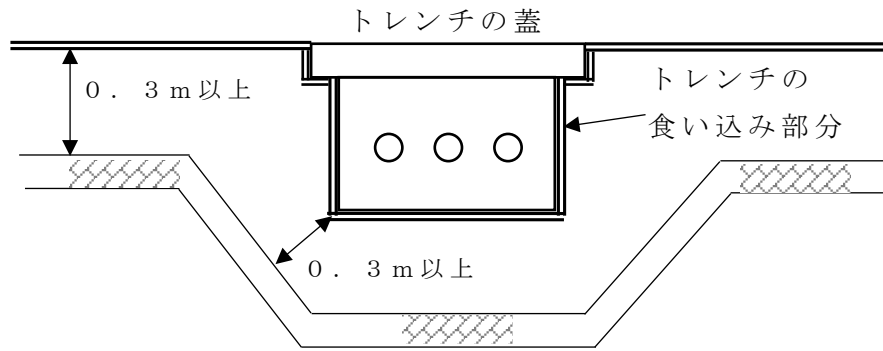
σ_t : アンカーボルトの許容引張応力度 (SS400 を用いる場合は、117.6 [N/mm²])

N : バンドの本数

(オ) 次の a から c までに適合する場合は、配管用トレンチを地下貯蔵タンクのプロテクタまで延長し、当該地下貯蔵タンクを覆う蓋 (以下この(オ)において「地下貯蔵タンク蓋」という。)の一部に食い込むように当該配管用トレンチを設置することができるものとする。(昭和45年2月17日付け消防予第37号質疑)



平面図



断面図

- a 地下貯蔵タンク蓋にかかる荷重が直接地下貯蔵タンクにかからないよう、当該地下貯蔵タンク蓋は、鉄筋コンクリート造の支柱により支えられていること。この場合において、当該支柱の支点は、地下貯蔵タンクを設置する際の基礎にあること。
- b トレンチの地下貯蔵タンク蓋に食い込む部分の地下貯蔵タンク蓋の上面（トレンチの底に当たる部分）と地下貯蔵タンクの頂部までの間に60センチメートル以上の間隔が保たれていること。
- c トレンチの地下貯蔵タンク蓋に食い込む部分の下部及び周囲の鉄筋コンクリート造の当該地下貯蔵タンク蓋の厚さは30センチメートル以上であること。

(3) SFタンクについては、次によること。

ア SFタンク及び危令第13条第2項第1号ロに規定する危険物の漏れを検知するための設備の位置、構造及び設備については、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成5年9月2日付け消防危第66号通知、平成7年3月28日付け消防危第28号通知）によること。

イ 検知層以外の強化プラスチックの被覆部の接着強度が、剥離試験において強化プラスチックの基材破壊（強化プラスチックを構成する部材の破壊）が生じる強度以上の強度を有していることを確認できる場合は、危令第23条の規定を適用し、SFタンクのものである鋼板に代えて、厚さ3.2ミリメートル以上のステンレス鋼板を用いることができるものとする。この場合において、当該剥離試験は、設置予定のSFタンクと同一の施工方法によりステンレス鋼板に強化プラスチックを積層成形した試験片を用いて実施するものとする。（平成22年12月28日付け消防危第297号通知）

(4) FFタンクについては、次によること。

ア 危則第24条の2の3の耐薬品性試験は、FFタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物を試験液とし、FFタンクの内殻で危険物と

接する部分に使用される強化プラスチックを試験片として行うこと。

(平成22年7月8日付け消防危第144号通知)

イ KHKにおいて、FFタンクの本体及びFFタンクの本体に漏えい検知設備を設けたもの(以下「FFタンクの本体等」という。)並びに漏えい検知設備に係る構造等に関する試験確認が行われたFFタンクについては、次によること。(平成8年10月18日付け消防危第129号通知)

(ア) 試験確認結果通知書において適合しているものとされたFFタンクの本体等のうちFFタンクの本体については、危令第13条第2項第1号ロ、第3号ロ及び第4号の規定に基づく危則第24条の2の2第3項第2号、第24条の2の3及び第24条の2の4に定める技術上の基準に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

(イ) 試験確認結果通知書において適合しているものとされたFFタンクの本体等のうち漏えい検知設備及び試験確認結果通知書において適合しているものとされた漏えい検知設備については、危令第13条第2項第1号ロの規定に基づく危則第24条の2の2第4項に定める技術上の基準に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

(ウ) 試験確認済証が貼付されたFFタンクの本体等のうちFFタンクの本体については、危令第13条第2項第1号ロ、第3号ロ及び第4号の規定に基づく危則第24条の2の2第3項第2号、第24条の2の3及び第24条の2の4に定める技術上の基準に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

(エ) 試験確認済証が貼付されたFFタンクの本体等のうち漏えい検知設備及び試験確認済証が貼付された漏えい検知設備については、危令第13条第2項第1号ロの規定に基づく危則第24条の2の2第4項に定める技術上の基準に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

4 危令第13条第3項に規定する危険物の漏れを防止することができる危則で定める構造により設置する地下タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 危令第13条第3項に規定する危険物の漏れを防止することができる危則で定める構造については、「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」(昭和62年7月28日付け消防危第75号通知)によること。

(2) 危令第13条第3項においてその例によるものとされる同条第1項第13号の規定により設ける漏えい検査管の設置個数は、地下貯蔵タンク1基につき4箇所以上とすること。ただし、同一の基礎上に設ける2以上の地下貯蔵タンクの相互間の間隔が1メートル以下である場合は、

2以上の地下貯蔵タンクにおいて一の漏えい検査管を兼用することができるものとする。

- 5 危令第13条第4項の規定により危則第24条の2の8に定める特例に係る措置については、前節第2項第2号イ（イを除く。）の規定の例によること。（平成13年10月11日付け消防危第112号通知）

第5 簡易タンク貯蔵所

- 1 屋外に簡易タンクを設置した簡易タンク貯蔵所及び屋内に簡易タンクを設置した簡易タンク貯蔵所に共通する事項については、次のとおりとする。

(1) 危令第14条第2号の同一品質の危険物とは、例えば、オクタン価の同じガソリンのように全く同じ品質を有する危険物をいうものとする。よって、法別表第1の品名が同一の危険物であっても、レギュラーガソリン及びハイオクガソリンのように品質の異なる危険物は、同一品質の危険物には該当しないものとする。

(2) 危令第14条第4号に規定する簡易貯蔵タンクの固定については、次によること。

ア 簡易貯蔵タンクを固定する架台は、鉄筋コンクリート、鉄骨等の不燃材料で造ること。

イ 簡易貯蔵タンクは、火災発生時その他の緊急時に移動することができるように、鎖、車止め等により固定すること。

(3) 地盤面に設置した第4類の危険物の簡易貯蔵タンクのうち圧力タンク以外のタンクに設けられた通気管の先端の高さが地上1.5メートル未満となる場合は、当該簡易貯蔵タンクの設置場所にコンクリート製の台を設けること等により、その高さを地上1.5メートル以上とすること。

(4) 次のアからクまでの規定に適合する蓄圧式の簡易貯蔵タンク（コンプレッサーの一次空圧を減圧弁により減圧して貯油タンク内に送圧し、タンク内に蓄圧された圧力により危険物を吐出させるものをいう。）を設置する場合は、危令第23条の規定を適用し、危令第14条第1号の簡易タンク（危令第17条第1項第7号の簡易タンクを含む。）と同等の効力を有するものとして取り扱うことができるものとする。（昭和38年4月6日付け自消丙予発第12号質疑）

ア タンクは、危令第14条第5号及び第7号の規定に適合すること。

イ タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しない構造であること。

ウ タンクには、外気温等により内圧が上昇した場合等に使用常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。

エ 給油ホースの取付部には、給油を行うとき以外は、給油ホースと

タンクとの間の危険物を遮断できるバルブ等を設けること。

オ 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。

カ タンクは、容易に移動しないように地盤面、架台等に固定すること。

キ 危険物をタンク内に注入する際にタンクの内圧が零であること確認できる構造とすること。

ク タンクの内圧を抜かなければ危険物をタンクに補給できない構造とすること。

2 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合は、当該簡易貯蔵タンクを設置する地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆うこと。

(◆)

3 一の専用室内に複数の簡易貯蔵タンクを設置する場合は、危令第14条第4号の規定によるほか、簡易貯蔵タンクの相互間に当該簡易貯蔵タンクの維持管理上必要な間隔を保つこと。(◆)

第6 移動タンク貯蔵所

1 危令第15条第1項に規定する移動タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 危令第15条第1項第1号の屋外の防火上安全な場所は、次に適合すること。

ア 付近で火気を取り扱っていない場所であること。

イ 移動タンク貯蔵所に係る車両以外の車両（他の移動タンク貯蔵所に係る車両を含む。）を駐車する場所と兼用しないこと。

ウ 敷地内に常置場所からの円滑な出入りが可能な車両導線が確保されていること。ただし、当該常置場所付近にある事務所等で敷地内に駐車する車両の鍵等が管理され、非常時に常置している移動タンク貯蔵所に係る車両を直ちに移動させることができる体制が整えられている場合は、この限りでない。

エ 移動タンク貯蔵所に係る車両以外の車両の駐車位置等と明確に見分けがつかない場合は、常置場所を白線等で明示すること。(◆)

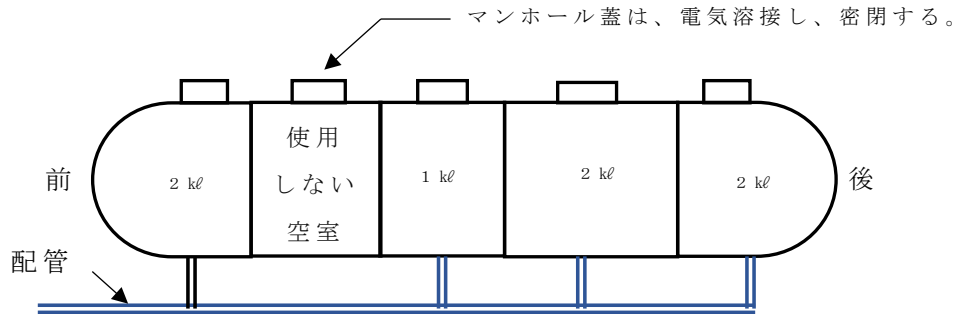
オ 移動タンク貯蔵所に係る車両の周囲には、0.5メートル以上の幅の空地を保有すること。(◆)

(2) 危令第15条第1項第2号の移動貯蔵タンクについては、次によること。

ア 動植物油類を貯蔵するタンク内に工場等の蒸気供給設備から供給される蒸気により当該動植物油類を加熱するための配管（当該動植物油類をタンクから取り出すときに限り、使用するものに限る。）を取り付けることができるものとする。この場合において、当該配管は、危令第9条第1項第21号イの水圧試験において、漏えいその他異常がないものであること。（昭和52年3月15日付け消防危第37号質

疑)

イ 次の図のように、間仕切により仕切られた部分に設けられたマンホールを電気溶接等により密閉し、かつ、当該部分に危険物を受け入れ、又は当該部分から危険物を払い出す配管を設けないタンクにあっては、危令第15条第1項第4号の規定に適合しないため、当該タンクを車両に固定した貯蔵所を移動タンク貯蔵所として許可することはできないものとする。(昭和41年4月2日付け自消丙予発第42号質疑)



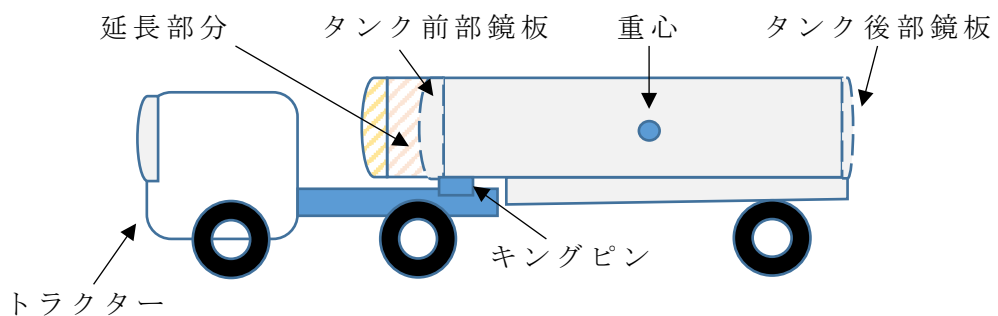
ウ 次の図のように、けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクの胴板を前方に延長し、延長した部分(以下このウにおいて「延長部分」という。)に次の(ア)から(エ)までに掲げる設備を設けた場合は、延長部分を移動貯蔵タンクの保護措置として取り扱い、被けん引式の移動タンク貯蔵所として許可することができるものとする。(平成7年1月12日付け消防危第3号質疑)

(ア) タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための出入口

(イ) タンク前部鏡板部分から危険物が漏えいした場合に、延長部分内での可燃性蒸気の滞留を防止するための当該延長部分の上下各1箇所以上に設けられた通気口

(ウ) タンク前部鏡板を外部から目視により点検することができる点検口

(エ) 延長部分に雨水等が滞留することを防止するための水抜口



胴板を延長した移動タンク貯蔵所

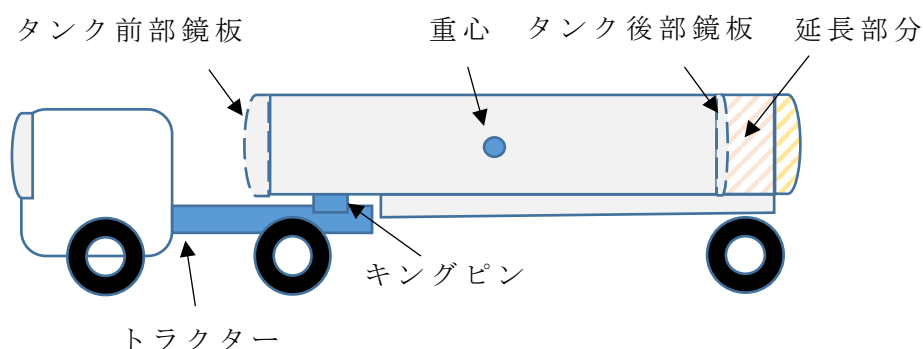
エ 次の図のように、けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクの胴板を後方に延長し、延長した部分（以下このエにおいて「延長部分」という。）に次の（ア）から（エ）までに掲げる設備を設けた場合は、延長部分を移動貯蔵タンクの保護措置として取り扱い、被けん引式の移動タンク貯蔵所として許可することができるものとする。（平成18年9月19日付け消防危第191号質疑）

（ア） タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための出入口

（イ） タンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合に、延長部分内での可燃性蒸気の滞留を防止するための当該延長部分の上下各1箇所以上に設けられた通気口

（ウ） タンク後部鏡板を外部から目視により点検することができる点検口

（エ） 延長部分に雨水等が滞留することを防止するための水抜口



胴板を延長した移動タンク貯蔵所

（3） 危令第15条第1項第3号に規定する移動貯蔵タンクの容量及びその内部に設ける間仕切については、次によること。

ア 液状の硫黄を貯蔵する移動タンク貯蔵所については、移動貯蔵タンクの容量が4,000リットル以上であっても、危令第23条の規定を適用し、その内部に間仕切を設けないことができるものとする。

（昭和43年4月10日付け消防予第105号質疑、昭和56年12月9日付け消防危第168号質疑）

イ 移動貯蔵タンク内の第2槽内に貯蔵する危険物を当該移動貯蔵タンク内の第1槽下部を仕切ることにより設けられた第2槽導油槽を經由して第2槽導油槽下部の排出口から排出する構造のタンクにあっては、危令第15条第1項第9号の規定に適合しないため、当該タンクを車両に固定した貯蔵所を移動タンク貯蔵所として許可することはできないものとする。（昭和58年12月20日付け消防危第137号質疑）

（4） 危令第15条第1項第4号の安全装置のパッキンとして、安全装置

の弁と弁座の当たり面の金属すり合わせを行ったもののほか、耐油性及び気密性を有するコルク製又はアクリルニトリルゴムその他の合成ゴム製のものをを用いることができるものとする。（昭和46年1月5日付け消防予第1号質疑）

(5) 危令第15条第1項第7号の規定により危則第24条の3第2号に定める防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置することができるものとする。この場合において、当該カメラは、危令第15条第1項第13号の規定に適合し、かつ、防護枠の強度に影響を与えないものであること。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

(6) ステンレスその他の外面塗装によらなくともさびが発生しない材料で移動貯蔵タンクが造られている場合は、危令第23条の規定を適用し、危令第15条第1項第8号に規定するタンク外面のさび止めのための塗装をしないことができるものとする。

(7) 危令第15条第1項第9号の底弁並びに手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置については、次によること。

ア 引火点が40度以上の第4類の危険物の小分けを目的とするホースリール付きの移動タンク貯蔵所にあつては、ホースリール付きノズル以外に、危令第15条第1項第9号の規定に適合する排出口と配管により接続された吐出口を設けることができるものとする。（昭和52年3月31日付け消防危第59号質疑）

イ 底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造とすることができるものとする。（平成4年2月6日付け消防危第13号質疑）

ウ 各底弁間を配管で連結する構造の移動貯蔵タンクを下部に樋状部材を取り付ける構造の移動貯蔵タンクに改造することはできないものとする。（昭和55年12月26日付け消防危第156号質疑）

(8) 危令第15条第1項第10号に規定する手動開閉装置に設けるレバーには、赤色に着色する等他のレバーと容易に識別することができる措置を講ずること。（◆）

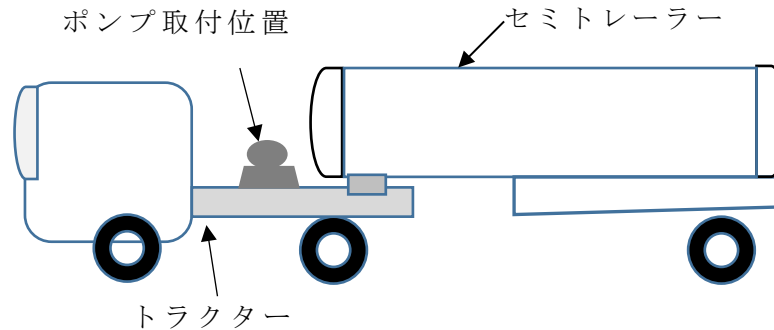
(9) 危令第15条第1項第13号の移動貯蔵タンク及び附属装置の電気設備並びに同号の可燃性の蒸気に引火しない構造については、次によること。

ア 危険物をタンクから払い出すためのポンプの動力源として車両に備え付けたエンジンを利用するものは、移動タンク貯蔵所として許可することはできないものとする。（昭和51年10月23日付け消防危第71号質疑）

イ 電力会社から配電される電気を受けてポンプを駆動させ、タンクに危険物（引火点が40度以上であるものに限る。）を注入する場合は、移動タンク貯蔵所の隔壁を設けた部分に固定した火災予防上安全な構造のモーター及びポンプを用いること。（昭和53年4月22日付け

消防危第62号質疑)

ウ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所に当該移動タンク貯蔵所の車両のエンジンを動力源としたポンプを設置することはできないものとする。(昭和57年4月28日付け消防危第54号質疑)



エ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所において、トラクター側に作動油タンク及び油圧ポンプを、トレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプ(引火点が40度以上の危険物を取り扱うものに限る。以下このエにおいて同じ。)を積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、油圧によりトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造とすることができるものとする。(昭和58年11月29日付け消防危第124号質疑)

オ 危令第15条第1項第13号の可燃性の蒸気に引火しない構造とは、防爆性能を有する構造をいうものと解し、同号の可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、第1節第2第9項の規定の例により設置しなければならないものとする。(平成元年7月4日付け消防危第64号質疑)

(10) 危令第15条第1項第14号のその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物とは、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいうものとする。(昭和48年3月12日付け消防予第45号通知(最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知))

(11) 危令第15条第1項第15号の結合金具(第6類の危険物の移動貯蔵タンクに係るものを除く。)及び注入ホースについては、次によること。

ア 移動タンク貯蔵所の吐出口と注入ホースを結合する結合金具として、ワンタッチ式のホースカップリングを使用することができるものとする。(昭和55年4月11日付け消防危第53号質疑、昭和56年4月2日付け消防危第42号質疑)

イ 貯蔵する危険物の流れの確認及び目視による検査を行うため、移動タンク貯蔵所の注入ホースの結合金具にサイトグラス及び弁を設けることができるものとする。(昭和57年3月29日付け消防危第39

号質疑、昭和57年4月19日付け消防危第49号質疑)

ウ 引火点が40度以上の第4類の危険物の小分けを目的とするホースリール付きの移動タンク貯蔵所の注入ホースの長さは、必要最小限度のものとする。 (昭和52年3月31日付け消防危第59号質疑)
(◆)

(12) 危令第15条第1項第17号に規定する移動貯蔵タンクが貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備については、次によること。(昭和48年3月12日付け消防予第45号通知(最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知))

ア 表示内容については、次によること。

(ア) 第1石油類、第2石油類その他品名を表示するのみでは物品が明らかではないものにあつては、品名及び化学名又は通称名を表示すること。

(イ) 最大数量については、指定数量が容量で表示されている品名のものにあつてはキロリットルで、指定数量が重量で表示されている品名のものにあつてはキログラムで表示すること。

(ウ) 一の移動タンク貯蔵所に2以上の種類の危険物を貯蔵する場合は、タンク室ごとの危険物の類、品名及び最大数量を前(ア)及び(イ)の規定の例により表示すること。

イ 表示は、表示板を設け、又は直接タンクの鏡板に表示することにより行うこと。

ウ 表示の位置は、タンク後部の鏡板又は移動タンク貯蔵所の後部の右下側とすること。ただし、移動タンク貯蔵所の構造上、これらの位置に表示することができない場合は、移動タンク貯蔵所の後面の見やすい箇所に設けることができるものとする。

エ 表示板の材質は、金属又は合成樹脂とすること。

オ 表示板は、ウに定める位置に溶接、リベット、ねじ等により堅固に固定すること。

(13) バキューム方式により危険物の吸入及び排出を行う移動タンク貯蔵所(廃油等を回収する移動タンク貯蔵所であつて、当該移動タンク貯蔵所に危険物を貯蔵する場合にあつては減圧することにより危険物を吸入し、かつ、当該移動タンク貯蔵所から危険物を取り出す場合にあつては当該移動タンク貯蔵所のポンプによる圧送又は自然流下により危険物を排出するものをいう。)を設置する場合は、次によること。

ア 当該移動タンク貯蔵所に貯蔵することができる危険物は、引火点がおおむね70度以上の廃油に限るものとする。(昭和52年3月31日付け消防危第59号質疑)

イ 移動貯蔵タンクには、当該移動貯蔵タンク内の危険物が一定の量に達した場合に自動的に弁を閉鎖し、当該移動貯蔵タンクに危険物が流

入しないための吸上自動閉鎖装置（当該吸上自動閉鎖装置が作動した場合にその旨を音響、ランプの点灯等により容易に覚知できるものに限る。）を設けること。

ウ 危険物を吸入するホースの先端には、石等の固形物が混入しないよう網等（真鍮^{ちゅう}その他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。

エ バキューム方式により危険物の吸入及び排出を行う移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクにおいて、危険物の液面より下の位置に清掃その他の目的でマンホールを設置することはできないものとする。（昭和55年12月26日付け消防危第155号質疑）

2 積載式移動タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が3万リットル以下となる数とすること。（平成4年6月18日付け消防危第54号通知）

(2) 前章第1節第1第3項第6号に定めるところにより、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所以外の車両に積み替えるタンクコンテナには、危則第24条の5第4項第4号に規定する表示のうち輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は、危令第23条の規定を適用し、不要とする。（平成4年6月18日付け消防危第54号通知）

(3) 積載式移動タンク貯蔵所に係る移動貯蔵タンクが貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備については、前項第12号の規定の例によるものとする。この場合において、移動貯蔵タンクの前後を入れ替えて積載するものにあつては、積載時に表示が前項第12号ウに規定する位置となるよう、当該移動貯蔵タンクの前後に設けること。（昭和48年3月12日付け消防予第45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知））

3 給油タンク車については、次によること。

(1) 危則第24条の6第3項第1号の火炎の噴出を防止する装置とは、遠心力を利用して排気中の固形分を分離する遠心式火花防止装置等をいうものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成15年国土交通省告示第1317号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条に基づく排出ガス規制に適合している装置にあつては、危則第24条の6第3項第1号及び危則第26条第3項第6号口の規定により設ける火炎の噴出を防止する装置と同等以上の性能を有するものとして取り扱うことができるものとする。この場合において、給油タンク車が当該排出ガス規制に適合していることは、車両法第62条に

基づく車検証に示された当該排出ガス規制の適合車である型式又は車両の見やすい位置に掲示された当該排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示により確認するものとする。（平成19年3月29日付け消防危第68号質疑）

(3) 危則第24条の6第3項第2号の給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置とは、給油ホース等が適正に格納されていない場合に、ギアがニュートラル以外になればエンジンが止まる装置等をいうものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

(4) 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えていないものに限る。）により給油を行うオーバーウイング給油タイプの給油タンク車には、危令第23条の規定を適用し、危則第24条の6第3項第2号の給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置を設けないことができるものとする。（昭和48年3月12日付け消防予第45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知）、平成元年12月21日付け消防危第114号質疑）

(5) 危則第24条の6第3項第3号イに規定する最大常用圧力とは、リリース弁付きのものにあってはリリース弁の吹き始め圧力をいい、リリース弁がないものにあってはポンプ吐出圧力をいうものと解するものとする。（昭和48年3月12日付け消防予第45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知）、平成元年12月21日付け消防危第114号質疑）

(6) 危則第24条の6第3項第6号の給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置については、次によること。（昭和48年3月12日付け消防予第45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知））

ア 給油ノズルは、導電性のゴム層又は導線を埋め込んだ給油ホースと電氣的に接続すること。

イ 給油ノズルと給油ホースは、電氣的に絶縁とならない構造であること。

ウ 給油ホースと給油設備は、電氣的に絶縁とならない構造であること。

エ 給油タンク車に設ける接地導線（以下この号において「接地導線」という。）は、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を兼ねることができるものとする。

オ 接地導線は、合成樹脂等の絶縁材料で被覆したものとし、先端に航空機と接続できるクリップ、プラグ等を取り付けたものであること。

カ 接地導線は、巻取り装置等に収納されるものとする。

(7) 危則第24条の6第3項第8号に規定する船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースに著しい引張力が加わったときに

給油タンク車（当該給油ホースを除く。）に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置には、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するものとする。この場合において、当該安全継手を設けるときは、結合金具の付近その他の当該措置が有効に機能する位置に設けること。（平成18年4月25日付け消防危第106号通知）

(8) 給油タンク車が船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車に係る基準及び航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車に係る基準のいずれにも適合している場合は、船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所のいずれにおいても給油することができる給油タンク車として用いることができるものとする。（平成18年4月25日付け消防危第106号通知）

(9) 危則第24条の6第3項第5号の航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具について、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所から船舶の燃料タンクに直接給油する場合は、カムロック式その他の波による船舶の揺動に伴う危険物の漏えいの防止を図ることができる方式の結合金具を設けること。（平成18年9月19日付け消防危第191号質疑）

4 危令第15条第4項に規定するアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める道路運送車両の車両総重量に係る基準に適合する場合は、当該移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクをその個数にかかわらず積載することができるものとする。この場合において、同時に積載するタンクの容量の合計は、3万リットル以下とすること。（平成9年3月25日付け消防危第27号質疑）

5 危令第15条第5項に規定するIMDGコードに定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、次によること。

(1) 次のア及びイに適合する場合は、被けん引車形式の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の被けん引車を一般取扱所内に固定し、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載する国際輸送用タンクコンテナ内に貯蔵する危険物（塩素酸ナトリウム）を非危険物である水溶液にして払い出すことができるものとする。（平成17年3月31日付け消防危第67号質疑）

ア 被けん引車及び国際輸送用タンクコンテナについては、次によること。

(ア) 被けん引車は、耐震・耐風圧性能を有する固定方法により固定するとともに、当該被けん引車を包含するように水噴霧消火設備が設置されていること。

(イ) 国際輸送用タンクコンテナ内に加熱用蒸気配管を設置する場合

は、適切に温度管理を行うほか、当該国際輸送用タンクコンテナ内の温度が一定の温度に達したときに、蒸気の注入を自動的に遮断する構造とすること。

(ウ) 国際輸送用タンクコンテナは、危令第9条第1項第20号イの規定（当該規定においてその例によるものとされる危令第11条第1項第5号（支柱に関する事項に限る。）及び第6号の規定を除く。）に適合するものであること。

イ 危険物の取扱作業に従事する者には、定期的に教育訓練を実施させるとともに、当該教育訓練に係る記録を適正に保存すること。

(2) IMDGコードに定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、IMDGコードにおいてタンクの諸元ごとに定められている適応する危険物に係る規定についても適合する必要があるものとする。（平成25年2月22日付け消防危第25号質疑）

6 タンク室ごとに設けた蛇管内に冷媒を通して危険物を冷却する装置の専用のエンジンを積載した場合は、当該エンジンを積載した車両を移動タンク貯蔵所として許可することはできないものとする。（昭和56年5月27日付け消防危第64号質疑）

7 移動タンク貯蔵所において危険物の積込み又は積卸しの際に起こる混油事故を防止するために、次の(1)及び(2)に掲げる方法により混油を防止する装置（混油防止装置）を移動タンク貯蔵所に取り付けることができるものとする。この場合において、当該移動タンク貯蔵所には、運行記録収集装置（移動タンク貯蔵所の底弁ハンドル部に底弁開口検知器（防爆構造であるものに限る。以下この項において同じ。））、アースプレート部に積込み検知器（防爆構造であるものに限る。以下この項において同じ。）及びエンジン部に走行距離検知器を取り付け、各検知器の信号を車載コンピュータに入力することにより、底弁ハンドルの操作時間、危険物の積込時間、走行時間及び走行距離を時系列順に自動的に収集する装置）を併せて設置するものとする。（昭和59年9月4日付け消防危第98号質疑）

(1) 移動タンク貯蔵所に危険物を積み込む際に、アース処理を行ったことを積込み検知器で検出し、その際に底弁が開いていれば、底弁開口検知器で検知するとともに、警報を発する方法

(2) 移動タンク貯蔵所に危険物を積み込む際に、各室に積み込んだ油種をコンピュータに記憶させ、給油取扱所において荷卸しする際に、作業者に底弁（底弁を開いたことを検出することができる底弁開口検知器を設置したものに限る。）を開いた室の油種を出力された音声により確認させる方法

8 ボトムローディング方式（移動貯蔵タンクの底部から危険物を注入する方式をいう。）により危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、次に掲げる基準に適合するものであること。（昭和48年3月12日付け消防予第

45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知）、昭和57年2月5日付け消防危第15号質疑）

- (1) タンクの上部に可燃性蒸気回収用のバルブが設けられるとともに、集中配管方式の可燃性蒸気回収用配管により可燃性蒸気をまとめ、先端のアダプターに積込み設備側の可燃性蒸気回収専用ホースを連結して当該可燃性蒸気を回収する構造を有するものであること。
- (2) 危険物の過剰な注入を防止するため、各タンク内の上部に液面センサーが設けられ、タンク内の危険物が一定量になった場合に、当該液面センサーが感知し、危険物の注入を遮断する構造を有するものであること。
- (3) 移動貯蔵タンクの底弁とアダプターとの間の配管に危険物が残らないように配管をタンク室ごとに独立した配管とするとともに、当該配管に外部から直接衝撃を与えないように保護枠が設けられたものであること。
- (4) 配管は、タンクの水圧試験と同じ圧力で水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
- (5) タンク室の容量以上の危険物が注入されようとした場合に、当該危険物の注入を自動的に遮断することができるように通常の定量出荷コントロールとは別に、独立した過剰積込防止機構が備えられたものであること。

9 ダンプ型トラックに上板を設け、密閉式とはせずに金網を取り付けて一部を開放式とした構造のカーバイトを移送する移動タンク貯蔵所について、その構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合する場合は、危令第15条第1項第3号、第4号、第9号、第12号及び第15号の規定について、政令第23条の規定を適用し、その設置を認めることができるものとする。（昭和44年5月16日付け消防予第164号質疑）

- (1) 移動貯蔵タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で造ること。
- (2) 移動貯蔵タンクは、貯蔵する危険物に雨水が浸入しない構造とすること。
- (3) 移動貯蔵タンクには、移送中に発生するアセチレンガスの量を常時把握できるように手動式又は自動式のガス検知設備を設置すること。
- (4) 移動貯蔵タンクには、移送中に発生するアセチレンガスを窒素等の不燃性のガスの放射により排除できる設備を設けること。
- (5) 移動タンク貯蔵所には、移送中に発生するアセチレンガスを排除するのに十分な量の窒素等を保有すること。

10 移動タンク貯蔵所において、移動貯蔵タンクに貯蔵する危険物に一定の比率で添加し、当該危険物の成分を調整するため、容器（危険物を運搬するための容器の基準に適合するもので、かつ、移動貯蔵タンクに貯蔵する危険物に対して必要な最小限の量（安全上支障がないものに限る。）の

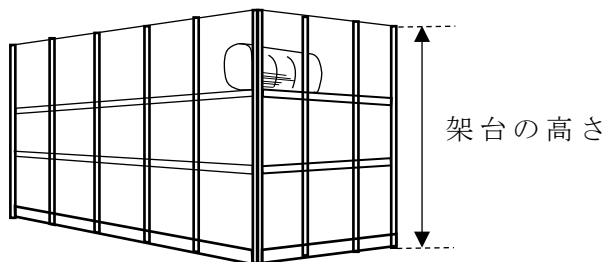
危険物を収納するものに限る。)に収納した危険物を車体に固定された専用ケースで運ぶことができるものとする。(平成14年2月26日付け消防危第29号質疑)

- 1 1 給油取扱所等における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しに必要な安全対策設備については、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(平成17年10月26日付け消防危第245号通知、平成30年3月30日付け消防危第44号通知)によること。
- 1 2 危令第15条第4項の規定により危則第24条の9の2に定める特例に係る措置については、前節第2項第2号イ((イ)を除く。)の規定の例によること。(平成13年10月11日付け消防危第112号通知)
- 1 3 前各項に規定するもののほか、移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備については、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」(昭和48年3月12日付け消防予第45号通知、昭和54年1月30日付け消防危第5号通知、昭和62年5月26日付け消防危第48号通知、平成2年6月28日付け消防危第76号通知、平成6年5月9日付け消防危第41号通知、平成9年3月26日付け消防危第32号通知、平成11年9月24日付け消防危第86号通知、平成13年4月11日付け消防危第51号通知、平成28年3月1日付け消防危第28号通知)によること。

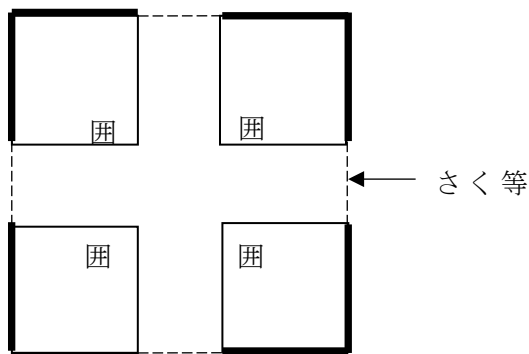
第7 屋外貯蔵所

- 1 危令第16条第1項に規定する屋外貯蔵所については、次によること。
 - (1) 保安距離は、保安物件から危令第16条第1項第3号のさく等までの間に保つものとする。
 - (2) 危令第16条第1項第2号の湿潤でなく、かつ、排水のよい場所については、次によること。
 - ア 危令第16条第1項第2号に規定する湿潤でなく、かつ、排水のよい場所とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート等による舗装を行った場所又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいうものとする。
 - イ 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあつては、当該地盤面に適当な傾斜及び排水溝並びに貯留設備又は油分離装置を設けるよう指導するものとする。(◆)
 - (3) 危令第16条第1項第3号のさく等については、次によること。
 - ア さく等の高さは、地盤面から1メートル以上とすること。(◆)
 - イ さく等は、不燃材料で造ること。(◆)
 - ウ 屋外貯蔵所の出入口その他固定されたさく等を設けることにより危険物の運搬作業等の支障となる部分にあつては、さく等に代えて取り外しが可能な鎖等を設けることができるものとする。

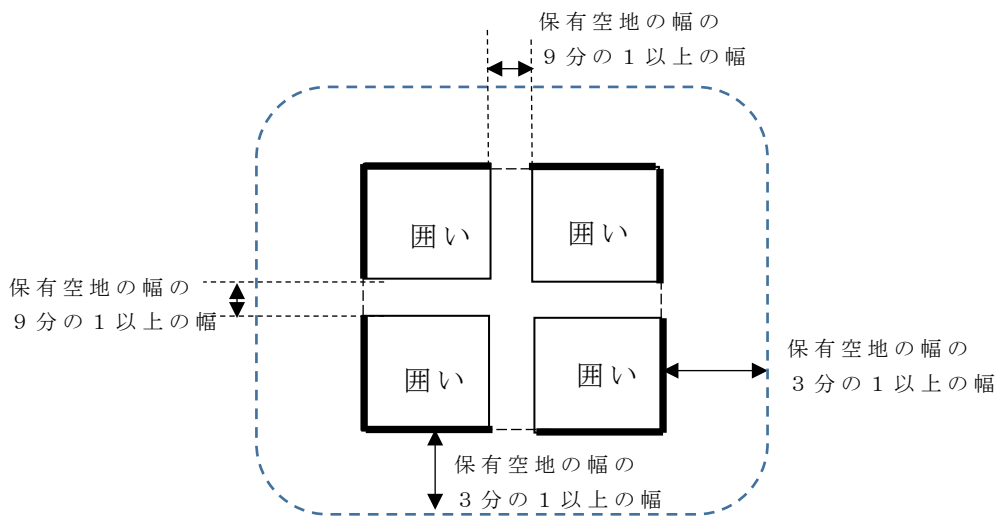
- (4) 危令第16条第1項第6号の規定により危則第24条の10第1項第3号に定める架台の高さとは、地盤面から架台の最上段までの高さをいうものとする。



- 2 危令第16条第2項に規定する屋外貯蔵所については、次によること。
- (1) 危令第16条第2項に規定する囲いは、同条第1項第3号に規定するさく等には該当しないものと解するものとする。ただし、2以上の囲いを隣接して設ける場合は、囲い相互間の部分のうち外縁の部分にさく等を設けることをもって足りるものとする。(昭和54年7月30日付け消防危第80号通知)



- (2) 危令第16条第2項第2号に規定する隣接する囲いと囲いとの間隔は、危令第16条第1項第4号の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める空地の幅の9分の1以上の幅を保有することをもって足りるものであることに留意すること。



- 3 危令第16条第4項の規定により危則第24条の13第1号に定める危険物を適温に保つための散水設備等とは、屋外貯蔵所の付近に配置した水道栓等、水道管等に接続された固定配管及び散水ヘッド等（危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の全域に散水できるものに限る。）をいうものとする。
- 4 危険物をコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所については、次によること。
- (1) 危険物を収納するコンテナがタンクコンテナである場合にあっては、次によること。（平成10年3月27日付け消防危第36号通知）
- ア 当該屋外貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるタンクコンテナは、第1第6項第1号アの規定の例によるものとする。
- イ 当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準については、危令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例によること。ただし、保有空地については、危令第23条の規定を適用し、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める幅の空地を保有することをもって足りるものとする。
- (ア) 高引火点危険物のみを貯蔵する場合 次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地

区分	空地の幅
指定数量の倍数が200以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	5 m以上

- (イ) 前(ア)に規定する場合以外の場合 次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地

区分	空地の幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	6 m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	10 m以上

- (ウ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の屋外貯蔵所において貯蔵する場合 タンクコンテナに収納した危険物に係る指定数量の倍数に応じ、このイ(ア)若しくは(イ)の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物に係る指定数量の倍数に応じ、危令第16条第1項第4号若しくは危則第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる幅の空地のう

ち最も大きい幅を有する空地

ウ 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危令第24条、第25条及び第26条第1項（第1号、第1号の2、第6号の2、第11号及び第11号の3に限る。）の規定の例によるほか、次によること。この場合において、これらの規定中「容器」とあるのは、「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

(ア) タンクコンテナ相互間には、危険物の漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。

(イ) タンクコンテナの積み重ねは2段までとし、かつ、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6メートル未満とすること。なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。

(ウ) 第1第6項第1号ウ(ア)e及びfの規定の例によること。

(エ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の屋外貯蔵所において貯蔵する場合は、それぞれを取りまとめて貯蔵するとともに、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。なお、タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

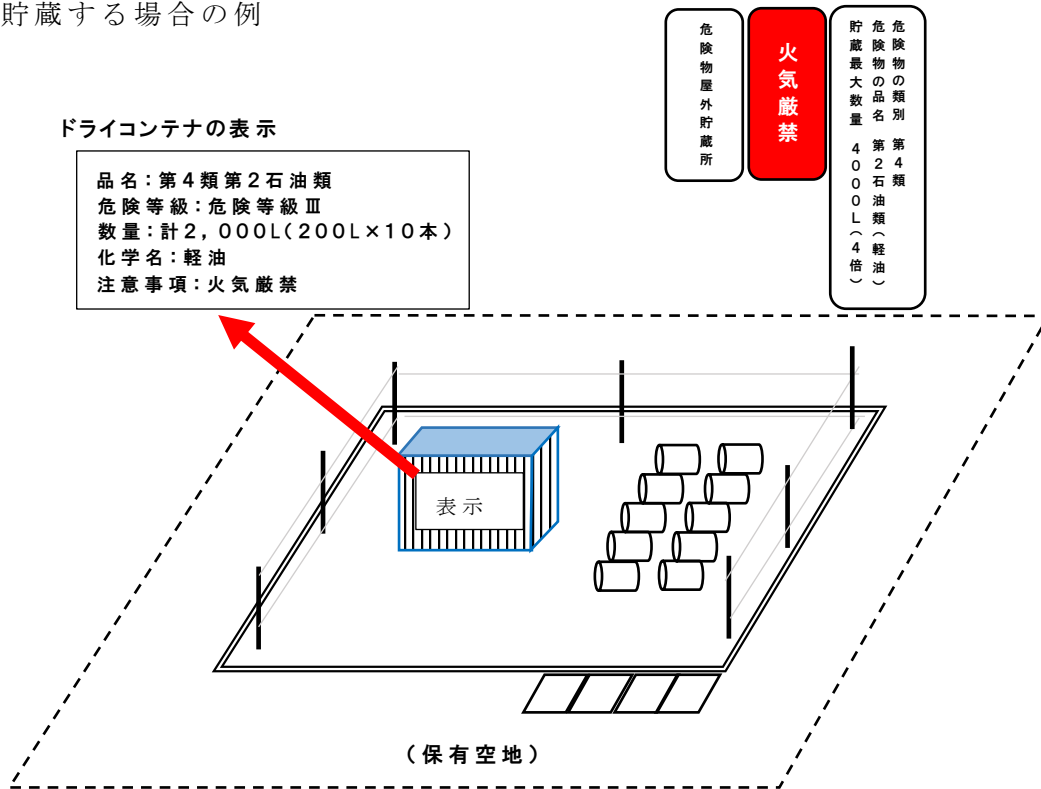
(2) 危険物を収納するコンテナがドライコンテナである場合にあっては、次によること。（令和4年12月13日付け消防危第283号通知）

ア 屋外貯蔵所において危険物を収納して貯蔵することができるドライコンテナは、第1章第2節第3第2項第3号ア(イ)a及びbの規定に適合するものであること。

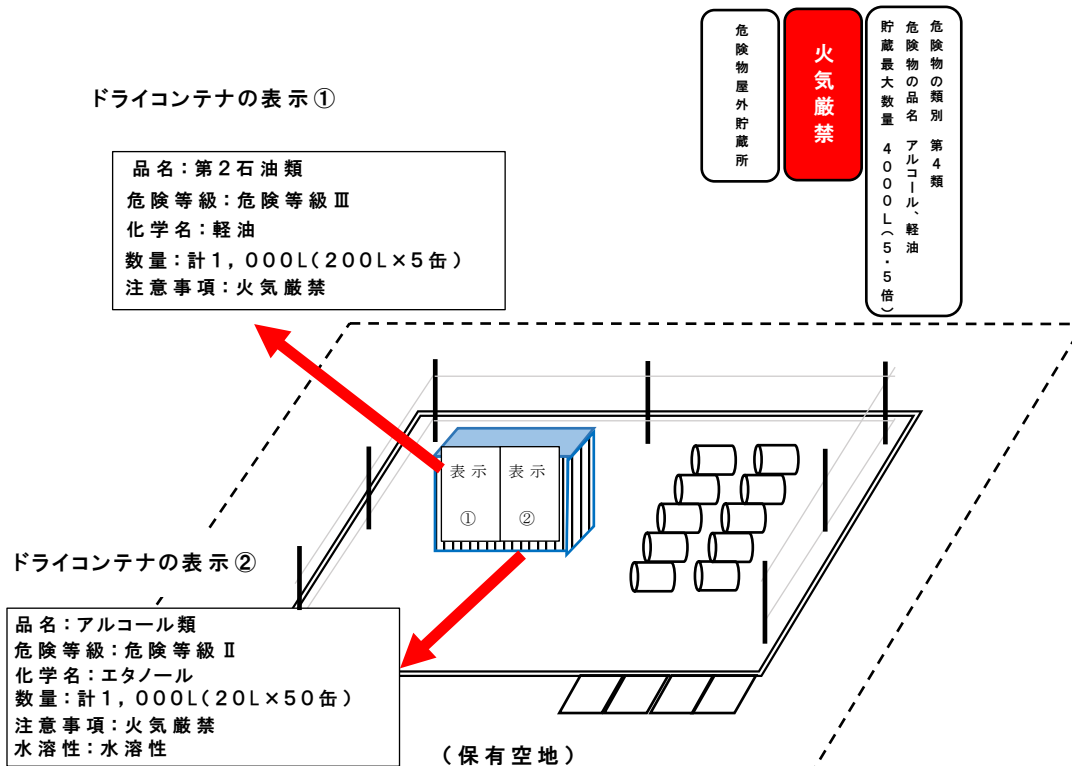
イ ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からドライコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。

ウ 第1第6項第2号ウの規定の例によること。

軽油をドライコンテナ（ドラム缶（10本））とドラム缶（10本）で貯蔵する場合の例



ドライコンテナにより軽油（ドラム缶（5本））とアルコール（20L×50缶）を貯蔵し、ドラム缶（10本）で軽油を貯蔵する場合の例



第4節 取扱所に係る技術上の基準

第1 給油取扱所

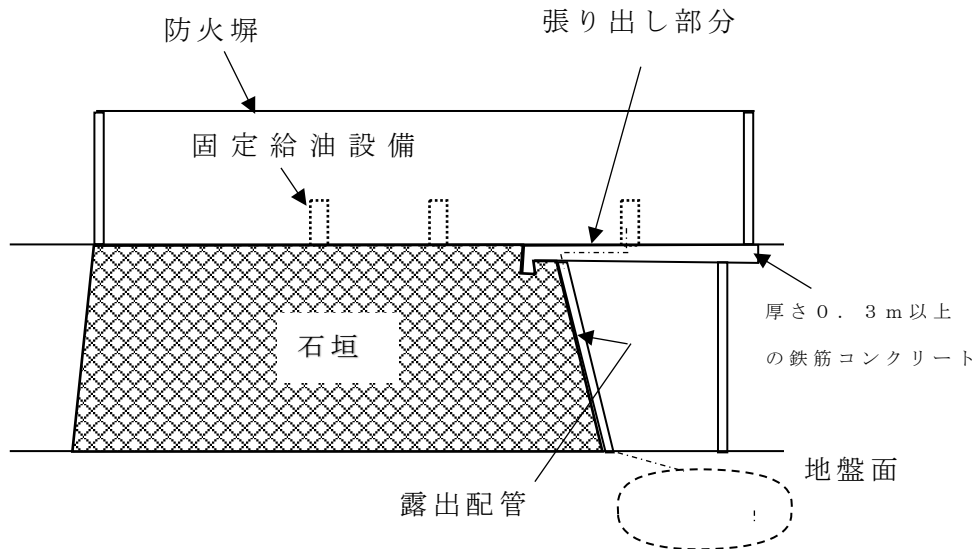
1 給油取扱所に係る一般的事項については、次のとおりとする。

(1) 給油取扱所の敷地の一部が河川上にかかる場合は、次に掲げる基準に適合すること。（昭和40年3月22日付け自消丙予発第43号質疑）

ア 河川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流入しないものであること。

イ 河川の側面に設ける擁壁は、コンクリート製のものとし、上部からの荷重に十分耐えるものであること。

(2) 次の図のように、地盤面より上に張り出した鉄筋コンクリート造の部分を給油取扱所の部分とすることができるものとする。（昭和47年1月10日付け消防予第20号質疑）



(3) 給油取扱所の敷地内に横断歩道橋を設置することはできないものとする。（昭和42年9月1日付け自消丙予発第67号質疑）

(4) 給油取扱所の敷地内に駐停車場所を設ける場合は、当該駐停車場所は、危令第27条第6項第1号チの規定に基づき危則第40条の3の4第1号に規定する他の自動車等の駐車を禁止されている場所以外の場所（給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）を除く。）に設けられたものとするとともに、他の部分と白線等により区画された場所とすること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）（◆）

(5) 危令第27条第6項第1号チの規定に基づき危則第40条の3の4第1号に規定する他の自動車等の駐車を禁止されている場所以外の場所（給油空地等を除く。）で、給油等に支障のない安全な場所を確保できる場合に限り、当該場所を指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの常置場所とすることができるものとする。（昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑）

2 屋外給油取扱所又は屋内給油取扱所のいずれに該当するかを判定するときは、次によること。

(1) 危則第25条の6の水平投影面積の算定に当たっては、次によること。

ア 建築物のひさし、屋外階段、上階のオーバーハング部分、はり及びトラスの部分にあっても、水平投影面積に算入すること。なお、はり及びトラスにあっては、これらの本体部分の面積のみを算入すること。
(平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

イ 上屋等の屋根部分にルーバーが設けられるものにあっては、空間部分を含めて当該屋根部分全体を水平投影面積に算入すること。(平成元年3月1日付け消防危第14号・消防特第34号通知)

ウ 雨とい及び上屋の吹抜き部分にあっては、水平投影面積に算入することを要しないものとする。

(2) 危則第25条の6の建築物の給油取扱所の用に供する部分には、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等を含むものと解するものとする。
(平成6年3月11日付け消防危第21号通知)

(3) 危則第25条の6の給油取扱所の敷地面積とは、防火塀等又は道路境界線(自動車等の出入りする側に係るものに限る。)に囲まれた部分の面積をいうものとする。

(4) 危則第25条の6に規定する火災の予防上安全であると認められる給油取扱所とは、次のア及びイに掲げる基準に適合する給油取扱所をいうものとする(図1から図4まで参照)。なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては、火災の予防上安全であると認められないものとする(図5及び図6参照)。(令和3年7月21日付け消防危第172号通知)

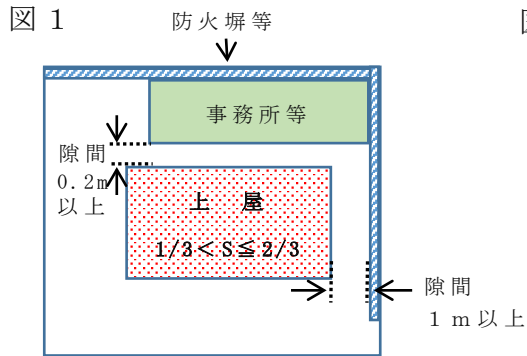
ア 1面以上が道路に面している給油取扱所であって、当該給油取扱所のキャノピーと事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2メートル以上の隙間があり、かつ、当該キャノピーと防火塀等の間に水平距離で1メートル以上の隙間が確保されているもの

イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状でないもの

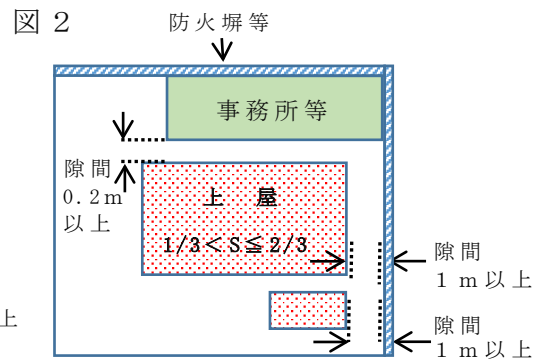
$$S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

※ 区画面積とは、建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積をいう。

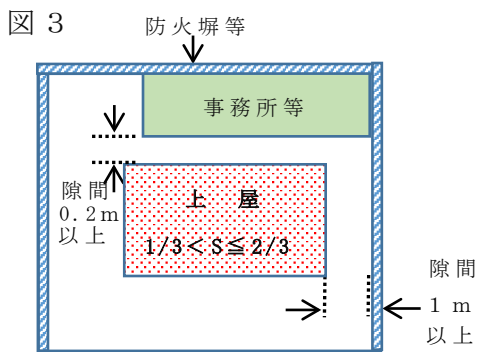
火災の予防上安全であると認められる場合（ $1/3 < S \leq 2/3$ であり、かつ、上屋の周囲に隙間があり、かつ、敷地形状が複雑でない場合）の例（図1から図4まで）



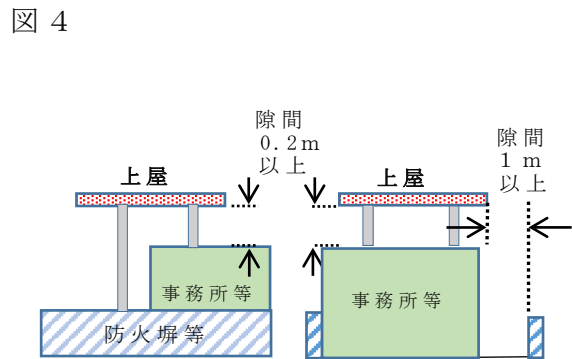
- ・ 2面が道路に面している。（上屋：単独）
- ・ 上屋が防火塀等から水平距離で1 m以上離れている。



- ・ 2面が道路に面している。（上屋：複数）
- ・ 上屋が防火塀等から水平距離で1 m以上離れている。

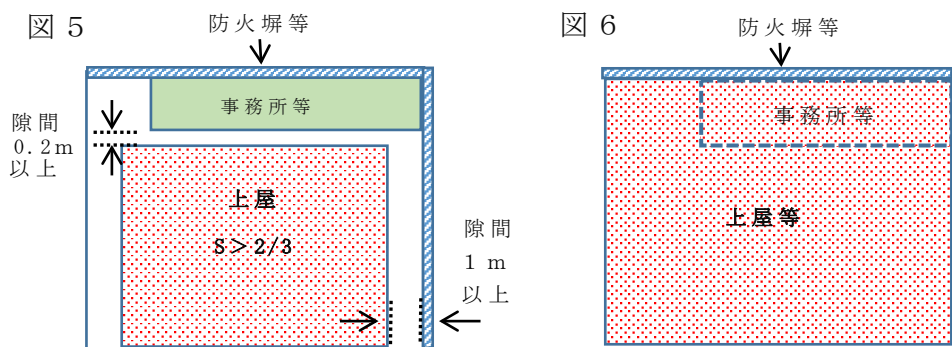


- ・ 1面が道路に面している。（上屋：単独）
- ・ 上屋が防火塀等から水平距離で1 m以上離れている。



- ・ 1面以上が道路に面している。（上屋：単独）
- ・ 上屋と事務所等の建築物の間に垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、当該上屋が防火塀等から水平距離で1 m以上離れている。

火災の予防上安全であると認められない場合（ $S > 2/3$ である場合、給油取扱所を建築物内に設置する場合又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有する場合）の例（図5及び図6）



- ・ 2面が道路に面している。（上屋：単独）
- ・ 上屋が防火塀等から水平距離で1 m以上離れている。

- ・ 給油取扱所を建築物内に設置する、又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有する。

3 屋外給油取扱所については、次によること。

(1) 給油空地については、次によること。

ア 給油取扱所の地盤面に給油空地の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないものとする。ただし、許可申請書の添付図面には、給油空地の範囲を明示すること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

イ 給油空地の性能規定に関する事項は、次によること。（平成18年5月10日付け消防危第113号通知）

(ア) 固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の導線等を考慮して給油空地を設定すること。なお、給油空地には、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の矩形部分が含まれていること。

(イ) 道路に面する側の出入口の幅は、連続して10メートル以上であること。ただし、出入口が分割して設けられる場合には、幅5メートル以上の出入口を2箇所以上設けることにより、危令第23条の規定を適用し、当該幅を連続して10メートル以上有することを要さないものとする。

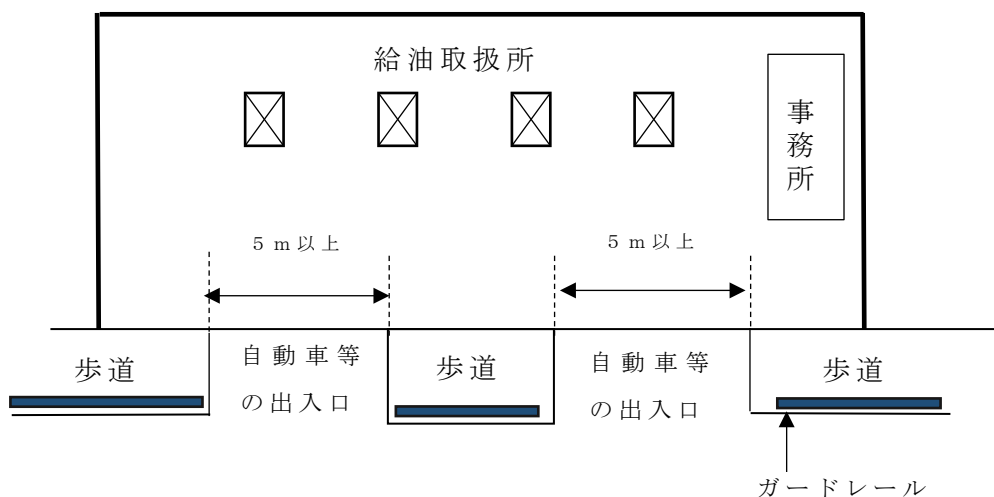
(ウ) 自動車等が安全かつ円滑に通行することができるよう、擦れ違う車両の間に十分な間隔が確保されていること。

(エ) 危則第24条の14第3号の自動車等が当該空地からはみ出さ

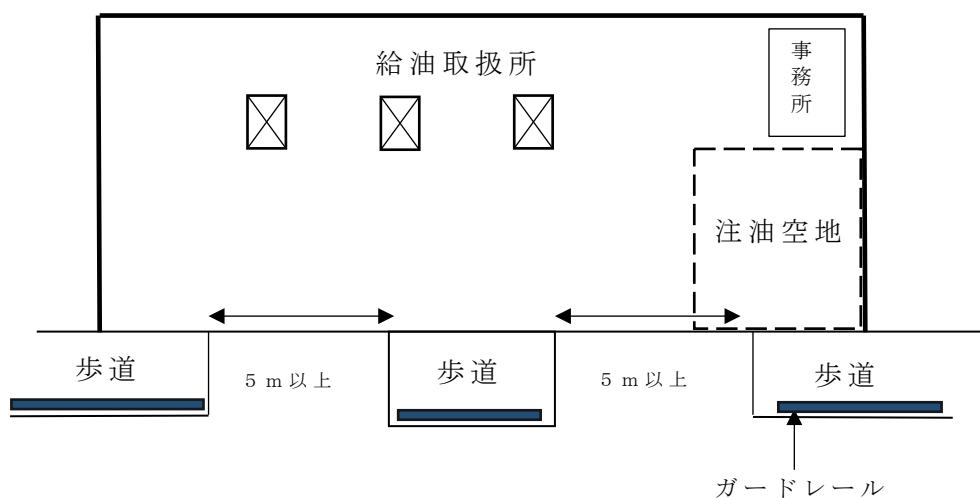
ずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さについては、次によること。

- a 自動車等を包含するように保有されていること。
- b 自動車等が安全かつ円滑に給油を受けることができるよう、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

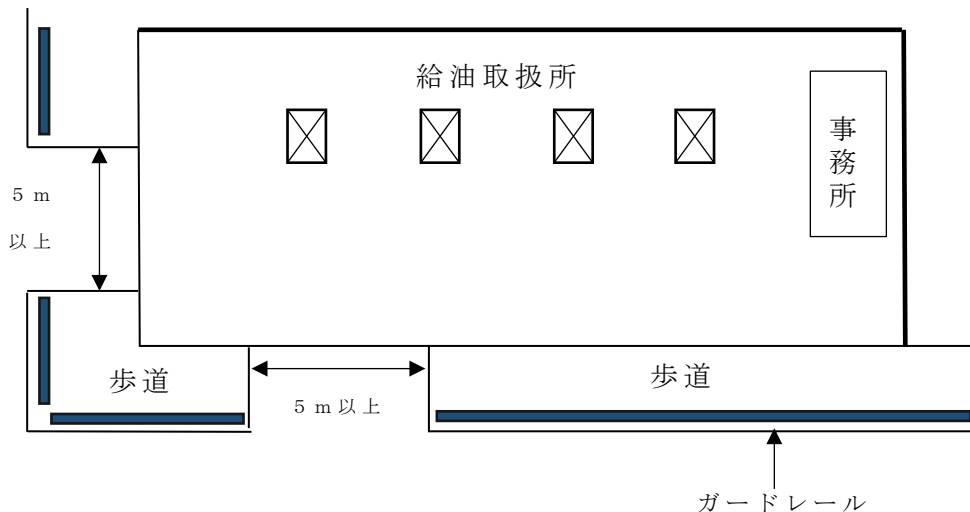
ウ 給油空地の間口に面する自動車等の出入りする側にガードレール等が設けられている場合で、幅10メートル以上の出入口を確保することができないときは、危令第23条の規定を適用し、当該出入口に代えて幅5メートル以上の出入口を2箇所以上設けることができるものとする。この場合において、当該出入口は、給油空地の間口の前面に確保すること。（昭和45年5月4日付け消防予第81号質疑）



認められる例



認められない例



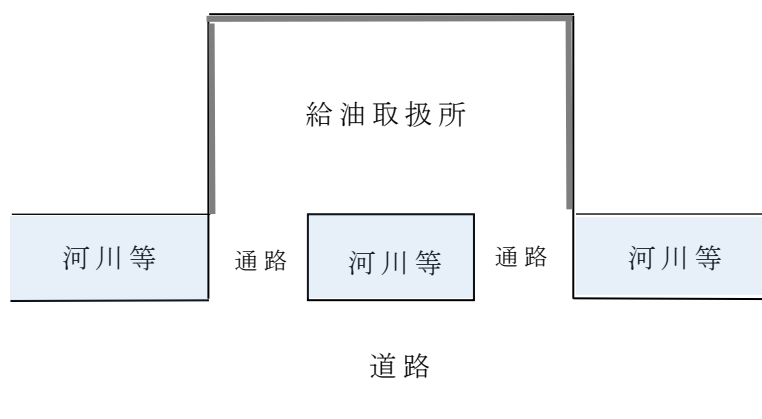
認められない例

エ 橋その他の通路（以下このエにおいて「通路」という。）を介して道路に接する給油取扱所については、次によること。（昭和40年4月9日付け自消丙予発第64号質疑、昭和44年3月10日付け消防予第50号質疑）

（ア） 通路の幅は、その長さの2分の1以上で、かつ、5メートル以上であること。

（イ） 自動車等の出入りする側に通路が2箇所以上設けられていること。

（ウ） 通路が河川等にまたがる場合は、危険物が通路に流出したときに河川等に流入しないよう、当該通路には、その両側を高くする等の流出防止措置を講ずること。（◆）



オ 道路構造令の一部を改正する政令（平成13年政令第170号）の施行に伴い、給油空地の間口と道路から給油取扱所への乗入れ部（以下このオにおいて「乗入れ部」という。）を同一のものとして確

保できなくなる場合において、次に掲げる基準に適合するときは、危令第23条の規定を適用し、給油空地の間口を道路に直接面して確保することを要さないものとする（図1から図6まで参照）。（平成13年11月21日付け消防危第127号通知）

- (ア) 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一边の長さ）を10メートル以上とし、奥行を6メートル以上とすること。
- (イ) 自動車等の出入りが円滑にできるよう、乗り入れ部の幅は5メートル以上とすること。
- (ウ) 給油取扱所における火災その他の災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客を誤って進入させないように、及び給油取扱所内の顧客が迅速に退出することができるように、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

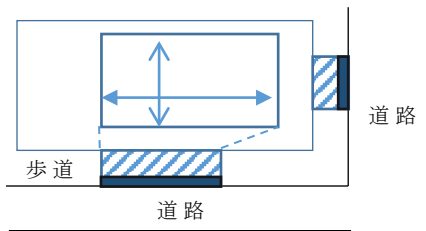
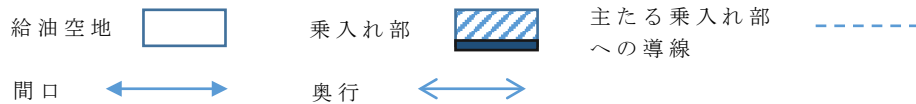


図 1

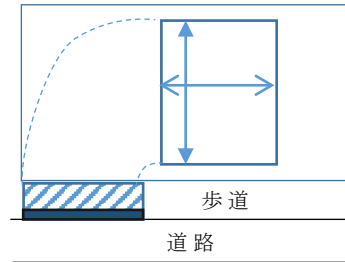


図 2

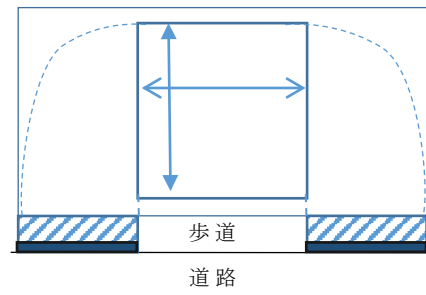


図 3

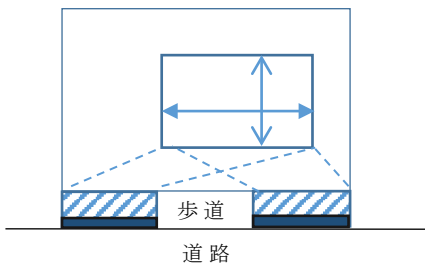


図 4

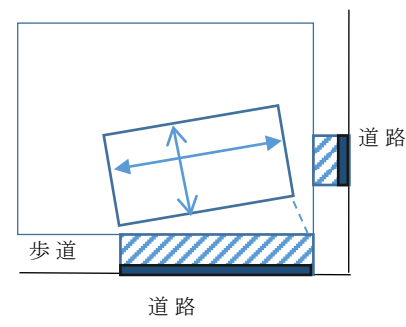


図 5

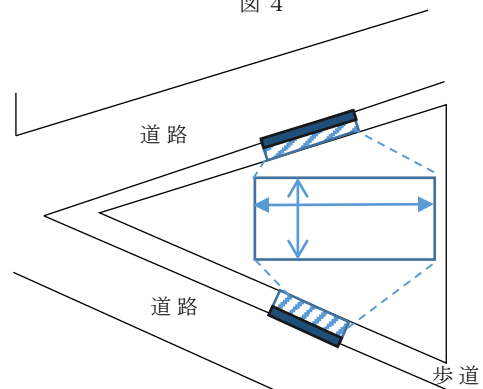


図 6

- カ 危令第17条第1項第2号の規定に基づき給油空地を保有する場合は、店舗を道路に面して設けることができるものとする。（昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑）
- キ 懸垂式の固定給油設備が設置された給油取扱所において、当該給油取扱所内を通り抜けた車両が当該給油取扱所の向かい合う出入口から容易に出入りすることができる場合は、危令第23条の規定を適用し、給油空地の間口を10メートル以上としないことができるものとする。（昭和39年9月1日付け自消丙予発第95号質疑）
- ク 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあっては、給油空地の一部にグリーンベルト、植込み、池等を設けることができるものとする。この場合において、当該植込みの高さは、危令第17条第1項第19号に規定する塀の高さ以下とすること。（昭和46年4月23日付け消防予第65号質疑、昭和47年1月7日付け消防予第13号質疑）
- ケ 固定注油設備が固定給油設備から危令第17条第1項第13号イの表に掲げる固定給油設備の区分に応じ、それぞれ同表に定める間隔を保ち、かつ、給油空地以外の場所に設置される場合であっても、固定注油設備のアイランド（固定給油設備又は固定注油設備を設置する基礎部分をいう。以下同じ。）を固定給油設備のアイランドと共用すること及び固定注油設備のアイランドの一部を給油空地内に設けることはできないものとする。（昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑）
- コ 固定給油設備を設置するアイランド間には、自動車等が円滑に通行することができる間隔を有すること。（◆）
- サ 固定給油設備のアイランド上には、給油業務に支障がないと認められる必要最小限のPOS（販売時点情報管理）用カードリーダー及びクイックサービス用ユニット（自動車等の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備）等の設備を設けることができるものとする。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知、昭和62年6月17日付け消防危第60号通知）
- (2) 注油空地については、次によること。
- ア 注油空地の範囲の明示については、前号アの規定の例によること。
- イ 注油空地の性能規定に関する事項は、次によること。（平成18年5月10日付け消防危第113号通知）
- (ア) 固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（容量4,000リットル以下のタンクを固定した移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下この項において「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して注油空地を設定する

こと。

(イ) 危則第24条の15第1号の容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に灯油又は軽油を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さについては、次によること。

a 容器を包含するように保有されていること。

b 前aの規定によるほか、容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等を包含するように保有されていること。

(ウ) 危則第24条の15第2号のタンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さについては、次によること。

a 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されていること。

b 安全かつ円滑に注入することができるよう、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

ウ 注油空地の出入口は、直接道路に接する必要はない。(平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

(3) 危令第17条第1項第4号に規定する給油空地等の舗装については、次によること。

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる舗装は、危則第24条の16各号に掲げる要件に適合するものとする。

(ア) 全厚浸透ポリシールコンクリート舗装(骨材を少量のアスファルトで粘結し、空隙にポリシールドープを主体とした充填材(ポリシールグラウト)を充填したもの)(昭和53年10月5日付け消防危第133号質疑)

(イ) TXコンクリート舗装(厚さ30ミリメートルから60ミリメートルまでの独特の空隙を持ったアスファルトコンクリートに特殊混和材(TX-0)を加えたセメントペーストを浸透させたもの)(昭和56年7月10日付け消防危第87号質疑)

(ウ) ベアコート舗装(砕石を主体とした骨材を少量のアスファルトと混合(ベースアスコン)したものを路面に敷ならし、ローラーで締め固めた後、空隙に特殊セメントミルクである「ベアコートミルク」を、全層にわたって浸透固化させたもの)(昭和60年10月21日付け消防危第118号質疑)

イ 空地の地盤面の舗装の補修材又は表面仕上材については、次によること。

(ア) エポキシ樹脂を結合剤としたエポキシ樹脂モルタルは、舗装用補修剤として使用することができるものとする。(昭和54年7月14日付け消防危第75号質疑)

(イ) 建基法上の難燃材料であるエポキシ樹脂系及びポリウレタン

樹脂系併用モルタルは、舗装用表面仕上材として使用することができないものとする。（昭和５７年６月９日付け消防危第６９号質疑）

（ウ） アクリル系樹脂モルタル（セメント、骨材、アクリル系樹脂を主剤とした混合剤及び水を混合した特殊モルタルをいう。）を地盤表面上に接着剤（当該混合剤と水を混合したものをいう。）を塗布後に１２ミリメートルから１５ミリメートルの厚さに塗り押さえたものを舗装用表面仕上材として使用することができるものとする。

（昭和５９年８月２２日付け消防危第９１号質疑）

ウ 危則第２４条の１６第２号の当該給油取扱所において想定される自動車等とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等当該給油取扱所に乗り入れる可能性がある全ての車両をいうものとする。（平成１８年５月１０日付け消防危第１１３号通知）

エ 給油空地等以外の部分の舗装は、危則第２４条の１６各号に掲げる要件によらず、アスファルトによる舗装とすることができることに留意すること。（平成３１年４月１９日付け消防危第８１号質疑）

（４） 危令第１７条第１項第５号に規定する漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように講ずる措置については、次によること。

ア 油分離装置（危則第２４条の１７第３号に規定する水に溶けない危険物と雨水等を分離し、雨水等のみを給油取扱所外に排出するための装置をいう。以下この号において同じ。）は、給油取扱所に設けなければならない装置であるため、原則として給油取扱所の敷地（防火塀等又は道路境界線（自動車等の出入りする側に係るものに限る。）に囲まれた部分）内に設けること。

イ 油分離装置は３連式以上のものを設置すること。（昭和３７年４月６日付け自消丙予発第４４号質疑）

ウ 油分離装置は、コンクリート製又は金属製のものとする。ただし、自動車等の荷重により容易に変形等を生じないように設置する場合は、FRP製（耐油性を有するものに限る。）又は硬質塩化ビニル製（不燃性を有するものに限る。）のものとする。（昭和４７年５月４日付け消防予第９７号質疑、昭和４９年１０月１６日付け消防予第１２１号質疑）

エ 給油空地の排水溝及び油分離装置は、注油空地のものと兼用することができるものとする。（平成元年３月３日付け消防危第１５号通知）

オ 当該措置の性能規定に関する事項は、次によること。（平成１８年５月１０日付け消防危第１１３号通知）

- (ア) 危則第24条の17第1号に規定する可燃性の蒸気が給油空地及び注油空地内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造については、次によること。
- a 給油空地又は注油空地からこれらの空地に近い道路側へ可燃性の蒸気が排出されるものであること。
 - b 可燃性の蒸気の滞留防止に係る性能については、可燃性の蒸気を排出する設備等を設けてこれを運転することにより確保されるのではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、100分の1以上の傾斜を付ける構造とすること等により確保されていること。
- (イ) 危則第24条の17第2号に規定する漏えいした危険物が給油空地及び注油空地内に滞留しないための措置については、次によること。
- a 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、漏えいした危険物が給油空地又は注油空地内に滞留しないものであること。
 - b 危険物の滞留防止に係る性能については、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、100分の1以上の傾斜を付ける構造とすること等により確保されていること。
- (ウ) 危則第24条の17第2号に規定する漏えいした危険物を火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に收容するための措置及び同条第3号に規定する貯留設備に收容された危険物を外部に流出させないための措置については、次によること。
- a 漏えいした危険物の貯留設備への收容については、次によること。
 - (a) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、漏えいした危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に收容されること。
 - (b) 危則第24条の17第2号の火災予防上安全な場所とは、給油空地等、注入口の周囲及び附属設備が設置されている場所以外の場所で、車両及び人の出入り及び避難に支障とならない場所をいうものとする。
 - (c) 危険物の流出防止に係る性能については、排水溝及び油分離装置を設けること等により確保されていること。
 - b 水に溶けない危険物以外の危険物を收容する貯留設備には、流入する降雨等により收容された危険物が外部に流出しないよう、次に掲げるいずれかの措置又はこれらと同等以上の性能を有する

措置が講じられていること。なお、水と油との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは、危険物を外部に流出させないための性能を有しているとはいえないものとする。

(a) 貯留設備に雨水等が流入しない構造とすること。

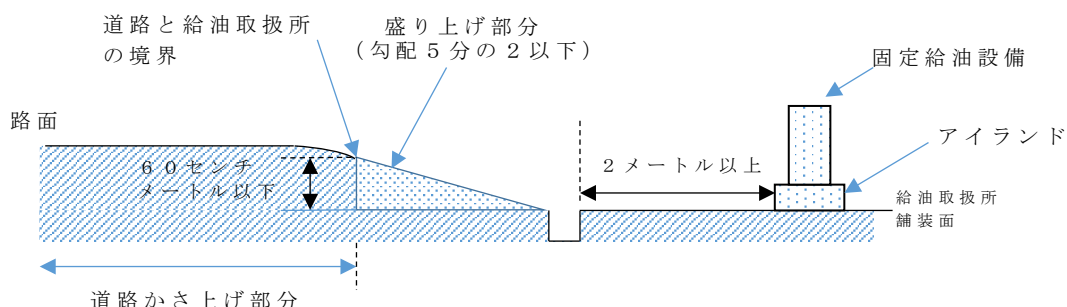
(b) 雨水等も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設けること。

カ 道路のかさ上げにより給油空地の地盤面が給油取扱所の周囲の地盤面より低くなる場合において、道路と給油取扱所との境界部分（以下このカにおいて「境界部分」という。）が次の(ア)から(ウ)までに掲げる基準に適合するときは、可燃性の蒸気が給油空地内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造であるものとして取り扱うことができるものとする。（昭和44年4月24日付け消防予第130号質疑、昭和44年11月25日付け消防予第276号質疑）

(ア) かさ上げされた道路の路面と境界部分における給油取扱所の地盤面との高さの差は、60センチメートル以下であること。

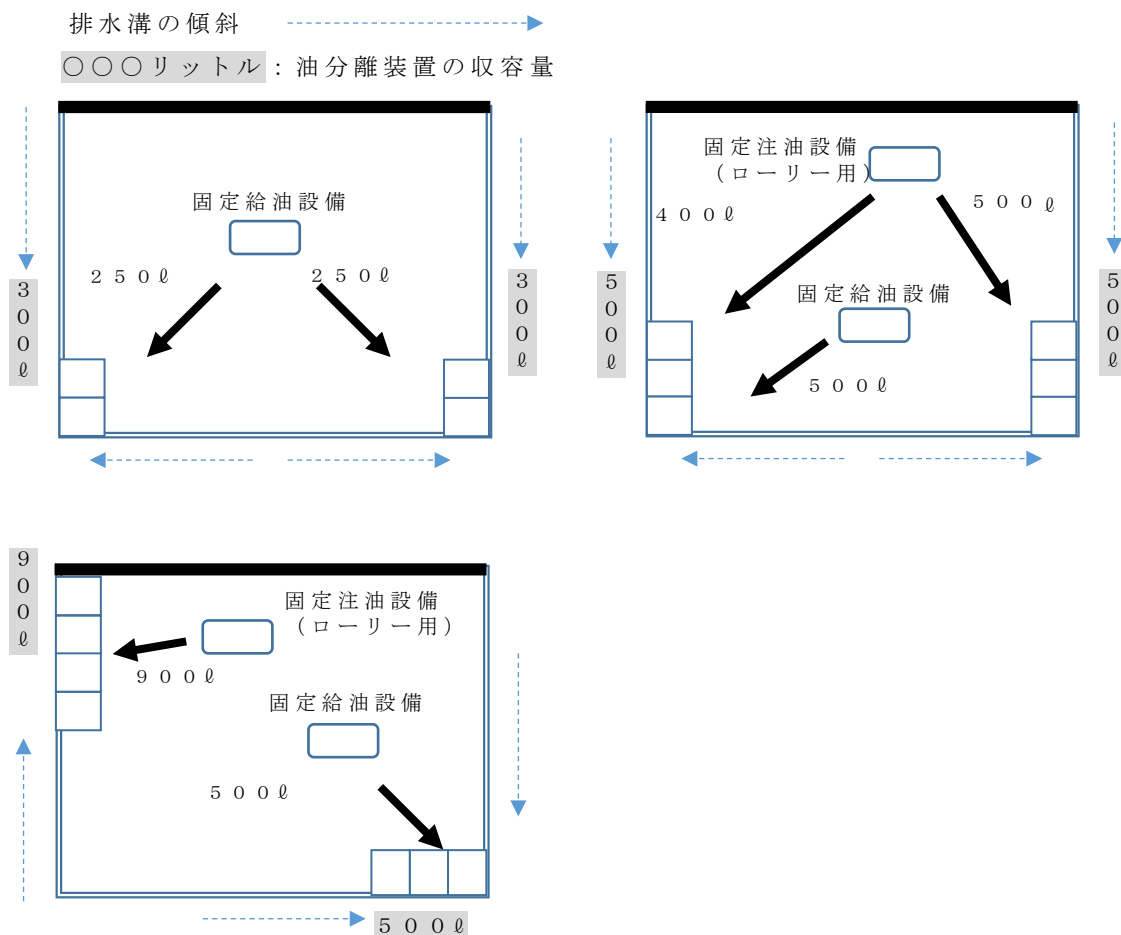
(イ) 境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分は、アイランドの道路に面する側から2メートル以上離れていること。

(ウ) 盛り上げ部分勾配は、5分の2以下であること。

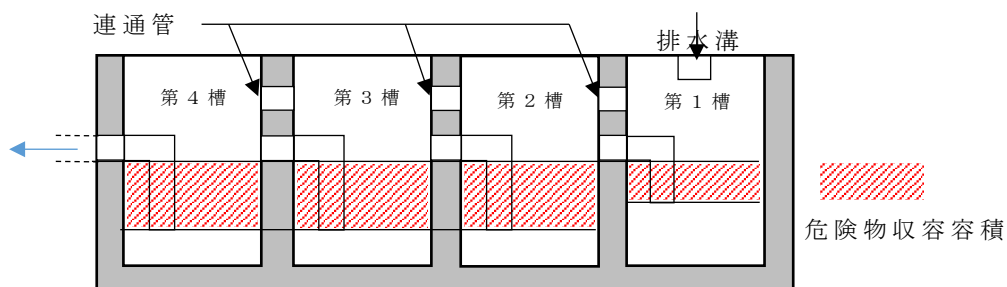


キ 給油取扱所に設ける貯留設備（排水溝及び油分離装置を設置したものに限る。）について、オ(ウ) a (a)の規定により給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であるが、複数の油分離装置をもって必要な収容量を確保する場合におけるそれぞれの油分離装置の収容量は、固定給油設備等及び排水溝の位置、給油空地等の地盤の傾斜の状況等を踏まえ、危険物の漏えい時に流入が見込まれる量を勘案して決定すること。ただし、一の油分離装置に500

リットル（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備から漏えいした場合にあっては、900リットル）の漏えいした危険物を收容できる場合は、この限りでない。（平成18年9月19日付け消防危第191号質疑）



ク 貯留設備の部分のうち雨水等が滞留する部分の容量は、危告示第4条の51に定める危険物の数量に含まれないものであることに留意すること。



断面図

(5) 危令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの設置については、次によること。

ア 専用タンクについては、次によること。

(ア) 分割タンクである専用タンクを設置する場合は、ガソリン又はハイオクと灯油を隣接する室に貯蔵しないこと。(◆)



好ましい例



好ましくない例

(イ) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものとする。(昭和62年4月28日付け消防危第38号通知)

(ウ) 給油取扱所の敷地外に設けた屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱う各タンクと給油取扱所の専用タンクとの配管による連結については、注入する危険物の量が常時確認できる装置を設置することその他の危険物の溢流を防止するための措置が講じられている場合に限り、行うことができるものとする。この場合において、屋外貯蔵タンク等の注入口等を給油取扱所の敷地内に設置することはできないものとする。(昭和51年7月12日付け消防危第23-12号質疑、昭和56年6月16日付け消防危第70号質疑)

(エ) 分割タンクである専用タンクにガソリンと廃油を貯蔵することはできないものとする。(昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑)

イ 廃油タンク等については、次によること。

(ア) 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものとする。(昭和62年4月28日付け消防危第38号通知)

(イ) 潤滑油を貯蔵し、又は取り扱うタンクは、廃油タンク等に該当しないと解するものとする。(昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑)

(ウ) 廃油タンクを給油取扱所の敷地内のボイラーに接続することができるものとする。なお、給油取扱所の敷地外のボイラーと接続するタンクを給油取扱所内に設けることはできない。(昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑)

ウ 簡易タンクについては、次によること。

(ア) 給油取扱所の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合は、敷地全体を防火地域又

は準防火地域として取り扱い、当該給油取扱所に簡易タンクを設置することができないものとする。

(イ) 給油取扱所の存する区域が、防火地域又は準防火地域として指定されていない区域から防火地域又は準防火地域に変更となる場合には、当該給油取扱所に簡易タンクを設置することができないものとする。(昭和35年5月14日付け国消乙予発第31号質疑)

(ウ) オクタン価の異なるガソリンは、危令第17条第1項第7号に規定する同一品質の危険物には該当しないものとする。

(エ) 次に掲げる基準に適合する場合に限り、危令第23条の規定を適用し、固定注油設備に接続する簡易タンクを給油取扱所に設けることができるものとする。(平成21年11月17日付け消防危第204号質疑)

a 簡易タンクを設置する給油取扱所は、屋外給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。)であること。

b 簡易タンクを設置する給油取扱所が存する地域は、防火地域及び準防火地域以外の地域であること。

c 給油取扱所に設ける固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクの数は、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ、かつ、3個以内であること。

d 簡易タンクの容量は、600リットル以下であること。

e 簡易タンクの構造及び設備は、危令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクの構造及び設備の規定の例によること。

(6) 危令第17条第1項第8号に規定する専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備については、前節第4の規定(危令第17条第1項第8号イの規定により除かれる規定に係るものを除く。)の例によるほか、次によること。

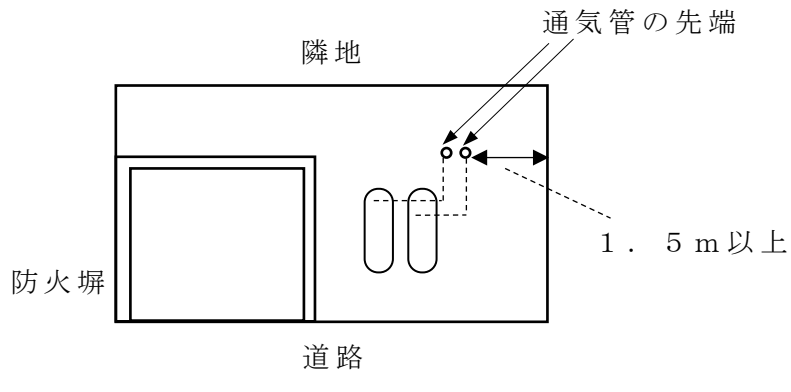
ア 廃油タンクの注入口及び吸上口については、次によること。

(ア) 廃油の注入口と廃油タンクとを接続する配管を設置する場合は、当該配管に閉止弁等を設けること。(◆)

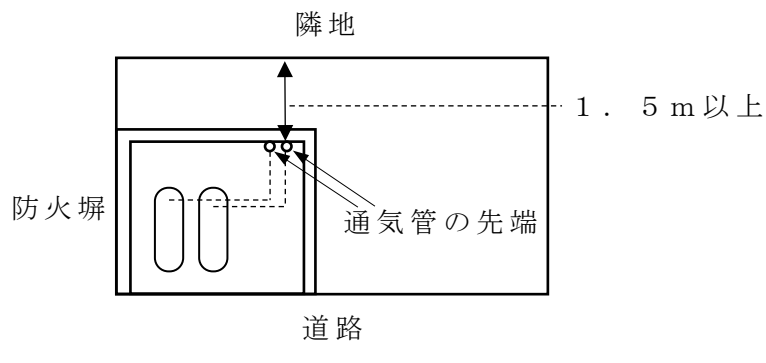
(イ) 注入口は、整備室又は油庫に設けるよう指導するものとする。(◆)

(ウ) 吸上口は、廃油を抜き取るためのホースを緊結できる構造とすること。(◆)

イ 給油取扱所の専用タンク及び廃油タンク等に設ける通気管の先端から1.5メートル以上の距離を保たなければならない敷地境界線とは、隣地との境界線をいうものと解するものとする。(昭和62年9月9日付け消防危第91号質疑)



専用タンクを給油取扱所の敷地外に設ける場合



専用タンクを給油取扱所の敷地内に設ける場合

ウ 給油取扱所に設置する危険物を取り扱う配管については、第1節第2第12項の規定の例によるほか、次によること。

(ア) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けるおそれのないよう防護措置を講ずるとともに、当該配管は、溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合すること。(◆)

(イ) 地上に設ける配管であって、その接合部分からの危険物の漏えいを点検することが困難な場所又は屋上に設けるものは、溶接により接合すること。(◆)

(ウ) 配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地等に面しない建築物の外壁に沿って敷設されている場合は、危則第13

条の5第1項第2号に規定する火災によって配管の支持物が変形するおそれのない場合に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

(エ) 配管を上屋の内部に設ける場合は、点検口を設置することその他の配管の接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。(◆)

(オ) 次の措置が講じられている合成樹脂製配管の部分については、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮することを要しないものとする。(平成30年3月29日付け消防危第42号質疑)

a 厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装の下に合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物(以下この(オ)において「保護構造物」という。)を設置する。

b 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25トン車の活荷重によって生ずる応力に対して十分な強度を有し、かつ、変形等が生じない構造のものとする。

c 保護構造物と合成樹脂製の管との間には、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等を充填し、又は間隙を設けること。

エ 専用タンク又は廃油タンク等と簡易タンクを配管又はホースにより結合することは認められないものとする。(昭和41年2月3日付け自消丙予発第15号質疑)

オ 複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、ポンプ等から構成される自動移送システムを設置することができるものとする。この場合において、既設の専用タンクの注入管内のみに設置するときは、危令第23条の規定を適用し、当該注入管内に接地導線入りの難燃性チューブを移送配管として設置することができるものとする。(平成4年2月6日付け消防危第13号質疑)

カ 危令第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる危令第13条第1項第8号の2の危険物の量を自動的に表示する装置にあっては、タンクごとの液量が明確に区別して表示されるものである場合に限り、複数のタンクの表示を一の表示窓で行うことができるものとする。(平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

(7) 危令第17条第1項第10号の固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)については、次によること。

ア 固定給油設備等の構造等については、次によること。

(ア) 危則第25条の2第1号のポンプ機器の構造については、次に

よること。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）

- a 一のポンプに複数の給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）が接続されている場合は、各給油ホース等から吐出される危険物の最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。
- b 固定注油設備が複数のポンプを有する場合は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限り、最大吐出量を毎分180リットル以下とすることができるものとする。
- c 危則第25条の2第1号ホに規定する油中ポンプ機器（以下「油中ポンプ機器」という。）に接続されているホース機器が転倒した場合において当該油中ポンプ機器の運転を停止する措置とは、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置をいうものとする。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合は、当該措置を講ずることを要しないものとする。
- d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管に配管内の圧力が上昇した場合に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設けるときは、当該装置を設けることを要しないものとする。

(イ) 危則第25条の2第2号のホース機器の構造については、次によること。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）

- a 危則第25条の2第2号ハに規定する著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置とは、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手（200重量キログラム以下の力によって離脱するものに限る。）又は給油、注入若しくは詰め替えを自動的に停止する装置を設けることをいうものとする。
- b 危則第25条の2第2号ニのホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造とは、次に掲げるいずれかの構造をいうものとする。
 - (a) 給油ホース等の取出口が高い位置に設けられた構造
 - (b) バネにより給油ホース等を上部に上げた構造
 - (c) 給油ホース等にゴム製、プラスチック製等のリング又はカバーを取り付けた構造
 - (d) 給油ホース等をプラスチックで被覆した構造

- c 危則第25条の2第2号への危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造とは、次に掲げる構造等をいうものとする。
 - (a) 危険物を注入するタンクの容量に相当する量以上の危険物の注入を自動的に停止できる構造
 - (b) 1回の連続した注入量が設定量（危険物を注入するタンクの容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であり、かつ、2,000リットルを超えない量であるものに限る。）以下に制限される構造
 - d 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する固定注油設備の注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨を表示すること。（◆）
 - e 危則第25条の2第2号トに規定する油中ポンプ機器に接続するホース機器が転倒した場合において当該ホース機器への危険物の供給を停止する装置とは、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置が当該ホース機器の傾きを検知した場合に当該ホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等を用いた装置をいうものとする。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合は、当該装置を設けることを要しないものとする。
- (ウ) 危則第25条の2第3号の配管の構造については、次によること。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）
- a 配管とは、固定給油設備等本体の内部の配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管の部分のうち弁及び計量器等を除く固定された部分をいうものとする。
 - b 危則第25条の2第3号の水圧試験には、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含むものとする。
 - c ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合におけるこれらの機器の間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部の配管ではなく、専用タンクの配管として取り扱うものとする。
- (エ) 危則第25条の2第4号の外装の構造については、次によること。
- a 危則第25条の2第4号の難燃性を有する材料とは、不燃材料及び準不燃材料並びにJIS K 7201「プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料をいうものとする。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）
 - b 外装のうち油量表示部その他機能上透視性を必要とする部分に

については、必要最小限の大きさとする場合に限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものとする。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）

c 懸垂式給油ホース設備にFRP（ガラス繊維強化ポリエステル樹脂）を使用する場合は、次によること。（昭和47年10月31日付け消防予第174号質疑、昭和49年9月12日付け消防予第113号質疑）

(a) 使用するFRPは、JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」に定める耐熱性に係る試験を行い、不燃性と判定されたものであること。

(b) FRPを使用する部分は、給油ホース設備のカバー及びホースリール並びに油量等の表示設備ケースに限るものとする。

(◆)

(オ) 危令第17条第1項第10号に規定する給油ホース等の全長（固定給油設備等のうち懸垂式以外のものに係るものに限る。）とは、原則として給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものとする。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）

(カ) 危令第17条第1項第10号に規定する給油ホース等の先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置については、次によること。

a 給油ホース等の先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、当該ノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000オーム未満であること。（平成5年9月2日付け消防危第68号通知）

b 危令第17条第1項第10号に規定する給油ホース等の先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置とは、電気良導体である線等でノズルとタンク部分又はノズルと大地を接続させる装置等をいうものとする。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑）

イ メーター指示部及びノズルホース部が回転する固定給油設備（次の(ア)又は(イ)のいずれかに適合するものに限る。）を設置することができるものとする。（昭和50年7月22日付け消防予第64号質疑）

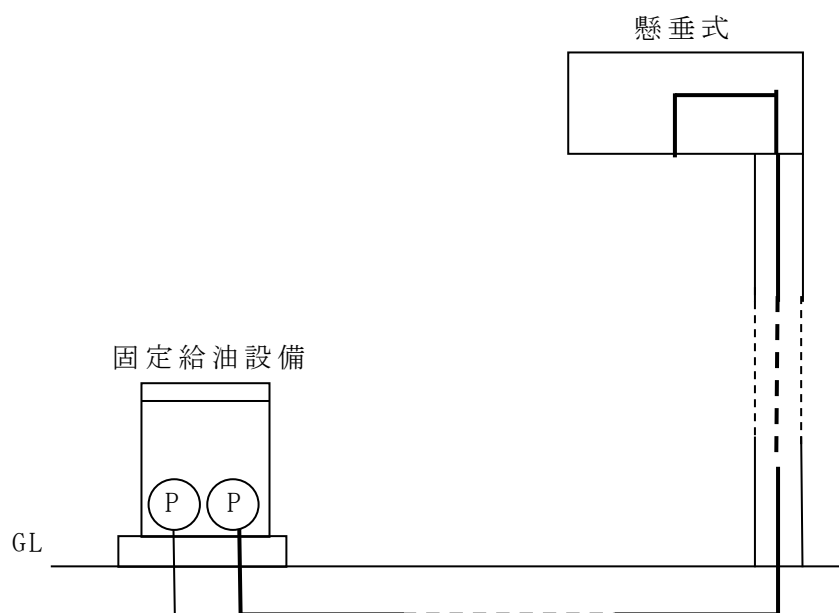
(ア) 次のa及びbに適合するもの

a メーター指示部及びノズルホース部が、180度を限度として回転するものであること。

b ポンプ設備は、アイランドのピット内に収納されていること。

(イ) 固定給油設備本体の中心線上部からアームを介して取り出したノズルホース部が、シングル形式のものにあつては360度、ダブル形式のものにあつては180度回転するもの

ウ 一の固定給油設備の内部に複数のポンプを設け、そのうちの一つを懸垂式のホース機器と配管で接続し、注油設備とすることはできないものとする。（平成4年2月6日付け消防危第13号質疑）



エ ホース機器の引出口が移動する懸垂式の固定給油設備等を設置することができるものとする。（昭和49年9月12日付け消防予第113号質疑）

オ KHKの型式試験確認済証が貼付された固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、これらの構造に関する基準に適合しているものと認められるものとする。（昭和63年5月30日付け消防危第74号通知、平成3年12月9日付け消防危第115号通知、平成7年9月20日付け消防危第100号通知）

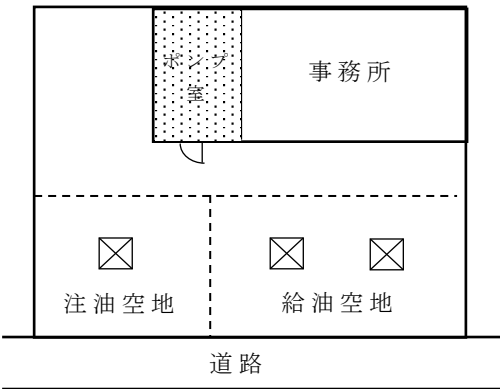
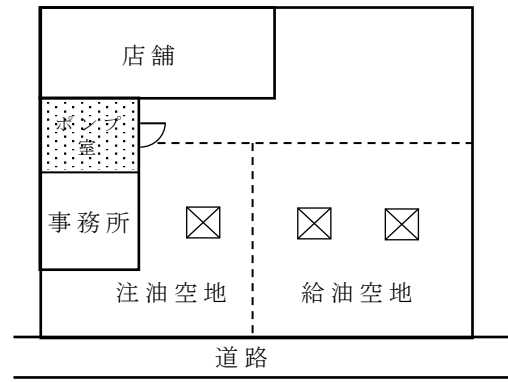
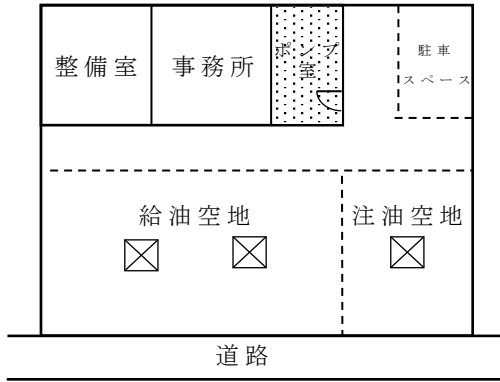
カ 危則第25条の2第5号の可燃性蒸気が流入しない構造については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（平成13年3月30日付け消防危第43号通知）によること。

(8) 危令第17条第1項第11号に規定する防火に関し必要な事項の表示については、次によること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）

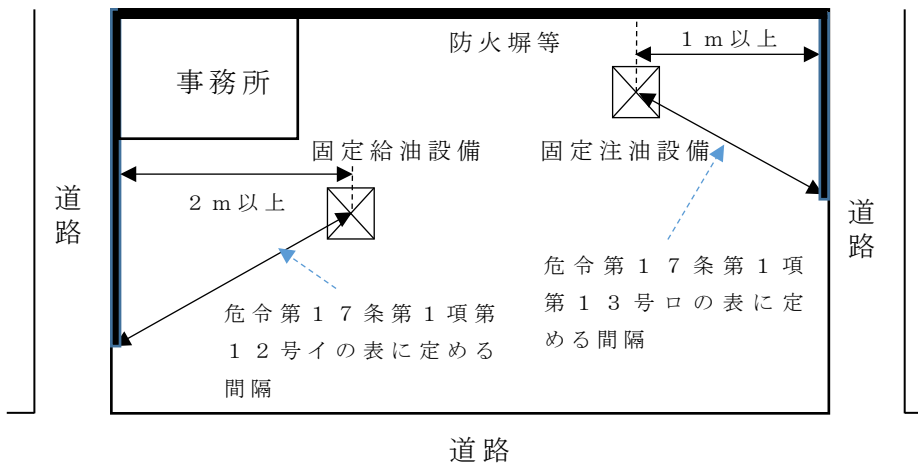
ア 危則第25条の3第1号の給油ホース等の直近の位置とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース機器の本体ケース）又は給油ホース等の先端のノズルの部分若しくは当該ノズルの直近の部分を用いるものとする。

イ 危則第25条の3第2号の取り扱う危険物の品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名又はレギュラー、ハイオク等の商品名を用いるものとする。

- (9) 危令第17条第1項第12号及び第13号に規定する固定給油設備等の位置については、次によること。
- ア 危令第17条第1項第12号イ及び第13号ロの道路境界線、同項第12号ロ及び第13号ハの敷地境界線並びに同項第12号ハ及び第13号ニの建築物の壁（以下このアにおいて「道路境界線等」という。）から固定給油設備等までの間隔とは、道路境界線等から固定給油設備等の中心点までの間隔をいうものとする。ただし、懸垂式の固定給油設備等のうち給油ホース等の取付部がスライドするものにあつては、道路境界線等からスライドする全ての地点までの間隔をいうものとする。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）
- イ 危令第17条第1項第12号ロ及び第13号ハの敷地境界線とは、給油取扱所の敷地との境界ではなく、隣地、河川等との境界となる部分をいうものと解するものとする。（昭和62年9月9日付け消防危第91号質疑）
- ウ 危令第17条第1項第12号ハ及び第13号ニの建築物には、給油取扱所外の建築物が含まれると解するものとする。（昭和62年9月9日付け消防危第91号質疑）
- エ 危令第17条第1項第12号ハ及び第13号ニの給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合とは、固定給油設備等の設置位置から2メートル未満の範囲となる建築物の壁の部分に開口部がない場合をいうものとする。（昭和45年4月4日付け消防予第60号質疑）
- オ 危令第17条第1項第12号ハ及び第13号ニの開口部には、網入りガラス入りのはめごろし戸、ガラリ等を含むものと解するものとする。（昭和45年4月4日付け消防予第60号質疑）
- カ 2以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間には、これらの維持管理に必要な距離を保つこと。（昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑、昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）
- （◆）
- キ 地下貯蔵タンクを覆う鉄筋コンクリート造の蓋の上部（地下貯蔵タンクのマンホールプロテクタ、点検口及び漏えい検査管のある場所の上部を除く。）にアイランドを設け、当該アイランドに固定給油設備等を設置することができるものとする。（昭和58年12月2日付け消防危第128号質疑）
- ク 危則第25条の3の2第2号においてポンプ室の出入口を給油空地に面することとしているのは、事務所等への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであるため、当該出入口は、給油空地に直接面する必要はなく、屋外の空地を介して面することをもって足りるものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）



ケ 道路境界線に防火塀等を設けた場合は、当該防火塀等の内側を敷地境界線とみなし、固定給油設備等と当該防火塀等の内側との間に危令第17条第1項第12号ロ又は第13号ハに規定する間隔を保つこととすることができるものとする。この場合において、道路境界線の部分のうち防火塀等を設けない部分にあつては、固定給油設備等と道路境界線との間に危令第17条第1項第12号イ又は第13号ロの表に定める間隔を保つ必要があることに留意すること。



- (10) 危令第17条第1項第15号に規定する懸垂式の固定給油設備等を設ける給油取扱所に設ける専用タンクからの危険物の移送を緊急に止め

ることができる装置については、次によること。

ア 固定給油設備等のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置とは、設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、緊急にポンプ機器を停止すること又はポンプの二次側の配管を閉鎖することができる装置をいうものとする。

イ 当該装置の操作部は、当該固定給油設備等のホース機器の設置場所付近の事務所の外壁等見やすい箇所に設けるとともに、当該装置の操作部の直近に緊急停止装置である旨を表示すること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）（◆）

(11) 危令第17条第1項第16号の規定により危則第25条の4第1項に定める建築物の用途及び同号の規定により危則第25条の4第2項に定める建築物の部分については、次によること。

ア 危則第25条の4第1項に定める建築物の用途については、次によること。

(ア) 危則第25条の4第1項各号に掲げる用途に供する建築物の部分には、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室その他同項各号に掲げる用途に機能的に従属する部分を含むものとする。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）

(イ) ポンプ室、油庫、コンプレッサー室及び給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた壁等で区画されていない自動車等の点検・整備を行う作業場にあつては危則第25条の4第1項第1号の用途に、便所にあつては同項第2号の用途に供する部分として取り扱うものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(ウ) 一の室が危則第25条の4第1項第2号の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途及び同項第6号に規定する防火対象物の用途に供される場合における当該室の用途にあつては、これらの用途のうち主たる用途をもって当該室の用途として取り扱うものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(エ) コンプレッサー室のコンプレッサーを点検・整備を行う作業場において用いる場合における当該コンプレッサー室の用途にあつては、危則第25条の4第1項第3号の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途として取り扱うものとする。（平成6年7月29日付け消防危第66号質疑）

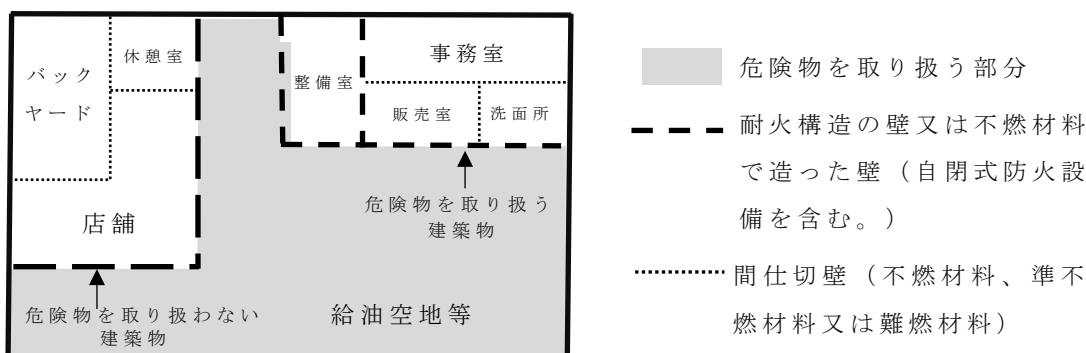
(オ) 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務の用途にあつては、危則第25条の4第1項第3号の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途として取り扱うものとする。（平成14年2月26日付け消防危第29号質疑）

- (カ) 自動車の板金業務の用途にあつては、危則第25条の4第1項第3号の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途として取り扱うものとする。(平成31年4月19日付け消防危第81号質疑)
- (キ) 危則第25条の4第1項第6号に掲げる用途については、施行令第1条の2第2項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、施行令第1条の2第2項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号通知)第1項第1号の規定の例によること。(令和6年2月29日付け消防危第40号通知)
- イ 危則第25条の4第2項に定める建築物の部分については、次によること。
- (ア) 危則第25条の4第2項に規定する給油取扱所の係員のみが出入りする部分とは、通常業務において係員以外の者の出入りのない部分をいうものとする。(平成13年11月21日付け消防危第127号通知)
- (イ) 自動車等の点検・整備を行う作業場において、顧客に対して作業内容等を説明するため、係員が同伴して当該作業場へ一時的に顧客が出入りする場合は、当該顧客を危則第25条の4第2項の係員として取り扱うことができるものとする。この場合において、当該顧客に対する安全上必要な注意事項を当該作業場に掲示すること。(平成13年11月21日付け消防危第127号通知)
- ウ 一の給油取扱所内に、危則第25条の4第1項各号のいずれかに該当する用途に供する複数の建築物を設けることができるものとする。(平成31年4月19日付け消防危第81号質疑)
- (12) 危令第17条第1項第17号の給油取扱所に設ける建築物については、次によること。
- ア キャノピーについては、次によること。
- (ア) 支柱は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替え及び自動車等の出入りに支障のない位置にあること。
- (イ) キャノピーには、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃性のシートを用いることができるものとする。(平成4年2月6日付け消防危第13号質疑)
- (ウ) 次に掲げる基準に適合する場合は、危令第23条の規定を適用し、採光等のためにキャノピーにガラスを設けることができるものとする。(平成13年3月16日付け消防危第33号通知)
- a 地震による震動等により容易に破損し、及び落下しないように、ガラス取付部が耐震性を有していること。

- b 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
 - c ガラスが破損した場合に、破損したガラスが避難上及び消防活動上支障とならないよう、飛散防止フィルム等によりガラスが飛散しないための措置が講じられていること。
 - d ガラスは、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断して、延焼防止に支障のない範囲に設けること。
- (エ) キャンプーが防火塀等から水平距離でおおむね1メートル未満の位置に設けられる場合は、当該防火塀等をキャンプーの位置まで立ち上げ、これらを一体のものとする。 (平成元年3月3日付け消防危第15号通知、平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

イ 建築物の構造については、次によること。

- (ア) 給油取扱所の建築物の壁のうち、次に掲げる間仕切壁については、危令第23条の規定を適用し、準不燃材料又は難燃材料で造ることができるものとする。 (平成9年3月26日付け消防危第31号通知)
- a 危険物を取り扱う部分と耐火構造の壁若しくは不燃材料で造られた壁又は随時開けることができる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
 - b 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁



- (イ) 自動車等の点検・整備を行う作業場又は自動車等の洗浄を行う作業場の自動車等の出入口に戸を設ける場合は、当該戸を不燃材料で造ることができるものとする。 (昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑)
- (ウ) 危令第17条第1項第17号の出入口 (自動車等の出入口で危則で定めるものを除く。) に防火設備である自動ドアを設けることができるものとする。この場合において、可燃性の蒸気が滞留する

おそれのない場所に設けるものにあつては、当該自動ドアに附属する電気設備は、防爆構造以外のものとする事ができるものとする。

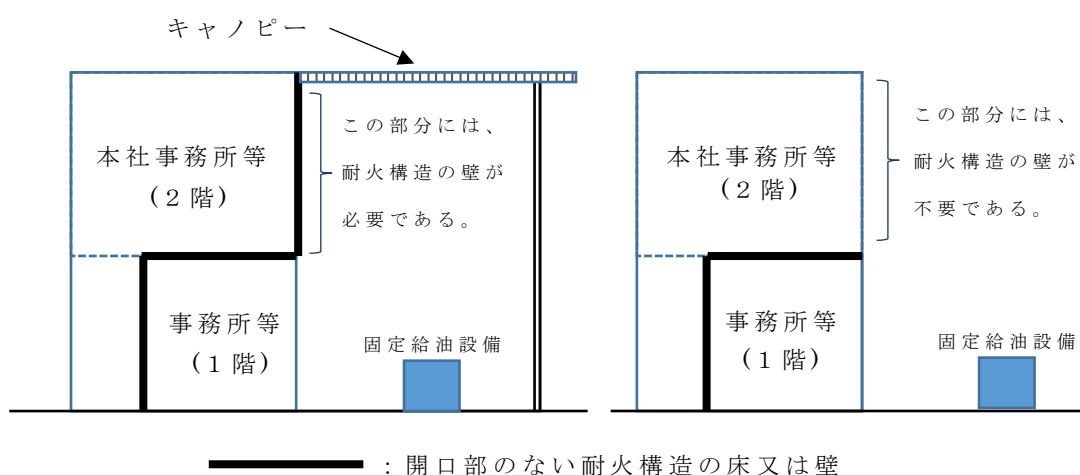
(昭和43年6月3日付け消防予第155号質疑)

ウ 危則第25条の4第1項第5号の給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本社事務所等」という。）と建築物の他の部分との区画及び本社事務所等の構造については、次によること。

(ア) 危則第25条の4第4項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とは、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に同条第1項第5号の用途に供する部分の出入口を設けた構造をいうものとする。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）

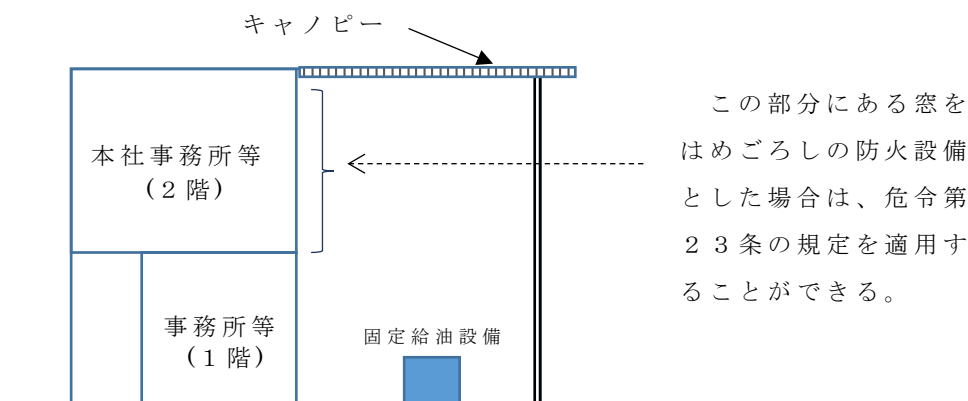
(イ) 危令第17条第1項第17号の開口部のない耐火構造の床又は壁には、避難口として必要最小限の開口部であっても設置することはできないものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(ウ) 建築物の2階に本社事務所等が存する場合において、当該建築物の本社事務所等の屋根の部分から一体の建築物としてキャノピーが張り出しているときは、当該本社事務所等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されなければならないものとする。ただし、当該建築物の本社事務所等の屋根の部分から一体の建築物としてキャノピーが張り出していないときは、この限りでない。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）



(エ) 建築物（平成元年3月15日時点で現に許可を受けて設置されている給油取扱所に係るものに限る。）の2階に本社事務所等が存する場合において、当該建築物の本社事務所等の屋根の部分から一体の建築物としてキャノピーが張り出しているときは、当該本社

事務所等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画しなければならないが、平成元年3月15日時点で現に窓が設けられている当該本社事務所等と当該建築物の他の部分とを区画する壁については、当該壁に防火設備ではめごろし窓であるものを設けた場合に限り、危令第23条の規定を適用し、開口部のない耐火構造の壁として取り扱うことができるものとする。（平成元年12月21日付け消防危第114号質疑）



(13) 危令第17条第1項第18号に規定する漏れた可燃性の蒸気が事務所その他火気を使用する建築物の内部に流入しない構造については、次によること。

ア 建築物のうち、事務所その他火気を使用する部分と危則第25条の4第1項第3号又は第4号の用途に供する部分が隣接する場合において、これらの部分の間に設ける壁に出入口が存するときは、当該事務所その他火気を使用する部分は、危令第17条第1項第18号の規定により、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない構造とする必要があるため、当該出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする必要があることに留意すること。（昭和51年11月16日付け消防危第92号質疑）

イ 危令第17条第1項第18号に規定する事務所その他火気を使用する部分の出入口に、危則第25条の4第5項第1号の規定に適合する片引き又は引分けの自動ドアを設けることができるものとする。（昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑、平成17年12月19日付け消防危第295号質疑）

ウ 犬走り又は出入口の敷居にスロープを設置する場合は、次によること。（平成9年3月14日付け消防危第26号通知）

(ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15センチメートル以上であること。なお、スロープが明確でない場合にあっては、最

上部から当該最上部との高さの差が15センチメートル以上となる部分までをスロープとみなすものとする。

(イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

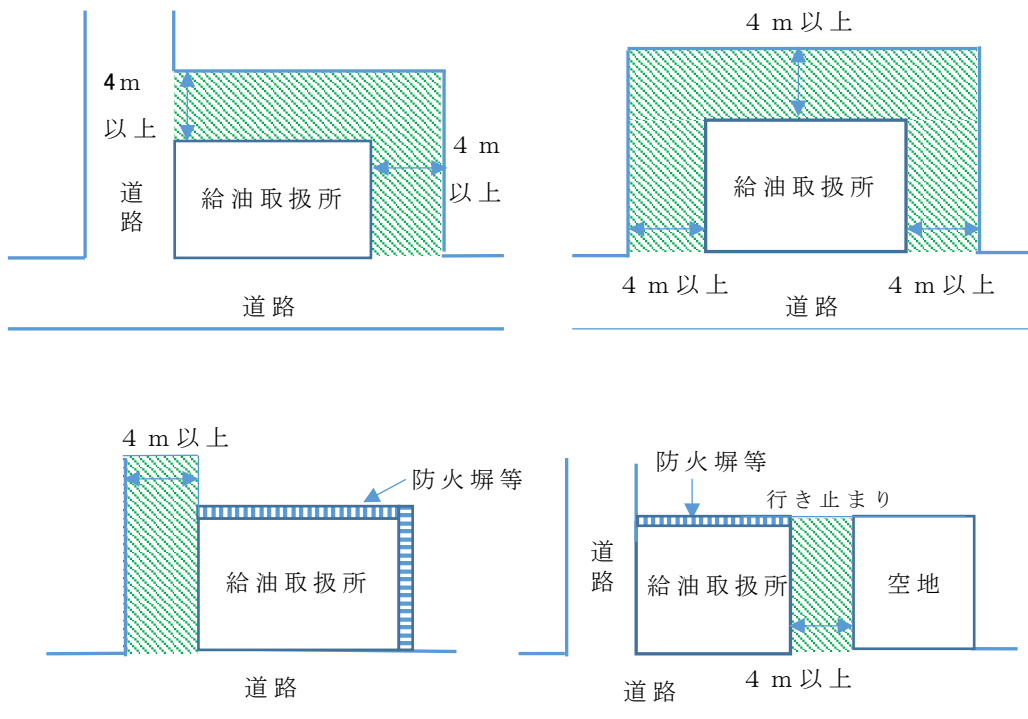
(ウ) スロープ上で給油又は注油を行わないこと。

(14) 防火塀等については、次によること。

ア 危令第17条第1項第19号の自動車等の出入りする側については、次によること。

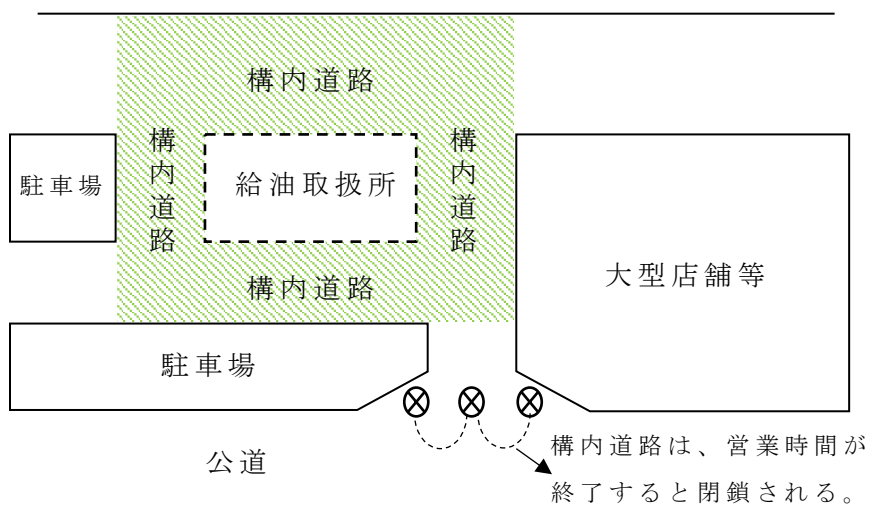
(ア) 自動車等の出入りする側とは、危則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものとする。(昭和44年4月4日付け消防予第90号質疑、昭和51年11月16日付け消防危第94号質疑)

(イ) 次の図に示す幅員4メートル以上の部分が、現に道路としての形態を有し、かつ、一般交通の用に供され、及び当該部分を自動車等が通行することができる場合は、当該部分に防火塀等を設けないことができるものとする。(平成9年3月25日付け消防危第27号質疑、平成10年10月13日付け消防危第90号質疑)



(ウ) 屋外にある大型店舗等の駐車場内に設置された給油取扱所(当該給油取扱所の営業時間が大型店舗等の営業時間と同じであるものに限る。)において、その周囲が構内道路(幅員が4メートル以上

であり、かつ、当該給油取扱所及び当該駐車場利用者の自動車の通行の用のみに供するもので、駐停車の用に供することがなく、かつ、閉店の際に閉鎖されるものに限る。)に面している場合は、当該給油取扱所の周囲について、いずれも自動車等の出入りする側とみなすことができるものとする。(平成17年12月19日付け消防危第295号質疑)



..... 自動車等の出入りする側

構内道路の幅員は、いずれも4m以上である。

イ 防火塀等の位置、構造等については、次によること。

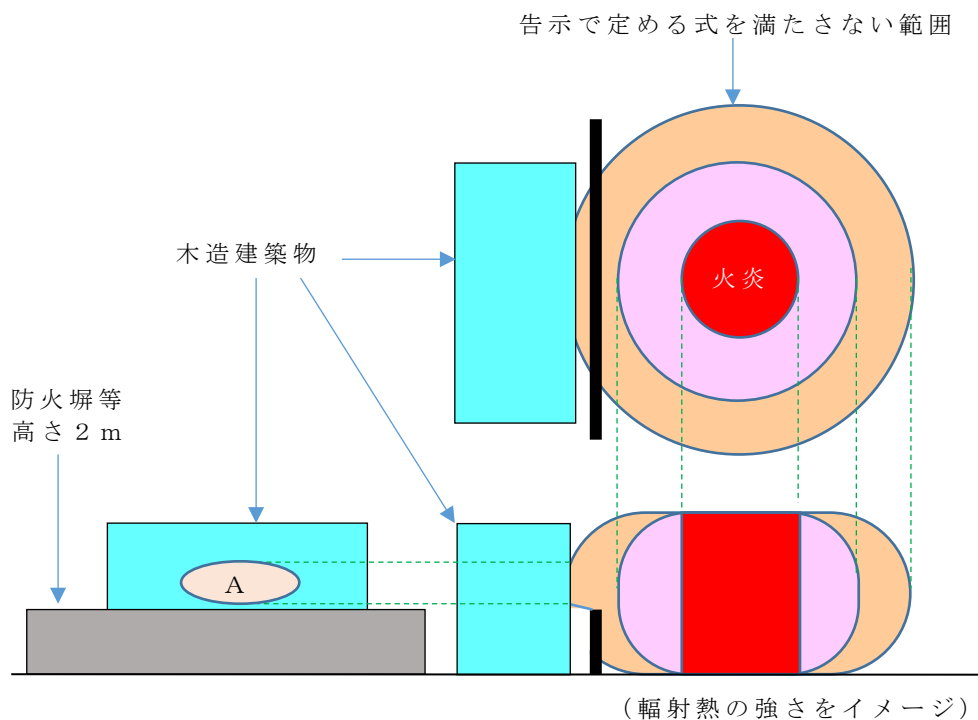
(ア) 危令第23条の規定を適用し、危則第25条の4の2第1号に規定する防火設備ではめごろし戸であるもの(ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。)が設けられた開口部以外の次に掲げる開口部を防火塀等(bに掲げる開口部にあっては、建築物の壁であるものに限る。)に設けることができるものとする。

a 給油取扱所の敷地に隣接する当該給油取扱所の設置者が所有し、管理し、又は占有する敷地へ通じる必要最小限の車両の出入口で、防火設備が設けられ、かつ、使用する時以外は閉鎖しているもの

b 給油取扱所の敷地外へ通じる必要最小限の連絡用(避難用)の出入口で、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたもの(昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑)

(イ) 危令第17条第1項第19号に規定する壁には、給油取扱所に設ける建築物の外壁を含むものと解するものとする。(昭和37年4月6日付け自消丙予発第44号質疑)

- (ウ) 給油取扱所に接する道路の改修等により道路がかさ上げされたことに伴い、給油空地等の舗装面の位置を変更する場合における防火塀等の高さは、変更後の当該舗装面から２メートル以上とすること。（昭和３９年５月２９日付け自消丙予発第４７号質疑）
- (エ) 防火塀等の高さについては、次によること。
- a 防火塀等の高さが２メートルであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示第４条の５２第３項に定める式を満たすかどうかにより、防火塀等の高さを２メートルを超えるものとする必要があるかどうか判断すること。（平成１８年５月１０日付け消防危第１１３号通知）
- b 次の（a）及び（b）に掲げる火災の区分に応じ、それぞれ当該（a）及び（b）に掲げる方法により危則第２５条の４の２第２号の輻射熱に係る計算を行うことができるものとする。（平成１８年９月１９日付け消防危第１９１号質疑）
- （a） 危告示第４条の５２第１項第１号又は第２号に掲げる火災漏えいした危険物の量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、及び燃焼継続時間を１０分間として計算する方法
- （b） 危告示第４条の５２第１項第３号掲げる火災漏えいした危険物の量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、及び燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する方法
- c 防火塀等が開口部を有さず、かつ、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合において、次の図の同心円中心部からの危険物の漏えいに伴う出火を想定したときは、次の図の建築物の外壁のうちAの部分について、輻射熱が危告示第４条の５２第３項に定める式を満たすための措置が必要な部分となると解するものとする。（平成１８年９月１９日付け消防危第１９１号質疑）



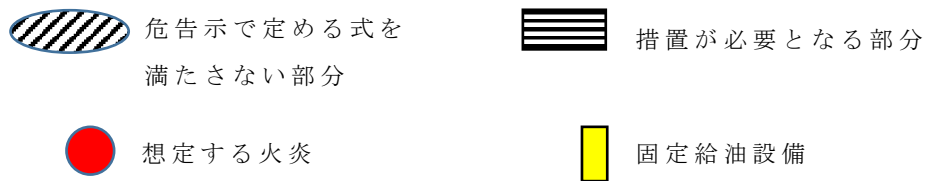
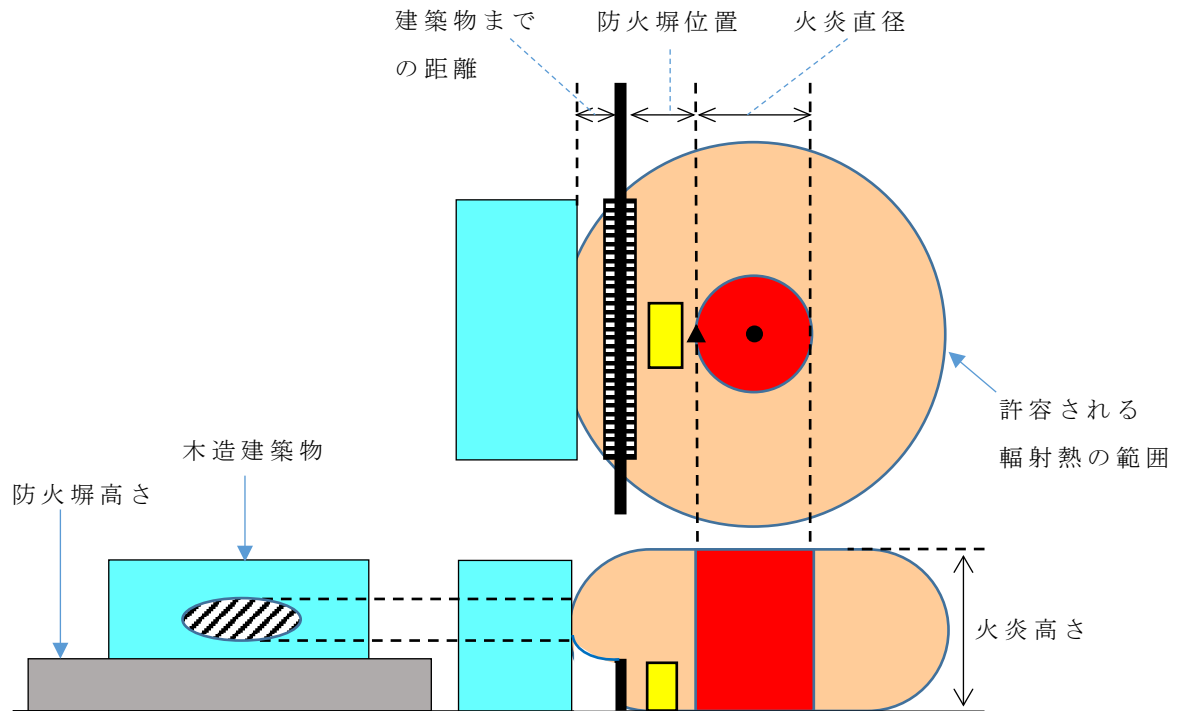
- d 漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災発生から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」参考資料2（災害現象解析モデルの一例）第4項（火災・爆発モデル）に掲げる方法により防火塀等の高さを算出することができるものとする。（平成18年5月10日付け消防危第113号通知）
- e 石油コンビナートの防災アセスメント指針を用いて防火塀等の高さを算出する場合の例については、次によること。
- (a) 火災想定等については、次のiからiiiまでに掲げる火災の区分に応じ、それぞれ当該iからiiiまでに定めるところによるものとする。
- i 危告示第4条の52第1項第1号の固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災次の(i)から(v)までに定めるところによる。
- (i) 油種は、ガソリンとする。
- (ii) 火災の範囲は、車両給油口の直下を中心とした円の範囲とする。
- (iii) 火災発生からの輻射熱は、一定であるものとする。
- (iv) 燃焼時間は、10分間とする。
- (v) 漏えい流量は、50リットル毎分とする。

- ii 危告示第4条の52第1項第2号の固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災 次の(i)から(v)までに定めるところによる。
- (i) 油種は、灯油とする。
- (ii) 火災の範囲は、詰め替える容器を置く場所又は注入する移動タンク貯蔵所等の駐車場所の中央を中心とした円の範囲とする。
- (iii) 火災発生からの輻射熱は、一定であるものとする。
- (iv) 燃焼時間は、10分間とする。
- (v) 漏えい流量は、180リットル毎分とする。
- iii 危告示第4条の52第1項第3号に掲げる専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災は、次の(i)から(v)までに定めるところによる。
- (i) 油種は、ガソリンとする。
- (ii) 火災の範囲は、移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する吐出口の反対側の吐出口を外周とした円の範囲とする。
- (iii) 火災発生からの輻射熱は、一定であるものとする。
- (iv) 燃焼時間は、10分間とする。
- (v) 漏えい流量は、400リットル毎分とする。
- (b) 給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物が木造建築物である場合における前(a)の規定により想定した火災による輻射熱の計算に必要な数値は、次の表のとおりとする。

火災の種類	給油中の火災 (危告示第4条の52第1項第1号)	注油中の火災 (危告示第4条の52第1項第2号)	荷卸し中の火災 (危告示第4条の52第1項第3号)
火災の範囲	車両給油口の直下を中心とした円	詰め替える容器を置く場所又は移動タンク貯蔵所等の駐車場所の中央を中心とした円	移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する吐出口の反対側の吐出口を外周とした円
想定油種	ガソリン	灯油	ガソリン
漏えい流量 (ℓ/分)	50	180	400
燃焼時間 (分)	10	10	10

火災面積 (m^2)	10.4	38.5	83.3
火炎直径 (m)	3.6	7.0	10.3
火炎高さ (m)	5.4	10.5	15.5
放射発散度 (kW/m^2)	58	50	58
防火塀位置 (m)	実際の距離を 記載	実際の距離を 記載	実際の距離を 記載
建築物距離 (m)	実際の距離を 記載	実際の距離を 記載	実際の距離を 記載
許容熱量 (kW/m^2)	14.1	14.1	14.1

- ※1 計算により得られた数値に小数点以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五入した数値とする。
- ※2 火災発生箇所及び火炎直径については、平面図を参照すること。
- ※3 輻射熱が一定であるとの想定により、防火塀位置及び建築物距離以外の数値は変動しない。



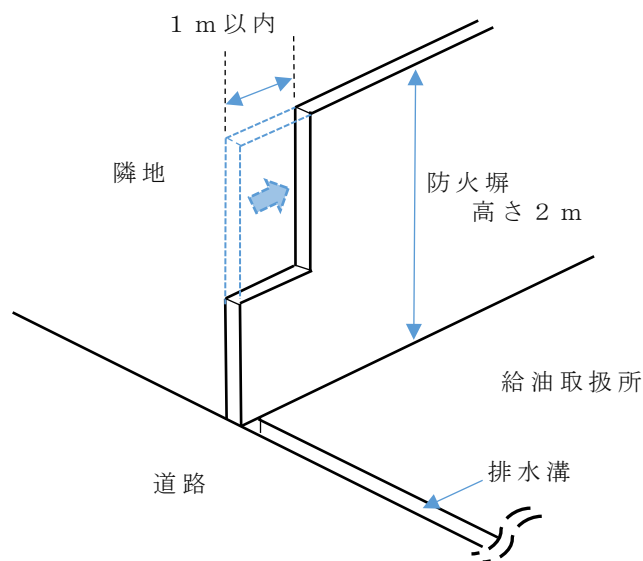
- 車両給油口の直下の位置
詰め替える容器を置く位置
移動タンク貯蔵所等の駐車場所の中央の位置
- ▲ 移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する吐出口の反対側の吐出口の位置

(オ) 防火塀等に開口部を設ける場合は、次によること。(平成18年5月10日付け消防危第113号通知)

- a 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が危告示第4条の52第3項に定める式を満たすものであること。この場合において、同項に定める式を満たすかどうかを判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができるものとする。
- b 塀に開口部を設ける場合は、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において、当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて危告示第4条の52第3項に定める式

を満たすこと。

- (カ) 視認性が悪く、自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがある給油取扱所等においては、当該給油取扱所の周囲の状況から延焼の危険性が低いと認められるときに限り、危令第23条の規定を適用し、視認性確保のため、防火塀等（道路境界線から1メートル以内の部分に限る。）に切欠きを設けることができるものとする。（平成30年3月29日付け消防危第42号質疑）



- ウ 防火塀には、看板を設置することができるものとするが、防火塀の上部に設置するものにあつては、当該防火塀の防火上の機能に支障が生じるものであつてはならない。（昭和63年7月26日付け消防危第91号質疑）

- (15) 危令第17条第1項第20号のポンプ室その他危険物を取り扱う室（以下この号において「ポンプ室等」という。）については、次によること。

ア ポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等を含むものと解するものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

イ 自動車等の点検・整備を行う作業場であつて三方が壁で囲まれたものは、整備室と解するものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号通知）

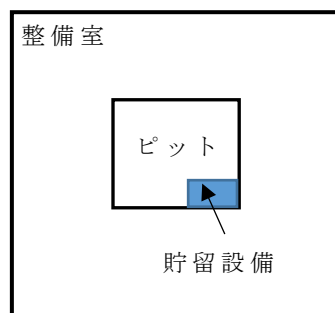
ウ 給油取扱所内で自動車等の整備に必要な潤滑油その他の危険物の貯蔵、小分け等を行う場合は、原則として油庫を設けること。（◆）

エ 前面側（自動車等の出入りする側）を開放して使用する整備室に当該整備室内を有効に換気することができる室内換気用の換気扇その他の換気設備を設置した場合は、当該整備室に可燃性蒸気等排出設備を

設置しないことができるものとする。

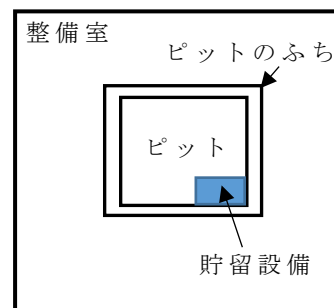
オ 貯留設備については、第1節第2第4項第7号の規定の例によるほか、次によること。

(ア) 図1のように、ポンプ室等で漏えいした危険物が全てピットに設けた貯留設備に流入する構造となっている場合にあってはポンプ室等に貯留設備が設けられたものとして取り扱い、図2のように、ピットの外で漏えいした危険物がピットに設けた貯留設備に流入する構造となっていない場合にあってはポンプ室等に貯留設備が設けられたものとして取り扱うことはできないものとする。（平成2年3月31日付け消防危第28号質疑）



ポンプ室等で漏えいした危険物が全てピットに流入する構造となっているもの

図1



ピットの外で漏えいした危険物がピットに流入する構造となっていないもの

図2

(イ) 貯留設備としてためますを設ける場合は、原則としてためますに排出口を設けないこと。ただし、ためますと油分離装置を接続する場合において、これらを接続する配管に閉鎖バルブを設けるときは、この限りでない。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(16) 危令第17条第1項第21号の電気設備については、第1節第2第9項の規定の例によるほか、次によること。

ア 内燃機関による自家発電設備（非常用のものを除く。）を設ける場合は、次によること。（平成4年2月6日付け消防危第13号質疑）

(ア) 発電した電気は、常用電源の一部として使用するものであること。

(イ) 自家発電設備の燃料となる危険物の1日当たりの消費量は、指定数量未満の量であること。

(ウ) 自家発電設備は屋外に設置するとともに、当該自家発電設備の周囲に高さ2メートル以上のブロック塀等（出入口（敷居の高さが

- 15センチメートル以上であるものに限る。)を設けるものである場合には、当該出入口に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けたものに限る。)を設けること。(◆)
- イ 変電設備を設ける場合は、前ア(ウ)の規定の例によること。(◆)
- ウ 非常用発電設備を設置する場合は、次によること。
- (ア) 固定式非常用発電設備を設ける場合は、ア(イ)及び(ウ)の規定の例によること。
- (イ) 次に掲げる基準に適合する場合は、移動式非常用発電機を地盤面又は犬走りに設置することができるものとする。(平成31年4月19日付け消防危第81号質疑、令和6年2月29日付け消防危第40号通知)
- a 移動式非常用発電機は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置すること。
- b 移動式非常用発電機の設置場所は、車両の動線を考慮して自動車等の出入り等に支障のない場所であること。
- c 予防規程に必要な事項を記載すること。
- d ア(イ)の規定の例によること。
- エ ロードヒーティングケーブル(以下このエにおいて「ケーブル」という。)を設置する場合は、次によること。(昭和40年10月12日付け自消丙予発第157号質疑、昭和42年7月25日付け自消丙予発第55号質疑)
- (ア) ケーブルは、自動車等の荷重に十分耐えられるように設置すること。
- (イ) ケーブルには、漏電電流を感知することができる装置を設けるとともに、当該装置の受信機は、常時人がいる場所に設けること。
- (ウ) ケーブルには、設定温度以上とならないための自動温度調整装置を設けること。
- (エ) ケーブルを地下貯蔵タンク及び配管の上面に設置しないこと。ただし、次に掲げる基準に適合する場合にあっては、この限りでない。
- a ケーブルは、地盤面からおおむね100ミリメートルの位置に設置すること。この場合において、地下貯蔵タンクの頂部は、地盤面から600ミリメートル下にあり、かつ、地盤面のコンクリートの厚さは、おおむね180ミリメートル以上で300ミリメートル以下であること。
- b ケーブルは、地下貯蔵タンクのマンホール、排水溝及び油分離装置の外端から水平距離で200ミリメートル以上離れた位置に設置すること。
- (オ) 電気火災警報器を設置すること。

- (カ) 電線路ごとのケーブルの絶縁抵抗値は、電気設備に関する技術基準を定める省令に定める規定に適合すること。
 - (キ) ケーブルの絶縁抵抗を年2回以上測定すること。
 - (ク) 危令第17条第1項第21号の規定に適合するように設けること。
- オ 太陽ヒーターを設置する場合は、次によること。（昭和56年8月14日付け消防危第103号質疑）
- (ア) 太陽ヒーターは、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備の上屋に設置する場合は、危険物に係る配管等の点検に支障がない位置に設置すること。
 - (イ) 事務所等の建築物の屋根は、太陽ヒーターの重量に対し、十分な構造であること。
 - (ウ) 貯湯型給油器、ソーラーポンプ又は補助熱源を設ける場合は、これらの機器を事務所内に設置すること。
- カ 太陽光発電設備を設置する場合は、第1節第2第9項第12号の規定の例によるほか、原則としてキャノピーの上及び建築物の屋根の上以外の場所に太陽電池モジュールを設置しないこと。（◆）
- キ 顧客の磁気カード処理、伝票処理等を行うための端末機（危令第17条第1項第21号の規定に適合するものに限る。）をアイランド上の給油に支障のない位置に設置することができるものとする。この場合において、当該端末機をボックスの中に設置するときは、当該ボックスの構造は、危令第17条第1項第17号の規定に適合するものであること。（昭和55年11月21日付け消防危第141号質疑、昭和56年5月9日付け消防危第58号質疑）
- ク セルフサービス用ユニット（オイル交換等の給油取扱所におけるサービス業務を一の設備にとりまとめたものをいう。）を設置する場合は、次によること。（昭和57年7月27日付け消防危第78号質疑）
- (ア) サービス用ユニットの取付位置及び当該サービス用ユニットを使用するために駐車する車両の位置は、給油業務に支障がなく、かつ、専用タンク又は簡易タンクへの危険物の注入に支障のない場所であること。
 - (イ) サービス用ユニットを使用する車両の駐車位置を地盤面に明示するとともに、車止めその他の当該車両がサービス用ユニットに接触しないための措置を講ずること。
 - (ウ) サービス用ユニットは、危令第17条第1項第21号の規定に適合するように設けること。
- ケ 必要最小限のPOS用カードリーダー、クイックサービス用ユニットその他の設備（当該設備が可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場

所に設ける電気設備である場合にあっては、防爆構造であるものに限る。)をアイランド及び犬走りに設けることができるものとする。

(昭和62年4月28日付け消防危第38号通知、昭和62年6月17日付け消防危第60号質疑)

コ 洗濯機を設置する場合は、次によること。

(ア) 設置場所は、次に掲げる場所以外の火災予防上安全な場所とすること。

a 第1節第2第9項第4号に規定する第1類危険箇所及び第2類危険箇所

b 給油空地等に係る場所

(イ) 前(ア)aに掲げる場所に洗濯機を設置する場合は、洗濯機の周囲に不燃材料で造った囲い(可燃性の蒸気を遮断するように設けられたものに限る。)を設けること。

(ウ) 洗濯機は、高さ15センチメートル以上のコンクリートその他の不燃性の台に容易に移動しないように固定すること。(◆)

サ 電撃式殺虫器は、設置することができないものとする。(昭和43年7月31日付け消防予第180号質疑)

(17) 附随設備については、次によること。

ア 附随設備(レールを有するものには、レールを含む。)は、専用タンク(スラブを含む。)及び廃油タンク(スラブを含む。)の上部並びに給油空地等以外の場所に設置すること。ただし、これらのタンクの点検、整備等に支障がない場合にあっては、スラブの上部にレールを敷設することができるものとする。(昭和58年11月15日付け消防危第117号質疑)

イ 危則第25条の5第2項第1号の自動車等の洗浄を行う設備については、次によること。

(ア) 門型洗車機は、固定給油設備に最も接近した時の門型洗車機の位置と固定給油設備との間の距離が危則第25条の5第2項第1号口の表に定める距離以上離れることとなる場所に設置すること。

(昭和62年4月28日付け消防危第38号通知)

(イ) 洗車機に熱風器を設置することはできないものとする。(昭和47年2月10日付け消防予第54号質疑)

(ウ) 洗車排水処理循環装置を設置する場合は、次によること。

(昭和52年4月5日付け消防危第61号質疑)

a 装置は、漏水するおそれのない構造であること。

b 装置の電気設備は、防爆構造のものであること。

c 装置は、給油業務に支障がない場所に設置すること。

d 装置は、転倒することがないよう堅固に固定すること。

ウ 危則第25条の5第2項第2号の自動車等の点検・整備を行う設備

については、次によること。

(ア) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式及び電動式のものを含む。）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものとする。

（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）

(イ) 屋外の整備用リフトは、当該整備用リフトの最外側の位置と固定給油設備及び道路境界線との間の距離が危則第25条の5第2項第2号イの表に定める距離以上離れることとなる場所に設置すること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(ウ) オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備については、次によること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）

a 危険物を収納する部分は、次の表に掲げる危険物を収納する部分の容量の区分に応じ、それぞれ同表に定める板厚の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。（◆）

危険物を収納する部分の容量	板厚
400以下	1.0mm以上
400を超え1000以下	1.2mm以上
1000を超え2500以下	1.6mm以上
2500を超え5000以下	2.0mm以上
5000を超え1,2000以下	2.3mm以上
1,2000を超え2,0000以下	2.6mm以上
2,0000を超える	3.2mm以上

b 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

c ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

エ クイックサービス（蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に

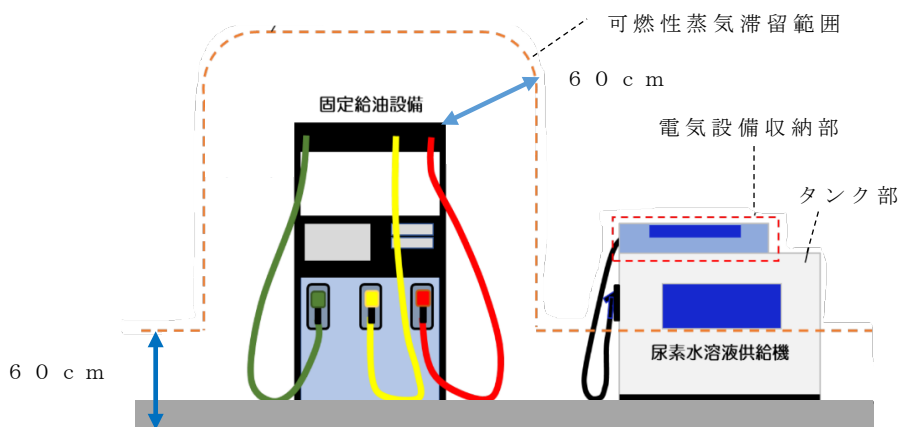
関する軽易な役務をいう。)は、自動車等の洗浄を行う設備又は自動車等の点検・整備を行う設備に該当しないものと解するものとする。

(昭和62年4月28日付け消防危第38号通知)

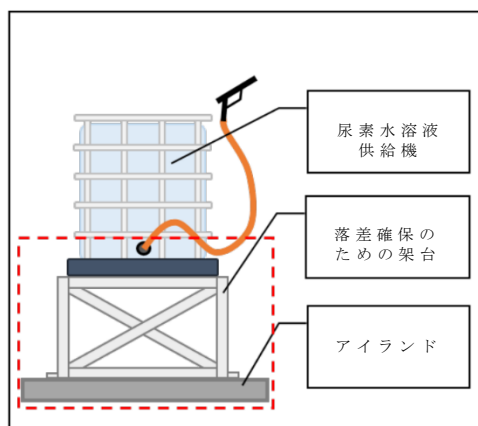
オ 危則第25条の5第2項第4号の尿素水溶液供給機については、次によること。(令和6年2月29日付け消防危第40号通知)

(ア) 電動ポンプにより払い出すディスペンサー型のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備(防爆構造のものを除く。)を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。

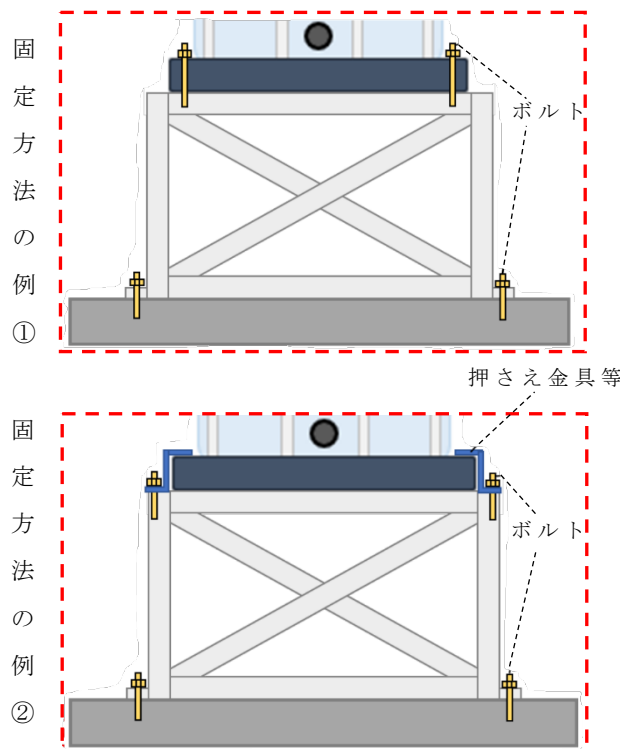
(イ) 重力により払い出すプラスチック容器型のものについては、隣接する固定給油設備等に衝突しないよう固定する措置を講ずること。



ディスペンサー型の尿素水溶液供給機の設置例



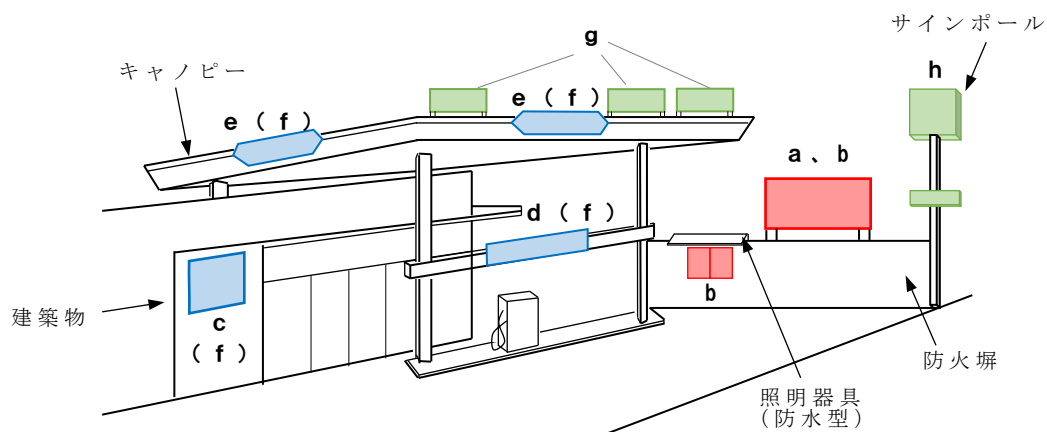
※ 通常の使用方法において容易に移動し、又は転倒しないように固定



重力により払い出すプラスチック容器型の尿素水溶液供給機の設置例

- カ 危則第25条の5第2項第5号の急速充電設備については、次によること。（令和6年2月29日付け消防危第40号通知）
- (ア) 危則第25条の5第2項第5号イ(1)の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、第1節第2第9項第4号ウ(カ) a 及び b に掲げる範囲以外の場所をいうものとする。
- (イ) 危則第25条の5第2項第5号ハの危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、第1節第2第9項第4号ウ(キ) a から e までに掲げる範囲以外の場所をいうものとする。
- キ 危則第25条の5第3項に規定する附随設備に収納する危険物の数量の総和及び油庫等に貯蔵する危険物の数量は、それぞれ指定数量未満とすること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号通知）
- (18) 給油等に支障がないと認められる部分においては、附随設備以外の設備を設置することができるものとし、当該附随設備以外の設備を設置する場合は、次によること。
- ア 看板類を設置する場合は、次によること。
- (ア) 幕、布等は、防災処理を施したものを使用すること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- (イ) 材料は、原則として不燃材料とすること。ただし、設置場所に応じて次のとおりとすることができる。
- a 防火塀の上部に設置する不燃材料で造った看板の広告面に紙等による掲示を行うことができるものとする。（昭和45年8月4日付け消防予第160号質疑）（図中 a 部分）
- b 防火塀の表面又は上部に設置する看板は、不燃材料で造ること。（昭和45年8月4日付け消防予第160号質疑、平成31年4月19日付け消防危第81号質疑）（図中 b 部分）
- c 事務所等の建築物の外壁に設置する看板は、難燃性の材料で造ることができるものとする。この場合において、当該看板が照明器具を内蔵するものであるときは、当該照明器具の点滅器を事務所内に設置する等危令第17条第1項第21号の規定に適合するように設置すること。（昭和45年8月4日付け消防予第160号質疑、昭和45年11月21日付け消防予第231号質疑）（図中 c 部分）
- d キャノピーの柱間に設ける不燃材料で造ったはり等の構造体に設置する看板は、難燃性の材料で造ることができるものとする。この場合において、当該看板が照明器具を内蔵するものであるときは、危令第17条第1項第21号の規定に適合するように設置すること。（昭和47年2月10日付け消防予第55号質疑）（図中 d 部分）

- e キャノピーの側面に設置する看板は、難燃性の材料で造ることができるものとする。（昭和47年2月10日付け消防予第55号質疑）（図中 e 部分）
 - f 防火塀の表面又は上部以外の部分に設置する看板（事務所等の建築物の屋上に設置する看板及びサインポールを除く。）は、難燃性の材料で造ることができるものとする。（平成31年4月19日付け消防危第81号通知）（図中 f 部分）
 - g 事務所等の建築物の屋上に設置する看板は、アクリル樹脂その他の難燃性以外の材料で造ることができるものとする。（昭和47年1月12日付け消防予第30号質疑、平成31年4月19日付け消防危第81号質疑）（図中 g 部分）
 - h サインポールは、アクリル樹脂その他の難燃性以外の材料で造ることができるものとする。（昭和45年11月21日付け消防予第231号質疑、平成31年4月19日付け消防危第81号質疑）（図中 h 部分）
- (ウ) 看板の種類、設置場所、大きさ等については、次によること。
- a 給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、キャノピー上に給油取扱所の業務と直接関係のない家電製品等の看板を設けることができるものとする。（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）
 - b 危令第17条第1項第6号の規定による標識及び掲示板の視認が妨げられない位置に設置すること。（昭和44年5月23日付け消防予第168号質疑）
 - c 看板の大きさ及び取付位置については、給油業務及び自動車等の通行に支障のない範囲とすること。（平成31年4月19日付け消防危第81号質疑）



- イ 防火塀の付近、事務所等の付近その他の給油業務及び自動車等の通行に支障のない場所に花壇及び池を設置することができるものとする。
(昭和46年4月23日付け消防予第65号質疑)
- ウ 建築物にボイラーを設置する場合は、次によること。(◆)
- (ア) ボイラー室は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない構造とすること。
- (イ) ボイラー室は、耐火構造とすること。
- (ウ) ボイラー室の開口部は、整備室、給油空地等に面する部分に設けないこと。
- エ コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する液化石油ガス(このエにおいて「LPG」という。)を圧縮機及び充填用ポンプを要しないバルク貯槽(貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。このエにおいて同じ。)で設置する場合は、次によること。(平成10年10月13日付け消防危第90号質疑)
- (ア) LPGバルク貯槽及び附属設備(以下このエにおいて「LPGバルク貯槽等」という。)は、給油空地等以外の場所に設置すること。
- (イ) LPGバルク貯槽は、地下に設置すること。ただし、専用タンク又は廃油タンク等の注入口から8メートル以上離れた位置に設置する場合は、LPGバルク貯槽を地上に設置することができるものとする。
- (ウ) LPGバルク貯槽等には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- (エ) LPGバルク貯槽等に係るガス配管は、自動車等が衝突するおそれのない場所及び(ア)の例により設置すること。
- (オ) LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外の場所で、かつ、専用タンク、廃油タンク等の注入口から8メートル以上離れた場所とすること。この場合において、当該停車位置を地盤面に明示すること。
- (カ) LPGタンクローリーからのLPGの受入れに係る安全対策について、予防規程に定めること。
- オ 携帯型電子機器を設ける場合は、次によること。
- (ア) 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は次のaからdまでに掲げるいずれかの規格に適合するものとするとともに、肩掛け紐付きカバー等の落下を防止するための措置が講じられたものであること。(平成30年8月20日付け消防危第154号通知)
- a 国際電気標準会議規格(IEC)60950-1
- b JIS C6950-1(情報技術機器-安全性-第1部:

一般要求事項)

c 国際電気標準会議規格 (I E C) 6 2 3 6 8 - 1

d J I S C 6 2 3 6 8 - 1 (オーディオ・ビデオ、情報及び
通信技術機器 - 第 1 部 : 安全性要求事項)

(イ) 給油取扱所には、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」
(平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け消防危第 4 3 号通知) 別添に基づき、
可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備又は固定注油設備の
管理区域 (非危険場所) 内に固定して設置する等可燃性の蒸気が流
入するおそれがない範囲で設置する場合に限り、電子決済方式用電
子機器 (交通系 I C カードなどの非接触型 I C カード、携帯電話等
の電子機器に表示した二次元バーコードの情報を読み取る機能を有
する電子決済方式用の電子機器をいう。以下同じ。) を設置するこ
とができるものとする。この場合において、顧客が所有する二次元
バーコードを表示した携帯電話などの電子機器の落下防止措置とし
て、電子決済方式用電子機器の近傍において、画面、音声等 (画面、
音声等の準備期間中における当該画面、音声等に替わるステッカー
を含む。) により当該電子機器が落下しないよう注意喚起を行うこ
と。(令和 3 年 2 月 2 2 日付け消防危第 2 0 号質疑)

(19) 建築物の周囲の空地において物品の販売その他の危則第 4 0 条の 3
の 6 第 1 項に定める業務を行う場合は、「給油取扱所における屋外での
物品の販売等の業務に係る運用について」(令和 2 年 3 月 2 7 日付け消
防危第 8 8 号通知)、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」
(令和 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡) 及び「危険物の規制に関する政令
等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」(令和 6 年 2 月 2 9 日
付け消防危第 4 0 号通知) により行うこと。

4 屋内給油取扱所については、次によること。

(1) 屋内給油取扱所を設置することができる建築物については、次によ
ること。

ア 屋内給油取扱所を設置することができる建築物であるか否かについ
ては、事務所等の診療室その他の給油取扱所以外の用途に供する部分
のうち主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められ
る部分は、当該主たる用途に供される部分に含まれると解した上で判
断すること。(平成元年 3 月 3 日付け消防危第 1 5 号通知)

イ 危則第 2 5 条の 7 の建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外
の部分については、次によること。

(ア) 危則第 2 5 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する事務所 (以下「本店
事務所等」という。) の用に供する部分を給油取扱所の用に供する
部分に含めるか給油取扱所の用に供する部分以外の部分に含めるか
については、設置許可又は変更許可の申請に係る申請者が選択する

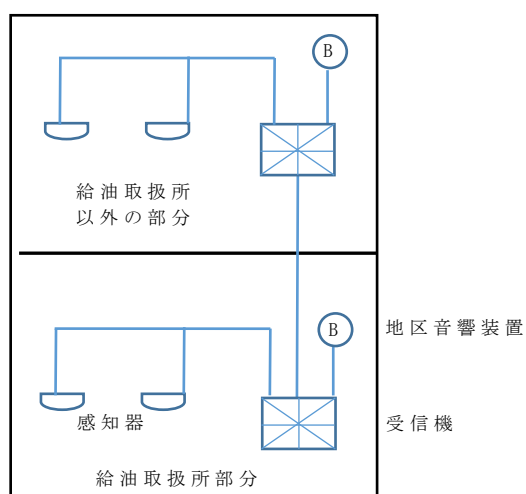
ことができるものとする。（平成元年 3 月 3 日付け消防危第 1 5 号通知）

(イ) 次の図に示すような場合は、斜線部分が危則第 2 5 条の 7 の建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に該当するものとする。（平成元年 5 月 1 0 日付け消防危第 4 4 号質疑）

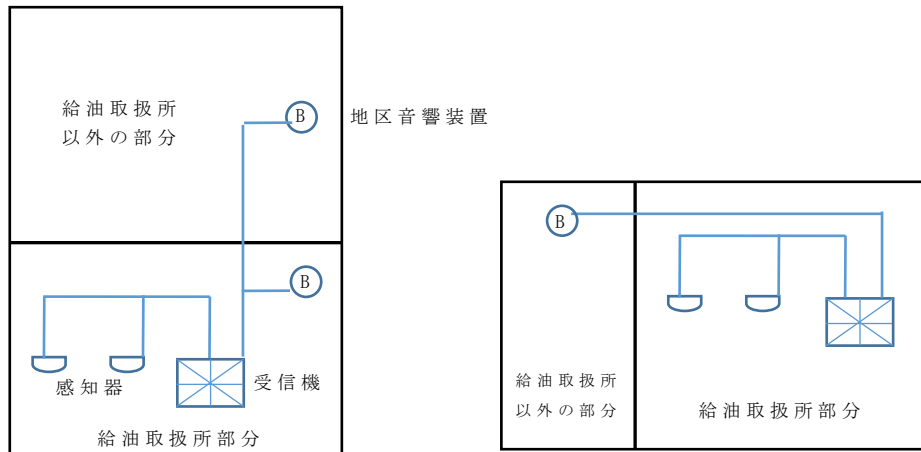


ウ 危則第 2 5 条の 7 に規定する自動火災報知設備を設置する場合は、次によること。（平成元年 5 月 1 0 日付け消防危第 4 4 号通知）

(ア) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、次の図のとおりとすること。この場合においては、屋内給油取扱所に設置されている自動火災報知設備の受信機を建築物の屋内給油取扱所以外の部分に設置されている受信機と接続し、地区音響装置を兼用することができるものとし、及び建築物の屋内給油取扱所以外の部分に設置されている受信機と屋内給油取扱所の受信機を兼用し、屋内給油取扱所に受信機を設けないことはできないものとする。



(イ) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、次の図のとおりとすること。



(2) 危令第17条第2項第3号の通気管については、次によること。

ア 通気管（その先端の部分を含む。）は、その立ち上がり部分が危令第17条第2項第9号に規定する通風及び避難のための空地内になく、かつ、避難上支障がない場合には、当該空地内に設置することができるものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

イ 危則第20条第5項の建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものと解するものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

ウ 通気管は、危則第25条の10第3号の屋根又は耐火性能を有するひさしを貫通して設けることができるものとする。この場合において、当該通気管が貫通する部分には、埋戻し等の措置を講ずること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(3) 危令第17条第2項第4号の危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備については、次によること。

ア 当該設備は、専用タンクの直上部又は注入管の途中（遠方注入口の付近を含む。）に設けること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

イ 当該設備は、次に掲げる機構を有するもの又はこれと同等以上の機能を有するものであること。

(ア) 専用タンクの容量以下に設定された量（以下このイにおいて「設定量」という。）の危険物が注入された場合に、タンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構（フロート式）（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(イ) 設定量の危険物が注入された場合に、液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

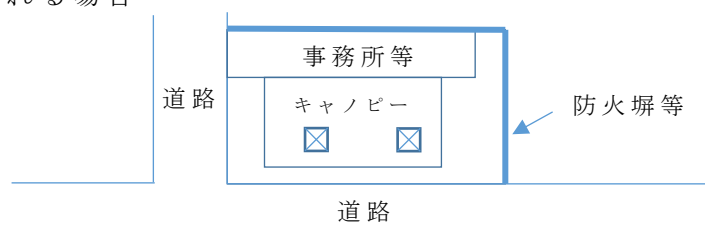
(4) 柱、はり等を耐火構造とした上屋の中に、給油取扱所の業務を行う

ための事務所等の用途に供する建築物を上屋の躯体と独立して設ける場合は、当該建築物の部分は、危令第17条第2項第5号の規定に適合しなければならない。（昭和62年9月9日付け消防危第91号質疑）

(5) 危令第17条第2項第9号に規定する建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方について、自動車等の出入りする側又は通風及び避難のための危則で定める空地に面するとともに、壁を設けないことについては、次によること。

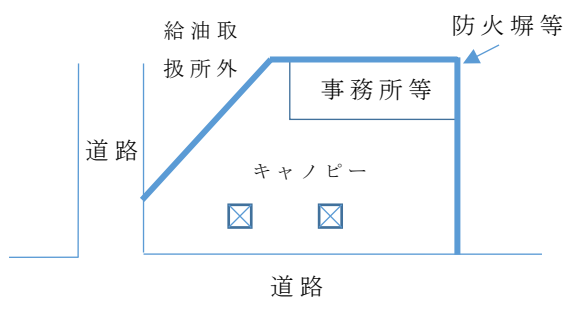
ア 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方について、自動車等の出入りする側に面するとともに、壁を設けていないと認められる場合及び認められない場合の例は、次図のとおりとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(ア) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方が、自動車等の出入りする側に面するとともに、壁を設けていないと認められる場合

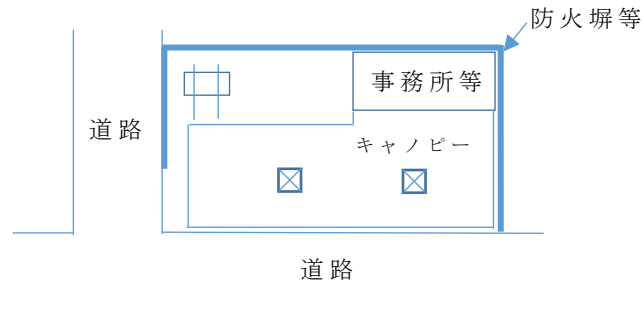


認められる場合の例

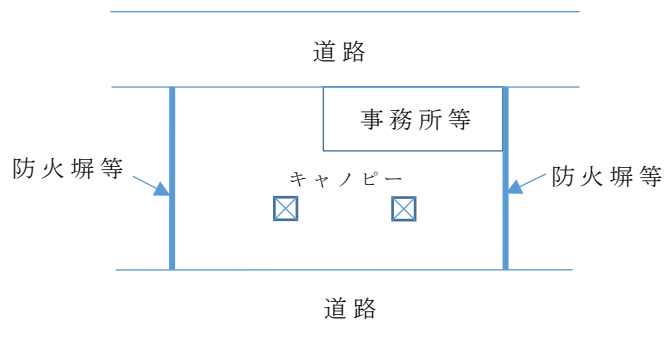
(イ) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方について、自動車等の出入りする側に面するとともに、壁を設けていないと認められない場合



認められない場合例1



認められない場合例 2



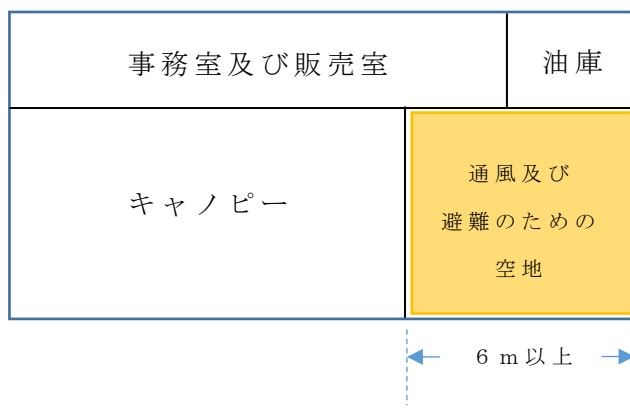
認められない場合例 3

- イ 危令第 17 条第 2 項第 9 号の通風及び避難のための総務省令で定める空地については、次によること。
- (ア) 危則第 25 条の 8 第 1 号の屋外の場所とは、上屋等一切の建築物が設けられていない場所をいうものとする。（平成元年 3 月 3 日付け消防危第 15 号通知）
 - (イ) 自動車等の出入りの用に供することはできないものとする。（平成元年 3 月 3 日付け消防危第 15 号通知）
 - (ウ) 物品を存置すること並びに駐車し、及び停車することはできないものとする。（平成元年 3 月 3 日付け消防危第 15 号通知）
 - (エ) 内部に段差を設けることその他避難上支障となる構造とすることはできないものとする。（平成元年 5 月 10 日付け消防危第 44 号質疑）
 - (オ) 漏れた危険物が浸透しないための舗装をせず、又はアスファルトによる舗装をすることができないものとする。この場合において、漏れいした危険物が当該空地に流入しないように当該空地と給油空地等との境界に排水溝を設ける等の措置を講ずること。（平成元年 5 月 10 日付け消防危第 44 号質疑）
 - (カ) 地盤面下に専用タンクを埋設することができないものとする。ただし、当該空地内で移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入

することはできないものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(キ) 当該空地に面する防火塀の上方又は側面に看板を設置することができるものとする。ただし、当該空地内に張り出した状態で看板を設置することはできないものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

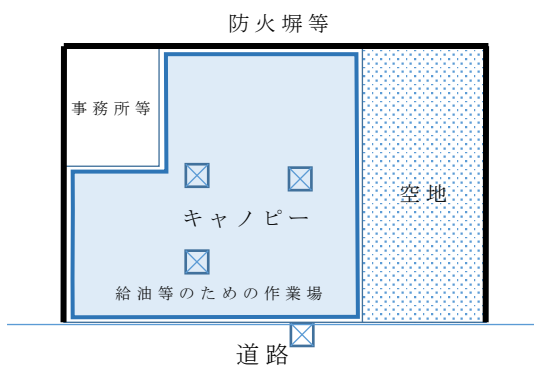
(ク) 次の図に示す位置に油庫が設けられている場合に、当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自動閉鎖のものであるときは、危令第23条の規定を適用し、危則第25条の8第2号の規定（当該空地の奥行に係る部分に限る。）を適用しないことができるものとする。（平成2年5月22日付け消防危第57号質疑）



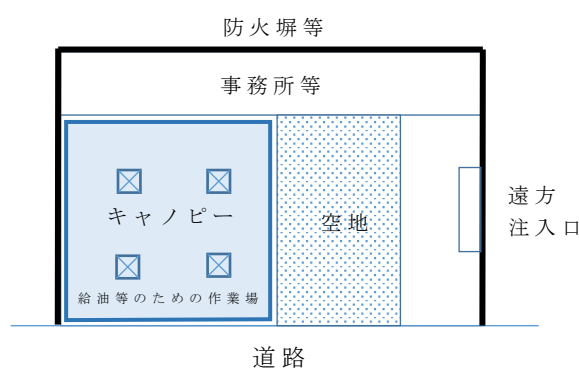
(ケ) 当該空地として認められる場合及び当該空地として認められない場合の例は、次によること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

a 当該空地として認められる場合の例は、次の図のとおりとする。

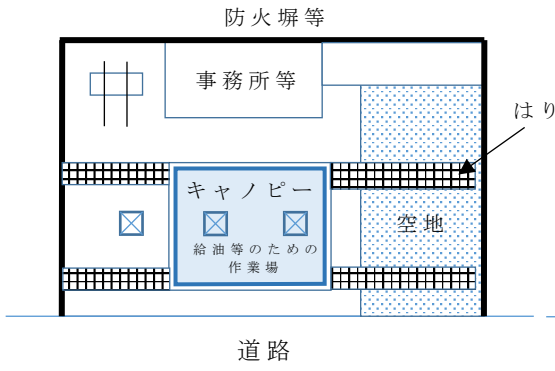
① 空地が事務所等と接していない場合



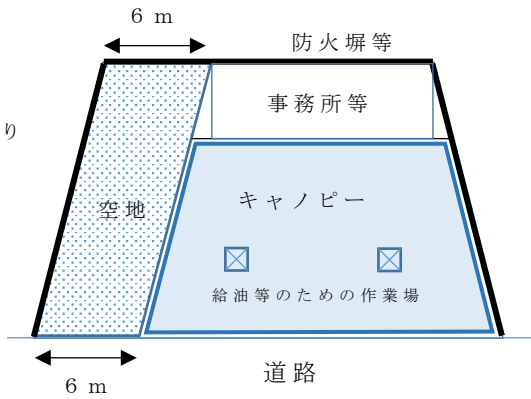
② 空地を給油取扱所の端にとらない場合



③ 空地の上方にはりがある場合

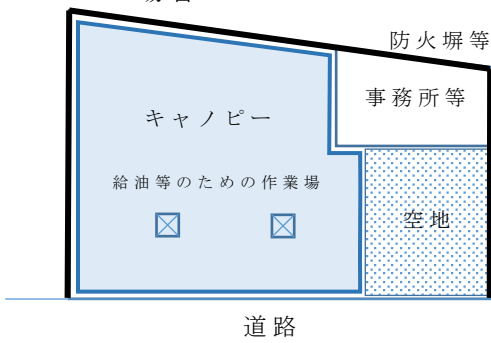


④ 空地进行を斜めにとる場合

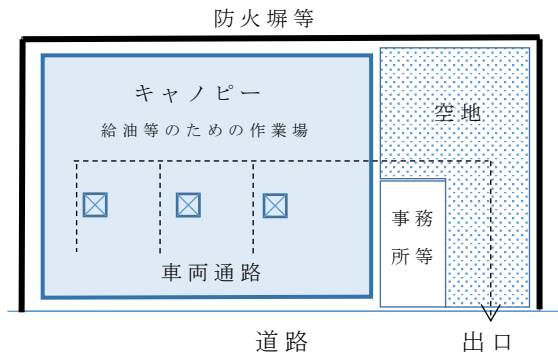


b 当該と認められない場合の例は、次の図のとおりとする。

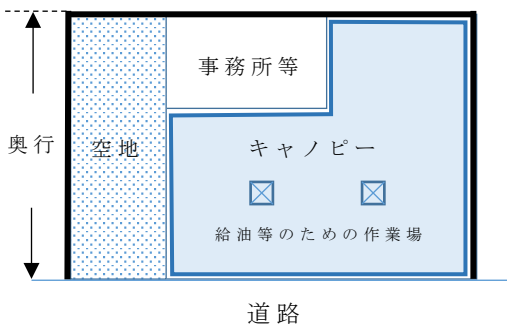
① 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の奥行に満たない場合



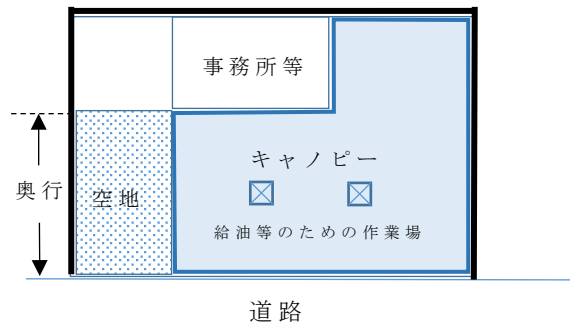
② 建築物の裏及び横に空地をとる場合



③ 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の奥行に満たない場合



④ 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の奥行に満たない場合

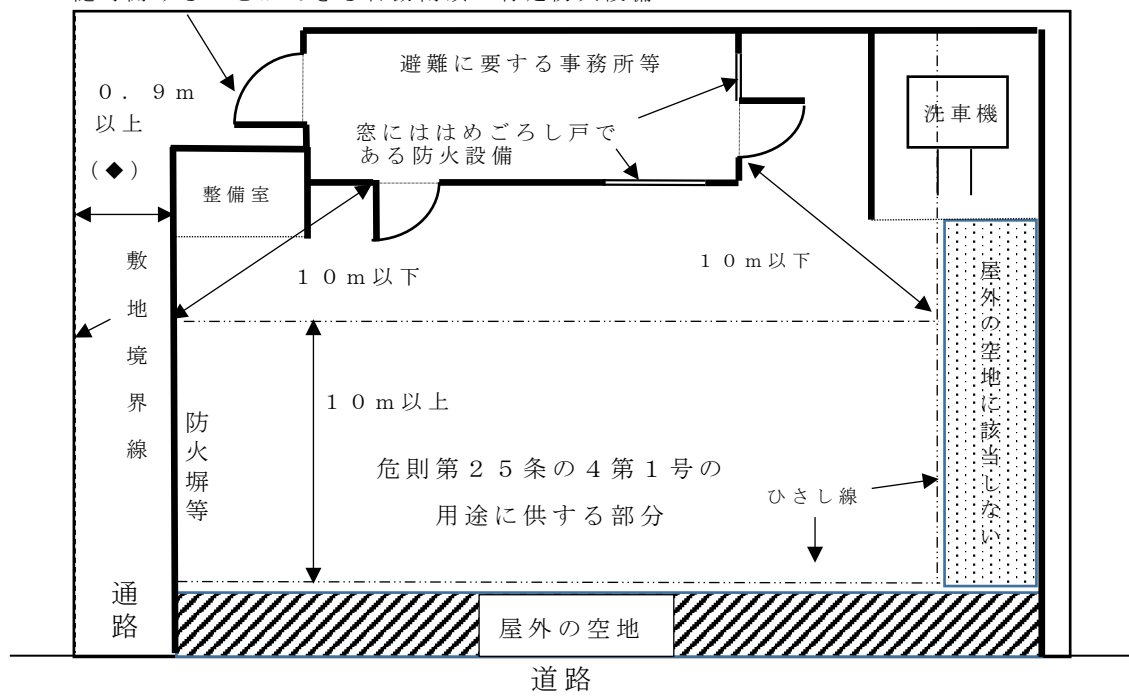


ウ 危令第17条第2項第9号ただし書の総務省令で定める措置については、次によること。

(ア) 危則第25条の9第1号イの給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口については、次によること。

- a 危則第25条の9第1号イの給油取扱所の敷地外に直接通ずるとは、給油取扱所以外の用途に供する部分を通ることなく直接避難できることをいうものと解するものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）
- b 避難口から直接通ずる給油取扱所の敷地外にある空地を第三者が所有する場合にあっては、当該空地は、常時確保された状態にあること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- c 避難口から直接通ずる給油取扱所の敷地外にある空地に第三者が所有する建築物があり、当該建築物を通らなければ安全な場所に避難することができない場合にあっては、当該建築物内が常時避難できる状態に維持されていること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- d 給油取扱所の建築物の危則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の各部分から10メートル以内の範囲にある防火塀に給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたものを含む。）を設けた場合は、危則第25条の9第1号の規定には適合しないことに留意すること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- e 避難口の設置数は、必要最小限の数とすること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- f 危則第25条の9第1号イの事務所等とは、危則第25条の4第1項第2号から第4号まで及び第6号の用途に供する部分をいうものと解するものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

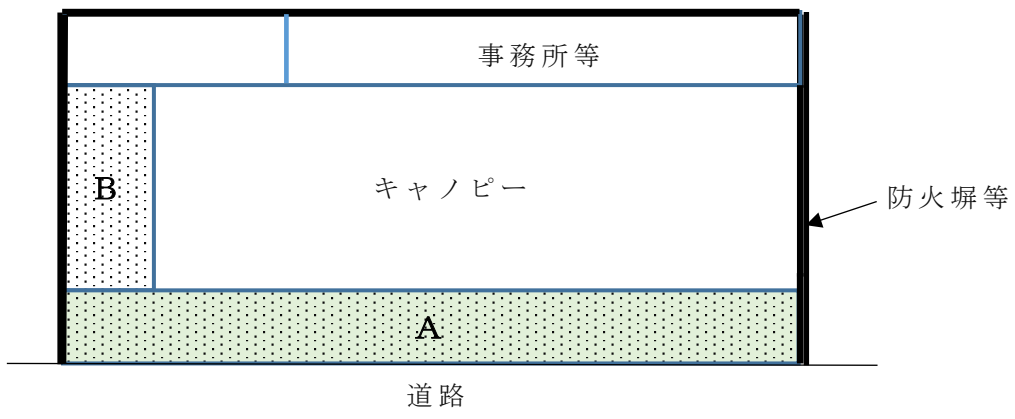


(イ) 危則第25条の9第1号口の自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所については、次によること。

a 危則第25条の9第1号口に規定する屋外の空地とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある一切の建築物が設けられていない場所をいうものと解するものとする。なお、当該建築物が直接道路境界線に接するときは、道路境界線をいうものと解するものとする。

(平成元年3月3日付け消防危第15号通知)

b 次の図において、Aの部分にあっては危則第25条の9第1号口の自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所として認められるが、Bの部分にあっては当該場所として認められないものとする。(平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)



(ウ) 危則第25条の9第2号のその他避難上支障のある場所とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口の付近等をいうものとする。(平成元年3月3日付け消防危第15号質疑)

(エ) 危則第25条の9第3号の可燃性の蒸気を回収する設備とは、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すベーパーリカバリ装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等をいうものとする。(平成元年3月3日付け消防危第15号通知)

(オ) 危則第25条の9第4号の可燃性の蒸気を検知する警報設備を設置する場合は、次によること。(平成元年3月3日付け消防危第15号通知、平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

a 危則第25条の9第4号に規定する危則第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたものとは、当該用途に供する部分で自動車等の出入口を除き床及び壁で区画され

たものをいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

- b 危則第25条の9第4号に規定する危則第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたものには、シャッターで区画された当該用途に供する部分を含むものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- c 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発下限界の4分の1以下の値であること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- d 警報設備は、防爆性能を有するものであること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- e 警報を発した後は、可燃性の蒸気の濃度に変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- f 警報設備は、床面からの高さがおおむね15センチメートル以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置に設置すること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- g 受信機は、事務所その他の常時従業員がいる場所に設置すること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- h 警報音は、事務所その他の常時従業員がいる場所において聞き取ることができるものであること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(カ) 危則第25条の9第5号の自動車等の衝突を防止するための措置とは、固定給油設備等を懸垂式のものとすること、固定給油設備等の周囲に地盤面からの高さがおおむね80センチメートル以上の防護柵等を設けること等をいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知、平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(6) 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、地階に通ずる階段等を事務所等の中に設けるとともに、可燃性の蒸気の地階への滞留を防止するための措置を講ずること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(7) 危令第17条第2項第11号に規定する建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がある給油取扱所については、次によること。

ア 危則第25条の10第1号の上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分とは、建築物内の出入口付近以外の場所であって、屋根の先端部から可能な限り離れた場所をいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

イ 危則第25条の10第1号に規定する延焼防止上有効な幅を有する

屋根と外壁との接続とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の出入口の幅以上で屋根が外壁と接続することをいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

ウ 危則第25条の10第2号に規定する危険物の漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する設備については、次によること。

（ア） 危険物の漏えい範囲を局限化するための設備については、次によること。

a 当該設備は、給油空地等以外の場所に設けること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

b 当該設備の設置範囲は、専用タンクの注入口及び危則第25条第2号に掲げるタンクの注入口並びに移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏れた危険物を他に拡大させない範囲とすること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

c 注入口付近の床に適当な傾斜を付け、かつ、当該床の周囲に排水溝を設けた場合は、当該設備を設けたものとして取り扱うことができるものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

（イ） 漏れた危険物を収容する設備については、次によること。

a 当該設備と専用タンク又は廃油タンク等を兼用することはできないものとする。

b 当該設備は、鋼製、FRP製又はコンクリート造の槽とするとともに、当該槽内に収容した危険物等を抜き出せる構造とすること。

エ 危則第25条の10第2号の可燃性の蒸気を検知する警報設備は、第5号ウ（オ）（a及びbを除く。）の規定の例により設けること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

オ 危則第25条の10第3号に規定する危則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部の上部に設ける屋根又はひさし（以下このオにおいて「ひさし等」という。）については、次によること。

（ア） 危則第25条の10第3号の耐火性能とは、30分以上の耐火性能をいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

（イ） 上階の外壁から水平距離1.5メートル以上張り出したひさし等を設けることが困難な場合は、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設けるとときに限り、危令第23条の規定を適用し、ひさし等の上階の外壁から張り出した水平距離を1メートル以上とすることができるものとする。なお、危令第23条の規定を適用しても、当該水平距離を1メートル未満とすることはできない

ものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知、平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5メートル以下ごとに1個設けること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3立方メートルを乗じて得た量以上の量となるよう設けること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

c ドレンチャー設備は、全てのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上の性能を有するものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

d ドレンチャー設備は、手動により起動する方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知用ヘッドとした自動起動方式を併用することができるものとする。

e 配管にあつては施行規則第12条第1項第6号の規定の例により、加圧送水装置にあつては同項第7号の規定の例により設けること。

f ドレンチャー設備には、予備動力源を設けること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(ウ) 屋内給油取扱所の上階に屋根のない貸駐車場を設ける場合は、建築物の危則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の上部に駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、危令第23条の規定を適用し、危則第25条の10第4号に定める措置を講じないことができるものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑、平成2年3月31日付け消防危第28号質疑）

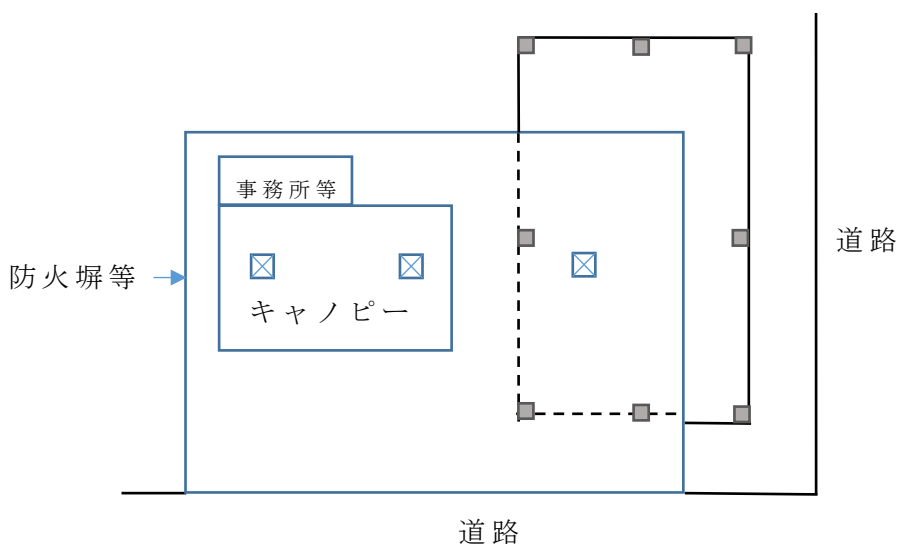
カ 危則第25条の10第4号に規定するひさし等の先端と上階の開口部までの間に保つ距離については、次によること。

(ア) 危則第25条の10第4号の上階の開口部とは、危則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の直上にある開口部をいうものと解するものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(イ) 前オ(イ)に規定する場合において、ひさし等の先端部にドレンチャー設備を設けたときの危則第25条の10第4号に規定する水平距離とは、危令第23条の規定を適用して1メートル以上としたひさし等の上階の外壁から張り出した水平距離をいうものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

(ウ) 危則第25条の10第4号口の延焼防止上有効な措置を講じた開口部とは、温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有する強化ガラス（JIS R 3206に定める強化ガラスをいう。）を用いたはめごろし戸を設けた開口部をいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

キ 次の図のように、平家建の建築物を有する屋外給油取扱所の給油空地に、1階をピロティーとし、敷地外から張り出した耐火構造の建築物を設けた場合に、危則第25条の6に規定する要件を満たすときは、1階ピロティーのうち給油取扱所の用に供する部分は、危令第17条第2項第11号に規定する建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有する場合に必要な措置を講じなければならないものとする。この場合において、事務所等及びキャノピーは、耐火構造としなければならない。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）



平面図

ク 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けることができるものとする。この場合において、当該貸駐車場の部分は、危令第17条第2項第11号に規定する建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部にある上階に該当するものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）

5 危令第17条第3項各号に掲げる給油取扱所については、次によること。

(1) 航空機給油取扱所については、次によること。

ア 危令第17条第3項第1号の航空機には、回転翼航空機を含むものとする。

- イ 危則第26条第3項第1号の2に規定する航空機に直接給油するための空地の範囲は、航空機を駐機する場所（エプロン）全体とすることができるものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- ウ 固定注油設備等に接続するタンク（航空機給油取扱所の敷地内の地盤面下に埋没して設ける専用タンクを除く。）を設置する場合は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所に屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所のタンクとして許可されたものを設置しなければならないことに留意すること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）
- エ 空港の場内の排水が直接空港の敷地内の貯水池に入り、他に流出することがない場合であっても、危則第26条第3項第3号ロ及びハに掲げる要件に適合する措置を講じなければならないものとする。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- オ 危則第26条第3項第3号ロただし書の漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合とは、航空機給油取扱所に危険物その他の液体の流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有している場合をいうものとする。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）
- カ 危則第26条第3項第4号（危則第26条の2第3項第4号及び第27条第3項第4号においてその例による場合を含む。）の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所については、次によること。
（ア） 固定給油設備には、専用タンクからの配管以外に、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクからの配管を接続することができるものであることに留意すること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）
（イ） 危則第26条第3項第4号ハに規定する地下式の固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置とは、当該ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、当該ポンプ機器を停止し、又はポンプの二次側配管を閉止することができる装置をいうものとする。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- キ 危則第26条第3項第6号ホに規定する給油ホース車のホース機器に設ける航空機と電氣的に接続するための導線については、次によること。（昭和48年3月12日付け消防予第45号通知（最終改正平成28年3月1日付け消防危第28号通知））
（ア） 当該導線は、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除

去する装置を兼ねることができるものとする。

(イ) 当該導線は、合成樹脂等の絶縁材料で被覆したものとし、先端に航空機と接続できるクリップ、プラグ等を取り付けたものであること。

(ウ) 当該導線は、巻取り装置等に収納されるものであること。

ク 建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所については、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（平成27年12月8日付け消防危第268号通知）によること。

(2) 船舶給油取扱所については、次によること。

ア 危令第17条第3項第2号の船舶には、ジェットスキー及び推進機関として船外機を使用するものを含むものとする。

イ 固定注油設備等に接続するタンク（船舶給油取扱所の敷地内の地盤面下に埋没して設ける専用タンクを除く。）を設置する場合は、船舶給油取扱所の敷地以外の場所に屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所のタンクとして許可されたものを設置しなければならないことに留意すること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

ウ 危則第26条の2第3項第3号の2の危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（以下「応急回収設備」という。）については、次によること。

(ア) 応急回収設備は、油吸着材とすること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知）

(イ) 保有する油吸着材の量は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める量の油を吸着できるものであること。なお、専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクが複数ある場合に保有する油吸着材の量は、これらのタンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量に応じた量とすること。（平成元年3月3日付け消防危第15号通知、平成元年12月21日付け消防危第114号質疑、平成20年5月22日付け消防危第264号通知）

専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクの容量の区分	30kl未満のもの	30kl以上1,000kl未満のもの	1,000kl以上のもの
吸着できる油の量	0.3kl以上	1kl以上	3kl以上

(ウ) 次の表に示す量の油吸着材を保有する場合は、前(イ)の表に掲げる区分に応じた量の油を吸着できる量の吸着剤を保有しているものとみなすことができるものとする。(平成20年5月22日付け消防危第264号通知)

専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクの容量の区分	30kl未満のもの	30kl以上 1,000kl未満のもの	1,000kl以上のもの
油吸着材の量	30kg以上	100kg以上	300kg以上

(エ) 油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第52号(昭和59年2月1日)に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。(平成20年5月22日付け消防危第264号通知)

エ 危則第26条の2第3項第3号に規定する漏れた危険物その他の液体が流出しないように講ずる措置としての油吸着材と応急回収設備としての油吸着材は、兼用することができるものとする。(平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

オ 危則第26条の2第3項第6号の給油タンク車が転落しないようにするための措置とは、車輪止め、柵、囲い等を設けることをいうものとする。(平成18年4月25日付け消防危第106号通知)

(3) 鉄道給油取扱所については、次によること。

ア 危則第27条第3項第1号の2の鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するための空地は、給油を受ける1両分の当該車両がはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

イ 固定注油設備等に接続するタンク(鉄道給油取扱所の敷地内の地盤面下に埋没して設ける専用タンクを除く。)を設置する場合は、鉄道給油取扱所の敷地以外の場所に屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所のタンクとして許可されたものを設置しなければならないことに留意すること。(平成元年3月3日付け消防危第

15号通知)

- (4) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成10年3月11日付け消防危第22号通知、平成29年1月26日付け消防危第31号通知)によること。
- (5) 危令第17条第3項第5号の電気を動力源とする自動車等に水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成24年12月18日付け消防危第263号通知、平成27年6月5日付け消防危第123号通知、令和元年8月27日付け消防危第118号通知、令和3年3月30日付け消防危第52号通知)及び「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」(平成24年5月23日付け消防危第140号通知、平成24年12月18日付け消防危第263号通知)によること。
- (6) 危令第17条第3項第6号の総務省令で定める自家用の給油取扱所(以下「自家用給油取扱所」という。)については、次によること。
- ア 自家用給油取扱所においては、次に掲げる危険物の取扱いを行うことができるものとする。
- (ア) 自家用給油取扱所の設置者が所有し、管理し、又は占有するレンタカーへの給油(昭和55年11月14日付け消防危第137号質疑)
- (イ) 自家用給油取扱所の設置者であるトラック運送事業協同組合の組合員が所有し、管理し、又は占有するトラックへの給油(昭和58年11月7日付け消防危第106号質疑)
- イ 一般国道、県道、市道等に接しない位置に設置した自家用給油取扱所における自動車等の出入りする側は、危則第1条第1号ニに規定する一般交通の用に供する幅員4メートル以上の道で自動車の通行が可能なものに接すること。この場合においては、当該自家用給油取扱所の敷地と当該道との境界線を道路境界線とみなすものとする。
- ウ 自家用給油取扱所には、鍵を操作することにより運転を開始し、又は停止する固定給油設備等を設置することができるものとする。
- エ 次に掲げる基準に適合する場合は、危令第23条の規定を適用し、危令第17条第1項第7号(ただし書を除く。)、第8号イ及び第9号の規定によらず、自家用給油取扱所の敷地外に設置した屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクと当該自家用給油取扱所の固定給油設備とを接続することができるものとする。(平成27年4月24日付け消防危第91号質疑)
- (ア) 屋外タンク貯蔵所については、次によること。
- a 屋外貯蔵タンクの構造については、次によること。

- (a) 屋外貯蔵タンク及び附帯設備にあつては、大気に直接接触する必要があるものを除き、次に掲げる基準に適合する断熱材で被覆すること。
 - i 材料は、ポリスチレンフォームとすること。
 - ii 厚さは、7.5ミリメートル以上のものとする。
- (b) 前(a)の断熱材の外側は、鋼製タンク破損時の危険物の漏えい検知及び漏えいした危険物の外部への流出防止のため、屋外貯蔵タンクの底面から上面に向けて、次に掲げる基準に適合する継ぎ目のないシートで被覆すること。
 - i 材料は、ポリエチレンシートとすること。
 - ii 厚さは、0.76ミリメートル以上のものとする。
 - iii J I S K 7114 プラスチック - 液体薬品への浸せき効果を求める試験方法に規定する試験を30日間行い、漏えいしない性能を有するものとする。
- (c) 前(b)のシートの外側は、火災時における被害の防止のため、次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートで被覆すること。
 - i 鉄筋の材料は、J I S G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼に規定されるSD295Aに適合するもので、直径が13ミリメートル以上のものとする。
 - ii コンクリートの材料は、J I S A 5308 レディーミクストコンクリートに適合するものとする。
 - iii 厚さは、15センチメートル以上のものとする。
- (d) 屋外貯蔵タンクについては、次によること。
 - i 材料は、J I S G 3101 一般構造用圧延鋼材に規定される一般構造用圧延鋼材のうちSS400に適合するものとする。
 - ii 厚さは、4.5ミリメートル以上のものとする。
 - iii 外面には、J I S K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイントの1種に適合する外面塗装材でさび止めのための塗装を行うこと。
 - iv 容量は、40キロリットル程度以下とすること。
- b 屋外貯蔵タンクに貯蔵することができる危険物は、灯油、軽油及び重油とすること。
- c 通気管、注入管、払出ノズルに取り付けられる払出管等については、次によること。
 - (a) 材料は、J I S G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管に規定されるSUS 304TP又はJ I S G 3454 圧力配管用炭素鋼鋼管に規定されるSTPG 370（放爆口兼

- マンホールに係る部分を除く。)に適合するものとする。
- (b) フランジ材料は、J I S B 2 2 2 0 鋼製管フランジに規定する溶接式フランジに適合するものとする。
- d 屋外貯蔵タンクに設置する附帯設備については、次によること。
- (a) 次に掲げる設備については、屋外貯蔵タンクの上面に設置すること。
- i 危令第 1 1 条第 1 項第 8 号の規定に基づき設置する通気管
 - ii 危令第 1 1 条第 1 項第 9 号の規定に基づき設置する液面計
 - iii 危令第 1 1 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき設置する注入管
 - iv 危令第 1 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき設置する払出管を屋外貯蔵タンクに接続するためのノズル
 - v 危令第 1 1 条第 1 項第 1 4 号の規定に基づき設置する避雷設備である接地ピース
 - vi 屋外貯蔵タンクの底部に蓄積した水分を取り除くためのハンドポンプを設置するための水抜管ノズル
 - vii 屋外貯蔵タンクの内圧が異常に上昇した際に緊急的に減圧するための緊急排気弁(安全装置)
- (b) 移動タンク貯蔵所から屋外貯蔵タンクへの荷卸しに際して、危険物が過剰に注入されることを防止するための過剰注入防止弁を設けるとともに、危険物注入時のこぼれや過剰注入防止弁が作動した場合のあふれに対応するためのあふれ防止槽を屋外貯蔵タンク上面に設置すること。
- (c) 屋外貯蔵タンク底部と a (b) のシートの間隙に、屋外貯蔵タンク内部の危険物が漏えいした場合に、当該危険物の漏れを検知できるよう、漏えい検知管を設置すること。
- (d) 屋外貯蔵タンク内部の圧力が一定値(0.068メガパスカル以上0.086メガパスカル以下)に上昇した段階で蓋が開放し、内部のガス又は蒸気を上部に放出できるよう、放爆口を兼ねたマンホールを屋外貯蔵タンク上面に設置すること。この場合において、当該マンホールは、次に掲げる基準に適合するものとする。
- i マンホールの内径は、500ミリメートル以上とすること。
 - ii マンホールの蓋の固定ボルトについては、次によること。
 - (i) 爆発が起こった際に破断するボルトにあっては、J I S G 4 3 0 3 ステンレス鋼棒に規定される S U S 3 0 4 に適合するステンレス鋼棒とすること。
 - (ii) 爆発が起こった際に破断せず回転するボルトにあっては、J I S B 1 1 8 6 摩擦接合用高力六角ボルト・六

角ナット・平座金のセットに規定されるねじの呼びM16に適合するものとする。

- e 配管等から危険物が漏えいした場合に、サイフォン効果により屋外貯蔵タンクに貯蔵する危険物が配管を通じて漏えいすることを防ぐために、屋外貯蔵タンクの直近に弁を設置すること。
- f 屋外タンク貯蔵所は、危令第11条第1項第1号から第3号まで、第4号、第7号の2から第11号まで及び第12号から第14号まで並びに同条第6項並びに同条7項の規定を満たすこと。
- g 屋外タンク貯蔵所の配管（屋外貯蔵タンクの直近等施工上地上に出る部分を除く。）は、蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置すること。（◆）

(イ) 自家用給油取扱所については、次によること。

- a 自家用給油取扱所の配管は、地下に埋設すること。（◆）
- b 配管を地下に埋設した場合は、配管が適切に点検できるように点検口及び点検に必要な弁を設けること。

(ウ) 屋外貯蔵タンクと固定給油設備を接続する配管について、地下から地上又は地下ピットに出る箇所、屋外貯蔵タンク直近の箇所その他地震動等により大きな変位の生じるおそれのある箇所には、可とう管継手を設置すること。

(エ) 屋外貯蔵タンクは、自家用給油取扱所以外の施設に危険物を供給しないこと。

(オ) 自家用給油取扱所及び屋外タンク貯蔵所の一体的な維持管理（定期点検を含む。）を行うこと。

オ ダム工事現場、大規模な土地造成場所、土砂採取場等においてブルドーザー、パワーシャベルその他の工事現場で使用する重機に給油する自家用給油取扱所を設置する場合は、火災予防上支障がなく、かつ、次に掲げる要件に適合するときに限り、危令第23条の規定を適用し、危令第17条第1項に係る規定のうち危則第28条第3項において適用しないこととされる規定以外の規定（危令第17条第1項第6号に係るものを除く。）を適用しないことができるものとする。（昭和48年11月6日付け消防予第146号質疑、昭和56年9月25日付け消防危第120号質疑、昭和57年5月7日付け消防危第56号質疑）

(ア) 給油取扱所の使用期間は、工事期間中に限るものとする。

(イ) 給油取扱所において取り扱う危険物は、軽油、灯油、重油又は潤滑油とすること。

(ウ) 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）には、柵等を設けて明確に区画すること。

(エ) 給油取扱所には、第4類の危険物の消火に適応する第4種及び

第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

(オ) 給油設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 給油設備を備えた車両は、車両法第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

b 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

c 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備に関する基準に適合するものであること。ただし、潤滑油のみを収納するタンクにあっては、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に造られ、かつ、当該タンクの外面にさび止めのための塗装をすることをもって足りるものとする。

d 危険物を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

e 給油のための装置は、危険物が漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、当該装置には、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

f 給油のための装置のエンジン（以下このf及びgにおいて「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間にそれぞれ0.5メートル以上の間隔を保つこと。

g エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

h 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

6 危令第17条第4項の第4類の危険物のうちメタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う給油取扱所については、次によること。

(1) メタノール又はこれを含むものを取り扱う給油取扱所については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」（平成6年3月25日付け消防危第28号通知）によること。

(2) エタノール又はこれを含むものを取り扱う給油取扱所については、次によること。

ア 危令第17条第4項に規定するエタノールを含むもの（以下「エタノールを含むもの」という。）とは、エタノールを含む第4類の危険物の総称をいうものとする。なお、エタノールを3パーセント含むガソリン（E3）は、エタノールを含むものに含まれるが、バイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、エタ

ノールを含有するものには含まれないと解するものとする。（平成24年1月11日付け消防危第2号通知）

イ エタノールを含有するもののうち、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に規定する規格に適合し、販売されるものについては、同法において揮発油と位置付けられるが、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、危令第17条第4項に規定する給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものとする。（平成24年1月11日付け消防危第2号通知）

ウ エタノールを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」（平成24年1月11日付け消防危第2号通知）第2第1項の規定の例によること。

エ エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」（平成24年1月11日付け消防危第2号通知）第2第2項第2号から第4号までの規定の例によること。

7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。

(1) 危則第28条の2の4の自動車には、自動二輪車を含むものと解するものとする。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

(2) 給油取扱所（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を含む。）では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入させることはできないことに留意すること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

(3) 危則第28条の2の5第1号に規定する事項の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の文字の記載、これらの文字を記載した看板の掲示等とすることができるものとする。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

(4) 顧客用固定給油設備の構造及び設備の基準については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

ア 危則第28条の2の5第2号ロの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルについては、次によること。

(ア) 危則第28条の2の5第2号ロ(1)の給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造とは、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造、給油ノズルの手動開閉装

置が閉鎖していなければポンプを起動することができない構造等をいうものとする。

(イ) 危則第28条の2の5第2号ロ(2)の給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造とは、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等をいうものとする。

(ウ) 危則第28条の2の5第2号ロ(3)に規定する引火点が40度未満の危険物を取り扱うホース機器に設ける自動車等の燃料タンクに給油するとき放出される可燃性の蒸気を回収する装置とは、給油ノズルに附帯する配管から吸引した可燃性蒸気を専用タンクの気層部に回収し、燃焼させ、又は高所に放出することができる構造を有する装置（当該可燃性蒸気を燃焼させ、又は高所に放出することができる構造を有するものにあつては、火災予防上適切な位置に設けられ、かつ、火災予防上適切な構造を有するものに限る。）をいうものとする。

イ 危則第28条の2の5第2号ニに規定する自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造については、次によること。

(ア) 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルにあつては、当該装置により設定することができる全ての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。

(イ) 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えない給油ノズルにあつては、毎分15リットル程度（軽油専用のノズル（吐出量が毎分60リットルを超えるものに限る。）にあつては、毎分25リットル程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

(ウ) 給油が自動的に停止した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造であること。

ウ 危則第28条の2の5第2号ホに規定する給油ホースに著しい引張力が加わったときに給油ホースが安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造については、次によること。

(ア) 当該構造の例として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラー（通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差したまま自動車等が発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものに限る。）を設置するものがある。

- (イ) 前(ア)の緊急離脱カプラーを効果的に機能させるため、顧客用固定給油設備が堅固に固定されていること。この場合において、離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する顧客用固定給油設備の慣性力よりも大きいため、当該慣性力だけでなく、当該引張力も考慮して、顧客用固定給油設備を固定すること。
- エ 危則第28条の2の5第2号へのガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造については、次によること。
- (ア) ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造とは、次に掲げる構造等をいうものとする。
- a 給油ノズルに設けられた装置等により、自動車等の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定して、ガソリンと軽油の別を判定し、判定した油種が給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造（コンタミ防止装置のことをいう。）
- b 監視者が顧客の要請をインターフォン等を用いて確認し、制御卓で油種を決定すること、顧客が自ら顧客用固定給油設備で油種を設定すること等により、顧客が要請した油種の給油ポンプのみを起動させ、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造（油種別ポンプ起動）
- (イ) ガソリン又は軽油のいずれかのみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあっては、当該構造を有しているものとして取り扱うことができるものとする。
- オ 危則第28条の2の5第2号トに規定する1回の連続した給油量及び給油時間の上限の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更されるものとし、及び顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。
- カ 危則第28条の2の5第2号チの地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造とは、震度階級「5強」以上の衝撃又は震動を感知した場合に感震器（顧客用固定給油設備又は事務所に設置するものに限る。）が作動し、当該危険物の供給を自動的に停止する構造をいうものとする。
- (5) 顧客用固定注油設備の構造及び設備の基準については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）
- ア 危則第28条の2の5第3号ロに規定する容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造については、次によること。
- (ア) 毎分15リットル程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。
- (イ) 注油が自動的に停止した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ注油を開始することができない構造であること。

と。

イ 危則第 28 条の 2 の 5 第 3 号ハに規定する 1 回の連続した注油量及び注油時間の上限の設定は、前号オの規定の例によること。

ウ 危則第 28 条の 2 の 5 第 3 号ニの地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造については、前号カの規定の例によること。この場合において、前号カ中「顧客用固定給油設備」とあるのは、「顧客用固定注油設備」と読み替えるものとする。

(6) 危則第 28 条の 2 の 5 第 4 号に規定する固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクに講ずる措置については、次によること。

ア 危則第 28 条の 2 の 5 第 4 号の固定給油設備には顧客用固定給油設備を、同号の固定注油設備には顧客用固定注油設備を含むものであることに留意すること。(平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号通知)

イ 危則第 28 条の 2 の 5 第 4 号イの自動車等の衝突を防止するための措置については、次によること。

(ア) 金属製ガードポールを設置する場合は、次によること。

a 金属製ガードポールは、自動車等が衝突した場合に運転者に衝突を覚知させ、早期の制動を促すものであるため、強度等について検討することを要しないものとする。

b 金属製ガードポールと固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクとの間には、自動車等が衝突した場合に当該固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクに損傷を与えない距離を保つこと。この場合において、当該当該固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクは、必ずしもアイランド上に設置する必要はないものとする。(平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号通知)

(イ) アイランドを設置する場合は、次によること。

a アイランドの強度等については、前(ア) a の規定の例によること。

b アイランドは、高さ 15 センチメートル以上のコンクリート造とすること。(平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号通知)

c アイランドは、自動車等の前進、後退時等に固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクから突出しているホース機器等に接触しない幅を有すること。

d 自動車等の車輪がアイランドの端に接触した場合に、当該自動車等が固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクに衝突しないよう、アイランドの端から固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクまでの間に 80 センチメートル程度の距離(奥行)を保つこと。

ウ 危則第28条の2の5第4号ロに規定する固定給油設備又は固定注油設備が転倒した場合において当該固定給油設備又は固定給油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

(ア) 立ち上がり配管遮断弁を設置する場合は、次によること。

a 立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に、ぜい弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする。

b 立ち上がり配管遮断弁は、自動車等の衝突等の応力がぜい弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

(イ) 逆止弁を設置する場合は、次によること。

a 逆止弁は、固定給油設備等の転倒時に機能する構造のものとする。

b 逆止弁は、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置すること。

(7) 危則第28条の2の5第5号に規定する固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺に表示する事項については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知、平成24年3月30日付け消防危第91号通知）

ア 危則第28条の2の5第5号イに規定する事項の表示については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

(ア) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備に係る表示の方法は、顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の文字の記載、これらの文字を記載した看板の掲示等とすることができるものとする。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

(イ) 自動車等の停止位置にあつては長さ5メートル、幅2メートル程度の枠を、容器の置き場所にあつては2メートル四方面程度の枠を、地盤面等に塗料で明示その他容易に消えない方法により表示すること。

イ 危則第28条の2の5第5号ロに規定する事項の表示については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知、平成24年3月30日付け消防危第91号通知）

(ア) ホース機器等の使用方法の表示については、次によること。

a 当該表示には、給油開始から終了までの一連のホース機器等の

操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」その他の保安上必要な事項を併せて記載すること。

b 懸垂式の固定給油設備等にあつては、当該固定給油設備等の近傍の壁面等に表示すること。

(イ) 危険物の品目の表示については、次によること。

a 危則第28条の2の5第5号口の給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備には、給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等の設備の部分を含むものとする。なお、同号口の文字及び地並びに給油ホースその他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであることに留意すること。

b エンジン清浄剤等を添加した軽油を、軽油とは別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときは、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いることができるものとする。

ウ 危則第28条の2の5第5号ハに規定する事項の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の文字の記載、これらの文字を記載した看板の掲示等とすることができるものとする。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

(8) 危則第28条の2の5第6号に規定する顧客自らによる給油作業又は容器への詰め替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備については、次によること。

ア 危則第28条の2の5第6号イの全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置とは、給油される自動車等の不在時において、当該顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を目視できる位置をいうものとする。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

イ 危則第28条の2の5第6号ロの制御卓における視認を常時可能とするための監視設備とは、必要な時点において顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の使用状況を即座に映し出すことができるモニターカメラ及びディスプレイ等をいうものとする。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

ウ 危則第28条の2の5第6号ハのそれぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置には、給油等の許可のためのスイッチ及び当該許可を解除するためのスイッチ並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の状態の表示装置を必要とするものとする。この場合

において、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種を設定する構造のものにあつては、油種を設定するためのスイッチを併せて設置すること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

エ 危則第28条の2の5第6号ニの火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁その他の給油空地等にいる従業員等が速やかに操作することができる箇所をいうものとする。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

オ 危則第28条の2の5第6号ホの顧客と容易に会話することができる装置及び給油取扱所内の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器については、次によること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

（ア） 顧客と容易に会話することができる装置とは、顧客側の端末が顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の近傍（懸垂式のものにあつては、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の近傍の壁面等）に設置されているインターフォン等をいうものとする。

（イ） 放送機器の機能を有する有線放送設備（有線放送よりも顧客に対する指示の放送が優先されるものに限る。）を給油取扱所内の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器として用いることができるものとする。（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）

カ 危令第20条第1項第1号の規定により引火点が40度未満の危険物で、顧客が自ら取り扱うものを包含するように第3種の固定式の泡消火設備を設ける場合において、当該泡消火設備として泡告示第18条第1項のパッケージ型固定泡消火設備を用いるときは、当該パッケージ型固定泡消火設備の起動装置の起動スイッチは、透明な蓋で覆うことその他の不用意に操作されないための措置が講じられたものであるとともに、火災時に速やかに操作することができるものであること。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

キ 制御卓が制御する顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備を分担することにより、複数の制御卓を設置することができるものとする。ただし、この場合においては、設置する全ての制御卓に全ての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けなければならないものとする。（平成10年3月13日付け消防危第25号通知）

ク 情報提供型AIシステムを導入する場合は、ガイドライン

(Ver.1)に基づき、給油を行う顧客及び給油の対象となる車両を監視できるようAIシステムによる監視の対象となる給油レーンに停車枠を捉えることができるカメラを設置すること。(令和5年5月15日付け消防危第124号通知)(◆)

(9) 危則第28条の2の5第7号の顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合は、次によること。(令和2年3月27日付け消防危第87号通知)

ア 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、当該制御機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置して設定すること。

イ 可搬式の制御機器に設ける制御装置によるそれぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を停止する機能並びに全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止する機能は、前アの給油許可を行うことができる場所、給油空地等及びその周辺の屋外において、火災その他の災害に際して速やかに発揮されるものであること。

(10) レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等は、危則第28条の2の7第1項に規定する危則第28条の2の4の給油取扱所(危則第28条第1項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。)に該当するものとする。(平成10年3月13日付け消防危第25号通知)

第2 販売取扱所

1 販売取扱所の用に供する部分と他の部分との隔壁には、危険物の取扱いに必要と認められる場合に限り、次に掲げる基準に適合する監視用の窓を設けることができるものとする。(昭和51年7月12日付け消防危第23-3号質疑)(◆)

ア 窓の大きさは、必要最小限のものとする。

イ 窓は、防火設備ではめごろし窓であるもの(網入りガラスを用いたものに限る。)とする。

ウ 窓には、シャッター(特定防火設備であるものに限る。)を設けること。

エ 前ウのシャッターには、温度ヒューズを設けること。

2 危令第18条第2項の第2種販売取扱所については、次によること。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合する場合は、危令第18条第2項第2号の上階への延焼を防止するための措置を講じたものとして取り扱うことができるものとする。

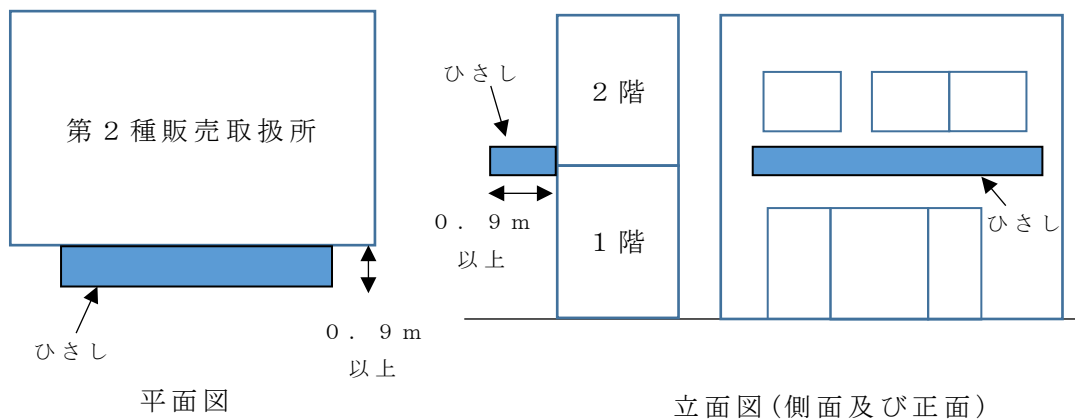
ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合すること。(昭和48年8月

2日付け消防予第121号質疑

(ア) 建築物の販売取扱所の用に供する部分の上階の外壁は、準耐火構造（危令第18条第1項第3号の準耐火構造をいう。）とすること。

(イ) 2階部分の開口部（建築物の販売取扱所の用に供する部分の開口部が存する外壁面に存するものに限る。）にはめぐろしの防火設備が設けられていること。

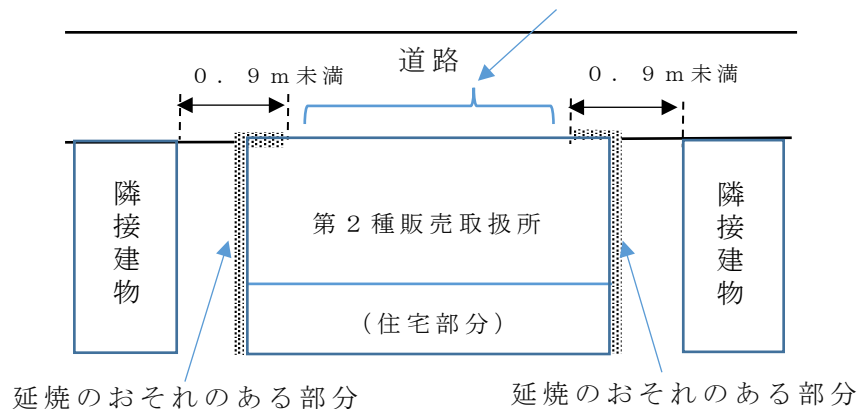
イ 建築物の販売取扱所の用に供する部分の開口部（外壁に存するものに限る。）と当該開口部が存する外壁面に存する2階部分の開口部との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさし（突き出しの長さを0.9メートル以上としたものに限る。）を設けること。（昭和46年7月27日付け消防予第106号通知）



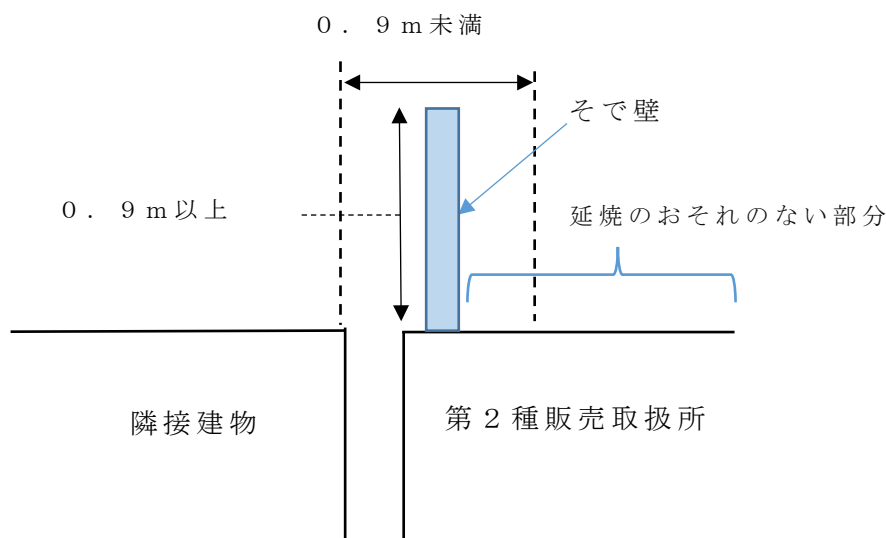
上階への延焼を防止するための措置（例）

(2) 危令第18条第2項第3号の延焼のおそれのない部分については、次によること。

ア 側方に近接する建築物との間隔が0.9メートル以上である販売取扱所の部分（建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分（道路中心線に係るものに限る。）であるものを除く。）は、危令第18条第2項第3号の延焼のおそれのない部分として取り扱うことができるものとする。（昭和46年7月27日付け消防予第106号通知）



イ 側方に近接する建築物との間隔が0.9メートル未満である販売取扱所の部分（建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分（道路中心線に係るものに限る。）以外の部分で、かつ、当該建築物に面する部分以外の部分に限る。）に、耐火構造のそで壁（突き出しの長さが0.9メートル以上であり、かつ、屋根（販売取扱所の用に供する部分に上階がある場合は、当該部分の上階の床）に達する高さを有するものに限る。）を設ける等の措置を講じた場合は、当該部分のうち、当該措置を講じた部分より販売取扱所の用に供する部分側にあるものを危令第18条第2項第3号の延焼のおそれのない部分として取り扱うことができるものとする。（昭和48年8月2日付け消防予第121号質疑）

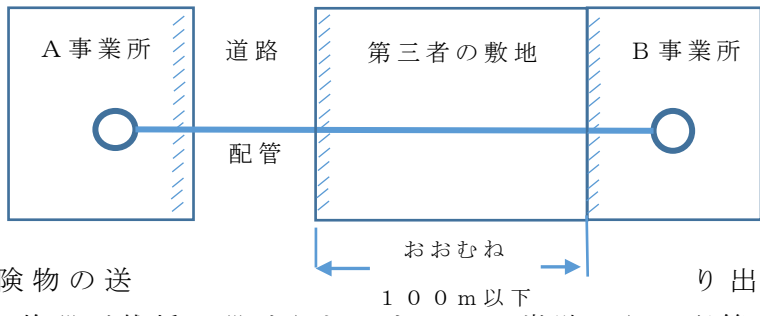
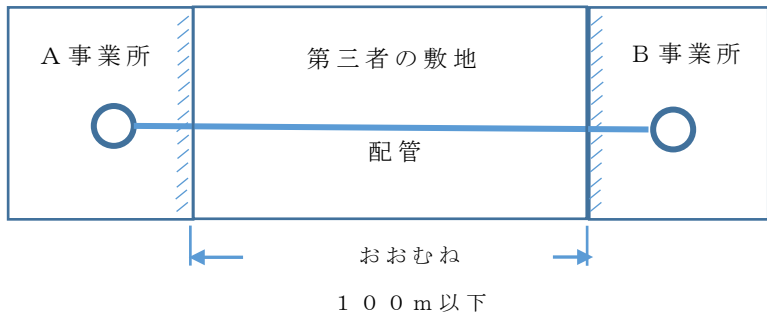
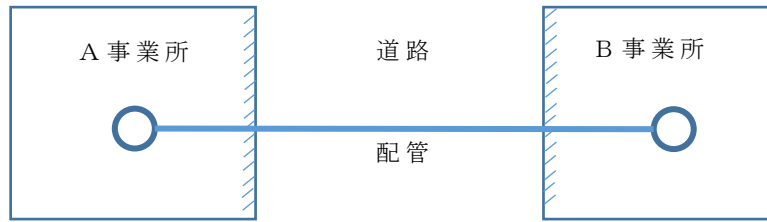


第3 移送取扱所

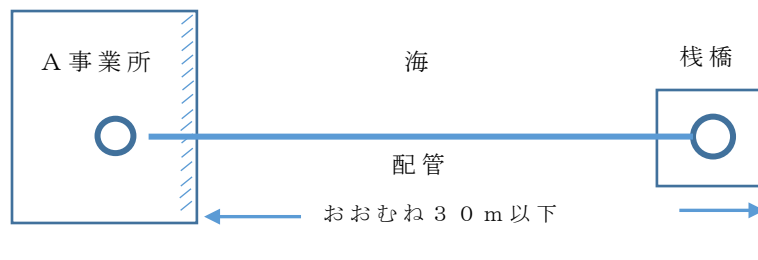
1 移送取扱所に該当するか否かの判断については、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）の適用を受けるものにあつては、移送取扱所に該当しない。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所は、移送取扱所に該当しないものとして取り扱うものとする。（昭和49年4月25日付け消防予第63号質疑）

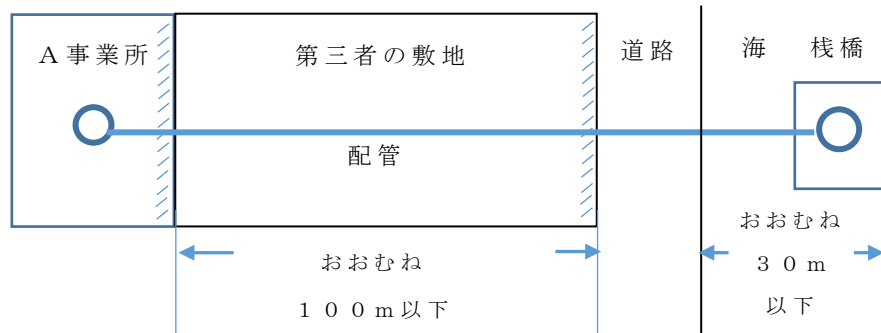
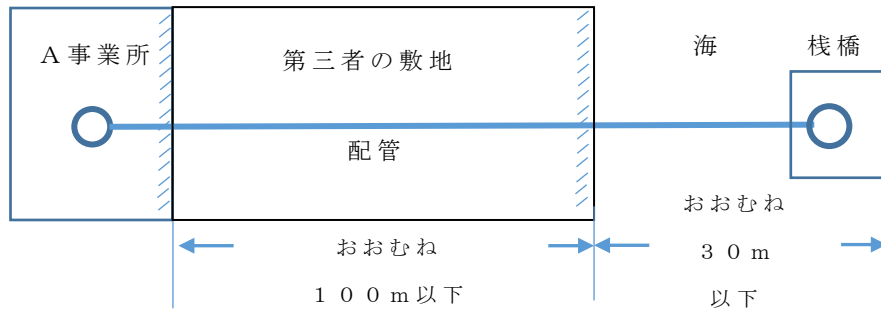
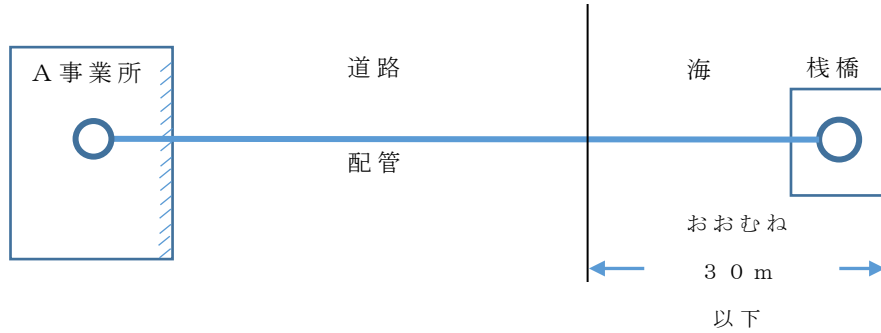
ア 危険物の送り出し施設から受入れ施設までの間の配管が、一の道路（配管が横断するものに限る。）又は第三者（危険物の送り出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。）の敷地（当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100メートル以下であるものに限る。）を通過するもの



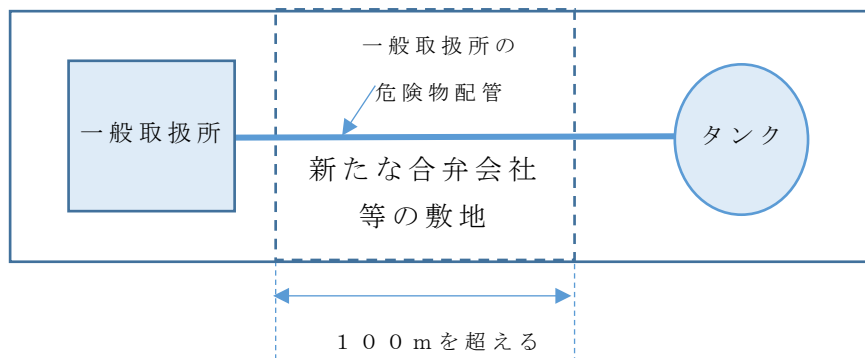
イ 危険物の送り出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第1石油類の危険物を移送するもので、その内径が300ミリメートル以上のものを除く。）の長さがおおむね30メートル以下のもの



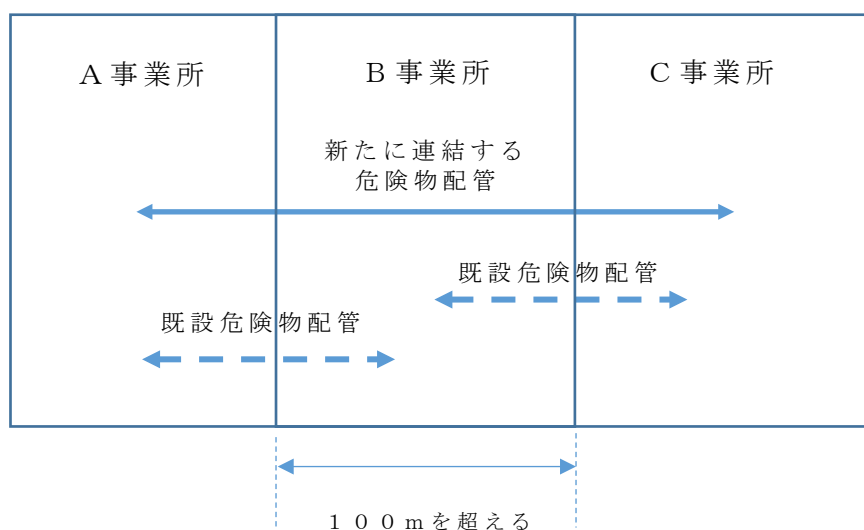
ウ ア及びイに掲げる要件を満たすもの



(3) 既設の一般取扱所が存する敷地内に新たな合弁会社等を設立することにより、当該合弁会社等の敷地を100メートルを超えて通過することとなる当該一般取扱所の配管にあつては、当該合弁会社等の保安管理等が従前のおり一元的に行われるときに限り、新たな移送取扱所の配管として取り扱わず、当該一般取扱所の配管として取り扱うことができるものとする。(平成11年6月15日付け消防危第58号質疑)



- (4) 業務提携等により原料、中間体等を相互に利用する隣接する事業所間に当該事業所の危険物施設を接続する配管を設ける場合において、当該事業所（危険物施設を含む。）の保安管理が一元的に行えるときは、当該配管を移送取扱所の配管として取り扱わず、既設の危険物施設の附属配管又は一般取扱所の配管として取り扱うことができるものとする。
（平成11年6月15日付け消防危第58号質疑）



2 移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、次によること。

- (1) 危則第28条の4ただし書に規定する告示で定める規格に適合する配管、菅継手及び弁（以下「配管等」という。）の材料と同等以上の機械的性質を有するものに該当するか否かの判断については、次に掲げる基準について検討した上で行うものとする。

ア 引張強さ、降伏点の強度及び耐圧性能が十分にあり、かつ、これらの性質に相応する延性を有すること。

イ 衝撃荷重、繰返し荷重等に対する抵抗が十分であること。

ウ 使用温度において必要な破壊靱性を有すること。

エ フランジにあつては、継手としての強度及び漏れに対する抵抗が十分であること。

オ アからエまでに掲げる基準に相応する化学成分のものであること。

- (2) 危則第28条の5第2項に規定する主荷重と従荷重との組合せは、配管に作用する全ての主荷重と一の従荷重の組合せとすることができるものとするが、当該組合せによって生ずる配管の円周方向応力度及び軸方向応力度が当該配管の許容応力度を超えるものでないことの確認は、同条第3項に規定する全ての許容応力度について行わなければならないことに留意すること。

主荷重 (連続的又は長期的に 作用する荷重)	従荷重 (一時的又は短期的に 作用する荷重)
危険物の重量 配管等の内圧 配管等及びその附属設備の自重 土圧 水圧 列車荷重 自動車荷重 浮力	風荷重 雪荷重 温度変化の影響 振動の影響 地震の影響 投錨による衝撃の影響 波浪及び潮流の影響 設置時における荷重の影響 他工事による影響

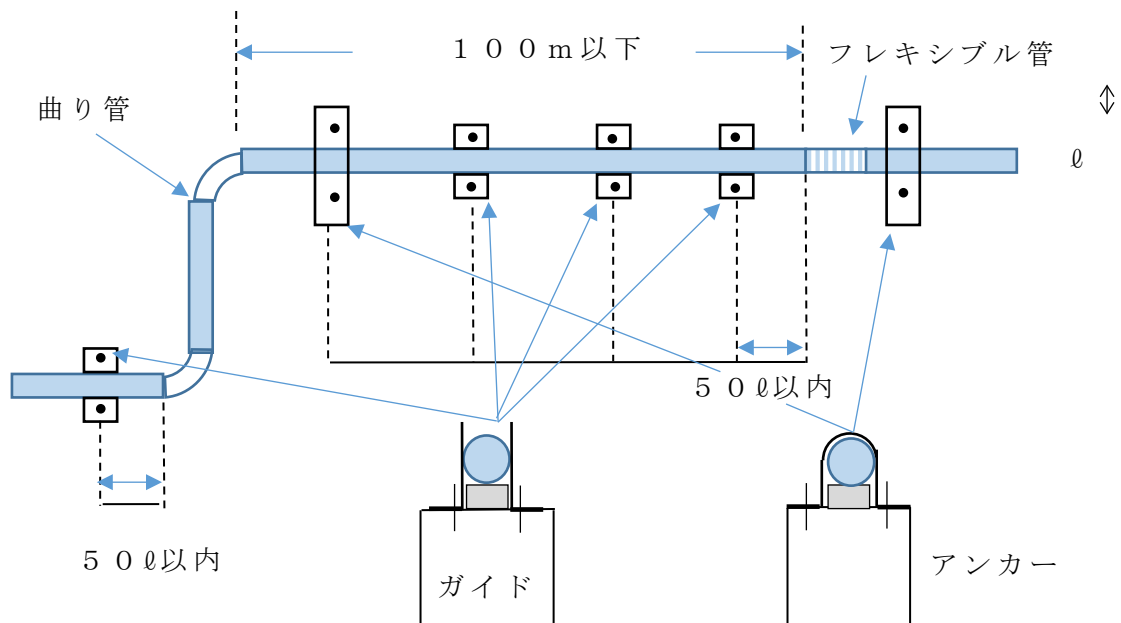
(3) 危則第28条の6に規定する有害な伸縮及び当該有害な伸縮を吸収する措置（以下「伸縮吸収措置」という。）については、次によること。

ア 有害な伸縮とは、温度変化に伴う伸縮のほか、不等沈下のおそれのある部分又は伏越部等の配管の敷設条件が急変する部分において生じる圧縮、引張、曲げ及びせん断の各応力度並びに合成応力度のいずれかが許容応力度を超えることをいうものとする。

イ 伸縮吸収措置については、次によること。

(ア) 危告示第18条第2号の曲り管等は、100メートル以下ごとに有害な伸縮を有効に除くことができる位置に設けること。

(イ) 曲り管等を設けた部分の付近にアンカーを設け、当該部分を挟み反対側には、当該部分から配管の外径の50倍以内の距離となる位置に配管の伸縮に支障がないようにガイドを設けること。

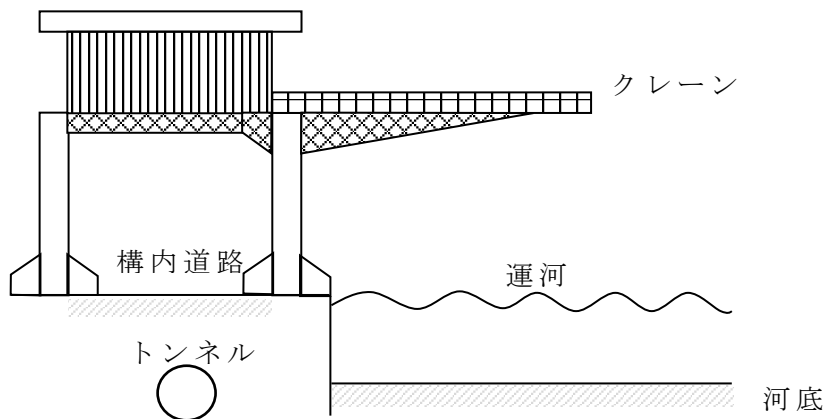


ガイド：配管の伸縮に支障を及ぼさない配管支持物

アンカー：配管を固定するための支持物

- (ウ) 伸縮継手等を用いる場合は、その耐圧強度が、伸縮吸収措置を講じた配管の強度と同等以上のものとする。
- (4) 危則第28条の7に規定する配管の接合については、次によること。
- ア 危則第28条の12の規定により配管を地下に埋設する場合又は危則第28条の16の規定により配管を地上に設置する場合に限り、フランジ接合により配管等を接合することができるものとする。この場合において、配管等の接合部分には、危険物の漏えい拡散を防止することができる構造を有する点検箱等を設けること。(◆)
- イ フランジ接合部分は、油撃作用等の衝撃力に対して十分な強度を有するとともに、ガスケットの破損及びガスケットからの吹出しのおそれがないものとする。
- (5) 危則第28条の9第1項に規定する地下又は海底に設置する配管等に講ずる外面腐食を防止するための措置については、次によること。
(平成23年12月21日付け消防危第302号通知)
- ア 廃止されたJIS G 3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装は、危告示第22条第1号及び第2号の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。
- イ 第1節第2第12項第7号オ(ア)から(エ)までに掲げる配管は、危告示第22条第1号に規定するこれと同等以上の防食効果を有する塗覆装材及び同条第2号に規定するこれと同等以上の防食効果を有する被覆を作る防食被覆の方法により外面腐食を防止するための措置を講じた配管として取り扱うことができるものとする。
- (6) 危則第28条の10に規定する地下又は海底に設置する配管等に講ずる電気防食措置については、次によること。
- ア 危告示第23条第2号に規定する地下に設置する配管等に設ける電位測定端子の間隔については、次によること。
- (ア) 電氣的腐食のおそれのある場所等腐食環境の悪い場所にあつては、設置間隔を200メートル程度とすること。
- (イ) 前(ア)に掲げる場所以外の場所にあつては、腐食環境に応じ、設置間隔を500メートル程度以内とすることができるものとする。
- イ 地下又は海底に設置する配管等(海底に設置する配管等にあつては、埋設したものに限る。)に講ずる電気防食の施工方法については、第1節第2第12項第7号キ及びクの規定の例によること。
- (7) 危則第28条の11に規定する配管等を加熱し、又は保温するための設備の火災予防上安全で、かつ、他に悪影響を与えないような構造については、第1節第2第12項第9号の規定の例によること。
- (8) 配管を地下に埋設する場合は、次によること。
- ア 次の図のように、移送取扱所の配管の一部を建築物の地盤面下に敷

設することにより、危則第28条の12第1号の規定により危告示第24条第1号に定める水平距離を有することができない場合において、シールド工法で施工されたトンネル（内部に傾斜及び漏えい覚知装置が設けられたものに限る。）に配管を敷設するときは、危令第23条の規定を適用し、当該水平距離を有せずに配管を地下に埋設することができるものとする。（昭和56年9月24日付け消防危第119号質疑）

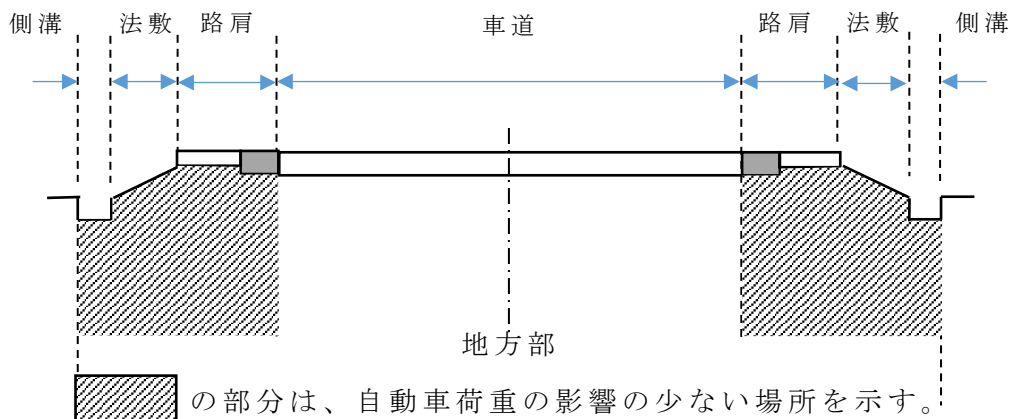


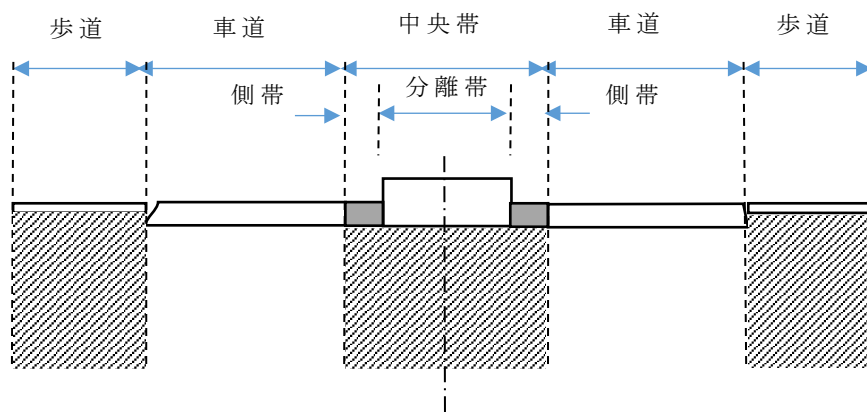
イ 危則第28条の12第2号の他の工作物とは、下水管、建築物の基礎その他地下に埋設した移送取扱所の配管及び当該配管に附属する設備以外の工作物（地下に配管を埋設した移送取扱所以外の製造所等の配管及び地下に配管を埋設した移送取扱所において、同一の移送取扱所の配管として取り扱われる配管を含む。）をいうものとする。

ウ 危則第28条の12第3号の山林原野とは、地形の状況等から高度の土地利用ができない地域をいうが、現在の土地利用の状況が山林原野であっても、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第1号の都市地域、同項第2号の農業地域等のように高度の土地利用が計画されている地域にあつては、危則第28条の12第3号のその他の地域として取り扱うものとする。

(9) 配管を道路下に埋設する場合は、次によること。

ア 危則第28条の13第1号の自動車荷重の影響の少ない場所とは、土圧以外の外力が加わる頻度の少ない歩道、路肩、分離帯、停車帯、法敷等をいうものとする。



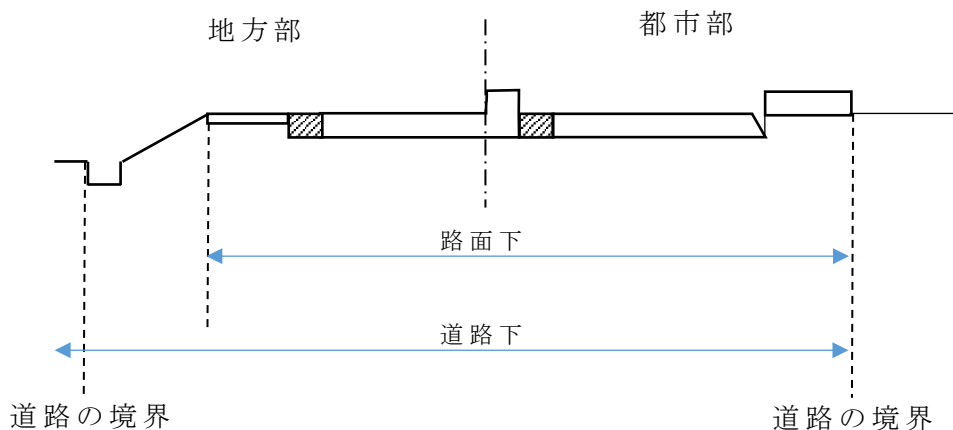


の部分は、自動車荷重の影響の少ない場所を示す。

イ 危則第28条の13第3号の防護工とは、道路に係る工事によって配管が損傷を受けることがないように設ける鉄筋コンクリート板、鋼板等をいうものとする。

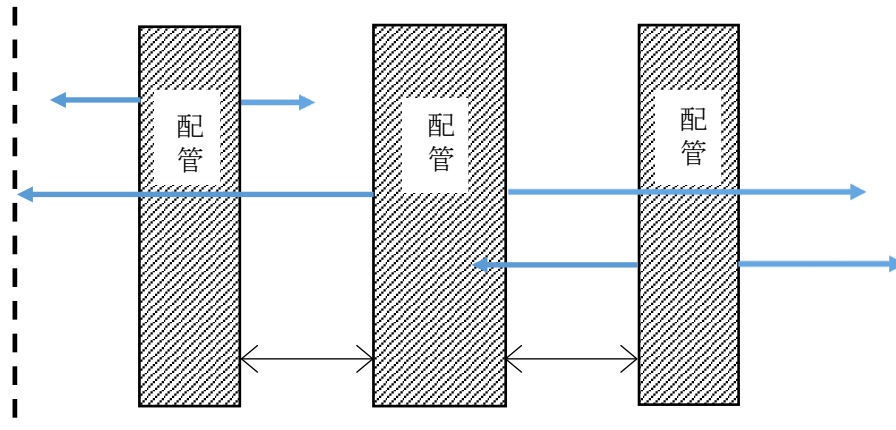
ウ 危則第28条の13第3号の防護構造物とは、列車、自動車等の荷重及び不等沈下による荷重を配管が直接受けることを防止するために設ける鋼鉄製さや管、鉄筋コンクリート製カルバートその他の構造物をいうものとする。なお、防護構造物は、土砂の流入防止、両端部の地崩れ防止、配管の防食、危険物の漏えい拡散防止等のために、原則としてその両端を閉そくしたのものとする。 (◆)

エ 危則第28条の13第8号に規定する路面下以外の道路下とは、法敷、側溝等の場所をいうものとする。



(10) 配管を地上に設置する場合は、次によること。

ア 複数の配管を設置する場合は、次の図のように、危則第28条の16第3号の規定により配管の両側に設ける空地を重複することができるものとする。なお、次の図に示すような場合は、破線で示された幅の空地を保有することをもって足りる。(昭和58年12月13日付け消防危第130号通知)



- ← → 危則第28条の16第3号の規定により設ける空地の幅
- ← → 危則第28条の16第7号の規定により設ける間隔

イ 危則第28条の16第3号ただし書の保安上必要な措置とは、両端を閉鎖した水密構造の防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を配管の周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合の措置その他配管の周囲の状況に応じて、当該配管から流出した危険物に起因する火災が発生した場合又は当該配管の周囲の建築物等に火災が発生した場合に、相互に延焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業者が検証した措置をいうものとする。（平成23年12月1日付け消防危第273号質疑）

ウ 次に掲げる基準に適合するとき限り、一の隧道内に移送取扱所の配管と高圧ガス配管を併設することができるものとする。（昭和56年10月1日付け消防危第125号質疑）

(ア) 当該隧道内に可燃性蒸気等排出設備、照明設備、警報設備、通報設備（出入口付近及び設置間隔が200メートル以下となる位置（隧道の延長が200メートル以上である場合に限る。）に設置するものに限る。）、漏えい検知装置、危険物及び高圧ガスの緊急遮断装置、火災報知設備、坑内温度計、坑内散水設備、消火設備、排水設備等の保安設備を設けること。

(イ) 当該隧道の出入口、排気口等に防火設備、防火ダンパー等を設けること。

(ウ) 当該隧道内に設置する配管の点検が可能であること。

(11) 道路を横断して配管を設置する場合は、次によること。

ア 危則第28条の19第1項ただし書の規定により道路上を架空横断して配管を設置する場合は、同条第2項の規定により配管をさや管その他の構造物の中に設置するとともに、同条第4項において準用する危則第28条の16第6号の規定により配管の横断部の手前に防護設備を設けなければならないことに留意すること。この場合において、

当該防護設備は、堅固で自動車等が衝突したときに容易に破損するおそれがなく、かつ、当該自動車等を停止することができる構造とすること。

イ 危則第28条の19第2項の規定により配管をさや管その他の構造物（以下このイにおいて「さや管等」という。）の中に設置する場合は、次によること。

（ア） 配管とさや管等との間に緩衝物を充填し、当該配管とさや管等が接触しないようにすること。

（イ） 危則第37条に規定する保安上必要がある場合とは、配管を地下水位以下に設ける場合等をいうものとする。

(12) 河川を横断して配管を橋に設置する場合は、次によること。

ア 橋の構造に悪影響を及ぼさないように設置すること。

イ 自動車等の走行による振動により配管及びその支持物が損傷を受けないように設置すること。

ウ 熱膨張及び熱収縮により配管に加わる負荷が過大とならないよう、適切な伸縮吸収措置を講ずること。

エ 配管は、自動車等の転落による配管の損傷を防止するため、桁の内側で、かつ、床版の下に設置すること。ただし、当該配管に適当な防護措置を講じた場合は、この限りでない。

オ 配管及びその支持物に木材等の浮遊物が衝突するおそれがある場合は、必要な箇所に流木防護杭^{くい}その他の防護設備を設けること。

(13) 危則第28条の22に規定する市街地並びに河川上、隧道上及び道路上その他の危告示で定める場所に配管を設置する場合に講ずる漏えいした危険物の拡散を防止するための措置については、次によること。

ア 配管を鋼鉄製のさや管又は水密構造の鉄筋コンクリート製のカルバート等の中に設置することにより、当該措置を講じたものとして取り扱うことができるものとする。

イ 配管の周囲には、当該配管と漏えいした危険物の拡散を防止するためのさや管が接触しないよう、間隔材を設ける等の措置を講ずること。

(14) 可燃性の蒸気の濃度が爆発下限界の25パーセントに達したときに自動的に作動する強制換気装置を設置することにより、危則第28条の23に規定する配管を設置するために設ける隧道に講ずる可燃性の蒸気が滞留しないための措置を講じたものとして取り扱うことができるものとする。

(15) 危則第28条の24に規定する不等沈下、地すべり等の発生するおそれのある場所に配管を設置する場合は、次によること。

ア 危則第28条の24に規定する当該不等沈下、地すべり等により配管が損傷を受けることのないよう講ずる措置とは、部分的な地盤改良、曲り管の設置等により応力を緩和する措置をいうものとする。

- イ 危則第28条の24に規定する配管に生じる応力を検知するための装置については、次によること。
- (ア) 不等沈下のおそれのある部分には、配管の沈下量を直接測定する沈下計及びベンチマーク並びに応力を検知するためのひずみゲージを設け、あらかじめ設定された限界値に達した場合は、掘り起こしその他の応力を開放するための措置を講ずること。
- (イ) 地すべりのおそれのある部分には、地盤の変位を検知するため、伸縮計を設けること。
- (16) 危則第28条の25に規定する配管を橋に取り付ける場合に当該配管に過大な応力が生じることがないように講ずる措置とは、曲り管を用いること、配管をさや管の中に設置すること等をいうものとする。
- (17) 危則第28条の29第1項に規定するポンプ及び弁の作動状況等当該配管系の運転状態を監視する装置は、制御室その他の常時人がいる場所に、テレメータリング等によりポンプの運転状態、弁の開閉状態、配管系の各部の圧力、危険物の流量その他配管系の運転に係る主要な要素が常時把握できるように設置すること。
- (18) 危則第28条の31第1項の配管内の圧力が最大常用圧力を超えず、かつ、油撃作用等によって生ずる圧力が最大常用圧力の1.1倍を超えないように制御する装置（以下「圧力安全装置」という。）については、次によること。
- ア 配管内の圧力が最大常用圧力を超えないように制御する装置とは、圧力調整弁を用い、その下流側の圧力を制御する装置等をいうものとする。
- イ 油撃作用等によって生ずる圧力が最大常用圧力の1.1倍を超えないように制御する装置とは、圧力逃し装置、配管の末端又は途中において圧力の急激な上昇を検知した場合にポンプを自動的に停止する装置等をいうものとする。
- (19) 危則第28条の36に規定する配管の経路に設ける通報設備については、次によること。
- ア 危則第28条の36第1項第1号の緊急通報設備とは、危険物施設保安員、第三者等により配管又はこれに附属する設備に危険物の漏えいその他の異常が発見された場合に、発見者が制御室等に迅速に通報するための設備をいうものとする。
- イ 消防機関へ常時通報することができる電話を緊急通報設備の受信部を設ける場所に設置した場合は、危則第28条の36第3項の規定に適合するものとして取り扱うことができるものとする。
- (20) 危則第28条の37の規定により危告示第52条第2号に定める可燃性蒸気警報設備については、次によること。
- ア 危告示第52条第2号の可燃性蒸気を発生する危険物とは、引火点

が40度未満の危険物をいうものとする。

イ 危告示第52条第2号の可燃性蒸気警報設備は、その検知部をポンプ及び危告示第61条第6号に規定する可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備の排気用ダクト吸込部の周辺に設置するとともに、可燃性の蒸気の濃度が、爆発下限界の25パーセントに達した場合に警報を発するように設定すること。

(21) 危則第28条の39の保安のための設備とは、危則第28条の29第1号に規定する配管系に設けるポンプ及び弁の作動状況等当該配管系の運転状況を監視する装置、危則第28条の30各号に掲げる制御機能を有する安全制御装置、圧力安全装置、危則第28条の32の漏えい検知装置、危則第28条の36の通報設備等をいうものとする。

(22) 危則第28条の41第1項に規定する配管系の支持物その他の構造物からの絶縁及び同条第2項に規定する配管系に挿入する絶縁用継手については、次によること。

ア 危則第28条の41第1項に規定する保安上必要がある場合とは、電気防食の措置が講じられている地下埋設配管が緊急遮断弁等の点検箱を貫通する場合、保安用接地の措置が講じられている地上配管が支持物により支持されている場合等をいうものとする。この場合において、絶縁材には、繊維質絶縁材、合成樹脂、ゴム絶縁材、絶縁ワニス、コンパウンド等を用いること。

イ 危則第28条の41第2項に規定する保安上必要がある場合とは、電気防食の措置が講じられている地下埋設配管を地上に立ち上げる場合、地下埋設配管に講ずる電気防食の措置に複数の方式が用いられる場合等をいうものとする。

(23) 危則第28条の42の避雷設備は、移送基地に設置するポンプ、ピグ取扱い装置等を保護範囲内に包含できるように設けること。

(24) 危告示第56条第1号イのその他保安上必要な箇所とは、道路、鉄道、河川、水路等の横断部の両側及びバルブピットの設置箇所をいうものとする。

(25) 屋外貯蔵タンク等に受け入れる危険物を人為的に切り換えるために、移送取扱所の配管と屋外貯蔵タンク等の附属配管との接続部分に、危則第28条の50の規定に適合するマニホールド切換アーム（払出し口）を設けることができるものとする。（昭和55年3月4日付け消防危第30号質疑）

(26) 危則第28条の51第1項に規定する柵、塀等及び同条第2項に規定する移送基地の構外への危険物の流出を防止するための措置については、次によること。

ア 危則第28条の51第1項に規定する柵、塀等については、移送基地の設置場所の状況に応じ、当該移送基地を設置する事業所の敷地の

周囲に設けることができるものとする。

イ 危則第28条の5 1 第2項ただし書に規定する保安上支障がないと認められる場合とは、次に掲げる場合をいうものとする。

(ア) 危告示第66条第1号に係るものにあつては、流出防止上有効な塀等を設けた場合

(イ) 危告示第66条第3号に係るものにあつては、移送基地に係る敷地の周囲の地盤が当該移送基地に係る敷地の地盤より0.5メートル以上高い場合

第5節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1 消火設備

- 1 建築物の全部が製造所等である場合にあっては当該製造所等に法第10条第4項の技術上の基準に従い、消火設備、警報設備及び避難設備を設置しなければならないが、建築物の一部に製造所等がある場合にあっては当該製造所等の部分に法第10条第4項の技術上の基準に従い、消火設備、警報設備及び避難設備を設置するとともに、当該製造所等以外の部分に法第17条第1項の技術上の基準等に従い消防用設備等を設置しなければならない。（昭和42年11月29日付け自消丙予発第102号質疑）
- 2 製造所等の一部に事務室、計器室、電気室その他の危険物を取り扱わない部分（当該部分以外の部分と耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、当該部分の出入口に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けたものに限る。）が存する場合は、当該部分について、危令第23条の規定を適用し、法第17条に規定する消防用設備等の技術上の基準に準じて消火設備を設置することができるものとする。なお、この場合における法第17条に規定する消防用設備等の技術上の基準に準じて設置する消火設備は、法第10条第4項に基づく製造所等の設備として設置するものであることに留意すること。
- 3 危令第30条第1号の延べ面積には、屋外に設置する工作物の設置面積を含まないものとするが、屋外にある工作物に係る所要単位にあっては、同条第3号の規定により算出しなければならないことに留意すること。（平成元年3月22日付け消防危第24号通知）
- 4 消火設備の設置の基準については、次によること。
 - (1) 危令第32条に規定する第1種の屋内消火栓設備の加圧送水装置には、常用動力源の原動機として内燃機関を用いることができるものとする。この場合において、当該内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能は、「内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準について」（平成4年3月25日付け消防危第26号通知）別添「内燃機関駆動による加圧送水装置等の構造及び性能の基準」に適合するものとする。（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑、平成4年3月25日付け消防危第26号通知）
 - (2) 危令第32条の2に規定する第1種の屋外消火栓設備の設置の基準については、次によること。
 - ア 屋外消火栓設備を製造所等（建築物であるものに限る。）の消火設備とする場合にあっては、当該製造所等の1階及び2階の部分以外の部分を屋外消火栓設備の放射能力範囲とすることはできないことに留意すること。また、屋外消火栓設備を製造所等の屋外の工作物の消火設備とする場合にあっては、当該屋外消火栓設備の有効放水距離等を考慮した放射能力範囲に応じて設置すること。（平成元年3月22日

付け消防危第24号通知)

イ 危則第33条第1項第5号に規定する塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側(当該囲いの内側の面積が100平方メートル以上のものに限る。)で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に屋外消火栓設備を設置する場合は、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切替えのできる構造のものとする。 (昭和54年7月30日付け消防危第80号通知)

(3) 危則第32条の4に規定する第3種の水蒸気消火設備は、第2類の危険物のうち硫黄及び硫黄のみを含有するものを溶融したもの又は引火点が100度以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限り、設けることができるものとする。 (平成元年3月22日付け消防危第24号通知) (◆)

(4) 危則第32条の6に規定する第3種の泡消火設備の設置の基準については、次によること。

ア 岸壁又は棧橋その他これらに類する場所に設置されている屋外貯蔵タンク又は移送取扱所のポンプ設備、注入口及び払出口に第3種の固定式の泡消火設備を設置する場合にあっては、泡モニターノズル方式のものを設置すること。

イ 第4類の危険物のうち、水に溶けないもの以外のものに用いる泡消火薬剤については、水溶性液体用泡消火薬剤であって、泡告示別表第5又は別表第6に定める試験において消火性能を確認したものに限り、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和50年自治省令第26号)第2条に定める泡消火薬剤の種別にかかわらず、当該泡消火薬剤を用いることができるものとする。 (平成24年3月30日付け消防危第92号質疑)

ウ 危令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上部に上階を有するものに設置する第3種の固定式の泡消火設備については、次によること。

(ア) 泡消火設備の泡放出口は、フォームヘッド方式のものとする。

(イ) フォームヘッドは、固定給油設備等を中心とした半径3メートルの範囲及び危険物の漏えい範囲を局限化するための設備を包含するように設けること。 (平成元年3月3日付け消防危第15号通知)

(ウ) 原則として全域放出方式の泡消火設備を設置すること。ただし、防護対象物相互の距離が離れており、相互に延焼のおそれがない場合は、局所放出方式の泡消火設備を設置することができるものとする。 (◆)

(エ) 泡消火設備の水源、加圧送液装置等は、給油取扱所の敷地外に設けることができるものとする。 (平成元年5月10日付け消防危

第44号質疑)

(オ) 給油取扱所の用に供する部分及び当該部分以外の部分に泡消火設備を設ける場合は、給油取扱所の用に供する部分に設ける泡消火設備の水源、加圧送液装置等を当該部分以外の部分に設ける泡消火設備の水源、加圧送液装置等と兼用することができるものとする。

(平成元年5月10日付け消防危第44号質疑)

(カ) 起動装置に閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッドを用いる場合は、これらを床面積20平方メートルにつき1個以上設けること。(◆)

エ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(危則第33条第1項第6号に規定する一方開放型上階付き屋内給油取扱所に該当するものを除く。)に設置するパッケージ型固定泡消火設備(泡告示第18条第1項のパッケージ型固定消火設備をいう。)の放出量及び水源の水量については、泡告示第18条第1項第2号及び第2項に規定されているが、一の自動車等の停車位置ごとに必要な放出量を確保するため、一の泡放出口の放出量を水平放出方式にあつては7.4リットル毎分以上、下方放出方式にあつては22.2リットル毎分以上となるようにした場合に、泡告示第18条第2項第1号に定める泡水溶液の量は、水平放出方式の場合にあつては74リットル以上、下方放出方式の場合にあつては222リットル以上の量となることに留意すること。

(平成10年3月13日付け消防危第25号通知、令和元年8月27日付け消防危第119号通知)

オ 泡告示第19条第3号ロに規定する泡消火設備の合成樹脂製の管及び管を接続する管継手(以下このオにおいて「管及び管継手」という。)が火災の熱等の影響を受けないような設置とは、管及び管継手を地盤面下に埋設して設置すること、雨水等の浸入を防止できる耐火性能を有する蓋をした地下ピットに設置すること等をいうものとする。この場合において、地盤面下に埋設して設置するときは、管及び管継手は、当該管の自重、管及び管継手に作用する土圧及び地下水圧、地盤面上を走行する車両の車輪荷重並びに地震動等によって生ずる応力に対して十分な強度を有し、かつ、変形、破損等が生じない構造のものとするとともに、地上又は地中に当該管及び管継手の埋設位置及び軸方向を表示した位置標識を設けること。(令和元年8月27日付け消防危第119号通知)(◆)

(5) 危則第32条の7に規定する第3種の不活性ガス消火設備の設置の基準については、次のアからウまでに掲げる通知によるほか、エ及びオの規定によること。

ア 「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」(平成4年2月5日付け消防危第11号・消防予第22号通知)

- イ 「二酸化炭素消火設備の安全対策について」（平成８年９月２０日付け消防予第１９３号・消防危第１１７号通知）
- ウ 「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（平成９年８月１９日付け消防予第１３３号・消防危第８５号通知）
- エ ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等において、当該製造所等に設置される危険物を取り扱う設備において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物を取り扱う場合における不活性ガス告示第５条第２号の表の製造所等の区分については、同号の表のガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等として取り扱うものとする。（平成２４年３月３０日付け消防危第９２号質疑）
- オ 不活性ガス告示第５条第２号の表の製造所等の区分がガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所等における防護区画の体積が１，０００立方メートル未満のものに該当しない製造所等に窒素、ＩＧ－５５又はＩＧ－５４１を放射する消火設備を設置する場合は、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性、当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合に限り、危令第２３条の規定を適用し、当該消火設備を設置することができるものとする。（平成２４年３月３０日付け消防危第９２号質疑）
- (6) 危令第３２条の８に規定する第３種のハロゲン化物消火設備の設置の基準については、次のアからオまでに掲げる通知及び質疑によるほか、カ及びキの規定によること。
- ア 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成３年８月１６日付け消防予第１６１号・消防危第８８号通知）（◆）
- イ 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等に係る質疑応答について」（平成３年９月２０日付け消防予第１９０号・消防危第９９号質疑）（◆）
- ウ 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」（平成７年５月１０日付け消防予第８９号通知）
- エ 「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」（平成８年１２月２５日付け消防予第２６５号・消防危第１６９号通知）
- オ 「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成１３年５月１６日付け消防予第１５５号・消防危第６１号通知）（◆）
- カ 「「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」の一部改正について」（平成２６年１１月１３日付け消防予第４６６号・消防危第２６１号通知）（◆）

- キ ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等において、当該製造所等に設置される危険物を取り扱う設備において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物を取り扱う場合におけるハロゲン化物告示第5条第2号の表の製造所等の区分については、同号の表のガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等として取り扱うものとする。（平成24年3月30日付け消防危第92号質疑）
- ク ハロゲン化物告示第5条第2号の表の製造所等の区分がガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所等における防護区画の体積が1,000立方メートル未満のものに該当しない製造所等にHFC-23又はHFC-227e aを放射する消火設備を設置する場合は、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性、当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合に限り、危令第23条の規定を適用し、当該消火設備を設置することができるものとする。（平成24年3月30日付け消防危第92号質疑）
- (7) 危則第32条の10に規定する第4種の消火設備を2以上の階にわたる製造所等に設置する場合は、当該製造所等の階ごとに、防護対象物の各部分から一の第4種の消火設備に至る歩行距離が30メートル以下となるよう設置すること。
- (8) 危則第32条の11に規定する第5種の消火設備の設置の基準については、次によること。
- ア 第5種の消火設備を設置する場合は、10型以上の消火器を設置すること。（◆）
- イ 2以上の階にわたる製造所等に第5種の消火設備を設置する場合は、当該製造所等の階ごとに、防護対象物の各部分から一の第5種の消火設備に至る歩行距離が20メートル以下となるよう設置すること。
- 5 危則第33条第1項各号及び第34条第1項各号に掲げる製造所等並びに当該製造所等及び危則第35条各号に掲げる製造所等の消火設備の設置の基準については、次によること。
- (1) 危則第33条第1項各号に掲げる製造所等（以下「著しく消火困難な製造所等」という。）については、次によること。
- ア 危則第33条第1項第1号に規定する地盤面又は消火活動上有効な床面からの高さが6メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備には、蒸留塔、反応槽その他の塔槽類を含むものとする。この場合において、消火活動上有効な床面とは、建築物の床面その他火災時において消火設備による消火活動を有効に行うことができる面をいうものとする。（平成元年3月22日付け消防危第24号通知、平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）

- イ 防火上有効にダンパー等が設けられた換気設備又は可燃性蒸気等排出設備の風道並びに周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆したボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（区画外の部分に存するものに限る。）（以下このイにおいて「排気筒」という。）及び耐火構造の煙道内に設置した排気筒にあつては、危則第33条第1項第1号の開口部に含まないことができるものとする。（平成2年3月31日付け消防危第28号質疑、平成29年10月30日付け消防危第216号質疑）
- ウ 危則第28条の57第4項の規定を適用する一般取扱所を当該一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける場合にあつては、当該一般取扱所の用に供する部分は、当該一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものとして取り扱うことができるものとする。
- エ 危則第33条第1項第3号に規定する屋外タンク貯蔵所の高さとは、当該屋外タンク貯蔵所に係る屋外貯蔵タンクの高さをいうものとし、当該屋外貯蔵タンクの高さにあつては、第3節第2第2項第2号アの規定の例によること。
- オ 危則第33条第1項第4号に規定する屋内タンク貯蔵所の高さとは、当該屋内タンク貯蔵所に係る屋内貯蔵タンクの高さをいうものとし、当該屋内貯蔵タンクの高さとは、当該屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室の床面からタンク側板の頂部までの高さをいうものとする。
- (2) 危則第33条第2項に規定する著しく消火困難な製造所等の消火設備の設置の基準については、次によること。
- ア 危則第33条第2項第1号の表の下欄に規定する火災のとき煙が充満するおそれのある場所等（製造所及び一般取扱所に係るものに限る。）に該当しないものは、次に掲げる場所とする。
- (ア) 上屋のみを有し、壁が設けられていない場所（平成元年7月4日付け消防危第64号質疑）
- (イ) 壁面のうち1の長辺を含む2面以上が常時外気に直接開放されている場所
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、次に掲げる基準に適合する建築物の内部
- a 屋根又は天井が高い位置にあり、かつ、床面積が大きいことにより、火災による煙が消火活動を行う床面に達するまでに時間を要することにより、第1種の消火設備又は移動式の第3種の消火設備を用いても安全に初期消火を行うことができる場所であること。
- b 火災により生ずる煙を有効に排出する能力を備えた換気設備、排煙設備等が設置されている場所であること。
- c 主要な避難口を容易に見通すことができ、又は当該避難口から

容易に避難できる場所であること。

- イ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分（以下「他用途部分」という。）を有する建築物に設ける一般取扱所（火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものに限る。）については、他用途部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除き、建築物その他の工作物及び危険物を包含するように第2種の消火設備又は移動式以外の第3種の消火設備を設けなければならないが、次に掲げる要件に適合する一般取扱所その他これに類する一般取扱所については、危令第23条の規定を適用し、当該消火設備を設けないことができるものとする。（平成10年10月13日付け消防危第90号質疑）
- （ア） 一般取扱所の設置場所は、地上12階地下2階建ての耐火構造の建築物の地下2階部分の室内であること。
- （イ） 一般取扱所における危険物の取扱いの形態は、自家用発電設備により危険物を消費するものであること。（危令第28条の54第3号に掲げる一般取扱所）
- （ウ） 一般取扱所には、全域放出方式の不活性ガス消火設備及び当該一般取扱所の各部分から歩行距離が20メートル以下となるように第5種の消火設備（粉末消火器）が設けられていること。
- （エ） 一般取扱所が設置される建築物の室内の内装は、不燃材料で仕上げられるとともに、当該一般取扱所に設置する設備等（電気配線の被覆材等必要最小限のものを除く。）は、不燃材料で造られていること。また、当該一般取扱所には、必要最小限のものを除き、可燃物が存置等されないように管理がなされていること。
- ウ 製造所及び一般取扱所のうち、地盤面又は消火活動上有効な床面からの高さが6メートル以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類を有するものは、当該危険物の消火に必要な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を設けることにより、危令第23条の規定を適用し、第1種、第2種又は第3種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、第2種の消火設備又は移動式以外の第3種の消火設備）を設けないことができるものとする。（平成2年5月22日付け消防危第57号質疑）
- エ 危令第33条第2項第1号の2及び第34条第3項の規定に基づき第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けることにより、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けない場合における当該消火設備は、危令第20条第1項第1号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないことに留意すること。（平成元年3月22日付け消防危第24号通知）

- オ 危則第33条第2項第2号に規定する可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室については、次によること。
- (ア) 可燃性の蒸気が滞留するおそれがある建築物又は室とは、引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物又は室及び引火点が40度以上の危険物を当該危険物の引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う建築物又は室をいうものとする。
- (イ) 可燃性の微粉にあつては、当該微粉が危険物であるか否かについては問わないものとする。
- (3) 危則第34条第1項各号に掲げる製造所等（以下「消火困難な製造所等」という。）の消火設備の設置の基準については、次によること。
- ア 一の屋外タンク貯蔵所に設置する第4種の消火設備は、複数の屋外タンク貯蔵所（当該複数の屋外タンク貯蔵所に係る屋外貯蔵タンクが一の防油堤内に存するものに限る。）で共用することができるものとする。（昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号通知）
- イ 危則第34条第1項第4号の2に規定する給油取扱所に第4種の消火設備を設ける場合は、同条第2項第1号の建築物その他の工作物には危則第25条の4第1項第5号の用途に供する建築物を含むものと解し、当該消火設備を設けること。（平成元年5月10日付け消防危第44号質疑）
- (4) 危則第35条第3号ただし書の規定に基づき第1種から第4種までの消火設備を設置することにより、当該消火設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が所要単位の数値の5分の1以上になるように設ける場合は、当該消火設備は、危令第20条第1項第1号若しくは第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないことに留意すること。この場合において、第5種の消火設備は、危則第32条の11ただし書の規定により、歩行距離に係る規定を適用しないことができる。（平成元年3月22日付け消防危第24号通知）
- (5) 危則第33条から35条までの規定により第5種の消火設備を設ける場合は、次によること。
- ア 第5種の消火設備を、その能力単位の数値が建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するように設けるとは、第5種の消火設備に係る消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条第3項に規定する数値（A火災に対する能力単位の数値）が建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するように設けることをいうものであることに留意すること。
- イ 危険物の所要単位の数値に達する能力単位の数値の第5種の消火設備を設ける場合又は第5種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の5分の1になるように設ける場合は、次によるこ

と。

(ア) 消火設備の設置の対象となる危険物が第4類の危険物以外の危険物であるときは、第5種の消火設備に係る消火器の技術上の規格を定める省令第3条第3項に規定する数値（A火災に対する能力単位の数値）が危険物の所要単位の数値に達するように、又は危険物の所要単位の数値の5分の1になるように設けなければならないことに留意すること。

(イ) 消火設備の設置の対象となる危険物が第4類の危険物であるときは、第5種の消火設備に係る消火器の技術上の規格を定める省令第4条第4項に規定する数値（B火災に対する能力単位の数値）が危険物の所要単位の数値に達するように、又は危険物の所要単位の数値の5分の1になるように設けなければならないことに留意すること。

6 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備については、次によること。（令和5年12月28日付け消防危第361号通知）

(1) スプリンクラー設備の基準については、危則第35条の2第3項第1号の基準によるほか、次によること。

ア 開放型スプリンクラーヘッドにあつては、防護対象物の全ての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第13条の2第4項第1号ニ及びホに定める基準の例によること。

イ 一斉開放弁又は手動式開放弁にあつては、施行規則第14条第1項第1号に定める基準の例によること。

ウ 2以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるよう、隣接する放射区域を相互に重複させること。

エ 制御弁にあつては、施行規則第14条第1項第3号に定める基準の例によること。

オ 自動警報装置にあつては、施行規則第14条第1項第4号に定める基準の例によること。

カ 流水検知装置にあつては、施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5に定める基準の例によること。

キ 呼水装置にあつては、施行規則第14条第1項第5号に定める基準の例によること。

ク 送水口にあつては、施行規則第14条第1項第6号に定める基準の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。

ケ 起動装置にあつては、次によること。

(ア) 施行規則第14条第1項第8号に定める基準の例によること。

(イ) 自動火災報知設備の感知器の作動により連動して起動させる

場合は、複数の煙感知器の作動により連動して起動させ、又は煙感知器及び炎感知器若しくは熱感知器の作動により連動して起動させること。

コ 操作回路の配線にあつては、施行規則第14条第1項第9号に定める基準の例によること。

サ 配管にあつては、施行規則第14条第1項第10号に定める基準の例によること。

シ 加圧送水装置にあつては、施行規則第14条第1項第11号に定める基準の例によること。

ス 貯水槽等にあつては、施行規則第14条第1項第13号に定める基準の例によること。

セ 予備動力源にあつては、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次の(ア)及び(イ)に定めるところによること。ただし、(ア)に掲げる基準に適合する内燃機関が、常用電源が停電した場合に速やかに当該内燃機関を作動するものであるときに限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができるものとする。

(ア) 容量は、スプリンクラー設備を有効に45分間以上作動させることができるものであること。

(イ) 施行規則第12条第1項第4号ロ（自家発電設備の容量に係る部分を除く。）及びハ（蓄電池設備の容量に係る部分を除く。）に定める基準の例によること。

(2) 第4種及び第5種の消火設備にあつては、危則第35条の2第3項第2号及び第3号に定める基準によるほか、危令別表第5における建築物その他の工作物、電気設備及び第4類の危険物の消火に適應するものを設置すること。

7 危則第36条に規定する電気設備に対する消火設備については、次によること。

(1) 危則第36条の規定は、危令第20条第1項第1号から第3号までに掲げる製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）及び同条第3項に規定する蓄電池により貯蔵される危則で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に適用するものとする。

(2) 危則第36条の電気設備とは、配電盤、分電盤、制御盤、発電機、電動機、照明設備、コンセント等をいうものとする。

(3) 危則第36条の電気設備のある場所とは、同条の電気設備が存する屋内及び屋外の場所をいうものとする。

(4) 危則第36条の電気設備のある場所の面積とは、屋内及び屋外に存する電気設備の水平投影面積（当該電気設備が複数ある場合は、当該水平投影面積を合計した面積）をいうものとする。

(5) 危則第36条の規定により電気設備のある場所に消火設備を設ける

場合は、当該場所の面積を100平方メートルで除して得た数以上の個数の消火設備を設けること。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）

(6) 危則第33条第2項各号、第34条第2項各号又は第35条各号に基づき設置される消火設備が、危令別表第5において電気設備に適応するものとされ、かつ、当該消火設備が電気設備のある場所を包含し、又は危則第36条の規定を満たすように設けられている場合は、危令第23条の規定を適用し、危則第36条の規定により設置が必要な消火設備を設けないことができるものとする。（令和5年3月24日付け消防危第63号質疑）

8 前各項に定めるもののほか、消火設備の設置の基準については、「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」（平成元年3月22日付け消防危第24号通知、平成3年6月19日付け消防危第71号通知、平成24年3月30日付け消防危第90号通知）によること。

第2 警報設備

1 危則第38条第1項第1号に規定する自動火災報知設備の設置の対象となる製造所等については、次によること。

(1) 危則第38条第1項第1号イ及びロの延べ面積には、屋外に設置する工作物の設置面積を含まないものとする。（平成元年3月22日付け消防危第24号通知）

(2) 危則第38条第1項第1号イ及びロの規定にかかわらず、危令第23条の規定を適用し、防火上有効にダンパー等が設けられた換気設備又は可燃性蒸気等排出設備の風道並びに周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆したボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（区画外の部分に存するものに限る。）（以下この号において「排気筒」という。）及び耐火構造の煙道内に設置した排気筒にあつては、同号イの開口部並びに同号ロに規定する不燃材料で造られた隔壁に係る開口部及び耐火構造の床又は壁に係る開口部に含まないことができるものとする。（平成2年3月31日付け消防危第28号質疑、平成29年10月30日付け消防危第216号質疑）

(3) 危則第38条第1項第1号ホの上部に上階を有する屋内給油取扱所とは、建築物の給油取扱所の用に供する部分の上部に上階（当該部分以外の部分を有するものに限る。）を有する屋内給油取扱所をいうものとする。

2 危則第38条第1項第2号の規定により設ける危則第37条第3号の非常ベル装置、同条第4号の拡声装置及び同条第5号の警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設けること。

- 3 自動火災報知設備の設置の基準については、次によること。
- (1) 感知器及び中継器は、施行規則第23条第4項から第9項までの規定の例により設置すること。
 - (2) 自動火災報知設備は、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持すること。
 - (3) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、前節第1第4項第1号ウ(ア)の規定の例によること。(平成元年5月10日付け消防危第44号通知)
 - (4) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、前節第1第4項第1号ウ(イ)の規定の例によること。(平成元年5月10日付け消防危第44号通知)
 - (5) 危則第38条第1項第1号ホに規定する屋内給油取扱所のうち、メタノールを取り扱うものには、メタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置すること。(平成6年3月25日付け消防危第28号通知) (◆)

第3 避難設備

- 1 避難設備の設置の基準については、次によること。
- (1) 危則第38条の2第2項第1号の規定により建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口及びこれに通ずる出入口に設ける誘導灯は、室内の各部分から当該誘導灯を容易に見通せる位置に設置すること。(平成元年3月3日付け消防危第15号通知)
 - (2) 給油取扱所には、A級、B級及びC級のいずれの誘導灯も設置することができるものとする。(平成元年5月10日付け消防危第44号通知)
 - (3) 前2号に定めるもののほか、誘導灯は、施行規則第28条の3第1項、第2項、第4項(第3号、第3号の2、第6号及び第12号を除く。)及び第6項の規定の例により設けること。(◆)

附 則

- 1 この審査基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際、現に法第11条の規定により許可を受けている製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に係るものにあつては、その変更がない限り、なお従前の例によるものとする。
- 3 この審査基準の施行に伴い、給油事務所等の出入口に設ける扉等の取扱い（昭和52年高松市消防局通達第2号）、予防規程の変更に係る事務処理し指針について（昭和63年予防課長通知番号不明）、危険物の仮貯蔵または仮取扱いの承認に伴う事務処理要綱（平成6年高松市消防局庁達第6号）、給油取扱所に設置する洗濯機の取扱いについて（平成9年予防課長通知番号不明）、高松市危険物規制の手続に関する規則第8条第1項第4号中の市長が定める要件に関する要綱（平成15年高松市消防局庁達第11号）、給油取扱所における指定数量以上のガソリンの容器への詰替え販売に係る予防規程の認可について（令和2年消防局長依命通達）は、廃止する。

別表第 1 (第 2 章第 1 節第 4 関係)
(共通事項)

1 建築物

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
屋根 (キヤノピーを含む。)、壁、柱、床、はり等		補修	注 1 (1) 他の壁の構造基準に変更がないこと。
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去 ※注 1	取替え、補修	(2) 危令第 3 章第 4 節に規定する消火設備、警報設備及び避難設備 (以下「消防用設備等」という。) に変更 (消防用設備等の軽微な工事に該当するものを除く。) がないこと。
内装材		取替え、補修、撤去	
防火設備、ガラス、窓又は窓枠		取替え、補修	
階段		取替え、補修	

2 工作物

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
保安距離又は保有空地の代替措置の塀又は隔壁		補修	注 2 (1) 配管、設備等の耐震計算等に変更がないこと。
架橋		補修	(2) 耐火性能、耐火被覆材料及び施工方法に変更がないこと。
配管、設備等の支柱・架台、耐火措置	取替え ※注 2	補修	
歩廊、はしご		取替え、補修	

3 保有空地

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
植栽	増設、移設、改造 ※注3	取替え、補修、撤去	注3 保有空地に係る基準に変更がないこと。

4 タンク等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
犬走り、法 ^{のり} 面、コンクリート リソング又は地下タンクの上部分 ラフ	補修 ※注4		注4 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること。
屋根支柱、ラフター、ガイドボ ール等	補修 ※注5		注5 タンク重量の増減による耐震計算等に 変更がないこと。
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替え、補修	注6
階段、はしご、手すり等	取替え ※注5	補修	(1) 管径、板厚、材質及び経路の変更が ないこと。
タンク元弁		取替え、補修	(2) 危険物の取扱いに変更がないこ と。
通気管（地上部分に限る。）	取替え	補修	(3) 加熱の状態、方法等に変更がない こと。
サクシヨソヒーター、ヒーター コイル等の加熱配管等（蒸気、 温水等を用いたものを除く。）	取替え ※注6	補修	注7
サクシヨソヒーター、ヒーター コイル等の加熱配管等（蒸気、 温水等を用いたものに限る。）		取替え、補修	(1) 貯蔵する危険物とコーティングの 組合せが不適切でないこと。

<p>内面コーティング（屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）（腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に対して講ずるその内面の腐食を防止するためのコーティングを除く。）（腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しない地下貯蔵タンクに対し、その内面の腐食を防止するためのコーティングを講ずる場合において、マンホールの取付け等の工事が必要なくを除く。）</p>	<p>増設、移設、改造、撤去 ※注7</p>	<p>取替え、補修</p>	<p>(2) タンクからの漏えいを誘発するおそれがないこと。</p>
<p>雨水浸入防止措置</p>		<p>増設、移設、改造、取替え、補修、撤去</p>	

5 配管等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
<p>配管（地下配管及び移送取扱所に係るものを除く。）</p>	<p>取替え、補修、撤去 ※注8、9</p>		<p>注8 管径、板厚、材質及び経路の変更がないこと。</p>
<p>配管（地下配管及び移送取扱所に係るものを除き、フランジで接続されるものに限る。）</p>	<p>補修、撤去</p>	<p>取替え</p>	<p>注9 危険物の取扱いに変更がないこと。</p>
<p>可とう管継手（認定品に限る。）</p>		<p>取替え</p>	<p>注10</p>

可とう管継手 (認定品以外のものに限る。)	取替え ※注 1 0		管径及び経路の変更がないこと。 注 1 1
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等(移送取扱所に係るものを除く。)	増設、移設、改造 ※注 8、9	取替え、補修、撤去	熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管の加熱装置 (蒸気、温水等を用いたものに限る。)		取替え、補修	
配管の加熱装置 (蒸気、温水等を用いたものを除く。)	取替え ※注 1 1		
配管ピット、注入口ピット又は地下配管接合部の点検ます		取替え、補修	
配管に設けられる弁 (移送取扱所に係るものを除く。)	撤去 ※注 9	取替え、補修	

6 機器、設備等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
ポンプ設備 (移送取扱所に係るものを除く。)	取替え、撤去 ※注 9、1 2	補修	注 1 2 電気機器が存する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
熱交換器	撤去 ※注 9	取替え、補修	注 1 3 可燃性蒸気又は微粉の送風・集じん方法に変更がないこと。
熱交換器に附属する送風設備 (電動機を除く。)、散水設備等		取替え、補修	
攪拌装置 (電動機を除く。)	撤去 ※注 9	取替え、補修	注 1 4
炉材		取替え、補修	

反応器等ののぞき窓ガラス (サ イトガラス)		取替え、補修	危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対す る措置に変更がないこと。 注 1 5 可燃性蒸気回収の保安管理に変更がな いこと。 注 1 6 保温 (冷) 材の撤去に伴い、危険物の温 度変化による危険性が増大しないこと。
加熱・乾燥設備に附属する送風・ 集じん装置 (電動機を除く。)	撤去 ※注 1 3	取替え、補修	
波返し、とい、受皿等飛散防止 装置	撤去 ※注 1 4	取替え、補修	
ローディングアーム又はアンロ ードインゲアーム (移送取扱所 に係るものを除く。)	取替え、撤去 ※注 1 2	補修	
ローラーコンベア等危険物輸送 設備 (電動機を除く。)	撤去 ※注 9	取替え、補修	
可燃性蒸気回収装置	取替え、撤去 ※注 1 5	補修	
保温 (冷) 材 (屋外タンク貯蔵 所のタンク本体に係るものを除 く。)	撤去 ※注 1 6	取替え、補修	
可燃性蒸気等排出設備 (ダクト 等を含む。)	取替え ※注 1 2	補修	
換気設備 (ダクト等を含む。)		取替え、補修	
電気防食設備		取替え、補修	

7 制御装置、安全装置等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
圧力計、温度計、液面計等現場 指示型計装設備	増設、移設、改造 ※注 9、1 7	取替え、補修、撤去	注 1 7

安全弁、破壊板等安全装置		取替え、補修	新たに配管又はタンクにノズルを設ける等の変更がないこと。 注 1 8 緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。 注 1 9 上部スラブの変更を伴わないこと。
温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置 (駆動源及び予備動力源を含む。)	取替え ※注 9	補修	
緊急遮断 (放出) 装置 (安全弁等を除く。)、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置 (駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。)	取替え ※注 1 8	補修	
地下タンクのマンホールプロテクター	増設、移設、改造、取替え、撤去 ※注 1 9	補修	
分析計 (サルファー分析計、ガスクロマトグラフィ等) (キュービクル内に取り付けられたものを含む。)		取替え、補修、撤去	

8 防油堤、排水設備等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
防油堤 (仕切堤を含む。)	補修 ※注 4、2 0		注 2 0 配管等の変更を伴わないこと。 注 2 1
防油堤水抜弁	増設、移設、改造、撤去 ※注 2 1、2 2、2 3	取替え、補修	注 2 1 水抜弁を複数にすること。

防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去 ※注 2 4、2 5	取替え、補修	注 2 2 複数の水抜弁のうち、いずれかを撤去しても基準を満足すること。
防油堤の階段 (防油堤と一体構造のものに限る。)	取替え ※注 2 6、2 7	補修	注 2 3 防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。
防油堤の階段 (防油堤と一体構造であるものに限る。)	増設、移設、改造、撤去 ※注 2 6、2 7	取替え、補修	注 2 4 水抜弁の開閉装置を複数にすること。
排水溝、ためます、油分離装置、囲い等	取替え	補修	注 2 5 複数の開閉表示のうち、いずれかを撤去しても基準を満足すること。
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面又は舗装面 (地下タンクの上部スラブを除く。)		補修	注 2 6 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。
			注 2 7 危則第 2 2 条第 2 項第 1 6 号の規定に基づくものでないこと。

9 電気設備等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
電気設備 (非対象設備以外の設備の配線を含む。)	増設、移設、改造、撤去 ※注 1 2	取替え、補修	
避雷設備		取替え、補修	
静電気除去装置		取替え、補修	

10 消火設備

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
ポンプ又は消火薬剤タンク	取替え	補修	注28 自主設置に係るものであること。
第1種、第2種又は第3種消火設備 (散水設備及び水幕設備を含む。)の配管、消火栓本体・泡チャージャー等の放出口等 (泡ヘッドを除く。)	取替え	補修	
第1種、第2種又は第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替え、補修	
第4種又は第5種消火設備	増設、移設、改造 ※注28	取替え、補修	
消火薬剤		取替え	

11 警報設備

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
警報設備 (自動火災報知設備の受信機及び感知器を除く。)	増設、移設、改造 ※注29	取替え、補修	注29 警戒区域に変更がないこと。
自動火災報知設備の受信機		取替え、補修	
自動火災報知設備の感知器		取替え、補修	

1 2 避難設備

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
誘導灯	取替え、移設	補修	

1 3 その他

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
標識又は掲示板	増設、移設、改造 ※注 2 8	取替え、補修	
作業用広報設備（スピーカー）		増設、移設、改造、取替え、補修、撤去	

(施設別事項)

1 製造所及び一般取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
ボイラー、炬等のバーナーノズル		取替え、補修	
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替え、補修	
運搬容器の充填設備（固定注油設備）	撤去 ※注 9	取替え、補修	

2 屋内貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
ラック式以外の棚		取替え、補修、撤去	注 3 0
ラック式の棚	取替え ※注 3 0	補修	耐震計算等に変更がないこと。

冷房装置等	取替え ※注 1 2	補修	
-------	---------------	----	--

3 屋外タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
タンク本体	補修 ※注 3 1		備考 (確認事項等) 注 3 1 別表第 2 「タンク本体に係る補修工事」 によること。 注 3 2 (1) 貯蔵する危険物とコーテイングの 組合せが不適切でないこと。 (2) タンク底部からの漏えいを誘発す るおそれがないこと。
浮き屋根に設けるローリングラ ダー	取替え ※注 5	補修	
ポンプーン	補修 ※注 5		
浮き屋根のウエザーシールド		取替え、補修	
浮き屋根のシール材	取替え ※注 5	補修	
浮き屋根に設けるルーフトレン	取替え ※注 5	補修	
保温 (冷) 材		取替え、補修	
流出危険物自動検知警報装置		取替え、補修	
コーテイング	増設、移設、改造、取替え、 撤去 ※注 3 2	補修	

4 屋内タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考 (確認事項等)
タンク専用室の出入口の敷居		取替え、補修	

5 簡易タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
タンク固定金具		取替え、補修	

6 移動タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
底弁又は底弁の自動閉鎖装置若しくは自動閉鎖装置		補修	注33 箱枠の溶接線補修であること。
マンホール又は注入口の蓋		取替え、補修	注34 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替え、補修	注35 交換するタンクコンテナが積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けた後に増設するもの（IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両と緊結する装置に適合性があるものに限る。）であること。（平成9年4月9日付け消防危第50号通知）
類、品名及び最大数量の表示設備	移設 ※注28	増設、改造、取替え、補修	注36 タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
Uボルト		取替え、補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替え、補修	
注入ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外のものに限る。）		取替え、補修	
箱枠	取替え、補修 ※注33、34		
積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設 ※注35、36		

7 屋外貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
周囲の柵		取替え、補修	
ラック式柵	取替え ※注30	補修	
固体分離槽	取替え	補修	
シート固着装置		取替え、補修	

8 給油取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
防火塀	補修 ※注4		注37 看板の基礎の設置等のため地盤面を研らなないこと。
犬走り、アイランド等	補修 ※注4		注38
サインポール、看板等（電気設備に該当するものを含み、容易に移動できるものを除く。）	増設、移設、改造 ※注37、38	取替え、補修、撤去	可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。（電子決済方式用電子機器については、固定給油設備又は固定注油設備の管理区域（非危険場所）内に固定して設置することができる。（令和3年2月22日付け消防第20号質疑）注39
日よけ等（キヤノピーを除く。）	増設、移設、改造 ※注39	取替え、補修、撤去	上屋の面積に変更がないこと。
給油量表示装置	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
カードリーダー等省力機器（電子決済方式用電子機器を含む。）	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	

通気管の可燃性蒸気回収装置		取替え、補修、撤去	注40 ホース長の変更がないこと。
タンクローリー用アースターミナル（静電気除去のための接地電極）	増設、移設、改造、撤去	取替え、補修	
固定給油（注油）設備（型式試験確認を受けたものに限る。）	改造、撤去 ※注40	取替え、補修	
混合燃料油調合器、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等	取替え、撤去 ※注38	補修	
自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
セールスルーム（シヨップを含む。）内の電気設備又は給排水設備	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
セルフ給油取扱所の監視機器、放送機器、分電盤又は照明器具		取替え、補修	

9 販売取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
延焼防止用の軸壁、ひさし又は垂れ壁	取替え	補修	
棚		取替え、補修、撤去	

10 移送取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備考（確認事項等）
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替え、補修	注41

衝突防護設備		取替え、補修	(1) 道路、河川、海又は第三者の敷地を通過する部分を除くものとする。
配管（地下配管を除く。）	取替え、補修 ※注4 1		(2) 管径、板厚、材質及び経路の変更がないこと。
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	増設、移設、改造、撤去 ※注4 1	取替え、補修	(3) 危険物の取扱いに変更がないこと。
ポンプ設備	取替え、補修 ※注4 2		注4 2
切替弁、制御弁等		取替え、補修	(1) 移送基地の構内に設置されるものに限るものとする。
緊急遮断弁	取替え	補修	(2) 危険物の取扱いに変更がないこと。
ピグ取扱い装置	取替え	補修	(3) 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
感震装置	取替え	補修	注4 3
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラー	改造、撤去 ※注4 3	取替え、補修	ボルトにより取付けが可能なものに限る。
巡回監視車		取替え、補修	
漏えい検知口		取替え、補修	
漏えい検知装置	取替え	補修	

別表第2 (第2章第1節第4関係)

タンク本体に係る補修工事

<p>変更の届出を要する小規模な溶接工事</p> <p>屋外貯蔵タンクに係る変更の届出を要する小規模な溶接工事とは、溶接時の入熱量、残留応力等によるタンク本体構造への影響が軽微なものであって、第1項から第4項までに掲げる工事をいうものとする。なお、溶接工事の量は、保安検査又は内部開放点検1回当たりに行われる工事の量を示すものとする。(平成9年3月26日付け消防危第36号通知)</p>	
<p>1 附属設備に係る溶接工事 (タンク附属物取付用当て板を含む。)</p>	<p>(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事</p> <p>(2) ノズル、ワンホール等に係る肉盛り補修(母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 屋根板及び側板の接液部(危則第20条の7第1項に規定する接液部をいう。以下同じ。)以外の部分(以下「気相部分」という。)におけるノズル、ワンホール等に係る溶接部補修(溶接部を再溶接する補修(グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみを行う場合を除く。)をいう。以下同じ。)を行う工事</p>
<p>2 屋根に係る溶接工事</p>	<p>(1) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の重ね補修(母材表面に当て板(タンク附属物取付用当て板を除く。)を当て、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修をいう。以下同じ。)を行う工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下の部分について行われるものであって、補修が行われる部分が合計3箇所以下のもの</p> <p>(2) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の肉盛り補修を行う工事</p>
<p>3 側板に係る溶接工事</p>	<p>(1) 側板の気相部分における重ね補修を行う工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下の部分について行われるもの</p> <p>(2) 側板の気相部分における肉盛り補修を行う工事</p> <p>(3) 側板の接液部における肉盛り補修を行う工事のうち、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であり、かつ、補修が行われる部分が板(母材)1枚当たり3箇所以下であるもの</p>

	<p>(1) 側板の内面から600mmの範囲以外の範囲のアニュラ板又は底板の重ね補修を行う工事で、平成6年9月1日付け消防危第73号通知別添1の補修基準の分類で○に該当する工事(特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク(以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。))にあつては、これに相当する工事)において、1箇所当たり0.09㎡以下の部分について行われるものであり、かつ、補修が行われる部分が合計3箇所以下であるもの</p> <p>(2) 側板の内面から600mmの範囲以外の範囲のアニュラ板又は底板の肉盛り補修を行う工事で、溶接部から当該アニュラ板又は底板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであつて、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であるもの(全体の補修量が、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める補修量以下であるものに限る。)</p> <p>ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03㎡</p> <p>イ 貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量(以下この項において「最大数量」という。)が1万kgd未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06㎡</p> <p>ウ 最大数量が1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09㎡</p> <p>(3) 側板の内面から600mmの範囲以外の範囲の底部に係る溶接部補修を行う工事で、1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であるもの(全体の補修長さが、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める補修長さ以下であるものに限る。)</p> <p>ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m</p> <p>イ 最大数量が1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m</p> <p>ウ 最大数量が1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m</p>
<p>4 底部に係る溶接工事</p>	
<p>5 製造所等のタンクに係る溶接工事</p>	<p>屋外にある20号タンク及び屋内にある20号タンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについては、前各項の規定を準用する。</p>

（宛先）高松市消防局長

届出者

住所

氏名

危険物 仮貯蔵 仮取扱い 実施計画届出書

危険物の所有者、管理者 又は占有者	住所	電話 ()	
	氏名		
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称		
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法			
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)			
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()	
	氏名	【危険物取扱者免状：有（種類： ）・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理			
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄		
	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 次の事項を指導した 1 実施計画を実行する際には、所轄消防署に電話等により 仮貯蔵・仮取扱いの承認申請をすること。 2 電話等による承認申請後に来署等が可能になった場合は、 速やかに危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書を提出すること。 3 危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書の提出に併せて、高松市 消防手数料減免申請書を提出すること。		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 実施計画書を添付すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。